第二部　労働運動

I 労働組合の組織現状と組織運動

概要□労働組合の組織状況――労働組合の組織水準／産業別組織状況／企業規模別組織状況／組合員数増減の諸要因／主要連合体の組織状況／都道府県別組織状況／組織運動――全国中央組織の組織方針／産業別組織の動向：合化労連と化学一般の組織統一／化学総連の結成／石油同盟の結成／建設同盟の結成／自交総連の結成／全駐労と全軍労の組織統一／鐘紡労組のゼンセン同盟復帰／食品労連のIUF・JCC加盟／同盟交運協の発足／化学エネルギー労協とICEF・JAFの一本化／労働戦線の再編・統一問題：総評の方針／同盟の方針／労働四団体共闘をめぐる動き／総連合の結成／総連合にたいする総評の態度／総連合にたいする同盟の態度／統一労組懇の呼びかけ

概要

一、七六年いらい減少に転じた労働組合員数は、七八年にも減少をつづけ、七五年比で単一労働組合員数は約二〇万八〇〇〇人減の約一二三八万三〇〇〇人となり、推定組織率は三二・六%に低下した。

一、産業別にみると一年前にくらべて農林・漁業・水産養殖業、鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・水道・熱供給業で組合員数が減少し、卸売・小売業、金融・保険・不動産業、運輸通信業、サービス業、公務で増加している。

一、民営企業における単位労働組合員数の変動を企業規模別にみると、一〇〇〇人以上規模での減少がいちじるしく、七八年には、対七五年比では約三六万四〇〇〇人減、それ以下の規模では七五年を上回っているものの、対前年比では三〇～九九人規模で約一万九〇〇〇人増であったほかは、その他すべての規模で若干減少している。

一、単一労働組合員数の増減を主要連合体別にみると、七八年には総評は前年よりも約三万一〇〇〇人減でその加盟組合員数は約四五二万五〇〇〇人となり、同盟は約二万八〇〇〇人減で加盟組合員数は約二一八万二〇〇〇人、新産別は約三〇〇〇人減で六万一〇〇

○人、中立労連は約九〇〇〇人減で約一三二万一〇〇〇人となった。その結果、組合員総計に占めるそれぞれの割合は総評三六・五%、同盟一七・六%、新産別〇・五%、中立労連一〇・七%となった。

一、都道府県別に単位労働組合員数の増減をみると、七八年には労働組合員数がもっとも集中している東京、大阪、愛知、兵庫、北海道、福岡をふくむ三二の都道府県で減少し、その他の府県で若干の増加をみた。

一、総評は七八年七月の第五七回定期大会で採択した運動方針のなかで、低成長・構造不況のなかで生活と権利をまもるためには国民春闘路線を継続・発展させることが必要との観点に立ち、そのためには企業別組合の活動範囲をこえて地域や産業別の運動を発展させる必要があるとして「組織の強化・拡大と共闘・統一行動を発展させる」ための組織方針を決めた。これにたいして同盟は七八年一月の第一四回定期全国大会で七八～七九年の運動方針を採択し、そのなかで、不況下、雇用減、企業閉鎖、事業縮小により同盟の組織は減少しているものの、労働運動全体にたいする同盟の影響力は拡大しているとして、「政治・経済の中心をなす首都圏での組織拡大」ならびに「官公労組の民主化と拡大」に重点をおく組織方針を決めた。

一、産業別組織の新たな動きとしては、①合化労連と化学一般の組織統一、②化学エネルギー労協傘下の純中立組合による化学総連の結成、③同盟傘下の石油産業労組による石油同盟の結成と建設関係組織による建設同盟の結成、④政党支持の自由を主張して全自交労連から分裂した勢力による自交総連の結成、⑤全駐労と全軍労の組織統一、⑥食品労連のIUF・JCC加盟、⑦化学エネルギー労協とICEF・JAFの一体化、⑧同盟交運協の発足などがあった。

一、労働戦線の再編・統一問題に関連しては、中立労連と新産別が戦線統一の促進をめざして七九年三月全国労働組合総連合を結成したこと、総評が、戦線統一にさいし組合の立場による選別をゆるさず、全的統一をめざすとしながらも民間先行を認めるなど柔軟な態度を示したこと、同盟は立場を同じくするものの統一で、国際自由労連志向を条件とするとの方針をかかげたことが注目される。

1　労働組合の組織状況

1　労働組合の組織水準

組合員数　一九七六年には、日本の労働組合員数は一九五一年いらいはじめて減少をみたが、七七年、七八年とこの傾向はつづき、七八年六月末日の労働組合員数（単一労働組合員数*）は約一二三八万三〇〇〇人で、前年同期よりも約五万四〇〇〇人（〇・四%）減、史上最高を数えた七五年にくらべれば約二〇万八〇〇〇人（一・七%）減であった（第91表）。

＊　ここに掲げた統計表の示す各年の組合員数は、六月末日現在のそれである。組合員数を示す場合に、単一労働組合員数と単位労働組合員数という用語を区別して使っているが、単位労働組合とは、その構成員が個人加入の形式をとり、独自の規約をもち、独自の活動をおこなう組合で、その下部にこうした組織をもたないものをいう。これにたいして単一労働組合とは、その内部に単位労働組合に準じた機能をもつ組織（支部、分会など）があり、かつ構成組合員が規約上すべて当該組織に個人加入する形式をとっている組合をいう。単位労働組合に関する統計は、単位組織組合と単一組織組合の最下部の組織である単位扱い組合とをそれぞれ一組合として集計した結果であり、単位組織組合と単一組織組合の本部をそれぞれ一組合として集計したものである。なお単位労働組合と単一労働組合の集計では組合員数に相違が現れるが、これは単一組合内で独自の活動を認められていない下部組合の組合員数が、前者の場合には集計されず、後者の場合には本部の組合員数として集計されるからで、後者すなわち単一労働組合員数の統計が組合員の実数をより正確に示している。

組合員数の変動を歴史的に回顧するな

第91表　労働組合数，組合員数および推定組織率の推移　　（単位・単一）

年	組合数	組合員数	対前年増減数		対前年増減率		雇用者数	推定組織率
			組合数	組合員数	組合数	組合員数		
		人		人	%	%	万人	%
1968年	28,840 (56,535)	10,862,864 (10,774,814)	505 (1,214)	296,428 (298,945)	1.8 (2.2)	2.8 (2.9)	3,159	34.4
1969	29,611 (58,812)	11,248,601 (11,143,482)	771 (2,277)	385,737 (368,668)	2.7 (4.0)	3.6 (3.4)	3,196	35.2
1970	30,058 (60,954)	11,604,770 (11,481,206)	447 (2,142)	356,169 (337,724)	1.5 (3.6)	3.2 (3.0)	3,277	35.4
1971	30,500 (62,428)	11,797,570 (11,684,263)	442 (1,474)	192,800 (203,057)	1.5 (2.4)	1.7 (1.8)	3,388	34.8
1972	30,818 (63,718)	11,888,592 (11,772,008)	318 (1,290)	91,022 (87,745)	1.0 (2.1)	0.8 (0.8)	3,469	34.3
1973	31,674 (65,448)	12,097,848 (11,967,333)	856 (1,730)	209,256 (195,325)	2.8 (2.7)	1.8 (1.7)	3,659	33.1
1974	32,734 (67,829)	12,461,799 (12,325,147)	1,060 (2,381)	363,951 (357,814)	3.3 (3.6)	3.0 (3.0)	3,676	33.9
1975	33,424 (69,333)	12,590,400 (12,472,974)	690 (1,504)	128,601 (147,827)	2.1 (2.2)	1.0 (1.2)	3,662	34.4
1976	33,771 (70,039)	12,508,731 (12,374,288)	347 (706)	△ 81,669 (△ 98,686)	1.0 (1.0)	△ 0.6 (△0.8)	3,710	33.7
1977	33,987 (70,625)	12,437,012 (12,293,052)	216 (586)	△ 71,719 (△ 81,236)	0.6 (0.8)	△ 0.6 (△0.7)	3,746	33.2
1978	34,163 (70,868)	12,382,829 (12,232,614)	176 (243)	△ 54,183 (△ 60,438)	0.5 (0.3)	△ 0.4 (△0.5)	3,796	32.6

〔備考〕　1）　組合数，組合員数は単一労働組合数および組合員数である。ただし，（　）内は単位労働組合数および組合員数である。
2）　雇用者数は総理府統計局「労働力調査」各年6月分による。
3）　推定組織率とは，組合員数を雇用者数で除して算出したもの。
4）　△ 印は減少を示す。
5）　労働省「昭和53年労働組合基本調査報告」による。

らば、戦前に最高四二万余人（一九三六年）を数えたにすぎないわが国の労働組合員数は、第二次大戦の終了時にはゼロになっていたが、敗戦とともに組織化が再開され、その後組合員数の変動はいくつかの時期をへて今日にいたっている。第一期は、敗戦後占領下の「民主化」政策のもとで労働組合の組織化が破竹の勢いですすんだ時期で、組合員数は一九四五年八月のゼロから出発して四六年六月末には約三六八万人、四八年六月末には約六六八万人に達した。第二期は、ドッジ・プランの強行、朝鮮戦争の勃発などを背景に占領軍・政府ならびに資本による組合への攻撃が強められ、労働組合運動が後退を余儀なくされた四九～五〇年以後五六年にいたる時期で、組合員数は減少と停滞を示し、五一年は四八年よりも約一〇〇万を減じて約五六九万人になった。第三期は、ふたたび運動の前進がはじまった五七年以降六四年にいたる時期でようやくたちなおった労働組合運動は、経済の高成長にもとづく雇用増を背景に比較的容易に組織を拡大することができた。すでに五二年いらい回復にむかいはじめていた組合員数は、五七年にはそれ以前のピークを超えて約六七六万人となり、六四年には約九八〇万人を記録した。第四期は六五年から七四年にいたる時期で、産業「合理化」と間欠的にみられた景気の一時的後退によってブレーキをかけられつつも、なお進行しつつあった経済の高成長とそれにともなう雇用増にささえられて、組合員数は増加しつづけ、六五年にはそれは一〇〇〇万人、七三年には一二〇〇万人の大台にのった。

だが注目しなければならないのは、組合員の絶対数こそ七五年までなおも増加をつづけたものの、七一年以降は組合員数の増加が雇用労働者数の増加に追いつかず、第91表にみるとおり組合組織率が低下しはじめていたことである。そして七三年以降雇用労働者数の年間増大幅がいちじるしくせばまり、ついで七四年に、構造不況が顕在化して、企業の雇用調整が進行するなかで、七六年以後の組合員数の減少という、組合員数変動における第五の時期をむかえているのである。

組織率

一九七八年には、前年にくらべて雇用労働者数は約五〇万人増加したが、組合員数が約五万四〇〇〇人減少したため、雇用労働者数に占める労働組合員数の割合で示される労働組合推定組織率は、前年を〇・六ポイント下回って、三二・六％となった(第91表)。

わが国の労働組合組織率は、つぎのような歴史的経過をたどって今日にいたっている。雇用労働者数の集計方法が戦前と戦後で相違しているので、そのまま比較するのでは正確を欠くが、戦前の組織率は最高七・九％（一九三一年）であった（雇用労働者数の集計方法を戦後と同じにすれば七・九％を下回る）。戦後は、一九四五年の〇％からはじまり、四八～四九年には五〇％を超えたが、その後組合員数の減少にともなって低下し、さらに五二年以降組合員数がふたたび増加しはじめたのちも雇用労働者数の増加がそれを上回ったために組織率はなおも低下をつづけ、五九年には最低の三一・一％を記録した。その後六〇～六四年の時期に三二・二％から三五・〇％へと上昇、六五～六七年にふたたび低下の傾向をみせたが、六九～七〇年に三たび上昇して、七〇年には三五・四％と最近におけるピークを示した。しかし、その後またまた組織率は低下し、七四年、七五年に若干の回復をみたものの、七六年以降はふたたび低下傾向に転じて、七八年には三二・六％という一九六〇年（三二・二

%）いらいの低水準を示すにいたっている。

国際比較　社会主義国の労働組合組織率は一般的にいって高く、ソ連の労働組合員数は七九年には一億二二八〇万人に達しているが、資本主義国で組合員数がわが国のそれを上回っているのはアメリカ合衆国（七八年二二八〇万人）だけであり、イギリス約一二〇〇万人（七八年）、西ドイツ八六二万二〇〇〇人（七五年）である。また組合組織率ではスウェーデンが最高で七〇%を超え、イギリス五一・五%（七四年）、西ドイツ四〇・三%（七五年）であるが、アメリカ合衆国は総労働者数一億〇二五四万人のうち組合に組織されているのは二二・三%（七八年）にすぎない。

2　産業別組織状況

産業別組合員数　一九七八年の単一労働組合員数は、全産業でみると労働組合員数が最高を示した対七五年比で一・七%減、対七七年比で〇・四%減であったが、これを産業別にみると、対七五年比では、農林・漁業・水産養殖業、鉱業、製造業、運輸・通信業で減少しているほかは、他のすべての産業で増加して

第92表　産業別労働組合員数および推定組織率（1978年）

（単一）

産業	組合員数		対75年増減数	対75年増減率	対前年増減数	対前年増減率	推定組織率
	人	%	人	%	人	%	%
全産業	12,382,829	(100.0)	△ 207,571	△ 1.7	△ 54,183	△ 0.4	32.6
農林，漁業，水産業	103,306	(0.8)	△ 11,125	△ 9.0	△ 3,524	△ 3.3	22.0
鉱業	58,882	(0.5)	△ 6,635	△ 10.1	△ 3,501	△ 5.6	45.3
建設業	678,025	(5.5)	366	0.0	△ 898	△ 0.1	16.9
製造業	4,230,606	(34.2)	△ 372,348	△ 8.0	△ 124,384	△ 2.9	37.6
卸売業，小売業	743,581	(6.0)	40,685	5.7	21,644	3.0	9.5
金融・保険，不動産業	987,964	(8.0)	26,582	2.7	19,832	2.0	63.3
運輸・通信業	2,068,209	(16.7)	△ 15,170	△ 0.1	6,070	0.3	64.4
電気・ガス・水道・熱供給業	233,435	(1.9)	5,079	2.2	△ 282	△ 0.1	75.3
サービス業	1,621,154	(13.1)	75,765	4.9	26,113	1.6	22.5
公務	1,462,638	(11.8)	42,591	2.9	13,129	0.9	74.2
分類不能の産業	195,029	(1.6)	5,346	2.8	△ 8,382	△ 4.1	—

〔備考〕 1)　△印は減少を示す。
2)　労働省昭和50年および53年「労働組合基本調査報告」により作成。

いる。しかし対前年比では、対七五年比で減少を示している産業に加えて、建設業、電気・ガス・水道・熱供給業、「分類不能の産業」でも若干の減少がみられる。これらのうち、とりわけ減少がはなはだしいのは製造業で、対七五年比で約三七万二〇〇〇人（八・〇%）、対前年比で約一二万四〇〇〇人（二・九%）の減となっている（第92表）。以上の増減の結果、七八年における労働組合員の産業別構成はつぎのようになった。最大の部分を占めてきた製造業はその比率を低下して三四・二%となり、運輸・通信業一六・七%、サービス業一三・一%、公務一一・八%、金融・保険・不動産業八・〇%、卸売・小売業六・〇%、建設業五・五%であった（第92表）。

産業別組織率　七八年における推定組織率を産業別にみると、最高は電気・ガス・水道・熱供給業の七五・三%で、公務の七四・二%がこれにつぎ、以下運輸・通信業六四・四%、金融・保険・不動産業六三・三%、鉱業四五・三%、製造業三七・六%、サービス業二二・五%、農林・漁業・水産養殖業二二・〇%、建設業一六・九%、卸売・小売業九・五%の順になっている（第92表）。

3　企業規模別組織状況

企業規模別組合員数　民間企業の単位労働組合員数は、一九七八年には七五年よりも約二九万人（三・二%）減少した。

第93表　企業規模別労働組合員数（民営企業）

企業規模	組合員数			組合員数の対前年増減率		組合員数の構成比	
	1975年	1976年	1977年	1978年	1975年増減率	1975年	1978年
	人	人	人	人	%	%	%
合計	8,933,293	8,812,544	8,713,977	8,642,974	△ 3.2	100.0	100.0
1,000人以上	5,226,693	5,088,102	4,986,914	4,863,074	△ 6.9	58.5	56.3
300～999人	1,365,469	1,380,972	1,366,384	1,385,491	1.4	15.3	16.0
100～299人	1,023,031	1,031,368	1,033,899	1,022,861	0.0	11.5	11.8
30～99人	454,009	461,720	466,206	464,198	2.2	5.1	5.4
29人以下	69,225	72,088	70,907	70,339	1.6	0.8	0.8
その他	794,866	778,294	789,667	837,011	5.3	8.9	9.7

［備考］　1）その他とは，2企業以上の従業員で組織されるもの（1人1企業のものをふくむ）および規模不明のものである。
2）△印は減少を示す。
3）労働省「労働組合基本調査報告」昭和50～53年各版により作成。

%)、前年よりも約七万一〇〇〇人（〇・八%）減少して約八六四万二〇〇〇人となった。これを企業規模別にみると、従業員一〇〇〇人以上の企業での減少がいちじるしく、対七五年比では約三六万四〇〇〇人（六・九%）減、対前年比では約一二万四〇〇〇人（二・五%）減であった。それ以下の規模では、すべての規模で七五年を上回っているものの、対前年比では、三〇〇～九九九人規模で約一万九〇〇〇人（一・四%）増であったほかは、その他のすべての規模で若干減少している（第93表）。

組合員数の企業規模別構成　このような増減の結果、七八年における民営企業労働組合員数の企業規模別構成はつぎのようになった。七一年に全体の五九・五%、七五年に五八・五%を占めていた一〇〇〇人以上規模の企業の組合員は、五六・三%へと低下し、三〇〇～九九九人規模は七五年の一五・三%から七八年の一六・〇%へ、一〇〇～二九九人の規模は七五年の一一・五%から七八年の一一・八%へ、三〇～九九人規模は七五年の五・一%から七八年の五・四%へと比率を高め、二九人以下の規模では七五年、七八年ともに〇・八%であった（第93表）。

4　組合員数増減の諸要因

組合員数増減の主要因　第91表にみるように、一九七八年にはわが国の単一労働組合員数は約五万四〇〇〇人、単位労働組合員数は約六万人減少した。こうした組合員数の

第94表　新設，解散労働組合数および組合員数　（単位）

年	新設 合計 組合数	新設 合計 組合員数	新設 実質的新設 組合数	新設 実質的新設 組合員数	解散 合計 組合数	解散 合計 組合員数	解散 実質的解散 組合数	解散 実質的解散 組合員数	新設－解散 組合員数
		人		人		人		人	人
1972年	3,624	406,759	2,182	163,472	3,349	349,816	2,068	122,629	56,943
1973	3,715	428,906	2,473	182,234	3,055	340,178	1,600	77,134	88,728
1974	3,742	377,766	2,590	189,354	3,141	287,722	1,752	98,774	90,044
1975	3,189	315,118	2,151	165,076	2,856	242,836	1,651	78,503	72,282
1976	2,807	249,725	1,895	120,352	2,511	206,616	1,546	67,480	43,109
1977	2,496	231,645	1,692	107,576	2,394	206,549	1,509	61,305	25,096
1978	2,289	196,905	1,375	87,219	2,640	174,404	1,624	62,133	22,501

〔備考〕 1）新設は，実質的新設と形式的新設に区分され，実質的新設には「事務所の新設・拡張による新設」および労働条件の向上のための新設，労働者の自覚による新設等の「その他の理由による新設」がふくまれる。
なお，形式的新設とは組織の変更および分裂にともなう新設をいう。
2）解散は，実質的解散と形式的解散に区分され，実質的解散には「事業所の休廃止による解散」および組合無用論による解散，組合内の紛争による解散等の「その他の理由による解散」がふくまれる。
なお，形式的解散とは組織の変更および分裂にともなう解散をいう。
3）労働省「昭和53年労働組合基本調査報告」による。

第95表　産業別にみた実質的新設・解散組合員数（1978年）　（単位）

	実質的新設組合員数（A）	実質的解散組合員数（B）	（A）－（B）
	人	人	
全産業	87,219	62,133	25,086
農林漁業・水産養殖業	363	441	△ 78
鉱業	29	666	△ 637
建設業	5,330	1,768	3,562
製造業	29,996	32,928	△ 2,932
卸売・小売業	16,281	6,018	10,263
金融・保険業	4,615	3,747	868
不動産業	182	41	141
運輸・通信業	9,676	6,109	3,567
電気・ガス・水道・熱供給業	629	76	553
サービス業	17,584	8,380	9,204
公務	1,174	961	213
分類不能の産業	1,360	1,058	302

〔備考〕 1)　△印はマイナスを示す。
2)　労働省「昭和53年労働組合基本調査報告」により作成。

第96表　民営企業における企業規模別実質的新設・解散組合員数（1978年）　（単位）

企業規模	実質的新設組合員数（A）	実質的解散組合員数（B）	（A）－（B）
	人	人	
合計	83,365	59,522	23,843
1,000人以上	21,816	15,575	6,241
500～999人	13,039	4,750	8,289
300～499人	8,953	3,988	4,965
100～299人	15,114	13,003	2,111
30～99人	12,379	13,273	△ 894
29人以下	3,583	4,901	△ 1,318
その他	8,481	4,032	4,449

〔備考〕 1)　△印はマイナスを示す。
2)　労働省「昭和53年労働組合基本調査報告」により作成。

減少は、既設組合（七七年六月末日までに設立されていた組合）における組合員数の増減と、七七年七月～七八年六月の期間における組合の新設・解散による組合員数の増減の総合された結果であるが、七六年いらいみられたのと同じく（本年鑑一九七八年版一九四ページ、同七九年版二〇二ページ参照）、七八年における組合員数の減少は、主として既設組合員数の減少によってひきおこされたものである。

すなわち第94表で明らかなように、七八年の新設組合員数は約一九万七〇〇〇人で、前年よりも約四万六〇〇〇人減少し、七三年にくらべれば二三万二〇〇〇人減少しているが、解散組合員数も前年より約三万二〇〇〇人減、七三年よりも約一六万六〇〇〇人減の約一七万四〇〇〇人にとどまったし、またこれらのうちから組合の組織変更等にともなう形式上の新設・解散組合員数をのぞいた実質的新設・解散組合員数についてみても、実質的新設組合員数の約八万七〇〇〇人にたいして実質的解散組合員数は約六万二〇〇〇人で、そのいずれをとっても新設組合員数が解散組合員数を上回っている。

要因別にみた産業別労働組合員数の増減

前年にくらべて一九七八年に組合員数が減少した産業は、第92表にみるように農林・漁業・水産養殖業、鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・水道・熱供給業、分類不能の産業であり、その他の産業では組合員数の増加がみられたが、第95表にみるように、組合員数が減少した産業のうち、実質的新設組合員数が実質的解散組合員数を下回ったのは、農林・漁業・水産養殖業、鉱業、製造業で、その他のすべての産業では実質的新設組合員数が実質的解散組合員数を上回った。

企業規模別実質的新設・解散組合員数

一九七八年の民営企業の組合員数の増減を表にみると前ページ表のとおり約七万一〇〇〇人減少したものであることは、七八年の民営企業における実質的新設組合員数が約八万三〇〇〇人であったのにたいして、実質的解散組合員数が約六万人にとどまったことからしても明らかである（第96表）。これを企業規模別にみると、従業員一〇〇人以上の企業規模ではすべて実質的新設組合員数が実質的解散組合員数を上回ったが、九九人以下の小・零細企業においては前者が後者を若干下回った。構造不況下でこの種の企業の倒産が多発したことによるものと思われる。

5 主要連合体の組織状況

労働組合の連合体

労働組合の連合体を、①全国的（加盟組合が全国的に分布するもの）、②地方的（数都道府県に分布するもの）、③府県的（一道府県に分布するもの）、④地区的（一市町村または隣接市町村に分布するもの）連合体の四種類に分けてみると、一九七八年には全国的連合体は二八八（前年より二〇減）、地方的連合体は四八二（前年より一〇増）、府県的連合体は一六二三（前年より八九増）、地区的連合体は三一七三（前年より一二五増）であった（第97表）。

これらの連合体のうち全国的連合体の連合組織の形をとっている

第97表　地域および組合の種類別連合団体数

地域	合計		連合組織		協議組織	
	1977年	1978年	1977年	1978年	1977年	1978年
	%	%	%	%	%	%
合計	5,440(100.0)	5,565(100.0)	1,088(20.0)	1,116(20.1)	4,352(80.0)	4,449(79.9)
全国的	308(100.0)	288(100.0)	195(63.3)	175(60.8)	113(36.7)	113(39.2)
地方的	436(100.0)	482(100.0)	147(33.7)	191(39.6)	289(66.3)	291(60.4)
府県的	1,533(100.0)	1,622(100.0)	454(29.6)	479(29.5)	1,079(70.4)	1,143(70.5)
地区的	3,163(100.0)	3,173(100.0)	292(9.2)	271(8.5)	2,871(90.8)	2,902(91.5)

〔備考〕 1) 連合団体とは，労働組合の団体加盟の形式をとる組合をいい，その連合団体のうち加盟組合の連絡，相互援助等のみを目的とするものを「協議組織」，その決定が加盟組合を拘束しうるものを「連合組織」という。
2) 全国的とは，連合団体傘下の加盟組合が全国に分布するもの。
3) 地方的とは，2以上の都道府県に分布するもの。
4) 府県的とは，1都道府県内に分布するもの。
5) 地区的とは，1市町村内又は隣接市町村に分布するもの。
6) 労働省「昭和53年労働組合基本調査報告」による。

第98表　主要団体別労働組合員数の推移

(単一)

年	合計	総評	同盟	新産別	中立労連	4団体以外の上部組合	無加盟
	人	人	人	人	人	人	人
1972年	11,888,592 (100.0)	4,266,835 (35.9)	2,225,928 (18.7)	72,891 (0.6)	1,392,703 (11.4)	2,985,589 (25.1)	1,095,510 (9.2)
1973	12,097,848 (100.0)	4,341,265 (35.9)	2,277,883 (18.8)	70,041 (0.6)	1,374,344 (11.4)	3,316,517 (27.4)	1,103,040 (9.1)
1974	12,461,799 (100.0)	4,457,387 (35.8)	2,312,513 (18.6)	71,375 (0.6)	1,401,148 (11.2)	3,503,943 (28.1)	1,110,286 (8.9)
1975	12,590,400 (100.0)	4,573,313 (36.3)	2,266,087 (18.0)	69,678 (0.6)	1,369,294 (10.9)	3,604,040 (28.6)	1,100,873 (8.7)
1976	12,508,731 (100.0)	4,578,911 (36.6)	2,208,863 (17.7)	66,163 (0.5)	1,354,183 (10.8)	3,600,736 (28.8)	1,089,501 (8.7)
1977	12,437,012 (100.0)	4,556,567 (36.6)	2,210,240 (17.8)	64,519 (0.5)	1,330,089 (10.7)	3,574,575 (28.7)	1,085,069 (8.7)
1978	12,382,829 (100.0)	4,525,237 (36.5)	2,181,810 (17.6)	61,270 (0.5)	1,320,798 (10.7)	3,607,490 (29.1)	1,071,877 (8.7)
対前年増減数(人)	△ 54,183	△ 31,330	△ 28,430	△ 3,249	△ 9,291	32,915	△ 13,192
対前年増減率(%)	△ 0.4	△ 0.7	△ 1.3	△ 5.0	△ 0.7	0.9	△ 1.2

〔備考〕 1) 2以上の主要団体に加盟している組合の組合員数は，それぞれの主要団体に重複集計してあるので，主要団体別の組合員数の合計とは一致しない。
2) ( ) 内の数字は構成比を示す。
3) 労働省「昭和53年労働組合基本調査報告」による。

ものに日本労働組合総評議会（総評）、全日本労働総同盟（同盟）、全国産業別労働組合連合（新産別）、および中立労働組合連絡会議（中立労連）の四連合組織があり、これらは通常「労働四団体」と呼ばれている。これら四団体のうち名実ともに労働組合のナショナル・センターとして機能してきたのは、総評と同盟の二つである。中立労連は七四年いらい大会を開いて労連としての活動方針を決め、また組織整備と主体性確立に努めはじめたが、しかしなお中立の全国的連合体の連絡機関の性格を脱していないし、新産別はその組織があまりにも小さいので、これら二つは労働組合中央組織として機能しているとはいえない。なお中立労連と新産別は、労働戦線統一の触媒となることをめざして七九年三月九日に両組織をのこしたまま両者が連合して全国労働組合総連合（総連合、約一四〇万人）を結成した。当初の計画では純中立のいくつかの組織の参加を予定していたが、全国自労のオブザーバー加盟をみたにとどまった。

以上の総評、同盟、中立労連、新産別の四団体に所属する組合員数の合計は、七八年には対前年比で約七万二〇〇〇人、対七五年比で約一八万九〇〇〇人減少して、約八〇八万九〇〇〇人となり、日本の労働組合員数に占める割合は前年の六五・六%から〇・三ポイント低下して六五・三%となった（第98表）。

主要団体別に組合員数の動きをみると、つぎのとおりである。

総評

総評の加盟組合員数は、六四年の同盟発足いらい伸びなやみ、日本の労働組合員数に占める割合も年々低下する傾向にあったが、七四年いらい流れが変わり、七四～七六年には組合員数を増加し、七五～七七年には組合員総数に占める割合を高めた。七八年の加盟組合員数は対七六年比で約五万四〇〇〇人減、対七七年比で約三万一〇〇〇人減、対七七年比で約三万一〇〇〇人減で、組合員総数に占める割合は前年の六五・六%から〇・三ポイント低下して六五・三%となった（第98表）。

同盟

同盟は六四年の発足いらい組合員数は減少傾向に転じ、七七年には、それまでも事実上その傘下にあった全日本紙パルプ・紙加工産業労働組合総連合（紙パ総連合）約二万九〇〇〇人、国税労働組合全国会議（国税会議）約二万七〇〇〇人等を正式加盟させることで、形のうえでは傘下組合員数を約一〇〇〇人増加させたが、七八年にはふたたび約二万八〇〇〇人の減少を示し、組合員総数に占める割合は、最高時の七三年にくらべて一・二ポイントの低下、対七七年比で〇・二ポイント低下して一七・六%であった。

傘下組合のうち組合数が増加したおもな組合は、日本海員組合（海員）約八〇〇〇人増、日本自動車産業労働組合連合会（自動車労連）約五〇〇〇人増、全国食品産業労働組合同盟（全食品同盟）約三〇〇〇人増であり、組合員数が減少したおもな組合は、全国一般労働組合同盟（一般同盟）約二万一〇〇〇人減、全国造船重機労

第99表　産業別労働組合員数の主要団体別構成比

（単位）（%）

産業	合計	総評		同盟		新産別		中立労連		その他	
		77年	78年	77年	78年	77年	78年	77年	78年	77年	78年
全産業	100.0	36.9	36.8	17.9	17.7	0.5	0.5	10.7	10.7	37.4	37.6
農業	100.0	24.4	26.3	21.9	21.8	—	—	0.2	0.2	53.5	51.7
林業・狩猟業	100.0	78.3	77.5	13.9	14.1	—	—	—	—	7.8	8.4
漁業・水産養殖業	100.0	0.3	0.3	9.9	10.8	—	—	16.6	15.6	73.1	73.3
鉱業	100.0	54.5	54.0	16.7	16.5	0.1	0.1	3.0	3.1	25.7	26.4
建設業	100.0	18.2	17.7	4.6	4.4	—	—	36.1	37.3	41.9	41.2
製造業	100.0	18.3	17.8	29.8	29.5	1.3	1.2	15.9	15.8	39.8	40.9
卸売業・小売業	100.0	7.0	6.7	23.5	24.6	0.1	0.1	4.1	3.9	74.4	74.3
金融・保険業	100.0	2.1	2.1	1.2	1.2	—	—	32.3	32.3	64.8	64.9
不動産業	100.0	29.1	27.9	9.1	9.8	0.1	0.0	0.3	0.3	86.8	86.1
運輸・通信業	100.0	58.8	58.2	20.1	20.4	0.4	0.4	0.0	0.0	25.0	24.9
電気・ガス・水道・熱供給業	100.0	25.6	25.6	62.6	61.8	—	—	9.5	10.3	2.4	2.5
サービス業	100.0	57.5	57.7	3.9	4.1	0.0	0.0	0.8	0.8	38.9	38.0
公務	100.0	89.1	89.3	2.9	2.7	—	—	—	—	8.1	8.1
分類不能の産業	100.0	26.2	26.4	9.6	8.4	—	—	3.3	2.3	60.9	63.0

〔備考〕　労働省「昭和53年労働組合基本調査報告」による。

働組合連合会（造船重機）約一万四〇〇〇人減、ゼンセン同盟約八〇〇〇人減、鉄道労働組合（鉄労）約三〇〇〇人減等であった。

新産別　新産別傘下ではその中心的組織である全国機械金属労働組合（全機金）が組合員数を前年よりも約三〇〇〇人減らした。

中立労連　七八年の傘下組合員数は、対前年比で約一万減、対七四年比で約八万人減の約一三二万一〇〇〇人で、傘下組合のうち前年よりも組合員数が増加したおもな組合は、全国建設労働組合総連合（全建総連）約六〇〇〇人増、全国生命保険労働組合連合会（生保労連）約六〇〇〇人増であり、組合員数が減少したおもな組合は全日本電機機器労働組合連合会（電機労連）約九〇〇〇人減、全日本食品労働組合連合会（食品労連）約七〇〇〇人減、全日本電線工業労働組合（全電線）約三〇〇〇人減であった。

全日本金属産業労働組合協議会（IMF・JC）　このほか、同盟・総評・中立労連にまたがる組織であるIMF・JCの七八年の傘下組合員数は、約一八七万七〇〇〇人で、前年より約二万二〇〇〇人減、一九七五年の約一九二万六〇〇〇人よりも約四万九〇〇〇人減であった。

主要連合体の産業別組織状況　一九七八年の労働組合員数を産業別に分けると、第92表でみたとおり製造業（三四・二%）、運輸・通信業（一六・七%）、サービス業（一三・一%）、公務（一一・八%）の四部門で全体の七五・八%を占めることになる。これらの各部門における各主要団体の組織状況をみると、製造業で最大の組合員数を組織しているのは同盟（二九・五%）で、総評（一七・八%）、中立労連（一五・八%）がこれにつづいて

いる。運輸・通信業とサービス業では総評がそれぞれ五八・二%と五七・七%で過半数を占め、公務ではこれまた総評が八九・三%とその圧倒的部分を組織している。

また、農業、漁業・水産養殖業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業では四団体のいずれにも加盟していない組合が過半数を組織している（第99表）。

主要連合体の適用法規別組織状況

労働組合員数を適用法規別に分けると、一九七八年に労働組合法適用組合員数は約八九二万人でもっとも多く、ついで地公労法適用組合員の約一九三万四〇〇〇人、公労法適用組合員の約一〇一万六〇〇〇人、国公法適用組合員約二八万五〇〇〇人、地公労法適用組合員約二二万三〇〇〇人となっている（労働省「昭和五三年労働組合基本調査報告」による）。

これら適用法規別組合員数に占める一九七八年の四団体加盟別組合員数をみると、労働組合法適用組合員数では同盟が二二・六%でもっとも多く、総評は一六・九%、中立労連は一四・八%、新産別〇・七%となっているが、四団体のいずれにも加盟しないものが全体の四九・三%を占めている（第100表）。

公共企業体等労働関係法、地方公営企業労働関係法、国家公務員法、地方公務員法の各適用組合員の大部分は総評に加盟しているが、このうち公労法と国公法の各適用組合員のそれぞれ一二・二%と一〇・〇%は同盟傘下にあり、また地公労法適用組合員の二七・八%、国公法適用組合員の一一・九%、地公法適用組合員の九・二%は、四団体のいずれにも加盟していない（表100第）。

第100表　適用法規および主要団体別労働組合員数の構成比　（単一）（%）

主要団体	合計		労組法		公労法		地公労法		国公法		地公法	
	77年	78年	77年	78年	77年	78年	77年	78年	77年	78年	77年	78年
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
総評	36.6	36.5	17.4	16.9	86.8	87.0	70.0	71.7	77.8	78.1	90.3	90.3
同盟	17.8	17.6	22.7	22.6	12.3	12.2	1.1	0.8	10.2	10.0	0.6	0.6
新産別	0.5	0.5	0.7	0.7	—	—	—	—	—	—	—	—
中立労連	10.7	10.7	14.8	14.8	—	—	0.4	0.4	—	—	—	—
その他	37.5	37.8	48.7	49.3	0.9	0.8	29.4	27.8	11.9	11.9	9.2	9.2

〔備考〕 労働省「昭和53年労働組合基本調査報告」による。

6　都道府県別組織状況

都道府県別組合員数

都道府県別に単位労働組合員数をみると、一九七八年には東京の約二一三万三〇〇〇人を筆頭に、大阪約一〇七万三〇〇〇人、愛知約七七万八〇〇〇人、神奈川約七六万四〇〇〇人、兵庫約五七万四〇〇〇人、北海道約五一万八〇〇〇人、福岡約四七万七〇〇〇人がつづいている。そして北海道をのぞくこれらの六都府県に日本の労働組合員数の四七・四%（約五七九万九〇〇〇人）が集中している。七八年における都道府県別組合員数の対前年増減をみると、右の六都府県のうち

第101表　都道府県別労働組合員数

（単位）

都道府県	組合員数	対前年増減数	対前年増減率	主要団体別構成比（%）					
				合計	総評	同盟	新産別	中立労連	その他
	人	人	%						
合計	12,232,614	△ 60,438	△ 0.5	100.0	36.8	17.7	0.5	10.7	37.6
北海道	518,194	△ 1,471	△ 0.3	100.0	54.3	9.1	0.0	6.3	32.2
青森	91,429	△ 381	△ 0.4	100.0	56.6	16.2	0.1	5.1	24.3
岩手	124,430	△ 76	△ 0.1	100.0	55.3	12.7	0.0	7.1	27.7
宮城	184,018	△ 1,101	△ 0.6	100.0	42.2	12.2	0.1	11.5	36.9
秋田	120,089	△ 612	△ 0.5	100.0	49.5	9.5	0.0	5.0	37.9
山形	113,311	408	0.4	100.0	43.3	11.9	2.0	18.3	26.9
福島	177,072	△ 2,734	△ 1.5	100.0	44.4	20.2	1.5	8.3	27.4
茨城	209,368	6,781	3.3	100.0	37.8	8.8	0.1	22.8	31.9
栃木	160,939	430	0.3	100.0	29.0	18.1	0.0	15.0	44.6
群馬	160,461	708	0.4	100.0	37.7	11.0	1.1	13.1	40.9
埼玉	328,315	2,801	0.9	100.0	28.6	21.6	0.5	15.2	40.5
千葉	276,072	△ 3,303	△ 1.2	100.0	43.6	14.4	0.2	11.3	33.4
東京	2,132,499	△ 1,708	△ 0.1	100.0	28.8	17.3	0.5	11.1	44.8
神奈川	763,960	1,062	0.1	100.0	28.1	21.3	1.2	18.1	41.5
新潟	240,663	△ 2,527	△ 1.0	100.0	41.9	22.4	0.6	4.7	33.5
富山	136,113	△ 1,504	△ 1.1	100.0	37.5	17.1	3.1	3.4	40.9
石川	106,410	5,085	5.0	100.0	47.2	24.8	0.0	5.0	24.8
福井	79,664	△ 1,488	△ 1.8	100.0	38.7	27.8	—	9.1	25.4
山梨	55,464	△ 1,104	△ 2.0	100.0	53.0	6.5	—	6.7	34.8
長野	230,856	701	0.3	100.0	39.3	12.6	0.1	14.0	35.7
岐阜	165,128	△ 1,516	△ 0.9	100.0	32.5	27.5	0.0	8.5	35.6
静岡	357,466	1,023	0.3	100.0	31.2	20.3	0.4	11.7	41.7
愛知	777,518	630	0.1	100.0	27.8	17.6	0.6	7.5	50.2
三重	184,165	△ 1,233	△ 0.7	100.0	35.6	14.8	0.1	14.7	36.3
滋賀	106,677	△ 224	△ 0.2	100.0	27.8	20.5	1.8	15.5	36.4
京都	252,571	277	0.1	100.0	42.7	16.1	4.3	8.4	32.6
大阪	1,073,323	△ 18,209	△ 1.7	100.0	34.9	21.4	0.2	11.0	35.7
兵庫	574,414	△ 10,273	△ 1.8	100.0	39.9	20.9	0.0	12.0	29.1
奈良	72,891	786	1.1	100.0	47.5	11.5	—	16.9	25.2
和歌山	94,052	△ 1,049	△ 1.1	100.0	51.8	16.0	—	7.1	27.1
鳥取	55,994	△ 497	△ 0.9	100.0	49.5	13.9	—	4.4	34.4
島根	71,329	△ 904	△ 1.3	100.0	43.5	21.9	—	4.3	31.9
岡山	199,438	△ 2,861	△ 1.4	100.0	36.5	27.3	—	9.8	30.8
広島	343,448	△ 6,800	△ 1.9	100.0	33.3	20.7	0.0	7.7	39.5
山口	163,354	△ 3,049	△ 1.8	100.0	43.0	16.6	1.6	11.9	32.0
徳島	69,542	△ 1,127	△ 1.6	100.0	41.1	16.4	—	12.2	32.5
香川	95,009	△ 848	△ 0.9	100.0	33.1	19.2	0.0	10.7	38.7
愛媛	117,271	△ 3,896	△ 3.2	100.0	38.9	23.2	—	7.7	31.4
高知	71,850	△ 147	△ 0.2	100.0	45.4	11.4	—	9.7	34.6
福岡	477,234	△ 6,272	△ 1.3	100.0	42.0	9.9	0.0	8.7	42.9
佐賀	80,181	△ 10	△ 0.0	100.0	33.8	14.5	—	13.5	39.5
長崎	126,705	△ 3,337	△ 2.6	100.0	37.0	30.7	0.2	8.2	25.5
熊本	121,561	1,190	1.0	100.0	51.6	16.6	—	5.2	28.7
大分	102,842	461	0.5	100.0	52.7	11.8	—	8.3	28.7
宮崎	89,895	△ 2,148	△ 2.3	100.0	37.9	32.2	0.3	5.7	26.0
鹿児島	113,010	△ 648	△ 0.6	100.0	49.1	11.0	—	4.8	36.1
沖縄	66,419	276	0.4	100.0	66.7	12.6	—	5.9	15.5

〔備考〕 1)　△印は減少を示す。
2)　2以上の主要団体に加盟している組合の組合員数は，それぞれの主要団体に重複集計してあるので主要団体の組合員の構成比の計は合計と一致しない。
3)　労働省「昭和53年労働組合基本調査報告」による。

神奈川をのぞく五都府県と北海道をふくむ三二都道府県で減少し、その他の府県で若干増加している。増加幅が比較的大きかったのは、石川（五・〇%増）、茨城（三・三%）であった。

主要連合体の都道府県別組織状況

都道府県別単位労働組合員数に占める労働四団体の各加盟組合員数ならびにそのいずれにも加盟しないものの比率をみると、総評は北海道、青森、岩手、山梨、和歌山、熊本、大分、沖縄の一道七県で五〇%以上を占めるほか、宮城、秋田、山形、福島、茨城、千葉、新潟、石川、福井、長野、京都、兵庫、奈良、鳥取、島根、岡山、山口、徳島、愛媛、高知、長崎、宮崎、鹿児島の二三府県で最大の比率を占め、合計して三一道府県で最大比率を占めている（第101表）。

同盟は長崎と宮崎で三〇%以上を占めているが、どの都道府県でも最大比率を占めておらず、また総評の占める比率を下回っている。

四団体のいずれにも加盟していない組合員数が、最大の比率を占めているのは、栃木、群馬、埼玉、東京、神奈川、富山、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、大阪、広島、香川、福岡、佐賀の一六都府県である（第101表）。

2 組織運動

1 全国中央組織の組織方針

総評の組織方針

総評は一九七八年七月一五～一八日に東京・厚生年金会館で開催された第五七回定期大会で「一九七八年運動方針」を採択し、そのなかで、低成長・構造不況下で生活と権利をまもるためには、国民春闘路線を継続・発展させることが必要であるとの観点に立ち、そのためには従来の企業別組合の活動範囲をこえて地域や産業別の運動を発展させることが必要であるとして、組織方針をつぎのように決めた。

【総評一九七八年度運動方針・附属資料(七)「組織の強化・拡大と共闘・統一行動の発展のために」（要旨）】

(1)組織活動上で克服すべき課題

今日、構造不況下で資本の攻撃が強められているが、国民春闘をになう総評傘下労働組合が組織活動をすすめる上で克服すべき共通課題は次の四点である。①組合民主主義、大衆路線がつらぬかれているかどうかの組織点検を日常的におこなうこと②総評労働運動再構築のためには民間組織の強化が第一の課題であり、民間組織に課されている任務の重要性についての認識を徹底すること③国民春闘路線の継続・発展の方針についての大衆

的な合意、所属組合員の当面の利益擁護の課題についての意志統一、未組織・下請労働者との連帯強化の努力について、意識的に点検すること④共闘強化のために、各組織のおかれている条件と力量の相違を認めあい、「約束したことは相互に守る。守れないことは約束しない」ことから出発すること。

(2)　産業別組織・統一闘争体制の強化

①組織と闘争体制強化のためには、自力体制を基本とし、運動の発展にあわせて組織の強化・拡大をはかり、産業別・業種別レベルの組織と統一闘争を重視することが重要である②組合運動の原点は職場であり、職場活動・職場交渉権、組合員教育、活動家の育成、幹部活動家と組合員の意志疎通などを産業別の組織活動の一環として系統的にすすめる③産業的レベルでの運動課題、統一要求の設定は、組織実態をふまえ、徹底した大衆討議の集約されたものでなければならない④産業別組織の諸機能の強化が必要であり、そのうち重要なのは、組織実態と資本の動向の正確な把握、政策形成能力、教育宣伝、オルグ体制、共済活動、中央・地方における集団交渉・対角線交渉など交渉の方式と機能の確立・強化、長期スト体制の整備、民主的組織運動などである⑤要求課題によっては産業別・上部団体の違いをこえた共闘強化・指導体制の強化も求められるし、産業別機能の確立していない産業や中小企業労働者と未組織労働者問題については、地方・地域組織との協力が必要である⑥官公労働者のスト権奪還闘争はすべての労働者に共通する重要課題であり、政府、資本の労働者分断政策に対抗するため日常活動をつうじての労働者の連帯強化、地域住民との連帯をはかる。

(3)　民間組織対策の強化

昨年度策定した「組織活動計画」を基本的に踏襲し、その後の活動の中間集約をふまえてこれを補強、修正しつつ民間組織の強化・拡大をはかることとし、必要に応じて民間組織強化対策委員会を開催して意志統一をはかり、対策の強化に努める。

(4)　地評・地区労を軸とする地域共闘の強化・拡大

①七五春闘の敗北以後、先進的な県春闘は低成長下の地域共闘を追求して新たな前進を開始し、七六～七八春闘をつうじてそれらの経験と教訓は全国的に交流され、地域共闘は一定の前進を続けてきた。そして今日、県評・地区労を軸とする地域共闘は、合理化攻撃をはねかえし、賃金・労働条件を改善し、地場相場の形成・拡大につとめ、制度・政策闘争を前進させ、一国レベルにおける制度改革のための社会的基盤を確立・拡大し、独占資本優位の政治・経済・社会の枠組みを国民本位の方向に転換するための勤労住民のニーズを出発点に闘いを組織し、政治闘争を強化し、これらの運動展開と並行して自らの組織強化、中立・未組織の組織化、勤労諸階層との連帯強化を追求している②現在、企業別組合からの脱皮、産業別組織の機能強化とならんで、地域共闘の任務と役割はますます重要になっているが、地評・地区労の機能に十分でないものがあり、総評・各単産のできる限りの協力が必要である③今後の地域共闘強化にのための課題は次のとおりである。㈠賃金・労働条件改善闘争で中立・未組織労働者との連帯行動の核となる民間単産の地方組織の強化㈡住民・市民諸組織との共闘・連携の強化㈢制度改善や県民諸要求の闘いを通年闘争として意識的に追求すること㈣ストを含む地域統一闘争は、職場、地域などでの徹底的な討議をつうじておこない、画一的でなく、それぞれの地域の要求と交渉相手などを考慮して組織すること㈤県および地区春闘の組織拡大を意識的に追求すること㈥県評は地区労段階にとどまらず市町村段階における活動単位の育成・強化につとめること㈦地域春闘推進のための活動家選出、教育、任務分担などについて改善すること㈧県評の機能の強化。

(5)　労働戦線統一の問題について（本章2・3を参照）

(6)　沖縄対策について（省略）

(7)　青年労働者対策の強化（省略）

(8)　婦人労働者対策の強化（省略）

(9)　労農共闘の強化（省略）

(10)　主婦の会対策の強化（省略）

(11)　高齢者・退職者会の組織の強化・拡大について（省略）

同盟の組織方針

同盟は一九七八年一月一八～二〇日に東京・九段会館で開催された第一四回定期全国大会で七八、七九年の二年間にわたる運動方針を採択し、そのなかで不況下、雇用減・企業閉鎖・事業縮小により同盟の組織は減少しているものの、労働運動全体にたいする同盟の影響力は拡大しているとして、組織活動方針を大要つぎのように決めた（全文は本年鑑七九年版二一二～二一四ページ）。

【同盟七八、七九年運動方針、第三部のI「組織の拡大と強化」（要旨）】

(1) 未組織の組織化

労働戦線再編統一のため、既存組織の結集だけでなく、未組織労働者と既存組織の同盟加盟を推進する。

(2) 首都圏における組織拡大

政治・経済の中心をなす首都圏での組織拡大を重視し、「首都圏組織拡大活動委員会」の効果的な活動を展開する。

(3) 官公労組織の民主化の拡大

民間ですでに多数派を形成しつつある同盟にとって、官公労働運動の民主化、同盟官公労組織の拡大は、わが国労働運動民主化の完成への責務である。この任務遂行を妨げている当局の官僚的労働行政・無責任な経営姿勢に警告しつつ、中央・地方一体となってつぎの活動をすすめる。①関係組合の組織拡大闘争の支援活動の強化②官公労オルグ・労働講座の質・量の向上と官公労組織間の交流・提携の強化③違法ストや破壊的行為に反対し、国民世論へのアピールを強化する④労働基本権の新たな動向に即しての公企体の経営近代化と合理的労使関係の樹立⑤地方同盟と地方官公労の連携強化⑥民社党および各級議員との協力推進⑦建設職組・税関労連など、全官公傘下の同盟未加盟組織の加盟推進。

(4) 組織体制の整備と地方同盟の強化

時代の要請する社会的力量を充分に発揮するため構成組織と地方同盟を通じる組織体制を整備し、地方同盟の強化をはかることが当面の課題である。

(5) 部門別協議会の活動

各構成組織にまたがる業種別の共通課題に共同で対処する場としての部門別協議会の活動を一層高め、友好関係にある中立・無所属組合との交流やセミナー・研修会への参加を求める。

(6) 有機的活動体制の確立

方針を具体的成果に結びつけるため、各構成組織・地方同盟との連携のもとに、中央・地方・産業・企業・職場のそれぞれの段階で同盟の総合した力が発揮される体制を整備するため①各種専門委員会や常設委員会を活用、その連帯を強化する②同盟と地方同盟の連携強化のため、ブロック代表者会議・全国書記長会議を活用し、全国組織担当者・中央オルグ会議を開催する③同盟・構成組織、地方同盟を通じる組織運営を一層合理化する④中小企業労働者への支援活動強化と政策要求闘争への総合的・一元的取り組みのための体制づくりについて検討するなど、同盟書記局の機能的活動体制を整備する。

2 産業別組織の動向

合化労連と化学一般の組織統一

七七年八月、合化労連（一二万五〇〇〇人）と、化学同盟、合化労連の東京合同ならびに大阪合同、および全国一般内の全統一でつくった化学一般労働組合連合（化学一般三万九〇〇〇人）とによって新たに合化労連・化学同盟・一般総連合（合化・化同総連）を結成したが、その後七八年四月になって合化労連は化学一般にたいし、合化・化同総連をやめ、化学一般が地方本部ごとに合化労連に加盟するよう

提案した。この問題をめぐって化学一般内で意見がわれ、一時は化学一般が二派にわかれ、組織分裂するかの動きもみられたが、一〇月に両派は意見調整に成功、七九年二月六日に合化労連と化学一般はそれぞれ大会を開いて両組織の統一を決定し、二月七日の合化労連大会に旧化学一般の代議員三〇名が参加して旧化学一般の副委員長寺田由則と書記長林共護をそれぞれ合化労連の副委員長ならびに中執に選出、こうして合化・化同総連は合化労連に一本化された。

化学総連の結成

化学エネルギー労協傘下の無所属の純中立組合は、同労協が原則として単産加盟しか認めていないところから、全石化、化労研、単産グループのいずれかを窓口としてこれに加盟していたが、実質的にはこれらは単産扱いをされていないため、全石化、単組グループの昭電労組、鐘淵化学労組、住友化学労組など大手を中心とした約二一組合が七八年三月に全国化学労働組合総連合（化学総連）の結成準備を開始、六月に化学エネルギー労協にたいして化学総連を単産扱いするよう求めたが、八月に同労協はその性格からして単産扱いはできないものとしてこの要求を拒否した。しかし総連準備委員会は「活動をつうじて産別として認めざるをえない状況をつくる」ことを目標に、予定どおり参加の呼びかけをおこない、チッソ、昭電、三井石化、三井東圧、住友化学、宇部興産、三菱化成など大手総合、石油化学関係を中心とした二三組合（約八万二〇〇〇人）で九月三〇日に化学総連を正式に発足させた。なお総連の基本性格は、主体性ある単位組織の自由連合組織で、統制権・指令権をもつものではない。

石油同盟の結成

同盟傘下の共石労組（一八〇〇人）は七八年九月三〇日に合同して、全国石油産業労働組合同盟（石油同盟）共石、全ゼネ石、モービル、エッソ、キグナスの五つで合計三三〇〇人である。

建設同盟の結成

同盟建設労協は七八年七月に建設同盟準備会を発足させ、一〇月二日に不動産建設、東亜建設、東亜道路、全大有、竹中工務店職組、大林組、日本海上工事、日建工学の八組合約七五〇〇人の参加のもとに建設産業労働組合同盟（建設同盟）を結成、一一月一日付で同盟に加盟した。

自交総連の結成

全自交労連は政党支持問題で七五年三月以降分裂していたが、組合の政党支持自由を主張して七五年一一月に「全自交労連の統一回復をめざす全国連絡会議」を発足させていた反主流派は、七六年に「全国連絡会議」を「全自交全国共闘会議」へと改組し、さらに七八年一〇月一一日開催された大会で、四二五単組三万二〇〇〇人で産業別全国組織としての「全国自動車交通労働組合総連合会」（自交総連）を発足させた。

全駐労と全軍労の組織統一

全駐労と全軍労は六八年いらい沖縄全軍労の六八年いらい駐労共闘をおこなうなかで組織統一の話し合いをつづけてきた結果、七八年九月二日に沖縄で組織統一合同大会を開催して、全駐労、約一万四〇〇〇人）を結成した。

鐘紡労組のゼンセン同盟復帰

七五年の賃闘でゼンセン同盟の統一闘争から離脱したことからゼンセン同盟を除名された鐘紡労組とゼンセン同盟との関係は、その後こじれにこじれ、ゼンセン同盟は鐘紡製品のボイコットを指示するところまで対立が激化したが、春日民社党顧問らの仲介のもとに、①鐘紡

労組は統一闘争に支障を与えたことを反省し、こんご足並みを乱す行動はとらない、②ゼンセン同盟は繊紡民主化闘争委員会を解消し、製品ボイコットをやめるということで和解が成立、七八年一一月一日付で繊紡労組はゼンセン同盟に復帰した。

食品労連のIUF・JCC加盟　食品労連は七六年の大会で国際食品労連IUF加盟を決定、同年一〇月に加盟を申請したが、IUFは、食品労連がこれまでのように世界労連の活動に参加しないことなどを加盟条件にその判断を日本のIUF加盟組織連絡協議会IUF・JCCに一任した。ところがJCCがその加盟承認をしぶっているあいだに、七七年一一月のIUF第四回アジア地域会議で食品労連のIUF加盟促進の決議が採択され(本年鑑七九年版三九三ページ参照)、IUFも同年四月の執行委員会でこの決議をうけて加盟申請受理を決定し、その結果JCCも七八年九月の運営委員会で食品労連の加盟を承認、食品労連のIUF加盟が正式に発効することとなった。

同盟交運協の発足　同盟内には総合交通政策の活動の推進にあたる同盟交運協と港湾運輸関係の活動をすすめる日港労協の二つの部門協議会があったが、七八年一〇月いらい両協議会の統合について話し合いをすすめた結果、七九年二月一九日に統合総会を開き、双方を統合して新たに同盟交通運輸港湾協議会(同盟交運協)を発足させた。構成組織は海員組合、鉄労、交通労連、航空同盟、一般同盟、日本港湾、大阪沿岸の同盟加盟七組合と神戸港労連(純中立)の合計八組合、約四五万人である。

化学エネルギー労協とICEF・JAFの一本化

化学エネルギー労協(約七五万人)と国際化学エネルギー一般労連日本加盟組合協議会ICEF・JAFは、七七年発足いらい、前者が後者の加盟単産で構成されることになっていたことからも知られるように(本年鑑七九年版二二五ページ参照)、表裏一体の関係にあったが、七九年五月一四日にJAFは第六回常任幹事会を開き、八月三〇日に開く第三回JAF総会で両組合を一本化して、代表幹事制を議長・副議長制にあらため、国内活動にとりくむ方針を確認した。

3　労働戦線の再編・統一問題

総評の方針　総評は七八年七月一五～一八日の第五七回定期大会で採択した一九七八年運動方針のなかで労働戦線統一問題についてつぎのような方針を決めた。

【総評一九七八年度運動方針、附属資料(七)の(5)「労働戦線統一問題について」(要旨)】

総評はその基本的立場として、統一四原則(①思想や組合の規模、官民などで区別せず、全労働組合を結集②資本に対し戦闘力をもち、政治闘争を否定しない③大結集体としては特定政党を支持しない④大結集体ができれば既存ナショナル・センターを解消)とその後に決定された七つの具体的方針(①要求の一致、自主性尊重による共闘②資本からの独立③組合民主主義の徹底、大衆性と戦闘性をもつ④経済要求だけでなく諸制度改革をめざす⑤官民一体の全的統一、⑥政党とは要求、政策を中心に協力⑦国際

関係は自主性を認め、国内統一を優先的に処理する）を尊重しつつ対処してゆく。

現在、労働四団体共闘は完全に成立してはいないが、総評としては四団体共闘を重視しつつ労働戦線統一問題に対処してゆく。従って、これらの条件が整わない場合でも中立労連、新産別、純中立各組合との提携・共闘を具体的要求を中心に進めるなかで戦線統一の気運をつくりだすことに努力する。

さらに総評は七八年一〇月一八日の第二回拡大評議員会でこの問題について討議し、「労働戦線統一に対する当面の態度」を決定した。そのなかでは①経済の低成長局面で労働戦線統一の必要性と可能性が強まっている、②労働戦線の全的統一を指向すべきであり、具体的には四団体の統一を基軸にすべての労組を結集する、③そこにいたる道筋としては、まず四団体の統一行動の発展につとめるべきである、④イデオロギーや戦術上のちがいを口実とする選別の論理は認めず、この条件が満たされるならば、民間先行であれ他の共同行動組織であれ全的統一に接近する過程としてこれを支持する、⑤以上の観点にたち、総評としては、四団体共闘の強化、四団体の議長・事務局長会議の定例化、共同行動組織と純中立代表のこれへのオブザーバー参加を提唱するとともに、地域レベルでの共同行動を重視してゆく、などの諸点が強調され、とりわけ民間先行、他の共同行動組織の発展を認めるなど、従来よりも柔軟な態度を示したことが注目された。

ついで総評は、四団体共闘にかんする提案が同盟に拒否されたまま七九春闘がほぼ終了した時期の七九年五月二二日に第四回拡大評議員会を開き、ここで新たに「労働戦線統一についての問題提起」を採択し、とりわけそのなかで、これに関連して「総評として検討すべき問題点として、社会党支持の方針をみなおし、政党との新たな支持協力関係を検討する」ことの必要性をあげたが、「問題提起」の内容は七九年七月二四～二七日に開催の第五九回定期大会に提出される七九年度運動方針案にほぼそのままもちこまれた。その主要点はつぎのとおりである。①すべての組合をありのままで共同行動に参加させ、一つのナショナルセンターに参加させることを基本とし、いかなる選別主義も認めず、また特定国際組織への参加を条件とすべきでない、②民間先行にあたっては、民間単産会議が中心に意志統一し、総評として統一して対応する、③官公労の共同行動と組織統一を推進する、④地方・地域でも労働戦線統一に努力する、⑤統一についての基調は、労働組合の資本と政党からの独立、企業主義の克服と社会的責任の重視、組合の戦闘力、交渉機能、政策立案能力の強化、職場労働者の参加を基礎とした共同行動の持続と拡大である、など。

同盟の方針　同盟は七八年一月一八～二〇日開催の第一四回定期大会で採択した七八、七九年度運動方針のなかで労働戦線統一問題にたいする同盟の態度をつぎのように決めた（より詳しくは本年鑑七九年版二一六～二一七ページ参照）。

【同盟七八、七九年度運動方針第一部・Ⅲ・(2)「労働戦線統一の今日的意義と同盟の方針」（要点）】

①総評は昨年大会いらい戦術的に柔軟路線をとっているものの、政治的には社共中軸路線に傾斜せざるをえず、その方針・理論は、われわれが批判、克服に努めてきた社会主義協会のそれである②われわれは労働戦線を再編し新しい統一体を創造するために挑戦すべきで、それはまた建設的革新政治勢力の再編を促進することになる③当面民間労働組合を中心に再編統一をめざすが、そのさい労働組合主義を基調とし、左右の全体主義に反

対し、国際自由労連志向の強固なナショナル・センターの確立をめざす④全的統一のムードをかきたてるため四団体共闘を前面におし出そうとする動きが一部にあるが、それはきわめて限定された条件の下での部分的共同行動にすぎず、共闘をつうじて統一へというようなものではない。

また同盟は七九年一月の第一五回全国大会でも右の方針を再確認しつつ、天池会長が開会あいさつのなかでつぎのように述べた。

「①労働戦線統一は労働組合主義・民間先行による以外はない。全的統一は理想であるが、いまただちに実現できるものではないのでこのように割切ってゆく②昨年の大会で決めたこの問題に関する基本方針を出発点とし、今年度賃闘が終了し、各主要単産の大会が持たれる間にその方針を明らかにしたいと考える。」

労働四団体共闘をめぐる動き

七七年一一月に総評が国鉄運賃法定制緩和法案、健保法改正法案の成立阻止を固執し、国会で特定不況業種離職者臨時措置法案が廃案となったことから、七七年後半にもりあがりを見せた四団体共闘は同盟の要求により解消されたが、その後七八年九月に竪山中立労連議長は中立労連大会で所得減税をふくむ予算要求をめぐる限定共闘として四団体共闘を復活することを提案し、同大会に出席した総評槇枝議長も四団体で賃闘連絡会議をつくるよう提案した。

その後、総評は一〇月の第二回拡大評議員会で決まった方針（前出）にもとづき、四団体議長・事務局長会議の定例化、四団体ならびに共同政策研究機関の設置を提唱し、一〇月下旬に同盟と新産別にたいして中立労連と連名で七九年度予算要求と七九年賃闘対策について四団体共同の対策会議の設置を申し入れた。これにたいし新産別は同盟の参加がえられるかどうかが問題だとして態度を保留し、同盟は一一月九日の第一九回執行評議会で拒否を決定したが、新産別は一二月二〇～二一日の臨時大会で新たに四団体による七九春闘推進のための共同検討の場の設置を要求し、四団体のすべての参加がえられない場合には合意する団体でこれを発足させるとの方針を明らかにしたことが注目される。

総連合の結成

中立労連は七六年一〇月の第三回定期大会で新産別に組織統合の呼びかけをおこなったが、以後両組織のあいだで話し合いが開始され、七七年一二月の協議で、①労働戦線統一の触媒としての機能を保持しつつ連合組織づくりをすすめる、②無所属の単産・単組にも参加をよびかける、などの方針について合意をみた。そして七八年一〇月に全国労働組合総連合結成準備会を発足させ、七九年三月九日に東京・池之端文化センターで結成大会を開いて全国労働組合総連合（総連合、約一四〇万人）を発足させた。採択された運営要綱によれば、総連合は①労働戦線統一を運動の基本戦略とし、②資本、権力、政党のいずれからも独立し、政党支持については構成組織の自主性にゆだね、③当面は民間労組の結集を中心とし、共同行動をおこなう、④労働四団体共闘の再構築に努力するが、総連合としての主体的な共闘対応の一本化をもはかってゆくものとされ、総連合の議長に竪山中連議長、議長代行に小方新産別委員長が選出された。

総連合はこの方針にそい、七九年五月一八日常任幹事会で総連合の「当面の組織・共闘方針」を決めたが、そこでは、情勢の認識・要求の設定・具体的運動の展開についての意志統一のうえに立った持続的共闘の積み重ねが戦線統一につながるとし、当面の対策として①中立・無所属組織に参加を求める活動、②総評、同盟の双方と

それぞれ協議の場をめざし意思疎通をはかる、③民・公・官の諸組織とも多角的な協議の場をもつよう努力する、などをあげている。

総連合にたいする総評の態度

総連合の結成とそれのとる方針にたいして、総評はこれに賛同し協力を求める態度を七九年五月の第四回拡大評議員会で表明した。この拡大評議員会で採択された前出の文書のなかではつぎのように述べられている。①総連合の結成趣旨に賛成し、総連合が四団体共闘の再構築、民間・公務員・公労協の各組織の統一行動強化と組織統一のため媒介として努力されることを歓迎し、これに協力する、②総評としては総連合にたいし①戦線統一の気運を高めるため労働組合の共同行動の強化の問題で関係組織代表が話し合う機会をつくること㋺このための話し合いをまず民間労組のあいだで始めるよう協力を求める。この話し合いの場はすべての労働組合に開かれたものとされるよう努力を期待する。

総連合にたいする同盟の態度

同盟は三月九日に結成された総連合にたいする見解を文書で構成組織と地方同盟にたいして示した。その内容は『週間労働ニュース』(七九年四月二三日付)によると大要つぎのようなものである。①総連合は組織統制力はもたず、戦線統一の気運を高めることを目的とするものである。②それは統一に不可欠な労働組合運動の基本的あり方、すなわちその指導理念や、議会制民主主義、労働組合の自由などについても明確な姿勢を欠き、極左勢力の主張する無原則統一論に陥りやすい危険を内包している、③しかし労働戦線統一への関心を高め、統一のあり方の検討を促すうえで果たしつつある効果は評価されるべきである、④同盟の戦線統一にかんする原則はすでに活動方針に示されており、賃闘終了後に具体的方針を明示するが、それは総連合結成によって変わるものではない。

統一労組懇の呼びかけ

全日自労、運輸一般、民放労連、全農協労連、全損保、医労協、自交総連、国公労連、日高教、全動労など、総評傘下左派組合と一部の中立単産をふくむ一六組合を世話人組合とした統一戦線促進労働組合懇談会は、七九年六月一二日に「労働戦線の真の統一のために」と題する呼びかけを発表した。呼びかけは、日本の情勢からして真の労働戦線統一が急務になっているにもかかわらず、「いまわが国でおこなわれている労働戦線統一の議論はまさにそれに逆行する方向をとっている」と述べ、労働組合主義、国際自由労連加盟、社会主義インター支持政党との協力など特定路線での一致を前提とする「選別」結集の方式を「統一の名による分裂主義」だとして批判するとともに、特定政党支持が労働戦線統一のさまたげになっているとして、真の労働戦線統一を実現するためにつぎの五項目を提起している。①搾取と抑圧に反対する大衆的共同行動の促進、②労働組合の資本と政党からの独立、階級的自主性の堅持、③反共主義にもとづく選別に反対し、開かれた統一、④特定の国際路線を前提にせず、自主的な統一、⑤未組織の組織化。

【参考資料】(1)労働省「昭和五三年度労働組合基本調査報告」、(2)総評第五七回定期大会資料、(3)総評第五九回定期大会資料、(4)同盟第一五回全国大会資料、(5)同盟第一四回全国大会資料、(6)『総評新聞』、(7)『同盟新聞』、(8)日本労働協会『週刊労働ニュース』

II 主要な労働組合の大会

概要□総評の大会――総評第五七回定期大会／総評第五八回臨時大会／同盟第一五回年次全国大会――中立労連、新産別、IMF・JC（全属労協）第一七回定期大会／日教組第五二回定期大会／全電通第三一回定期大会／国労第四〇回定期大会／動労第三四回定期大会／全逓第三一回定期大会／電機労連第二六回定期大会／私鉄総連第四二回定期大会／合化労連第六〇回定期大会／造船重期大会／鉄鋼労連第五九回定期大会／全国金属第四二回定期大会／ゼンセン同盟第三四回定期大会

概要

一、一九七八年七月～七九年六月の一カ年間に開催された労働組合中央組織の大会は、①七八年七月～一八日の総評第五七回定期大会と、七九年二月一・二日の同第五八回臨時大会、②七九年一月三〇・三一日の同盟第一五回年次全国大会、③七八年九月一二日の中立労連第五回定期大会、④七八年一〇月五・六日の新産別第三〇回定期大会および同年一二月二〇・二一日の第三一回臨時全国大会の六つであった。なお、中立労連とは、七九年三月九日に全国労働組合総連合（略称「総連合」）結成総会（東京上野・池之端文化センター）を開催し、それぞれの組織を残しながら二年後ぐらいをメドにその統合をはかるとともに、純中立、無所属の労組にも参加をよびかけ、民間労組を結集していくことになった。

一、総評第五七回定期大会は「連合の時代」への対応として前年同様「反自民」の幅広い結集をかかげつつも、「中道」への警戒から「反独占」の立場にたつ総評の主体性回復を基調とし、また中期的展望にたった「国民春闘」の再構築をめざすとの七八年度運動方針を決定するとともに、七九年春の都知事選候補として太田合化労連委員長（元総評議長）の擁立を確認した。こえて七九年二月に、七九年国民春闘と東京都知事選はじめ統一自治体選挙勝利の態勢確

立のため開催された総評第五八回臨時大会では、賃金闘争にかんして「私鉄総連の要求一二・一%を重視してこの水準を闘いの中心にすえ」、三月中旬からの統一地方選挙期間をはさんで四月二五日以降三〇日までのあいだに交運共闘、公労協、民間による官民総がかり集中決戦態勢をくむとの構えを明らかにした。

一、完全雇用の実現、賃上げ・政策転換・選挙勝利を中心スローガンに開催された同盟第一五回年次全国大会は、①六・五%を要求基準とする賃上げ、②総合的完全雇用政策の確立、③生活・福祉の充実の闘争を三位一体のものとして位置づけ、民間主導、同盟主導のたたかいとしてのぞむ姿勢を打ち出すとともに、とくに政策要求にあたっては「雇用創出機構の設置」を最重点課題にすえる、との七九年度賃金・政策闘争方針を決定した。また、東京都知事選挙では、鈴木俊一候補の推せんを決めた。

一、中立労連第五回定期大会では、労働四団体共闘の修復が強く訴えられ、将来の労働戦線統一を展望する「ゆるやかな連合」の結成については、当初の七八年一〇月予定を七九年三月に延期し、当面は結成準備委員会を発足させるとの方針が示された。一方、新産別第三〇回定期大会でも、「連合」結成とともに、戦線統一の出発点として労働四団体共闘の修復を追求するとの姿勢が明らかにされた。

一、金属労協（IMF・JC）が、七八年九月の第一七回定期大会で決定した運動方針は、企業内福祉の充実と政府にたいする政策・制度要求を並行しておこなう総合的生活闘争の展開、雇用確保、JC共闘の強化などを柱としたもので、宮田議長は大会あいさつにおいて、民間組合による政策推進労組会議を核とした労働戦線統一をめざすとの構想を明らかにした。

一、一九七八年の主要労組定期大会では、労働戦線の再編・統一問題、スト権問題、政党と労組の関係問題などが論議の中心となった。そのなかで七九年春闘については、各単産とも実質賃金の確保を最大目標にかかげたものの、たたかい方において、私鉄総連がいわゆる〝事後対処方式〟を継承するとしつつも前年示した闘争スケジュールを定めず、また金属労協が集中決戦方式を基調に新たに〝梯団方式〟の採用などをふくめ戦術討議をおこなうとした点が注目された。これにたいし、公労協傘下の各単産は、前年同様自主交渉路線を基本にはかるとしたが、そのなかでとくに、全電通が物価スライド制の確立と二～三年に一回の大闘争の展開、通信情報産業労組との共闘強化、公労協一括調停方式の弱点克服などを内容とする「春闘見直し」にかんする提案をおこなって論議をよんだ。また、全逓は春闘時における決戦スト回避の経緯をふまえ、早急に公労協統一闘争の修復をはかることになった。

1　総評の大会

1　総評第五七回定期大会

開会と槇枝議長のあいさつ

日本労働組合総評議会（総評）第五七回定期大会は、一九七八年七月一五～一八日に東京・厚生年金会館で開催された。大会は四五〇名の代議員のほか、四七県評、オブザーバーとしての住宅労協をふくむ特別代議員が出席して、午前一〇時二七分開会、高山副議長の開会の辞をもってはじまり、議長団に村上義光国労委員長、飯村実都市交委員長、新沼順男全鉱事務局長、小野塚啓一全印総連副委員長、門間ふみ織維労連婦人対策部長の五人が選出され、槇枝議長があいさつにたった。

同議長はあいさつのなかで、産業構造転換と賃金、雇用、制度政策要求のたたかいをはじめ、多党化時代における労働運動の対応、たたかう主体制の強化、政治闘争の強化などについてふれ、国民的課題実現のための闘争については「最重要段階にはストライキを組織してその実現を政府にせまる」ことや、春闘のあり方についての「真剣な討論」をよびかけた。また、「安易な保革連合論などは結果として自民党を主体とする保守政治の延命と、独占資本、大企業本位の政策の補完的役割を果たす」ものであると、新与党化する「中道」勢力を批判すると同時に、さらに、「政治の反動化、軍事化の動向と関連して、労働運動自体のなかにみられる最近の『政治闘争へのためらい』『停滞現象』を指摘し、『総評労働運動の原点にたちかえって、労働運動の再構築の一環として、平和と民主主義運動の再構築」をもめざすことを訴えた。

太会はこのあと来賓のあいさつに移り、労働界からは竪山中立労連議長、富田新産別書記長が、野党側からは飛鳥田社会党委員長、浅井公明党副委員長、瀬長共産党副委員長、それに地元を代表して美濃部東京都知事がそれぞれあいさつをおこなった。

運動方針の提案

大会第一日の午後には、富塚事務局長が七八年度運動方針、秋季年末闘争方針の提案をおこない、そのなかで秋の段階の闘争について「減税、健保法改悪反対などを目標に統一ストでたたかいたい」と、総評の独自闘争強化を訴えたのが注目された。同事務局長は、まず路線問題について、前年度方針でかかげた「反自民統一戦線」の背景となっていた「連合の時代」の情勢認識に甘さがあったと反省して、社会党の混乱、野党間の不統一、労働四団体共闘の崩壊の経過を総括したうえで、今後は減税、福祉などの生活制度要求では労働四団体、野党共闘による「反自民」の結集を追求しながらも、「保革連合」路線は否定し、中期的には「反自民、反独占」路線に立つ総評としての独自闘争の強化をめざすこと、また、春闘の再構築については、春闘方式見直し論なども出されているが「賃金闘争を毎春組織することは、中小、

未組織労働者の期待にこたえるためにも絶対に必要だ」として、雇用・生活制度闘争とあわせた「国民春闘」路線の堅持と発展をはかる立場を明らかにした。

さらに、当面の具体的闘争となる秋季年末闘争については、午前中の槇枝議長の提起をうけて「減税、不公平税制の是正、一般消費税導入反対」、「健保法改悪反対」を目標に、総評独自の統一ストを「たとえ短時間でも構えて闘うことについて合意をはかりたい」と正式に提案し、その理由として、①生活制度要求闘争は、予算編成期の秋に重点を移さねば効果がない、②労働四団体、野党共闘でたたかうとしても行動がともなわなければ要求をかちとれる情勢ではないことを指摘した。

採択された同方針は、内外情勢の分析や今後の運動の基調からなる総論と、総論が提起した課題についてのそれぞれの具体的とりくみ方を詳述した付属方針とで構成されているが、そのうち総論の「㈢、運動の基調と重点課題」の内容要旨はつぎのごとくである。

なお、付属方針の「㈦、組織の強化・拡大と共闘・統一行動の発展のために」については、本年鑑のⅡ—Ⅰ・2「組織運動」を、また「㈨、国際連帯をいっそう強化するために」については、同じくⅡ—X「国際労働組合運動と日本」を参照されたい。

【総評・一九七八年度運動方針】

一、内外情勢の特徴

二、闘いの総括

三、運動の基調と重点課題

(1)低成長・構造不況下の闘い

(2)労働者統一行動の拡大（以上、略）

(3)連合の時代の対応

戦後三〇年にわたる自民党の一党支配が完全に限界に達して、与野党伯仲状態がうまれ、かつ野党が中道、革新と多党化している現状では、政治的な勢力関係が根本的に変らない限り、日本の政治は客観的には「連合の時代」に入ったとみるべきである。それは戦後の日本の政治史上新しい段階を画するものである。

こうした時代においては、労働者や国民のさし迫った緊急課題を少しでも具体的に解決するためには、労働組合の四団体共闘や国会における野党共闘が必要であるし、またその可能性は増大している。この二年間の経験からいえることは、労働者や国民のニーズが強ければ強いほど、またわれわれの側の結束がかたければかたいほど自民党の側に譲歩させることができるし、結束が弱ければ自民党の側の連合を求める土俵のうえで保革連合が進み、われわれの内部矛盾は拡大する。われわれは中期的な目標としては、独占本位の日本の政治・経済・社会構造を労働者や国民本位の社会に変革することを目指す反自民・反独占の立場に立っており、その意味では保守と革新は基本的に対立するものである。したがってこの基本的な姿勢をぬきにした保革連合の路線を肯定するわけにはいかない。けれども、連合の時代においては、反自民の結束による具体的な物事の一つ一つの変革を通して、中期的な目標に迫っていかなければならない。連合の時代が進めば進むほど、四団体や野党の合意を大事にしながら、かつその合意の幅の拡大に、革新のイニシアティブの内実がかかっている。昨年の一兆円減税要求のもり上がりや本年の核兵器廃絶の国民世論の昂揚にみられるように、連合のあり方を決定するものは、究極的には労働者や国民のニーズ（要求）であるから、総評は、一方では四団体や野党の統一拡大と現状の改善を求めつつも、他方では中央・地方で独自の運動をすすめていく。

(4)中期的な課題

しかしながら国民春闘路線の継承や発展をいいながら、他方で毎年その再構築を問い直さなければならない原因はどこにあるのか。

第一にはそれが社会の枠組み変革というやや中期的な戦略路線であって、そのような大きな目標を実現していくく現実の段階的なかつ具体的な年々の闘争過程が十分合意されていたとはいえなかった。第二にはこうし

た運動は従来の企業別組合の活動範囲をこえた新しい運動が必要であるにもかかわらず、われわれはまだ地域や産業別のあるいは全労働者の運動を十分組織しえていないことである。第三にはこのような運動は当然われわれ以外の労働団体や革新政党、さらには全野党との共同した行動を必要とするが、この分野でも具体的にはさまざまな内部矛盾がある。

こうしたさまざまな原因について大胆な反省を行ない、年々のプログラムを一喜一憂することなく、中期的な展望に立って運動をつみ重ねていくことがいまわれわれの課題である。

われわれは当面三～四年を見据えた中期的課題として、労働者・国民の生活を安定させるため、次の諸点を徹底的に追求してゆく。①賃金闘争の再検討と、最低賃金制闘争の強化。②老後生活保障のための年金制度の抜本的改善（すべての年金制度にわたるナショナルミニマムの確立）と、民間の定年制との連動化。③時短・週休二日制の実現と、雇用保障体系の確立。④だれでもどこでも安心できる医療制度の確立。⑤税制の民主化と不公平税制の是正。⑥住宅政策の抜本的改善。（これらの労働者生活課題とともに農漁業、中小企業、エネルギー、食糧、交通、教育、地方自治などの国民的課題については、政党を中心に関係団体と密接な連携をとって運動をすすめていく。）

(5)闘う主体性の確立

われわれが反自民、反独占の立場に立って活動を進めてゆけば、そのなかで運動の統一と要求の一致点を見出すために低いレベルに合わせざるをえないということは今後もおこりうる。われわれがいかなる形でイニシアティブを発揮し、合意の幅をひろげていくかについてはつぎの二つのことを重視していく必要がある。

その第一は統一のうらづけとなる総評の主体性の強化である。統一は労働者や国民のニーズ、意見に最終的には規制されるものであるから、中央の合意を形成するための職場や地域でのわれわれの日常の運動が盛り上がることが将来の連合のありかたに関係していることを見落してはならない。一兆円減税や核兵器廃絶の運動の成功は世論の昂揚をまってはじめて可能であった。このような意味でわれわれの運動の強化を先行させなければならない。第二は院内闘争と院外闘争との結合である。生活を少しでもよくするために国会における活動は極めて重要である。しかし独占本位の政治か国民生活優先の政治かを方向づけるかなりの部分は行政を民主化し、主権者のための行政へと変革していくことが必要となっている。さらに行政や公共企業体の民主化を拡大するためには労働者や国民の参加が必要となってきている。行政の民主化は中央のみならず地方（基準局、職安など）・自治体などあらゆるレベル運動を組織できるし、この運動が法律を是正し、国民のためのものに改革させる原動力となる。

総評の主体性強化の原点は、昨年も強調したように、あくまで職場における組合活動の活発化であり、減量経営に対する抵抗や、労働諸条件改善の闘いが、組合強化の原点である。そのために職場における組合間の日常的な話し合いや討論を活発にしよう。そこから生活上の諸課題も産業別の組合運動や地域の問題点も労働者のものとなる。国民春闘路線は、労働者のニーズを表面化して要求に変えていくことを通さなければ、エネルギーは増大しない。組合のこのような活動を盛んにし、従来の組合行事から組合員の創意あふれる行動にしよう。

組織強化の視点は、まず克服すべき課題として、①組合運営の民主化分権化による大衆路線の貫徹、②産業別組織とりわけ民間組織の強化と離職者対策の確立、③総評全単産の協力による地域闘争の前進、④未組織・臨時・下請け労働者や不安定雇用労働者との連帯強化などがあり、この上に立って産業別組織、地域共闘、青年・婦人労働者対策に取り組む。

また、職場生産点を軸に、幹部活動家層の若返りを強力に押し進めていく。

(6)国民春闘路線の強化

(1)賃金闘争について　賃金は今日もなお生活水準を向上させる最大の要素であり、賃金闘争の強化は、いぜんわれわれの中心課題である。七八春闘における賃金闘争も総資本対総労働の対決の構図を示し、話し合いや生半可な闘いでは成果は期せないことが明らかになった。高成長時代のパターンと異なって、今日の特徴は、商業・サービス、金属、マスコミなど先行組合の役割りが大きくなってきていることと、単一産業の単一相場で

なくなってきていることであり、時代の変化に合った多元的な相場が形成できる。この意味で民間全体の結集ということに大きな意義がみられることである。そのため、賃金闘争についての交流、要求の決め方など既成の枠にこだわらない対応を大胆に積極的にはかってゆくことが必要である。同時に産業間、同種産業間相互の交流も徹底して行うことが必要である。また民間と公労協、公務員の関係をみても人事院勧告のあり方、闘争の歴史的経過、国民感情などから民間準拠はひとつの根拠があるといえる。しかし基本的には労使対等の原則に立って自主交渉、自主解決にむけての闘いを強化することである。

特に重要なのは、全体の賃金構造のなかにおける組織された中小労組のもっている役割りの大きさであり、組合のないところとあるところの差は明らかであり組合の存在、組合活動が大きく貢献していることは見逃せない。勿論賃金だけでなく、長期的には不平等（較差）をなくすことを目的とした取り組みに発展させなければならない。いずれにしても大企業、中小、官・民を通じた日本全体の賃金決定への役割り、幅広く連帯して不公平を是正し、公正な賃金に近づけるよう闘ってゆくためにも、ナショナル・センター、春闘共闘会議などのもっている役割りは重要であり、その結集体を大事にしつつ、産別主体の闘争力強化と社会的相場形成への視点を重視してゆくことに努力を傾けることが必要である。（以下、略）。

運動方針案についての質疑討論

大会二日目からの運動方針案をめぐる討議では、初日に槇枝議長、富塚事務局長が総評の独自闘争強化の立場を強調したことにそって、路線問題や生活制度要求での共闘のあり方についての意見があいついだ。たとえば、「柔軟な態度も必要だが、反自民・反独占の立場と中道批判を明確にしなければ、『連合の時代』という認識の甘さの反省にはならない」（私鉄総連）、「運動方針が中期的には反自民・反独占、当面は反自民と使いわけているのはわからない」（日教組）、「労働四団体共闘を大義名分にして闘争を後退させてはならない。総評の旗がみえるようにしてほしい」（動労）との批判にたいして、労働四団体共闘の修復を春闘再構築の柱とする全電通、全日通などは「秋季年末闘争でストライキを前面に押しだすことは、共闘の基盤を狭めることになる」と反論した。また、国民春闘の再構築については「官民総がかり態勢という戦略をいかにつくるか、について総評の指導力が発揮されていない」（都市交）、「春闘敗北論をいうが、地方のきびしいたたかいからは負けたとはいえない。職場・地域からのたたかいを強化しなければ、春闘見直しといっても幻だ」（山形労評）など、春闘立て直しを求める声が強く出されていた。

大会三日目には分科会討議がおこなわれ、減税など生活制度闘争や深刻化している雇用闘争のあり方についての論議が深められた。「国民春闘路線強化」分科会では、前日の討議にひきつづき労働団体指導部の共闘や国会内の野党共闘だけに片寄りがちだった生活制度闘争を、いかに〝大衆化〟するかが今後の総評の課題であることが示された。しかし、秋闘ストについては「職場から大衆のエネルギーを引きだす努力をしないで、いきなりストといってもついていけない」（紙パ労連）、「スト方針には賛成だが、組織内部には実際できるかどうか問題がある」（全国金属）など消極論もだされた。一方、「闘う主体性強化」分科会では、深刻な雇用不安にさらされている地方や不況産業単産の代表から切実な声が相ついだ。とくに解雇規制の具体化、離職者をふくむ組織の拡充、構造不況に対応した政策闘争の強化を求める意見が多く、今秋闘で雇用を中心にストを構えるべきだとの声も目立った。

事務局長の総括答弁と採択された諸決議

代では反自民」との運動方針のうち、「中期的」という表現を「基本的」に修正するとしたが、同盟などとの四団体共闘の修復については「総評の主体性を明確にしたうえ、反自民をぎりぎり了承できる立場として、要求と行動の統一をはかっていく」との意向も示唆し、秋闘のとりくみについて、野党共闘、四団体共闘の拡大とともに、とくに地区労活動の見なおしにより、地域闘争を軸としたいと強調した。賃金闘争では、とくに電力、食品などの好況業種を全体の闘争の前面に押しだすことを課題に、来春闘のとりくみの時期を早めることを再確認するとともに、公労協の集中決戦方式などを今後再検討していく考えを明らかにし、また太田薫元総評議長の都知事選擁立についても「幅広く都民を結集し、反自民で美濃部都政を継承させる。九月の拡大評議会で具体的戦術を決める」と述べ、このあと方針案はほぼ原案どおり採択され、太田元議長の擁立を正式に決定した。

大会はひきつづき、槇枝議長、富塚事務局長の再選ほか新役員を選出、また一般会計予算、闘争特別会計予算、新総評会館建設資金の徴収などを予算小委員長の報告どおり承認し、「長期闘争組合を支援する決議」「弁護人抜き裁判法案・民事執行法案に反対する決議」など一〇の決議案採択と大会宣言の発表によって、四日間にわたる日程を終了した。

大会最終日、総括答弁にたった富塚事務局長は、論議の一焦点となった「中期的には反自民・反独占」だが、「当面する連合時

大会の課題――「産別・統一自治体選挙態勢確立のための総評地域、力の限り闘おう」

2　総評第五八回臨時大会

七九年国民春闘と東京都知事選はじめ第五八回臨時大会が、七九年二月一・二日に四二単産、四四三名の代議員出席によって東京・九段会館で開催された。大会はまず議長団に林大鳳動労委員長、加藤豊全水道委員長、森田久雄炭労委員長、近藤一雄全日自労副委員長、森山真弓国公労連婦人協議長の五氏を選出し、つづいて槇枝議長があいさつにたった。

同議長はそのあいさつのなかで、今春闘を「八〇年代に向けて日本の政治、経済を大きく変革する展望を切りひらく春闘」と性格づけ、賃金闘争については、経営側の支払い能力論を超える賃金を政策的にかちとり、今大会で「実質賃金を維持改善し、個人消費を伸ばして内需を拡大する」との意思統一をおこなおうと訴えた。

このあと、飛鳥田社会党委員長、多田公明党副委員長、市川共産党大衆運動局長らがそれぞれ来賓としてあいさつした。

大会初日の午後、富塚事務局長が七九年国民春闘方針についての提案をおこない、「春闘共闘全体としての賃上げ要求は七～一二%の範囲内にあるが、総評は私鉄総連の要求一二・一%を重視してこの水準をたたかいの中心にすえる」との考え

を示すとともに「欧米労働者を見習ってストライキでたたかう態勢をつくろう」と呼びかけた。また、新しいとりくみとして①二五〇〇万人におよぶ未組織労働者との連携を強化するため、各県評、地区労単位に「労働相談所」を開設する、②中高年労働者にかけられている合理化攻撃をはねかえし、その怒りを結集するため、三月二五日を〝中高年労働者メーデー〟とし、国民各界、各層代表による「中高年問題対策会議」（仮称）を設置するよう野党などに呼びかける、③全農協労連、全損保、民放労連など純中立組合二二単産とのあいだで懇談会を開き、恒常的な共闘態勢を確立する、などの提起をおこなった。同春闘方針の要旨はつぎのとおり。

【総評・七九年国民春闘方針（要旨）】

一、経済問題を中心とする情勢の特徴
二、賃金をめぐる情勢とわれわれの課題
三、制度・政策要求の重点
四、東京知事選挙をはじめとする統一地方選挙と政治反動にたいする闘い
（以上、略）
五、七九春闘の闘い方
(1)賃金闘争のすすめ方
①実質賃金の維持・向上という要求の基本理念を重視し、総評は日本経済と春闘というマクロ的論争を展開していく。
②要求基準は物価上昇分、生活向上分の三点を留意し、また、産別（企業別）最賃引上げを重視し労働組合の統一闘争をも考慮の上、産別・地方共闘において要求実現をめざす闘い方と同時に討論の上決定していく。
③各組合の要求提出は、先行組合は三月一日、後続部隊は三月一二日に一斉要求する。
④各単産・大産別共闘がストライキをかけて闘う態勢をつくりあげることなしに賃金闘争を成功させることはできない。職場、地域、業種、産業があらゆる場で、条件の似かよったグループ毎に実質的な統一態勢を築きあげ、相互に押しあげる形での総労働態勢をつくりあげなければならない。そのためには、各産別が各企業別状況をふまえた具体的な闘い方を自らうちだし、それを効果的に組合せ、補強していく。
⑤公労協は統一闘争の枠組みを重視し、個別調停方式、公労協交渉、さまざまな戦術を検討する。公務員共闘は民間の集中決戦及び公労協の闘いの山場と結合してストライキを設定し政策交渉の中で賃金の確定をはかる。
(2)制度、政策要求のすすめ方
①五四年度政府予算案を修正させる闘いでは「不公平税制の是正・一般消費税導入反対」「健保改悪反対、年金・医療の改善」「雇用対策の充実」などを中心に、具体的内容を焦点に追求する。
②雇用闘争は、中高年労働者対策、下請・臨時、パートタイマーなど不安定雇用者対策と高齢化社会への対応として「年齢による雇用差別禁止法の制定」「失業保障制度の改善」「雇用創出対策」を、制度課題の中心において徹底して追求していく。
③三月上旬、衆議院段階の予算審議の山場に向けて、各産別の政策要求闘争（統一行動）を展開する。

国民春闘方針をめぐる質疑討論とその結論

富塚事務局長の方針提案につづく質疑のなかでは、ここのところ総評離れを強める鉄鋼労連代議員が、この席で一〇年ぶりの発言を求め「長期負債と累積赤字をかかえ、民間ならとっくに倒産するか、減量経営の対象となる企業体をかかえる公労協が一二%もの要求を検討していることに民間として違和感をもつ」（中村同委員長）などと公労協の行き方を批判したのにたいし、動労代議員が「わたしたちとは住む世界が違う。いくら総評が笛をふいても踊らずだ」（青木同書記長）と反論したが、民間主導型の同盟案に同調する雇用創出機構設置要求をめぐっての「解雇を前提としたも

ので、企業の減量経営を是認している」との批判にたいしては、富塚事務局長は、「実質的な生活を守る、生活改善のための賃金を確保する要求があってとうぜん」であり、「雇用問題は着実に前進する必要がある。同盟案には問題点もあるが、これをうけとめて政党に調整を働きかけたい」との答弁をおこなった。

春闘スケジュールについては、私鉄総連が「四月末にヤマ場をつくる」と表明したのをはじめ、国労、日教組からも四月下旬〝官民総がかり〟決戦を求める意見がつづき、前年春闘で公労協の統一ストから離脱した全逓も「ストで統一行動に参加する」との決意表明をおこなった。富塚事務局長からは、そのスケジュールについては「四月二五日から三〇日までの六日間に、交運共闘、公労協、民間による官民総がかりの集中決戦態勢をくむ」との補強提案がおこなわれ、方針案は満場一致で決定された。

同補強提案では、①三月二日を軸に、一般消費税導入反対、公共料金値上げ反対などの制度・政策要求をかかげ、ストライキをふくむ統一行動によって全労働者の結集をはかる、②三月下旬～四月上旬にマスコミ、商業・サービス、出版など先行組合の闘争を強化する。他の組合は大衆行動、経営者団体との交渉をおこなう、③四月中旬には、金属労協（IMF・JC）を中心に民間のストライキ態勢を確立することも明らかにされた。

総評がこうした戦術を決めたことにより、三月中旬からの統一地方選挙期間をはさんで、春闘最大のヤマ場を四月二五日からの〝官民総がかり〟の集中決戦にすえ、春闘全体の盛りあがりをはかることとなった。

大会は最後に、「統一自治体地方選挙勝利に関する決議」「グラマン等汚職徹底追及と政治糾弾に関する決議」ほかの諸決議および大会宣言を採択して閉会。大会終了後の「太田都知事候補出陣式」において、太田候補の決意表明につづき、岡村中立労連事務局長、富田新産別書記長、竹村民放労連委員長、中川東京地評議長が激励あいさつをおこなった。

2　同盟第一五回年次全国大会

開会と天池会長あいさつ

日本労働総同盟（同盟）第一五回年次全国大会は、七九年一月三〇・三一日の両日、東京・九段会館で開催された。第一日は午前一〇時、村上副会長の開会の辞にはじまり、代議員四一四名、役員四〇名の出席をもって大会の成立が確認され、議長団に長岡房男（全金同盟）、林重幸（造船重機労連）、渡部勝雄（海員組合）、山ノ内昭夫（一般同盟）、中野晶平（紙パ総連合）、高畑次穂（日林労）を選出、天池会長があいさつをおこなった。

天池会長はそのあいさつのなかで、とくに労働戦線統一問題にふれ「統一の必要性はますます増大し、その具体化が急務だ」と強調し、春闘がおわる五月にも同盟としての具体的方針を明らかにすること、統一の推進にあたっては「民間先行以外に方法がない」として、総評の全的統一論をけん制しながら、同盟の主導権を確保しよ

うとの姿勢を示した。また同会長は、三月からの統一地方選挙、秋にも予想される総選挙は、民社党の勝利を軸に「革新政党の再編機運を高めるのが選挙のもつ意義」であると述べ、東京都知事選では鈴木俊一元都副知事の推せんを宣言した。このほか雇用、賃金両闘争に関連して①「雇用創出機構」の同盟案にたいし総評、中立労連、新産別が賛意を表し、国会闘争の目玉にしようとする態度を歓迎したい、②同盟の賃上げ要求基準「六・五%、一万〇五〇〇円」は今年度物価見とおしを四・五%と推定したものだが、混乱を招くことも考えて要求基準をこのまま修正せず、各単産の処置にゆだねる、などの考えを明らかにした。ひきつづき、来賓として出席した佐々木民社党委員長、矢野公明党書記長、竪山中立労連議長、小方新産別委員長、また海外からはP・P・ナラヤン国際自由労連会長ほかがあいさつにたち、佐々木民社党委員長は「雇用創出機構の実現を今国会最大の目標としてとりくむ」と述べ、矢野公明党書記長も公明、民社両党の連携を今後とも深める旨強調した。

このあと前川書記長の七八年度活動報告、浜財務局長の七八年度会計報告などを一括して審議に付し、各報告とも承認をえた。

一九七九年度賃金・政策闘争方針提案と質疑討論

大会第二日目、高橋副書記長が七九年度賃金・政策闘争方針を提案して、

「今年度の闘争は①要求基準六・五%の確立、②雇用創出機構を中心とする総合的完全雇用政策の確立、③生活福祉の向上を三位一体のたたかいとしてくみ、中央闘争委員会を中心にこの諸機能を充実しつつ、民間主導・同盟主導のもとに総力戦的な闘争体制を確立して要求貫徹を期したい」と強調した。同提案の要旨はつぎのとおり。なお三の2の(1)「雇用機会の創出——雇用創出機構の設置」については本年鑑Ⅱ—Ⅴ「合理化反対闘争」を参照されたい。

【同盟・七九年賃金・政策・闘争方針（要旨）】

一、情勢と課題（略）

二、七九年度賃闘における要求と闘争態勢の強化

1　賃上げ要求の基準　賃金をどの程度引き上げるかは、労働者全体の最大の関心事であるだけでなく、国民経済、雇用、物価等に対しても重大な関連をもっている。このような立場から、われわれは七九年度の要求基準を次のように設定する。①七九年度賃闘における賃上げ要求の基準を、七八年度消費者物価指数上昇率プラス実質賃上げ分二%とする。七八年度消費者物価指数上昇率は四・五%前後と見込まれるので、それを前提すれば、要求基準は六・五%、一万五〇〇円となる。②今日、産業構造の変化が急激に進展するなかで、産業・企業の間に大きな業績格差が存在している。したがって、構造不況産業においては七八年度消費者物価指数上昇率を最低とし、好況産業においては格差是正を始めプラス・アルファを付加するなど、各産業、単産の実態に応じた適切な要求を自主的に決定することが望ましい。③定昇については、労働力構成の急激な変化などにより実態がそれぞれに異なるので、その扱いは各産別・単組の自主的な決定にゆだねる。

2　要求基準の根拠　六・五%の要求基準を設定した主な根拠は、次のとおりである。①実質生活水準の停滞が長期に続くなかで、実質賃金の引き上げに対しても労働者の希求はきわめて強い。②六・五%の賃上げによっても、七九年度の消費者物価指数上昇率を四%前後に抑えることは十分に可能である。③六・五%の賃上げによる雇用者の実質所得上昇を通じて、また、所得税戻し減税等による消費拡大効果を通じて、七九年度の実質個人消費支出の伸びは六%前後となることが期待され、七%前後の実質成長を実現するための基盤を形成することができる。それは同時に、雇用不安の緩和、内需拡大による対外均衡の回復にもつながる。④七九年度の名目成長率は一一%前後となることが期待されるが、それと名目賃金上昇

率六・五%との間に乖離があることは、一般的にいって企業に、雇用拡大、定年延長、時間短縮を実施し、あるいは社会保障費等の負担増大に応ずる余地があることを示している。

3　闘争体制の強化　全体として企業収益改善の方向は定着しつつあるとはいうものの、引き続く円の高騰等を背景として企業のコスト圧縮、減量経営志向はきわめて強く、そうした背景のもとで全体の賃上げが構造不況産業のそれに低位シワ寄せさせるおそれも大きい。こうした壁を打ち破るためには、同盟中央闘争委員会の諸機能を充実させて構成産別の連携を一段と強化するとともに、他の友好的な民間労組との共闘体制を拡大し、賃金闘争全体のムードを大きく盛りあげながら、同時に各産別・単組の自主的決定能力を飛躍的に高める必要がある。また、企業業績が相対的にいい産業・企業が一つの集団となって先行相場を形成し、全体の相場を引き上げる体制を確立することが重要である。

三、総合的完全雇用政策の確立を柱とする政策要求

1　総需要の持続的拡大　2　総合的雇用政策の展望　(1)離職者の防止について、(2)離職者対策について、(3)求職、求人の需給適合の促進について（以上略）。

右の方針案討議のなかでは、きびしい春闘、雇用情勢を反映して「同盟は賃闘にたいして強い指導性を発揮すべきだ」（合化同盟）、「労使協調ではなくたまにはたたかう姿勢をもつべきだ」（造船重機）など強い要望と、雇用創立機構についても「民社党だけでなく幅広い力の結集を求めて早期実現を図るべきだ」との意見がだされたが、前川書記長、高橋副書記長の答弁でそれらの要望意見は、これからの政策、とりくみのなかで生かすこととされ、同方針が本部原案どおり可決された。同盟提唱の雇用創出機構設置をめぐっては、労働四団体とも国会の予算修正の〝目玉〟にと、なんとか足並みをそろえたい気持では一致しているものの、総評と同盟のあいだに郵政マル生紛争、東京都知事選での対立状態や、七七年の「特定不況業種離職者臨時措置法案」流産によるシコリなどが根強く、天池会長の大会冒頭のあいさつでも、共闘には消極姿勢をのぞかせた。しかし、「他の労働三団体も同盟案に賛成するといっている以上、院内の野党共闘の成立が重要なポイントになろう」とし、野党共闘成立をめざして四団体の歩調をそろえる考えをも示していた。

大会は最後に、「総選挙・統一地方選挙必勝に関する決議」を採択したのにつづいて、鈴木俊一都知事の候補の事実上の出馬決意表明をうけ、さらに「造船危機突破に関する決議」「庶民貯金目減り補償裁判必勝に関する決議」などを採択して閉幕した。

3　中立労連、新産別、IMF・JCの大会

1　中立労連第五回定期大会

中立労働組合連絡協議会（中立労連）第五回定期大会は、七八年九月一二日東京芝・東京グランドホテルにおいて開催された。市川副議長の開会の辞をもってはじまり、加盟一〇単産からの有資格代

議員九八名中七一名の出席をもって大会の成立が宣言され、議長団に三枝満慈郎（全建総連）、加藤亮三（全窯連）両氏を選出して、竪山議長があいさつにたった。

同議長はそのあいさつのなかで、新産別、純中立組合との「ゆるやかな連合」の結成は当初の七八年一〇月予定を七九年三月に延期し、当面は一〇月結成準備委員会を発足させることを明らかにし、「減税をふくむ補正予算と来年度予算に関する限定共闘として労働四団体共闘の修復を強く求めたい」とよびかけた。また活発化していた労働戦線統一論議にかんしては、①総評の主体性の確立を強調した新方針は、総評の孤立化をまねくことを懸念する、②天池同盟会長の提案は総評を除外しており、総評民間組合には説得性がない、③ゼンセン同盟の唱える労働組合主義は政治闘争にたいする経済主義的運動という意味ならば異論が出てくる点を指摘して、中立労連としては将来の官公労、民間労組の全的統一をめざしつつ、当面は民間労組の結集を先行するという基本的な考え方にたって、労働四団体共闘の修復や民間労組の共闘拡大に努力するとの方針を示した。

つづいて、槇枝総評議長、富田新産別書記長、前川同盟書記長、それぞれ来賓としてあいさつしたが、槇枝議長はその席で「総評の独自闘争強化」の方針は労働団体間の共闘を否定するものではないことを強調したうえ、「共闘というと抵抗感があるならば、まずお互いの春闘構想をもちよって、意見を交換する春闘連絡会議のようなものをもちうるのではないか」とトップ会談を提唱した。これにたいし富田新産別書記長も「労働四団体共闘の再開にただちに結びつくものではないが、将来の足掛りになるものだ」と賛意を示し、また共闘修復に反対してきた同盟の前川書記長も「労働戦線の統一を追求する意識を忘れ去ってはならない」と労働団体間の共闘推進にやや前向きな姿勢を示した。このあと大会は、多賀谷社会党書記長、矢野公明党書記長、塚本民社党書記長、金子共産党書記局次長ら各政党代表の来賓あいさつ、地方中連代表のあいさつをうけて午前中の日程をおえた。

午後に提案された一九七八年度運動方針案は、大会冒頭竪山議長によって明らかにされた新産別、純中立組合との「ゆるやか連合」結成の目途を七九年三月までとしたほか、中連内組合間の協力と事務局体制の強化、財政充実など「ナショナルセンターとしての機能強化」をはかるとともに、重点地域を定めて地方中連の結成を積極的に促進し、地方の公的な審議会などでの労働者側委員の選出体制づくりを強めることを骨子としている。なお、「ゆるやか連合」結成の目途にかんしては、中連、新産別間の話しあいで、新産別は一〇月見切り発車の意向であったが、中連側は純中立が加わることで「ゆるやか連合」の重みが増すとの立場から、純中立組合への加盟努力をさらにつづけることを主張し、結局七九年三月までに正式発足ということで合意に達したものである。

大会は、岡村事務局長提案による同方針案を原案どおり決定したあと、「有事立法に反対する特別決議」を採択、また、竪山議長、岡村事務局長の再選をふくむ新役員を選出し、大会宣言、スローガンを発表して閉会した。

2　新産別第三〇回定期大会および第三一回臨時大会

全国産業別労働組合連合（新産別）第三〇回定期大会は、七八年一〇月五・六日に東京・池之端文化センターで開催された。大会はまず河合副委員長の司会で幕をあけ、議長団に杉山（全機金）、松井（新化学）、山田（京滋地連）、内田（新運転）各代議員を選出。病気療養中の石垣委員長の謝辞につづいて、小方副委員長による「委員長あいさつ」では、とくに有事立法をはじめとする政府・自民党の政治的反動姿勢について言及するとともに、一連の戦線統一論についてふれ、「排除の論理にたった選別的な民間先行なり、統一論であってはならない」と、新たな分裂の固定化を危惧する指摘がおこなわれ、さらに新産別と中立労連との連合が全体の統一をめざしつつ、七九年三月結成にむけて準備がすすめられていると報告された。

このあと、労働界からは富塚総評事務局長、橋本同盟副会長、竪山中立労連議長が、野党側を代表しては飛鳥田社会党委員長、矢野公明党書記長、塚本民社党書記長がそれぞれ当面する課題にたいする所見をふくめて来賓あいさつをおこなった。

大会第一日午後からは、富田書記長が労働四団体共闘の修復などをかかげた一九七八年度運動方針を提案し、討論に入った。同方針案は、労働戦線統一について、①組織の統合に短絡的に結びつけない、②情況認識、要求の設定、運動の組織化の意思統一が現段階での戦線統一の出発点としての労働四団体の修復を「あくまでも追求する」とし、修復にあたっては、過去の失敗をくりかえさないよう、①各団体の主体性を尊重する、②合意事項を明確にし、相互の確認を裏づける措置をとる、ことを条件とすることを内容としている。この方針討議のなかでは、運動の基調にたいするとらえ方をはじめ、中立労連との「連合」における地協問題が焦点となり、連合問題に関連した、各地方における対外的組織関係について原則として離脱の方向で検討するとの提案にたいし、「一定の方向を明らかにしないで、県評、地評との対応を地協に求めるのか」（全機金）、「県評を通じて運動がつくられてきた経過もあり、運動の形態が変わるのではないか」（全施労）など、連合における中央、地方の一貫したとりくみの強化が訴えられた。

これらにたいし富田書記長は「臨時中央委で確認してきている」が、新産別、中立労連の地方組織状況はお互いにちぐはぐであり、東京と群馬のみが共通している。ここから具体的な手がかりをつくりだしていきたいと考えている。また県評、地評からの離脱問題は、すでに一部単産でもその方向を決定しており、一方地方によっては実情もまちまちになるので、画一的な対応をさけるという意味で〝原則として〟を付したものだ。地協代表者会議をさらにひんぱんに開くなかで対処していきたい」との答弁をおこなった。また、運動の基調の項で、「組織強化への展望が示されていない」「運動の社会化について新たに起草し、挿入してほしい」（以上京滋地連）との動議については、大会終了後の中執で修正補足することが述べ

られ、同方針案を満場一致で決定し、石垣委員長再選ほかの新役員の選出にひきつづき新産別三〇周年記念に際しての功労者表彰、大会宣言を発表してその日程を終了した。

七八年一〇月一二日の石垣委員長急逝による後任選出と、七九年春闘方針の決定を主議題に、新産別第三一回臨時大会が同年一二月二〇・二一日の両日にわたって静岡県熱海市・金城館で開催された。同大会では中央執行委員長に小方鉄蔵氏（全機金中央執行委員長）を選出するとともに、七九年春闘では物価上昇分プラス定昇分（七%）を基準とした要求の春闘方針を提案どおりに決定して、新委員長体制のもとでの運動の展開をはかることになった。

3　IMF・JC（金属労協）

第一七回定期大会

全日本金属産業労働組合協議会（IMF・JC＝金属労協）第一七回定期大会は、七八年九月八日東京・池之端文化センターで代議員二四四名出席のもとに開催された。大会冒頭あいさつにたった宮田議長は、来春闘でも鉄鋼、造船、自動車、電機などJC加盟単産が結束を強めて、賃金闘争の中核としての機能を果たしてゆくとの決意を述べるとともに、現在のわが国の賃金実態について「円高で名目賃金は国際的にみても先進国と肩を並べるところまできたが、われわれの実質的な生活は少しも向上していない」と指摘し「どうやって実質生活水準を上げてゆくかが、来春闘の命題であり、単に経営者にたいし名目上の賃上げを迫るだけでなく、物価をいかに引き下げるかなど、幅の広いたたかいにとりくまねばならない」として賃金闘争の質的な転換の必要性を強調した。また、雇用問題への真剣なとりくみが労組に求められていること、そうした大きな要求課題の前進のためには、労組が大きく団結し、社会的・政治的影響力を拡大する以外に道はないと述べ、その見地から「民間労組先行による労働戦線統一」が急がれるべきだと訴えると同時に、現在、民間の組合で結成している政策推進労組会議を核として労働戦線統一をめざすとの構想を明らかにした。

提案された七九年度運動方針案は、企業内福祉の充実と政府にたいする政策制度要求を並行しておこなう総合的生活闘争の展開、雇用確保、JC共闘の強化、国際連帯活動の推進などを柱としたもので、その質疑討論のなかでは、「総合生活闘争を展開するため、生涯生活ビジョンは八〇年代を展望して見直しを」（造船重機労連）、「妥結基準に到達しないときは、思を表明すべきだ。JC機能強化に向けて大集会を開き不満の意次期大会で討議できるようにしてほしい。合理化にたいする対策活動を強めてほしい」（電機労連）などの意見がだされた。これにたいして宮田議長からは、①条件が変わっており、ビジョン見直しの検討をしたい、②妥結基準を決める以上は、事後対処行動の決意が必要である、③JC強化については、三役会議で議論し、方向が明確になれば委員会で検討することで一致している、④合理化対策は産業政策委員会で議論するよう努力してみたい、との答弁がおこなわれ、同方針案を満場一致で決定した。

大会は、規約を組織運営の実態に即したものとするため、その一

部改正を審議した結果、①JCの日本語略称を「金属労協」とすること、②書記長会議の明文化と役割の明確化、③顧問制度の採用、などからなる原案を承認、ひきつづき宮田議長の再選をふくむ新役員選出のあと、大会宣言、スローガンを発表して閉会した。

4 主要労組の大会

主要労組大会の特徴

一九七八年の主要労組大会では、春闘の評価と対策、不況問題、スト権問題、政党と労組との関係、労働戦線の再編・統一問題などが論議の中心となった。

そのなかで、七八年春闘については、賃上げ率五・九%（主要民間企業）という春闘史上二番目に低い結果に終わったこと、野党の足並みの乱れにより減税闘争が実を結ばなかったこと、全逓の決戦スト回避等から全般的に敗北感が強く、「春闘見直し」が論議された。七九年春闘については、各単産とも実質賃金の確保を最大目標とするとともに、政策・制度要求においては雇用、年金、税制などの問題についてのとりくみを強化するとしている。たたかい方では私鉄総連がいわゆる〝事後対処方式〟を継承するとしつつも、七九年には前年示した闘争スケジュールを定めず、また、金属労協は集中決戦方式を基調に新たに〝梯団方式〟の採用などをふくめ戦術討議をおこなうことになった。これにたいし、公労協傘下の各単産は、前年同様自主交渉路線を基本に大産別共闘方式の実現をはかるとしているが、そのうちとくに全電通が、物価スライド制の確立と二～三年に一回の大闘争の展開、通信情報産業労組との共闘強化、公労委一括調停方式からの離脱を示唆する内容の「春闘見直し」提案をおこなって論議をよんだ。また、全逓は春闘時における決戦スト回避の経緯をふまえ、早急に公労協統一闘争の修復をはかることになった。

政党と労組の関係については、日教組、国労、私鉄総連、合化などが公・民中軸路線を批判したのにたいし、全逓は前年にひきつづき公明党との友好関係を継続するとし、全電通が従来どおり社会党支持としつつも、選挙にあたっては選別支持とし、場合によっては公明、民社、社民連候補をも支持する方向を、電機労連も次期総選挙における選別支持を打ち出したことが注目された。

スト権問題については、七八年六月に公共企業体等基本問題会議の意見書がだされたこともあって、公企体関係労組で論議がおこなわれたが、動労が無条件全面奪還の基本を崩していないほかは「条件つき付与」の方向で各組合の足並みがほぼ揃った。

日教組第五二回定期大会

七八年六月六日から四日間の日程で、札幌市・北海道立産業共進会場で開催。本大会は低率ベアに終わった七八年国民春闘後初の大単産大会であり、闘争の重点に学級規模の縮小や教職員の定数増など教育改革をかかげると同時に、とくに現実には三二県で実施にふみきられた「主任体制化」打破に力点をおき、組織再建のため職場闘争の強化にとりくむ運動方針を決定した。また、そのなかで、「公・民中軸

の中道政治なるものは、自民を主体とする連立の構想である」とし、槇枝委員長（総評議長）もそのあいさつのなかで、革新・労働運動の不振の一因としていわゆる「右寄り中道路線」を批判、反自民・反独占を結節点として社会党を中心に公明、共産両党が協力する革新勢力の再結集を強く訴え、公明党にたいしては「政治の右傾化にくみしない」ことを求めて、同党の反発をよんだ。

全電通第三一回定期大会

七八年六月二七日～七月一日の間、福井県・三国町民体育館で「春闘方式の見直し」をテーマに開催。大会は、①実生活水準防衛のため「賃上げと生活制度闘争を一体」としてとらえ「物価スライド制の確立をめざしつつ、二～三年に一回の大闘争を組織する」、また「通信情報産業との産業別共闘を重視し、公労協の一括調停方式の弱点を克服する」と、従来の公労委における公労協一括調停方式からの離脱と、電通共闘を軸に電機労連（中立労連）、全電線（純中立）、日放労（総評）など〝情報通信産業〟労働者として同じ立場にある労組との間でのナショナルセンターのわくを超えた提携を打ち出し、②政党との関係では、従来どおり社会党支持とするが、選挙にあたってはその〝選別支持〟方針をより徹底して社会主義協会派をのぞき、支持する候補がない場合には公明、民社、社民連候補を支持の対象とする、③国際自由労連への加盟、等を骨子とする運動方針を決定するとともに、及川委員長、山岸書記長ら現執行部を再選した。

国労第四〇回定期大会

七八年七月四～八日、高知市・県民文化ホールで開催。大会冒頭あいさつにたった村上委員長は、「当面の総評労働運動最大の課題は、民間労働者の組織と官民一体の統一闘争を再構築することだ」と指摘し、「民間組合の総結集に名を借りた右翼的労働戦線統一」をねらいとする動きを批判すると同時に、「共闘可能な団体との統一行動をつみかさねながら、たたかう労働戦線の構築と統一をめざすべきだ」と述べ、全交運を軸にした陸・海・空の大産別共闘の実現を強調した。決定した運動方針は「国民春闘の通年闘争化と運動の再構築」、「スト権問題は〝私鉄並みのスト権〟を求める国労独自の立法要求闘争に重点を移す」などを盛りこんだもので、また、国鉄再建問題にかかわって前年採択された「民主的規制」は、「国民の国鉄をめざす民主化・政策要求闘争」として定式化され、位置づけられている。

この方針提案にあたって、谷合書記長は国鉄労働者にとっての緊急課題である「国鉄再建とスト権立法要求の闘争では、国鉄内の主要五組合が同一テーブルにつくようよびかける」との態度を明らかにした。すなわち「社会党支持の動労は無論、民社支持の鉄労、公明党に近い全施労、共産党色が強い全動労と連携する必要がある」とし、これら五組合の共同行動の積みかさねを通じ、将来は「一企業一組合」をめざしたいとしている。なお、同じく三日からやはり大会開催中の動労が、合理化問題にからんで「当分の間、貨物列車をストの対象からはずす」との新戦術を明らかにしたことにたいして、同大会では①スト権は労働者の基本的権利だといいながら、貨物だけは対象から除外するというのは自己矛盾している、②ストのために貨物流通分野に占める国鉄のシェアが落ちたことを自ら認めることにつながる、などを理由に強く反対するとの執行部の意向が示された。

動労第三四回定期大会　七八年七月三～七日、津山市で開催、①をはかる、②七八年ダイヤ改正反対闘争については、当分の間戦術上貨物列車をストの対象から除外する、③スト権奪還闘争については、無条件全面奪還を基本とする、④三里塚空港反対同盟のたたかいは、現情勢とは無関係に極左化しており、これとは一線を画す等の運動方針を決定した。

全逓第三一回定期大会　七八年七月四～八日、新潟市・県民会館において開催。大会では全逓が七八春闘で公労協の統一ストライキから脱落、スト中止方針についても組合の正式機関での論議をおこなわずに出したこと、公明党との関係をめぐって、組合員のなかからはげしい不満と執行部への批判が続出したが、①運動の基本路線を反自民・反独占・反合理化の継承発展、長期抵抗姿勢の追求におく、②決戦スト回避による坐折感と混迷からの脱却をめざし、徹底した組織整備をおこない名古屋中郵四・四判決に対決する、③政党との関係では、社会党との支持協力関係の強化、公明党との友好関係の継続というこれまでの方針を踏しゅうする、等の運動方針を決定した。そのなかで、公明党との友好協力関係を地方段階にまで拡大するとの提案もおこなわれたが、反対意見が強く、前年方針がひきつがれることとなったことが注目された。また役員選挙では、強い執行部批判をふまえ今後一年間の闘争経過で信を問うとして、石井委員長、保坂書記長ら現執行部が再選された。なお、全電通労組提起による大産別方式で賃金闘争をおこなうとの「春闘見直し」論にたいして、保坂書記長はその一般経過報告のなかで「現状では公労協の統一を弱めるだけだ」と批判した。

電機労連第二六回定期大会　七八年七月五～七日、松本市において開催。追求と全員参加の運動で「労働者の生活ビジョン」の実現をはかる等を内容とする運動方針を決定するとともに、竪山委員長以下三役の再選をふくむ新役員を決定した。竪山委員長は大会あいさつのなかで、来春闘について「産業別業績格差が大きいときは条件の恵まれた単産が先行することも必要だ。同時決着に固執することもない」と、同時同額という金属労協の集中決戦方式にも一定の限界があることを指摘し、いわゆる〝梯団方式〟を提唱した。また政党との関係では、次期総選挙で社会主義協会派を支持しない〝選別支持〟の方向を明らかにし、公明、民社、社民連とも話しあいの場をもつとの態度を示した。

私鉄総連第四二回定期大会　七八年七月二一～二三日、群馬県水上町・観光会館において開催。決定した運動方針によると、七七春闘からはじめた「自主交渉・自主解決」の〝事後対処方式〟を踏しゅうし、大手集団交渉を軸とする交渉方式の原則を再確認しながら、産業別統一闘争が強化できる方向で運動をすすめることになった。また、同方針で「中道」政党を批判するとともに、労働戦線統一問題について、政策推進労組会議を「戦線を混乱させる動きである」として、これに参加しないことを決定した。役員選出では力徳委員長、黒川副委員長が再選、総評副事務局長に就任した内山副委員長と吉岡書記長は特別中執となり本部を離れることになった。なお、回答が不満の場合にスト権を確立するという私鉄総連の〝事後対処方式〟は、実際にスト権を確立し、ストライキを決行している点で、ストなし妥結のねらいと実績

をもつ鉄鋼労連などの事後対処方式とは異なる。しかし代議員からは「このままいったらJC（金属労協）のように一発回答になるのではないか」（東武）、「情勢に応じて先にスト権を確立すべきだ」（阪急）との批判的意見にたいしては、執行部側は「一発回答になる危険はある」としながらも、原案そのままに同方針が継承されることになった。

合化労連第六〇回定期大会　七八年七月二六～二八日、石川県山中町・社会教育文化会館で開催。①雇用確保、実質賃金の維持・向上に全力をつくし、国民春闘路線を継承、発展させる、②全労働者の統一をめざし、従来の合意原則すなわち(1)要求で統一、(2)資本からの独立、(3)政党支持の自由、(4)民間先行全労働者の統一を基本に、議会制民主主義、労働組合主義をかかげ、各労働団体に呼びかけていく、③化学一般との統一を次期臨時大会で正式に決定する等を内容とする運動方針を採択するとともに、太田委員長以下執行部を再選した。また、大会冒頭太田委員長が、最近の「中道政治論」や「保革連合論」を批判、東京都知事選での立候補表明をおこなったのにたいし、大会はその実現に向けて不退転の決意でのぞむことを決議した。

造船重機労連第八回定期大会　七八年八月二九～三一日、愛知県蒲郡市・市民会館において開催。産業政策要求を実現し、雇用の確保と生活の安定をめざす等を基調とする運動方針を決定した。そのなかで、標準労働者方式による賃上げ要求を二年間つづけてきたが実現せず、同方式を一時凍結することとし、また土井委員長は大会あいさつにおいて、七九賃闘における要求と戦術にふれて「産別実態に即した独自の要求を策定するか、また、JC内で好況単産先行で対処するが複数妥結の設定で対処するか」などの考えがあることを示唆し、構造不況下にある同労連の悩みをうかがわせた。新役員には土井委員長のほか、新たに金杉書記長らが選出された。

鉄鋼労連第五九回定期大会　七八年九月二〇～二三日、仙台市・市民会館で開催され、実質賃金維持に最重点をおいてとりくむとする運動方針を決定した。大会冒頭、宮田委員長はそのあいさつのなかで、①「ここ三年程度は消費者物価上昇分を最大の獲得目標とせざるをえない」と表明したが、運動方針をめぐっては、賃金面で「鉄鋼の優位性が失われた」という訴えがだされ、不況にともなう雇用不安に論議が集中した。同労連はここ数年「消費者物価上昇率プラス実質経済成長率」を賃上げ要求の基準とし、七八春闘でも一万八〇〇〇円、一二%要求にたいし、過年度消費者物価上昇率六・七%を大きく下回る七〇〇〇円、四・二%の賃上げしか獲得できなかった。このため宮田委員長はこれまでの〝賃金自粛論〟の立場をさらに明確にする意味で、消費者物価上昇分の確保を目標にする、と明言したものとみられる。このほか同方針では、②総評との関係について「総評路線は、いわゆる左バネによっていっそう鉄鋼労連の運動理念との相違が目立ってきている」と批判するとともに、斎藤書記長が答弁のなかで「場合によっては関係を清算することも考えていく」と述べたこと、③労働戦線統一について、政策推進労組会議を中心に民間先行の統一を八〇年代初頭に実現すべく努力するとしたが実現せず、同方式を一時凍結するこのメドを明らかにしたことが注目される。役員選出では、宮田氏が新設された会長に、新委員長

に中村新日鉄労連会長が就任し、宮田会長、中村委員長の新体制を発足させた。

全国金属第四二回定期大会　七八年九月二六～二九日、宮城県鳴子町で開催。大会は反独占、国民生活擁護の国民春闘路線を追求し発展させることなどを基調とし、政党との関係では「社会党を中心にその他の革新政党との連携」を強めると前年方針を継承した運動方針を決定するとともに、高山委員長、平沢書記長の再選をふくむ新役員を選出した。

ゼンセン同盟第三四回定期大会　七八年九月二六～二八日、横浜市・神奈川県民ホールで開催。実質賃金の確保、労働戦線の統一実現などを内容とする運動方針を決定した。そのなかで労働戦線統一については、八〇年代初頭に民間先行による統一の実現をはかるとして、そのいちおうの時期を明らかにするとともに、統一の前提として①理念は労働組合主義、②組織は相互信頼、③運動は力と政策、④国際自由労連支持の具体的原則を明示した。新役員には宇佐美会長の再選のほか、新たに芦田書記長らが選出された。

【参考資料】(1)総評「総評新聞」、同盟「同盟新聞」、中立労連「中立労連」、新産別「新産別」、金属労協「IMF・JC、金属」各機関紙、(2)日本労働協会「週刊労働ニュース」、(3)グループS・L「労働組合大会で何が議論されたか」(『社会労働評論』五、七八年九月)、(4)「〝春闘〟見直しを論ずる全電通大会」(『労働経済旬報』一〇七六、七八年八月上旬)、(5)「特集・運動方針論議を深めるために」(『私鉄』一三、七八年七月)、(6)成島道官「全逓――路線転換の背景と真意は何か」(『季刊フォーラム』一六、七八年夏季号)

III 労働争議

概要□一九七八年の労働争議――争議の概況／月間行為参加人員の推移と春闘の動向／産業別規模別にみた争議／主要要求別争議とその解決状況／主要連合団体別にみた争議／労働争議の国際比較

概要

一、一九七八年におけるわが国の労働争議は、年間における争議行為をともなった争議件数で四八五二件、その行為参加人員二〇八万三〇〇〇人。これを前年にくらべるとそれぞれ六八一件（一二・三%）、三三万人（一三・七%）の減少となり、七五年以降四年連続前年を下回る減少を示した。

一、これを半日以上の作業停止争議参加労働者の組合員一〇〇人当たりの割合でみると、七四年の二九・一人をピークに、このあと急落して七八年にはわずか五・三人と五分の一以下におち、戦後の最低を記録している。また、労働損失日数でみても、組合員一〇〇人当たり七四年の七八日から七八年の一一日へと七分の一以下におちている。

一、産業別の動向では、争議行為をともなう争議件数、行為参加人員とも前年にくらべてほとんどの部門で減少しており、とくに行為参加人員で減少がいちじるしかったのは、公務一九万一〇〇〇人（二二・六%）、サービス業一一万五〇〇〇人（二二・九%）、製造業一〇万七〇〇〇人（二二・七%）減などであった。これにたいして運輸・通信業では八万六〇〇〇人（二一・四%）増であった。組合員一〇〇人当たりの労働損失日数でみると、前年と同じく鉱業が

一〇五・二日でもっとも多く、運輸・通信業二二・四日、製造業一二・〇日の順となり、前年比では、公務、卸売・小売業、製造業での減少が大きく、建設業、金融・保険・不動産業などで増加を示している。

一、主要連合団体別の争議行為をともなう争議の参加人員は、総評が一八三万四〇〇〇人で全体の八八・一%を占めてもっとも多く、ついで中立労連五万九〇〇〇人(同一・五%)であり、労働損失日数でも総評が九五万七〇〇〇日と全体の七〇・七%を占め、中立労連九万三〇〇〇日(同六・九%)、同盟三万八〇〇〇日(同二・八%)の順となっている。これを対前年比でみると、行為参加人員では同盟、新産別、労働損失日数では中立労連が増加となったほかは、すべて減少を示し、とくに同盟の労働損失日数が三割を上回る減少となっている。

一、労働争議の国際比較(一九六八～七七年)によると、鉱・工・建設・交通業の雇用者一〇〇〇人当たりの労働損失日数では、最高がイタリアの一九一四日で、あと一〇〇〇日以上つまり一人当たり一日以上はカナダ、インド、アメリカ合衆国、オーストラリア、フィンランドのあわせて六カ国、あとアイルランド、イギリス、スペイン、デンマーク、ニュージーランド、ベルギー、フランスとつづき、このあと日本は二四一日で四人につき一日にもみたず、労働争議がいちじるしく少ない国に属している。また、イギリスでは一九七七年の労働損失日数全体の六〇%、七八年にはその六七%を金属・機械労働者で占め、なかでも自動車関係輸送用機器労働者の比重が群を抜いていた。アメリカ合衆国では、建設業が二二%という高い割合を占め、製造業は四九%と約半分にとどまるが、輸送用機械、一般機械、電機の順で多い金属・機械関係で二九%という比重を占めていた。一方、わが国の場合には、交通業の比重が高く、一九七五～七七年の労働損失日数全体の三三%を占め、製造業五二%のうち金属・機械関係はあわせて三一%という大きな割合を占めるものの片よりがいちじるしく、電機一四%、一般機械が九%で、この二つをのぞく機械産業では七%を占めるにとどまり、そのうちでの輸送用機器は一・六%、鉄鋼業をふくむ第一次金属では一%にも達していない。

1 一九七八年の労働争議

1 争議の概況

労働争議統計　わが国における労働争議については、労働大臣官房統計部の労働争議統計が唯一のものである。それは各都道府県労政主管課および労政事務所が、争議のおこなわれた事業所もしくは労働組合ごとに面接調査したものを、前記統計情報部で集計したもので、「労働争議統計調査年報告」として公表されている。この場合調査の対象として集計にふくまれ

るのは、「労働者の地位の向上に関係ある事項にかんして労働者の団体とその相手方との間に生じた紛争」のうち、半日以上の同盟罷業、それにたいする対抗手段としての使用者側の作業所閉鎖（以上二つを作業停止争議と名づける）、半日未満の同盟罷業、いわゆる順法闘争をふくむ怠業および業務管理等の争議行為をともなったもの、もしくは争議行為をともなわないが解決のために第三者が関与したものなどである。また、この統計での争議の単位は労働組合（争議団をふくむ）であり、原則として単位労働組合がおこなう争議を一件として扱っているが、上部団体（連合団体）が下部組合（単位組合）の争議権を集約しておこなう争議（連合争議、合同労組等の争議）も一件として扱われている。したがって、一件の争議が数事業所や数企業におよぶものもあれば、逆に一事業所または一企業で二件以上になる場合（一事業所、一企業に数組合がある場合）もある。さらに「労働損失日数」とは、半日以上の同盟罷業、作業所閉鎖がおこなわれた期間に、実際に同盟罷業に参加した労働者、もしくは作業所閉鎖の対象となった労働者の延べ人員数に対応する所定労働日数をいう。なお、一九七五年までは毎月の「労働争議統計調査報告」もあわせて公表されていたが、現在は中止されている。以下、「昭和五三年、労働争議統計年報告」（一九七九年五月刊）によってみると、つぎのごとくである。

争議の概況

一九七八年のわが国における総争議件数は五四一六件、総参加人員五三五万一〇〇〇人人、そのうち争議行為をともなう争議についてみると、その件数四八五二件、行為参加人員二〇八万三〇〇〇人は前年にくらべて件数で一二・三%（六八一件）、行為参加人員で一三・七%（三三万人）の減少となり、

第102表　年別・争議形態別労働争議件数，参加人員および労働損失日数

年	総争議		争議行為をともなう争議								
			小計		半日以上の同盟罷業および作業所閉鎖			半日未満の同盟罷業		怠業	
	件数	総参加人員	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員	労働損失日数	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員
	件	千人	件	千人	件	千人	千日	件	千人	件	千人
1969年	5,283	14,483	4,482	3,071	1,783	1,412	3,634	3,282	2,158	310	135
1970	4,551	9,137	3,783	2,357	2,260	1,720	3,915	2,356	1,294	101	34
1971	6,861	10,829	6,082	3,623	2,527	1,896	6,029	4,653	2,616	64	33
1972	5,808	9,630	4,996	2,657	2,498	1,544	5,147	3,531	1,553	91	81
1973	9,459	14,549	8,720	4,929	3,326	2,236	4,604	6,667	3,227	117	253
1974	10,462	14,319	9,581	5,325	5,211	3,621	9,663	6,378	2,724	77	37
1975	8,435	10,261	7,574	4,614	3,391	2,732	8,016	5,475	2,449	55	11
1976	7,974	7,178	7,240	3,400	2,720	1,356	3,254	5,717	2,459	70	9
1977	6,060	6,160	5,533	2,413	1,712	692	1,518	4,522	1,925	35	5
1978	5,416	5,351	4,852	2,083	1,517	660	1,358	3,887	1,480	50	96

〔備考〕 1）　1争議で2種以上の行為形態をともなうことがあるため，合計は小計の数字と一致しないことがある。
2）　総争議には，ここで表示されていない争議行為をともなわない争議をふくみ，それには公労委による係属事件（公労委において取扱中のもの）も計上されてきていたが，1977年集計以後除外されている。
3）　労働省「労働争議統計調査年報告」による。

第103表　月別・争議形態別争議件数，参加人員および労働損失日数

年月	総争議		争議行為をともなう争議								
			小計		半日以上の同盟罷業および作業所閉鎖			半日未満の同盟罷業		怠業	
	件数	総参加人員	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員	労働損失日数	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員
	件	人	件	人	件	人	日	件	人	件	人
1978年1月	152	70,634	28	13,415	19	1,842	9,076	9	11,620	3	53
2月	194	182,969	79	85,813	25	2,777	7,462	59	83,520	4	236
3月	1,033	1,652,051	904	330,549	70	29,357	37,753	852	302,755	1	24
4月	2,871	3,029,858	2,676	1,166,946	726	424,879	770,210	2,208	824,603	22	2,870
5月	1,191	1,720,785	402	86,152	270	53,093	142,525	185	39,720	11	905
6月	615	498,815	279	63,584	163	35,243	64,065	159	32,002	6	300
7月	413	142,120	180	42,598	121	29,155	60,336	83	14,903	5	769
8月	218	67,459	66	16,555	44	3,246	16,059	29	13,615	—	—
9月	190	111,049	70	33,419	28	6,624	16,997	48	26,798	1	71
10月	369	208,331	238	75,970	34	23,897	84,499	210	63,861	1	30
11月	703	370,740	539	161,252	177	45,744	77,498	395	124,212	6	373
12月	497	495,915	254	184,398	170	48,413	67,294	133	55,748	4	91,595

〔備考〕 1) 2カ月以上にわたる争議は各月でそれぞれ集計するが，年合計で同一争議である限り年計として集計するため年の数字と月別の累計とは一致しない。

2) 労働省「労働争議統計調査年報告」による。

第9図　月間行為参加人員の推移（1977・78年）

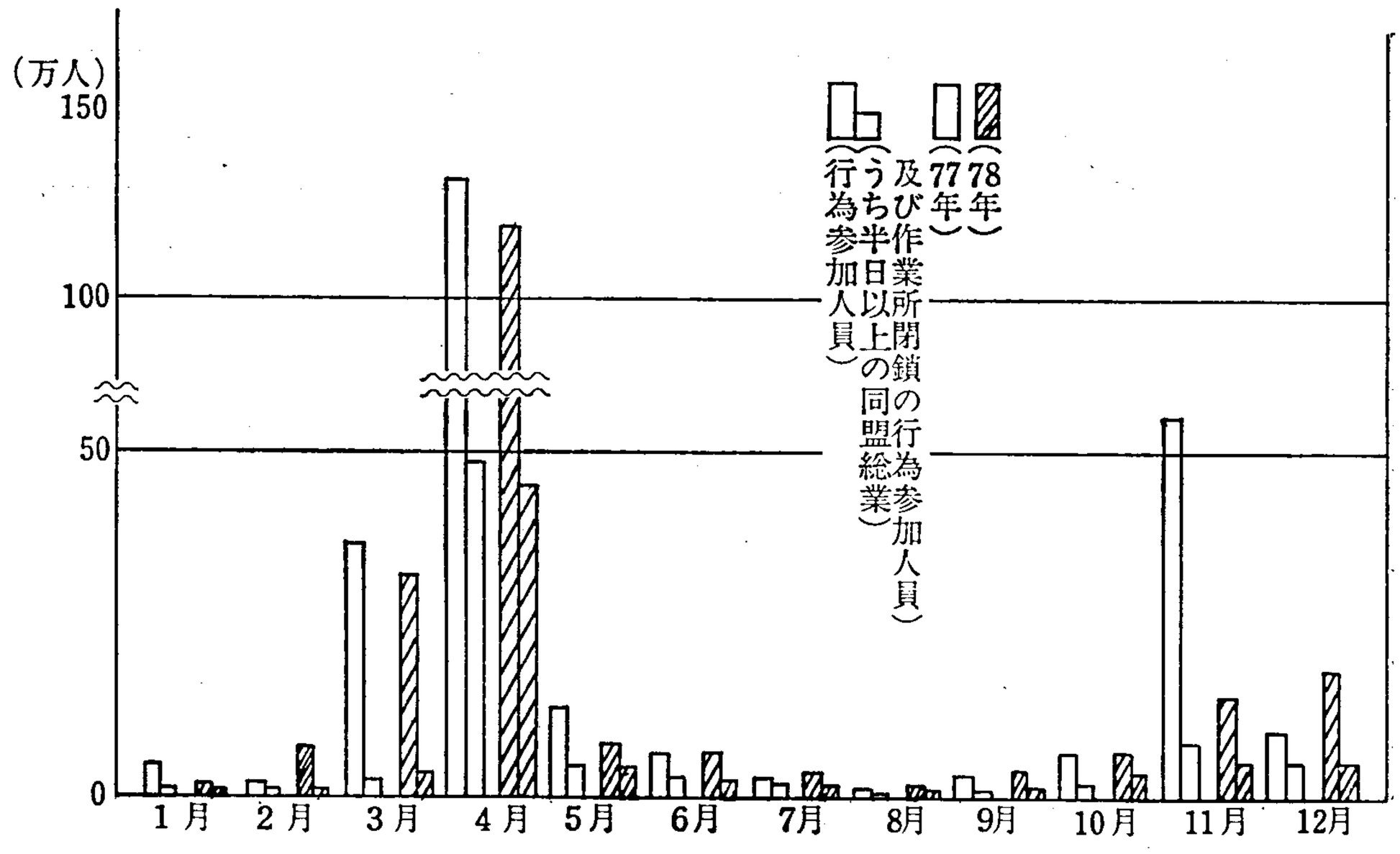

七五年以降四年連続前年を下回った。これは春闘が四月中に主要なものがほとんど解決し、比較的短期間で終息したことと、秋季闘争をふくめた年間を通じてみてもとくに目立った動きが少なかったことによっている（第102・103表）。

争議行為をともなう争議を形態別にみると、「半日以上の同盟罷業および作業所閉鎖」は件数一五一七件、行為参加人員六六万人で、これを前年にくらべて件数で一一・四％（一九五件）、行為参加人員で四・六％（三万二〇〇〇人）とそれぞれ減少を示し、件数は一九六八年（一五四六件）頃の水準に、行為参加人員は一九四八年以来の低い水準となった。同時に「半日未満の同盟罷業」件数三八八七件、行為参加人員一四八万人も、前年にくらべて件数で一四・〇％（六三五件）、行為参加人員で二三・一％（四四万五〇〇〇人）各減と、いずれも前年を下回った。「半日以上の同盟罷業および作業所閉鎖」にともなう労働損失日数一三五万八〇〇〇日でみても、これまでの最低であった前年の一五一万八〇〇〇日をさらに一〇・六％（一六万一〇〇〇日）下回って、一九四六年調査開始以来の最低を更新した。

月間行為参加人員の推移と春闘の動向

七八年の労働争議行為参加人員を月別にみると（第9図）、春闘時と秋闘時にかけて多いのは例年のとおりであるが、総体的に前年を下回っており、とくに秋闘時一一月の減少が目立っている。

七八年春闘は、前年にひきつづいてきびしい情勢のもとで実施され、三月段階では国民春闘共闘傘下の組合を中心に最低賃金の早期改定、合理化反対、雇用保障制度の確立、健保・医療制度の改善等の要求をかかげた三・三〇地域統一ストがおこなわれ、四月に入り

第104表　春季賃上げ争議の推移とその年間争議に占める割合

年	総争議		争議行為をともなう争議					
	件数	総参加人員	件数	行為参加人員				労働損失日数
				計	半日以上の同盟罷業	半日未満の同盟罷業	怠業	
	件	千人	件	千人	千人	千人	千人	千日
1974年	5,528	4,870	5,375	3,088	2,541	1,183	21	7,906
1975	3,998	4,048	3,772	2,201	1,440	1,122	8	3,725
1976	4,089	3,702	4,000	1,839	901	1,270	6	2,149
1977	3,055	3,034	2,997	1,327	504	971	2	1,014
1978	3,218	3,377	3,149	1,311	449	968	3	898
年間争議に占める割合								
1974	52.8	34.0	56.1	58.0	70.2	43.4	55.8	81.9
1975	47.4	39.4	49.8	47.7	52.7	45.8	70.9	46.7
1976	51.3	51.6	55.2	54.1	66.5	51.6	66.8	66.7
1977	50.4	49.2	54.2	55.0	72.8	50.5	41.8	67.7
1978	59.4	63.1	64.9	62.9	68.1	65.4	3.3	66.4

〔備考〕 1) 本特別集計は2月～5月に発生し要求項目に「賃金増額」をふくむ争議を抜き出して特別に集計したものである。
2) 労働損失日数は半日以上の同盟罷業の日数である。
3) 労働省「労働争議統計調査年報告」による。

第105表　「半日以上の同盟罷業」の行為参加人員1人当り労働損失日数の推移

年	行為参加人員1人当り労働損失日数		
	年計	うち春闘	春闘以外
1974年	2.65日	3.11日	1.58日
1975	2.92	2.59	3.29
1976	2.38	2.39	2.37
1977	2.17	2.01	2.58
1978	2.05	2.00	2.16

〔備考〕 労働省「労働争議統計調査年報告」による。

賃上げ要求を中心として、民間、官公労各組合による統一スト（七日、一一日）および公労協統一スト（一八～一九日）がおこなわれ、下旬には、二三日の私鉄、二五日の私鉄と、全逓をのぞく公労協、公務員共闘などの争議とつづいたが、以後大きな動きがなく比較的短期間に終息した。これを反映して、春闘賃上げ争議（二～五月に発生して要求項目に「賃金増額」をふくむ争議、以下同じ）は、ほぼ前年並みであった（第104・105表）。これを争議行為をともなう争議でみると、件数三一四九件、行為参加人員は一三一万一〇〇〇人となり、前年にくらべ件数で五・一%（一五二件）増加したものの、行為参加人員では一・二%（一万六〇〇〇人）の減少となった。また、春季賃上げ争議における「半日以上の同盟罷業」の件数、行為参加人員、労働損失日数、および「半日以上の同盟罷業」の件数、参加人員の年間争議に占める割合をみると、いずれも六割台にあたっている。

なお、七八年春季賃上げ時における中小企業の争議発生状況についてみると（第106表）、争議行為参加人員は九万三〇〇〇人と前年比一〇・八%減となったが、組合員一人当たりの労働損失日数は〇・〇八四と前年にくらべて三七・七%の増加と争議の長期化がうかがえた。しかも、その「妥結額は七八二五円、賃上げ率六・四%と、

第106表　民間企業春季賃上げ争議発生状況

年	労働争議発生企業数		争議行為参加人員		労働損失日数		組合員1人当り労働損失日数	
	中小企業	全企業	中小企業	全企業	中小企業	全企業	中小企業	全企業
1974年	3,634 〔59.7〕 (65.8)	5,523 〔50.7〕	225,830 〔62.7〕 (12.4)	2,059,957 〔56.6〕	692,059 〔106.9〕 (9.9)	6,965,733 〔172.0〕	0.352 〔101.1〕 (63.0)	0.559 〔163.7〕
1975	2,324 〔△36.0〕 (62.1)	3,745 〔△32.2〕	170,274 〔△33.4〕 (11.7)	1,456,592 〔△29.3〕	403,284 〔△41.7〕 (12.0)	3,351,817 〔△51.9〕	0.261 〔△25.9〕 (69.6)	0.375 〔△32.9〕
1976	2,106 〔△9.4〕 (56.2)	3,355 〔△10.4〕	142,741 〔△16.2〕 (14.8)	963,452 〔33.9〕	263,447 〔△34.7〕 (13.4)	1,964,907 〔△41.4〕	0.168 〔△35.6〕 (75.3)	0.223 〔△40.5〕
1977	1,539 〔△26.9〕 (66.4)	2,356 〔△30.9〕	104,589 〔△26.7〕 (18.9)	552,990 〔△42.6〕	129,304 〔△50.9〕 (15.6)	826,556 〔△57.9〕	0.061 〔△63.7〕 (62.2)	0.095 〔△57.4〕
1978	1,402 〔△8.9〕 (64.7)	2,167 〔△6.5〕	93,344 〔△10.8〕 (19.8)	472,200 〔△14.6〕	130,922 〔△1.3〕 (18.4)	712,578 〔△13.8〕	0.084 〔37.7〕 (102.4)	0.082 〔△13.7〕

〔備考〕 1)〔　〕内は対前年増減率，単位%，△は減。
2)（　）内は全企業にたいする中小企業の比率，単位%。
3)「春季賃上げ争議」とは2～5月に発生した争議のうち，要求事項に「賃金増額」をふくむもの。
4)「労働争議統計調査年報告」および「労働組合基本調査報告」による。

前年にくらべ額では二七八四円、率でも三・〇ポイントそれぞれ下回り、賃上げ率では調査開始（一九六二年）以来最低となった。」

2　産業別規模別にみた争議

争議行為をともなう争議を産業別にみると（第107～109表）、前年にくらべ件数、行為参加人員ともほとんどの産業で減少しており、とくに大きなウェイトを占める製造業が件数で一〇・二%（一五六件）、行為参加人員で二一・六%（一〇万七〇〇〇人）の減少、また公務でも件数で九・六%（二一一件）、行為参加人員の二一・四%（八万六〇〇〇人）をそれぞれ減少している。一方、そうしたなかで運輸・通信業における行為参加人員の二一・四%（八万六〇〇〇人）増加が目立つが、これは一二月の全逓による「反マル生闘争」などの影響によっている。労働損失日数においても、件数、行為参加人員の減少を反映してやはり製造業での二六・六%（一八万四〇〇〇日）の減少が大きい。労働組合員一〇〇〇人当たりの行為参加人員および労働損失日数でみると、全産業ではそれぞれ一六八万人（対前年比一三・四%減）、一一〇日（同九・八%減）となっている。このうち産業別の行為参加人員は鉱業が五六〇人でもっとも多く、以下公務四七八人、サービス業二三八人、運輸・通信業二三五人の順で、これを前年にくらべると、総じて減少しているなかにあって運輸・通信業では増加している。同じく労働損失日数では鉱業が一〇五二日でもっとも多く、以下運輸・通信業二四四日、製

第107表　産業別労働争議件数の推移（争議行為をともなう争議）

産業	1974年	1975年	1976年	1977年	1978年
全産業	9,581(100.0)	7,574(100.0)	7,240(100.0)	5,533(100.0)	4,852(100.0)
鉱業	70(0.7)	53(0.2)	44(4.6)	52(0.9)	42(0.9)
建設業	174(1.8)	106(1.4)	70(1.0)	48(0.9)	43(0.9)
製造業	3,523(36.8)	2,634(34.8)	2,195(30.3)	1,531(27.7)	1,375(28.3)
卸売・小売業	186(1.9)	140(1.8)	121(1.7)	98(1.8)	75(1.5)
金融・保険・不動産業	107(1.1)	60(0.8)	73(1.0)	64(1.2)	40(0.8)
運輸・通信業	1,252(13.1)	896(11.8)	696(9.6)	498(9.0)	422(8.7)
電気・ガス・水道業	331(3.5)	275(3.6)	284(3.9)	231(4.2)	176(3.6)
サービス業	1,302(13.6)	746(9.8)	899(12.4)	803(14.5)	672(13.8)
公務	2,621(27.4)	2,645(34.9)	2,838(39.2)	2,195(39.7)	1,984(40.9)
その他	15(0.2)	19(0.3)	20(0.3)	13(0.2)	23(0.5)

〔備考〕 1)「その他」とは，農業，林業，狩猟業，漁業，水産養殖業および分類不能の産業をいう。
2)（ ）内は構成比。
3) 労働省「労働争議統計調査年報告」による。

第108表　産業別争議行為参加人員および労働損失日数の推移

	産業	1974年	1975年	1976年	1977年	1978年
行為参加人員		千人	千人	千人	千人	千人
	計	5,325(100.0)	4,614(100.0)	3,400(100.0)	2,413(100.0)	2,083(100.0)
	鉱業	52(1.0)	29(0.6)	18(0.5)	35(1.5)	33(1.6)
	建設業	57(1.1)	58(1.3)	30(0.9)	16(0.7)	15(0.7)
	製造業	2,194(41.2)	1,688(36.6)	836(24.6)	472(19.6)	365(17.5)
	卸売・小売業	45(0.8)	43(0.9)	38(1.1)	20(0.8)	11(0.5)
	金融・保険・不動産業	16(0.3)	11(0.2)	13(0.4)	16(0.7)	15(0.7)
	運輸・通信業	1,279(24.0)	1,038(22.5)	534(15.7)	400(16.6)	486(23.3)
	電気・ガス・水道業	70(1.3)	47(1.0)	51(1.5)	36(1.5)	27(1.3)
	サービス業	627(11.8)	475(10.3)	542(15.9)	501(20.8)	386(18.5)
	公務	885(16.6)	1,140(24.7)	1,279(37.6)	884(36.7)	693(33.3)
	その他	101(1.9)	85(1.9)	60(1.8)	32(1.3)	52(2.5)
労働損失日数		千日	千日	千日	千日	千日
	計	9,663(100.0)	8,016(100.0)	3,254(100.0)	1,518(100.0)	1,358(100.0)
	鉱業	158(1.6)	146(1.8)	45(1.4)	53(3.5)	62(4.6)
	建設業	98(1.0)	92(1.1)	55(1.7)	9(0.6)	22(1.7)
	製造業	5,431(56.2)	4,582(57.2)	1,426(43.8)	691(45.5)	507(37.3)
	卸売・小売業	96(1.0)	57(0.7)	62(1.9)	23(1.5)	11(0.8)
	金融・保険・不動産業	41(0.4)	10(0.1)	11(0.3)	4(0.2)	9(0.7)
	運輸・通信業	2,721(28.2)	2,441(30.4)	1,274(39.2)	523(34.4)	505(37.2)
	電気・ガス・水道業	47(0.5)	24(0.3)	7(0.2)	5(0.3)	5(0.3)
	サービス業	604(6.3)	375(4.2)	261(8.0)	163(10.8)	192(14.1)
	公務	325(3.4)	96(1.2)	31(1.0)	29(1.9)	3(0.2)
	その他	142(1.5)	197(2.4)	82(2.5)	18(1.2)	41(3.0)

〔備考〕 1)「その他」とは農業，林業，狩猟業，漁業，水産養殖業および分類不能の産業をいう。
2)（ ）内は構成比。
3) 労働省「労働争議統計調査年報告」による。

第109表　産業別半日以上の同盟罷業および作業所閉鎖労働争議件数，行為参加人員および労働損失日数（1978年）

産業	合計			半日以上の同盟罷業			作業所閉鎖		
	件数	行為参加人員	労働損失日数	件数	行為参加人員	労働損失日数	件数	行為参加人員	労働損失日数
	件	人	日	件	人	日	件	人	日
全産業	1,517	659,966	1,357,502	1,512	659,772	1,353,123	14	642	6,293
農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
林業・狩猟業	1	14,631	16,639	1	14,631	16,639	—	—	—
漁業・水産養殖業	1	27	27	1	27	27	—	—	—
鉱業	35	29,196	61,972	35	29,196	61,972	—	—	—
建設業	27	7,583	22,399	27	7,583	22,399	—	—	—
製造業	835	207,307	506,602	833	207,164	505,627	5	388	1,359
卸売業・小売業	49	6,034	11,329	49	6,034	11,329	—	—	—
金融・保険業	9	1,423	3,646	9	1,423	3,646	—	—	—
不動産業	3	1,010	5,556	3	1,010	5,556	—	—	—
運輸・通信業	263	264,711	505,445	262	264,693	504,222	5	185	2,687
電気・ガス・水道・熱供給業	9	1,614	4,665	9	1,614	4,665	—	—	—
サービス業	264	113,973	192,023	262	113,940	189,842	4	69	2,247
公務	7	1,751	2,787	7	1,751	2,787	—	—	—
分類不能の産業	14	10,706	24,412	14	10,706	24,412	—	—	—

〔備考〕 労働省「労働争議統計調査年報告」による。

第110表　企業規模別争議行為をともなう争議の企業数および行為参加人員（民営企業のみ）

企業規模	企業数			行為参加人員		
	1977 年	1978 年	対前年比	1977 年	1978 年	対前年比
			%	千人	千人	%
計	3,954 (100.0)	3,292 (100.0)	83.3	894 (100.0)	722 (100.0)	80.8
1,000 人以上	539 (13.6)	470 (14.3)	87.2	477 (53.4)	375 (51.9)	78.5
300 ～ 999 人	786 (19.9)	678 (20.6)	86.3	221 (24.8)	185 (25.6)	83.5
100 ～ 299 人	1,147 (29.0)	960 (29.2)	83.7	118 (13.2)	97 (13.4)	82.1
99 人以下	1,399 (35.4)	1,118 (34.0)	79.9	45 (5.0)	36 (5.0)	79.7

〔備考〕 1) 企業規模の「不明」があるため，計と規模別の累計とは一致しないことがある。
2) ( ) 内は構成比。
3) 労働省「労働争議統計調査年報告」による。

造業一二〇日とつづき、前年にくらべては公務、卸売・小売業、製造業での減少が大きく、建設業、金融・保険・不動産業などでは増加となっている。

また、民営企業における争議行為をともなう争議の発生企業は三二九二企業、その行為参加人員七二万二〇〇〇人であり、前年にたいしてそれぞれ一六・七%、一九・二%の減少を示していた。これを規模別にみると、一〇〇〇人以上が四七〇企業（対前年比一二・八%減）、三七万五〇〇〇人（同二一・五%減）、三〇〇～九九九人が六七八企業（同一三・七%減）、一八万五〇〇〇人（同一六・五%減）、一〇〇～二九九人が九六〇企業（同一六・三%減）、九万七〇〇〇人（同一七・九%減）、九九人以下が一一八企業（同二〇・一%減）、三万六〇〇〇人（同二〇・三%減）と、すべての規模を通じての減少であるが、その減少割合は大・小規模企業の両極でや高くなっていた（第110表）。

3 主要要求別争議とその解決状況

労働争議統計調査結果では、多くの要求事項をもつ争議については、原則としてそのうち「もっとも重要なもの一つをとりあげて」分類集計している。そこで、その主要要求事項別争議の発生件数をみると（第111表）、「賃金および手当」にかんする要求が五一二五件で要求事項総数の六三・九%を占め、以下「経営および人事」要求が三〇六件（同三・八%）、労働時間・休日休暇等「給与以外の労働

第111表　労働争議の主要要求事項別件数の推移

要求事項	1977年	1978年	対前年比
	件	件	%
要求事項総数	8,354 (100.0)	8,018 (100.0)	96.0
組合保障・組合活動及び労働協約に関する要求	186 (2.2)	179 (2.2)	96.2
賃金及び手当	4,829 (57.8)	5,125 (63.9)	106.1
うち賃金増額	3,476	3,697	106.4
うち臨時給与金	1,081	1,158	107.1
給与以外の労働条件（労働時間・休日休暇に関するもの）	266 (3.2)	299 (3.7)	112.4
うち　休日休暇に関するもの	70	83	118.6
経営及び人事（解雇反対・事業休廃止等に関するもの）	293 (3.5)	306 (3.8)	104.4
うち　解雇反対・被解雇者の復職	126	128	101.6
その他（政治スト・支援ストその他に関するもの）	2,780 (33.3)	2,109 (26.3)	75.9

〔備考〕 1）（ ）内は構成比。
2） 労働省「労働争議統計調査年報告」による。

第112表　要求事項および継続期間別労働争議解決件数　　(単位：件)

要求事項	計	5日以下	6～10日	11～30日	31日以上
解決争議件数	5,324	1,906	543	1,799	1,076
	(100.0)	(35.8)	(10.2)	(33.8)	(20.2)
解決要求事項総数	7,899	2,916	676	2,819	1,488
	(100.0)	(36.9)	(8.6)	(35.7)	(18.8)
組合保障及び組合活動	106	13	21	26	46
	(100.0)	(12.3)	(19.8)	(24.5)	(43.4)
労働協約の締結及び改訂	40	13	9	5	13
	(100.0)	(32.5)	(22.5)	(12.5)	(32.5)
労働協約の効力	8	1	—	1	6
	(100.0)	(12.5)	(—)	(12.5)	(75.0)
賃金及び手当	5,079	1,768	514	1,774	1,023
	(100.0)	(34.8)	(10.1)	(34.9)	(20.1)
賃金増額	3,687	1,309	247	1,349	782
	(100.0)	(35.5)	(6.7)	(36.6)	(21.2)
臨時給与金	1,129	377	249	347	156
	(100.0)	(33.4)	(22.1)	(30.7)	(13.8)
退職手当	38	3	4	20	11
	(100.0)	(7.9)	(10.5)	(52.6)	(28.9)
その他の賃金・手当	225	79	14	58	74
	(100.0)	(35.1)	(6.2)	(25.8)	(32.9)
賃金以外の労働条件	286	55	23	139	69
	(100.0)	(19.2)	(8.0)	(48.6)	(24.1)
労働時間の変更	40	4	2	11	23
	(100.0)	(14.0)	(5.0)	(27.5)	(57.5)
休日・休暇	82	24	3	47	8
	(100.0)	(29.3)	(3.7)	(57.3)	(9.8)
その他の労働条件	164	27	18	81	38
	(100.0)	(16.5)	(11.0)	(49.4)	(23.2)
経営及び人事	275	41	36	69	129
	(100.0)	(14.9)	(13.1)	(25.1)	(46.9)
解雇反対・被解雇者の復職	114	7	19	30	58
	(100.0)	(6.1)	(16.7)	(26.3)	(50.9)
事業の休廃止・操業短縮	26	2	—	4	20
	(100.0)	(7.7)	(—)	(15.4)	(76.9)
その他の経営及び人事	135	32	17	35	51
	(100.0)	(23.7)	(12.6)	(25.9)	(37.8)
その他	2,105	1,025	73	805	202
	(100.0)	(48.7)	(3.5)	(38.2)	(9.6)

〔備考〕 1)　(　) は構成比。
2)　労働省「労働争議統計調査年報告」による。

第113表　労働争議の解決状況　　(単位：件)

年	総争議件数	当年中解決または解決扱件数									翌年への繰越し件数
		計	労使直接交渉		第三者関与					その他(解決扱)	
				うち第三者関与有り	計	うち労働委員会関与					
						小計	あっ旋	調停	仲裁		
1977	6,060	5,945	2,816	202	366	350	341	1	8	2,763	115
		(100.0)	(47.4)	(3.4)	(6.2)	(5.9)				(46.5)	
1978	5,416	5,324	2,421	173	333	283	268	3	12	2,570	92
		(100.0)	(45.5)	(3.2)	(6.3)	(5.3)				(48.3)	

〔備考〕 1)　(　) 内は構成比。
2)　その他（解決扱）には争議の当事者である労使間では解決の方法がないような争議，たとえば政治ストおよび支援スト等がここに区分される。
3)　労使直接交渉のうち「うち第三者関与有り」とは解決にいたる過程において第三者関与があった場合をいう。
4)　労働省「労働争議統計調査年報告」による。

第114表　主要団体別労働争議件数の推移

（単位：件）

	主要団体	1974年	1975年	1976年	1977年	1978年
総争議	合計	10,462(100.0)	8,435(100.0)	7,974(100.0)	6,060(100.0)	5,416(100.0)
	総評	6,556(62.7)	5,511(65.3)	5,631(70.6)	4,576(75.5)	3,988(73.6)
	同盟	923(8.8)	679(8.0)	557(7.0)	203(3.3)	192(3.5)
	新産別	79(0.8)	76(0.9)	62(0.8)	38(0.6)	26(0.5)
	中立労連	450(4.3)	326(3.9)	227(2.8)	145(2.4)	109(2.0)
	その他	2,454(23.5)	1,843(21.8)	1,497(18.8)	1,098(18.1)	1,101(20.3)
争議行為をともなう争議	合計	9,581(100.0)	7,574(100.0)	7,240(100.0)	5,533(100.0)	4,852(100.0)
	総評	6,219(64.9)	5,200(68.7)	5,323(73.5)	4,309(77.9)	3,705(76.4)
	同盟	710(7.4)	446(5.9)	344(4.8)	125(2.3)	103(2.1)
	新産別	76(0.8)	71(0.9)	61(0.8)	38(0.7)	25(0.5)
	中立労連	416(4.3)	292(3.9)	209(2.9)	136(2.5)	104(2.1)
	その他	2,160(22.5)	1,565(20.7)	1,303(18.0)	925(16.7)	915(18.9)

〔備考〕 1) （ ）内の数字は構成比を示す。
2) 労働省「労働争議統計調査年報告」による。

第115表　主要団体別争議行為をともなう争議の行為形態別行為参加人員および労働損失日数の推移

主要団体	行為参加人員			半日以上の同盟罷業						半日未満の同盟罷業		
				行為参加人員			労働損失日数			行為参加人員		
	1977年	1978年	対前年比	1977年	1978年	対前年比	1977年	1978年	対前年比	1977年	1978年	対前年比
	千人	千人	%	千人	千人	%	千日	千日	%	千人	千人	%
計	2,413 (100.0)	2,083 (100.0)	86.3	692 (100.0)	660 (100.0)	95.4	1,498 (100.0)	1,353 (100.0)	90.3	1,925 (100.0)	1,480 (100.0)	76.9
総評	2,101 (87.1)	1,834 (88.1)	87.3	502 (72.5)	505 (76.6)	100.8	1,042 (69.5)	957 (70.7)	91.8	1,735 (90.2)	1,330 (89.8)	76.6
同盟	28 (1.2)	32 (1.5)	114.6	22 (3.2)	20 (3.0)	91.5	56 (3.7)	38 (2.8)	69.2	10 (0.5)	15 (1.0)	141.5
新産別	14 (0.6)	16 (0.8)	116.6	12 (1.7)	12 (1.8)	99.2	22 (1.5)	21 (1.6)	96.5	11 (0.6)	11 (0.7)	98.8
中立労連	69 (2.9)	59 (2.8)	86.0	41 (6.0)	35 (5.3)	84.7	67 (4.5)	93 (6.9)	137.5	34 (1.8)	42 (2.9)	122.9
その他	201 (8.3)	142 (6.8)	70.4	115 (16.7)	88 (13.3)	76.2	311 (20.8)	244 (18.0)	78.3	133 (6.9)	83 (5.6)	62.0

〔備考〕 1) （ ）内は構成比。
2) 労働省「労働争議統計調査年報告」による。

条件」にかんする要求が二九九件（同三・七%）、「組合保障・組合活動・労働協約」にかんする要求が一七九件（同二・二%）とつづき、政治スト、支援ストをふくむ「その他」要求が二一〇九件（同二六・三%）となっている。これを前年の要求件数にくらべると全体に争議の発生件数が減少したなかにあって、「給与以外の労働条件」、「賃金および手当」と「経営および人事」にかんする要求については、前年にたいしそれぞれ一二・四%、六・一%、四・四%の増加となっている。

また、第112・113表によると、七八年の総争議件数五四一六件のうち、解決もしくは解決扱い（争議の当事者である労使間では解決の方法がないような争議、たとえば政治ストおよび支援ストがふくまれる）となった件数は五三二四件（全体の九八・三%）で、残り九二件は解決を翌年にもちこした。解決件数を継続期間別にみると、五日以下で解決した争議は一九〇六件（解決件数の三五・八%）、六～一〇日五四三件（同一〇・二%）、一一～三〇日一七九九件（同三三・八%）、三一日以上一〇七六件（同二〇・二%）となっている。争議の要求事項のうち要求数の多い項目の継続期間別構成比においては、「賃金増額」「臨時給与金」要求で五日以下および一一～三〇日の解決がそれぞれ三割以上を占めて多く、「解雇反対・被解雇者の復職」「組合保障および組合活動」にかんする要求では、他の要求にくらべ比較的継続期間が長く、三一日以上のものがそれぞれ五〇・九%、四三・四%に及んでいた。

さらに、解決方法別には、労使直接交渉により解決したものは二四二一件（解決件数の四五・五%）、第三者関与によるもの三三件（同六・三%）であった。第三者関与により、解決したものの内容をみると、労働委員会のあっ旋によるものがもっとも多く二六八件で、第三者関与解決件数の八〇・五%を占めている。

4　主要連合団体別にみた争議

一九七八年の労働争議のうち、争議行為をともなう争議を主要連合団体別にみると（第114・115表）、行為参加人員では、総評が一八三万四〇〇〇人で全体の八八・一%を占めもっとも多く、ついで中立労連が五万九〇〇〇人（同二・八%）、同盟が三万二〇〇〇人（同一・五%）となっており、労働損失日数でも総評が九五万七〇〇〇日（同六・九%）、同盟三万八〇〇〇日（同二・八%）の順となっている。これを対前年比でみると、行為参加人員では同盟、新産別、労働損失日数では中立労連が増加となったほかはすべて減少を示し、とくに同盟の労働損失日数が三割を上回る減少となっていることが目立つ。

2　労働争議の国際比較

わが国の労働争議は、すでにふれたように総争議、およびそのう

ちの争議行為をともなった争議のいずれにおいても、一九七五年以後四年連続前年を下回り、ここのところ減りつづけている。第116表によると、半日以上の作業停止争議参加労働者の組合員一〇〇人当たりの割合は、七四年の二九・一人がピークで、このあと急落して、七八年にはわずか五・三人と五分の一以下におち、戦後の最低を記録している。また、雇用者人口中の割合（一〇〇人率）でも一〇・〇人から一・七人へと激減している。さらに作業停止争議の労働損失日数でみても同様であって、組合員一〇〇人当たりでは、七四年の七八日から一一日へ、雇用者一〇〇人当たりでは二六・六日が三・六日へと七分の一以下におちている。労働損失日数のおち方がいっそう急速なのは、一件当たりのスト継続日数が減少してきて

第116表　わが国最近のストライキ動向

年	争議行為参加率		作業停止参加率		損失日数 計 千日	100人当り損失日数	
	組合員 100人当り	労働者 100人当り	組合員 100人当り	労働者 100人当り		組合員 日	労働者 日
1968	21.5	7.4	10.7	3.7	2,841	26	9.0
1969	27.3	9.6	12.6	4.4	3,634	32	11.4
1970	20.3	7.1	14.8	5.2	3,915	68	11.8
1971	30.7	10.6	16.1	5.6	6,029	51	17.7
1972	22.3	7.7	13.0	4.5	5,147	43	14.9
1973	40.7	13.6	18.5	6.2	4,604	38	12.7
1974	42.7	14.6	29.1	10.0	9,663	78	26.6
1975	36.6	12.7	21.7	7.5	8,016	64	22.0
1976	27.2	9.2	10.8	3.7	3,254	26	8.8
1977	19.4	6.4	5.6	1.8	1,518	12	4.0
1978	16.4	5.5	5.3	1.7	1,358	11	3.6

〔備考〕 1） 労働省「労働争議統計調査年報告」により算出。
2） 藤本武「日本のストライキと労働組合運動」（『賃金と社会保障』No. 772, 1979年6月下旬号）による。

第117表　19カ国のストライキ損失日数（労働者1,000人当たり）の比較

国名	1968～77年	1977年
1. イタリア	1,914	1,480
2. カナダ	1,893	820
3. アイルランド	1,369	?
4. アメリカ	1,340	?
5. オーストラリア	1,187	700
6. フィンランド	1,149	2,340
7. アイルランド	919	1,050
8. イギリス	850	840
9. スペイン	686	2,980
10. デンマーク	611	420
11. ニュージーランド	474	790
12. ベルギー	425	420
13. フランス	308	260
14. 日本	241	70
15. オランダ	76	140
16. ノールウェー	69	30
17. 西ドイツ	53	—
18. スウェーデン	41	20
19. スイス	—	—

〔備考〕 1） Department of Employment Gazette 1979年1月号による。
2） U.S. Dep. of Labor, Handbook of Labor Statistics 1977. pp.309-310参照。

いるためである。もとわが国の労働争議は国際比較のうえで少ない方に属している。すなわち、第117表のごとく鉱・工・建設・交通業の雇用者一〇〇〇人当たり労働損失日数（一九六八～七七年）では、最高はイタリアの一九一四日で、あと一〇〇〇日以上つまり一人当たり一日以上はカナダ、インド、アメリカ合衆国、オーストラリア、フィンランドのあわせて六カ国、あとアイルランド、イギリス、スペイン、デンマーク、ニュージーランド、ベルギー、フランスとつづき、日本は二四一日で四人につき一日にもみたず、イタリアの八分の一、アメリカ合衆国の五分の一以下で、表示された一九カ国中一四位であった。このわが国の数値には一九七四、七五年の比較的高い労働損失日数がふくまれているので、七七年だけをとればわずか七〇日におち、一九カ国中の一六位ということになる。

ところで、イギリスの労働損失日数のうちで占める金属・機械労働者の地位は、七七年で全体の六〇%、七八年には六七%、そのうち自動車産業のみでもそれぞれ二七%、四一%を占め、アメリカ合衆国（一九七三～七五年）では、建設業が二二%という高い比重を占めているので、製造業は四九%を占めるにとどまるが、金属・機械関係では二九%とその六割を占め、いずれにしても両国のストライキの中心部隊は金属労働者であるといえる。一方、わが国では交通業の比重が高く、一九七五～七七年で三三%を占めており、金属・機械関係はあわせて三一%と大きな比重を占めているものの片よりがいちじるしく、電機は一四%、一般機械は九%で、この二つをのぞく機械産業はあわせて七%を占めるにすぎず、イギリスで多い輸送用機器はわが国では一・六%という低い比重をもつにとどまるし、鉄鋼業をふくむ第一次金属では一%にもみたず、全属労協（IMF・JC）主導によるありようをうきぼりにしている。しかも、一九七五年から七七年にかけての全産業における労働損失日数の減少六五〇万日のうち、三二八万日は電機、一九二万日は交通業で占められて、これらをあわせると減少数の八割に達している。

【参考資料】 (1)労働大臣官房統計情報部「労働争議統計年報告」、(2)労働省「労働白書」、(3)同「労働運動の回顧」、(4)東京都労働経済局「東京の労働」、(5)日本労働協会「年報日本の労使関係」、(6)労働省労働統計調査部「統計からみたわが国の労働争議」、内外資料第二九集、(7)藤田若雄・塩田庄兵衛編「戦後日本の労働争議」、七七年一一月再刊、(8)藤本武「日本のストライキと労働組合運動」（『賃金と社会保障』七七二、七九年六月下旬号）、(9)野沢浩「最近の労使紛争と賃金問題—判例・労委命令からみて」（『労働の科学』三三—一一、七八年一一月）

Ⅳ 賃金闘争

概要□七八年秋季年末闘争――闘争をとりまく情勢／総評・秋季年末闘争方針／秋闘前段のヤマ場へ／年末一時金妥結状況／**七九年春季闘争**――七九年春闘の背景／国民春闘共闘会議の発足／春闘共闘会議の春闘白書／同盟の賃金・政策闘争白書／ＪＣの賃金白書／日経連・賃金問題研究委員会報告と春闘共闘の反論／七九春闘諸要求とその特徴／春闘前段のとりくみ／春闘の本格的展開／同盟の七九年賃金闘争／七九年春闘妥結状況／七九年春闘総括

概要

一、七八年年末一時金闘争における妥結額は、労働省調べで、四二万二八八二円となり、対前年同期三八万九四五五円を五・五％上回った。だが、その前は六・五％の伸び率であったから、対前年伸び率の比較では、一・〇％下回る結果となった。

一、七九年春闘は、前段で四年に一度の一斉地方選と重なった。地方選では、東京、大阪など重要な革新自治体で、〝革新〟の側が敗北した。議員選挙では、社・公の低迷、共産の前進が目立った。こうした地方選後、春闘は本格化した。

一、七九年春闘は、雇用・失業情勢はいぜんとして好転しないものの、減量経営などの結果、企業の〝増益〟が目立つなかでとりくまれた。組合側の賃上げ要求は、春闘共闘は本年は要求基準を金額で示さず、各単産の自主性にまかせたのにたいし、同盟は六・五％、一万〇五〇〇円を要求基準、金属労協は四単産で異なる要求となり、全体として要求水準のバラツキが目立った。

一、春闘は、一月～三月の大衆行動を経て、四月一一日の金属労協三単産（造船重機をのぞく）への集中回答、四月下旬の交運スト権を軸とする官民総がかりの決戦、民間中小を中心とする五月段階の闘争とひきつづいた。そのなかで、四月下旬決戦では、公労協のう

ち全電通が五月決着に固執、全逓が大量処分と相まって戦術ダウンし、公労協の足並みの乱れが目立った。

一、さらに四月下旬決戦のなかで、二公社五現業関係が、公労委調停委員長見解（加重平均九六四一円、五・六三%）をもって、私鉄に先立って事実上の決着がつき、これに連動して私鉄が収拾に向かうという、例年とは逆の、異例の解決となり、注目された。

一、金属労協は、回答日のみ集中したが、金額は各単産で異なり、加えて造船は回答日も異なり、事実上、〝集中決戦〟はくずれた。そのなかで、自動車では、日産（一万〇七〇〇円、六・九九%）、トヨタ（一万〇五〇〇円、五・八%）が、額・率とも昨年をやや下回った。電機では、昨年と同率かまたは金額で上回るところが多かった。鉄鋼は八六〇〇円、五・〇二%と、額と率とも昨年（七〇〇〇円、四・二四%）を上回った。

一、七九年春闘の賃上げ妥結結果は、労働省調べで、九九五九円、六・〇%であり、昨年を金額で七四一円、率で〇・一ポイント上回った。もっとも、業種、企業間格差は大きかったが、それでも分散係数では、昨年の〇・二〇から〇・一〇へと大きく縮小した。

一、春闘総括は、例年以上に複雑かつ意見の分岐が目立った。なかでも、日経連、同盟などの公労協批判が強かった。労働側の春闘総括は、いずれも労働戦線再編・統一問題への思惑と重なっていた。事実、春闘後、八〇年代労働運動の構想とからみ、労働戦線再編・統一問題がクローズ・アップされている。

1　七八年秋季年末闘争

闘争をとりまく情勢

七八年秋季年末闘争においては、雇用、予算闘争など、おもに国会に向けた闘争、有事立法反対などの政治的大衆行動、年末一時金をはじめとする秋季年末諸要求実現の行動が展開された。

情勢の特徴点は、つぎのとおりであった。①日本経済の不況からの回復過程は、七八年前半、比較的順調にみえたが、八月に入って一ドル＝二〇〇円を割りこみ、一八〇円台にのるという急激な円高の進行によって、ふたたび停滞的性格を強めた。②二、三年前にくらべると、合理化の強行、「減量経営」によって企業業績は、上向きに転じたが、雇用、ことに常用雇用はいっこうに改善の方向に向かっていない。これは、パートタイマー、アルバイター、家内労働などの不安定雇用および残業労働の拡大と対称をなしており、雇用保険の給付期間が切れ、生活保障のめどがたたない状況がひろがるなかで、差別的二重構造がいっそう深刻化した。③栗栖統幕議長の〝有事立法〟発言を契機に、いわゆる有事立法問題が、一大政治問題化した。それはまた、元号法制化問題などとも絡む性格の問題であった。

そうした情勢のもと、七八年秋季年末闘争が展開された。つぎ

に、総評の秋季年末闘争方針をみておこう。

総評・秋季年末闘争方針　総評は、七八年七月一五日から一八日までの四日間開かれた第五七回定期大会において、七八年度運動方針を決定するとともに、秋季年末闘争方針の骨格を決めた（本年鑑Ⅱ―Ⅱの1「総評の大会」参照）。そして、八月二一日の全単産委員長会議、九月一一日の第一回拡大評議員会などで、その方針を具体化していった。

とくに、全単産委員長会議では、大衆行動を前段で連続的にくりひろげていくこと、すなわち、「円高差益還元」（八月三一日）、「税の公平負担・一般消費税導入反対」（九月一二日）の諸行動を皮切りに、臨時国会が開かれる九月下旬以降、「一兆円減税・一兆円福祉」「雇用保障・失業者対策」をはじめとする予算要求中央行動（九月一九日～一〇月六日）を設定、これら全労働者・全国民的生活制度要求の実現にむけた諸行動を積みあげたうえで、重要段階では総評独自のストライキ行動も配置する考えを明らかにした。また一〇・二一国際反戦デーを中心に「有事立法」など一連の政治反動との対決も強め、国会解散―総選挙への臨戦体制を固めることにした。主な行動は次のとおり。

【総評・秋年闘争スケジュール（全単産委員長会議）】

雇用闘争　九月一九日の全国金属、全造船、合化・化同、繊維労連、全国一般など反合闘争組合と東京地評による第一次中央行動を皮切りに、闘いを持続的に推進する。さらに九月下旬～一〇月中旬に第二次、一〇月下旬～一二月に第三次行動を配置する。

予算闘争　九月一九日から一〇月六日の三週間にわたり予算要求中央総行動を展開する。単産と地方共闘の動員態勢のもとで、大蔵、労働、厚生、運輸、建設、自治の各省に座りこみを含む連鎖的大衆行動を敢行。各単産、地方共闘もこれにあわせて独自の制度・政策要求を掲げて集中態を組む。

地域代表者交流会議　秋年闘争と七九春闘の成否は地域闘争の取り組みいかんにかかっていることから、秋闘の路線、方針、闘いのすすめ方を意思統一するため全国の地区労代表を一堂に集めて「地方・地域代表者秋闘交流会議」（九月三〇日～一〇月一日、九段会館）を開き、総評運動の主体性強化をはかる。

秋闘前段のとりくみ　秋闘は、八月三一日「円高差益還元要求中央行動」（対通産省、官房長官、東京電力との大衆交渉）、九月一二日、一般消費税に反対する国民大集会（東京・日比谷野音、一万人）、九月一五日、高齢者大集会（都体育館、一万人）を皮切りに幕を明けた。

とくに、減税と福祉拡充、雇用確保などの予算要求中央行動が、九月一九日から一〇月六日までとりくまれた。各省段階で来年度予算要求作業をおこなう時期にこのような要求行動をおこなったのは初めての試みであった。交渉は多くの場合、総評側の要求と政府側の主張が平行線のまま終始したが、労働省、厚生省交渉などでは若干の前進的回答を引き出した。労働省交渉では労働大臣が雇用対策についてやや積極的姿勢を示し、特定不況地域離職者法の地域指定に当たっては「有効求人倍率が全国平均を五割方下回る地域を考えている」とその拡大を約束した。厚生省交渉では、解雇係争中の労働者の健保適用問題について「検討する」との回答を引き出したほか、「老齢福祉年金は引き上げに努力する」「国民年金の特別納付が困難な人への公的貸付けを具体化する」「在職老齢年金の支給制限条件は実態にみあうよう改善したい」などと約束させた。また通産省交渉でも、産業政策の作成に当たって労働組合の意見を反映させ

る方向で努力する、との回答を得た。

総評、地域共闘強化へ、初の全国集会

九月三〇日から一〇月一日にかけて東京に全国から地区労、県評の代表を集めて「地域共闘強化全国交流集会」を開催。単産代表もふくめて約一〇〇人が真剣な討論のすえ、「地域から全国へ運動を広げよう」と決意を固めた。地域共闘は国民春闘路線の担い手としてここ数年着実に発展してきたが、その代表が一堂に会することはかつてなかったことであった。

初日、九段会館で開かれた全体集会では、槇枝議長があいさつで「今後の労働運動の発展の基盤は地域共闘におかなければならない」と強調。次いで富塚事務局長が基調報告をおこない、「地域共闘こそが政治・経済の枠組みを変革するたたかいの環である」と位置づけ、総評が直面している闘争課題、①深刻化している雇用不安への対処、②四年連続して不十分な結果に終わった賃金闘争の立て直し、③一般消費税導入阻止など国民生活の擁護、④有事立法など政治反動との対決、⑤予想される総選挙と来年の統一地方選挙の勝利――について、地域共闘強化を基本にとりくみたいと表明した。

これに応えて、まず函館地区評以下九つの地区労から雇用闘争や減税闘争のとりくみの報告があり、ひきつづき自由討論に移った。各地区労から共通して出された問題点は、かかえる課題の大きさにくらべて「人と金が不足する」こと、この点でとくに中央単産の地域共闘への協力が訴えられ、また総評労働運動のなかで県評、地区労の位置づけの明確化が求められた。

秋季年末闘争後半へ

秋季年末闘争は、臨時国会と各省段階の予算案作成に焦点をあてた前段のたたかいが終わり、一〇月下旬からは政府の予算編成作業にむけた制度諸要求に各組合ごとの年末一時金要求もからまって、後段の本格的なたたかいに移行した。

総評は一〇月一八日、第二回評議員会を開いて秋年闘争前段の行動を集約。〝行動する総評〟をスローガンに掲げてくりひろげた予算中央行動などで一定の成果があがったと総括し、これを足がかりに後段のたたかいをいっそう強めることを決めた。

後段に予定されている全国的な集中行動は、①一般消費税の新設を阻止するため一〇月から一二月にかけて全世帯署名運動をくりひろげる、②有事立法粉砕、核兵器廃絶、朝鮮の自主的平和統一などを課題に一〇・二一国際反戦デーを中心とする諸行動をおこなう、③反合理化、雇用保障、年末一時金要求を中心に一一月二〇日～三〇日を全国集中行動期間とする、④一二月中旬の三日間、予算および制度改善要求の第二次中央行動をおこす――などが計画された。とくに一一月下旬の全国集中行動期間には、民間各組合は反合理化・雇用の労働諸条件と一時金要求を結びつけ、ストライキをふくむ実力行使を集中、公労協、公務員の各組合も反合理化・雇用確保、期末手当減額反対の要求を掲げて時間外労働拒否や強力順法の戦術で合流することにした。またこの間、雇用第三次行動（一一月二一～二二日）が組まれ、中央では政府交渉や争議団支援の諸行動をおこなうこととなった。

右に計画された諸行動は、それぞれ大衆的にとりくまれた。一〇・二一国際反戦デーは、全国四七都道府県五三五カ所で約九〇万人が参加した。それに先立つ一〇日には、欠陥原子力船「むつ」を廃船においこもうと、佐世保入港阻止全国指導委員会は佐世保市松

第118表　1978年民間主要企業年末一時金妥結結果

（1978年12月21日現在）

産業	調査企業数	平均年齢	要求額		妥結額		対前年上昇率	77年年末一時金 妥結額	77年年末一時金 対前年上昇率
	社	歳	社	円	社	円	%	円	%
平均	281	34.1	(90)191	485,686	281	422,882	5.5	389,455	6.5
鉱山	10	42.1	10	435,000	10	294,700	△ 2.1	300,900	1.5
水産・食料品	19	34.7	(11) 8	695,986	19	574,045	7.6	536,566	12 3
繊維	23	30.6	23	396,361	23	270,071	19.7	225,580	△ 4.2
パルプ・紙	13	36.3	13	428,616	13	340,316	2.8	330,892	5.1
印刷	3	31.4	(1) 2	400,134	3	367,420	3.4	355,233	5.6
化学品	47	34.5	(1)46	493,727	47	423,014	4.0	400,431	0.6
石油製品	8	33.3	(8)	年間臨給	8	505,975	2.8	535,000	9.3
ゴム製品	4	32.5	4	464,542	4	382,000	1.2	377,418	3.0
セメント	5	37.5	(1) 4	464,750	5	422,400	22.6	340,000	10.0
鉄鋼	15	34.3	(12) 3	400,722	15	348,970	△ 5.8	369,295	8.2
電線属品	6	33.3	6	424,343	6	357,044	16.5	316,870	11.9
機械器具	27	34.0	(9)18	504,494	27	408,199	5.3	382,714	8.5
金属機械	27	32.0	(3)24	443,538	27	403,643	6.3	374,484	8.4
船舶	7	35.8	(7)	年間臨給	7	325,556	△ 16.5	382,500	7.9
両替	2	37.5	2	440,000	2	405,000	3.8	390,000	8.3
車両	9	33.9	(9)	年間臨給	9	440,425	6.1	412,974	15.0
自動車・小売	16	28.7	(6)10	769,699	16	587,097	9.0	431,669	11.1
卸売	4	27.9	(1) 3	523,667	4	506,750	11.8		
証券	18	37.8	(16) 2	537,500	18	464,243	6.7	435,260	9.6
陸運	6	37.3	(2) 4	959,976	6	713,712	5.9	710,575	11.9
新聞・放送	9	36.9	9	496,000	9	445,000	6.0	420,000	8.2
電力ガス	3	33.8	(3)	年間臨給	3	418,333	2.3	422,733	0.5

〔備考〕 1) 調査対象企業は，原則として東証または大証1部上場企業のうち，資本金20億円以上，従業員1,000人以上の企業であって，労働組合のある企業281社である。

2) 平均年齢，要求額，妥結額は，すべて1社当たりの数値（単純平均）である。

3) 要求額欄の（ ）内は，年間臨給「夏冬型」により，78年夏季一時金とあわせて要求がおこなわれたところ，または月数要求（要求額不明）のところで，外数である。

4) 本年年末一時金の対前年伸び率については，調査対象企業が一部前年と異なるため，同一企業比較による対前年伸び率を算出した。

5) 労働省労政局労働組合課調べ。

浦公園に全国から一万人を集めて総決起集会を開くとともに、入港当日の一六日には、六〇隻の船をくり出して実力阻止行動がおこなわれた。また一〇月一七日には金融官公庁週休二日制土曜休日促進会議（土休共闘）による金融関係労働者と公務員の週休二日制実現をめざす中央総決起集会（日比谷公園、八〇〇〇人）が開かれた。

秋季年末闘争ヤマ場へ　一一月に入り、上旬には年末一時金の要求が提出されはじめ、秋季年末闘争もヤマ場にさしかかった。一時金闘争のヤマ場は、一一月下旬であり、一二月上旬へかけて、民間の大勢が決した。

ところで、七八年の場合、一時金闘争とならび、沖電気における指名解雇撤回闘争、および一一月から年末、そして年始にかけての全逓・反マル生闘争が大きくクローズ・アップされた。いずれも問題の真の解決には、今日に至るも到達していない（本年鑑Ⅱ—Ⅴ「合理化反対闘争」、Ⅱ—Ⅵ「権利闘争」、Ⅱ—Ⅻ「人権擁護運動」参照）。

さらに、一般消費税導入反対の大衆行動が、七八年秋季年末より今日まで、折にふれ展開されている。また、有事立法反対、元号法制化反対の動きも、諸行動と相ともなって展開された。

年末一時金妥結状況　年末一時金交渉は、一二月上旬までに大半が解決した。まず、労働省調べによる民間における年末一時金の要求、妥結状況を掲げておこう。第118表がそれである。

要求額平均は、四八万五六八六円と前年（四五万七一〇四円）を二万八五八二円上回った。つぎに妥結額は、四二万二八八二円と、前年同期三八万九四五五円にたいし五・五%増となったが、その前年の伸び率六・五%、前々年一〇・五%にくらべ、伸び率では落ちている。

産業別に妥結状況をみると、高いのは、新聞・放送（七一万三七一二円）、卸・小売業（五八万七〇九七円）、水産・食料品（五七万四〇四五円）などとなっており、反対に繊維（二七万〇〇七一円）、鉱山（二九万四七〇〇円）が低い。また対前年伸び率では、セメント二二・六%、繊維一九・七%、電線一六・五%などの伸びが目立ち、造船一六・五%減（年間臨給）、鉄鋼五・八%減などが別に注目される。

このように、妥結額では前年を上回ったものの、伸び率では前年をさらに下回る結果となった。また、企業・業種実績を反映し、バラツキも目立った。そうした状況はおおむね、七九年春闘のきびしい先行きをも占うものであった。

2　七九年春季闘争

七九年春闘の背景　七九年春闘は、春闘共闘を中心としてみれば、第二五回目の春闘である。そして七四年に打ちだされた国民春闘、その六年目の年であった。なお同盟、新産別は、春闘共闘とは別に、しかしほぼ時期を同じくして賃金闘争をおこなった。この七九年春闘の背景として、おおむね以下のことが指摘されよう。

第一に、政治的には、七八年秋、自民党総裁選挙の結果、福田内閣に代わって新たに登場した大平内閣のもとで、いわゆる保守・中道連合の気運がいっそう強まった。そうした傾向の強まりのなかで、四年に一度の一斉地方選が、七九年春闘と時期的に重なるかたちでおこなわれ、春闘日程等にも影響した。

第二に、経済基調の点では、七八年後半にいたって急激な円高傾向が強まり、輸出の減少傾向に拍車をかけた。雇用・失業情勢は、好転せず、完全失業者は七八年年間平均一二四万人（前年比一二・七％増）、完全失業率は二・二％で五九年以来の高水準となった。他方、消費者物価はいちおう、落ちついた動向を見せていた。そうしたなかで特筆すべきは、〝減量経営〟の効果等によって、七八年四～九月期、全産業で、戦後初の〝減収増益〟となり、企業収益はその点で好転した。もちろん、構造不況業種の存在など、企業・業種格差は相変わらず大きかった。

第三に、そうした政治・経済情勢のもと、労働側の春闘準備の動向は、例年以上に複雑な要素と思惑がかさなり、足並みの乱れが目立った。ＪＣ（金属労協）の集中決戦構想も、あまりにも違いすぎる業種格差のため、事実上崩れていた。公労協も、全電通の春闘見直し論と五月決戦論が、国労などとのあいだで公然たる見解の相異となり、全逓の組織力低下と相ともなって、もはや一枚岩ではなかった。昨年こわれた、雇用などの労働四団体共闘も、一時、修復の動きはあったが、結局、不成立に終わった。他方、保守・中道連合、選挙がらみのもとで、労働戦線再編の提唱が、同盟、中立労連、総評その他から、すでに春闘に先立っておこなわれていた。〝相場なき春闘〟というだけでなく、春闘にとりくむ労働戦線自体、大げさにいえば百家争鳴の感があった。

第四に、だが他方、きびしい生活状況のもと、賃上げとともに、雇用・失業問題の深刻さもいっそう増しており、全体としてとりくむべき領域の拡大、問題自身のいっそうの深刻化がひきつづいていた。したがって、国民春闘の継承・発展、そのためにも春闘における〝大衆置き去り〟傾向の克服が重要とされた。

総じて、八〇年代を展望しつつ、政治再編、労働戦線再編の動向とからみつつ、一方で、深刻な雇用・失業情勢が存在し、他方で、〝減収増益〟という、いまだかつてない企業実績のもと、複雑かつ波乱含みの七九年春闘がここにスタートした。七〇年代最後の春闘である。

1　国民春闘共闘会議の発足

国民春闘共闘会議の発足

七九年春闘を発足させる国民春闘共闘会議は、総評、中立労連、一部純中立組合をふくめ、一〇一単産に地方共闘も加え、八七三万人を結集、その第一回総会を七八年一〇月一六日、東京・電機労連会館で開いた。

低成長、長期不況下で春闘のとりくみを早める必要があるとの判断から、例年より約一カ月早い発足となった。総会は、議長に槇枝総評議長、事務局長に富塚総評事務局長など役員を選出し、「基本構想案」を確認し、「宣言」を発して終了した。

春闘共闘・七九国民春闘基本構想

七九年春闘の「基本構想」は、第一回総会に提出された「基本構想案」をもとに、「賃上げ要求基準」「具体的行動内容」とともに、一二月一一日の第二回総会で正式に決定された。

「基本構想」は、七九年春闘の重点課題として、①賃金闘争の再構築によって生活防衛をめざす。②雇用不安の解消をめざす反合理化・雇用闘争の強化。③賃金闘争と制度闘争の結合による勤労国民全体の生活防衛。④国民本位の経済・社会の枠組みへの転換、という四点に置いた。

また賃上げ要求については、「実質賃金を維持・向上させる」ことを基本に、①前年度消費者物価上昇分、②定期昇給分、③生活向上分――の三点を考慮して決める。また具体的な要求金額・率については「一ケタか二ケタかということだけを論議するのでなく、自らの産業の状態を見きわめ、たたかい方と一体で討議することが大切」（富塚事務局長）との考え方から各産別・地域共闘で自主的に決定されることになった。

さらに、賃金闘争のすすめ方では、つぎの六点が強調された。①要求討議と団体交渉を徹底的に重視する、②三月上旬までに要求を提出し、三月、四月、五月をたたかいの期間に定め、その間に集中したたかいを組織する。また団体交渉は、可能なかぎり徹底的に強化することを基本とし、この間に産別、大産別ごとに闘争態勢づくりに全力をあげる、③たたかい方は、形式的なヤマ場を設定することによって内部の足なみの乱れをまねくことのないよう留意しつつ、〝産別自力解決〟を戦術の基調にして、民間単産先行による春闘相場の形成をめざす、④民間単産先行にあたっては、回答指定日を設け条件のある組合を中心に、統一闘争を配置するなかから有効な回答を引き出す、⑤賃金闘争の決戦段階では、春闘共闘としても産別、大産別の交渉状況や闘争状況をふまえて賃上げ妥結の合意基準（ハドメ）を検討し、全体の意思統一をはかる、⑥春闘共闘は、それぞれの産別がもてる力を最大限に発揮できるもっとも効果的な時期を選んで、民間、公労協、公務員共闘が相互に連携した春闘共闘全体の集中行動や決戦態勢を組織する。

2　春闘共闘会議の春闘白書

七九年春闘白書の発表

春闘共闘会議の七九年春闘白書は、一二月一一日の第二回総会で確認された。まず、同白書の目次を掲げておこう。

【国民春闘共闘会議・七九年春闘白書目次】

総論

一、低成長下の賃金・生活・雇用のしがらみ
二、円高・不況の長期化と経済構造の奇型化
三、福祉型経済社会を目指すわれわれの政策と運動の視点

各論

第一章　長期不況下の日本経済と「福祉型成長」への転換
　第一節　円高・不況とその原因
　第二節　自民党政府、財界の経済政策と成長のタイプ
　第三節　「福祉型」経済への転換
　第四節　財政と公的部門の役割

第二章　今日の生活と職場の問題
第一節　低成長下の生活実態
第二節　総合的な生活水準の向上をめざして
第三節(補)　春闘共闘、生計費指数作成の意義
第三章　当面する賃金動向
第一節　国際経済社会におけるわが国賃金問題
第二節　年功賃金をめぐる問題
第三節　個別賃金の意義と最低賃金制
第四章　雇用保障の総合的構築
はじめに
第一節　円高と構造不況下の雇用問題
第二節　拡大する不安定雇用
第三節　雇用政策の視点と労働組合の課題
第五章　福祉型経済への変革と社会保障の充実
はじめに
第一節　変質する社会保障
第二節　健保改悪と医療保障
第三節　正念場の年金改革
第四節　雇用保険法による失業給付
第五節　後退する環境行政

七九年春闘白書の要点

七九年春闘白書はとくに実質賃金（購買力）の国際比較、福祉型内需拡大による経済成長のあり方などの分析に焦点を当て、低成長経済へ移行している以上、緊急避難的対応だけでなく、賃金、雇用、生活の全般にわたって低成長にあった中期的対策が必要だと力説している。

すなわち、分析に当たっての視点は、高成長から低成長に経済社会のタイプが移行した以上、転換期の緊急避難的対応だけでなく中期的政策が必要との問題意識から、政策課題を中期と緊急に留意して分類。また低成長下では従来に増して賃金、生活、雇用といった労働者にとっての基本的課題が絡み合い、複雑化している点に注目、この〝しがらみ〟を解きほぐし、一貫した政策のなかに位置づけることに留意している。さらに、日本経済は国際経済のなかでこれまで、国際情勢の変動にどう対応するかを主眼にしてきた度合いが強いと述べ、これからは国際経済を動かしていくという観点も必要と強調、この意味から労働運動、労働者生活状況を国際的視野のなかで位置づける試みに努力を払っている。

この視点は今回の春闘白書の〝目玉〟のひとつであり、このなかで実質賃金の国際比較をおこなっている。その結果、為替レート換算では、先進資本主義諸国と日本との賃金は、大幅に差は縮まったことになるが、これはあくまで円高効果によるもので、実質賃金（購買力）は西ドイツとくらべ五〇％近い格差があると分析、日経連がいう「日本の賃金はヨーロッパ並みに達したので賃上げの必要はない」という主張は成立しない、と反論を加えている。

中期的展望にかんしては「われわれのめざす経済社会は福祉経済社会」と規定し、政府がこれまで採った民間設備投資主導型の輸出に依拠した政策を批判、目標を雇用・生活の安定に置いた減税、社会的サービス拡大、生活基盤型の公共投資による内需拡大・経済成長によって「福祉経済社会」を実現すべきだと述べている。

以下、同白書のうち、「総論」の「福祉型経済社会を目指す政策と運動の視点」要旨を掲げておこう。

【七九年春闘白書総論（要旨）】

福祉型経済社会を目指す政策と運動の視点

賃金停滞、萎縮した生活、雇用合理化、福祉削減が相互にからみ合った

〝しがらみ〟から脱出するには、確固とした政策の論理と運動論を持たなければならない。政策論の視点は第一に、労働者生活のさまざまな困難を解決する総合的な政策が必要なことだ。経営者の「雇用か賃金か」という「おどし」にのせられたり、労働条件を自粛して福祉を要求するといった個々バラバラの闘いでは結局実質的成果をかちとることはできない。第二は、緊急避難的課題の解決策を中期的な経済社会の在り方の展望のなかに位置づけることだ。賃上げや時短の闘いも、経済の内需拡大による自律的発展という福祉経済に結びつくものであるし、不公平税制の是正要求は、租税構造の民主化の展望のなかに位置づけられる。

数々の課題を実現していくには経済社会そのものを改革し政策的に方向づけることが必要であり、そのなかでこそ諸課題の実現可能性が生まれてくる。われわれのいう経済社会の在り方は福祉経済社会であり、中心的目標は雇用・生活の安定だ。そのためには内需の拡大が絶対に必要だが、それは単なる量的拡大ではなく、国民生活の向上に結びつくものでなくてはならない。減税、社会的サービスの拡大とともに、公共投資が必要であるが、これも自民党政府のやってきた産業基盤型のものではなく、生活基盤型へと転換させなければならない。また、中小零細企業や流通機構に対する構造的投資政策が必要だ。このことによって労働者・国民は消費者物価の安定という利益を受けることになる。公共投資には財源が必要なことは、いうまでもない。そのためには、経済全体として過剰になっている貯蓄を公的に誘導、規制することが必要だ。労働者、国民の貯蓄を労働者、国民のための投資の財源としていく絶好の条件にめぐまれているわけだ。

こうした福祉型内需拡大による経済成長は、かつての民間設備投資や輸出に依拠した成長よりもはるかに雇用誘発効果は大きいのでわれわれの戦略である雇用、生活の安定と一致する。

政策論理の最後の柱は、日本経済が国際経済社会のなかでいかなる方法で調和的発展をとげていくかだ。わが国の輸出攻勢に対する国際的批判の一つは、わが国の労働条件や労使関係に向けられている。われわれは、国際経済秩序が公正労働基準に基づいて形成されることが必要だと考える。このため、労働時間短縮、週休二日制実施、差別雇用撤廃、労組権の完全保障を目指す闘いを強め、そのなかで調和的な国際経済関係が実現していくことを展望する。

これまで述べた要求と政策を実現するには、大胆な運動の論理が求められている。第一に、われわれの目指す福祉型経済政策は、現に進みつつある低成長下の独占本位の成長政策と真正面から対立するものだ。この闘いに勝利するには、国民春闘で掲げている個々の要求をめぐる闘いの積み重ねが必要だ。これによってしか社会の枠組みの転換はできない。われわれは、この三年来産別自力闘争や地域闘争の強化を基本的構えとした運動の大衆化に努めてきた。今年もこの方針をさらに徹底化することを確認した。こうした大衆的自立闘争のうえにそれらを総合して総労働の統一的な体制を築いていくことが必要である。この自立闘争と統一体制の間を結ぶのが組合民主主義の徹底であることは、いうまでもない。産業間、企業間の跛行性が深まり、二重構造が拡大しつつある現状のもとでは、統一的な体制を築くためには、いくら論議をつくしてもし過ぎることはない。相互の置かれている状況の理解のうえに実質的な統一体制をつくっていかなければならない。こうしたうえにこそ、日本の社会と経済の民主的な転換は可能なのである。

3　同盟の賃金・政策闘争白書

同盟・七九年度賃金・政策闘争白書の発表

同盟の賃金白書は、今回から「賃金・政策闘争白書」と改題し、「完全雇用達成をめざして賃上げ、政策転換を」と題し、七八年一二月二四日に正式発表された。まず、同白書の目次を掲げておこう。

【同盟・七九年度賃金・政策闘争白書目次】

第一部　79年度賃金・政策闘争方針
一、情勢と課題
二、79年度賃闘における要求と闘争体制の強化
　一、賃上げ要求の基準
　二、要求基準の根拠
　三、闘争体制の強化
三、総合的完全雇用政策の確立を柱とする政策要求
　一、総需要の持続的拡大　一、80年度までの緊急政策大綱と経済見通しの策定　二、景気拡大への78年度第二次補正予算と79年度予算
　二、総合的雇用政策の展開　一、離職者の防止　二、離職者対策　三、求職、求人の需給適合の促進　四、雇用機会の創出―雇用創出機構の設置　五、雇用条件の改善
　三、産業政策と国民生活の安定　一、産業構造転換の円滑化　二、国民生活安定化をめざす諸政策
　四、個別産業政策　一、構造不況対策　二、中小企業対策　三、繊維産業対策　四、造船・海運対策　五、水産対策　六、紙パルプ産業対策　七、非鉄金属産業対策　八、石炭産業対策
四、社会保障・住宅・税制をめぐる政策要求
　一、社会保障の充実と改善　一、医療保障の充実と改善　二、年金制度の改正　三、労災保険の改善　四、労働災害の積極的防止　五、勤労者財産形成制度の充実　六、一般福祉の拡充
　二、住宅と土地対策
　三、税制の改正
第二部　79年度要求とその考え方
一、日本経済の動きと労働者の生活
　一、輸出依存の経済成長とその破綻
　二、円高のもとでのゆるやかな回復
　三、重大な政府と企業の責任
四、低位横ばいで推移する実質賃金
五、沈静する消費者物価
六、伸びなやむ勤労者世帯の消費支出
七、新たな段階に入った最賃制の役割
八、厳しさ深まる雇用情勢
九、定年延長は緊急の課題
十、雇用機会拡大に重点の移った時間短縮
十一、わが国経済の転換点としての79年
二、賃金要求とその根拠
　一、79賃闘の要求基準
　二、要求基準の根拠
三、総合的完全雇用政策の確立をめざす闘い
　一、完全雇用政策確立のための基本的視点
　二、これまでの雇用政策の展開と今後の課題
　三、雇用政策の目標と新しい政策体系の方向
　四、完全雇用への新しい戦略
　五、産業政策の転換と国民生活の安定をめざす諸政策
四、社会保障・住宅の充実と公正な税制を
　一、社会保障の充実と改善
　二、住宅と土地対策
　三、税制の改正

七九年度賃金・政策闘争白書の要点

同白書によると、同盟は、雇用基盤を確立していくため、来年度七%前後の実質経済成長を実現すべきだとして、国民経済の立場から主張を展開しているのが大きな特徴。具体的には、「物価上昇分プラス二%」の賃上げ要求（現時点の試算では六・五%、一万〇五〇〇円）と、雇用創出機構設立による雇用創出で、物価抑制（四%前後）、消費支出の拡大（六%前後）、七%成長の実現、失業者を一〇〇万人前後に抑制――などの効果を十分期待できるとし、生活・

福祉充実闘争とあわせて〝三位一体〟の闘争を強調している。

とくに、賃上げと並ぶ政策要求の柱として白書は、政労使三者による「雇用創出機構」を特別立法によって設置することを提唱している。これは官民合同出資により、中央、地方に設け、教育、福祉、医療はじめ知識、情報産業など新規分野を企画開拓し、民間企業に助成金を出して経営させようというもの。またこの機構の一環として海外雇用開発機構の設置も提唱した。

以下、同白書のち、「七九賃闘の要求基準」の要旨を掲げておこう。

【同盟・七九年度賃金・政策闘争白書（要旨）】

七九賃闘の要求基準

同盟として要求基準を提示――要求基準を決定した理由は、主として二つある。一つは、労働組合がその年度にどの程度の賃金引き上げを目指しているかを知ることは傘下組合員だけでなく未組織労働者を含むすべての労働者、さらに国民各階層の最大の関心事の一つになっているが、それを直接に示すのがナショナルセンターの打ち出す要求基準である。いま一つは、賃金は労働者の生活に大きい影響を与える経済成長や雇用、物価などと密接な相互関連をもっており、同盟はこのような基本認識に立って、賃金引き上げ要求を国民経済・国民生活において望ましい斉合性を確立していくための重要な結節点としてとらえてきたということである。このような立場からすれば、賃上げ要求をいくらにするかということは、わが国経済に対する同盟としての現状認識および将来展望を示す一つの指標であり、また、経済政策をはじめ各般にわたる同盟の政策要求の土台をなすものであり、したがって、民主的労働運動の中核体としての同盟の場合、要求基準の提示は他のナショナルセンターと異なって特別に重要な意味をもっている。さらに、一部の学者・評論家のなかには、いまや賃上げ闘争よりも政策闘争こそが重要であり、ナショナルセンターが要求基準を示すことの意義は薄くなったとする議論もある。しかし、賃金が国民経済に与える影響は、さまざまな側面で高度成長時代よりもむしろ一層強くなっているので、労働組合運動にとって賃金闘争の役割が低下することは今後もありえないし、ナショナルセンターによる要求基準の提示も依然として重要な意味を持ちつづけるであろう。大切なことは、賃金闘争を政策闘争のかに埋没させるのではなく、政策闘争の役割を賃金闘争と同様の水準に引き上げることである。

要求基準、過年度物価上昇プラス二%――七九賃闘における同盟の要求基準は〝七八年度消費者物価指数上昇率プラス実質賃上げ分二%〟である。物価については、同盟はもちろん過年度平均を採ることがもっとも妥当であると考えるが、物価のとり方について最も大事なことは、ひとたび一つの指標を採用したらそれを変えないことである。現在（七八年十一月末）のところ、七八年度の消費者物価指数上昇は、政府改定見通しの四・九%を下回る四・五%前後に落ち着くと見込まれるので、それを前提として、七九賃闘における同盟の要求基準を一つの数値で示せば六・五%ということになる。この六・五%は、金額では一万五百円となる。ただし、以上の数字は、物価上昇率が見込みよりかなり狂ってくれれば、当然修正されることになる。

望ましい産別・単組の自主的決定――同盟の要求基準は、平均的あるいは標準的要求としての〝基準〟であって、各産別・単組の要求を一律に規制するものではない。七九賃闘における要求については〝構造不況産業においては七八年度消費者物価上昇率を最低とし、好況産業においては格差是正をはじめプラスアルファを付加するなど、各産別・単組の実態に応じた適切な要求を自主的に決定することが望ましい〟という考えをはっきり打ち出したわけである。

定昇は自主的扱いにゆだねる――同盟は要求基準をいわゆる〝ベースアップ〟で示し、定昇はそれには含まないとしてきた。したがって、各産別・単組それぞれの事情にもとづいて、たとえば六・五%プラス定昇、六・五%定昇込みといった要求が設定されることになる。

4　JC（金属労協）の賃金白書

JC・白書の発表と要点

金属労協は、七八年一二月一五日の協議員会で七九年闘争の推進を決めた。

それによると、七九年闘争を総合的生活闘争と位置づけ、最低でも消費者物価上昇率プラス二%を要求基準とする実質生活の維持・向上とともに、雇用と物価を中心とした政策・制度のたたかいに、これまで以上に力を入れる考えを打ち出している。このため、とくに今年は情勢分析に力点を置き、労働経済の国際比較や欧米諸国の労働組合がとりくんでいる雇用拡大のための時短闘争などを紹介し、国際的な観点から七九年闘争の重要性を強調している。

以下、同白書の要旨を掲げておこう。

【金属労協・「白書」（要旨）】

はじめに――景気は回復基調にあるとはいえ、急激な円高によって政府公約の実質経済成長率七%の達成は不可能となってきた。産業・企業の業績格差が一層顕在化し一段と減量経営を強めている。雇用情勢は、不況業種を中心に深刻な様相を強めており、その長期化が懸念されている。七九年闘争は総合的生活闘争として実質生活を維持・向上させ、安定成長に向けての内需の拡大を図るだけでなく、雇用問題、物価問題など政策・制度の闘いを従来以上に進める中で、日本経済全体の方向づけのために経済、社会の仕組みを質的に転換させていく意義を十分に自覚して進めていかなくてはならない。

急激な円高による景気停滞――今までの景気回復の原動力ともなっていた輸出は、急激な円高の影響により鈍化傾向が目立ち、鉱工業生産は増加傾向にあるものの、その回復テンポは緩やかなものとなっている。企業業績は減量経営の浸透、金利負担の軽減、公共事業の波及効果などにより、全体として回復基調にあるものの、業績格差が一層拡大する傾向にある。今後のわが国経済は、国際環境の動向、円高にともなう輸出の減少、製品輸入の増加などのデフレ要因に大きく左右されるものとみられるが、雇用問題、国際収支の改善を図るためにも、円高による物価抑制効果を生かすなかで、個人消費を中心とする内需拡大をめざした強力な景気拡大策が必要とされている。

個人消費支出の低迷――家計調査による勤労者世帯の消費支出が四月以降、対前年同月比で四～五%増の低い伸びで推移するなど、個人消費支出は依然盛り上がりを欠いている。しかし、消費者の購買意欲は、これまでと比べやや好転している。物価は、とくに円高の影響により卸売物価、消費者物価とも沈静化している。先進諸国と比べ消費者物価上昇率は低い水準にあるものの、サービス価格、農水畜産物価格などはまだ高い上昇率をみせている。今後は円高という外的要因からの物価引下げ効果に頼るだけでなく、流通機構の改善、農産物政策の改革、企業による製品価格転嫁への監視姿勢の強化など国内における物価抑制の努力を強力に行っていく必要がある。七九年闘争では、賃金の持つ個人消費拡大効果に、今まで以上に重点を置いた闘いを進めるとともに、一般消費税の導入に反対し、物価問題への鋭い対応を続け、また、個人消費への心理的不安感を取り除くことも必要である。そのためにもトータル的な消費をなくし雇用の安定確保を図ることが緊急の課題である。

拡大する雇用不安――低成長経済への対応、産業構造の転換が進むなかで、厳しい雇用情勢が続くものと考えられ、金属産業においても雇用不安が顕在化し、雇用問題の量、質両面にわたる対策がわが国経済、社会の重要課題となっている。短期的な雇用対策では、現在の雇用情勢をこれ以上悪化させないために、高い経済成長をめざした経済運営が必要であるし、失業者に対しては、生活安定と再雇用促進を意図した雇用対策の一層の充実強化が急務である。一方、雇用機会の創出、高齢化問題に対しては、長期的な展望に立った対策の確立が求められる。中高年対策は人事、職務、

賃金、退職金などすべての見直しが必要で、難しい面があるものの、諸外国の雇用保障制度を十分に参考にする中で、中高年齢層の能力を活用する観点からの対策が必要である。雇用機会の創出については、第三次産業の果たす役割が重要となっている。第三次産業はサービス需要など、その性格上、省力化に限界がある業種もあり、かつ高齢化、女子労働者の増加など、雇用の質的変化に対応した雇用の拡大が期待できる。欧米諸国と比べて遅れている福祉部門などの雇用の拡大に重点を置くとともに、第二次産業でも長期休暇、教育訓練休暇や時間短縮などのワーク・シェアリングの考えを推進しなければならない。

5　日経連・賃金問題研究委員会報告と春闘共闘の反論

日経連・賃金問題委員会報告の発表

労働側の相つぐ春闘方針の提起にたいし、日経連は、七八年一二月一四日の常任理事会で、「賃金問題研究委員会報告」を了承、これをもって経営側の基本的な対応策とした（報告書の詳細はⅢ—Ⅴ「経営者団体の労働政策」参照）。

それによると、もはや労使が賃金にかんし、いっせいに交渉する春闘の時代は去りつつある、との認識に立ち、「春闘相場に右へならえの方式を排除」し「各企業、各業界の支払い能力を考慮」した賃金決定を強調している。

さらに、報告書は、日本経済は、民間労使の努力によってオイル・ショックを約五年にしていちおう乗り切り、労働条件もほぼ欧米並みになったので、今後はその内容を充実・定着させるためにも「総力をあげて雇用問題の解決とインフレ防止」をはかるべきことを強調し、雇用と物価問題を重点に、賃金や物価の国際比較に踏み込んだ分析をおこなっている。

とくに雇用問題について、諸外国にくらべ日本の失業率が低いのは「過剰労働力を何とか企業内にかかえこむ」わが国の労使慣行があるからで、これを維持することが重要であることを指摘、そのためには「企業のかぎりある賃金支払い能力についての労働組合の協力」を要請、円高と毎年の賃上げで日本の賃金水準は、アメリカや西ドイツと肩をならべるにいたっており、今後は農産物価格の引き下げ、流通機構の改革、地価の抑制など政府の適切な施策を要望するとともに「労使は賃金交渉は一時棚上げしてでも、他に協力すべき幾多の問題がある」ことを訴えている。

さらに、時短で雇用促進をはかろうという労働側の要求にふれ、現在の日給・月給を据え置いたうえでの時短要求には「働かない時間にも賃金を支払うことによる人件費率の上昇につながる」、として反対、逆に賃金と時短をからめた検討を提起していることが注目される。

報告は、このほか、①新規学卒者の初任給据え置き、②中高年層の賃金カーブの是正、③退職一時金の合理化——などのほか「賃金改定は三年に一回ぐらい」にすることをまじめにとりくむよう経営者に呼びかけた。

日経連見解にたいする春闘共闘の反論

前記の日経連見解は、これまでになく高姿勢であり、抑圧的であった。これにたいし、春闘共闘は七九年一月一〇日、強い調

子の反論を展開した。その要旨は、つぎのとおり。

一、現下の日本経済の不況と危機、雇用問題の深刻化、中高年層の生活不安、貿易黒字問題をめぐる国際緊張の激化など、マクロ（巨視的）視点からの社会的要請に責任を欠いている。日経連は、日本経済の現状に対しては、わずかに「企業自主努力」の徹底、減量経営の推進をいうのみであり、きたるべき「高齢化社会」の対応策としては退職一時金の打ち切り、年功賃金の転換をかかげているだけである。雇用問題にいたっては、日本には失業問題が存在しないかのごとく完全雇用水準の見直しを主張している。

二、経済不況の当面の直接的問題が内需の不足、消費停滞を根にもつ経済の自律回復力の喪失にあり、それは自民党政府の経済政策の誤まりを背景にした個別企業の「減量経営」の盲目的推進にかかわるものだという のは通説的見方である。

三、不況突入後三～四年を経過して、大企業を中心とする人減らし合理化はいっそう本格化している。退職一時金の大幅削減や年功賃金の転換、そして平均寿命が延長しているなかで、相変らず五五歳～五八歳の強制解雇制としての定年制は維持されている。日経連や日本の企業が、永年日本独自のものと自画自讃してきた「終身雇用制」はその内実を急激に失ない、ますます労働者支配のためのイデオロギー的手段であることが明らかになりつつある。労働者生活の安定は、個別企業の枠を超えた全社会的対応によってしか実現していかないのである。解雇規制、中高年層の雇用促進、定年延長、年金と定年制の接続などの措置に加えて、公的家族手当の拡充、教育費負担の軽減となる教育政策の充実、住宅政策の全面的強化などの社会的、公共的生活諸手段の大幅改善が、迫りつつある「高齢化社会」への基本的対応策なのである。しかるに日経連のデータによっても、日本の企業の労務費コストにしめる法定福利費の負担は軽く、迫られている社会的対応に後向きの企業の姿勢が明らかになっている。

四、労働諸条件の国際比較では、一般に指摘される日本的後進性としての、(イ)長時間労働、(ロ)強制解雇制度としての定年制の存在、(ハ)企業規模別男女にあらわれる不当な社会的格差、差別雇用について口をつぐんでいるだけでなく、時間短縮に対し全面的な賃金カットを要求するなど、国際常識に反する態度に終始している。

賃金水準が世界一流になったとするが、為替レート変動によるみせかけの部分が大きく、実質購買力は低位なままにとどまっている。近年、実質賃金の伸びが実質成長率に立遅れていることが注目されねばならない。

五、日経連は、現下の構造的に累増しつつある失業に対して、その深刻な実態をおおいかくすために、「完全雇用」水準の見直しを提唱している。現在の中高年層の失業や既婚婦人の求職は、生活苦を背景にもつ切迫した問題であり、「努力しても就職できない」厳しい現実がある。政府の新中期計画も、日経連の考え方にそって、目標失業水準を引上げる方向に固まりつつある。

六、一九七九年春以降、消費者物価の再上昇の傾向が強まることは必至である。日経連がいう目前の物価鎮静説は一九七九年の年度全体にまたがる所得を決める春闘賃上げに対してはあてはまるものではない。一九七八年度末までの物価鎮静に引張られるかたちで今春闘の賃上げが決められ、また雇用合理化、福祉抑圧をゆるすことになるならば、一九七九年の日本経済の停滞の深刻化、円高の再進行は不可避である。

七、不況の長期化、深刻化、雇用危機、高齢化社会に直面しての生活不安などの日本の経済社会の危機に対して、日経連は減量経営→不況深化→円高の進行→社会的諸格差の拡大という悪循環の図式をえがくのみであり、総資本としての何らの責任をとろうとせず、解決策を見失ってしまっている。生活擁護と社会進歩はわれわれ労働組合の総労働的結集と反撃を軸にするしかないことが改めて確認されねばならない。

6　七九年春闘諸要求とその特徴

春闘共闘、同盟、金属労協などの白書発表、方針設定ののち、各単産もまた、春闘諸要求、方針の設定へといたった。

賃上げ要求基準　賃上げの要求基準は、七八年にひきつづき、各単産とも前年を下回った。

要求設定にあたっては、各単産とも①過年度平均消費者物価上昇率、②定昇あるいは定昇相当分、③実質賃金向上分・生活向上分の三つを組み合わせたものとなっている。

要求基準で特徴的なことは、ナショナルセンターの基準がそうであったように、幅を持たせたもの、あるいは単組の裁量の余地を残した弾力的な基準であることにある。上記の三要素の組み合わせにより、物価がミニマムになるものの、単組の独自性が発揮できるようになっている。合化労連の七～一〇%というゾーン方式、全金同盟の六・五%基準だが業績の良いところは八%以上などがその例である。

要求水準は、私鉄総連の二万円（一二・一%）をのぞけば、ほとんどの単産が率で一ケタの要求である。二ケタに乗せたにしても、化学一般、運輸労連などにみられるように、一〇%がせいぜいである。金属労協（JC）四単産をみると、まず鉄鋼労連は標準労働者でベア八〇〇〇円（五・〇八%）、別に平均定昇が三五〇〇円（二%）で、七八年にくらべてベアは七〇〇〇円、約四・七ポイントのダウン。造船重機労連は平均要求にもどりベア七〇〇〇円基準、電機労連は八%程度基準、自動車は八%基準となっており、いずれも七八年要求を下回り、率では一ケタ要求。これらJC四単産に象徴されるように、中立労連系で八%が中心である以外は、春闘共闘といわず同盟といわず、すでに要求基準設定の段階で各単産の足なみは乱れている。このように、要求段階でもバラツキが大きいことから、本年も〝相場なき春闘〟かといわれた。

産業別最賃、年齢別最賃、年齢別標準者賃金、初任給などは、個別の賃金を明確にしていくうえで重要なため、基準を設定する単産が多いのは例年どおり。しかし、その水準については、初任給をのぞき昨年と同じか逆にダウンしているところが少なくない。そのほか、家族・住宅手当、時間外割増率についても、多くの単産が要求を掲げている。

その他諸要求　賃上げ以外では、時間短縮、休日休暇、退職金、定年制、労災保障などが、おもなものである。とくに、労災上積み補償は毎年着実に水準を上げているのが目につく。

単なる賃上げだけでなく、今後は労働条件の全般的な改善で生活向上をはかっていくという労組の方針からすれば、これからも諸要求はより重視されていくだろう。また「雇用」との関係で、「時短」が労使の重要な争点となっている。

以下、若干の単産につき、具体例を掲げておく（『賃金事情』一六七七号による）。

鉄鋼労連＝①交替手当を三四三交替で月額一一、〇〇〇円に引き上げ、日曜、休日勤務一回につきサンデープレミアムを一、〇〇〇円に引き上げ

る②時間外割増率三五%以上、深夜割増四〇%以上に引き上げる③退職金を三〇年勤続で一、二〇〇万円に引き上げる④労災補償を死亡・障害一～三級で一、七〇〇万円以上に引き上げる。

造船重機労連＝退職金を定年満期で四〇万円加算する。

電機労連＝完全週休二日制実施を五四年度から行わせる。

合化労連＝①退職金は勤続三〇年で二、〇〇〇万円を目標とし、当面一、五〇〇万円をめざす②定年六〇歳延長③時短は週休二日制の実施、一日七時間、週三五時間、年間一、六八〇時間を目標に、当面年間一、八〇〇時間台をめざすが、二、〇〇〇時間前後の組合は一、九四〇時間以内をめざす④労災補償は障害一級四、〇二〇万円、二級三、五七〇万円、三級三、一五〇万円に引き上げる。

全石油＝①交替勤務者の時短は年間実働一、九一八時間以下、年間休日九一日以上、週労働三七・五時間以下をめざし、常日勤者についてはさらに完全週休二日制を要求する②六〇歳定年制を目標に、当面段階的措置として現行五五歳定年制企業は五八歳への延長と、再雇用制度の確立、五六～五八歳定年制企業は六〇歳定年制、再雇用制度を要求③退職金は勤続二五年の定年退職で一、一〇〇万円以上、勤続三〇年で一、三〇〇万円以上とし、会社都合と自己都合の退職金支給率を一本化する④労災補償は死亡、障害一～三級で二、〇〇〇万円とする。

全国セメント＝①退職金の目標水準を、勤続三〇年退職で一、二〇〇万円とする②当面六〇歳定年延長③時間外割増率を早出、残業二時間まで三五%、二時間を超える分は五〇%とし、深夜労働七〇%、休日出勤一〇〇%とする④家族手当は一人目一〇、〇〇〇円、二人目以降四、〇〇〇円とする⑤労災補償は死亡二、〇〇〇万円に引き上げる。

全電線＝①退職金は中卒、勤続三〇年で七〇〇万円未満のところは一〇〇万円以上、七〇〇万～八〇〇万円未満のところは七〇〇万円以上、八〇〇万円以上のところは五〇〇万円以上それぞれ引き上げる②時間外規制五五時間、時間外割増率は早出三〇%、休日三五%、深夜四〇%とする。

全金同盟＝①時短は年間一、九二〇時間を目標に年間二、〇一六時間以下をめざす②時間外割増率を通常時間外三五%、深夜・休日六〇%に引き上げる③労災補償は死亡、障害一級で二、〇〇〇万円に引き上げる④六〇歳以下の定年をなくし、退職金は高卒三〇年勤続で一、〇〇〇万円以上に引き上げる。

電力労連＝①六〇歳までの定年延長（再雇用でもよい）②年間所定内労働時間を二、〇〇〇時間以内とする③労災弔慰金を三、〇〇〇万円に引き上げる。

食品労連＝①年間の労働時間は一、九二〇時間をめざす②労災補償は大手のほとんどが到達している二、〇〇〇万円到達をめざす③健康保険の保険料負担割合を労三、使七に改める。

制度・政策要求　制度・政策要求は、各単組とも、年々力を入れている。今年の政策・制度要求の柱は、「雇用創出機構」の設置を中心に完全雇用政策の確立を要求している。総評も同盟の動きに同調する構えを見せつつも、社会党とともに、院内外闘争に力を注ごうとしている。

その他、社会保険料の労使負担割合も例年どおり掲げられている。だが、いずれにしても、雇用保障要求の占めるウェイトが、ますます大きくなり、時短、定年延長とともにセットで考えられている（本年鑑Ⅱ－Ⅴ「合理化反対闘争」参照）。

7　春闘前段のとりくみ

春闘共闘、春闘前段のたたかい方を決定

春闘共闘は七九年一月一七日、第一回戦術委員会を開き、春闘前段のたたかい方を決めた。七九国民春闘の本格的なたたかいを前にして、春闘共闘指導部は「情勢はきびしいといっても、資本は

減量経営に名をかりて増収増益をはかっている」（槇枝議長）と指摘し、また七九年度に入ると物価の再高騰も必至とみて、徹底的にたたかいぬく決意を固めた。とくに前段では、予算闘争と反合理化・雇用闘争を最重点課題に掲げ、第一次＝二月一八日～三月二日、第二次＝三月一五日、第三次＝三月二六日～四月七日の集中行動期間を設定、それぞれ節目をつけて大衆行動をくりひろげる方針を決めた。

また賃金闘争については、日経連などの支払い能力論に対決して「実質賃金重視の環境づくりのため、政労交渉や国会での集中審議などマクロの闘いを重視」（富塚事務局長）しつつ、産別自力態勢を基礎に決戦態勢を整えていく考えを打ち出した。各単産の要求提出は、私鉄が三月一日を予定しているが、他はできるだけ三月一二日に集中していっせいに提出。以後、統一自治体選挙闘争と結合しつつ三月下旬から五月上、中旬のゾーンで決戦統一態勢をとる。まず三月末から四月上旬にかけてはマスコミ、商業サービスを中心に回答追いあげのため可能なかぎりの統一行動を配置、四月中旬、下旬にも統一行動を配置しつつ五月上・中旬につないでいくこととした。この際、指導部はとくに「形式的統一闘争はきびしい情勢のなかでは成功しない」ことを強調し、各産別ごとに具体的なたたかい方を打ち出すよう求め、春闘共闘としてはそれを効果的に組み合わせ、補強する戦術を決めることにした。

二・一〇中央集会、グラマン汚職を糾弾

大平内閣による一連の反動政策に反対し、グラマン汚職で暴露された政財界のゆ着の徹底糾弾を要求する「有事立法粉砕、元号法制化反対、グラマン等金権腐敗自民党政治糾弾全国統一行動中央集会」が二月一〇日、東京・千駄ケ谷の明治公園で開かれ、一万五〇〇〇人が参加した。参加者は「戦後民主主義の根幹を破壊する諸攻撃に断固反対する」との宣言を採択。防衛庁、日商岩井、国会に向け抗議のデモ行進をおこなった。

同集会は、二月一一日に設定された全国統一行動日にさきがけ総評、社会党、共産党、護憲連合などによる一日共闘として開かれたもので元号法制化、有事立法に反対するとともに、〝政府高官名〟をめぐって重要な段階を迎えたグラマン汚職の徹底究明が緊急の課題として大きくとりあげられた。会場を埋めた参加者を前に槇枝総評議長は「元号法制化など大平政権の反動政策を許してはならない。戦時ファシズムを導いた苦い経験を思いおこし、危険な芽は早くつつみとらねばならない」と訴えた。また政党を代表して「反動政策をこのまま放置することは日本の民主主義政治の否定につながる。保守に反対する革新の総決起のために〝ベストをつくす〟」（社会党・下平副委員長）、「このたたかいを一日共闘で終わらせることなく、持続的に発展させよう」（共産党・金子書記局次長）とそれぞれ決意を表明した。この後、グラマン汚職の徹底究明などを要求する三つの決議を採択しデモ行進に移った。国会に向けて出発したデモ隊は、途中、防衛庁前で抗議のシュプレヒコールをおこなったほか、日商岩井前でも会社代表に集会決議を手渡して抗議した。

雇用大行動スタート

「雇用を守り失業に反対する大行動」の行進団が二月一七日鹿児島、一九日室蘭からそれぞれ出発。全国各県をリレーしながら三月二日には東京に集中し、政府にたいして雇用保障・失業補償制度の改善を要求して総行動をくりひろげた。

この大行動の統一目標は、①産別・地域の反合・雇用闘争の強化、②雇用創出、失業手当創設など制度改善、③地方自治を拡充し生活基盤優先の雇用拡大で、闘争中の組合にたいする支援や離職者の組織化をはかりながら、失業への怒りを全国から結集し、予算審議ヤマ場の国会と政府にたいして要求の実現を迫るもの。

南コースの出発点となった鹿児島では一七日、折から〝春一番〟が吹き荒れるなかで全県集会が開かれた。同県も不況が深刻で、七七年一年間に企業倒産（負債一〇〇〇万円以上）が一二〇件に及び一七〇〇人の労働者が首を切られている。その一つ、鹿児島ドックの労働者も組合を結成（全造船）して集会に参加、同じく倒産とたたかっている全造船佐伯分会に代表を送った。また全日自労が中心になった「離職者協議会」も結成され、対自治体闘争を積みあげた。これらを集約し、政府に抜本的な政策確立を迫るため川田掃部団長（全総訓）ら五人の代表を全国連鎖行動に送り出した。北コースも二〇日札幌、二一日函館の集会と行動をつないで、東北各県をリレーしながら東京に向かった。三月二日にはこれら全国からの代表団が東京に集中、終日行動をくりひろげた。労働省はじめ各省交渉、背景資本追及、職場交流などをおこなったあと、夕刻からは明治公園で大衆集会を開催、七九国民春闘と地方選勝利へ総決起した。

春闘共闘、三・二統一行動

北から南から「雇用を守り失業に反対する全国縦断大行動」が三月二日、東京に到着。東京春闘共闘の部隊と合流し、政府、大企業などにたいし終日にわたって抗議交渉を展開した。またこの日は春闘の第一次統一行動日にあたり、夕刻から開かれた春闘総決起中央集会には二万五〇〇〇人が参加、春闘、雇用、統一地方選を結び本格的なたたかいに突入することを宣言した。

早朝、労働省の中庭には、二月一八日以来二週間にわたり各地で行動を積み重ねてきた行進団の代表二四四人が結集、出迎えた東京春闘共闘の労働者とのあいだで連帯集会がもたれた。この後、労働大臣ほか、石川島播磨重工、住友銀行などにたいしても抗議の交渉がおこなわれた。槇枝議長も出席しておこなわれた労働大臣交渉では、行進団の代表が解雇規制、とくに中高年層の雇用安定を強く要求した。これにたいし栗原労相は「考え方については同感」と答えた。一方、石川島播磨にたいする抗議行動では、全造船の部隊を軸に本社屋内で集会が開かれ、石川島播磨資本による首切り攻撃に怒りの声をあげた。

また、夕刻から明治公園で開かれた「七九国民春闘勝利、統一地方選挙・都知事選勝利、雇用を守り失業に反対する全国縦断大行動中央総決起集会」には、行進団もふくめ二万五〇〇〇人が参加した。あいさつに立った槇枝議長は「本日の第一次統一行動日を起点に、統一地方選、雇用を結合し春闘に勝利しよう」と決意を表明。行進団の代表も「各地のたたかいから学んだ貴重な体験を、自分の職場にもちかえりたたかいを強めて行きたい」と報告、会場から大きな拍手を受けた。集会終了後、参加者は都内を三コースにわかれデモ行進をおこなった。

8　春闘の本格的展開

春闘共闘、三～四月の集中行動決定

春闘共闘は二月一九日、東京・芝の第一大門ビルで第二回戦術委員会を開き、三月から四月段階にかけての集中行動の配置を決めた。会議ではまず槇枝議長があいさつし、各企業の三月期決算が予想をはるかに上回る大幅増益になることが確実視されていることから、「賃上げ要求を上積み修正するか、すでに要求決定済みの単産は満額をとる決意を固める」よう要請した。ひきつづき富塚事務局長が、各単産で設定されつつある戦術配置をまとめあげる春闘共闘としてのこれを確認した。

決定された方針によると、まず三月五日～九日に統一行動の中心ゾーンを設定。この期間には、私鉄が第二基本給廃止要求で五、六日頃にストライキを検討中であり、国労、動労はローカル線廃止反対で当該線区を中心にストを計画。公務員共闘も共済年金改悪反対を掲げて八～九日に大規模な大衆行動を計画しており、他組合も産業政策要求等のたたかいをできるだけこの期間に集中する。賃上げ闘争では、マスコミ共闘、商業サービス、全国金属、全国一般など先行組合が三月下旬に回答日を指定、四月上旬に決着をめざしているところから、全体でこれを支える統一行動を強化、とくに四月五日は春闘と選挙闘争を結合した地域での統一行動をくりひろげる。他の民間単産も八日までには第一次回答を引き出すよう努力し、九日から二一日までの第四次集中行動期間中に金属労協をつつむかたちで回答引き上げのストライキを反復、四月二三～二八日の第五次集中行動期間の官民総がかり決戦につないでいく方針を打ち出した。

全電通、最終決着五月を確認――春闘見直しを基調に

全電通（二九万人、及川一夫委員長）の第七八回中央委員会は二月二八日から三月二日まで静岡県伊東市で開かれ、春闘方式見直しと労働戦線統一を軸とする独自の七九年春闘方針を審議し原案どおり可決し、大いに注目を集めた。春闘方式見直しは「連敗を重ねる春闘敗北に終止符をうち、労働運動総体の転機を見出す」問題意識から提起されたもので、今年はその第一年度として、電通共闘産別統一闘争を基盤に、産別自力解決のため、公労委一括調停方式を排し、個別調停方式の実現を最大の目標にすえて推進するとしている。要求は情報産業の大産業別共闘を配慮して「要求即ハドメ」の六・七％（定昇込み九％）とし、四月いっぱい自主交渉を徹底的に追求することとし、注目の四月末決戦については、四月九日から一三日のあいだにスト権批准投票をおこない、自主交渉の最大のヤマ場にあわせて、四月末の官民一体闘争に最大のストをもって参加し、最終解決は五月に再度決戦を挑む方針が明らかにされた。

また七九春闘を労働戦線統一の新しい流れをつくる春闘と位置づけ、あらゆる機会をとらえ労働戦線統一に努力し、中連、新産別の〝ゆるやか連合〟に本年八月の全国大会以降、電通共闘の次元でオブザーバー参加する方向が提起された。これにたいして来賓として出席した竪山中連議長は「一〇月の総連合大会で検討する」と慎重

な態度を表明した。

こうした全電通の、春闘見直しを基調とした方針は、さしあたり国労をはじめとする公労協とのあいだで、意見のくいちがいがはなはだしく、公労協の足並みの乱れを象徴するものであった。

賃上げをめぐる労使・学識経験者の見解

三月期決算が、前年九月期を大幅に上回る〝増収〟見こみがはっきりするに及んで、賃上げをめぐる労使、学識経験者の見解がにわかに提起され、相互に議論をまねいた。

山一証券が七八年末に、七九年三月期の経常利益は九九・〇、九月には一〇七・四（七三年九月ピーク＝一〇〇）にまで回復すると予測していたが、二月七日には和光証券が史上最高の収益予測を発表した。これによると東証一部三八〇社（金融・保険をのぞく）の七九年三月期の経常利益は一三・四%増、税引き後利益二二・三%増、九月期にはさらに経常利益一六・四%、税引き後利益七・九%増となり、過去のピークは七三年九月期をはるかに上回ることになる。回復のいちじるしいのは鉄鋼一三五・五（三月期経常利益）、化学六五・五、繊維四九・二、紙パ七五・五、機械二五・八など、構造不況といわれた業種が大な利潤を上げている。日本経済新聞の調査（二・一八）によっても、全国一、二部上場企業八三二社の三月期経常利益は一二・四%増、九月期四・一%増、税引き後利益三月一六・七%、九月一・二%増となっている。

これらをうけて各種の賃上げ予測もとうぜん上方修正されている。例えば神代（横浜国大教授）方式によれば、当初六・三%、一万一〇六四円と修正されたが、これも利益率の増加で上方修正は必至である。さらに金子美雄日本賃金センター所長は、春闘共闘の賃金専門委員会における三月一九日の総会において、七九春闘の賃上げ問題についての公益委員もしており、その考え方見解を述べた。金子氏は公労委、講演のなかで同氏は、日本経済が五%の成長を達成するためには最低でも七%の賃上げが必要だと説き、この点で労使とも今春闘の賃上げを低く見積りすぎていると指摘、また、企業毎に分断された日本の賃金決定機構を改める必要性を強調した。

他方、日経連は、三月一六日の常任理事会で、「景気回復は円高・金利安の一時的要因によるもの、円安・石油値上げなど先行きは不安定。増益の分け前は雇用維持・拡大にむけ、雇用不安が解消した段階でボーナスで配分すべきだ」と決議し、桜田日経連会長は「もはやベアを論ずべき段階ではないが、昨年以下の賃上げに抑えるのが無難」と桜田個人のガイドラインを提示するにいたった。

桜田ガイドラインが発表されるや労働側はいっせいに反撃に転じた。春闘共闘会議は三月一七日「労働者の一方的な犠牲のうえに利潤の蓄積と拡大をはかろうとする反社会的な考え方」と決議し、天池同盟会長も「減量経営の効果の配分は当然」（三・一九）と批判。金属労協も「日経連の賃金抑制等に対する見解」を発表（三・二二JC戦術委）して強く反発した。鉄鋼労連中村委員長も「日経連の見解は言語道断。この基本姿勢を改めない限り対決しかない。鉄鋼経営者は日経連の雑音に耳をかたむけることなく良識を発揮せよ。

日経連に猛省を促す」と非難した（三・二三鉄鋼第七〇回中央委）。

春闘本番へ——春闘共闘、三・二五統一行動

春闘第二次統一行動日の三月二五日、国民春闘共闘会議は全国二五の都道府県で総決起集会を開催し春闘体制をかためた。東京・渋谷の代々木公園で開かれた「七九国民春闘勝利中央総決起集会」は好天に恵まれ七万五〇〇〇人の労働者が参加、都知事選と春闘を結合し運動を大きく盛りあげようと誓いあった。

七九春闘はすでにマスコミ、商業サービス、金属など民間先行組合を中心に緒戦のたたかいが展開されており、この日の集会は先行組合のたたかいを支援するとともに、官民一体でたたかわれる四月末決戦への体制確立をめざして開かれたもの。地方共闘によっては独自に中小企業労働者デーを設定するなど、地方ごとにさまざまなかたちでとりくまれた。

中央集会のスローガンには賃上げ闘争の勝利とならび中高年労働者の雇用安定、それに東京都知事選必勝が大きく掲げられた。冒頭あいさつに立った槇枝総評議長は「経営者はふたたび賃金と物価の悪循環論をもちだしてきた。昨年の妥結額を第一次回答とし、満額回答をかちとろう」とたたかいへの決意を表明。桜井高齢者退職者の会会長は、減量経営のしわよせのなかで苦しい生活を強いられる中高年者の実態を報告し、定年延長、高齢者雇用の義務化などを強く訴えた。また、会場には太田都知事候補もかけつけ「革新都政を守るかどうかは八〇年代の私たちの生活に大きな影響をおよぼす。何としてでも私を勝たせてほしい」とあいさつ。参加者から盛大な拍手がわきおこった。集会は最後に「七九春闘を守勢から攻勢への転機として、新たな展望を切りひらこう」とのコースをデモ行進した。

先行組合の回答状況

七九春闘の賃金闘争で先行するマスコミ共闘では、新聞労連で読売が一万九五三一円、九・五七％と昨年実績を額率とも上回る水準で妥結したのをはじめ、地方紙でも二万円、一〇％以上に達して妥結する組合がつづいた。これにつづく全国金属などでも、経営側の第一次回答は〝模様ながめ〟ながら、今後のたたかいで「昨年妥結額以下」とする日経連のガイドラインを打ち破り、ＪＣ回答を乗りこえようとした。

春闘のヤマ場を前にして、減量経営による増収増益が明らかになったことから〝支払能力論〟では賃金抑制をはかれなくなった経営者側は、物価へのはね返りなどを理由に「昨年妥結額以下での収拾」（桜田日経連会長）をめざして第一次回答のおさえこみにかかった。これに反発して春闘共闘は「昨年実績を第一次回答のおさえこみにかかとする」との態度で、前段の攻防をくりひろげた。

四月初旬までに各単産に示された第一次回答は、結果的には昨年に準じているが、経営側は全般的に〝模様ながめ〟の感が強く、「とりあえずの回答だ」（金属）としていた。しかしそのなかで、新聞労連は全体としてすでに前年実績を突破、五次～七次の回答を引き出して二万円、一〇％の水準に達したところから妥結に向かい、民放労連、出版労連もこれにつづいた。

注目される金属労協の動き

労働側の態勢は四月第一週にむけて全力集中の構え。春闘共闘会議は昨年妥結額を第一次回答の出発点とし、ＪＣ回答前の四月一〇日までにマスコミ共闘、商業サービス、金属、化学などが回答を引き出

し、同盟も四月五日までに金属、ゼンセン、化学の二五二組合が回答引き出し、民間賃闘対策会議も四月八日をヤマ場に回答引き出しと積み上げをはかる体制を固めていった。すでに新聞労連が第一次回答で昨年第一次を一〇〇〇円上回る回答を引き出して順調なすべり出しをみせていたが、この先行組合の回答状況が七九春闘全体の動向を左右するだけに、日経連の各業界へのしめつけもはげしかった。

注目の金属労協の回答指定日は、ほぼ四月一一日に固まり、いよいよ大詰めの妥結基準の論議に入った。鉄鋼中央委員会で中村委員長は、①自動車・電機と同額水準で決めたい、②経営側の最終態度が決まる前の四月三日までに決定してほしい、③これに到達しない場合は、産別自力で事後対処のたたかいを責任をもって推進する――との方針を明らかにしたが、ここには重要な戦術の転換がふくまれている。これまで金属労協の妥結基準は、鉄鋼労使の一致点を中心に設立されてきたが、中村提案は「鉄鋼をふくめて経営側の最終態度が決まる前に、労働側の態度をぶっつけて、労働組合が賃金闘争の主導権をにぎるべきだ」というものである。金属労協はこの提案をうけて、三月二九日～三〇日の代表者会議(熱海)、四月二日から三日にかけての戦術委員会で妥結基準を決めることとし、民間賃闘対策会議も三月二八日にハドメ論議をおこなった。

金属労協に一斉回答

春闘相場に大きな影響力をもつ金属労協の主力三単産（鉄鋼労連・自動車総連・電機労連）に四月一一日午前、いっせいに回答が示された。

回答は、鉄鋼が昨年妥結の額・率を上回る八六〇〇円（賃上げ五二〇〇円プラス定昇三四〇〇円）、五・〇二%（三五歳ベース一七万一四〇〇円）、ほかに退職金五〇万円増、交替手当一〇〇〇円増、労災一〇〇万円増。

自動車は先行二組合が回答を引き出したが、鉄鋼とは逆に昨年妥結を額・率ともにやや下回った。日産一万〇七〇〇円（六・九%）、トヨタ一万〇五〇〇円（六・八%）。

電機は総合重電が前年同率の六・五%を獲得、家電三組合はいずれも前年妥結額の一万〇六七〇円を上回った。松下一万〇七〇〇円（七・〇六%）、三洋一万〇九二〇円（七・五%）、シャープ一万〇九〇〇円（七・五%）、東芝九七九〇円（六・五%）、日立九六四七円（六・五%）、三菱九九一五円（六・五%）、富士電九四九二円（六・五%）、日電九一九一円（六・五%）、富士通九一五〇円（六・五%）、明電九二三円（六・五%）、ゼネラル八八九〇円（六・五%）、コロンビア一万〇四一三円（六・五%）、安川定昇三三五九円（二・二一%）プラス月当たり二%の源資で後日確定。安川は回答不満で四月一三日一二時間スト決行を決めた。造船は組合が最低・定昇完全実施の回答を求めたが、回答は延期。この回答について金属労協は、①JCの妥結基準に対応したものと判断する、②妥結基準の設定が相乗効果を生み、七九賃闘における全体の賃上げ水準の引き上げに一定の役割を果たしたものと評価する――との見解を発表したが、妥結基準九〇〇〇円に達しなかった鉄鋼は、回答を不満として交渉を継続することにした。

金属労協三単産に一一日、示された賃上げ回答について、春闘共闘は同日、つぎのような声明を出した。

【金属労協三単産回答にたいする春闘共闘の声明】

この回答水準は、かろうじて実質賃金の確保にはなっているものの、鉄

鋼など三つの産業の収益がかつてない大幅な黒字に転じている現状、さらにここ二～三年賃金抑えこみをはかってきた経緯、あるいは今後の消費者物価の大幅上昇を考えるなら、決して満足できる回答でなく、職場の労働者の納得は得られないであろう。われわれは本日の金属三単産に対する回答を足がかりにしつつ、さらに要求額の貫徹をめざして結束を強め、粘り強く闘いぬく決意を内外に表明する。

一万円をめぐる攻防——回答状況

金属労協への回答後、民間における回答・妥結状況は、大きく前にすすんだ。春闘共闘は四月一七日、第二回目の賃金回答コンピュータ集計をおこなった。その結果をみると、今春闘賃上げは、金額的には昨年をやや上回り、率ではやや下回るという前回（四月一〇日）同様の推移を示している。まず妥結組合が前回の二七組合から一三三組合へと大幅に増えているのが注目される。妥結水準は、単純平均で一万二八〇四円（七・八%）、加重平均で一万〇二六三円（六・七%）と一万円の大台を突破。未妥結もふくむ総評平均は単純平均で九九二五円（六・〇%）、加重平均で九五一一円（五・八%）となっており、全体として当初いわれた一万円をめぐる攻防がつづいた。

さらに、春闘共闘、四月二四日現在、賃上げ回答・妥結状況の第三回目のコンピュータ集計によると、登録一六三二組合のうち、妥結組合は三八五組合（二三・六%）と、この一週間で約三倍に増えており、昨年同時点（二一%）とくらべて妥結テンポは早まった。ちなみに回答が出ている組合の比率も六四・二%と、昨年より一〇%以上も増えていた。三八五組合の妥結水準は、単純平均で一万二一七二円（七・三%）、加重平均で一万〇三七一円（六・七%）と、前回集計（四月一七日）とほぼ同じ水準で推移していた。産業別でみると、マスコミ関係組合の好調ぶりが目立ち、民放労連が率で二ケタの一二%台、金額で一万九〇〇〇円前後、新聞労連が一万六〇〇〇円～一万八〇〇〇円、出版労連も一万五〇〇〇円前後、七～八%台に達していた。これに未妥結組合もふくめた回答の総平均は、単純平均で一万〇二七〇円（六・四%）、加重平均で九七一〇円（六・〇%）。これを一週間前の第二回集計とくらべると、金額で三四五円、率で〇・四%上昇しており（いずれも単純平均）、ここにきて各単産の追いあげに拍車がかかってきたことがわかる。なお、昨年同時点比では率でほぼ同水準、額で一〇〇円から七〇〇円程度上回っていた。

交運など四月末決戦へ

四月二五日からの春闘決戦の主力となる交通運輸関係の労働組合のストライキ戦術が最終的に固められた。全交運（一六単産、八五万人）は四月一六日、第三回戦術委員会を開き、四月末決戦のストライキ方針を確認した。それによると、国労、動労、私鉄が二五日から七二時間の全面ストライキに突入するのを中心に、全日通、運輸労連、都市交、全港湾なども最大限のストライキを構え、全日空など航空関係もこれに加わる動きをみせた。また公労協、公務員共闘の各組合も二五日から三日間、ストライキを反復実施する戦術を決定。その他、民間の未解決組合も合流して、官民総がかりの一大決戦ストが組まれることになった。

【交運・公労協・公務員共闘の戦術】
国労・動労＝二五日午前〇時から二七日まで、国電、新幹線を含む全面スト（ただし生鮮食糧品、修学旅行臨時列車は除く）。
私鉄総連＝二五日始発から大手、中小いっせいに七二時間スト（義務教

育生徒の修学旅行バスについては検討中)。
運輸労連＝二六日から二四時間ストを反復。
全日通＝二五日、拠点(一般支店以上)二四時間スト。二六～二七日、全面四八時間スト。
都市交＝東京、大阪など八大都市では二五日始発から九時まで、二六日は一〇時まで、二七日は一二時までスト。その他三一都市では二五、二六日始発から七時まで、二七日は一〇時までスト。
全港湾＝二三～二四日、四八時間スト未解決の場合は二五日以降も連続スト。
全自交＝二五日、時間内くいこみ職場集会。二七日、二四時間スト(以降も五月八日に二四時間スト)。
運輸一般＝二六～二八日統一スト。
全電通＝二四日から東京、大阪、札幌など八統括局と県庁所在地の電報電話局を拠点移動する二四時間ストを反復。
全逓＝拠点スト(検討中)
全林野＝七〇～七五分会(約一万人)で拠点移動の二四時間ストを反復。
全専売＝全国八ブロック毎に一～二カ所で拠点移動の二四時間ストを反復。
全印刷＝二五日滝野川、二六日岡山、二七日静岡工場で二四時間スト。
全造幣＝二五日広島、二六日大阪、二七日東京で二四時間スト。
アル専＝二五日工場部門、二六日管理部門、二七日工場部門、で二四時間スト。
自治労＝二五日から三日間二時間スト。
日教組＝二五、二七日に一時間スト。
全水道＝二五、二六日は各二時間スト、二七日は半日スト。

公労協、私鉄など決戦スト収拾

春闘最大のヤマ場となった全交運・公労協などの決戦ストは、四月二五日午前、公労委が電電をのぞく二公社五現業の加重平均で九六四一円(五・六三%)賃上げの調停委員長見解を提示したことから国労など側が九七〇〇円(五・六三%)の第三次回答を示したため、大手組合からストを中止した。私鉄、公労協の賃上げは昨年を額・率ともに上回るもの。春闘はこれで最大のヤマ場を越したが、民間中小を中心にまだかなりの組合がたたかいを継続しており、春闘共闘はこれをつつんで五月連休後の八日から第六次集中行動にとりくんだ。

私鉄、公労協の賃上げは春闘相場を確定させる意味をもつが、それだけに低額抑え込みをねらう政府の政治的圧力が加わって、交渉は難航した。二五日からの七二時間ストを前にした私鉄大手の中央集団交渉では、経営者側は第二次回答として九三〇〇円賃上げ、他に一時金一万円を提示。組合側はこれを拒否して二五日始発からストに突入した。国労、動労など公労協各組合も、自主交渉を追求する全電通をのぞいていっせいにストに突入、都市交など公務員共闘もこれに合流して、全国の交通機関はほぼ全面的にストップした。

こうした情勢を背景に、公労委は二五日午前、電電をのぞく二公社五現業の労働者の基準内賃金を二・三五%プラス一八〇〇円の源資をもって引き上げる(定昇込み加重平均九六四一円、五・六三%)との調停委員長見解を提示。組合側は、「要求からみればきわめて不満」としつつも、公労委が私鉄に先行して賃金決定の方向を求めたことを評価してストを中止。私鉄でも午後になって公労協にみあう九七〇〇円、五・六三%の第三次回答が示され、ストを収拾した。

このように、例年の、私鉄―公労協へというパターンが、今年は逆に公労協―私鉄へと及んだことが特徴的であり、論議をよんだ。なお、全電通は、予定どおり、四月末決戦には加わらず、五月一〇

日、調停委員長見解をもって、事実上の収拾に向かった。

全逓にきびしい大量処分

郵政省は四月二八日、全逓の反マル生闘争にたいし懲戒免職・解雇六一人、停職二八六人、減給一四六四人、戒告一三六三人、訓告五〇〇九人、合計八一八三人におよぶ大量処分を発令した。これにたいし全逓は「郵政省は不当労働行為、人権無視など自らの非を改めず反マル生闘争の結果生じた郵便事業の混乱の責任を一方的に転嫁したもの」と強く抗議するとともに、「われわれは弾圧に屈することなく不当処分撤回と郵政労働者が労働者として人間としての尊厳が認められるまでたたかいつづける」との基本方針を確認し、同日午後ただちに全国の全職場で抗議集会を開くとともに、無期限の時間外労働拒否戦術を展開、加えて第三者機関へ提訴することにした。

今回の処分は、全逓の戦略拠点ともいえる東京地本を集中的にねらい、免職・解雇は五八人、停職二四六人という過酷なもので、また全国的にも免職のほとんどが一般組合員、活動家であり、過去のいかなる処分よりもきびしい内容となった。

民間の中小、三分の一が五月へ

春闘共闘は、四月下旬の交運・公労協の春闘決戦を越えた時点（二七日）での民間組合の賃上げ回答・妥結状況をコンピュータ集計したが、各組合の追いこみぶりを反映して妥結組合が急増、その金額も一万円をかなり上回る水準に達していることが明らかとなった。集計によると、平均妥結水準は単純平均で一万一一二五円（六・八％）、加重平均で一万〇二七三円（六・四％）であった。未妥結の組合も合わせた総平均では単純一万〇五一二円（六・五％）、加重九九一二円（六・一％）。

新聞、民放、出版などマスコミ関係が一万八〇〇〇円～一万六〇〇〇円の水準を保って相かわらず好調のほか、合化労連、全国セメント、全石油、観光労連、ホテル労連なども加重、単純平均とも一万円の大台を超えていた。他方、不況にあえぐ造船は妥結もまだ二組合で八二六〇円、四・七％と低くおさえられていた。

一方、春闘は私鉄、公労協の決着で最大のヤマを越したものの、民間中小の組合を中心にかなりの部分がたたかいを五月に持ち越した。闘争継続組合は民間全体の三分の一程度だが、全造船や全金、全国一般の一部をのぞいて、「合理化」がらみで長期争議化しそうな組合は意外に少なかった。賃上げ抑制をねらう経営者側にたいして、少なくとも春闘相場は確保しようとする組合側の粘りあいが目立った。

このような情勢をうけて春闘共闘は五月八日から一一日までを第六次集中行動期に設定、未解決組合の支援に全力をあげる一方、健保改悪阻止など制度要求についても闘争体制を継続する方針をとった。

民間、ほとんどが決着へ

賃上げ決着を五月に持ちこしていた民間組合も、連休明けには続々妥結、一日時点の春闘共闘のコンピュータ集計では全体の四分の三が決着し、その平均妥結額は単純平均で一万一〇〇五円（六・九％）、加重平均で一万〇〇六四円（六・一％）となった。今回のコンピュータ集計では、登録一六八八組合のうち妥結組合が七六九組合（四月二七日時点）から一二六七組合と増えた。しかし、妥結組合の倍増にもかかわらず、その水準はほとんど変わらず、一万円台を確保しているのが第二の特徴であった。

なお未解決の組合は全造船、合化、セメント、港湾、全国一般などに多く、それもふくめた総平均でも、単純で一万〇七二六円（六・七%）、加重で九九六円（六・一%）とほぼ一万円、六%の水準を維持していた。しかも回答、妥結の総平均は四月七日の第二回集計以来、回を追うごとに額・率とも上昇してきており、春闘相場のもりあがりが読みとれる。これを昨年とくらべると額では約六〇〇円上回り、率ではほぼ同じとなっている。

さらに、春闘共闘は、五月二九日時点の民間各組合の賃上げ回答・妥結状況をコンピュータで集計したが、全体のほぼ九割にあたる一六一九組合が妥結しており、その水準は単純平均で一万〇八六七円（六・八%）、加重平均で一万〇〇六八円（六・二%）となっていた。全造船、合化労連、全国一般や中小マスコミ労組など一部で妥結にいたらない組合もあったが、それもふくめた総平均でも、単純一万〇八三一円（六・八%）、加重一万〇〇六五円（六・二%）とほとんど変わらず、七九春闘賃上げの大勢はほぼ固まったといえる。

9　同盟の七九年賃金闘争

同盟の七九年賃闘方針

同盟の七九年賃闘方針の基本は、前にふれた「賃金・政策闘争白書」に述べられている。すなわち、七九年の賃上げ「要求基準」を六・五%、一万〇五〇〇円と設定、それと「総合的完全雇用政策確立闘争」、「生活・福祉充実闘争」の三つの分野にわたる闘争を最重点に置いた。そして、七九年一月の第一五回年次全国大会で、七九年度方針を決定した（同盟大会については本年鑑Ⅱ—Ⅱの2「同盟第一五回年次全国大会」を参照）。

さらに、三月五日、第一回主要産別連絡会議を開催、三月末～四月上旬に、可能なかぎり高い先行相場の形成をはかること、四月上・中旬に最大のヤマ場をもっていくことなどを確認した。

【第一回主要産別連絡会議確認事項】

一、傘下各産別が相次いで要求基準を決定し、また、海員組合がすでに団交を開始するなど、七九賃闘はいよいよ本格的な段階に突入しようとしており、われわれは全組織をあげてより一層の闘争体制の強化に取り組む。

二、同盟の賃上げ要求基準は、わが国経済をとりまく今日の状況のもとで、労働者・国民の生活にとって望ましい整合性を確立することを目標にして設定されたものであり、われわれは他の友好的な民間組織との連携を強化しながら同盟要求基準を完全に達成するため総力戦体制をもって臨む。

三、闘争の山場を四月上・中旬とし、部厚い戦線を形成しながら高額相場を確立する。傘下各産別は山場を目指して精力的に団体交渉を積みあげる。

四、波及力のある先行相場の形成はとくに重要である。条件のある産別はできるだけ多数の先行組合を選定し、三月末から四月上旬にかけて可能なかぎり高い有額回答を集中的に引き出す。

七九賃闘対策民間労組会議

七七年に発足した同会議も、今年で三年目を迎えた。そして、三月六日、東京・市ケ谷のゼンセン同盟本部において、第四回「七九賃闘対策民間労組会議」が開催され、七

賃闘推進について確認

九賃闘の最大のヤマ場を四月第二週におくことを骨子とする賃闘推進の態勢を確認した。同会議は、幹事会からの参加組合要求基準、闘争日程等の報告をふまえて、賃闘情勢の情報交換、分析をおこなった後、今後の賃闘のすすめ方について協議、つぎのような確認をおこなった。

【賃闘推進についての確認】

一、各産別は、できる限り多くの先行組合を選定し、四月第一週までに可能な限り高水準の有額回答を引き出す。

二、闘争の最大のヤマ場を四月第二週とし、各産別はヤマ場をめざして精力的に団体交渉をつみ上げ、要求貫徹をめざす。

三、次回（第五回）会議は三月二八日午後五時三〇分から開催する。

なお、この確認にもとづき、参加組合はできるかぎり多くの先行組合を選定し、その情況を次回会議までに幹事会に集約することになった。

七九賃闘対策民間労組会議の参加組合は、昨年と同じく、つぎの二〇産別組織である。ゼンセン同盟、全金同盟、造船重機労連、電力労連、海員組合、全化同盟、交通労連、全食品同盟、紙パ総連合、鉄鋼労連、合化労連、電機労連、自動車総連、全機金、新化学、商業労連、食品労連、全石油、ゴム労連、全国ガス。

四月八日からの週を最大のヤマ場に——第二回主要産別連絡会議で確認

同盟は、三月一九日、第二回主要産別連絡会議を開催し、各産別傘下単組の要求提出状況、要求提出後の闘争状況、賃闘全体の情勢と展望について報告、情報交換、分析をおこなった。とくに、第三回同盟中闘委、第一回主要産別連絡会議の確認をふまえて、各産別の先行組合の選定、闘争状況について検討をおこなった。この結果、ゼンセン同盟、全金同盟、全化同盟、一般同盟、交通労連、全食品同盟など条件のある各産別から、二五〇組合の先行組合が四月五日までに波及力のある先行相場を形成するため、可能なかぎり高い有額回答を集中的に引き出すことが確認された。この確認をふまえ、主要産別連絡会議は、前回会議の確認をさらに具体化して、最大のヤマ場を四月八日の週におき、各組合が相乗効果を発揮して集中的に高額回答を引き出すための体制を整備することを中心とするつぎのような確認をおこなった。

【第二回主要産別連絡会議確認事項】

一、七九賃金闘争の要求書提出が進んでいる。各組合は要求提出直後から積極的に団体交渉を進め、本格的山場に向け、全組織をあげて闘争体制の強化をはかる。

二、民間労組先行主導の定着による高額相場形成をはかるため、先行組合は三月末から具体的回答引き出しに努力し、四月五日までに要求実現をめざす回答を引き出す。

三、各組合は最大の山場である四月八日の週に相乗効果を発揮して集中的に高額回答を引き出す。

四、後続組合はねばり強い団交を進め、四月中・下旬に最終的な回答を引き出す。

先行組合など賃闘本番へ

三月下旬にはいって、各構成産別では、あいついで闘争委員会、代表者会議等を開催し、今次賃闘の本格的な展開を目前にして最後の態勢固めがおこなわれた。とくに、梯団方式を採用するゼンセン同盟、全金同盟をはじめ、組織内に先行組合を設定する方針の産別では、先行グループ組合の選定・梯団編成を最終的に確認・完了した。これにより同盟全体としては約三五〇組合が先行集団として、四月五日

までに前段高額相場形成へむかって強力な交渉を展開した。ひきつづいて四月第二週の最大のヤマ場へむけ、大手主力組合を中核とする基幹部隊がいっせいに交渉を追いあげる態勢が固められた。七九賃闘はいよいよ本番に突入した。

事実、各産別の先行組合では、三月末、早くも七～九%の回答を引き出すところが現れていた。さらに、四月三日現在、同盟中闘事務局がおこなった回答状況集計によれば、一〇三組合が八二七〇円の回答を引き出している。このうち、組合員数、平均賃金の条件がわかる七三組合の単純平均回答は八三六六円、五・五六%、加重平均は九一五〇円、五・九八%となっている。同じく、妥結状況集計によれば、一四組合が平均一万〇八〇八円で妥結しており、このうち、条件がわかる九組合の単純平均妥結は一万一一〇五円、八・八四%、加重平均は一万一五〇五円、九・〇四%となっている。この結果、回答・妥結合計の集計結果は一一七組合平均八五七四円、このうち条件のわかる八二組合の単純平均は八六八五円、六・八六%、加重平均九二九〇円、六・一三%となっている。

ついで、五日までにゼンセン同盟、全金同盟、全化同盟などを中心に回答引き出しがすすみ四月七日正午現在、昨年を上回る二一六組合（妥結をふくむ）が平均八六二四円の回答を引き出している。この結果を昨年同時期の集計と比較すると、四月六日時点で、昨年は、回答・妥結計一五九組合が平均九〇八五円、このうち条件のわかる一三八組合の単純平均が九一三二円、七・一八%、加重平均九五三一円、六・九九%であったので、回答・妥結組合数は、昨年よりも五七組合多いが、加重平均でみて金額は六五〇円、アップ率で一・二%それぞれ昨年同期を下回っていることになる。七日現在、回答組合は一九三組合、平均一万〇二八三円となっていた。

四月中旬、決戦状況

四月一一日、自動車労連をはじめとする金属労協各産別に五%を下限とする回答がおこなわれた。このうち、日産自動車労組一万〇七〇〇円（六・九%）の回答のほか、一〇日に回答指定をしていた全金同盟の中核組合も回答の引き出しをはかった。また、一〇日、一一日にかけてはゼンセン同盟のA・B両グループの流通、綿紡、化繊、羊麻資部会の大手組合を中心に妥結、回答がつづき、一二日正午現在のコンピュータ集計では回答・妥結計全報告組合は前回集計の二一六組合から四四九組合へと増加した。

集計の内容をみると、回答・妥結計では単純平均七九三三円（五・四二%）、加重平均八三四二円（五・六〇%）となっており、これはいずれも額・率ともに前回集計を下回り、さらに昨年同時期のJC回答後の集計（四月一三日、集計可能な三二〇組合の回答・妥結計＝単純八九九一円七（・一三%）、加重九〇〇一円（六・〇五%）と比較してもそれを下回っているが、これはゼンセン同盟各組合にたいして低額回答が示されたことが大きく起因している。ゼンセン同盟ではこの低額回答を打破すべくストライキをもって回答積み上げに努力する方針を決め、また他の各産別でも四月第三週から四週にかけて、同盟先行妥結相場をめざして回答引き出し、積み上げをはかるべく戦術を詰めた。

ゼンセン、電労連など妥結へ

ゼンセン同盟の綿紡、化繊、羊麻資など各部会の集交・連交組合は、一八日からのスト態勢を背景に、一六日夜から一七日にかけて連続的に

交渉を展開、一一日の四%前後という低額回答を打ち破って次つぎと上積み回答を引き出し、一七日午後から夕刻にかけて、妥結へ向かった。妥結内容は、綿紡集交組合五・二%＋格差是正二二五〇円（平均七・二四%）、化繊大手五・二%、羊毛紡績集交九組合、同染色整理集交七組合が五・二%＋二二五〇円、黄麻連交三組合六・五%、亜苧麻連交三組合六・九二四%の賃上げ（一部二段階ふくむ）のほか、中卒一五歳初任給（産別最賃）も、六万八〇〇〇円あるいはそれ以上に引き上げられた。衣料部会、地繊部会の一部組合は一八日午前零時までに解決せず、ストライキに突入、交渉は継続され、昼前後になって解決をみた。ゼンセン賃闘はここに最大のヤマを越え、終盤を迎えた。

一方、電力労連各組合は九五〇〇円の一次回答（一六日）に上積みを要求し交渉をつづけていたが、まず東電労組が一八日夜からの団体交渉で、一九日、平均賃上げ九九〇〇円（東電ベースで五・二%）の二次回答を引き出した。また、この賃上げ回答と同時に、夏季休暇の増加についても、「勤務制度検討委員会」において前向きに検討することが回答された。東電労はこの回答を受け闘争終結の方向を決定、細目のツメにはいった。東電につづいて、一九日関西、中部、東北の各電労に同額九九〇〇円（いずれも五・一%）、原電労組に九四〇〇円（六・三%）の回答が出された。なお、一六日に回答は見送りとなった北海道電労は、一九日に交渉をもったが、具体的回答が示されずに交渉を終わった。電力労連各組合は、北海道と四国をのぞいていずれも一九日中には東電同額の内容で回答を引き出し、大綱妥結に向かった。

造船重機大手、海員の一部妥結へ

かつてないきびしい環境下でたたかわれた造船・海員の賃上げ交渉は、経営側の強硬姿勢と実質生活水準を守ろうする組合の方針の対立するなかで、難航をきわめたが、四月二七日にいたっていずれも妥結局面にはいった。

四月二七日の統一交渉日に、造船重機労連大手四組合に、ベースアップ一五〇〇円の回答があり、石川島播磨、日立造船、三井造船、住友重工の各組合は、妥結方向にはいった。四月二四日の交渉で三菱重工労組がベア一五〇〇円の回答を引き出し、妥結にむかい、大手七組合のうち、川崎重工労組は五月二日、日本鋼管造船労組は五月中旬に回答が予定されているものの、これによって、造船大手の七九賃闘の大勢が決した。中小手、機器の各組合は、これら大手の結果をふまえ、五月上旬にかけて追い込みを強めた。

海員組合大型カーフェリー協会三〇社の交渉は小委員会での連続交渉の結果、二七日定昇込み八七一五円（五・二七%）の賃上げで妥結点に達し、同日午後の交渉委員会で正式に妥結が確認された。また船主側の改定提案中最後まで問題になった割増賃率引き下げも、引き下げ幅を縮小させた。また同じく二七日漁労協大型固有船員でも定昇込み九八三五円（五%）に加え生産奨励金四%引き上げの内容で妥結、同日午後正式に妥結確認した。海員組合外交部門の交渉は二七日、トップ会談ののち夕方五時半から第八回交渉委員会が開催されたが交渉はついに決裂、二八日、船中労委へあっせんを申請した。

四月下旬、妥結状況

四月第四週を迎え、回答・妥結を合計した有額回答引き出し組合は約一一〇〇に達

し、このうち七〇〇組合あまりの回答組合はより高額の金額積み上げをはかるべく交渉を詰めたほか、未回答組合も連休前決着をめざしてより強力な闘争を展開した。二三日からの連休前一週間にはゼンセン同盟Cグループがストライキを背景に二四日には解決をめざしたほか、全金同盟、全化同盟、交通労連、一般同盟など多くの産別、単組が追い込み態勢にはいった。

同盟中闘は月内解決方針のもと、各産別とも急ピッチの追い込みにはいり、妥結額・率、妥結組合数いずれも昨年を上回る勢いで月末を迎えた。四月二七日一時に同盟中闘事務局が集計した結果では、報告のあった妥結組合の数は、二三日集計の二倍以上の九二五組合となり、昨年同期にくらべても上回った。また、妥結水準は加重平均（七三五組合）のアップ率で六・一五%と、昨年同時期を上回っており、しかも、金属の集中回答日以降次第に落ち込んでいった昨年とは対照的に、日を経るにつれて水準の押しあげがみられた。額・率ともに昨年を上回り、また上昇基調をつづけていることは、本年賃闘の特徴であった。

海員外航も妥結

海員組合外航部門の労働協約改定交渉は、五月一六日、船主側が労協改定要求を基本的に撤回し、定昇込み六五〇〇円、三・四八%の賃上げをもって正式に妥結した。二十数回におよぶ交渉が決裂し、四月三〇日から船中労委による斡旋がおこなわれていた外航部門の労協改定交渉は、五月一一日に提示された船中労委あっせん案を、海員組合、船主側の双方がうけいれ、一四日の作業委員会をへて、一五日に開催された第九回外航交渉委員会において正式に妥結をみた。

船主側から出されていた定年、労働時間をはじめとする労働条件の基本的な制度を改悪しようとする労協改定要求は撤回され、三国間就航手当、長期就航手当等の諸手当については、九月末をメドに労使協議をおこなうことになった。しかし、当面の措置として、海上休日の代償休暇については、組合側の若干の譲歩となった。賃金については、六五〇〇円の賃上げのほかに、配当会社およびそれに準ずる会社は、解決一時金を一人平均三万円を上限として別途支給することになった。海員組合の労協改定交渉のうち、中央交渉は、すでに大型カーフェリー、大型漁船四部門、内航の純内航部門が妥結しており、内航の近海部門交渉を残すのみとなった。

五月、妥結状況
——賃闘終結へ

五月連休をはさんで、後続組合の妥結はさらにすすみ、五月九日現在、妥結報告組合は前回集計から三七五組合増え、一二九九組合と昨年同期（九八一組合）を大きく上回った。このうち、組合員数、平均賃金がわかる一〇四六組合の単純平均妥結は八二五円、六・二二%、加重平均妥結は九三九八円、六・〇七%と加重平均では昨年同期を額、率ともに上回り、七九賃闘は六%台の賃上げ率で最終段階を迎えた。前回集計にくらべて、妥結水準は額、率いずれも若干低下の傾向にあるが、大勢はほぼ決した。

五月下旬にはいり、各組合の解決がさらにすすみ、五月二四日現在、妥結報告組合は二〇九二組合と昨年同時期（七八年五月一九日現在一八八五組合）を上回った。民間合計について、平均賃金、組合員数のわかる一五三八組合の単純平均妥結は八七七三円、六・二〇%、加重平均九二七三円、五・九七%と加重平均では昨年同時期（七八年五月一九日現在、八六二八円、五・七七%）を額、率ともに上回っている。これによって、若干の未解決組合を残してはいた

が、七九賃闘は、加重平均で約九三〇〇円、六％弱の賃上げとなった。

10　七九年春闘妥結状況

七九年春闘における賃上げ妥結状況を、各種調査別に掲げ、労働省調査（第119表）を中心にしつつ、若干の特徴点を指摘しておこう。

まず、労働省調べによれば、民間主要企業二八七社の平均は、妥結額九九五九円、六・〇％となっている。これは前年の二八一社の調査にくらべ、金額で七四一円、率で〇・一ポイント、ともに上回っている。なお日経連調査（第120表）では、率で昨年と変わらず、金額でアップとなっている。春闘共闘調べ（第121表）では、六月二六日現在、率で昨年を若干下回り気味、金額でアップとなっている。

賃上げ状況を産業別にみると（労働省調べ）、妥結額が高い産業は、新聞・放送（一万六〇八二円）、卸・小売業（一万五二〇一円）、石油製品（一万二三四六円）などであり、ほかに水産・食料品、化学、セメント、機械金属、電気機器、自動車が、一万円を若干上回っている。他方、低額の産業は、造船（五六〇〇円）、繊維（六二四五円）、鉱山（七二二二円）などが、とくに目立っている。賃上げ率で、高い産業は、卸・小売業（八・二％）、新聞・放送（七・九％）、印刷、証券がともに六・八％、低い産業は、造船（三・三％）、鉱山（四・五％）、繊維（四・六％）などである。

なお、賃上げ額の分散を四分位分散係数でみると、〇・一〇であり、昨年の〇・二〇にくらべ、大きく縮小している。

11　七九年春闘総括

七九年春闘総括は、労働戦線再編問題、春闘見直し論もからみ、例年以上に、複雑かつ見解の相異がおもてに出た。そのなかで、日経連、同盟などの公労協批判が、とくに目立った。

すなわち、日経連は五月一一日、第三二回総会を開き、七九春闘にたいする日経連の見解を明らかにした。桜田会長は冒頭のあいさつで、今次春闘の注目すべき点として、①国鉄、私鉄をふくめてストライキが激減したこと、②昨年以来一発回答妥結が大幅に増加し定着化が漸次顕著になっていること――をあげ、「労使紛争正常化が漸次顕著になっている」と高く評価する反面、公労委調停委員長見解は「国家財政を破局に追い込む現実をわきまえぬ不見識」と強く批判し、「公労委廃止、中労委所管論」が起こるだろうと、公労協・公労委に攻撃を集中した。また「これと対照的なのは電電の労使であった」と、生産性基準原理、支払能力にもとづいて賃金が決定されるべきことを強調した。松崎専務理事の労働情勢報告も、民間労組の要求が一ケタに落ち着き、妥結もおおむね日経連の訴えた経済情勢認識にそった線であったと、民間労組の対応姿勢を高く評価した反面、「わが国労使関係において憂慮すべきは一部官公労の動きのみ」と公労協を非難し、国鉄を昔の鉄道省にかえし、国鉄職員を国家公務員として団交権をはくだつすべきだ、と公労協を攻撃。さらに電電の分離調停に

第119表　労働省調査による1979年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況

産業	調査企業数	平均年齢	現行ベース	要求額	妥結額	賃上げ率	参考(78年賃上げ状況) 社数	金額	賃上げ率
	社	歳	円	円	円	%	社	円	%
平均	287	34.6	166,026	14,668	9,959	6.0	281	9,218	5.9
加重平均(参考)	287	34.1	164,866	13,681	9,615	5.8	281	8,958	5.8
鉱山	10	41.8	160,595	12,060	7,222	4.5	10	5,703	3.8
水産・食料品	19	34.9	176,723	13,754	10,332	5.8	19	12,014	7.2
繊維	23	30.9	135,397	11,358	6,245	4.6	21	3,662	2.9
パルプ・紙	13	37.0	163,194	14,099	8,827	5.4	13	7,403	4.8
印刷	3	32.5	142,581	12,615	9,640	6.8	3	8,752	6.4
化学	49	34.8	170,710	14,884	10,499	6.2	46	9,466	5.8
石油製品	8	34.4	189,510	17,349	12,346	6.5	8	13,369	7.6
ゴム製品	4	33.0	159,372	11,921	8,713	5.5	4	8,386	5.6
セメント	5	38.2	165,956	15,922	10,600	6.4	5	10,600	6.9
鉄鋼	15	35.3	165,212	11,693	8,479	5.1	15	6,106	3.8
電線	6	34.2	153,968	13,423	9,108	5.9	6	8,470	5.8
機械金属	28	35.1	164,231	15,584	10,096	6.1	28	9,830	6.3
電気機器	28	33.0	155,842	13,512	10,182	6.5	28	9,623	6.6
造船	7	35.9	170,154	11,100	5,600	3.3	7	6,671	4.1
車両	2	37.4	167,375	12,800	9,500	5.7	2	9,500	5.9
自動車	9	34.2	155,041	12,442	10,455	6.7	9	11,299	7.8
卸小売業	18	29.4	184,981	17,457	15,201	8.2	17	13,143	8.1
証券	4	27.9	135,050	11,963	9,200	6.8	4	9,600	7.4
陸運	18	38.2	170,219	20,072	9,728	5.7	18	8,806	5.4
新聞・放送	6	36.8	202,452	31,651	16,082	7.9	6	14,355	7.6
電力	9	33.9	192,134	13,300	9,900	5.2	9	9,922	5.4
ガス	3	33.5	170,447	13,333	9,433	5.5	3	8,800	5.5

〔備考〕 1) 調査対象企業は，原則として東証または大証1部上場企業のうち，資本金20億円以上，従業員1,000人以上の企業であって，労働組合のある企業287社である。
2) 数値は，特記のない限り，1社当たり単純平均で，要求額および妥結額は定昇込みの数値である。
3) 化学のうち5社，石油製品のうち1社，セメントのうち1社，機械金属のうち1社，卸小売業のうち1社，計9社については要求額が不明のため，「要求額」欄から除外した。
4) 労働省労政局労働組合課調べ。

第120表　日経連労政部調査による賃上げ妥結状況（主要企業・最終集計）

（単純平均）（6月12日現在）

業種	1979年					
	社数	基準内賃金	要求額	妥結額	アップ率	妥結率
	社	円	円	円	%	%
総平均	311	168,047	14,731	9,778	5.82	66.4
鉱山	6	160,267	12,717	8,033	5.01	33.2
食品	21	174,758	13,255	10,084	5.77	76.1
生糸	5	117,344	9,960	6,474	5.52	65.0
紡績	10	116,285	11,206	6,413	5.51	57.2
化織	7	160,546	11,749	7,211	4,49	61.4
紙・パルプ	16	161,099	15,291	8,554	5.31	55.9
印刷	3	143,307	12,615	9,640	6.73	76.4
新聞	13	201,541	35,823	17,863	8.86	49.9
硫安	11	156,973	12,109	8,305	5.29	68.6
化学	42	175,112	15,677	11,032	6.30	70.4
ゴム	7	159,461	11,490	8,695	5.45	75.7
石油	10	194,769	17,460	13,070	6.71	74.9
セメント	11	164,731	17,574	10,600	6.43	60.3
鉄鋼	16	176,351	11,631	8,381	4.75	72.1
			（大手5社平均8,600円，5.02%）			
電線	7	153,140	13,417	9,075	5,93	67.6
機械金属	22	168,174	15,050	9,013	5.30	59.9
重電機	13	152,426	12,376	9,652	6.33	78.0
通信・家電	14	147,059	12,086	10,016	6.81	82.9
自動車	17	159,277	13,256	9,958	6.25	75.1
車輌	4	172,346	12,163	8,875	5.15	73.0
造船	15	161,459	8,631	1,558	0.96	18.1
商業	5	171,460	9,804	9,273	5.41	94.6
私鉄	13	173,542	20,154	9,769	5.63	48.5
通運	1	165,346	19,300	9,300	5.62	48.2
電力	9	192,086	13,300	9,900	5.15	74.4
ホテル	4	156,494	18,939	11,960	7.64	63.2
民放	9	231,858	（年齢別要求）	18,204	7.85	—

〔備考〕 1）調査対象は27業種326社。上記の妥結311社以外に14社が未解決，1社が妥結金額不明。
2）要求額，妥結額，基準内賃金とも原則として組合員平均。要求額，妥結額とも定昇込み。
3）2段階賃上げは年間にならして集計。賃金凍結，賃金カットの労使合意事例はゼロないしマイナスで集計。
4）解決金等の一時金は集計より除外。
5）妥結率とは，要求額に占める妥結額の割合である。

別妥結状況（6月26日最終集計）

単産名	全体計 妥結 組合数	全体計 妥結 金額	全体計 妥結 率	全体計 回答 組合数	全体計 回答 金額	全体計 回答 率	1,000人以上 組合数	1,000人以上 妥結額	1,000人以上 率	300～999人 組合数	300～999人 妥結額	300～999人 率	299人以下 組合数	299人以下 妥結額	299人以下 率
民放労連	71	18,324 18,754	9.1 8.7	5	13,678 15,945	7.5 8.0	—	— —	— —	6	18,929 18,968	8.3 8.2	65	18,268 18,668	9.2 9.0
全印総連	22	9,913 9,890	6.9 7.4	—	— —	— —	4	9,980 9,877	7.5 7.6	8	10,191 9,986	6.7 6.9	10	9,664 9,832	6.9 7.0
出版労連	153	16,398 16,974	8.3 7.7	4	10,826 12,715	5.5 6.2	1	10,821 10,821	6.0 6.0	7	17,375 19,200	7.4 7.7	145	16,389 17,987	8.4 8.2
映演共闘	24	11,583 11,622	8.0 7.4	1	10,000 10,000	6.3 6.3	3	11,602 11,558	7.3 7.2	1	12,632 12,632	7.8 7.8	20	11,527 11,390	8.2 7.6
広告労協	38	13,422 16,148	8.7 8.6	—	— —	— —	1	20,820 20,820	8.5 8.5	5	15,270 15,262	8.6 8.6	32	12,902 13,731	8.8 8.7
炭労	2	5,755 5,755	3.8 3.5	—	— —	— —	2	5,755 5,755	3.8 3.5	—	— —	— —	—	— —	— —
全鉱	6	8,129 8,011	5.1 5.0	—	— —	— —	4	7,606 7,837	4.8 4.9	1	10,300 10,300	6.1 6.1	1	8,050 8,050	5.6 5.6
全農協労連	27	9,691 9,444	7.1 7.0	—	— —	— —	4	9,136 9,007	6.7 6.7	17	9,620 9,638	7.1 7.1	6	10,263 10,482	7.4 7.6
全窯連	29	7,967 9,032	5.6 5.9	—	— —	— —	6	9,135 9,727	5.7 6.0	9	7,741 7,788	5.6 5.6	14	7,611 7,253	5.5 5.3
電通共闘	65	9,147 9,575	6.5 6.2	1	7,300 7,300	6.0 6.0	8	9,675 9,713	6.1 6.0	17	9,599 9,615	6.2 6.2	40	8,849 8,901	6.6 6.6
ホテル労連	16	11,194 11,747	7.5 7.8	—	— —	— —	1	12,000 12,000	7.6 7.6	3	11,577 12,085	8.2 8.4	12	11,030 11,283	7.4 7.5
全損保	8	11,111 11.103	5.5 5.2	4	10,036 7,988	4.6 3.2	6	11,102 11,134	5.3 5.2	1	10,280 10,080	6.1 6.1	1	12,000 12,000	6.7 6.7
日建協	39	12,428 14,167	7.9 8.2	—	— —	— —	21	13,725 14,605	8.1 8.2	10	10,968 11,261	7.5 7.7	8	10,848 10,940	7.7 7.7
全電力	3	9,900 9,900	5.2 5.0	—	— —	— —	1	9,900 9,900	4.9 4.9	1	9,900 9,900	5.4 5.4	1	9,900 9,900	5.5 5.5
全国一般	86	10,641 10,914	7.2 6.7	—	— —	— —	3	11,818 11,970	6.4 6.3	6	10,212 10,017	7.3 7.2	77	10,629 10,185	7.3 7.0
政労協	21	12,987 12,213	7.0 7.2	1	11,670 11,670	5.6 5.6	1	11,443 11,443	6.8 6.8	2	12,320 12,667	7.6 7.6	18	13,147 13,118	6.9 7.1
医労協	104	10,937 10,608	8.1 7.8	6	7,265 7,290	5.7 5.5	6	10,046 9,716	7.4 7.2	15	12,149 11,964	8.9 8.8	83	10,782 10,939	8.0 7.9

参考：昨年最終集計との比較

	全体 78年 組合数	全体 78年 金額	全体 78年 率	全体 79年 組合数	全体 79年 金額	全体 79年 率	1,000名以上 78年 結合数	1,000名以上 78年 金額	1,000名以上 78年 率	1,000名以上 79年 組合数	1,000名以上 79年 金額	1,000名以上 79年 率
妥結	1,695	10,450 9,418	7.0 6.1	1,829	10,795 10,076	6.8 6.2	319	9,741 9,307	6.2 6.0	327	10,254 10,001	6.2 6.1

	999～300名 78年 組合数	999～300名 78年 金額	999～300名 78年 率	999～300名 79年 組合数	999～300名 79年 金額	999～300名 79年 率	299名以下 78年 組合数	299名以下 78年 金額	299名以下 78年 率	299名以下 79年 組合数	299名以下 79年 金額	299名以下 79年 率
妥結	377	9,644 9,621	6.5 6.5	411	10,187 10,192	6.5 6.5	999	10,980 10,560	7.5 7.1	1,091	11,186 10,828	7.2 6.9

第 121 表　国民春闘共闘傘下単産

単産名	全体計 妥結 組合数	全体計 妥結 金額	全体計 妥結 率	全体計 回答 組合数	全体計 回答 金額	全体計 回答 率	1,000人以上 組合数	1,000人以上 妥結額	1,000人以上 率	300～999人 組合数	300～999人 妥結額	300～999人 率	299人以下 組合数	299人以下 妥結額	299人以下 率
全体計	1,829	10,795 10,076	6.8 6.2	37	9,333 8,889	5.5 4.4	327	10,254 10,001	6.2 6.1	411	10,187 10,192	6.5 6.5	1,091	11,186 10,828	7.2 6.9
全体計（回答＋妥結）		1,866 10,065	6.8 6.2		10,766	6.8	334	10,228 9,991	6.2 6.1	420	10,155 10,158	6.5 6.5	1,112	11,159 10,826	7.1 6.9
電機労連	149	8,850 9,716	6.6 6.6	—	—	—	48	9,554 9,815	6.5 6.6	58	8,450 8,619	6.5 6.5	43	8,604 8,455	7.0 6.8
鉄鋼労連	41	7,975 8,535	4.7 4.7	—	—	—	19	8,331 8,573	4.8 4.7	14	7,714 7,643	4.6 4.6	8	7,587 7,818	4.8 5.0
全国金属	161	9,421 10,228	5.6 6.0	1	5,891 5,891	3.4 3.4	23	10,629 10,753	6.3 6.2	59	9,794 9,915	5.9 6.0	79	8,790 8,945	5.1 5.2
全電線	38	8,443 8,956	5.8 5.9	—	—	—	8	8,840 9,022	5.9 5.9	9	8,732 8,711	5.9 5.9	21	8,168 8,430	5.7 5.8
全造船機械	24	5,450 4,662	3.7 3.1	1	1,500 1,500	1.0 1.0	5	4,871 5,205	2.9 3.1	3	2,333 2,435	1.5 1.6	16	6,216 6,664	4.5 4.7
合化労連	112	9,757 10,147	6.0 5.9	3	8,497 11,430	4.6 5.5	32	10,191 10,264	5.8 5.9	34	9,718 9,963	6.0 6.1	46	9,483 9,225	6.2 6.0
食品労連	128	8,368 9,479	5.9 5.6	4	9,826 10,491	6.3 6.2	17	9,950 9,674	5.8 5.6	15	9,365 9,351	5.9 5.9	96	7,932 8,238	6.0 5.8
紙パ労連	57	8,363 8,608	5.6 5.4	2	5,850 5,165	4.0 3.5	7	8,954 8,891	5.4 5.3	12	8,149 8,178	5.5 5.5	38	8,321 8,340	5.7 5.7
全国セメント	38	10,504 10,920	7.3 7.2	—	—	—	8	11,075 11,088	7.2 7.2	8	10,649 10,632	7.3 7.2	22	10,244 10,420	7.3 7.4
全石油	30	10,715 11,930	7.1 6.9	—	—	—	11	12,106 12,232	6.8 6.9	7	10,192 10,312	6.4 6.4	12	9,744 10,347	8.0 7.9
化学同盟	79	10,218 9,910	6.2 6.1	3	9,326 8,139	5.6 5.2	1	8,775 8,775	5.4 5.4	13	10,549 10,425	6.6 6.6	65	10,175 9,973	6.2 6.1
全国ゴム共闘	20	7,710 8,053	5.3 5.1	—	—	—	6	7,800 8,048	4.9 5.0	6	8,084 8,215	5.6 5.7	8	7,362 7,662	5.4 5.6
全国ガス	20	10,162 9,865	6.4 5.8	—	—	—	3	9,433 9,758	5.5 5.6	9	10,043 10,059	6.4 6.4	8	10,568 10,510	6.9 6.8
私鉄総連	45	9,618 9,670	6.0 5.9	—	—	—	32	9,681 9,691	6.0 5.9	12	9,442 9,373	6.0 5.9	1	9,700 9,700	5.9 5.9
全日通	1	9,300 9,300	5.6 5.6	—	—	—	1	9,300 9,300	5.6 5.6	—	—	—	—	—	—
運輸労連	13	9,496 10,028	6.4 6.5	—	—	—	10	9,738 10,121	6.4 6.5	3	8,689 8,694	6.6 6.4	—	—	—
全港湾	49	9,698 10,489	6.0 6.0	—	—	—	7	10,517 10,723	5.7 5.7	15	10,618 10,775	6.6 6.5	27	8,974 9,173	5.7 5.8
全倉運	26	9,594 9,307	5.9 5.7	1	9,050 9,050	5.0 5.0	2	9,426 9,426	5.6 5.6	6	9,080 9,058	5.7 5.6	18	9,784 9,515	6.1 5.8
鉄弘労	1	8,339 8,339	6.1 6.1	—	—	—	1	8,339 8,339	6.1 6.1	—	—	—	—	—	—
観光労連	7	12,486 13,567	7.6 7.6	—	—	—	5	13,080 13,724	7.7 7.6	2	11,000 10,809	7.3 7.2	—	—	—
新聞労連	75	15,142 16,919	9.2 8.9	—	—	—	8	17,211 17,117	8.7 8.6	17	17,867 17,780	9.3 9.1	50	13,884 15,028	9.3 9.5
日放労	1	11,830 11,830	6.0 6.0	—	—	—	1	11,830 11,830	6.0 6.0	—	—	—	—	—	—

〔備考〕　上段;単純平均，下段;加重平均

第122表　同盟傘下単産妥結状況（最終集計）

（5月30日現在）

産別名	組合数	組合員数	単純平均		加重平均		全報告組合	
			妥結額	率	妥結額	率	組合数	平均額
全体計	1,679	1,156,529	8,708	6.17	9,270	5.92	2,487	8,700
民間計	1,675	1,048,909	8,706	6.17	9,234	5.95	2,484	8,699
1,000人以上	182	774,091	9,247	6.16	9,370	5.85	—	—
300～999人	312	163,945	8,898	6.27	8,959	6.34	—	—
299人以下	1,181	110,873	8,572	6.14	8,689	6.23	—	—
ゼンセン同盟	264	289,539	8,217	6.62	8,606	6.32	315	8,178
全金同盟	894	267,993	8,373	5.85	9,198	5.95	962	8,372
自動車労連	26	87,011	9,580	7.32	10,359	7.11	26	9,580
電力労連	12	126,424	9,875	5.29	9,917	5.16	12	9,875
海員組合	1	24,756	6,958	3.78	6,958	3.78	1	6,958
全化同盟	230	66,678	9,608	6.71	10,868	6.89	307	9,515
交通労連	98	56,896	9,891	6.46	9,235	5.95	336	9,559
一般同盟	37	6,501	8,956	6.55	9,953	6.95	399	8,327
紙パ総連合	21	27,023	8,828	5.78	9,037	5.69	23	8,828
三菱自工	1	22,396	6,200	3.53	6,200	3.53	1	6,200
全食品同盟	51	35,476	8,153	5.93	8,435	6.03	56	7,980
航空同盟	9	14,415	10,451	7.03	11,982	5.92	9	10,451
資源労連	5	1,624	7,296	5.76	6,928	5.07	5	7,296
全炭鉱	2	5,500	4,404	2.63	4,404	2.63	2	4,404
凸版労組	1	6,205	9,667	6.67	9,667	6.67	1	9,667
石油同盟	4	1,862	14,764	7.74	15,243	7.86	4	14,764
日本港湾	11	851	10,206	6.00	10,340	6.11	16	9,976
建設同盟	8	7,759	13,906	7.98	12,730	7.50	9	13,220
鉄労	1	51,000	9,804	5.45	9,804	5.45	1	9,804
全郵政	1	48,000	9,448	5.90	9,448	5.90	1	9,448
日林労	1	8,500	9,521	5.34	9,521	5.34	1	9,521
電電労組	1	120	9,129	5.82	9,129	5.82	1	9,129

〔備考〕 1） 造船重機労連は大手7組合が5月16日までにベア1,500円（定昇込み7組合平均5,600円，3.3%）で妥結しているが，合理化問題に伴う優退者募集中のために人員が確定できず，加重平均に乗らないため集計に加えていない。なお，上表中の全体計単純平均にこの7組合を加算した結果は8,764円（6.18%）である。

2） 海員組合の妥結額は外航2団体と純内航の加重平均である。

かんし、池田・太田会談以来の民間準拠方式を再検討すべきことを示唆した（日経連の見解につき、詳しくは本年鑑Ⅲ－Ⅴ「経営者団体の労働政策」参照）。

また、同盟は五月三〇日、第四三回中央評議会を開き、七九賃金・政策闘争の総括と当面の活動目標を討議した。その際、今次春闘の結果、「公労協は内部の亀裂を深め、春闘共闘委の機能はいっそう崩壊の度を早め、民間主導をいっそう定着させることになった」との見解を表明している。

他方、春闘共闘会議は六月一八日、第四回総会を開き、たたかいの中間総括をおこなってその任務をしめくくった。総会では富塚事務局長が「七九国民春闘中間総括案」を提案。まず賃金闘争では、「昨年妥結実績を上回り、日経連の賃金抑制政策に一定のハドメをかけることができた」と評価する一方で、反省すべき点として、①要求にバラツキが出たこと、②個別企業内のたたかいから脱皮しきれなかったこと、③統一闘争と産別自力態勢の関連性が必ずしも正しく理解されなかったこと――などをあげ、八〇年代へむけて克服すべき課題とした。

最後に、金属労協（ＩＭＦ・ＪＣ）は六月一日の三役会議で八〇年度運動方針草案を討議した。そのなかで七九年闘争の総括をおこない、賃金闘争については「ＪＣ妥結基準に対応した回答を引き出したとともに、わが国の賃金決定のパターン・セッターとしての重要な役割を果たすことができた」とＪＣ共闘を評価している。一方、妥結基準の性格をめぐって意思統一が不十分であり、今後も討議をすすめること、政策・制度要求の成果があがっておらず、これの前進のために戦線統一をはじめとする体制強化が急務であることなどの問題点を指摘している。

以下、春闘共闘、同盟、金属労協の総括を掲げておく。

【春闘共闘・七九国民春闘の中間総括（要旨）】

賃上げ闘争について

(1) 闘いの経過と問題点

① 四年にわたる賃金抑制によって苦しい生活を余儀なくされた労働者の不満はうっ積していた。これを職場で結集し、地域にひろげ、各単産の自力解決と大産業別共闘強化を基礎に、春闘全体の総がかり体制をつくりあげることがわれわれの賃金闘争の基本課題であった。三月なかばから四月下旬にかけて地方自治体選挙がおこなわれる状況のもとで、この期間中は民間組合の先行的な闘いを強め、公労協、公務員共闘は大衆行動でこれを包んでゆくことによって有利な情勢を形成して四月末決戦にのぞむという方針を決定した。

② マスコミ共闘、商業サービス関係のいくつかの単産は三月初旬から交渉に入り、前段の有利な回答引き出しに努力した。それは、今日、全労働者の五〇％を占めるにいたった多くの未組織の第三次産業労働者に大きな勇気をあたえたし、また、その後の相場の一定の指針となった。三月下旬から金属、一般、化学などの単産の中堅、中小組合は三月末、四月五日、四月一〇日の統一ストライキ、統一行動を節にしながら共闘体制を強めていった。しかし、一部単産をのぞいて大半の経営者は、〝模様ながめ〟の回答しか提示せず、この時期に妥結した単産はわずかにとどまった。

③ このなかで金属労協の主要単産はねばり強い交渉を進め、四月一一日いっせいに回答を引き出したが、電機、鉄鋼の回答は要求からみれば決して十分なものでなかったにせよ、昨年妥結実績以下の押えこみを突破する影響をもたらすものであった。また、金属労協内部の賃上げ格差が圧縮したことも注目される。春闘共闘はこれを足がかりにすべての民間単産がたたかいを強化し、民間単産の四月一八、一九、二〇日にストライキを集中して回答を前進させる体制を固めた。このたたかいへの結集の度合いは、これまでの春闘に比べると強まっておりその効果もあって春闘相場は

しだいに高まってきた。しかし業績では有利な条件にあるはずの単産・単組の回答が予想されていたほどには伸びず、全体として一層の水準向上に寄与しえなかった点は否定できない。

④ 政府・財界はこうしたなかで四月末決戦を切りくずす動きを全面的に強めてきた。とりわけ私鉄に対する介入は露骨であった。これに対して全交運、公労協、公務員共闘は四月二五日から統一してストライキに突入する体制を確立した。この交通ゼネストに春闘共闘には加盟していない航空関係労働者も参加したが、これは交通労働者の共闘をひろげる点で大きな意義をもつものであった。また私鉄ストが、大手・中小一体となってとり組まれたことも高く評価されねばならない。この交運・公労協の連動した闘いの効果によって公労協、私鉄双方の賃上げを引き上げることに成功した。

⑤ このたたかいのなかで、われわれは政府と資本がこの数年来とってきた鉄鋼―電力―私鉄―公労協―公務員という抑制パターンをゆるがせた。公労委は従来の電力、私鉄水準をとらず、予想される民間賃金の平均をとって調停委員長見解を示したが、これは公労協の要求する官民格差縮小要求を前進させたと同時に、今後の春闘の進め方にも新たな課題を提起するものであった。

⑥ 全電通は、産別自力を追求し民間もふくめた産業別統一闘争強化の立場にたって、新たな転換を志向した闘いを展開した。だが、現存の強固な政府の賃金抑圧機構の下で、これに対抗するために公労協統一闘争との関り合いをどのようにするか、公労委の活用にどう対処するかなど、われわれが全電通とともに、今後の春闘全体の強化、再構築の立場にたって抜本的に検討すべき問題を残している。

⑦ この数年来、政府と資本が主導権をにぎってきた、賃金抑制機構をいかに労働者に有利なものに転換させるかを追求してきた。今春闘の闘いの経過からいえることは、われわれはこの賃金抑制機構を完全に打破することは出来なかったが、その貫徹に歯ドメをかけ、八〇年代に向って労働組合側が主導権をとりもどす多くの芽を生みだした。

(2) 賃上げ結果について

① 今春闘の賃上げ水準の動向で注目されるのは、春闘相場が次第に盛り上がってきたことである。また、賃上げの格差が縮小しているのも確実である。こうした結果からいえることは、今春闘でわれわれが目指していた相乗効果による春闘相場の引上げと、社会的格差の是正という春闘賃上げの機能がかなり発揮された。

② 五月中旬現在の賃上げ率は六%を超しており、これは一九七八年度の平均値、年度末の数値を大きく上回っている。だが、今後に予想される消費者物価の急騰や、減量経営の徹底などを考えれば、この程度の賃上げが、生活の改善・向上に結びつくとはいい難い。だが、「雇用と賃金」、「物価と賃金」論などの脅しをかけて、昨年の妥結実績以下に押えこもうとした、日経連や財界の抑制策は明らかに破綻した。

③ 国民春闘共闘は全社会的な視点での賃上げ要求の理念と考え方の基準を示すだけで、具体的な賃上げ要求の統一基準を示さなかった。各産別組合は、労働者の闘う意欲と緊密な共闘関係にある産別相互間をつき合わせた上で、闘いとるべき要求を作り上げた。要求水準にはかなりのバラツキが出たのは事実だが、こうした要求作成の姿勢は闘う体制にも反映され、賃金闘争で相乗効果を生み出すことにもなり、その中での格差縮小にもつながった。

【同盟・七九年度賃金・政策闘争の総括（要旨）】

七九賃闘の経緯

一、今年度賃闘において、われわれは先行相場、集中的な山場の形成と、それに副って後続組合の積極的な闘いを配置する戦略を一段と強化することをめざした。かくして、先行組合の選定数は昨年をかなり上回り、また一次回答指定日についても、より統一的な設定が行なわれるなど、闘争体制に一定の前進をみることができた。しかし、先行組合の回答水準が必ずしも十分でなかったことも事実である。このことは、先行組合の努力にもかかわらず、経営側が日経連等の指導方針に押されて自主性を放棄し、模様眺めの態度をとったことによるものであり、労使の信頼関係に問題を残すこととなった。

二、昨年度は四月中旬の集中的な山場以降、妥結・回答水準が次第に低

下したが、今年度は逆に上昇傾向に推移した。このことは、相場にもっとも大きな影響力をもつ集中的山場において先行組合の回答積みあげ、後続組合の闘争がより効果的に展開されたことを示すものである。

三、今年度は、公企体に対して公労委調停委員長見解が早期に示されたが、このことは一部の者がいうような、公労委の自主性が強まったことを示すものではない。なぜなら、一部民間労組の未解決にもかかわらず、調停委員長見解が発表される前にすでに民間賃闘の大勢は決まっており、委員長見解は従来どおりそれに準拠したものだからである。また、このような事態を招くにいたった背景に、政府の強い介入のあったことは、労使の自主的交渉をゆがめるものとして批判されなければならない。

四、今年度賃闘においては、同盟中闘および主要産別連絡会議での確認等を軸としながら、同盟民間産別と友誼的な他の民間産別との間の連携・協調関係は、金属労協、賃闘対策民間労組会議等の場を通じて、より広範かつ密接となり、そのことが民間主導をいっそう定着させることになった。一方、一部の総評系公企体組合はいぜんとして違法ストを強行し、そのことが公労協内部の亀裂をさらに深め、事実上公労協におんぶする春闘共闘委の機能は、いっそう崩壊の度を早めるにいたっている。

【金属労協・七九年闘争を省りみて（要旨）】

ＪＣ共闘と相乗効果＝一、ＪＣ共闘の意義は①相乗効果を高め、賃金の全体的水準を引き上げ②共闘の波を利用しつつ、自らの水準を引き上げることにあり、両者の有機的結合によって成果が期待できるものである。妥結基準の設定による共闘はすでに三年を経過し、その性格論についての意思統一は不十分であるものの、ＪＣ共闘の相乗効果を高める戦術として大きなウェイトを占めてきたといえよう。妥結基準の設定、性格をめぐっての論議は従来の経過を踏まえてさらに討議していく。

一、電機労連がスト日程を配置しつつ昨年同率の妥結基準を設定し、最後の追い上げをはかったこと、自動車総連が増収減益という環境悪化の下で精力的に交渉を展開したこと、鉄鋼労連がＪＣ妥結基準には到達しえなかったものの、実質賃金を確保しえたこと、造船重機労連が、ＪＣ共闘を大切にし、賃闘の長期化を覚悟し、ネバリ強く闘う決意を固めたこと、全金同盟、全機金が先行組合方式で賃闘を盛り上げたこと、これらはＪＣ共闘の相乗効果を高め、七九年賃闘全体の底上げに貢献したものといえる。

実質賃金の確保と回答評価＝一、景気の回復基調、減量経営による収益の改善という客観情勢に支えられたとはいえ、支払い能力論さえ否定し昨年以下におさえこもうとした日経連の主張を打破できたことは、ＪＣ共闘の相乗効果によるものだ。大勢的に実質賃金を確保できたことや、回答格差が圧縮されたことは賃金の社会性という立場から前進だといえる。

一、賃上げ要求と政策・制度要求の結合が今日ほど叫ばれ、各組合の要求となった時代はない。にもかかわらず、団体共闘の不十分さから十分な成果をあげえなかったことは戦線の不統一などに起因するものといえる。政策・制度要求はもちろんのこと、経済運営全般にわたる取り組みが不可欠となった以上、戦線統一をはじめ、この面での体制強化が急務だ。

物価対策＝円の購買力パリティー問題を軸に日経連、経団連、経済同友会との協議をはじめ、対政府要求を強化したことにより、総合的物価対策について世論を喚起しえたことは運動面での前進であり、さらに強化していく。

【参考資料】(1)春闘共闘「春闘白書」、同盟「賃金・政策闘争白書」、金属労協「白書」、(2)総評「労働ニュース」、同盟「中闘情報」、春闘共闘「国民春闘情報」、(3)『賃金と社会保障』、『労働経済旬報』、『賃金事情』、『賃金実務』、『週刊労働ニュース』、『労務事情』

V　合理化反対闘争

概要□総評、同盟の「合理化」対処方針――総評／同盟／雇用保障闘争――最優先課題としての雇用確保／同盟の「雇用創出機構案」と四団体共闘問題／七九春闘での雇用闘争の状況／予算要求闘争の中間成果／**主要組合の「合理化」反対闘争**――鉄鋼労連／造船重機労連／電機労連／合化労連／紙パ労連／私鉄総連／ゼンセン同盟／国労／全逓／**労働時間短縮闘争**――各単産の闘争状況／地方・地域における時短闘争／金融機関の週休二日制のとりくみ／公務員の週休二日制のとりくみ／東京サミットをめざす国民総行動／週休二日制を考える会の発足

概　要

一、今日の「合理化」反対闘争の中心眼目は、深刻な雇用情勢を反映し、なによりも雇用保障・確保にある。とくに、解雇・離職規制、失業保険、定年延長、時間短縮など、政策・制度闘争としても重視されている。

一、雇用保障・確保はさらに、案など、雇用機会確保、創出へと同盟の提起した「雇用創出機構」同盟、春闘共闘をはじめとしておすすみ、政策提言もまた、

一、春闘共闘では、七九年春闘において、雇用を守り失業に反対する全国縦断大行動を実施し、地域雇用闘争との結合、院内闘争との結合をはかった。そして、雇用関係にかんする改善要求、予算闘争で、一定の成果をあげた。同盟、政策推進労組会議等も、それぞれ独自に、とりくみをおこなった。

一、雇用問題をめぐる労働四団体共闘は、一時、共闘の気運が高まったが、雇用確保のあり方をめぐる総評と同盟の見解の相違、郵政マル生紛争をめぐる両者の決定的対立もあって、結局、四団体による政府への申し入れのみにとどまり、共闘体制の修復はならなかった。

一、雇用・「合理化」事例では、七八年の場合、新日鉄、石川島

播磨、三菱重工など、基幹産業の最大手の事例が注目をひいた。新日鉄労連、石播労組とも、結局、希望退職募集を容認し、条件闘争で収拾した。

一、他方、雇用・「合理化」反対で果敢な闘争を展開した事例として、沖電気指名解雇反対闘争、紙パの中央板紙労組、私鉄京成電鉄労組などのほか、中小労組に多いのが特徴である。また国労も、「五三・一〇」ダイヤ改定にたいする回復・修正闘争、貨物輸送確保などで果敢にたたかい、一定の成果をあげた。

一、だが、中央、産別、単組レベルの闘争も、全体としては、はかばかしい成果をあげているとはいいがたい。〝賃金も、雇用も〟労働側はいぜんとして苦戦を強いられている。

一、労働時間短縮闘争も、深刻な雇用情勢のもとにあって、成果ははかばかしくなかった。だが、とりくみ自体は多彩、活発であった。週四〇時間・週休二日制を中心とする制度要求のとりくみ、金融機関、公務員の週休二日制実現のとりくみはもちろん、東京サミットをめざす諸行動の展開、さらに「週休二日制を考える会」の発足と活動などが目をひいた。単産では、紙パ労連の積極的とりくみ、自治労の週休二日制実現でのとりくみなどが目立った。

1　総評・同盟の「合理化」対処方針

総　評

総評は、七八年七月の第五七回定期大会で、七八年度運動方針を決め、その なかで、「反合・雇用・失業保障・労働時間短縮・労災・職業病闘争の強化」を決定した。とりわけ、深刻な雇用・失業情勢を反映し、〝雇用闘争を最優先課題〟とすることが、眼目となった。以下、「反合、雇用、失業保障闘争について」、その方針を掲げておく。

【反合、雇用、失業保障闘争について】

一、闘争の基本方向

(1) 要求の柱を、①くび切りにはどめをかけ雇用を確保する、②失業中の生活保障、③雇用創出とし、重点的に、総評・産別・地域でとりくむ課題を次のものとする。

①くび切り、休業、配転、出向、その他一切の労働条件の変更にかかわる、企業縮小、閉鎖、移転、合併などすべての「合理化」についての事前協議制、同意約かんの確立。解雇規制をふくむ雇用確保のための社会的制度的規制の確立。定年延長。時間短縮・週休二日制確立。高齢者などの法定雇用率の確保。臨時・日雇など不安定雇用労働者の正常雇用化推進。有給職業訓練制度の拡大。雇用安定事業など失業防止をうたう諸制度の改善。

②失業を余儀なくされた場合の雇用保険失業給付の抜本的延長・改善。雇用対策法の職業転換給付金制度の延長・改善。職業訓練制度・施設の改

善、拡充。

③適正な賃金・労働条件水準の保障を前提とする安定雇用の大規模な創出。公共事業の生活福祉基盤拡大と適正な雇用拡大。緊就・開就の存続と失対事業のみなおし改善。

これらの要求・課題は、その性格からみて相互に関連しあうので、統一的にとりくみ、改善・解決をはかる。

(2) 運動のいっそうの強化に、次の基本でとりくむ。

①あらゆる職場、産別、地域の運動を統一的に強化し、総評の運動との有機的結合をいっそうつよめ、全体として、労働者の要求と情勢に対応してふさわしい、雇用、失業保障闘争の大きな前進をめざす。イ、職場生産点の強固な団結とそこでのたたかいを、すべての雇用保障闘争の欠くことのできない重要な基盤として、さらにつめる。ロ、産業別組織の統一闘争を、雇用を確保する闘争の中軸として位置づけ、諸課題の統一的なとりくみを、いっそう強化する。要求実現にかかわる産業別政策の検討もすすめ、産業別統一要求での独自の、あるいは共同の統一行動を、系統的に組織し強化する。ハ、県評、地域共闘の、多様なとりくみと雇用闘争に結集する労働者・失業者の拡大、対自治体その他の地域闘争の強化をひきつづき発展させる。現にある不均衡を平均的にならすのでなく、すべての地域でのそれぞれの条件をふまえた大きな前進を追求する。ニ、以上の、職場、産別、地域の、それぞれの運動の強化・拡大をふまえて、総評は、積極的な援助をすすめるとともに、全体としての統一的な発展・強化につとめ、それをふまえて、要求の前進をめざす統一的な諸行動の提起、社会的な規制力の広はんな創出、中期的な要求実現のみちすじ―政策の具体化を推進し、諸課題、とりわけ制度改善要求の前進、解決に重点をおいてとりくむ。

②前項の基本のもとで、総評は、産別組織・地域共闘・県評と協力し、次の方向での多様なとりくみを具体化していく。イ、「雇用本位」「雇用優先」を基本姿勢として、国の、経済・財政・産業構造、労働力、国土・地域開発などの、中・短期諸政策全体のみなおし、要求を反映した政策形成をもとめていく。地域不況対策など、雇用・労働条件にかかわる政策・制度の策定には、要求実現をもとめて、交渉・協議をさせていく。ロ、くびきり、解雇規制、雇用確保の実現をめざすとりくみを、個々の攻撃と対決しつつ、次のように、広はんにとりくむ。「過剰雇用」「減量経営」などの、労働生産性向上を一方では押しつけ、一方ではくび切りとして労働者に転嫁させる攻撃に対決し、独占資本本位の一方的な産業構造再編・切り捨てに対処し、不当な高利潤・高蓄積の実状を糾弾し、社会的な雇用保障責任の明確化をもとめていく。同時に、資本の私的所有を根拠とした、不当なくび切り・大量解雇の規制をめざす、理論的な対決や資本主義諸国の制度例をもとにした、本格的な解雇規制制度化を追求する。また、親企業、商社、銀行など、支配従属関係をもつ背景資本の雇用責任の社会的追求を強化し制度化をめざす。ハ、失業給付の抜本的延長改善、あるいは雇用創出は、いづれも莫大な予算（たとえば、一年分の給付延長で少なくとも、約八千億円、一万人の雇用創出に約三〇〇億円など）を確保する闘争としての側面をもつ。職訓制度の拡充も同様である。従って、産別・地域・総評の、強力なたたかいをつよめつつ、社会的にも、未組織、失業者、不安定雇用者らの意思結集をつくりだすなど、広はんなとりくみをすすめる。ニ、産別・地域闘争の到達点と総括をふまえて、全体への拡大・強化をはかる。

③制度政策要求については次を重点にし、できる限り広汎な労働団体との統一要求、共闘体制を確立しつつ取り組む。イ、解雇規制、雇用確保＝資本の一方的な解雇を社会的に規制しうる制度確立。ロ、失業者の生活保障＝安定した再就職の機会を求めることのできない失業者に対しては職業訓練をふくめ最高三年間の生活保障をおこなう制度の確立。ハ、雇用創出＝民間にのみたよるのではなく、国、地方公共団体が積極的に事業をおこない安定した雇用をつくり出す制度の確立。とくに雇用機会の少ない中高年齢者の雇用創出を重視する。

二、職場、単組の闘いの強化について（略）

三、産業別組織の闘いの強化について（略）

四、地域での闘いの強化について（略）

五、具体的なとりくみについて（略）

同　盟　同盟は、七九年一月末の第一五回年次大会において、すでに発表した「一九七九年度賃金・政策闘争白書」における詳細な分析・展開を理論的背景に、「七九年度賃金・政策闘争」の方針を決定した。そのなかでも、「賃闘とならんで、「総合的完全雇用政策の確立を柱とする政策要求」のウェイトが大きかった。以下、「総合的雇用政策の展開」の骨子を掲げておく。

【総合的雇用政策の展開】

一、離職者の防止（略）

二、離職者対策（略）

三、求職、求人の需給適合の促進（略）

四、雇用機会の創出――雇用創出機構の設置

総需要の持続的拡大による雇用安定は、当然経済政策の基本となるべきものであり、強力に推進されなければならない。雇用吸収力の大きな公共事業の多角的実施、失業多発地域への産業誘致など伝統的な雇用拡大策とともに、教育、福祉、医療、文化等の分野をはじめ、省資源、緑化、環境保全や知識、情報を媒体とした新規事業など時代の要請に対応した新しい雇用機会の創出戦略が必要である。この新しい発想に基づく多様な雇用機会の開拓をすすめ完全雇用をめざすためには、従来の方法と異った雇用創出のメカニズムが必要である。

この観点から、新しく下記の構想による「雇用創出機構」（仮称）の設置を提唱するとともに、「雇用創出機構の設置に関する特別措置法」（仮称）の制定を要求する。

(イ)この機構は、中高年層の雇用機会の創出を主眼とし、構造的な不況により失業が多発している地域の雇用拡大を目的とする。

(ロ)前項の目的のもとに、機構は、政府および民間の共同出資により設立されるものとし、特別措置法による認可団体として発足させる。設立に際しては、政、労、使および学識経験者を含め設立準備を行う。

(ハ)機構は最初に中央組織を設立し、前記目的に基づき策定される基本プランのもとに、必要とする地域に地方機関としての「地域雇用創出機構」を設置する。

(ニ)中央、地方の機構は、政府、地方自治体、労使から派遣されるスタッフによる事務局機構を設け業務を行うものとし、中央、地方の労使のニーズを反映させるため、政府（地方自治体）、労、使、学識経験者同数で構成される企画委員会を設け、機構の運営、事業計画などを審議する。

(ホ)機構の主たる業務は、前記した新規需要に対応するものとして、技術、知識、情報その他新しい分野の雇用開拓のための調査を行い、創出すべき職域についての企画、立案を行うとともに、新規事業のコンサルティングにあたる。

(ヘ)前項により機構が企画立案し、創出される事業は新設される民間企業またはその事業内容に適合する既存の民間企業により経営される。これらの企業は、一定の規模を中高年層の吸収を主眼とする要件を具備するものとする。

(ト)前記企業に雇用される離職者の紹介、必要とする職業訓練等については、公的職業紹介機関、職業訓練機関と機構の間で緊密な連携をはかる。

(チ)前記企業に雇用される一定年齢以上の従業員に対し、政府は賃金の三分の一を五カ年間助成し、事業に対しては、事業税の免除、利子補給、減税など金融、投資面に対する幅広い助成を行う。

(リ)この機構の一環として、海外の需要に対応した人材の育成、派遣等を行うことを目的とした「海外雇用開発機構」（仮称）を設置する。同機構の運営にあたっては、国際協力事業団ほか関係機構との連携を強化する。

五、雇用条件の改善（略）

2　雇用保障闘争

最優先課題としての雇用確保

雇用・失業情勢はいぜんとして暗く、きびしい雇用・「合理化」がつづいている。そこで、雇用確保はとうぜん、労働側の強い闘争目標とならざるをえない。七八年七月一五日から開かれた総評大会では、新運動方針として、「雇用闘争を最優先課題とする」ことが採択された。そして九月一九日には東京・日比谷野外音楽堂で一万人を動員した「反合理化、雇用保障確立、失業反対、弁護人抜き裁判法・民事執行法粉砕」の中央総決起大会を開き、それ以後一〇月六日まで連日五〇〇人を動員して各省交渉、座りこみを実施した。

同盟では、「雇用と生活を守ろう」をスローガンとする「国民運動本部」を設置、七八年九月一八日の中央総決起大会にむけて、①雇用保障、離職者対策の強化、②特定不況地域対策臨時措置法の制定促進、③六〇歳定年延長の抜本改正の推進、④年金の改正促進、ナショナル・ミニマムの確立、⑤税負担の公正化と福祉税制の確立、などを柱とする主として政府むけの要求闘争をくむこととした。

雇用面での労働側の具体的闘争目標は、大別すれば①解雇攻勢にたいする反対闘争、②雇用拡大、雇用創出、③失業した場合の生活保障の拡充、の三点に要約できる。①については定年延長、各単産での雇用保障協定促進などのほか、解に総評系）となり、②はワーク・シェ休二日制確立、労働時間短縮からさら構の設置要求のかたちをとった。ただ党が「一兆円減税」とひきかえに政府、おけるこれらの要求の成果とみられる付期間の延長、職業訓練中の失業給給付金の充実ていどで、必ずしもめざ

同盟の「雇用創出機構案」と四団体共闘問題

本年度の雇用闘争にとってひとつの眼目となったのは、同盟が七八年末に提唱した雇用創出機構案であった。雇用機会を積極的に確保・拡大するために従来とは異なった雇用創出のメカニズムを必要とするとの認識に立つもので、政府、地方自治体、労・使それぞれの代表をスタッフとして、雇用拡大のための調査・企画・立案をおこなう、中央・地方の機構を設置しようというものである。

この構想にたいしては、総評をはじめ、労働四団体も積極的に評価し、一時、共闘の気運も生じた。七九年一月二五日には各団体が共同歩調をとる努力をすることの申し合わせができ、二月一〇日には四団体の会議が開かれ、①四団体は雇用創出へむけて共同歩調をとる、②当面、雇用創出機構の法制化を各党に要請する、③とくに野党にたいしてこの問題の調整に努力するよう求める、の三点が確認された。そして、政党間でも意見調整がなされた。しかし、中心となる社会・民社両党間で、①機構の主体を民間とするか公共部門とするか、②大量解雇規制をもりこむかどうかで意見の合致がえら

れず、結局、民社党は民間主体の「雇用創出法案」で、社会党は公共部門をもふくめた「雇用対策委員会」を置き大量解雇の規制をも扱う「雇用対策委員会法案」で、それぞれ別個の対応をとることとなった。

もっとも、もともと雇用対策をめぐっては、同盟は、「総評の雇用対策は、解雇規制と第二失対事業(国の公共投資で失業者を雇う)的なものを求めており、同盟のいう民間の活力を生かし雇用を創出していくという考え方と基本的に違う」との認識をもっていたのにたいし、一方、総評内にも「同盟の雇用創出機構は製造業を中心とした大企業の減量を規定し、その受けざらを作ろうというもので、いわば労使協調の雇用調整だ」という批判的見方も強かった。加えて、七八年年末以降の郵政マル生紛争をめぐる総評、同盟の鋭い対立も背景にあった。

かくして、一時、出かかった共闘の気運も、結局は消えたに等しく、わずかに七九年四月九日、労働四団体名により、労働省に「雇用創出対策等に関する申し入れ」をおこなうにとどまった。つぎのごとくである。

【雇用創出対策等に関する申し入れ】

政府は、当面の雇用対策の実施に際して、下記の内容にそった対応を速やかに図られるよう申し入れます。

記

一、雇用問題政策会議の位置づけと運営について
(1)発足後、当分の間は、毎月一回開催すること。
(2)同会議は、雇用問題の重点的政策課題について討議するとともに、特に雇用創出について論議を深めること。
(3)政策会議の合意事項や確認事項は、雇用関係閣僚会議(新たに設ける)に報告し、その内容を政府の施策に反映させること。
(4)必要に応じ、専門委員による小委員会を設け、掘り下げた検討が行なえるようにすること。

二、雇用発展職種研究開発委員会の位置づけと運営について
(1)中央の研究開発委員会は、雇用開発の研究を行なうほか、雇用問題政策会議、各種審議会等の求める事項について調査、研究を行ない、報告を行なうこと。また、政府は、委員会の研究、調査事項、その成果について速やかにPRするとともに、政府としての措置を関連する審議会に諮ること。
(2)同委員会の地方組織を当面、失業多発重点地域に設け、政・労・使・学識経験者の四者構成とすること。これらの地方組織は、当面、政府の資金で運営し、民間部門における雇用機会の開拓に関し調査、研究を行ない、その成果を道県知事および労働大臣に報告すること。道県知事は、この報告をもとに、新たな雇用開拓に関し、必要とする措置を講じ、また、政府のとるべき措置について労働大臣に建議すること。

三、労働市場センターの強化について
政府の労働市場センターについては、これが真に雇用安定に寄与し得るようその機能について充実強化すること。

四、定年延長奨励金について
定年延長奨励金については、中小企業三六万円、大企業二七万円に、継続雇用奨励金については、中小企業二〇万円、大企業一四万円に引き上げること。

五、定年延長について
定年延長については、立法化問題を含めて速やかに審議会に諮問し、結論を導くこと。

七九春闘での雇用闘争の状況

「賃金」も「雇用」もをスローガンとした七九春闘共闘のスタート以後、同盟は七八年一一月一〇日に「雇用と生活」を守る中央総決起大会、同月二〇日には総合的完全雇用政策確立の要求、総評は同月二一日から「雇用保障闘争総行動」、同月一六日には雇用創出研究集会、一

第123表　雇用関係要求にたいして政府が改善を決めた事項

要　求　事　項	措置された事項	摘　　要
1,　2兆円規模の雇用対策 (1)　雇用の創出（50万人） ①　地方自治体の雇用創出計画（20万人）に対する財源保障。	（約10万人の雇用創出） ①「雇用政策会議」の開催 ②「雇用発展職種研究開発委員会」の設置	①　「地方公共団体に対する臨時雇用創出交付に関する法律案」 （継続）社会党提出（1978. 4. 提出） ②　「雇用対策委員会議案」（社会党提出）
②　民間企業の雇用拡大誘導のため高齢者雇用奨励金を現行13,000円→30,000円に引上げ，現制度の拡大 また，身体障害者雇用法を改正し，雇用率の達成，心身障害者の雇用拡大。	①　雇い入れた高齢者（55歳以上65歳まで） 1人につき13,000円→14,000円 ②　中高年齢雇用開発給付金の充実（55,000人） ○　助成率の引上げ 中小企業　$\frac{2}{3}\rightarrow\frac{4}{5}$　　大企業　$\frac{1}{2}\rightarrow\frac{3}{5}$ （但し延長期間の助成率は現行のまま 中小企業　$\frac{2}{3}$　大企業　$\frac{1}{2}$） ○　給付期間の延長 中年齢者　（45歳～55歳）　3ケ月→1年 高年齢者　6ケ月→1年6ケ月 ③　雇用保険受給者等雇用開発給付金の新設（37,000人） ○　支給期間　6ケ月 ○　助成率　中小企業　$\frac{2}{3}$　大企業　$\frac{1}{2}$ ④　特定不況業種離職者雇用開発給付金の支給（8,000人） ○　支給期間　6ケ月 ○　助成率　中小企業　$\frac{2}{3}$　大企業　$\frac{1}{2}$ ⑤　雇い入れた重度身障者以外（13,000円→14,000円） 重度身障者（15,000円→16,000円） ⑥　重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金 限度額の引き上げ　5千万円→1億円 助成率　$\frac{2}{3}\rightarrow\frac{4}{5}$ ⑦　特定重度身体障害者等雇用管理助成金（新規）（5,000人増） 助成額　年間　120万円 支給期間　2年 ⑧　国立職業リハビリテーションセンター（2年制の身障者職業訓練校）の開設	
③　失業多発地域における特定地域開発就労事業を拡大し，10万人雇用を確保する。拡大に伴う負担は全額国庫負担。	予算額は476百万円増額し，6,686百万円になった。対象者5,000人は改善なし。	根拠法なく要綱にもとづき，予算措置でおこなわれている。対策地域は九州，北海道$\frac{2}{3}$，国$\frac{1}{3}$，自治体事業種目は，道路，土地整備，農業施設等，自治体負担があるため拡大しない。

（つづき）

要　求　事　項	措置された事項	摘　　要
(2)　雇用安定と失業の防止 ①　雇用対策法を改正し，経営者の恣意的解雇の規制。	（約９万人の失業予防）	
②　完全週休２日制40時間労働，年次有給休暇の完全消費の監督行政の強化	来通常国会に金融機関の週休２日制の実施を含めた銀行法改正案を提出の予定（３月６日の衆院大蔵委員会での首相答弁）	「銀行法の改正案」（継続）（社会党提出）
③　年齢差別制限法（仮称）を制定し，定年を当面60歳まで延長する。	「定年延長の推進については，立法化問題を含め，政府の審議会の議を経て検討したい」（党の予算修正要求に対する３月２日の政府回答）	「定年制及び中高年齢者の雇入れの拒否の制限に関する法律」案，社会党提出（1979.2.26）
④　定年延長奨励金，継続雇用奨励金等の大幅改善	雇用改善事業 ○　定年延長奨励金（１人当り年間） 中小企業　18万円→30万円 大企業　13.5万円→20万円 ○　継続雇用奨励金（１人当り年間） 中小企業　９万円→15万円 大企業　6.8万円→10万円 ○　高年齢者雇用奨励金（１人月額，12ケ月） 13,000円→14,000円	
⑤　職業訓練校の施設の拡充，教官，教育内容の改善，強化。	職業訓練校の新設（２校），地域職業訓練センター増設（３カ所→８カ所）	
(3)　失業者の生活保障 ①　失業給付日数の90日延長，給付率を70％に引上げ	45歳以上の離職者の60日延長の全国実施。特定不況業種離職者対策，特定不況地域離職者対策として，40歳以上の者に90日延長。	○　現行給付日数 55歳以上　300日 45～55歳未満　240日 30～45歳未満　180日 30齢未満　90日
②　中高年齢の失業者に対する失業手当制度の新設		
③　職業訓練手当の引上げ，各種雇用関係給付金の引上げ	○　雇用保険法の改正により職業訓練延長給付１年→２年 受講手当　470円→490円 職業訓練派遣奨励給付金（100日限り） 1,480円→1,620円 職業適応訓練委託費	

（つづき）

要　求　事　項	措置された事項	摘　要
	（6カ月） 高齢者　1.3万円→1.4万円 （月　額） 重度身障者 1.3万円→1.4万円	
	(2)　特定不況業種離職者，特定漁業離職者等に職業転換対策として給付金単価の改善 就職指導手当（月額）　62,100円→66,900円 就職促進手当（最高日額）　3,100円→ 3,330円 訓練手当（月額）　74,933円→81,580円	
④　健康保険の適用期間の延長		
(4)　社会的生活施設，公共サービス拡充による雇用拡大（20万人） ①　小学校の学級定員を45人から40人とし，5カ年間で約36万人の教員を増やすため，昭和54年は6万人増量する。	来年度から計画する。	
②　現在，政府は看護職員確保のためＩＬＯ看護条約の連続週休2日制，週40時間労働制「2・8夜勤体制」の完全実施，重度・重症者の完全看護を目標に，19万人要員増の7カ年計画を立案中であるが，このうち，今年度は2万人増員する。		
③　保健所および市町村の保健婦について，現状人口8,000人当り1人から3,000人当り1人とするため約25,000人の要員を計画的に増員することとし，今年度は2,500人増員する。		
④　家庭奉仕員制度を市町村に義務制とし，今年度10,000人増員する。		
⑤　社会福祉施設職員を今年度20,000人増員する。	栄養士2,123人，保母5,301人，定数改正431人，計7,855人の職員増（なお非常勤を含めると16,000人増）	
⑥　「1学区1図書館」をめざし，今年度図書館職員を5,000人増やす。		

二月一四日には社会党との七〇万人雇用創出をめざす中央行動、また政策推進労組会議は七九年一月一六日「定年法」制定などを求めた「政策アッピール」提出、などの動きがあった。春闘共闘では七九年二月一七日、「雇用を守り、失業に反対する全国縦断大行動」をおこし、鹿児島を皮切りに、全国四七都道府県を回り、三月二日の東京・明治公園での中央集会に向けて各地からの行動をスタートさせた。

これと対応し、国会においても各野党からの雇用対策要求、とくに定年延長法制定の要求がなされた。社会、公明、民社三党はそれぞれ民間労働者の定年延長法案または要綱の提出をおこなっていたが、三月三日には衆議院予算委員会で雇用についての集中審議がおこなわれ、その法制化を政府に迫った。政府は法制化には消極的態度をとったが、六月二五日、その是非を雇用審議会に諮問することとなった。

予算要求闘争の中間成果　以上の諸闘争のうち、さしあたり「予算要求」闘争をつうじ、雇用関係にたいして政府が改善を決めた事項を、国民春闘共闘会議の整理にしたがって掲げると第123表のとおり（「七九国民春闘情報」二六号による）。

3　主要組合の「合理化」反対闘争

鉄鋼労連　鉄鋼では、七八年一〇月、新日鉄が大規模な「合理化」案を提示、ここに組合側の対応が注目された（「合理化」案大綱は、本年鑑Ⅰ—Ⅳの2「主要産業における『合理化』の実態」参照）。

この「合理化」案は、〝鉄の城下町〟といわれた岩手県釜石、北九州市（八幡）、兵庫県姫路市（広畑）、山口県光市など地元に大きな不安と衝撃を与えた。交渉は、新日鉄労連と会社側、および各製鉄所労組と所側とのあいだでおこなわれた。新日鉄労連は、これを生産構造問題としてうけとめ、七八年一一月二二日、臨時中央委員会で、「生産構造問題対処方針」を決定した。そして、一二月一五日、その方針にそったとりくみにもとづき、「今日段階における中期生産構造問題に対する連合会の受けとめ」、「今後の取りくみ方針とすすめ方」をつぎのように決めた。かくして、具体的な条件闘争にすすんだ。

【今日段階における中期生産構造問題に対する新日鉄労連の受けとめ】

1　設備休止によって、生産集約を行なう中期生産構造問題が提起されるにいたった鉄鋼産業ならびに新日鉄をとりまく環境については、認識している。

2　若干の配転問題があるとはいえ、合理化問題でなによりもまず確保し

なければならない組合員の雇用と労働条件は、一応守られたと考える。しかしながら直接的犠牲はないとはいえ工場休止により組合員にとって永年働いてきた基盤が失なわれることとなるだけに、要員対策については、今後十分に取り組む必要がある。

3　先行きの見通しが不透明かつ経済環境の変動が激しいなかで、長期にわたる製鉄所毎の将来ビジョンが示され、方向性が明らかにできたことと、また、地域に対する政策がそれなりに示されたことについては、評価すべきである。

4　製鉄所の将来にとって最も重要であり、組合員の不安が集まっていた鉄鋼一貫体制の維持が明確となったことについても評価すべきである。

5　中期生産構造におけるそれぞれの生産状況やバランス、収益、さらには製鉄所毎の長期ビジョンなどについては、将来にわたるものであるだけに、その時点での需要動向、品種構成、稼動率、販売価格などによって、多分に影響を受けやすい部分がある。現時点で確定できない問題については、引きつづき今後の推移をみながら説明や対応を求めていく。と判断せざるをえない。

6　関連労働者対策など依然として対策が十分でない部分も残されている

【新日鉄労連の今後の取りくみ方針とすすめ方】

1　これまでの中央・箇所の経営審議会における話し合いによって、中期生産構造の基本についての内容理解がはかられ、さらに、各製鉄所毎の長期ビジョンや鉄鋼一貫体制の維持など、当初（一〇月二六日）の説明から、会社の考え方を前進させることができた。このことは、対象四組合が揃って共同歩調をとり、他の組合を含めて、この問題を連合会が全体のものとして取りくんだ成果として受けとめることができる。

2　また、これまでの話し合いの経過から考え、中期生産構造問題や、長期ビジョンの基本問題について、これ以上の進展をはかることは困難と判断せざるをえない。

3　したがって、中期生産構造問題について基本的にはやむを得ないものと判断する。しかしながら、一部条件が十分に満たされていない問題もあるので、これまでの話し合いをいったん集約したうえで、今後は関連対策、要員問題などを含め、中央、箇所ともに話し合いの重点を移すこととする。

4　これまでの話し合いにおける不十分な問題について、会社からさらに説明を求めるため、それぞれの状況に応じて、箇所の経営審議会において、話し合いをすすめることとする。

5　関連労働者の雇用など、関連対策については、主体的には関連企業における労使関係のなかで話し合われる面をもつので、新日鉄関連協ならびに各箇所関連協での討議をおこなった上で、影響を受ける関連企業の労使交渉を状況に応じてすすめることとする。連合会は、関連企業の労使交渉において、関連企業の経営が将来方向を示すことができるよう新日鉄として誠意ある対応を関連会社に対して示すよう求めていく。関連労働者対策の原則は、なんといっても雇用の維持確保にある。今後の取りくみの中心を雇用確保におき、設備休止までのそれぞれの時期にあわせ、具体的な対策が示されるよう、連合会、新日鉄関連協と連携をとりながら取りくみを進めることとする。

6　中期生産構造にともなう人員対策については、これまでの話しあいで説明されている部分を受けて、中央委員会終了後、中央労使委員会をもち、所間配転の具体的内容を明らかにさせた上で、それぞれの状況に応じて箇所労使委員会において、所内配転、長期応援、余力人員対策など具体的な問題も含めて、話し合いをすすめることとする。

7　要員対策にともなう労働条件問題については、これまでの合理化、配転などにおける対応条件を基準とし、その見直しを含めて検討を開始することとする。

8　中期生産構造や、将来ビジョンについては、今後検討がすすめられることによって具体的な内容が明らかになる部分が多い。これらの検討にあたっては、具体的な検討がすすみ次第、また、途中経過についても、組合側にその内容を明らかにし、労使の話し合いを行なうことを求めていく。こうした話し合いを通じて、製鉄所ならびに、それぞれの職場の将来方向が明らかになり、組合員の働く目標が確立するよう取り組みをすすめる。また、連合会は、鉄鋼労連などとあわせ、産業政策や、企業政

策に対する考え方を確立し、労働組合としての政策をもつ。

9　以上の方針にもとづいて、今後は、関連対策、要員問題や、残された問題について、中央、箇所それぞれ話し合いをすすめ、その結果や職場の状況を踏まえ、連合会はあらためて、生産構造問題対処方針を提起し、職場討議をおこない、その結果を春闘討論集会とあわせて開催する臨時中央委員会で集約することとする。

造船重機労連　造船重機労連傘下では、大手の石川島播磨重工業の設備・雇用削減が問題化している。石播労組は、七八年九月二九～一〇月二日の第一六回定期大会で、雇用を守る立場から「労働協約をモノサシとして、事前協議制の徹底」をはかり、つぎのような具体的対処方針を決めていた。

(1)　造船部門の設備削減に当っては、徹底した事前協議を行ない、雇用に不安の起きない対応をしていきます。

(2)　全工場の設備再見直しによる工場の整理・統合等の重要課題が発生した場合は、すでに中央委員会で設置が決定されている「合理化特別委員会」を中心に組合全体の問題として取り組み、雇用確保を前提に徹底した事前協議で対応していきます。

(3)　現在の状況の中ではすべての工場に仕事量を満していく事は困難視されます。したがって、工場間の仕事のアンバランスはさけられません。雇用の安定を守る立場から「出向・配転、応援」等については、理解と納得を得ながら柔軟に対応していきます。

(4)　産業や企業の危機は、そのまま働く者にとっては雇用の不安です。その意味で、今日ほど労使の信頼関係と協力体制の重要な時はありません。諸合理化政策を急ぐあまり、今日まで築き上げてきた労使関係を無視しての進め方は必ず失敗します。相互信頼の上に立ち、ルールを厳守した節度ある双方の対応こそ危機を打開し、雇用確保と安定を守りぬく道であることを確信し、そのために積極的に取り組みます。

(5)　企業がいかなる状況にあっても、組合員の雇用を完全に守る事は経営責任だと考えます。企業の総力を結集して受注活動を展開させ操業度確保に全力をあげ、事前に雇用の安定を計るよう強力にはたらきかけていきます。

ところで、七八年一一月、会社は組合にたいし経営合理化計画として、人件費削減を柱とした「緊急総合経営対策」を提案した。具体的には①工場の閉鎖・統合、②七九年度定昇・ベアの停止、五%の賃金カット、一時金は前年度の五〇%、③人員削減である。これにたいし労組は、労働条件の切り下げにたいしては強く反発したものの、人員減による人件費削減については「個別勧告＝いわゆる肩たたきをしない、また、目標人員を定めたり人員割り当てをしない」という条件で合意し、七九年二月一日から三月一五日まで実施した。

この退職者特別措置に応募した四六一二人の内訳は、地区別では東京一〇五〇人、横浜九九二人、愛知四四三人、相生九七四人、呉九五一人、その他（休職者等）二〇二人、年齢別では二〇代一二五七人、三〇代六八九人、四〇代八四九人、五〇代一八一七人であった。退職者の年齢階層は、五〇代については若年層に多いが、比較的各年齢階層にわたっているのが特徴である。

労組では予想を上回る退職者が出た結果、四月一日の定期異動はさしあたっての問題のみにとどめ、当面は職場での安全、品質、生産性について気をつける必要があり、五月以降、組織や人事を見直した三万人体制でやっていくことになるとしている。

電機労連　七八年後半にはいって、全般的な景気の回復に並行し、電機傘下における「合理化」の発生も件数的には鎮静傾向がみられるものの、いぜん「合理化」は継続している。しかも従来の中小を中心としたものから大企業にも発生をみ、指名

解雇にまでいたった。また、電機各企業における雇用調整をふくむ減量経営施策は、所定外労働時間の増大など労働強化を現出させ、臨時雇用者の増大を生んでおり、減量経営にたいする新たなとりくみが必要となってきている。

このため、電機労連は、加盟組合に発生する合理化問題に、適切に対応し指導していくため、合理化対策本部を設置した。とくに中小労組にたいする個別指導を強化するためブロック編成とし、担当中執を配置するとともに、地協との連携を密にしながら、雇用合理化の排除、発生時の闘争指導および解決へ向けての努力をおこなってきた。さらに、電機労連は、七九春闘をスタートするにあたり「七九春闘合理化対策」について、各組合に①合理化が発生した場合の各組合の対応、②別会社化、帰休発生時の対応、③時間外規制強化、縁辺労働力のチェックなど減量経営にともなう対策を内容とする指示を発した。

以下、各組合のとりくみを紹介しておく（なお沖電気については、本年鑑Ⅰ―Ⅳの2「主要産業における『合理化』の実態」、Ⅱ―Ⅻの3「職場の自由と民主主義を守る運動」参照）。

〔沖電気〕 七八年一〇月一一日、会社は、経営危機回避緊急策として、①一〇月三〇日を期として一五〇〇名の希望退職者募集、しかも定員に満たなければ勧奨基準にもとづく指名解雇をする。②一九八〇年三月末までに品川事業所を閉鎖する。③年末一時金の不支給、土休一部返上などをふくむ労働条件の切り下げをおこなう、という三点を中心とした合理化提案をおこなってきた。沖労組は「人減らしを前提とした再建策は認められない。総力をあげて提案撤回する」方針を一二日臨時中央委員会で確認決定し、各支部では決起集会を開き合理化撤回への意思がためをした。その後の団体交渉にも会社の強硬な姿勢は変わらず、一〇月一七日第一波突入以降一〇波三八時間にわたる全面ストライキを中心に闘争を展開した。しかし会社の強硬な姿勢に変化はみられず、一〇月三一日沖労組本部にたいし指名解雇の氏名通告をおこなってきた。これにたいし、労組中闘委員会は指名解雇の撤回を要求する方針を決めるとともに、一〇月五日実施した「合理化提案を出させないためのスト権委譲投票」によるスト権の効力は、指名解雇が強行された現在以降では及ばないとして一一月四・六日、スト権委譲再投票をおこなった結果、賛成率二五・四%と不成立に終わり、反合闘争の方針転換をせまられる内容が示された。中闘委はこの重大局面をふまえ、これ以上首切り撤回のための闘争は組織し得ないと判断、条件闘争への方針転換を決め、一三日の臨時中央委員会において決議、決定した。これにより反合闘争は条件闘争へ方針転換、闘争収拾にむかい、一七日には団体交渉をおこない、特別慰労金一・一カ月分追加支給をはじめ、労働条件切り下げについてもほぼ組合主張どおりの回答を実現、さらに退職者全員の退職条件を同一とさせるなど成果をあげた。

〔ミドリ電機〕 会社は七九年二月一日、七八年五月決算において、累積赤字が七億円にも達したため企業体質改善が急務であるとして、会社再建策にともなう「合理化」提案をおこなった。提案内容は、三月一日～一〇日までを期限とする八名の希望退職者募集と、就業時間の変更、賃金体系の変更および一時金の引き下げ等労働条件の切り下げをふくむものである。これにたいし労働組合は提案以降、撤回に向け連日交渉を重ね、三月二二日にはスト権投票をおこ

ない確立をみた。翌二三日の交渉をおこなった結果、「就業時間の変更」以外の提案を撤回させ同日集約にいたった。今後、労使による再建委員会を設置し再建に努力していくこととした。なお賃上げは五月一五日平均五%を獲得し集約にいたった。

〔キングレコード〕　会社は七九春闘直前の二月二六日経営内容悪化を理由として、指名解雇的な人員整理や同一職場の労働者を差別するような労務政策をふくんだ合理化提案をおこなってきた。これにたいし、組合は、レコード産業全体の落ち込み等きびしい状況下において、減量経営施策は一面ではやむを得ないとしながらも、指名解雇的人員整理や非人道的労務政策はいっさい認めないことを柱に、経営側にたいし、これまでの経営責任もふくめ将来への展望や経営ビジョンを提示させるべく、三月一五日のスト権確立以降交渉を重ねた。この結果、四月一〇日の交渉において、指名解雇、差別的労務政策が撤回され、組合方針にそった回答が引き出されたため、一三日の集約大会をもって闘争収拾にいたった。以後、退職者優遇処置にもとづく希望退職者募集の結果は七〇名余となった。

合化労連

まず中労委あっせんで指名解雇を撤回し、退職条件上積みで収拾した志村化工の例を紹介しておこう。

〔志村化工〕　六カ月に及ぶ労使紛争の末、一九七八年一〇月に第三次合理化策として希望退職募集をおこなった。同社はこれまで、志村工場移転・閉鎖など数次にわたる「合理化」を実施してきたが、企業体質は衰退の一途をたどるばかりであった。七八年四月になって、会社は「新・会社再建案」を示し、希望退職の募集を提案したが、労組は過去に締結した労使協定に反するとして、拒否する態度を固めた。

その後、労組の合意がないまま会社が希望退職を募集し、北海道の伊達工場では不足分を指名解雇するまでにいたった。組合側はストライキや地位保全仮処分申請で対抗するなど紛争は長期化してきたが、同年八月になって中労委にあっせんを申請し、舞台は中労委に移された。中労委のあっせん案では、指名解雇を撤回すること、退職条件を上積みすることなどが示され、労使ともこのあっせん案を受諾することにした。これによって新たに希望退職募集要綱がつくられた。募集の結果は、本社・志村工場では予定人員に達したが伊達工場が約三〇人が未達成ということになり、結局二三〇人あまりが職場を去っている。

〔昭和電工〕　つぎに、合化傘下はごく一部にすぎないが、長期休業による余剰人員対策を打ち出した例として、昭和電工の事例を掲げておく。一九七八年一二月から長期の「特別休業制度」を実施して、余剰人員対策の一つとしている。本制度は、全事業所にわたって合計一三一人を一年半休業させ、その間賃金・賞与の六五%を支給するというものである。

同社では、これまで余剰人員対策として関連会社、いすゞ自動車などに他社応援をおこなってきたが、七八年九月になって希望退職をふくむ合理化案が会社から提示されるにいたった。労組が、これには応じられないとの姿勢をとったところ、同年一〇月になって会社は長期特別休業制度を提案したのである。会社側の説明によれば、同社の余剰人員は一四〇〇人に及ぶ。このうち半数の七〇〇人を「休業制度」で対応する。期間は二年半、賃金は六〇%、賞与は五〇%を補償するという内容であった。労組側は、応援先を関連会社だけでなく他にも広く

開拓することによって休業人員を減らすこと、休業中の条件を引き上げることを主張し、交渉をつづけた。最終的には、対象人員を約一三〇人にする、期間は一年半に短縮する、賃金・賞与の補償はそれぞれ六五%に引き上げることで合意をみ、同年一二月二五日から実施することになった。適用事業所は同社一二の全事業所であり、第一に本人の希望により、第二に家庭の事情などで他社応援に応じられない者等を選考し、結局一三一人が対象となった。その後の余剰人員・操業の状況によっては変動が見込まれているものの、原則として同一人が一年半継続して休業することになる。

紙パ労連　紙パ労連傘下の最近の「合理化」反対闘争のうち、ここでは、千住製紙労組の人員削減、三・三制化反対闘争、大阪ノート労組の企業再建闘争、中央板紙労組の希望退職等全面「合理化」に反対する闘争の三事例を紹介しておこう。

〔千住製紙労組の人員削減、三・三制化反対闘争〕　七八年二月二〇日に、「①人員削減一二〇名、②削減人員は配転、出向、下請等で充当する、③三・三制へ移行し、年間休日を交替七八日（現九六日）日勤七五日とする。以上は三カ年間の臨時措置とする」との提案が出された。組合は「雇用と生活安定」を基本に反対闘争に立ち上がった。

七八年六月一〇日に夏季一時金要求を提出、さらに一三日に「合理化」問題についての組合の要求①余剰人員の首切りは絶対にしないこと、②四・三制を維持すること、③出向条件を千住と同労働条件とすること、その他、を提出した。しかし会社は三・三制を主張して譲らず、賃金、一時金回答も三・三制が前提であるとの態度をとりつづけた。そのため、組合は六月二三日に第二波ストに突入した。その後の交で渉も「人員削減したなかでも四・三制を維持する。賃上げ、一時金から段階的に解決したい」との意思を表明して団交をつづけたが、会社は「三・三制は再建の柱であり、この解決がなければ賃上げ、一時金の進展はない」との態度をとりつづけた。そのため組合は重大な決意を示し、七月五～七日の波状ストを設定し「①賃金、一時金の解決を迫る。②四・三制維持に最大限努力する。③労使の歩み寄りが生じたときは、休日数、その他の諸条件、要員枠、出向条件について条件交渉に入る」との方針で七月三日から団交に臨んだ。七月四日、賃金、一時金をふくめた会社回答があったが、金額面や休日数などにへだたりがあり、七月五日第三波ストに突入したなかで交渉を続行、六月の交渉で賃金、一時金、「合理化」問題を一括解決した。

（解決内容）賃上げ、一時金を除く。

一、勤務方式

1　三組三交替制に移行する。

2　年間休日は交替、日勤とも八四日

3　昭和五六年四月から四・三制復元

二、要員措置

1　人員削減目標を一二〇名とする。

2　余剰人員は配転、出向請負作業へ充当し吸収する。

3　出向期限は三年とし、千住に欠員が出た時は復帰させる。三年後本人が希望すれば復帰させる。その場合千住に欠員がない時は他の者と交替する。新規事業につく出向者には本人意思を尊重する。労働条件は逐次改善する。出向手当は見直しの上協議する。サンヨー仕上部門は千住と同労働条件とする。

〔大阪ノート労組の企業再建闘争〕　七八年一一月に大阪ノート協業組合のうちの一社が倒産したことから、原紙入荷が止まり経営倒産の危

機にひんし、和議申請による再建がはかられた。和議申請にもとづく「再建案」をめぐって労使の対立がつづき、交渉がつづけられた。大阪地裁への和議再建計画上申書提出を六月末まで延期させ、労使間で再建計画の交渉をつづけたが、その間会社が「一二名の首切り、一〇%の賃下げ」をふくむ再建案を地裁に提出した。組合は全員大会で再建案の白紙撤回を要求、時間外労働や生産協力を打ち切り闘争体制に入った。そのため会社も再建案を白紙撤回し交渉が継続された。その結果、七月末に「首切り撤回、賃下げ三・六五%（二年間暫定措置）」ということで再建計画について合意し、いちおうの解決をみた。経営再建はこれからが本番ということになった。

協　定　書（要旨）

1　ノートの年間生産量を二、八〇〇万冊としその実現をはかる。
①　協組は効率的月次生産計画を組合に示す。
②　組合は変則二交替などで達成に努力する。
2　定員は従業員三六名とし生産部門は常時三二名を維持する。欠員は速やかに補充する。
3　賃金は従業員平均一五一、五〇〇円に下げる。社保負担割合八対二を五対五にする。以上は二年間の暫定措置とする。期末一時金は可能な範囲で確保する。
4　再建案の実施、運用は労使協議し合意の上で実施する。

〔中央板紙労組の希望退職等全面「合理化」反対闘争〕　七八年三月八日一七項目におよぶ労働条件の全面改定提案につづき、三月二七日には二六二名の「勇退」、三・三制移行などの「合理化」を提案した。これにたいし組合は労働者の生活と権利を守る立場から「合理化」に反対してたたかう基本方針を確立、地域の支援共闘会議を結成するなど、七八春闘、七八夏季一時金闘争ともからんで長期の闘争を展開した。

七八年六月二〇日の団交では、①一時金回答は六月末に出す、②賃上げは合理化と切り離し六月実施する、③人員見直しは一八一名にこだわらず希望退職募集後にする、④組合の雇用保障要求を評価し、地方自治体への請願は取りさげた。さらに回答を職場討議の結果、希望退職にして今後雇用を保障する、との内容をいちおう評価し、地方自治体かんする要求を決定、七月三日の交渉で合意に達したが、賃上げ、一時金との同時決着を目標に交渉をつづけた。その結果七月一二日に賃金、一時金でも合意に達し、七月二二日から三一日まで希望退職募集を実施することになった（希望退職募集の結果、二七名が応募）。

私鉄総連

私鉄、とくに大手では、七七年春闘時につづき、七九年春闘において、京成電鉄の「合理化」問題がふたたび発生した。すなわち、七七年の九〇〇人の合理化にひきつづき今回の合理化計画は、赤字経営、企業危機をのりきるためというもので、運輸省や銀行関係の強い圧力もあり、鉄道・バス・本社部門全般にわたって人べらしを求めたもの。会社側の「経営改善計画」は、第一次の省力化の達成率が七五%にとどまっており、七八年度以降も現状のままでは大幅な赤字が予測されるとして、鉄道部門一九八人、自動車部門八七人、一般管理部門および開発部門四九人計三三四人の第二次「省力化」計画である。

総連も、五月一六日、京成支援共闘会議を結成、ビラまきをはじめ、積極的な支援体制をとった。京成の組合は、希望退職は絶対認めることはできない、その容認は指名解雇につながるとし、その撤回をめざし、五月一五日、一八日の時限スト決行など闘争体制を固

めた。結局、五波延べ七三時間のストを打ち抜いた。この間、沿線や主要団地で都内、千葉県私鉄の仲間の支援を受けて二回のビラまき、職場でも、自主的にビラをつくって対外宣伝をおこなったり、家庭オルグがおこなわれた。

五月二三日の第四波以降、第五波（二七日）までの間に継続的に交渉がもたれたが、第五波決行後もあまり進展をみせなかった。二八日になって労使が歩みより、①希望退職はおこなわない、②人員削減に応ずる（全体で一七一人）などを内容として、収拾をはかることになり、職場交渉でにつめることになった。

ゼンセン同盟　ゼンセンでは、少ない事例として、倒産にともない、いったん全員退職。その後、再雇用・会社再建にいたった、婦人・子供服メーカーの「花咲」の例を紹介しておこう。

同社は、消費需要の低迷などから経営不振に陥り、七八年四月二四日、会社更生法の適用を申請した。このとき、ピーク時には七〇〇人余りもいた従業員は、信用不安などの前兆をキャッチして退職しており、結果として五一〇人に減少していたが、保全管理人は会社再建にとってさらに従業員縮小の必要があることを組合に申し入れた。組合は、指名解雇だけは受け入れ難い、としながらも人員縮小の必要性は認めざるを得なかった。しかし、同社にはデザイナー、企画者、技術者といった専門職者が多数おり、ファッションメーカーにとって中枢といえるこれら従業員が退職した場合、企業再建は不可能になる恐れがあり、希望退職は打ち出せなかった。結局、議論のすえ組合の方から合理化案を会社に提示した。その概要は、①全員が退職する（退職届は組合が一括する）、②その後必要とする者の再雇用は会社に一任する、となっている。同時に退職条件についても話はにつめられ、退職金は全員にたいし会社都合退職金にアルファを上積みし、解雇予告手当も一カ月分支給することとなった。また、労使による就職あっせん委員会によって「就職相談室」も同年六月二〇日から七月末まで設けられ、転職についての相談がおこなわれた。

これにより、六月二〇日で退職した人は二三〇人、再雇用二五〇人という結果になったが、七八年九月二五日現在、自主決定もふくめた再就職者は七割、残る三割は女性が多いためか就職を希望していないという。

国　労　国鉄では、施設関係労働者一万三〇〇〇人を削減する「新しい路線保守体制」という大合理化計画が、国鉄当局から提案されたのが一九七三年であった。以来五年におよぶ長期抵抗闘争をつづけ、ねばり強い交渉をおこなった結果、人員削減については、当局の当初提案を大幅に下回る数にとどめるとともに、線路の復興と施設労働者の権利と労働条件を改善させるという成果をあげて、七八年七月一日にようやく集約した。

また、貨物列車の設定キロを約八万キロ（全体の約一五%）削減することを柱にした「五三・一〇ダイヤ改正」にたいするたたかいは、当局提案以来一年余りにおよんでようやく集約することとなった。この間、国労としては、いままでタブーとなっていた改正ダイヤの公開を求め、その反労働者・反国民性をあばきだし、反合闘争を職場のたたかいから地域を巻きこむたたかいに発展させてきた。このたたかいのなかで「貨物反合六単産共闘」を結成してとりくむとともに、全国各地で「国民の足を守る会」を中心とした諸行動、

地域共闘、公聴会の開催など闘争の領域をひろげ、当局が主張する「ダイヤ策定は管理運営権」に積極的に介入した。とくに、今回のダイヤ改正闘争は、いままでの反「合」闘争が企業内のワクにとどまりがちであったのにたいし、一段と視野を拡大し、公共交通の使命とはなにか、なぜ総合交通政策の確立が必要なのか、と国鉄当局が従来からとってきた施策に、真っ向から挑戦するなど徹底的に追いこみをかけた。とくにヤマ場となった八月から九月にかけては、数度におよぶストライキを背景に、中央・地方とも並行して、連日、徹夜交渉で当局を追及し、ついに九月二二日にいたって、ようやく妥結点に到達した。

この結果、貨物列車設定キロ一万五千キロを復活、要員一五〇〇名のバック、貨物駅の集約数削減、機関車廃車両数の縮減、運賃制の改善など、当局提案を大幅に後退させるとともに、長いあいだ、労使間で対立してきた勤務要員問題でも一定の前進をかちとった。

今度の闘争で特徴的なのは、国鉄一〇五年の歴史のなかで、はじめて直面する本格的な業務縮小、営業の部分的スクラップ化であり、国鉄労働者にとってもはじめての経験であった。このためたたかいは、経営の主体に迫る基本的なものから、公共交通という国民的視野からの幅広い共闘体制が必要となり、国労としても、積極的にこの輪をひろめるとともに、企業内他労組ともできるだけ提携しながら、一体となってたたかったという点で特徴的な意義があったといえよう。

全　逓

全逓の七八年末闘争における「合理化」反対闘争は、①反合理化、②反マル生、③労働安全の三本柱となった。

全逓は「五三・一〇国鉄ダイヤ改正」にともなう郵便輸送合理化に反対し、労働時間短縮の要求を中心にたたかいぬいた全組織の闘争力を、年末の反合理化闘争にひきつづき結集していくこととし、とくに七八年末では「郵便貯金業務のオンライン化に反対し、地方貯金局、調査局の統廃合阻止、三五〇〇人～五〇〇〇人に及ぶ定員削減反対」「共通事務（給与、会計）機械化反対」の二点を中心課題とした。

反マル生は、反「合理化」そのものであると位置づけ、「五三・一〇」闘争では、年末にひきつづく課題であるとして、この具体的解決をめざした。とくに訓練、研修の反動性、班長制度、シャフトシステムなどのマル生施策、転勤、昇任、昇格等の人事差別、新規採用時の全逓に加入しないとの条件をつけるなど、労働組合運動、組織への介入、不当労働行為、スト権、団交権の否認からの労働組合無視などについて徹底的に追及した。

また、労働災害・職業病対策を、反「合理化」闘争の一環としていっそう強化している。中央本部内に「労災・職業病対策委員会」を置き、また専門的研究者（医師・学者）による「職業病研究会」を設置し、科学的研究と運動を結合させていっている。とくに近年多発しているバイク乗車による振動障害、いわゆる「バイク振動病」にたいする全国・全組織的なとりくみの強化をはかり、職場の安全にかんする権利意識の高揚をはかっている（なお全逓マル生反対闘争については本年鑑Ⅱ—Ⅵ「権利闘争」参照）。

4　労働時間短縮闘争

各単産の闘争状況

〔紙パ労連〕　静岡県富士労働基準監督署が、七九年二月二二日におこなった「三六協定様式変更の説明会」につづいて四月一〇日春日部労働基準監督署が、紙パルプ、段ボール、紙加工の労使七十数名を集めて「労働時間に関する通達」「三六協定届出様式の変更」についての説明会が開かれた。両方とも、紙パ本部の指導をうけて、紙パ東海地本と紙パ関東地本が当該監督署にたいして執拗なまでの要求交渉をおこなって開かせたもので、春日部の場合は、監督署に予算がないというので、紙パ関東地本が資料の印刷までして開催させた。

家庭用薄紙業界の週休二日制協定は六月以降の独禁法改正によって、業界だけの協定は独禁法違反の疑いで監視の対象になる状況となったため、紙パ労連と業界の話し合いによって、週休二日制の労使協定が五月に結ばれることになった。

〔食品労連〕　七八秋闘で一九二〇時間達成を統一目標にしてとりくんだ。大手は一九二〇時間に近いが、中小はほど遠い状況にある。成果は不充分であった。七九秋闘に時短闘争を組織する。

〔電機労連〕　金属、機械産業のなかで、電機と電源のみが年間二〇〇〇時間を大きく上回っている。電機労連は七九春闘で、時短を統一要求（各単組必ず要求を出し、歯ドメの対象とする）に設定してとりくんだ。前進組合は四月一七日現在で妥結方向にある三六組合中三組合と不十分。

〔全印総連〕　七九春闘時短要求は二〇〇〇時間基本、残業月間二〇時間以内でとりくんだがほとんど前進なし。三月一四日、全印総連として労働省交渉をおこない、深夜残業が多い印刷、製本、新聞、出版の実態調査をつきつけて交渉した。このなかで、労働省から「恒常的に拘束した深夜残業の具体例が出れば、止めさるよう指導をおこなう」との回答を引き出した。

〔自治労〕　二月二八日、時短・週休二日制町村職代表者決起集会を開いた。一一〇〇名が参加し、関係省庁交渉をおこなった。地方自治体の週休二日制試行は現在約五〇〇となった（全体で三三〇〇うち自治労傘下二六〇〇）。

地方・地域における時短闘争

七八秋闘から七九春闘における地方・地域の時短闘争は、雇用・失反闘争との結合をはかりつつとりくみが強化された。東京、京都、静岡その他多くの県共闘が、地域から年間二〇〇〇時間以上の労働をなくす運動を提唱し、残業規制、年休消化、週休二日制実現などを要求する地方自治体交渉、地方労基局交渉が実施された。時短共闘会議は、地方におけるこのような運動の盛り上がりをうけて、七九春闘時短方針のなかで、「どの企業でも二〇〇〇時間以内」の運動を全国的にとりくむことを提起した（一二・二九第三回常任委員会）。

また五・二五労働次官通達を活用して、過長な残業規制、年休取得、週休二日制促進を重点とした産業別、地域の時短闘争が各地で具体化した。民放労連各地連、全印総連、紙パ労連、京都における

地場繊維、自動車教習所関係などが労使会議を開催し、三六協定の説明会など活発にとりくんだ。

金融機関の週休二日制のとりくみ

金融機関の週休二日制実現のための諸行動は、土休共闘を中心に、時短共闘が全面的に支援、共闘をおこなって推進した。七八秋闘から七九年春闘にかけて、①金融機関の週休二日制について、四月の大蔵委員会決議をさらに前進させた内容の衆参本会議決議を超党派で成立させる。②公務員の第二次試行後の本格実施について政府の確約をとることをめざす。③これを足がかりにして、通常国会で銀行法一八条改正と公務員の本格実施の確定をかちとることを目標に、諸行動を実施した。

七九春闘における諸行動は、通常国会における銀行法改正の審議促進をめざして一日～三日にかけて各政党にたいする要請行動、都内および全国主要都市でのビラ配布活動などを実施すると同時に、四・一九中央集団交渉、五・二二、一万名集会を開催した。

さらに、六月一日、衆議院大蔵委員会において「金融機関の週休二日制に関する件」の決議が採択された。

【金融機関の週休二日制に関する決議】

金融機関の週休二日制を実施するには、銀行法をはじめ手形法・小切手法等関連諸法規の整備が必要であるほか、中小企業・消費者等金融機関利用者の理解を得ること、及び郵便局・農協等預貯金業務を行なう他の機関の週休二日制もあわせて実現されること等が必要である。

ゆえに、政府は、次の諸点につき所要の措置を早急に講ずべきである。

一、金融機関の週休二日制を早期に実施するため、中小企業・消費者等金融機関利用者の理解を得られるよう積極的に努力すること。

二、銀行法については、目下金融制度調査会において同法の改正を中心に審議が行なわれていることにかんがみ、その改正につき適切な措置をとり、金融機関の週休二日制が実施される際は遅滞なく対応できるようにすること。

昭和五十四年六月一日

衆議院大蔵委員会

公務員の週休二日制のとりくみ

公務員共闘は、週休二日制の実現と賃金引き上げを二大要求にすえて、七八秋闘から七九春闘において精力的にとりくんだ。七八年秋から七九年春にかけて数次におよぶ統一行動を設定し、全国動員による大衆行動を節々に、人事院総裁交渉、事務レベル折衝を間断なく追求した。

四月下旬、総理府総務長官は公務員共闘にたいして「週休二日制については、試行の結果と人事院の意見をまって関係閣僚懇談会で検討する」との確認をおこない、人事院もまた「週休二日制の導入については、試行結果、民間の実施状況等を勘案し、給与報告の時期を目途として検討をすすめる」と公務員共闘に確認した。これにより第二次試行が本年三月三一日に終了した公務員の週休二日制本格実施は急速に具体化してきている。

東京サミットをめざす国民総行動

「兎の飼育箱より劣悪な生活環境におかれた仕事中毒の国」とEC報告で批判された日本の長時間労働は、六月二八日開催の東京サミット、六月二二日の労働サミットにむけて欧米諸国から集中的な批判をうけてきた。総評は東京サミットにむけて週四〇時間労働、週休二日制実現のための国民総行動を提起し、春闘共闘規模で展開することとなった。

労働サミットにむけて時短共闘は日本の労働時間の実状を国際的

な比較をしながら英訳して提出し、声明決定と労働時間短縮がとり入れられるよう努力した。労働サミットでは東京サミットむけの決議のなかで、「労働時間の一〇%短縮を所得損失なく、近い将来達成されるべきである。時間短縮は各国の実情に応じたいろいろな方法、週三五時間への短縮、五日以内の週労働及年休の増加、年金の完全支給を伴った退職年齢の引下げ、学校卒業年齢の引上げ、職業訓練・教育をうけるための休暇をとる権利の拡大などを実現させ、世界の全ての工業国間において労働時間の平準化をはかるための特別な努力が必要である」と述べている。

東京サミットの初日である六月二八日には「残業、時間外労働をしない」ことを全労働者の共通行動として、全産業、全国いっせいに「ノーオーバーワークデー」を組織することを統一行動として提起した。また六月二七日には教育会館で「働きすぎを直し、豊かな生活をつくる国民総行動」中央集会をおこない、サミット当日には五大県評を中心に全国的に動員、講演会、早朝ビラまき、プラカードデモをおこなった。またこの日は大蔵、通産、労働、自治、総理府にたいして週休二日制、時短にかんする申し入れ行動をおこなった。

週休二日制を考える会の発足

春闘共闘時短共闘会議は、労働時間短縮、週休二日制の促進のために、労働運動の視野をこえた社会的・国民的な運動の組織化をよびかけてきた。このため、時短共闘は新聞・放送・広告などマスコミ専門分野の人たちとの提携のなかで、日本人の「生活のあり方を考える会」として学者、評論家、文化人、財界、芸能界、スポーツなど広範な分野の著名人の結集を求め、公正な意見を集中して権威ある発言、社会的アピール、国民的世論の形成をはかって、週休二日制、労働時間短縮の基盤づくりをおこなうための著名人一〇〇〇人委員の組織化、各界の権威者による一〇〇人委員会（代表委）の構成をすすめてきた。この運動を推進するなかで、金融・公務員を主体とした土休共闘と時短欧州調査団長・宝樹氏との協議のなかで、考える会の前段構想として「週休二日制推進委員会」（仮称）を設置することとし、大河内元東大学長、佐橋余暇開発センター理事長、今井労金理事長、江幡朝日論説顧問、各大学教授らによる会議を二月二六日に発足させた。会は名称を「週休二日制を考える会」とすることになった。

会は、五回にわたる会合、「週休二日制を早期に実現するために」と題する政府への提言（七九年六月一五日）、またシンポジウムの開催（東京、大阪、名古屋、福岡）などをおこなった。

【参考資料】(1)総評第五七回、第五九回定期大会運動方針および各局報告書、同盟第一五回年次全国大会運動方針、(2)国民春闘共闘会議「七九国民春闘情報」、『総評調査月報』、(3)電機労連第二七回定期大会資料、紙パ労連第六四回定期大会資料、「私鉄新聞」、「全逓新聞」、石川島播磨重工労組第一八回定期大会資料、(4)『賃金と社会保障』、『労働経済旬報』、『労政時報』

VI 権利闘争

概要□スト権奪還闘争＝柔軟路線＝立法闘争＝条件つきスト権付与＝柔軟化路線の鮮明化／社会党の柔軟化路線への転換／同盟のスト権回復方針／政府・与党の対応／ＩＬＯとの関係／その他の状況／**郵政反マル生闘争**＝闘争の開始／不当労働行為申立と二九項目（のちに一二項目）要求／交渉の不調と闘争の中断・転換／闘争にたいする処分と組合の対応／**婦人労働者の保護措置の改正動向にたいする闘争**＝労基法研究会報告／反対運動の展開

概要

一、前年度からの傾向をうけて、立法化闘争＝条件つきスト権付与＝柔軟化路線が労働側により鮮明化され、公労協として、はじめてこの路線をとった。また、社会党としてもはじめてこの柔軟化路線を認めた。

一、政府は公共企業体等基本問題会議意見書を尊重する立場をとり、そこで提起された経営形態変更問題などの検討をおこなった。また意見書の趣旨をふまえ、労働大臣の私的諮問機関として「公共企業体等労働問題懇話会」が設置されたが、肝心の国鉄等の民営化については将来に持ちこされた。

一、ＩＬＯでは、七四年春闘の際の日教組スト権にたいする大量処分にかんする関連条約違反の提訴にたいし、七八年一一月、結社の自由委員会において、同スト権回復にあり、処分は結社の自由の原則を侵すものではないとして却けた。以後、労働側は、スト権は自力でかちとるとの方針変換を余儀なくされた。

一、七八年末から七九年はじめにかけて、当局のマル生政策にたいし、全逓は史上最大といわれる反対闘争を展開した。

一、しかし、具体的な問題解決をえられないまま、公労委の正月二〇日間の休戦提案を受け入れ、それ以後は闘争を縮小して長期闘

争化の方向をとった。

一、七九年四月二八日、当局はこの闘争にたいし史上最大といわれる処分をおこない、またひとつの緊迫状態が生じた。これにたいする反対闘争もふくめて、闘争は長期化の様相をみせている。

一、七八年一一月二〇日に提出された労基法中の女子保護規定の廃止を中心とする労基法研究会報告書は大きな反響を呼んだ。

一、これにたいしては賛否こもごもの議論がなされたが、労働側は対決姿勢を示し、反対闘争がはじめられた。

1 スト権奪還闘争

柔軟路線＝立法闘争路線の鮮明化

七八年六月一九日に出された、現時点においてはスト権を認めることは適当でないとする公共企業体等基本問題会議の意見書は、ていど労働側の予測するところであったとはいえ、スト権奪還闘争にとっては大きな障壁となったことは否定できない。

しかし、同年七月三日から開かれた動労の定期大会において、「たたかう労働戦線の再構築をはかり貨物反合、スト権奪還闘争を果敢にたたかい抜く」との大会宣言を採択していることのなかに労働側のこの闘争についての基本姿勢がみいだされる。一方、同月四日から開かれた国労大会においては、公労法の一部存続を前提とする「スト権立法構想」をもとに総評の統一要求とし、全野党にも特別委員会の設置を呼びかけることを運動方針として採択した。これは、「スト権立法要求」を全国鉄労働者の一致した要求として、全野党共闘が可能となるよう、総評系以外の鉄労、全動労にも働きかけようとするものであった。

このような公労協内部における立法闘争＝条件つき付与＝柔軟化路線は前年度から承継されたもので、ストそのものにたいする慎重路線とともに、本年度にいっそう顕著となった。七八年六月末から七月はじめにかけておこなわれた公労協組合の定期大会の総括として、『朝日新聞』七月九日付はつぎのような記事を掲載している。

【公労協　柔軟路線を鮮明に　スト実施に慎重な構え】

六月末の全電通大会から始まって動労、国労、全逓と続いた公労協の主力単産の定期大会が八日までに終わった。春闘スト回避の責任問題で苦境に立たされた全逓執行部が大会を乗り切ったことで、公労協は全体として今後、従来のスト戦術を基本に据えた対決路線から、柔軟な路線への転換を鮮明にしそうだ。大会論議のなかでは、国労、動労でさえストに慎重な構えをみせ、スト権闘争については「立法化構想」が花形になった。運動の主眼も国鉄再建や大都市対策など企業内問題に向いている。ここ一、二年、公労協は実態として「ストなし」に近い姿を見せることになろう。

〈世論に配慮の方向〉　動労は貨物ストを当面やめる方針を決めた。ストで貨物が減ったとの批判に反論し「貨物量の減少はストと無関係なことを証明するため」と動労幹部は説明する。一方的に安定輸送宣言をしてみて「当局が譲歩しなければ再び貨物ストをおこなう」ともいうが、動労幹部の意図は別にして、労組がいったん方針を決めれば、ストは事実上実施しにくくなるだろう。これに対し、国労は、動労の安定輸送宣言が〝スト迷惑論〟にはずみをつけかねない、と厳しく批判する。が、その国労も大会では「ストを中心とするスケジュール闘争を改めたい」と谷合書記長が答

弁した。国労としては、集改札ストや全職場十分間ストといった柔軟戦術を重視し、これまで以上に世論に配慮する方向だ。五十年秋のスト権ストで国鉄を八日間、全面ストップさせてから二年半、強まる「親方日の丸論」に両労組はようやくそれなりの対応策を組織の方針として決め始めた、とも受けとれる。一方、全逓執行部は「ストなし路線には立たない。できるだけ早く五・四判決（全逓名古屋中郵判決）にストで対決する」と強調して身のあかしを立てた。しかし、具体的には「権力の動向と組織態勢を綿密に検討し、犠牲を最小限にする方法で」（保坂書記長）となり、かなり限定されたストにならざるを得ないことは明白だ。労働四団体共闘による生活制度闘争を運動の最重点に置いた全電通は、共闘の〝障害〟となるストにはもちろん消極的。「スケジュール的にストだけを先行させる発想では国民春闘は成功しない」（及川委員長）という国民の理解を前提とした〝大人のスト〟への転換を訴えている。

〈立法化闘争が前面に〉　公労協各組合を結びつける糸は、もちろんスト権闘争。賃金闘争では大産業別共闘への転換、公労協離れを宣言した全電通も、スト権では「公労協の一層の団結」を強調した。しかし、闘争の主流は国労、全逓、全電通の〝ご三家〟が一致して打ち出した立法化闘争にはっきりと移った。国労、全電通の立法構想は、公労法の「撤廃」ではなく「改正」を掲げており、動労だけがまだ「無条件奪還」の看板をはずしていないが、公労協全体としては「条件付きスト権」の本音が出てきた。富塚総評事務局長は全逓大会で、国会内闘争の強化のため「同盟、全官公にも共闘を呼びかける」と述べた。公労協が「ストなし」に近寄り「条件付き」の要求ならば〝宿敵〟との共闘も可能になるわけだ。「政府が結論を出す決定的段階では統一ストで闘う」という公労協の方針は各組合とも確認した。しかし、その時期はあいまいだ。

そして、公労協としては、一〇月一二日の拡大共闘委員会でのむこう一年間の運動方針と当面の秋季年末闘争方針の決定に際し、スト権を保障するための法改正を求める立法化闘争の推進をはじめて掲げることとなった。なお、この拡大共闘委員会では、公共企業体等基本問題会議の意見書が一部公共企業体の民営化を求めていることについて、いずれの単産に民営や分断の攻撃がかけられても統一闘争で粉砕するとの方針が確認されている。

公労協のこのような動きに対応して、総評においても、七月一五日からの五七回大会において、スト権闘争では、公共企業体等基本問題会議の意見書の矛盾点を追及し、世論や同盟系労組の理解を求めながら、当面は条件つきスト権という目標で立法化闘争にとりくむ決意が示され、その旨が新運動方針として採択された。そして「スト権対策委員会」（委員長・江田虎臣全農林委員長＝総評副議長）を設け、九月二三日、その第一回会合において、①つぎの通常国会に向けて民間なみの条件つきスト権回復を内容とする議員立法を準備する、②労働省に設置予定の「公共企業体等労働問題懇話会」（仮称）には積極的に参加する、などの当面の方針を決めた。そして、議員立法の内容については、社会党の石橋前書記長を委員長とする「スト権特別委員会」で検討し、従来から「条件つきスト権付与」を要求している同盟にも同調を求めることとした。

総評「78秋季年末闘争の重点課題と闘い方」におけるこの問題にかんする部分を掲げておこう。

【総評・スト権奪還・労働基本権確立の闘い】

当面、昨年十二月の政府回答の履行を求めつつ、国会に特別委員会の設置を要求する政府交渉・国会対策を強化する。これと併行して各単産は、それぞれの情況に即した権利闘争を推進し、当局交渉を強化する。総評・スト権対策委員会の機能を強化し、学者、弁護士の協力によるプロジェクトチームを編成、闘争の理論化、法制化闘争を検討していく、さらに、交通・通信など国民のための社会生活手段の充実をはかる政策を検討するため「公営・公企体研究委員会」を設置する。

総評の右の要求を受けた社会党においても、条件つき回復＝立法闘争路線が打ち出され、従来の全面奪還方針が大きく転換される動きが生じた。すなわち、同党では「労働基本権対策特別委員会」（石橋政嗣委員長）を設け、七八年一二月九日、「条件つきスト権」回復をめざした立法化作業に入ることを決めた。その基本方針はつぎのようである（『朝日新聞』一九七八年一二月一〇日付）。

①党として立法構想のまとめに入る。
②立法構想のまとめは関係労組と十分連絡をとりながら行う。
③立法構想の大ワクは、現行のスト権全面一律禁止をやめさせ、一定の条件つきスト権回復を図る。
④立法構想の大綱を来年一月末をメドにまとめる。

そして、この立法化促進のため、同委員会は、労働者の郵便貯金払い戻し運動をとることを総評に要請し、総評ではその具体的戦術をねることとなった。

同盟のスト権回復方針

同盟は従来から条件つきスト権付与路線をとっていたが、七八年九月三〇日、労働基本権対策委員会（委員長・福井秀政全郵政委員長）はその具体的内容として、つぎのような案を発表した（『朝日新聞』一九七八年九月三〇日付）。

①政治スト、スケジュールストの排除
②あっせん、調停後のスト権行使
③組合員の三分の二の同意
④十日前までの予告
⑤首相の強制仲裁、スト中止命令権
⑥違法ストを行った労組の権利停止

これは、争議権一律禁止の公労法一七条はたびかさなる違法ストと管理者の対応能力の欠如によって形骸化したものとして廃止を求めるとともに、公共の福祉と調和をはかるためスト権に一定の制約を加えようとするものである。

政府・与党の対応

七八年六月一九日、公共企業体等基本問題会議意見書が出たことに関連し、政府はすでにその趣旨を尊重する立場をあきらかにしていたが、自民党においても、七月四日、党公共企業体等基本問題調査会（倉石忠雄会長）を中心に議論がなされた。その結果、現状ではスト権は認められないとする意見書の趣旨を尊重する立場をとるが、党としては改めてその見解を表明しないこととした。

他方、基本問題会議（経営形態懇談会）が提起した、スト権付与との関連での三公社五現業の経営形態変更問題についても、意見書尊重の立場をとった政府として放置しえないところで、その扱いが検討された。この点についての意見書の内容は、①国鉄はローカル線を地域ごとの特殊会社に分割する、②たばこ事業は民営化する、③国有林野の作業部門は民間請負とする、④アルコール専売は民営化する、⑤郵政・電電は現状維持とするものであり、これにかかわる主管省は、運輸、郵政、農林水産、大蔵、通産の五省であったが、複数の省庁にまたがる問題については内閣官房の公共企業体等関係閣僚会議事務局（事務局長・道正官房副長官）を調整機関としつつ、行政管理庁を中心に検討を推進してゆく方針を固めた。

関係各省庁のとりくみ方と問題点は八月下旬に同事務局に集まり、自民党労働問題調査会に報告された。各省庁とも、構想に難色

を示すものが多かったが、これをたたき台として各省庁とも検討し、一一月末までに結論を出すこととされた。

この総まとめともいうべきものは、一二月二五日に開かれた政府公共企業体等関係閣僚会議における事務次官クラスによる幹事会のまとめた「意見書に対する検討の結果またはその状況について」の報告書の形で示された。これによると、意見書を具体化したものは、①政府内に「公共企業体等労働問題懇話会」を設けたこと（後述）、②国鉄貨物部門の合理化としての一〇月のダイヤ改正による人員削減、③作業部門の請負化を示唆する「国有林野事業の改善に関する計画」の策定、の三点。このほか、国鉄ローカル線の合理化、電電のデータ通信の運営改善、定価法定制の緩和などのたばこ専売納付金制の若干の改善策を五三～五四年度から実施するなどの諸点が示されたが、肝心の民営化については、アルコール、たばこ専売、国有林野とも今後の検討課題とされ、国鉄については、「近くまとまる国鉄地方交通線問題小委員会の報告をふまえ、今年度および来年度中に具体策を確立する」こととされた。

右のほか、同報告では意見書との関連で、米国への調査団派遣をふくめたストの事前抑制措置、損害賠償請求についての検討、公企体職員の給与関係データの整備などをおこなうことがあげられた。

ところで、意見書は、労使の信頼関係のうえに立った話し合いによる正常化を主張していたが、これに対応するものとして、労働大臣の私的諮問機関として、「公共企業体等労働問題懇話会」（公労懇）が設置され、一一月二二日中山伊知郎氏を座長として第一回会合が開かれた。スト権付与の前提条件としての労使関係改善策についての意見交換の場として、労働省、労組の三者に学識経験者が加わり、労組側からは公労協（総評系）、全官公（同盟系）、全動労、全施労など一五組合が参加した。今後のこの懇話会のなりゆきが注目されるところである。

ILOとの関係

七四年春闘の際の日教組ストにたいする起訴をふくむ大量処分事件について、日教組、総評などがILOにスト全面禁止、違反者処罰がILO八七号、九八号、一〇五号違反などとして提訴していた件にかんし、七八年一一月一六日、結社の自由委員会は同ストの主たる目的をスト権回復にあったとしたうえ、当局の処分が結社の自由の原則を侵すものではないとしてしりぞけた。

スト権奪還をILOの力をかりてはたそうとする五八年ごろからの総評の作戦であったが、IOLの態度は極力国内的解決を望むもので、必ずしも労働側に有利なものではなく、今回の決定も労働側に大きな打撃となった。このILOの態度は、総評が消防職員への団結権付与を八七号条約にからんで提訴していた件についても、七九年六月一九日、条約勧告適用委員会は審議の対象からはずす決定をしたことにも現れている。

ここで労働側はILO依存姿勢にも重要な変更を強いられることになり、七九年二月一二日、総評はILOに代表団を送り、「スト権解放の立法構想を準備し、国内で国民世論をバックに自力で具体化する決意」との方針を伝えていちおうの区切りをつけることとなった。

その他の状況

苦難のスト権闘争であるが、七五年のスト権スト敗北に際して、一利用者が国労を相手に損害賠償（タクシー代）を求めた訴訟（岡田訴訟）では、七八年一二月一一日、

東京地裁は請求棄却の判決を下した。またおなじスト権ストでの愛媛県青果農業協同組合連合会からの損害賠償訴訟では、七九年二月二四日、国労とのあいだに和解が成立している。

また、七九年三月六日と四月二五日におこなった国鉄ストにたいする処分は、国鉄再建のための労使協力を前提として、凍結するよう森山運輸相が国鉄総裁に助言している（七九年六月一日）。

力によるスト権奪還、ILO依存、両者の限界に直面して、残された道は立法化闘争中心となるが、それは国会内の与野党の姿勢や勢力関係に大きくかかわるだけに、将来どのように展開されるかは、これとは別に設けられた公労懇内での政労使の話し合いの今後の動きともからんで注目されるところである。

2 郵政反マル生闘争

闘争の開始

七八年一一月二九日、全逓は指令七五号を発し、「昭和三六年以降一七年間にわたる郵政マル生という名の巧妙・悪らつな組織攻撃にたいして、全組合員の怒りを結集し、郵政省の労務政策の転換と具体的なわかりやすい要求解決を目ざして、長期にわたる闘いを強力に展開する」ため、業務規制闘争（作業能率を低下させる一種の順法闘争）、業務命令拒否を指令した。これをうけて、一二月一日から、業務規制闘争と時間外労働拒否闘争を軸として、問題解決が越年し年賀状配達も支障をきたすという全逓史上最大といわれる闘争が展開された。この闘争は、一一月九日からの第七〇回中央委員会における「反マル生」闘争の決定にもとづくもので、また、一一月一三日の反マル生中央共闘発足によってすでに方向づけがなされていたものであった。

この闘争の基本目標は、郵政省の労務政策の転換、反合・反マル生のたたかいと諸要求の前進で、たたかいの視点は、①人事差別、組織介入など職場における労務管理の目にあまる全逓排除を許さないこと、②団交権確立、③スト権、訓練政策、時短など従来からの懸案事項にたいする郵政省の基本姿勢の転換を求めること、であった。

不当労働行為申立と二九項目（のちに一二項目）要求

右の指令の出された一一月二九日、中央共闘は郵政省にたいし反マル生し、同時に当局側の作成した組合員の「評価基準」を示して陳謝させた。さらに一二月五日、公労委にたいして、配転、昇任などの人事権を利用した組合員の全逓脱退強要など、七八年になっておこった二〇件の不当労働行為の救済申立をなした（これはさらに同月二〇日になって三二件が追加される）。

一二月八日には東京・日比谷野外音楽堂に一万四〇〇〇人の参加者による郵政マル生告発大集会が開かれたが、これより前から社会党、公労協などの外部からの支援態勢もでき（郵政マル生粉砕共闘会議の結成など）、国会における当局追及がなされており、一三日には動労の三一線、三六支部、四一一便を対象とした半日支援ストがおこなわれた。

一二月一四日には「年賀処理拒否闘争」の指令三一号が発せられ、同

一六日には、さきに出されていた二八項目に一項目が追加され、二九項の要求となった。つぎのごとくである。

【労使関係改善に関する二九項目要求】

一　一切の不当労働行為、これに類する行為（疑わしい行為を含む）を行わない旨確認するとともに次の通り扱うこと。ア、全機関で対応する組合機関との間で確認すること。イ、前項の確認を全職場に一年間掲示すること。

二　昇任・昇格などの人事、宿舎入居等すべての面で差別を受けた組合員の救済を全面、無条件に行うこと。

三　不当労働行為および労使確認に反する行為を行った管理者については、懲戒処分を行うこと。

四　中央、地方、支部に対応する機関との間に労使関係改善委員会を設置し、とくに、二、三項については、労使関係改善委員会で協議し、具体的実効ある措置をとること。

五　職場紛争（労使および労々間）については、一方的処分による力づくの押えこみや警察当局への告訴、告発という従来の方策をとりやめ、すべて労使関係改善委員会での労使協議により、その根源の解決をはかること。

六　昇任にあたっては、単純先任権順位で任用するとともに、自局任用とすること。したがって高等一科、二科終了者の優先任用はやめること。

七　昇格にあたっては単純先任権とし、勤続二四年以上（新高卒基準・新中卒および短大、新大卒はそれぞれ就学年数を加減する）のものは、定数にかかわらず一級とすること。また、地方局における当務者、係員制度を廃止してすべて公平な扱いとすること。

八　帰郷配転（Uターン）については、支部段階で配転希望者の名簿と希望する事情、必要な事務手続きを労使双方で記名調印し、地方上移する。上移以降の受入先の事情と見通し、配転実施後の補充などについて協議することとし、地方段階では名簿および希望先状況の提示・説明と上移をうけての個別処理の協議を行うこと。以上を基本とする労使協議のなかで、Uターンをめぐっての不当労働行為、差別、利益誘導による組織介入等を根絶すること。また、受入側の郵政局は関係地方本部に定期的に（三ケ月毎）受入数、受入先を提示すること。更に、同時に受入先の支部においても、受入者の氏名、配属される局、係、必要な訓練計画についても協議すること。

九　新規採用にあたっては、特定な学校を卒業したものの優先採用や管理者のひもつき採用ひもつき配属をやめるとともに、試験合格発表と同時にその名簿を地本に交付すること。また、配属局に配属される段階で支部に名簿を交付すること。

一〇　新規採用者の訓練については、当分の間（労使関係の改善がなされたと労使が確認するまで）組合の代表立会いのもとに実施すること。更に、「新しく職員になったひとのために」のテキストのうち組合活動の部分を削除すること。

一一　一切の訓練について、その内容の事前協議を行い公開せよ。さらに、中等部、高等部一科、二科訓練については、当分の間（労使関係が改善されたと労使が確認するまで）中止すること。また、訓練機関内での組合活動の自由の保障、寮生活の自治保障を確立すること。

一二　出張および訓練についての拘束時間については組合と協議すること。

一三　労務管理強化のための組織規程改訂については当分の間（労使関係の改善がなされたと労使が確認するまで）実施しないこと。更に、既実施局の問題点については、労使協議しすみやかに解消させること。

一四　班長制度、職場リーダー制度、レクリーダー制度やシャフトシステムなど小集団管理方式を廃止すること。

一五　公労法適用職員に労務管理権限をもたせる施策は撤回すること。

一六　訓告処分は人事考課の対象としないこと。更に戒告以上の処分の昇任昇格等の資格保留期間について廃止すること。（口頭補足＝人事考課基準について組合に提示し協議すること）

一七　全逓バッチ、ワッペン、腕章着用などを人事考課の対象としないこと。

一八　予算の使用は民主的に行い、経費は公開すること。更に、予算の使用計画については、地方、支部を含めて組合側に説明すること。

一九　宿舎入居基準を団交事項化するとともに、支部における入居者選衡協議のための住宅委員会を設置すること。

二〇　本省、郵政局、研修所の係長任命は、当該所属機関の係員から登用すること。また、非現の現業応援はやらないこと。

二一　支部組合事務室を改善するとともに、すべての普通局分会に組合事務室を設置すること。

二二　組合休暇、その他組合活動に関する大会要求六項目について具体的に解決すること。

二三　奨励体制を改革し、一切の尻たたき、差別、いやがらせを行わないこと。

二四　諸休暇に対するしめつけ、差別、いやがらせを行わないこと。

二五　特推連の機構および運営について抜本的に改め、特定局長による不当労働行為、人事介入を中止させること。

二六　その他、労使関係改善の阻害要因となっていると組合側から指摘された諸施策等については、中央、地方、支部労使関係改善委員会で話し合いを行い実効のあがる解決をはかること。

二七　すでに提出済みの支部団交権確立に関する要求について全面的に解決すること。

二八　地方上移案件は、別途提起するので誠意をもって解決にあたること。

二九　表彰基準は労使協議により決定することとし、人事考課の対象となる表彰制度（永年勤続表彰は除く）は廃止すること。また郵便協力会表彰は中止させること。

右の二九項目要求にたいしては、当局は、二三日、それをたな上げした形の「最終まとめ文骨格」を示していたが、全逓は二五日、一二項目に整理して再提出した。一二項目とは、つぎのとおりである。

交渉の不調と闘争の中断・転換

【労使関係改善のため、この年末に求める到達点】

この年末闘争において、組合から多くの不当労働行為およびそれに類似する行為の事例が指摘されている実態にかんがみ、そのことについての省の強い「反省」と、その根絶と再演防止にむけた固い「決意」を国民および郵政職員に明らかにすべきである。

以上の前提にたって、以下の措置を講ずることを強く求める。

一、本年末での労使合意の到達点について、実効ある指導の強化と徹底をはかること。

二、不当労働行為およびそれに類似する行為（疑わしい行為を含む）を行った管理者を懲戒処分すること。

三、人事や宿舎入居などで差別され不利益をうけている組合員を全面的に救済すること。

四、下部における団交権について、一九七六年六月三日の最高裁判決にもとづき早期に確立することとし、その時期を明示すること。なお本年三月発足した暫定ルールについて、その本来の目的にもとづいた正しい運用をはかるよう労使で協議をし、その結論にもとづき徹底をはかること。

五、労使関係改善委員会（仮称）を下部段階に設置するとともに、具体的に問題を解決しうる機能をもたせること。

なお、今回の組合側の調査にもとづく六、〇〇〇件を超える具体的問題の処理は、この労使関係改善委員会により地方で解決をはかること。このため速効性、実効性ある確認をおこない指導を徹底すること。

六、労使関係改善のための当面の措置として、以下の項目について解決すること。

(1)　主任の任用にあたっては、勤続年数を最重点に評価し、自局任用するとともに、従来確認の「キメ細かく弾力的に運用する」という主旨をさらに前向きに確認し指導を徹底すること。また郵便外務主事の自局任用にあたっては、従来確認にもとづき早期に解決をはかること。さらに本省、郵政局および研修所の係長任用にあたっては、自局任用とするよう早急に検討すること。

(2) 当務者の一級昇格の改善については、高卒二十四年の実現にむけて最大限努力すること。

(3) 訓練については、事業知識修得を中心とし、公開を原則とする。高等部二科訓練については見直しを行うこと。新規採用者の訓練は、管理者によって行うこと。また研修所内の組合活動を保障すること。

(4) 帰郷配転にあたっては、組織介入と差別を根絶し、その防止措置を講ずること。

(5) 郵便外務班統括責任者の掌理事項について、従来確認の見直しを行い指導を徹底すること。

(6) 特定局長業務推進連絡会役員は、他局人事に介入しないよう指導すること。

(7) 労働組合の団結を象徴する表示行為については、一切人事考課の対象としないこと。

そして二七日には準トップ交渉が開かれ、当局側の回答が示された。しかし全逓側はこれを不満とし、さらに大臣交渉を求め、二八日、そのための事前折衝が二回にわたって開かれたが、結局決裂した。このため、全逓は闘争継続を指令、年賀状の配達に支障のでることがあきらかとなった。

この決裂状態にたいし、中労委は、三〇日、一時休戦させるべく労使双方から事情聴取をおこなった。そして翌三一日には、闘争の一時中断と全逓申立の不当労働行為などにたいする当局側の適切な対応を要望した審査委員会メモおよび①七九年一月二〇日までの闘争中断、②時間外協定は従来どおり締結すること、③不当労働行為実行管理者の厳正な処分を求めた金子審査委員長の口頭メモを両当事者に示した。これを受けた全逓側では、メモ内容が自主交渉での解決の線を出ていないところから議論がなされたが、執行部は七九年一月二日に全国代表者会議を開いたうえで受諾する態度を決めた。しかし、同月一日におこなわれた労使交渉において審査委員会メモの解釈で対立したため、再度中労委に見解を聞いたのちに折衝することとした。この中労委からの見解聴取は三日おこなわれ、四日の郵政省との折衝の結果、①一二項目要求を重要視する立場で対処する、②即決処分（全国で二万七〇〇〇件）は今回の紛争にふくまれるとの立場で話しあうとの回答をえたため、公労委提案受諾を決定した。

こうして、結局は何ら具体的解決をえられないまま闘争は中断されることになる。この間、即決処分の扱いについての地方での個別交渉に重点が移るが、これも一五日現在の妥結率は五六%にすぎないという難航を重ねることになった。そして一月一七日、中闘委において中断以後の闘争方針が決定され、従来より戦術を弱めて長期戦で臨むこととなった。すなわち、①今回の闘争を出発点として、マル生根絶まで長期化させる、②二一日以降は業務規制闘争は中止するが、全職場での時間外労働拒否戦術を再開する、③一二項目要求の実現を迫る、ことなどを決め、これが一月二五日の七二回臨時中央委員会に出された。なお一月二四日には、不当労働行為対策を強化するため、「公労委・不当労働行為対策委員会」を発足させた。

右のように、長期闘争への転換がなされたが、七九年二月上旬の時点での通常郵便物の滞留数は百万通を超える事態となっていた。この状況を背景として二月一〇日、郵政大臣と中闘委との会談がなされた。全逓側はこの席での大臣の態度を誠意あるものとして受け止め、以後において当局との交渉を再開することとした。また、二月二六日、中闘委は三月中時間外労働拒否闘争をも中止することを決定した。

闘争にたいする処分と組合の対応

右のような推移のなかで、七九年四月二八日、当局は反マル生闘争についての大量の処分をおこない、労使間にふたたび重要な緊迫関係が生じることとなった。懲戒免職五八人、公労法による解雇三人、停職二八六人、減給一四六四人、戒告一三六三人、訓告五〇〇九人、総計八一八三人にわたる処分で、全逓史上最大規模のものであった。しかも、組合幹部ではなく、闘争に参加しただけの一般組合員を対象としたところに特徴があった。

これにたいし、全逓はただちに抗議、つぎのような反処分闘争方針をたてた。

【反処分の闘いについて】

闘いの基本的視点（省略）

具体的な闘い方

1　中央指令をもって直ちに時間外労働拒否戦術、平常能率徹底でたたかう。

2　不当処分の強行された職場では、被処分者の辞令を一本にまとめ、地本・地区から派遣された役員や支部長が、被処分者の先頭にたって、抗議と辞令返上をおこなう。追いうち処分の口実となるようなトラブルは絶対さける。

3　処分の集中した東京地本は、中央闘争委員会と綿密な意思統一をはかりつつ、波状的な抗議行動を展開する。前項の抗議も同様であるが、抗議行動に際しては機関指導を徹底し、統制力をもって対処する。

4　処分の不当性、ギマン性に関して、組織内外に大量の宣伝活動、アピール行動をおこなう。

5　中央本部と東京地本は、郵政省および東京郵政局（他の地本もこれに準じる）に対して処分が強行された以降直ちに抗議行動をおこす。全国的には、別途発出する指令にもとづき、職場大会をもち、抗議決議をおこない、郵政大臣あて送付する。

6　同時に、被処分者に対して活発な激励行動を組織する。家族対策をきめこまかくおこなう。被処分者が孤立感におちいらないよう全体で包む態勢を万全にする。（宿舎入居者の措置など……）

7　懲戒免職となった被処分者に対しては、職場大会での激励決議をおこなうとともに、具体的方法に際しては、形式的な激電方式でなく、「寄せ書き」方式とするなど工夫する。

8　春闘関係の全国統一リボンの着用は、五月に入っての仲裁裁定提示以降、いったん打ち切り、引き続いて「不当処分撤回」を軸とし、反合理化・団交権確立・マル生粉砕など、また、ローカル色を打ち出して、リボン闘争に入ること。このリボンはそれぞれの地区支部毎に作成すること。

9　第三者機関への提起は、とくに人事院関係は原則として被処分者全員に関して直ちにおこなう。人事院以外の裁判所などへの提訴は別途おこなう。したがって、処分内容の精査・当時の闘争状況と事実関係相違点・デッチあげの実態などをつぶさに調べ、反証材料を整備して　第三者機関のたたかいに備える。

10　五月一日のメーデーの機会に、不当処分の実情など、宣伝チラシなどで大衆に訴える。

11　今次不当処分に関して、共闘の場に積極的に提起し、処分の背景、不当性、性格、狙い等々を正しく理解してもらうとともに、支援行動の要請、連帯行動の呼びかけなどをおこなう。

12　被処分者および東京地本・地区は、当面、東京都内の各単産・諸民主団体等々に逆オルグを実践するほか、街頭宣伝(宣伝カー)、チラシくばり、郵政局に対するすわり込み抗議などを多角的に展開する。

13　全逓独自の大衆集会・デモについて別途計画する。東京地本としては、処分発令当日は東郵前で抗議集会をひらくので、これを第一次抗議集会とし、以降毎月二十八日を不当処分に対する抗議の日として、当分の間継続する。

14　被処分者の任務・配置・行動方法は、中央本部と関係地本間で協議してきめる。掌握はきちんとおこなう。

15　従来の経験では、懲戒免職者が出ると、組織的行動とは別に、「〇〇君を守る会」などをつくり、大衆カンパなどを求めるグループがあるが、今回はこれを統制し、組織内の統一した行動の実をあげるようとりくむ。

16　反処分闘争の一定段階（全国大会以降）で、東京と地方職場の交流を計画し、あるいは被処分者で逆オルグ団を編成して逆オルグをおこなうなど検討する。これとは別に、被処分者が地方へオルグする場合（例えば地方の支部や青年部からの要請などで）があるときは、地本および中央本部に事前連絡し、組織的に対処すること。

そして、五月一八日には郵政マル生粉砕共闘を中心に三〇〇〇人の参加者による「ナマ首を切られてたまるか！　指名解雇、不当処分、郵政マル生粉砕5・18中央総行動」を展開した。また五月二八日は、「郵政マル生粉砕・労働基本権確立・東京中部共闘会議」主催の「5・28反処分行動デー」とされ、千代田、中央区労協傘下組合代表八〇〇人が集まった。

このようにして、反マル生闘争に、新たに加わった処分反対闘争がからんで、闘争は長期化の様相をおびている。全逓三二回定期全国大会（七九年七月一〇日～一三日）提出の議案では、この問題についての今後の課題として、つぎのように提案している。

【総括――今後の課題（全逓三二回定期大会）】

歴史的なマル生闘争をたたかい抜いて、いま私たちは長期闘争にとりくんでいます。たたかいのなかにおける多くの成果や前進面がある反面、日時の経過とともに組織的な問題点も少しずつ表面化してきています。しかし私たちは、

第一に反マル生闘争の崇高な目標、すなわち80年代における全逓の運動展望をきりひらくために、また郵政省当局の人間性否定、人権無視の労務政策をなんとしても転換させるべくこの反マル生闘争を貫徹してゆかなければなりません。

第二に、反マル生の中央における課題について焦点をしぼりこみ、わかりやすい客観性のある到達点を明示してたたかうこと。

第三に、地方におけるマル生課題の要求解決を前進させること。

第四に、中央・地方の共闘関係についてさらに幅と厚味をもたせること。

第五に、引続き世論対策、地域対策に万全を期すこと。

以上五点を今後の課題として提起します。

3　婦人労働者の保護措置の改正動向にたいする闘争

労基法研究会報告

七八年一一月二〇日、労働大臣の私的諮問機関である労働基準法研究会（有泉亨会長代理）は、職場での男女平等確保の見地から、現行労基法のなかの女子労働保護規定の廃止を中心とする提言をした報告書を労働大臣に提出した。

おもな内容は、男女平等法制定の必要をとき、現行労基法との関連では、母性保護のための規定はその保護をより手厚くする反面、一般女子労働者保護規定については、①時間外・休日労働は基本的には男子と同様にする、②女子についての深夜業の規制は基本的には解消する方向をとる、③危険有害業務の女子の就業制限は原則的

に男女同一に扱う、④生理休暇は本来廃止すべきものである、⑤抗内労働の全面禁止は例外を認めるべきである、などである。

これを受けて、労働省はその趣旨を尊重して労基法の改正や新規立法の検討に入る方針を立てた（報告の内容についてくわしくは本年鑑Ⅲ—Ⅰの3「労働基準法研究会報告」参照）。

反対運動の展開

制定以来三〇年以上を経た労基法の画期的な改正提言であるだけに、この研究会報告書はがぜん大きな反響を呼び、統一戦線促進労働組合懇談会による討論集会（七九年一月）、婦人少年協会主催の「労基法研究会報告をめぐる討論会」（同二月）など、大小さまざまの研究会や討論会の開催がみられた。しかし、報告書が提出されたその日、総評はただちに女子労働者の実態についての現状認識がとぼしいとして反発したのをはじめ、労働組合、野党、婦人団体の大勢はこれに反対で、それぞれの立場からの対決の構えをうち出した。とくに目立ったものとして、総評は、「労働基準法改悪を阻止し、婦人の労働権を確立する闘い」なる闘争方針を立て、七九年三月二九日、東京・明治公園で、女性一万五〇〇〇人による初の集会を開いた。この闘争方針には労基法研究会報告書にたいする基本的考え方が示されており、労働組合側のこの問題についての基本姿勢を代表するとみられるので、つぎに掲げておく。政府与党がいかなる対応を示すか、そして労基法改正の帰趨いかんは、今後の反対側の動きともからんで重要なところである。

【労働基準法改悪を阻止し、婦人の労働権を確立する闘い】

① 構造不況、低成長時代にそなえる政府、独占の産業再編成、てっていした減量経営が強行されるなかで、既得権は侵害され、婦人労働者は職場を追われている。企業の合併、業務提携による人員削減、減量経営による雇用調整は「家計の責任者でない」ことを理由に共働きの常用婦人労働者をまっさきにねらい、金のかかる中高年労働者に退職を強要し、常雇の婦人労働者を低賃金、無権利のパート・タイマーや臨時雇の未組織労働者に切りかえる政策を促進している。婦人労働者を家事・育児の余暇に働く家計補助の労働力として位置づけ、これを活用する婦人労働力政策が着実に実践されている。

② この企業の婦人労働政策は、一昨年二月、政府が「国内行動計画」において明らかにした婦人労働力政策、すなわち、結婚または出産までの若年短期と、家事・育児の余暇に働く再就職型主婦労働力を有効に活用するという政策と完全に一致するものである。

③ このように、不況を理由にして、婦人の労働力が再編成され、低賃金、無権利の不安定な労働者群への雇用がえがすすめられ、完全失業者が一〇〇万人を超える状態が二年も続くという史上最大の雇用危機のなかにもかかわらず、婦人労働者は毎年激増し、いま史上最高の一、二八四万人（五三年九月末）を数えている。しかし、量的には増大しても、雇用形態が大きく変化してきていることを重視しなければならない。

④ このような雇用政策をすすめる一方で、政府は昨年一一月、労働基準法研究会の名をかりて、平等化をすすめることを口実に、時間外労働、休日労働の制限、深夜業、危険有害業務、坑内労働などの就労禁止、生理休暇などの母性保護の廃止をうちだしてきた。この内容は、一九七〇年に東京商工会議所が労働基準法改正の意見を提起して以来、労使間で攻防をつづけてきた問題そのものである。この政府、独占が一体となった体制的な攻撃に、どう闘いを挑むのか、婦人の労働権確立と差別排除、母性を社会的機能としてまもる労働組合の闘いは、いま正念場をむかえている。

⑤ 昨年一一月末、雇用政策研究会が中間報告として発表した「六〇年の労働力需給の展望」によれば、主婦を中心とする婦人労働力は、さらに二四〇万人増加することをあげている。同時に造船、繊維、鉄鋼など業界単位の産業構造の転換の過程で、失業者の大量発生が予想されるが、

男子の失業者の吸収がむずかしくなることを問題点としてあげている。

⑥　以上のように、今後の雇用保障の闘いは、雇用調整の名のもとにつくりだされる雇用構造多重化、とりわけ低賃金層としての婦人労働者の差別雇用の現状をこのままにして、全体の雇用の安定は望めない状況となっている。いま、労働基準法研究会の報告をめぐって、闘いの焦点となっている母性保護の解消も、婦人労働者をより金のかからない労働力とする資本の減量方針以外の何物でもない。婦人労働者に対する差別攻撃が、男女労働者を分断し、低賃金、低労働条件を固定化するための労働者全体にかけられている攻撃であることは明らかであり、このことを正しくとらえ、婦人の労働権確立、差別排除を労働組合の重要な闘いとして位置づけ、職場、地域から強力な闘いを展開する。

一、闘いの基本的な考え方

労働基準法改悪の資本の意図とそのねらいは、政府の「国内行動計画」に集大成され、国の施策として実施されることになったという認識にたち「国内行動計画」に対する総合的な闘いとしてとらえて対処する。

政府は、平等化をすすめることを口実にして、その前提条件として、保護の見直し、解消を提起している。したがって、この政府の保護切りすてを先行させないために、われわれは、男女平等化の保障、差別を具体的に排除していく法制度を確立し、母性保護を拡充する総合的な要求を対置して闘うものである。

二、組織的な闘いの展開

この闘いは、政府、独占が一体となった婦人労働力政策に対して、婦人労働者の全課題をかける重大な闘いである。したがって、労働組合が、労働者階級にかけられている攻撃として、男女差別を排除するたたかいを積極的にとりくむことがこのたたかいのカギとなる。そのためには、労働組合が――女が平等に働く権利、生活する権利を確立することをホンネの闘いとしてとりくむ体制をつくり、雇用・賃金をはじめ仕事の配置や定年など、現存する男女差別をとりあげて是正する闘いを具体化する。

三、政策に対する要求の内容（略）

四、各級組織でとりくむ具体的な行動（略）

【参考資料】　(1)『労働法律旬報』、(2)『労働経済旬報』、(3)『賃金と社会保障』、(4)各種民間一般新聞、(5)各種労組機関紙

Ⅶ 公害反対闘争

概要□概況――昭和五四年版『環境白書』の発表とその反響／公害・環境行政の後退と被害の深化・拡大／被害者の運動の前進／単産・単組の公害反対闘争と原発問題／NO_2環境基準の大幅緩和――NO_2環境基準の緩和と問題点／日教組などの基準緩和への反対運動／スモン訴訟――スモン訴訟と判決の動向／労働組合の支援活動／スモン全国実行委員会の結成／原発闘争――米スリーマイル島原発事故の日本への影響／労働組合－原発問題で二つの立場／その他の公害問題への組合のとりくみ――騒音公害／自動車公害／黄害／合成洗剤公害

概要

一、一九七九年七月、環境庁は、広範な公害被害者の住民組織、日本弁護士連合会、全国公害弁護団連絡会議、総評の公害対策全国連絡会議、一部の自治体、および学者・研究者らの強い反対を押し切って、二酸化窒素に係る環境基準を大幅に緩和した。この緩和は、大気汚染による公害病認定患者が年々激増し、二酸化窒素が公害病に大きく関係していることがしだいに明らかにされつつあった時期に、産業界の要求によってなされたものであった。被害者住民は基準緩和撤回を要求する運動を展開し、同年一〇月には東京在住の住民が新基準告示撤回を要求する訴訟をおこした。日教組は、一九七九年の運動方針で、二酸化窒素の定期測定を自主的に、全国的規模で実施することを決定した。

一、既存汚染地域における硫黄酸化物汚染の減少など、一部汚染因子の改善がみられるものの、公害の被害は深化・拡大していった。とくに、自動車・道路公害、空港公害、合成洗剤公害、食品・薬品公害など、流通・消費過程から発生する公害が増大した。

一、一九七一年に東京地裁に第一次訴訟が提訴されて以降、スモン裁判は全国に波及していったが、一九七八年になってからつぎつぎに原告勝訴の判決が出されていった。労働組合のスモン訴訟への

支援活動は、まず各地の地評あるいは単組からはじまったが、一九七八年になるとそれがいっそう強化されていった。

一、自治労は、控訴した国と製薬三社に、ただちに控訴を取り下げることを要求するとともに、キノホルム説を否定し、率先して控訴した田辺製薬の製品の不買運動を展開した。同時に、総評にたいして、スモン訴訟闘争を総評規模のたたかいとして推進し、国民的な運動とすべきことを要請した。こうした総評にたいする単組や地評の要請が強まり、他方ではそれまで分散していた患者組織の統一的行動の必要性が増大するなかで、一九七九年三月「スモン全国実行委員会」が結成された。からなる実行委員会の発足は、運動の力を飛躍的に増大させ、その後のスモン訴訟闘争を大きく前進させた。

一、一九七九年三月、アメリカのスリーマイル島の原子力発電所で発生した大規模な事故は、日本の原子力行政と原子力産業に大きな衝撃を与えた。この事故を契機にして、原子力発電所建設反対運動や原子エネルギーの平和利用の三原則を求める運動が新たな盛り上がりと展開をみせた。原子力発電に直接関係する労働組合のうち、概して、総評傘下の組合は、現在の原子力行政・原子力開発にたいしては強い批判的立場でのぞみ、三原則の徹底化あるいは原子力発電所の建設中止を求めるのにたいし、同盟傘下の組合は、石油に代わるエネルギーとしての原子力発電所の建設を積極的に推進する立場でのぞんだ。

一、その他の労働組合の公害闘争としては、持続的にたたかわれている全施労の黄害闘争、全水道・自治労の合成洗剤公害のたたかいがあり、新たにとりくみが開始された闘争として、紙パ労連の超低周波音公害闘争、運輸労連の自動車公害にたいするとりくみがある。

1　概　況

昭和五四年版『環境白書』の発表とその反響

一九七八年度の公害・環境行政にたいする政府・行政当局自身の評価は、公害被害者のそれとはげしく対立するものであった。すなわち、昭和五四年版『環境白書』は、「昭和五三年度は環境行政にとって進展の年であった」、「環境政策の多くの分野で環境保全施策の一層の進展が図られた」とし、その理由として「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」、「瀬戸内海環境保全臨時措置法」、「水質汚濁防止法」の改正、「水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法」の制定、および二酸化窒素に係る環境基準の改定、「環境影響評価の推進」などをあげた（昭年五四年版『環境白書』二三ページ）。この評価にたいし住民団体の公害対策全国連絡会議（公害連）は、①環境アセスメント法案の四度にわたる流産、②二酸化窒素（以下NO_2と記す）環境基準の大幅緩和、③建設を凍結していた南アルプス・スーパー林道の建設承認、などをあげて、後退続きの公害・環境行政を「大きな進展の年」とするのは、国民感情と公害の実態からかけ離れたものであると強く批判した。事実、一般新聞も、「公害対

策、進展と自賛」（朝日）、「公害対策、気になる楽観論」（毎日）、「楽観的な環境白書」「二酸化窒素基準緩和を推進と見る」（読売）、「行政後退は素通り」「実態と遠い〝改善〟」（東京）というように、総じて批判的論調であった（いずれも一九七九年五月一八日付）。公害弁連の批判にたいして、上村環境庁長官は、「読んだ人の多くが〝大きく進展〟と、自賛していると受け取ったのなら反省している」と「自己批判」した（『日本経済新聞』一九七九年六月八日付）。

公害・環境行政の後退と被害の深化・拡大

一九七八年七月から一九七九年七月における公害問題の最大の特徴は、『環境白書』の評価とは逆に、政府の公害・環境行政が大幅に後退したことである。すなわち、NO_2環境基準の改定は、大気汚染による公害病認定患者が年々激増し、NO_2が公害病に大きく関係していることがしだいに明らかにされつつあった時期に、産業界の強い要求によってなされたものである。

この公害・環境行政の後退は、既存汚染地域における硫黄酸化物汚染の減少等、一部汚染因子の改善がみられるものの、「経済活動の停滞」にもかかわらず、公害の被害が深化・拡大しているなかでなされたものである。すなわち、工場公害のような生産過程から発生する公害に加えて、自動車・道路公害、空港公害、合成洗剤公害のような、流通・消費過程から発生する公害、あるいは自然環境破壊が急増しているなかでなされたのである。しかも、これらの公害の実態は、一部の地域でのみ、ppm、ホーンなどによってわずかに示されているだけである。また、『白書』のいう行政には、急増している食品薬品・公害、放射能汚染はふくまれていないことをつけ加えなければならない。そして、公害は、いぜんとして、大都市から地方都市・未汚染地域に拡大しているのである（公害等調整委員会の昭年五三年度年次報告参照）。

被害者の運動の前進

公害・環境行政の大幅な後退のなかでも、被害者住民の運動は着実に前進していた。その顕著な例がスモン訴訟における原告側の八度にわたる勝訴である。そして、こうした運動の前進のなかで特記すべきことは、被害者住民、弁護士、学者・研究者、労働組合およびその他の団体との連帯と協力関係も大きく前進したことである。その一つの現れが、一九七九年六月の日本環境会議と第四回環境週間・全国公害被害者総行動デー総決起集会の開催である。日本環境会議では、都留重人、鈴木武夫、サックスの三氏の基調報告と二つのシンポジウムがもたれ、「日本環境宣言」と大阪国際空港裁判の適正な判断を最高裁に求める「決議」が採択された。「宣言」は、環境は最高の公共財であるとし、公害・環境行政の現状をつぎのようにきびしく批判した。

【「日本環境宣言」（日本環境会議）】

環境は、国民がその健康を維持し文化的な生活を営むために基本的な役割を果たすもので、最高の公共財であり、その保全は最上位の公共性をもつ。すなわち、環境を公共信託財産として確認し、国または地方公共団体がその保全に対して責任をもつことが公共性の積極的な意味内容である。近時、不況対策の一環と称して計画された大型の公共事業を実行に移すために、規制基準の緩和が強行され、「公共性」の名のもとに、これらの公共事業が大規模な環境破壊を惹き起こすという傾向がみられるが、これはまさに本末転倒であるといわなければならない。

単産・単組の公害反対闘争と原発問題

つぎに、労働組合の公害闘争についてみるとつぎの点が指摘できる。

第一に、NO_2環境基準の緩和に関連して、一九七九年に入り日教組などいくつかの単産で具体的とりくみが開始されたことである。

第二に、スモン訴訟を支援してきた単産や地評のつき上げによって、総評を加えたスモン患者、弁護団、消費者団体、婦人団体等によって構成されるスモン全国実行委員会が結成され、運動の前進に大きく寄与したことである。

第三に、一九七九年三月のアメリカのスリーマイル島の原発事故を契機にして、原発闘争に新たな展開がみられたことである。しかし、現在の原子力行政・原子力開発を批判あるいは原子力発電所そのものを否定する立場の、主として総評傘下の労働組合と、原発を推進する立場の、主として同盟傘下の労働組合とは、スリーマイル島原発事故・原発の安全性の評価、エネルギー政策についていちじるしく見解を異にするものであった。

第四は、持続的な闘争を展開している全施労の黄害闘争、全水道・自治労の合成洗剤の運動は、ともに、職場での労働者の健康と安全を守るたたかいと公害闘争を結合・統一しておこなっていることであり、そのような視点・立場で運輸労連・紙パ労連が公害問題に新たにとりくみはじめたことである。

なお、公害対策全国連絡会議は、一九七八年七月以降、事実上開店休業状態であった。

2　NO_2環境基準の大幅緩和

NO_2環境基準の緩和と問題点

一九七八年七月一一日、政府は、広範な公害被害者の住民組織、日本弁護士連合会、全国公害弁護団連絡会議、総評の公害対策全国連絡会議（本年鑑一九七九年版三四三ページ以下参照）、一部の自治体、および公害問題研究者等の強い反対を押し切って、二酸化窒素に係る環境基準を大幅に緩和した。すなわち、一日平均値〇・〇二ppmを「〇・〇四ppmから〇・〇六ppmの範囲内、又はそれ以下」と改定した。これは、鉄鋼資本、自動車産業資本、電力資本等のNO_2の排出と直接関係する資本を中心とする独占資本および政府内部では通産省の要求に応じてなされたものであった。この改定は、年々、公害健康被害補償法による大気汚染による気管支ぜん息、肺気しゅなどの認定患者数が激増し（一九七五年三月の一万九三四〇人が七七年一月には五万三四一六人、七八年一月には六万一九〇二人、七九年一月には七万一一九〇人と増大）、その主要な原因物質の一つが窒素酸化物であることが科学的研究、住民の自主的測定運動等によって解明されつつあった段階でなされたものであった。しかも、中央公害対策審議会に諮問されることなく、環境庁の行政判断で強行されたものであった。

改定の結果、一九七六年度には環境基準達成率がわずかに九・〇%であったが、新基準によって七七年度には実に九五・四%となった（『環境白書』各年版による）。そして、この新基準によって産業資本が一九八五年度までに節約できる公害防止投資額は三八八二億円以上と多額なものであった（東京都NO_2検討委員会『NO_2環境基準改定に関する検討結果報告書』二二九～二三〇ページ参照）。

日教組などの基準緩和への反対運動

NO_2環境基準の緩和後、各地の被害者住民はただちに撤回要求を展開し、同年一〇月「環境週間・全国公害被害者総行動デー実行委員会」等は二五万人の署名をそえて基準撤回の国会請願をおこなった。同月一一日、東京在住の住民一五名は、環境庁長官を相手どって新基準告示取り消しを求める行政訴訟を提起した。

NO_2環境基準緩和にたいする労働組合の目立った対応はしばらくなかったが、一九七九年になって新たな動きが出てきた。すなわち、日教組は、一九七九年六月開催の第五三回定期大会でつぎのようなNO_2の定期測定にかんする運動方針を決定した。

【日教組「NO_2の定期測定に関する運動方針」（抜粋）】

学校環境から公害を追放する運動については、全分会で取組みを強化し、政府の環境基準緩和政策へ対決し、子ども住民の健康を守るため積極的に取組みます。そのため、日教組および県教組で具体的点検要項を作成し、全国一斉の白書を作成して政府へ具体的改善を迫ります。本年度の具体的な取組みは全国一斉にNO_2（二酸化チッソ）の定期測量と各県段階では学校給食の食品検査を実施します。実施にあたっては、本部・県段階の公害対策委員会で具体策を検討します。

特に合性洗剤を追放し、きれいな水を守る運動とNO_2基準緩和取消しを要求する運動、スモン被害者の恒久救済と薬害根絶をめざす運動、環境アセスメント法案制定運動などに積極的に参加し、運動の推進をはかり、政府の政策を改めさせるよう取組みます。

また、一九七九年七月一一日開催の告示撤回を求める市民集会実行委員会には、東京地評および東京都職員労働組合首都公害局支部も参加し、新環境基準の撤回を求めて運動をすすめていくことが表明された。

3　スモン訴訟

スモン訴訟と判決の動向

一九七一年に、「全国スモンの会」の二名によって、東京地裁に第一次スモン訴訟が提訴されて以降、スモン訴訟は全国に波及し、全国でスモン訴訟の原告は四千五百余名にのぼる。

これらの訴訟は、第124表にみるように、一九七八年三月の金沢地裁を皮切りに、八つの地裁において判決が下された。判決は、いずれも原告勝訴となり、判決内容は、スモンの原因がキノホルムであるとして、これにともない、製薬企業と国の加害責任が明確にされた。また、福岡判決以後、東京地裁の可部和解基準を上回る賠償一時金が認められたほか、投薬証明のない被害者も勝訴となった。

ここ一年来の判決内容は、確実に前進している。すなわち、金沢地裁判決が、因果関係において「ウイルス説も否定できない」とし

第124表　各地裁「スモン訴訟」判決概要

	金沢(1978. 3. 1)	東京(1978. 8. 3)	福岡(1978.11.14)	広島(1979. 2.22)	札幌(1979. 5.10)	京都(1979. 7. 2)	静岡(1979. 7.19)	大阪(1979. 7.31)
原告数（人）	16	133	164	43	75	79	73	45
請求総額(万円)	50,017	647,000	566,500	207,000	309,350	259,600	245,850	155,100
認容総額(万円)	18,164	325,128	386,220	107,037	152,078	175,863	132,711	89,340
患者1人当たり平均認容額(万円)	1,651	2,732	2,682	2,489	2,534	2,705	2,504	2,482
認容率（%）	36.3	50.3	68.2	51.7	49.2	67.7	54.0	57.6
認容額に対する仮執行限度	2/5	1/3	1/3	2/3	1/3	1/3~2/3	1/3~1/10	2/3

ていたのにたいし、静岡地裁判決は、「スモンとキノホルムの因果関係は疫学調査と動物実験の結果に照らし高度のがい然性を認めることができ、いわゆる『井上ウイルス』はスモンの病因とは認めがたい」と認定した。また、東京地裁判決が、国の責任発生の時期を厚生省の「医薬品の製造承認等に関する基本方針」が発効した一九六七年一一月一日以降に限定していたのにたいし、静岡地裁判決では、「国、製薬会社は遅くとも一九五六年一月当時にはキノホルム剤の危険に対する予見が可能であった」として繰り上げた。その他、請求総額にたいする認容総額も、金沢地裁判決が三五・一%であるのにたいし、多少のバラツキはあるがほぼ五〇%を超えるにいたり、平均認容額も二五〇〇万を超えるようになった。こうした裁判闘争における大きな前進は、各スモン患者の組織および全国組織である「スモンの会全国連絡協議会」はもとより、これを支援する労働組合、市民団体の協力のもとに達成されたものであった。

労働組合の支援活動

労働組合のスモン裁判への支援活動は、まず各地の地評あるいは単産からはじまり、それらの運動が総評をつきあげるかたちで、後述するような患者と支援団体が一体となった全国組織を結成していった。スモン裁判支援闘争がまず各地で（全国的に）展開された理由は、第一に、スモン（＝亜急性・脊髄・視神経症）という薬害が、工場から発生する公害と異なり、薬品という商品の使用・消費過程から発生する公害であり、この意味で地域性がないからであること、およびスモン患者が労働組合員の家族のなかでも発生していること、おなじスモン患者が、より直接的・日常的に接している各地の地評等にまず支援を要請し、共闘会議等を都道府県段階で結成していったからである。すでに一九七三年に京都府の地評大会でスモン裁判の支援決議がな

され、一九七五年には山形県で県評をふくめてスモン患者を支援する県民会議が結成されていたが、とくに活発に運動を展開し出したのは、判決が出されはじめた一九七八年になってからである。

〔国　労〕　国労は七八年七月の第四〇回定期全国大会で、「被害者の早期完全救済と薬害の根絶をめざす本裁判を重視し、本件裁判闘争を支援する」という内容の決議を採択した。

〔自治労〕　七八年八月の第二四回定期大会で、自治労八地連の共同提案「薬害根絶・スモン訴訟闘争支援に関する決議」が採択された。決議では、東京地裁判決でスモンとキノホルムの因果関係が明確であると断定されたにもかかわらず、国と製薬三社は控訴したが、それは「今なお病苦に苦しむ被害者の心情を無視し、薬害根絶を願う国民の期待を裏切る反社会的・反国民的行為であり、道義的にも絶対に許すことができない」とはげしく糾弾し、当面の方針として、①控訴取り下げを国・製薬三社に要求すること、②国・自治体当局に薬害根絶にむけての行政指導・対策の強化を要求すること、③（ビールス説をとなえて）率先して控訴した田辺製薬の製品を自治体病院などでとりあつかわないように自治体当局に申し入れることの三点をあげている。この決議にもとづき自治労本部は翌九月に執行委員長名で各県本部委員長・衛生医療担当者あてに、県本部、単組、中央本部、および各組合員ごとのとりくみをよりくわしく記した「『薬害根絶、スモン訴訟闘争』の推進について」という要請文を出した。同時にこの月に総評議長にたいしては、「薬害根絶、スモン訴訟闘争支援強化について」という要請文を提出した。要請文は、「このたたかいを一単産のたたかい、運動にとどまるものではなく、広く国民的な運動とすべきと考えます」として、「この運動を総評規模のたたかいとして推進するよう要請するものであります」と結んでいる。翌一〇月には厚生大臣にたいして「スモン訴訟控訴取下げ及び薬害根絶についての要求書」を提出し、大会決議にもとづく控訴取り下げ等の三点を要求した。

〔広島県労働組合会議〕　広島地裁の判決が出された前月である一九七九年一月、広島県労働組合会議は、総評議長宛に「スモン患者支援行動要請について」という要請文を提出し、①「二・九スモン大集会」に総評として実行委員会に参加し、指導、支援、激励すること、②全国県評へ支援、激励行動をし広島地裁への要請電報を集中すること、③各県評へスモン支援組織の結成と既存組織への支援、激励を要請すること、等を要請した。

こうして労働組合のスモン裁判支援活動が強化されるなかで特異な立場におかれていたのが、ウイルス説をとなえ、他の被告二社が和解に応じても和解に応じなかった田辺製薬の労働組合であり、同労組が加盟している合化労連であった。

〔田辺製薬労働組合〕　「スモン問題にたいする私たちの態度」のなかで、田辺製薬労組は、「キノホルム説の主たる根拠となっている点が科学的に論理性を欠き、また発売停止後も、スモン患者が新たに発生している事実など疑問点も多く、真因がキノホルムであるという論拠は再検討される必要がある」とし、「科学的、医学的な問題と社会的な問題とは区別して対処されるべき」で、「難病に苦しんでおられる人々に、とりあえずの社会的救済が成され、同時に真因の究明が純粋に科学的、医学的レベルですすめられるべきであろうと思います」としている。そして、キノホルム説を疑問視する論拠として、非服用のスモン患者が存在するなど六項目をあげてい

る。

〔合化労連〕　七八年一一月、合化労連委員長名で田辺製薬株式会社宛に「要請書」を提出し、そのなかで、金沢、東京判決からしてもスモンとキノホルムとのかかわりは否定しがたいこと、また医師の責任も大きく「とりわけ薬の製造について許認可権をもつ国の薬務行政にこそ重大な責任がある」としたうえで、田辺製薬のみが和解に応ぜず他の救済対策を出していることは、速やかな裁判の進行と早期救済を願う者にとっては遺憾にたえないとしている。つづけて、「しかしながら」とし、「数千億円に及ぶとも推定され」る補償金を「会社が負担すれば、倒産の危険もあり、もしそうなれば、約五千人の組合員やその家族、そして三万人を超えるともいわれている関連企業労働者の生活が、今日の不況と合理化の中で路頭に迷うことになりかねな」く、また「患者への補償が不安定になり現実的には解決が困難となる」ので、「一企業では負担し得ないような多額の補償額については、国がその責任において二〇～三〇年の長期にわたる低金利融資を行う必要があると考え」、「投薬証明等の患者や、恒久対策については国が主たる補償責任をとるよう要請してゆかねばなりません」としている。

スモン全国実行委員会の結成

全国で一万人ないしは二万人といわれるスモン患者の組織は各地にいくつも存在し、要求は基本的には一致しているものの、統一した行動がなされていなかったが、つぎつぎに裁判で原告が勝訴してゆき、新たな課題が提起されるなかで、被害諸団体の要求と行動を統一してゆくことが緊急の課題となっていった。そこで、一九七九年三月「スモン全国実行委員会準備会」を組織し、翌四月「スモン被害者の恒久救済と薬害根絶をめざす全国実行委員会」を結成した。結成総会には、スモンの会関係一四団体、一二弁護団、支援組織八団体、計八八人が参加し、代表委員の一人に総評議長が選出された（支援労働組合としては、総評以外に、福岡、広島、北海道、静岡、東京の五地評が参加）。被害者組織、弁護団、労働組合、消費者団体、婦人団体からなるこの実行委員会の結成は、運動の力を飛躍的に増大させ、その後の闘争を大きく前進させた。すなわち、五月から六月にかけての四次にわたる全国的な統一行動をとおして、①先述のように田辺製薬にキノホルム説を認めさせ、和解の席へつくことを認めさせ、②政府提案の薬事二法（「医薬品副作用被害救済基金法案」「薬事法の一部を改正する法律案」）を修正させ衆議院を通過させ（ただし、会期切れで廃案）、③「スモンの会全国連絡協議会」、製薬三社、厚生省の三者間で、七月に「提訴ずみ原告の年内解決の実現をめざす」ことが確認されたことなどである。

4　原発闘争

米スリーマイル島原発事故の日本への衝撃

一九七九年三月二八日、アメリカ合衆国ペンシルバニア州のスリーマイル島の原子力発電所で、かつてない大規模な事故が発生し、放射能汚染による人体被害の危険も生じたため、同月三

一日州知事は八km以内の五歳以下の子供と妊婦の避難を勧告した。同発電所の加圧水型軽水炉は、沸騰水型軽水炉に比較して、安全性が高く、経費的にも安いということで、世界的にも原子力発電の主力になりつつあったただけに、この事故が日本の原子力行政と原子力業界に与えた衝撃は大きかった。とりわけ、原発建設反対運動によって、その建設が不可能になる事態が一部に生じているなかでこの事故が発生しただけに、その影響が大きかった。

すなわち、中国電力が原発建設を計画していた山口県豊北町では、地元の漁民をはじめとする住民の反対運動と、それを積極的に支援した日本電気産業労働組合中国地方本部などの反対運動のために、事実上建設不可能な状況が生じていた（原発反対ビラを配布した上記労組員にたいして、中国電力は徴戒処分をおこなったため、組合側は処分取り消しを求め現在系争中。くわしくは『電産中国』各号参照）。また、福井県美浜の原発など各地で事故が続出し、労働者の被ばく量も増大し、国民の原発の安全性にたいする危惧が増大し（総理府『省エネルギー・省資源意識調査』参照）、そのため各地で原発反対闘争が強まっていたのである（『環境破壊』各号の公害日誌参照）。

ところが、スリーマイル島で事故が発生した同月三〇日、原子力安全委員会は臨時委員会を開き、「まだ詳細な情報が入っていないので不明なところが多い」としながらも、「①日本の原子炉は事故を起こした炉と構造が違う、②基本設計の思想が違う、③米国に比べてわが国は使用前検査を非常に厳しくやっており、たとえ機器に故障が起きても二重三重のバックアップ機構が働くことを確認している――ことから、事故の引き金となった二次系給水ポンプ一台の停止、タービンの停止がわが国の原子炉で起きても、今回のような大事故に発展することはほとんどあり得ない」という委員長談話を発表した。

ついで、四月二日、資源エネルギー庁は、東京電力など原発をかかえる八社にたいして安全確保の再点検を指示したが、その後アメリカの原子力規制委員会がウェスチングハウス社製の加圧水炉の緊急炉心冷却装置（ＥＣＣＳ）にも問題があるおそれがあると発表したため、四月一三日加圧水炉型原子炉で唯一稼動中であった関西電力大飯原発一号炉を停止し、ＥＣＣＳの安全解析を実施した（その結果、スリーマイル島と同じような事故が発生しても炉心冷却装置〔ＵＨＩ〕が作動するので安全であるとして、六月一三日運転を再開した）。

アメリカでの原発事故発生後、原発の運転停止を求める運動が各地でまきおこり、また一部の自治体が原発建設計画の凍結を決定するような状況が生まれていった。

労働組合――原発問題で二つの立場

同時に、労働組合の原発にたいするとりくみも急速に活発化していった。労働組合の原発にたいするとりくみは、大別して二つの立場が存在する。一つは、原子力平和利用の三原則「自主・民主・公開」を追求する立場から、現在の原子力行政・原子力開発の方法に反対している労働組合（日本原子力研究所労働組合など）あるいは原発の建設そのものに反対している労働組合（前記電産中国山口県支部など）である。第二は、石油に変わるエネルギーとして原子力の利用を積極的に認め、原発の建設に賛成している労働組合である（電機労連など）。それぞれの立場の組合は、スリーマイル島原発事故・

大飯原発停止、および今後の原子力行政・開発にたいして、きわだって対照的な見解を発表していった。それらの見解の相違の主要点は、現在の原発の安全性とエネルギー・資源にたいする見解であった。以下、原発にもっとも関係の深い労働組合を中心にそれらの見解を記す（傍点はすべて引用者）。

〔日本原子力研究所労働組合〕　四月三日、原子力安全委員会の「こんどのような事故は日本では起り得ない」という見解にたいして、つぎのような抗議文を同委員会に手渡した。

【米国の原発事故に対する原子力安全委員会の姿勢に抗議する】

原研労組は、かねてより軽水炉には技術的問題が多く、およそ「実証済み」とは言えないことを明らかにし、同型の発電用原子炉の建設をやみくもに進める、行政・電力業界の姿勢に警告を発してきた。今回の米国における事故は、不幸にもこの警告の正しさを「実証」してしまったと言うことができる。……今回の事故は、連鎖的に発生した一連のものであり、単に加圧水型炉のみの問題としてでなしに、軽水炉全体の安全という観点からとらえるべきである。事故が公衆の避難にまで発展したことも重大である。同規模の事故が、東海二号炉で起きれば、周辺八km以内には東海村全体がふくまれることになる。原子力発電所をかかえる地方自治体と国は、早急に万全の防災対策をとるべきである。……しかるに、原子力安全委員会は、三月三〇日に吹田委員長談話として、「こんどのような事故は、日本ではほとんど起こり得ない」という楽観的結論を発表している。日本における原子力安全行政に責任をおうべき同委員会が、事故の詳細も明らかでない段階で、このような安易な結論を発表したことは、驚くべきことである。……このような安易な態度を発表することは、安全に対する科学的立場を忘れ、原子力の安全性をチェックするという任務を放棄したものといわざるを得ない。このような、開発優先、事故軽視の姿勢は、原子力安全委員のみならず、安全審査にたずさわる原研首脳部の中にも、しばしば見受けられるところであり、原子力の安全な開発をすすめる上で極めて憂慮される傾向である。このような姿勢が容認される限り、日本の原子力の安全は確保されないであろう。原子力安全委員会の猛省を促すものである。

四月一一日、公開討論会を開催。四月一六日、「スリーマイル島原発事故と原研の社会的責任」という声明を発表し、そのなかで「今こそ民主・自主・公開の三原則に立って原研の社会的責任を果すことを要求」した。四月二二日、「スリーマイル島原発事故をどうとらえているか」というパンフレットを作成し、労組内に配布。四月二二日、原子力問題全国情報センターと共催で、東京の日本青年館において「米国スリーマイル島原発事故の真相究明と日本への影響を検討する緊急シンポジウム」を開催。五月一日、「大飯原発一号炉の運転再開は科学的立場に立って慎重に行え」という声明を出して原子力安全委員会に送付。

五月四日、原子力問題全国情報センター主催の「ＵＨＩ問題学習会」に講師を派遣し、ＵＨＩ問題の意味を関係者に説明。五月一〇日、春闘後半のたたかいのなかで理事長に提出した五つの要求の一つとして、「軽水炉の安全問題について原研の社会的責任を果たし、原発問題での研究者の発言封じを目的とする不利益処分を撤回すること」を要求。五月一五日、労組主催で「ＴＭＩ〔スリーマイル島〕のその後とＵＨＩ問題討論会」を開催。

六月一三日、政府は原研労組などの要求を無視して大飯原発を再開したが、六月二五日、原研労組は「原発安全問題を軽視し、原研での創造的研究開発の発展を妨げてきた歴代の政府・原研当局の責任を追及する」という声明を出した。そのなかで、「原研での実験結果を軽視した政府の態度はスリーマイル島原発事故の教訓を全くないがしろにしようとするものであるばかりか、日本の原子力研究

開発の中心である原研における安全研究の成果を政府や電力会社に都合のよい部分だけ利用して、他は無視するという非科学的意図をむき出したものであり許しがたい態度と言わねばならない」と強く糾弾し、「真に、国民の利益となる原子力研究・開発をすすめるためには、原子力政策と行政の全面的見直しと原研の運営の徹底した民主化が必要である。原子力安全問題で良心に基ずいて発言した研究者を不利益処遇するような原研当局の態度を改め、不当処遇を回復することは、その第一歩であり、政府、並びに、原研当局がただちにこれを実行することを強く要求するものである」と主張した。

（五月一五日までのとりくみの概要は、原研労組委員長市川富士夫「民主・自主・公開の原則こそ」『政労協』一九七九年七月一五日付、第三七八号、参照）。

〔動力・核燃料開発事業団労働組合〕 動燃労組は、日本の原子力の安全性にたいして、先の原研労組と若干異なった認識に立っているのが特徴的である。

我が国と米国とでは安全性に対する考え方は異なっている。例えば、原子炉の機器の分解点検などの定期検査の期間も長く内容も厳しい。原子炉の放射能を閉じ込めるための格納容器の隔離方式にしても、今回事故を起した米国の原子炉より安全な設計となっている。従って、同じ原子力発電といえ、米国で事故が起きたから、我が国の原子力発電所で、明日にも類似の事故が発生するかのような対応は科学的でない。……しかし我々労組がスリーマイル島原子力発電所の事故を無視しているのではない。原子力開発の当事者として、最も深刻に受けとめていることは当然である。前述したように、現存する我々が従事している施設の再チェックは当然行うし、国民の側に立って安全性を監視するという社会的責任のもとに当該労組のかかえる原子力施設の安全性確保に積極的に取組むことは、重要な責務と考えている。今我々がなすべきことは、「スリーマイル島ショック」ではなく、むしろこれを教訓として健全な原子力開発の促進とより高い安全性の確保へ向けて進まなければならないと考えている。

そして、今回の事故の教訓からして、より高い安全性を確保するには、なによりも国産技術を育成することであるとつぎのように強調している。

海外炉の導入に比較し、我々が自らの手で、地道に育ててきた国産自主技術およびその技術者集団の力があればこそ、原子力の故障、事故への迅速かつ適確な対応が可能であり、安全確保の面でも国民の信頼を得ることが出来ると考える。……国産技術の育成こそが安全性の確保への近道であり、国民の信頼を得ることが出来ると考える。

動燃労組の「健全な原子力開発の促進」という主張の根拠は、石油の代替エネルギーの開発が緊急の課題であり、代替エネルギーとしては、短期（五～一〇年）の課題としては軽水炉による原子力発電の定着しかなく、中期課題としては石炭利用（ＡＴＲ、ＦＢＲ）と新型原子炉の開発が重要であるという認識にもとづいている。そして、つぎのように強調している。「増大するエネルギー需要、石油供給不足に対してどう対処するのかを明確にせずに、稼動中の原子力発電所の即時停止、建設計画の中止などという観念的な原子力反対運動は現実から遊離しすぎている。今必要なことは代替エネルギーとしての原子力発電の位置付けを再認識し、より確実な原子力技術開発に力を注ぐべきである」（以上、動燃労 中央執行委員長 大西紘一「自主開発、安全性の確立を」、前掲『政労協』第三七八号、による）。

〔理研化学研究所労働組合〕 同じ政府関係 特殊法人 労働組合協議会に加盟している労組で、前記二労組、とりわけ動燃労組ときわだって異なった見解を表しているのが理研労組とつぎに述べる全日本電力労働組合協議会である。理研労組はまず、スリーマイル島（ＴＭＩ）

原発の事故について、それは「原子力の二重三重の安全装置というものがまったく当てにならないことを証明したのである」と主張する。そして、原子力安全委員会が、大飯原発の再開を決定したことにたいして、「安全委は、その初志、つまり、安全だけを考えて判断することを裏ぎり、政治的な判断で結論を出してしまった。安全委ではなく、これでは安全宣言委である」ときびしく糾弾し、原発は全面的に停止させたいとつぎのように強調している。

原発の問題は、放射能の問題である。……放射能の特徴は、消滅させることができないことにある。しかも、薄めて捨てても効果は同じである。つまり、濃度を半分にしても、それは倍の人間に放射能を拡げることになるから、放射能障害の発生する数は同じになってしまう。したがって、放射能は永久に管理保存しなければならない。我々は、その作業とその作業に必要な資金や資源の負担をすべて子孫に押付けようとしている。我々が原子力から得た電力を瞬時的に消費し、楽しんだことによって、子孫は放射能という苦しみを背負うことになる。原子力利用は子孫に対する故意の犯罪である。このような原発は全面的に停止させたい。原発は真夏のクーラーのためだけに必要なのである。冬は電力需給は間に合っている。したがって、真夏の電力が不足というのであれば、企業の夏休みを大型にすればそれですむことである。それでも不足というのなら、クーラーを全面的に使用禁止したっていいではないか。停電なんか怖くない。それより、放射能の方が恐ろしいのだ。（以上、理研労組委員長槌田敦「停電なんかこわくない！」前掲『政労協』第三七八号、による）

〔全日本電力労働組合協議会〕　まず、スリーマイル島原発について は、「今回の事故は偶然でなく原発のもつ本質的な危険性を事実で示したものである」とし、動燃労組の見解とは全く逆に、「日本の場合これまでの政府、電力会社の対応をみるときその危険性は一層深刻なものとなる」と強調している。その理由として、「札束と権力」で原発建設を推進してきたのであり、美浜一号炉の事故のようにその事実を四年間もかくしつづけるなど、「日本の場合は、政府・電力会社一体となって金と権力で反対をねじふせ、データーを公開せず、事故をかくしている」ことをあげ、「どこに〝自主・民主・公開〟の原則があるというのだろうか」と強い疑問を投げかけている。そして、「原発は事故をおこさなくても微量放射能をまきちらし、何千年もの間人間が管理してゆかなければならない廃棄物を出す」こと、「使わなくなった原子炉をどうするかもまだ研究中という段階である」こと、「すでに二万六千人の原発労働者が被バクし、原発の増加にともない急ピッチで増えてきている」こと、さらには、「核燃料の場合、こうした安全上の問題にくわえて〝核〟の超軍事戦略物質の政治・経済体制に及ぼす深刻な影響」が重大であり、「原発は実験室の鉛のオリに閉じ込めておくべきである」と主張している。エネルギー問題については、「原子力が石油に取って代われないばかりでなく、石油不足を石炭で補うことは世界的な常識になっている。さらに水力再開発、地熱・大陽エネルギーなど自然界を循環しているエネルギーを活用することが一番マイナスが少ない（現在のようにエネルギー関係研究費の七四%を原子力に振り向け、自然循環系エネルギー研究には、わずかその四%弱しか使わないことでは代案も生かされないが）」とし（以上、全日本電力労働組合協議会事務局長析戸良治「原発を全国民が直視すべき」、前掲『政労協』第三七八号、による）、一九七八～一九七九年にかけて、それまでの「エネルギー危機」宣伝を一段と拡大し、地域住民の生活破壊を前提にした原発建設を政府・自民党が先頭に立って強引に展開しているが、「こうした反動政治勢力の介入こそ、日本における私的独占企業に

よる九電力体制の矛盾が集中的にあらわれ」たものであり、「〝国民のための電力〟というよりも資本のあくなき利潤追求―拡大再生産―を基本とする資本が、地域の文化、経済を破壊し、国民生活の根底となる〝安全〟すらおびやかすことになっている」と主張している（『一九七八年度全電力運動報告』四～五ページ）。

〔総　評〕　四月一六日、総評は第二二回幹事会において、大飯原発停止についての見解を決定し発表した。四月二八日、社会党、総評を中心にした二三団体は、「反原発」緊急全国代表者会議を開き「決議」を採択した。「決議」は、総評の「見解」を基礎にした内容であった。

【「反原発」緊急全国代表者会議決議】

一、政府、安全委員会に対して少くとも安全性が完全に立証されるまでの間は日本における全ての原発を停止し、また、建設計画中のものは中止することを求め、国民の不安を無視した原発行政をやめ原子力依存のエネルギー政策の抜本的再検討を要求してゆくこと。

二、各電力会社に対し、原発稼動の停止、建設計画の中止を求め、国民の放射能汚染を防止するための災害対策や、通産省よりの指示にもとづく点検結果の公開を要求する大衆行動を展開してゆくこと。

三、住民運動との共闘関係を拡大・強化し、現地闘争を強化する。また、立地県でない地方でも、その地域・団体に適応した運動を強め、交流、連帯を強化してゆくこと。

四、原発裁判闘争の支援を強めること。

五、現在、継続審議中の「原子炉規制法」改正案に反対する行動を強め、今後出てくる政府の政策と関連法規の整備に対するわれわれの批判と政策変更を求める活動を強化してゆくこと。

六、東海再処理工場の停止と第二再処理工場阻止の行動を強めること。

七、労働者被爆実態の告発と「許容量」引下げの運動を強め日本原研労組との連繋を強化すること。

八、各国の反原発、環境保護団体と日常的な情報交換活動を強め相互の交流と連帯活動を強化すること。

九、今年夏の原水禁世界大会では「反原発」を必ず重要な課題とすることを提起する。

〔同　盟〕　原子力開発・原発建設を積極的に推進してきた同盟の運動を「原発闘争」という概念にふくめることは困難な面もあるが、すでにみてきた労組の運動と対比させるためにここに記しておく。

五月一二日、同盟は関係地方同盟の代表約三〇名を集めて「原子力問題地方代表者会議」を開催した。会議で出た問題点をまとめると、「①国政レベルにおける合意が必要であり、それには政治行動力を高めていくことが大切である、②地方政治レベルでの、住民の合意を求める施策も必要である。しかし、現状は地方政治の紛争の具として利用されている、③反対運動はいずれも全国で統一的に行われており、同盟としても統一的対応が迫られている、④同盟全組織内の合意が必要であり、機関紙・誌、スライドなどを有効に活用する。あわせて住民対策の資料製作、マスコミ対策などもすすめていく必要がある」というものであった（『同盟新聞』一九七八年五月一九日付）。

六月一八日、「米国の原発事故にともなう当面の方針」を発表した。そのなかで、「同盟はわが国がかかえる諸問題の解決にあたっては エネルギーの安定確保こそ基礎的要素であるとの認識にたって」きており、「なかでも原子力開発については、石油代替エネルギー源の有力な担い手として位置づける一方、安全性と安定性に最大限の考慮を払うべきであるとの態度を一貫して堅持してきた」が、この考え方は、「その後の情勢変化があったとしても変更の必要がない」

とし、原子力安全委員会の大飯原発停止措置を、「他の国に例をみない慎重な措置であった」と高く評価している。そして、「一層の安全性を求める立場」から、同盟の対処方針として、第一に、「エネルギーに関する国民(県民)会議の設置」をあげている。これは、「単なる賛成、反対の論議に終始することなく、今回の事故を契機とし、原子力発電を含むエネルギー政策全般のあり方とその周辺にある諸問題の選択について、国民的合意が形成される場を設ける必要がある」からであり、具体的には、中央に内閣総理大臣の諮問機関として〝エネルギー国民会議(仮称)〟を、各都道府県に知事の諮問機関として〝エネルギー都・道・県民会議(仮称)〟を設置する」、「会議は労組代表、地域代表を含む各界の代表によって構成する」というものである。第二は、「原子力行政機能の一層の充実強化」、第三は、「原子力発電従事者の充実強化」をあげている。そして、七月三日、上記方針にもとづき、各関係方面にたいして「エネルギー国民会議(仮称)の設置等に関する申入れ」をおこなった。

〔電機労連、造船重機労連、電力労連〕　同盟傘下の直接に原発に関連する労組である電力労連は、六月一三日の三役会議で「米国スリーマイル島原発事故についての電力労連見解」をまとめた(『電力労連月報』一九七九年六月)。つづいて六月、電力労連と同じ同盟傘下の造船重機労連と中立労連傘下の電機労連で組織している三労連原子力問題研究会議名で「米国スリーマイル・アイランド原子力発電所の事故に対する見解と当面の対応策について」を発表した。

【米国スリー・マイル・アイランド原子力発電所の事故に対する見解と当面の対応策について(抜粋)】

一、スリー・マイル・アイランド原発事故についての見解

現在までに、米国原子力規制委員会(NRS)およびわが国の原子力安全委員会などが発表した事故経過ならびにその分析結果からみて「スリーマイルアイランド原子力発電所＝日本」の図式とはならないことが明白である。設備面では、スリーマイルアイランド原子力発電所はB&W(バブコックアンドウイルコック)社製であるが、同じ加圧水型軽水炉であっても、両者には、色々の点で相違がある。

われわれは、わが国の場合は、今回の事故と同一のプロセスであっても、安全は十分に確保されると確信している。

しかし、今回のスリーマイルアイランドの事故の教訓をするどく受けとめ、今後ハード・ソフト両面にわたる安全性の確保に万全を期す必要があると考える。

二、われわれの求める対応策

(1)原子力発電の安全性をより高めるべきである。(中略)

(2)原子力発電周辺地域住民の不安感を除去する体制を早期に確立すべきである。(中略)

(3)原子力発電従事者の保全確保をはかるべきである。(中略)

むすび

われわれ三労連は、わが国のエネルギー供給安定化のためには、平和利用の三原則の遵守および公衆従事者の安全確保を前提とし、当面は軽水炉を中心とする原子力発電の開発利用が国際的な課題であるとしてきた。今日のエネルギー事情は、石油の量、価格の両面にわたって極めて不安定であり、石油代替エネルギーの開発利用が国際的な課題である。このような情勢をふまえIEA(国際エネルギー機関)は石油節約の徹底と石炭開発利用拡大、原子力開発利用計画の促進を中心としたエネルギー政策を打出している。特に、エネルギー資源のほとんどを輸入に依存し、しかも石油中心の需要構造であるわが国にとってはまさに緊急の国民的、国家的課題である。われわれも、石油代替エネルギーとして、実用的なものは原子力、石炭、LNGであると考えるが、今後増大するエネルギー需要をまかなっていくためにはその多くを原子力に頼らざるを得ないと考え、これまで通りの方針を再確認し、原子力の平和利用推進が必要であるとの立場を明らかにするものである。

5　その他の公害問題への組合のとりくみ

騒音公害

〔紙パ労連〕　製紙産業においてはここ数年公害問題は表面化してこなかったが、一九七九年になって新しい「超低周波音公害」問題が提起された。すなわち、茨城県岩井市のレンゴー株式会社利根川製紙工場にたいして、同工場より発生する超低周波音の被害を受けている住民が公開抗議書を提出した。抗議書は一一一ページにおよぶ大部のもので、そのなかでは、防止設備の設置、公害防止協定の締結等を要求している。この問題にたいして、一九七九年七月開催の紙パ労連第六四回定期大会では、「労働組合は生命と健康を守る立場から、公害防止運動に積極的にとりくみ、労働組合の社会的責任を果たさなければなりません」という方針が決定された。騒音公害のもっとも簡単な防止対策は防音壁を設置することであるが、多くの場合、この対策は職場内の騒音環境をいっそう悪化させる。したがって、この方針のように、公害防止運動と労働者自身の生命と健康を守ること＝職場環境を改善する運動を結合することがとくに重要である。

〔国　労〕　一九七四年に提訴され、国労も住民の闘争を支援してきた名古屋新幹線訴訟（スピードを落とし、七時から九時までの間、騒音は六五ホーン以下、振動は毎秒〇・五ミリメートルなどの差止と原告各自に一〇〇万円などの慰謝料請求）が一九七九年六月二〇日結審した。

自動車公害

〔運輸労連〕　一九七九年三月、運輸労連は、全国の主要国道二九一地点で、沿道住民にたいして自動車公害にかんするアンケート調査を実施した。アンケートは、騒音や振動の原因は、通過車両数だけでなく、過積みにもあること、そして自動車公害の被害者は沿道住民はもちろんであるが、運転手自身も九〇～一〇〇ホーンといちぢるしく高い騒音下におかれ、またひどい振動のために、胃腸病や腰痛症にかかっており、「公害の発生源で働く労働者が最大の被害者」であるという視点でなされた。調査は郵送法で（一部留置法）、配布数二万九九五〇、回答数四四九九（回答率一五・〇%）であった。「騒音、振動がひどいのは、どんな車か」の問にたいし、ダンプカー三三・七%、定期便トラック二五・一%、ふつうのトラック一三・〇%で、三つで七一・八%を占めている。「過積み（積み過ぎ）は、騒音、振動などの車公害に関係があると思いますか」との質問にたいし、「車公害の原因の一つ」という回答が四三・二%、「関係がある」が四二・五%、両者あわせると八五・七%が過積みと公害の関係を認めている（七の他の項目については省略）。

上述のような視点で、交通関係労働組合が公害被害者のアンケート調査を実施したのは今回がはじめてと思われる。運輸労連は、荷主にたいして過積みをしないように協力を求めるとともに、政府や地方自治体にたいしても騒音・振動の規制強化などを働きかける方針である（『月刊運輸労連』一九七九年六月参照）。

黄　害　〔全施労〕　全施労は一九七四年四月に列車のトイレから排出されるし尿公害＝黄害にたいして、国鉄総裁を相手に、列車し尿流出等の差し止め請求を求め提訴し、五年間に及び争ってきたが、一九七九年裁判所に鑑定書が提出された（鑑定人筑波大学教授藤原喜久夫）。そのなかで、「作業員などに対する医学的、病理学的影響としては、経口経気通感症の原因となりうる可能性が考えられる」と黄害による人体被害の可能性が指摘された。同年四月には、東京法務省が、国鉄総裁にたいして、「いわゆる黄害問題の発生を防止するための改善について」を勧告した。こうして裁判は原告側に有利に作用しつつ進行しているが、今後鑑定にたいする国鉄側の反論、現場検証がおこなわれるので、判決までには一、二年要するものと思われる。

一九七九年七月開催の第一〇回定期全国大会では「列車黄害闘争の強化」として、つぎのような方針が決定された。

①労使間に「労働環境対策委員会」を設置し、屋外に働く施設関係労働者の環境改善を推進する。②国鉄当局が主張する「黄害は職員として採用のときに承知していたはずである、ガマンすべきだ」といういわゆる「受忍の限度論」を粉砕する。（③～⑤略）⑥施設関係労働者に対し、手当の新設を含めた基本給の上積みをさせる。

全施労の黄害闘争の特徴は、「沿線住民との連帯」のもとにすすめられてきたこと、いいかえれば、職場での労働衛生・労働環境・人権のたたかいと地域住民の公害闘争を意識的に結合してきたことである。

合成洗剤公害　河川・湖沼の富栄養化、赤潮の発生原因となり、また皮膚障害、肝臓障害等の被害をもたらす合成洗剤公害については、全水道、自治労、日教組などの労働組合は、従来から積極的に運動してきた。一九七八年七月、上記労組のほかに、総評、東京地評、愛労評、滋賀県評などをふくめ、全国の合成洗剤追放の住民組織、日本消費者連盟等で組織している「きれいな水といのちを守る合成洗剤追放全国連絡会」は、通産大臣に、被害の実態調査・研究を早急に実施し公表すること、有害性が指摘されているＡＢＳ、ＬＡＳ等の製造・販売・使用を禁止することなど一一項目について要請文を提出した。

労働組合として合成洗剤追放にもっとも積極的にとりくんできた全水道と自治労の活動および活動方針を要約するとつぎのとおりである。

〔全水道〕　一九七八年八月、第六回労働研究全国集会の全体集会で、「地域における合成洗剤追放運動の実態と運動の必要性及び展望」を報告。そのなかで、各地方本部で、消費者運動、住民運動、婦人運動と結びついて、学習会・ビラ配布等の宣伝、石けんの購入・販売運動などの実態が報告された。そして、水道労働者としての運動としては、①組合員の家庭、水道企業からの合成洗剤の追放、②都市労連、地域住民、民主団体との共闘、の必要性と運動の方向性が提起された。

一九七九年七月の全水道組合大会では、「合成洗剤の使用禁止は通産省の指導を求める」という方針が決定された。

〔自治労〕　自治労は、合成洗剤追放を、「一方では調理員の労災・職業病の絶滅へむけたとりくみ」として「一方では自らの職場を公害発生源にさせない」とりくみとしてとらえ、運動を展開している。一九七八年七月には、自治労本部は「合成洗剤追放」のポスター一万枚を作成して、各県本部へ配布し、追放運動と三重県本部

が開発した学校給食用業務石けん「リンピア」の活用を訴えた。翌八月の自治労第二一回全国学校集会では、ひきつづき合成洗剤追放運動を方針の一項目として決定した。この集会で、八王子の学校給食職場では八割までが石けんに切りかえたという報告も出された。しかし、地方財政危機を理由に「合理化」がすすめられているなかで、石けんへの切りかえのための人員増、施設の改善運動は大きな困難につきあたっており、合成洗剤追放運動を反合理化闘争としても位置づけて展開する必要性が強調されている（全水道「第六回労研資料」、きれいな水といのちを守る合成洗剤追放全国連絡会『ひろがる合成洗剤追放運動』参照）。

【参考資料】 (1)①昭和五四年版『環境白書』、②『公害研究』第九巻第一号、③『議会と自治体』一九七九年八月、④『環境破壊』各号の「公害日誌」、⑤環境週間・第四回全国公害被害者総行動デー実行委員会『連帯して公害の根絶を』、⑥『公害弁連第8回総会議案書』、⑦東京都公害研究所調査室所蔵の公害関係新聞切抜
(2)①『日教組教育新聞』一九七九年五月三一日付、②NO_2訴訟を共にたたかう会『私も原告』、③『日本の教育』第28集、④東京都NO_x検討委員会『NO_2環境基準改定に関する検討結果報告書』
(3)①日本労働組合総評議会『薬害スモン闘争対策資料』、②『スモン全国実行委員会ニュース』、③スモンの会全国連絡協議会『暴かれた危険――スモン警告――』
(4)①『政労協』第三七八号、一九七九年七月一五日付、②日本原子力研究所労働組合『スリーマイル島原発事故をどうとらえるか』、③『電産中国』各号、④久米三四郎『原子力安全神話の崩壊』電産中国地方本部、⑤『一九七八年度全電力運動方針』、⑥『電力労連月報』一九七九年六月、⑦電機労連『調査資料月報』一九七九年七月、⑧全日本労働総同盟『米国の原発事故にともなう当面の方針』、⑨『月刊総評』一九七九年七月、⑩『月刊自治研』一九七八年一〇月
(5)①『紙パ労連第64回定期大会議案書』、②『レンゴー株式会社利根川製紙工場が発生させている超低周波音公開抗議書』、③『月刊運輸労連』一九七九年六月、④『全施労第一〇回全国大会議案書』、⑤きれいな水といのちを守る合成洗剤追放全国連絡会『ひろがる合成洗剤追放運動』

VIII 社会保障闘争

概要□医療保障闘争――健保制度改革の動向／総評・中立労連の健保共済闘争／同盟の健保改正法案の闘争／ＩＬＯ看護職員条約と勧告の批准適用の運動／老齢保障闘争――共済年金改悪阻止のたたかい／「基本懇」の報告書と総評の対応／同盟のゆたかな老後をつくる運動／全国高齢者・退職者の会の活動／老地連の老後保障の行進／低所得者、失業者、高齢者の暮らしと福祉を守る運動／社会保険料の労使負担割合変更（三：七）闘争――春闘共闘の三：七闘争全国討論集会／労使負担割合変更獲得状況

概要

一、七八年後半から七九年前半にかけて、わが国の社会保障制度は、膨大な赤字公債、依然として進行する経済不況、月ごと年ごとに増大化する大量の失業者群を背景にして、新しい合理化の具体化が開始された時期で、運動も抜本改革に対応してすすめられた。

一、医療保障の分野では、七八年前半にひきつづいて被用者の医療保険制度の抜本的改革を内容とする健保・共済法の法案審議にあわせて闘争がすすめられ、さらに七九年春以降には自民党が財政調整法案を上程するにおよんで、新たなたたかいとなった。また、七七年に採択されたＩＬＯ看護職員条約の批准をめざして宣伝活動がおこなわれた。

一、老齢保障の分野では、七七年一二月の社会保障制度審議会の建議、年金制度基本構想懇談会の膨大な中間報告をうけて、公的年金制度の抜本的改革案のいくつか提案されたために、この学習がかなりの程度に浸透しはじめた。七九年にはいり、共済年金改正法反対闘争がたたかわれた。七九年四日一八日、年金制度基本構想懇談会の最終報告書が出されたのにたいし、総評は受給年齢引き上げ反対を中心とする態度を決めた。同盟はゆたかな老後をつくる運動をすすめた。

一、老後保障確立のための運動の一環として、全日自労や全生連、全国老地連などを中心にとりくまれてきた運動は、酷暑八月から九月の老地連や全日自労の京都から東京の九・一五全国高齢者集会にむけての行進を加えてとりくまれた。

一、国家財政、社会保険財政のひっぱくのなかで保険料の引き上げが問題となり、社会保険料負担割合変更（三：七）闘争の重要性がさらに強まり、春闘共闘はそのための全国討論集会を開くなどして、春闘での三：七闘争の前進をはかった。

1 医療保障闘争

健保制度改革の動向

健康保険法改定法案は第八四国会で継続審議となり、七八年後半にひきつがれた（本年鑑一九七九年版三五二～三五五ページ、五七七～五八一ページ参照）。この法案が継続審議となったのは、そのなかに①薬代負担がもりこまれ、償還制度が導入されようとしたこと、②健保組合間の財政調整が企図され、付加給付の廃止が導入されるなど、これまでの制度の骨格の一つである組合方式の否定につながる動向があったことからであった。

その後の扱いについて、自民党は七八年八月中旬、特別小委員会や日雇健保、その他一部の健保組合、共済組合の財政を救済するという思い切った法案であった。こうして検討することになったが、八月一七日、日本医師会の主張する医療保険制度を地域保険、産業保険、老人保険とするという医療保険改革意見とともに健保組合、共済組合の解体という要望書が、六人の医系議員をとおして小委員会に出されるにおよんで、審議が難航し、ついに九月下旬、審議不能として小委員会は解散するという事態にいたった。その後、福田内閣から大平内閣に代わって、七八年一二月、武見日医会長と斎藤自民党幹事長のあいだで、保険医税制優遇施策二八％の特別措置の改訂を条件にして二つの確認事項ができたが、そのなかの大きな問題は①プライマリケア（第一線医療）の重視、②政管健保と健保組合の間の財政調整であった。こうして健保共済改革問題は第二ラウンドにはいり、財政調整問題がクローズアップされることになった。つまり、七九年度国家予算案とからんで継続審議となった法案では健保組合間の財政調整となっていたものが健保組合と政管健保との財政調整問題となり、さらにエスカレートして、自民党内に被用者の医療保険のすべてを財政調整する法案をつくるという動きがうまれ、七九年五月末に議員立法として「被用者医療保険財政調整法案」が国会に提出されるにいたった（法案の内容については本年鑑Ⅲ－Ⅳの2「医療保険制度改革の動向」参照）。その内容は、要約すれば、すべての被用者医療保険に財政調整する基本保険料率を設定し、その分は社会保険庁に特別会計をつくり、集中して、赤字の政管健保や日雇健保、その他一部の健保組合、共済組合の財政を救済するという思い切った法案であった。こうした動きを背景にしてこの時期の医療保障闘争は展開された。

総評・中立労連の健保共済闘争

総評は七八年七月の定期大会で健保共済改悪阻止闘争を強化することを確認し、八月には、総評・中立労連の連名で改悪阻止の要求を、予算要求交渉とあわせておこなった。さらに九月五、六日の両日、総評単産・県評の合同社会保障担当部長会議を開き、秋から七九年春闘へむけての社会保障闘争の重点課題を決めた。その内容は、①健保改悪阻止、老人医療制度の有料化導入反対、②三・七闘争の強化および法制化の促進、③ＩＬＯ看護条約の批准など医療労働者の労働条件改善、④差額ベット、付添看護料患者負担廃止をめざすたたかい、⑤年金改善闘争の強化などで、当面、臨時国会にむけての運動の高揚に努めることとした。また総評は七八年一〇月二七日、一一月八日の二回「医療プロジェクト」の推進と論議をおこなった。

七八年一二月一九日、総評は東京・女子会館で全国単産・単組代表一五〇名で「春闘共闘健保組合対策会議」を開き、健保改悪阻止、健保組合民主化闘争の強化を申し合わせた。この会議で健保組合の財政調整と健保連の関係が問題となり、総評としては、自民党・政府主導の財政調整には基本的に反対であることを明らかにしたうえで健保連との折衝をおこなうことを確認した。しかし春闘共闘という段階では論議不足であるとして結論を見送った。なお春闘共闘会議社会保障対策委員会は、一二月一九日第一回総会、同二九日第二回総会を開き、健保改悪阻止、共済年金改悪反対を軸とする七九年春闘の社会保障闘争方針を確認した。

年が明けると、一月二七日、健保改悪阻止・福祉重点の予算組みかえ要求中央集会（約一〇〇〇人参加）、二月一四日、国会請願運動、二月二七日、「健保改悪阻止、年金改善、予算要求 中央集会」（約一〇〇〇人）を開いて運動の盛り上げをはかった。こうした中央行動には、中央社保協加盟労組や全国民医連、全生連、老地連などの民主団体が参加した。また、全国民医連は健保改悪阻止の宣伝を機関誌に連載し、全国各地の民医連の院所を中心に、広く労組、住民組織に呼びかけるなどの独自の運動を展開した。さらに、三月から四月にかけておこなわれた統一地方選挙では健保共済改悪反対・老人医療有料化反対の運動が主要都道府県段階で とりくまれ、単産、民主団体では署名運動も展開された。

七八年春闘後半にはいった五月一〇日、健保改正法案が衆参両院の社労委員会で集中審議されていたさなかに、春闘共闘会議は、日比谷野外音楽堂を外周まであふれる一万人集会を開いた。それに先だち、中立労連傘下の全建総連が五月七日、独自に五〇〇〇人集会を日比谷野外音楽堂で開いた。全建総連は、土建労働者を組織する労組で、傘下労働者の多くは土建の国保組合に加入し、一部政管健保の加入者であるが、健保改悪が成立すれば、一部負担拡大が国民健康保険にも導入され、国庫負担の圧縮が企図されることを予測してのとりくみであった。

七九年五月中下旬、国会は、日商岩井の航空機汚職事件などで空転し、健保改正法案の審議も中断したが、こうしたなかで橋本厚相は延長国会の五月下旬、衆院本会議でこの二年ごしの健保改正法案を、前年五月末提出の原案のままで、一年ぶりに初めて提案説明をおこない、また、五月末には、自民党の被用者医療保険財政調整法案が議員立法で国会に突如として提出された。しかし、先進諸国首脳のサミット東京会談をまえにして健保・共済改正法案は、他の生活関連法案とともに、すべて六月一八日廃案となった。ところが、

六月三〇日、橋本厚相は、社会保険審議会を招集し、秋の臨時国会に、原案のまま再提出すると表明した。

七九年の通常国会会期中の三月の初め、大蔵省は、関係国会議員全員に、速かな健保改正法案の成立を要望するという異例の文書を配布し、また、延長国会の初めに厚相が国会議員に文書を配布するなど、健保改正法案の成立に強い熱意を示した。共通して強調されたのは、もしも今年度中に成立をみなければ、約二〇〇〇億円を超える政管健保の赤字のために年度内に医療費支払いが不可能になるという由々しい事態になるということであり、国会での修正に応ずるという構えも示していた。こうしたことを背景にして、休会中の国会でも衆院社労委員会は七月、八月の段階で審議をつづけた。

同盟の健保改正法案の闘争

健保改正法案にたいするとりくみとたたかいは、同盟系労働組合においても積極的におこなわれてきた。七八年四月の健保改正法案の関係審議会にたいする諮問案のうち薬剤費償還制の導入などについて強く反対し、福祉対策委員会および全国拡大生活福祉対策会議を開き、同盟独自の案にもとづく抜本改正を求めた。そして、この薬剤費償還制を撤回させたのは成果だとした。七九年第八七通常国会にあたっては、同盟の福祉対策委員会で対策を協議し、民社党と連繋をとりつつ、健保改正法案が薬剤費償還制に替えて一部負担方式を打ち出していることは同盟の主張に一歩歩みよったものとしたうえで、さらに慎重に対処することとし、それ以外の生活福祉関係法を成立させる方針でのぞんだ。

健保抜本改正をめぐる同盟の活動は、同盟の第一五回年次全国大会（七九・一一・三〇～三一日）の報告によると、七八年四月一九日

福祉対策委員会を開き今次健保改正案にたいする態度を決めて対処するとともに、社会保険・社会保障制度の両審議会に意見を提出した。そして同法案が、継続審議になり、自民党での意見調整がつかないままに七九年国会に持ちこされるという事態のなかで、七八年に開かれた一月二七日第一回、二月八日第二回、三月二二日第三回、四月一一日第四回、五月九日第六回、六月六日第七回、九月五日第八回、九月一九日第九回、一一月二八日第一〇回、一二月二五日第一一回の毎月の福祉対策委員会で社会保険審議会の経過等を中心に健保改正法案問題が協議された。

また、七八年五月一七日には東京グランドホテルで地方同盟の福祉担当者約二三〇人の参加のもとに研究集会を開いた。①国会報告・民社党和田耕作議員、②健保抜本改正と政府案・江見一橋大教授、③パネル・ディスカション「健保抜本改正と政府案について」＝パネラー弓倉日医理事、吉村厚生省審議官、仲田健保連理事。さらに同盟の健保抜本改正と政策要求について小寺生活福祉局長、前川書記長よりおこなわれた。

ILO看護職員条約と勧告の批准適用の運動

七七年六月、ILO第六三回総会で「看護職員の雇用・労働条件及び生活条件に関する条約」（第一四九号条約）と勧告が採択された。わが国は政府、使用者代表が棄権、労働者代表は賛成した。この条約・勧告の内容は一般的に欧米先進資本主義国の現行水準といわれているが、わが国の現状とくらべればかけはなれた高い水準である。たとえば、看護政策の労使協議、スト権の保障、労働条件は一般労働者よりプラスアルファ、週休二日制の実施、四週の年次休暇、家庭生活との両立などの点である（同条約については

本年鑑一九七九年版六二一～六二二ページ参照)。

総評、春闘共闘会議では、七九年三月バンフ「看護職員条約のすべて」二万部を発行し、五月一六日の中央討論集会には三〇〇人が参加した。健保改正反対とともに保険外の入院差額ベット、附添婦問題の解消など、たんに医療労働者だけの問題ではなく、全国民的な課題としてとりくまなければならないとしている。

2　老齢保障闘争

共済年金改悪阻止のたたかい

わが国の公的な年金制度は、大がかりな改革の途上にある。七九年四月、「年金問題基本構想懇談会」(以下、基本懇という)より最終報告書が厚相に提出され、これを骨子として年金制度全般の改革案が、各省の連絡会議で煮つめられている(報告書の内容については、本年鑑Ⅲ—Ⅳの1「公的年金制度改革をめぐる動向」参照)。

公務員の共済年金も例外ではない。こうした状況から、七七年に、国家公務員、地方公務員、公企体職員などの労使代表をまじえた「共済年金制度懇談会」(今井一男座長)が発足し、七八年後半に主要点について研究内容と、一致点や不一致点が整理されてきた。ところが、こうした動向を無視して、大蔵省は、七九年度国家予算編成時に突如としてすべての共済年金を大きく改革する法案を公表し、七九年二月二一日、衆参両院に提出した。つまり、年金制度の改革案に先行したともいえよう(法案の内容は本年鑑Ⅲ—Ⅳの1「公的年金制度改革をめぐる動向」参照)。

これにたいして、社会、民社、公明、共産の四党は、支給開始年齢の延長の問題で反対の態度をとり、この部分を削除した法案を対案として提案した。また、社会党政策審議会は、五月二三日、共済組合改正法案の六〇歳支給案に原則的に反対し、もし実施する場合の特例措置、五五歳からの減額くり上げ年金の選択権、国庫負担二〇%、懲罰をうけた者の受給権停止の廃止など六項目を最低限の前提条件とし、これが実現しない場合は政府案を廃案とすることをめざすと決めた。

総評は、共済組合対策委員会を中心にして七八年一二月から、これに反対し、阻止する運動を組職してきた。とくに法案上程にあたっては「今国会に提出されている共済組合法改正関係法案にたいする態度」という声明を発表し、つぎの諸点を問題点として指摘した。すなわち、①共済年金の改定について労使代表をふくめた「懇談会」で結論が出されないまま国会に上程した手つづきは不当であること、②労働・雇用保障の実態を無視した六〇歳への支給開始年齢延長には反対であるの二点である。そして官公労の全単産をあげて反対闘争にとりくむことになった。統一的な集会を、七九年三月九日、五月一五日の二回にわたって開くとともに、国会請願、各政党陳情などをおこなった。

国公労連と各国家公務員労組、自治労、日教組、国鉄、専売、全電通などの労組は、機関誌の特集号や独自のパンフレットを作成して宣伝・啓蒙をつよめた。このたたかいは、健保共済改悪反対のた

たかいとともに、七九年春闘における社会保障闘争の主軸になったといってよい。こうして共済年金闘争は六〇年代の国公労組、自治労、日教組などの恩給廃止、共済組合移行時のそれを思わせるような下部浸透の宣伝がなされた。しかし民間労組との共闘の点では、県評、県労会議などの統一集会がもりあがらないなどの弱点が指摘された。その原因として、①定年制が民間大中企業では五五歳、延長しても五七～五八歳どまりなのに公務員労働者にはない、②厚生年金の老齢年金開始年齢が男子六〇歳、公務員共済年金が現行五五歳という情況で、共済年金改正法案が公務員の開始年齢を六〇歳とするというところから、意識のずれがあることは否定できない。

「基本懇」の報告書と総評の対応

総評は、わが国の年金制度全体の分析と政策づくりを目標にして、総評主要単産担当者を中心に「年金プロジェクト・チーム」をつくり、七八年一〇月一六日、第一回会合を開き、鉄鋼、全鉱、私鉄、紙パ、政労協、公労協、国労、全電通、日教組、国公労連が参加し、専門委員四名を決めた。一一月四日、一一月三〇日にも会合をもち、検討項目として、年金の位置づけ、基本体系のほか一三項目を確認した。また、総評は、厚生年金対策委員会をつくることにし、七九年二月一〇日、民間単産会議幹事会で役員を決め、四月三日、五単産より委員を定めた。そしてこの委員会を「年金懇」にみられるような改悪に歯止めをかけ、一九八〇年代の年金改革にむけて、厚生年金改善への統一要求づくりと、年金学習会、ブロック討論集会など教育活動を強めることにした。そして、五月九日に基本懇報告案を中心に討議をおこなった。

ところで「基本懇」は七八年四月一八日に最終報告書を厚生大臣に提出した(報告の内容は本年鑑Ⅲ—Ⅳの1「公的年金改革をめぐる動向」)。七七年一二月の膨大な中間報告書にくらべると、①肝心の世帯年金か個人年金かが不分明なこと、②婦人の年金権について勤労者の無職の妻の国民年金への強制加入をいいながら被用者年金の遺族年金を改善するなど、首尾一貫しないところが随所に散見される。この点から大きく行政改革をともなう改革をさけ、現行の八つに分立する年金制度と保険方式を残し、老齢年金の支給開始年齢を二〇年間の経過措置をふくめてすべて満六五歳とし、すべての年金制度を財政調整することによって、現在財政破たんになっている拠出制国民年金や国鉄共済年金を救済するという提言であった。さらに併給を制限し、労働者の年金にかんする既得権を抑えることも指向している。したがって、年金にたいする国庫負担を圧縮し、相互連帯で「低福祉」の年金水準にするという案であると指摘された。

これをうけて、総評は七九年五月一七日に第四回、五月三一日第五回厚生年金対策委員会を開き、「基本懇」の報告について、支給開始年齢、年金額の計算方式、遺族年金の支給条件の三点を中心に討議した。そこでは、受給開始年齢を六五歳に引き上げることには絶対反対であり、男子六〇歳、女子五五歳の現行制度が守られねばならないという意見がつよく出され、減額年金、在職老齢年金制度に多くの単産から意見がだされた。

こうして、この共済年金改正法案は、延長国会会期末の空転により、恩給、薬害関係法などの生活関連法案をふくむ二六法案とともに不成立となった。

同盟のゆたかな老後をつくる運動

同盟は七八年の下半期の活動のうち、国民運動の一環として「ゆたかな老後をつくる運動」による高齢者福祉の向上をめざす活動と特定不況地域離職者臨時措置法案対策を軸とする雇用保障政策の確立においた。七八年七月から九月、同盟系定年退職者組織の実態調査をおこない、その組織づくりを目標にし、九月一五日の敬老の日から一カ月を運動月間として二〇地方を重点地方に選定し、民社党と協力し展開した。中央では、これまでの運動の成果と今後の政策内容をアピールしたリーフレット二種（各二〇万枚）と小冊子五〇〇〇部を作成し、七八年一〇月五日、東京で、〝ゆたかな老後をつくる運動地方代表者会議〟を七〇人の参加で開催した。地方における実施状況については省略する。また、七八年七月一〇日、一一日、神戸市において年金問題にしぼって約一〇〇人の参加者を得て、全国福祉研究集会を開いた。基調講演は高齢化社会への対処・宇佐美対策委員長がおこない、小川大阪市大教授、平石社会保障研究所、小山上智大教授、柄谷民社党議員、同盟役員などが講演をおこなった。

全国高齢者・退職者の会の活動

総評に本部をもち、七一年に結成された全国高齢者・退職者の会連絡会議（略称・全国高退連）は、きびしい情勢のもとで、さまざまな活動をおこなってきた。七八年度中にこの組織に加盟したのは、動力車労働組合ＯＢ会と全国金属高齢者の会で、七八年一〇月現在で一八単産一九万一五五〇名（うち民間七九二三名）の組織となった。ただ民間単産退職協は合化労連、全造船機械、全国金属の三単産にすぎず、ここにも定年退職者の把握の困難な民間企業労組の一面がある。また、都道府県段階では、七七年に沖縄をのぞく四六都道府県において結成され、県評や地区労の協力を得ながら、七八年度二一万〇五二一名となり、うち民間組職は四万〇七七三名を数える。運動課題は、①医療保障、②年金と老齢保障、③高齢者雇用の三つである。

全国高退連は、七八年八月一〇日、総評、中立労連、社保協、障害連とともに、社会保障・福祉予算要求の集会を日比谷野外音楽堂で開き、一〇、一一日には、九・一五の実行委員会の中央集会をおこなった。また、七八年一〇月一一日に全国九ブロックで年金・医療学校を開いた。さらに、七九年五月一五日、日比谷野外音楽堂に現役労働者、退職者約一万二〇〇〇名余が参加して共済年金改悪阻止中央集会を開いた。

老地連の老後保障の行進

東京の都老後保障推進協議会（略称・都老協、結成七二年七月）、神奈川県老地連などと、近畿、千葉、群馬などの民主的老後保障団体によって全国連絡会（老地連）がつくられたのは、七七年九月であった。

七八年から七九年にかけたの主要な活動は、中央段階では二つあった。一つは終戦記念日の八月一五日、前夜祭（大阪、当時の黒田知事参加）ののち、九・一五全国高齢者大会まで三〇日間、文字どおり連日三〇度をこえる酷暑のなかを、神高連・川崎地区の星氏を団長とする東海道老人行進である。一日も休むことなく、全日自労、民医連、新婦人の会などの民主団体の地方ごとの援助をうけて、沿路の地方自治体を歴訪し、老人福祉行政を点検した。要求は、老人医療有料化反対、年金の充実、高齢者の就労などであっ

た。この行進のために関東の老地連とくに女性会員を中心に約三〇〇万円のカンパを集めたと報告されている。

もう一つの行動として、例年どおり、国家予算編成時にあわせて、七九年一月上旬の約一〇日間、厚生省玄関前で都老協、老地連の坐りこみがおこなわれた。七九年三月～四月の統一地方選挙では、老人福祉を後退させないように訴えるとりくみがそれぞれおこなわれた。とくに東京都では、明るい福祉を守る会の主要メンバーとしてパンフ、チラシなどの宣伝資料を作成して大量に配付した。東京、神奈川、埼玉、福岡の老地連は、地方自治体への要求行動をつづけてきたが、その結果、神高連・川崎では老人医療無料化の年齢引き下げ（七〇歳を六七歳）に成功した。また、第九回関東老人集会（山梨も参加）が民医連と老地連の共催で、七九年七月四、五日の二日間、約二〇〇名余の活動家を集めて開かれ、経験交流と、情勢のきびしさにどう対処するかが話し合われた。

低所得者、失業者、高齢者の暮らしと福祉を守る運動

「低所得者、失業者、高齢者の暮らしと福祉を守り、地方財政の危機を打開する一万人集会」を中心とする運動は、七六年一二月から毎年積み重ねられてきたが、七八年には、一二月四、五日に東京・九段会館で全国活動者会議が開催された。総評、春闘共闘会議の後援で全日自労、全生連、老地連、民医連、日社労組などが中心運営団体となっている。この運動のなかで、『人間として生きたい』と題する生活酷書が、七七年一二月とさらに七七年八月に全日自労から文集『生きる』が発行されている。七八年五月に発行され、こうした運動には社会保障研究会の学者、研究者が全面的に応援している。

春闘共闘の三・七闘争全国討論集会

国家財政、社会保険財政がひっぱくし、社会保険料の引き上げが問題となり、「基本懇」報告が将来、年金の保険料だけでも賃金の二割以上と予想している事態のもとで、労使の社会保険料の負担割合を変える闘争がさらに重要視されてきた。

七九年六月二七日、国民春闘共闘会議社会保障対策委員会の主催で三・七闘争を強化するための全国討論集会が、東京・自治労会館ホールで約五〇人が参加して開かれた。

この集会の基調報告は、三・七闘争を七〇年代の春闘共闘会議の特徴的なたたかいであり、七〇年春闘で本格的にスタートして、七三、七四年を頂点とする生活制度闘争の高揚と併行して画期的な成果をあげるにいたったとしている。この運動については本年鑑の各年版で記述してきたが、基調報告にしたがって要約するとつぎのとおり。

(1)六九年から七〇年春闘で出版労連が先鞭をつけ、ついで七一年春闘以降は全国金属が本格的なとりくみをはじめ、さらに食品労連（七三年）、化学同盟、中立労連傘下の電機労連、全石油（七四年）

3　社会保険料の労使負担割合変更（三・七）闘争

などがつづいた。この間、全国金属は、七二年三一支部、七三年三二支部が獲得し、七九年度現在で一二〇〇支部のうち健保で六五%、厚生年金で二五%、雇用保険で一八%の支部が成果をあげた。食品労連では、とりくみ四年目で三〇組合（七六年）、化学同盟では大会決定の統一要求として傘下二〇〇支部のうち八〇%が要求提出し、従前のものをふくめて一〇五支部が折半負担の壁を破るという成果をあげた。

(2)こうした成果をあげるうえで重視されねばならないのは、七三年一一月七日、春闘共闘委が社会保険料の負担割合変更闘争（三・七）闘争を強化する全国討論集会を開き、要求の根拠を、①社会保障憲章の原則（社会保障の財源は雇用主あるいは国家、またはその双方によって保障されねばならない）、②国際的なすう勢となっている、③健保組合の先例、④インフレからの生活防衛、⑤折半負担の原則の神話が現実に破産していること、の五点を確認し、この闘争を一段と強化したことである。

(3)さらに基調報告は、この闘争を推進するうえでの厚生省・労働省交渉の重要性を指摘し、その成果をつぎのように列挙している。①七三年春闘で宮城県の社会保険事務所次長の「現行法は労働者から五〇%以上とってはならないという精神で、負担割合は企業内の労使で解決すべきで、事務所がかかわる問題でない」との回答がなされた。②七三年春闘のなかで厚生省年金局長は「保険料納付義務者は経営者であって当局は全額納付されれば良いので、その内容についてせんさくするいとまがない」と見解を述べたが、これは七四、七五、七七、七八年の春闘の交渉で再確認されている。③七四年春闘で保険局長は、健保組合の負担割合は「法定給付の折半は原則であるが、当該健保組合が規約を変更し、総会できめてきたものについて、それを変更せよとまではいえない」と答弁し、この見解はその後の春闘で再確認された。④七七年春闘では、二月二六日の厚生省交渉で、健保組合の法定給付二分の一の原則をもって押しつけることはしないという文書確認をおこない、七七年三月一二日、保険課長名で都道府県民生主管部(局)保険課(部)長あてに厚生省の内管通知でこのことを明記するようになった。つまり労使間、組合の理事会、組合会の決定を尊重されたいということであった。

なお、この全国集会の特別報告の一つとして合化化学の守山氏が「中小組合におけるたたかいの現状と問題」と題して、傘下四〇〇支部のうち、政管健保が約半数を占めており、七八年春闘では調査回収一一六支部のうち折半を打破した支部は、健保七三支部、厚生年金三五支部、雇用保険三一支部、七九年春闘では九七支部がとりくみ、まだ未集計であるが約二〇支部が成果をあげたことを報告した。

第二の報告は、総評共済対策委島田氏が「共済組合のとりくみと現状」について述べたが、そこで明らかにされたのは、①短期（健康保険部分）の掛金率は政管健保の一〇〇分の四〇を超えている組合が現業共済で印刷をのぞいて四組合にのぼり、とくに、林野庁は五〇・五と高く、地方公務員組合のうち政令指定都市、市町村、都市の三組合が政管健保の保険料率を超えており、三公社のうち国鉄は一〇〇分の四〇・三五を超えていること、②この共済組合の短期部分はすべて折半負担が強制されているので、この打破は統一した強大なたたかいなしには実現できないが、林野庁のみが全林野のとりくみにより、一〇〇分の五〇を超える部分に特別措置を獲

得している現状で、③また長期部分については三：七闘争は未だしであるという点であった。

第三の報告は、全国金属阿部氏が「総合健保組合における三：七闘争の現状と問題」について述べたが、その要旨はつぎのとおり。

総合健保組合とは業種別の中小企業が集まって設立されるもので、七八年九月現在で全国に二七一組合（全健保組合の一六・三%、被保険者三三七万八一二六名、全健保組合の三〇・三%）という大きな比重をもつ。東京の総合健保組合は、七六年三月までに七八組合、その事業所数四万五九七五、被保険者一七三万二二三五名、そして大半は労働組合のない未組織であるが、平均保険料率一〇〇〇分の七八・八三であり、政管健保の八〇より高い組合が七〇組合（二五・九%）、健保料率の負担労使折半が一二九組合(四三・九%)と約半数近い。健保組合の特色の一つである付加給付のうち家族療養付加金は半数、傷病手当付加金は一七・五%と全国水準よりはるかに低く、互選議員の大多数は、労働組合がないために労働者代表が選出されていない。こうしたなかで全金東京地方本部の指導で東京機器健保組合の互選議員選出のとりくみが、七六年の改選期に始まり、一〇名を当選させ、七七年の保険料率引き上げ問題とたたかい、一〇〇〇分の四のうち、労一、使四の決定をしたという事例があるが、その経験からすると、互選議員の半数以上を労働組合推せんでかちとること、事業所名簿を入手し、互選議員の立候補者を決めたら、労働組合の未組織対策を強化することである、と。

労使負担割合変更獲得状況

七七年度末での三：七闘争による労使負担割合変更獲得状況を主要単産名と成果をあげた組合数のみを掲載する。電機労連八、合化労連六、食品労連四〇、紙パ労連一二、化学同盟五、ゴム共闘一、全石油一三、全日塗二、私鉄総連一〇、運輸労連一〇八、全日通一、観光労連三三、全倉運二、日放労一、出版労連三三、民放労連四〇、全国一般一五、電通共闘三、政労協七、生協労連一、ホテル労連二五、全農協労連二六九。全農協労連が圧倒的に多いのは、中央、都府県、市町村、地区の単位農協の数が多いためであるが、それにしてもこの成果は注目されている。

しかし、三：七闘争は七八年、七九年にはいり、健保共済改正法案や自民党の被用者保険財政調整法案にみられるように、受益者負担の強化、健保組合の付加給付の廃止、保険料の労使負担が明記されている等の状況のもとできびしい情勢下にある。

【参考資料】(1)総評第五九回定期大会報告、(2)同盟第一五回年次全国大会資料、(3)国民春闘共闘会議社会保障対策委員会編「三：七闘争の前進へ向けて」、(4)『週刊社会保障』、(5)『社会保険旬報』、(6)老地連、都老協の機関誌『老後のくらし』、(7)『社会保障年鑑』七九年度版、(8)健保連機関誌『健康保険』

IX 労働者福祉運動

概要□労働金庫運動――預金増加率史上最低に／新経理基準への移行／労金法改正へ向かう／会員推進機構代表者集会／国鉄財形で二〇万余件結集／初の全国的な対応アンケート／**労働者共済運動**――意欲的制度改善課題も積み残す／単産共済との「任意結合」問題の進展／「県民共済」拡大の動きと全労災の反対運動／問われる主体的条件整備／**生活協同組合運動**――生協規制で伸び悩む事業／中期計画運動と単協間連帯で大きく前進／灯油・公共料金から一般消費税反対へ／国民的運動に貢献／**労働者住宅運動**――公的融資拡大で勤住協事業も回復／中期事業計画を策定／欠損団体と再建への動き／役員討論集会／公務員財形問題を解決、本格化する財形へのとりくみ／住宅宅地関連公共施設整備事業費の初活用

概要

一、一九七八年度の労働者福祉事業は、景気政策を背景にやや回復した住宅事業をのぞき、労金、労済、生協ともに前年度よりさらに伸び悩むなかで推移した。

一、労働金庫は、国鉄財形で大きな成果をあげ、労金法改正を展望して新経理基準による決算をのりきり、体質改善へのとりくみをすすめている。

一、労済運動は、制度改善課題に意欲をもって臨んだもののその多くを積み残し、単産共済との懸案の調整＝「任意共済での結合」をすすめたが、なお問題を残し、主体的条件整備に苦しんだ。

一、生活協同組合運動は、生協規制に伸び悩みながらも、中期計画運動をつうじて単協間の合併、業務提携を前進させ、組合員の活動参加により地域社会に影響をもち、原水禁運動など国民的課題にも大きく貢献してきた。

一、住宅運動は、業績回復とともに過去の教訓をふまえて中期計画にもとづく主体的体制整備に努め、財形住宅の分野でとりくみを前進させつつある。

1　労働金庫運動

ひきつづく基盤停滞で預金増加率史上最低に

一九七八年度は景気の低迷と雇用調整がひきつづくなかで、史上最低の低金利環境の造出、大量の国債発行による公共事業促進など政府の景気浮揚措置がとられ、企業の業績は、減量経営(雇用調整、賃金抑制による勤労者への犠牲転嫁)の成果もふくめ収益性回復のテンポを速めた。しかし一九七九年に入るとイラン革命を契機とした新たなエネルギー危機ともからんで、一転してインフレ懸念と財政危機が声高に叫ばれはじめた。こうしてふたたび金融面からの引き締め政策に転じるなど、きわめて不安定、流動的な情勢のうちに一年を推移した。

労働金庫の会員基盤は、一九七八年度中、民間労組で五一〇組合、官公労組で二九一組合の増をみたとはいえ、民間労組を構成する間接構成員数では前年度にひきつづき大幅な五万二〇〇〇人の減少があり、官公労組合員における構成員増五万一〇〇〇人で、かろうじて微減にとどまったかたちとなった。さらに前年度と比較した内容的特徴をみると、七七年度における三〇〇人以上規模の民間大手会員の大幅減(一〇万七〇〇〇人)、三〇〇人未満中小会員での増(四万六〇〇〇人)、官公労組での微減(五〇〇〇人)というパターンから、七八年度には、大手(二万七〇〇〇人)とも減、官公労組の増というパターンに変化し、雇用調整の態様変化をうかがわせた。

このような基盤停滞に加えて、賃金抑制にあえぐ労働者の所得実態のきびしさを反映して、一九七八年度の全国労働金庫の預金増加は、前年度と同額の三一四九億円にとどまり、増加率で一六%を割る労働金庫史上最低の水準にまで落ちこみ、期末残高は二兆二八八六億円となった。さらに通年しての預金増加の動向をみると夏・冬の預金運動月だけの増加が年度間増加額を上回る、つまり平常月ではむしろ減少するというかたちをみせた。平常月預金では財形型の預金が前年と同様四二・七%の好調な伸びを維持しているだけに、その他の預金が平常月では二五三億円もの減少をみたことを示しており、労働者家計における月々の赤字をボーナス時の貯蓄で埋めるという実態のきびしさを映し出したものといえよう。

新経理基準への移行金利変更のタイムラグで好調な決算

労働金庫の全国統合問題をめぐる労働金庫協会、大蔵省、労働省の三者協議の集約(本年鑑一九七九年版三六五ページ参照)のなかから、労働金庫の経営体質の改善を先決とした経過がみられたが、一九七八年度から労働金庫にたいしても、銀行など他の金融機関に準じたよりきびしい新たな経営指導基準が適用されることとなり、この新基準による決算がはじめて実施された。新基準のおもな特徴は、従来の監督官庁による経常収支率指導のもとでの決算承認制度(経常収入にたいする経常支出の割合が八五%を超えた場合、剰余金処分をふくむ決算内容について事前承認を要し、配当制限などの行政指導をともなう)の撤廃・緩和とひき

第125表　労働金庫の組織現況

会員区分＼年度(末)	1977年	対前期増加	1978年	対前期増加
団体会員計	48,879	960	49,923	1,044
民間労組	28,526	503	29,036	510
官公労組	15,113	304	15,404	291
生協	999	71	1,004	5
その他団体	4,241	82	4,479	238
個人会員(人)	254,475	△ 6,141	256,489	2,014
間接構成員計(千人)	9,386	△ 69	9,385	△ 1
民間労組	6,245	△ 61	6,193	△ 52
官公労組	2,943	△ 5	2,994	51
その他	198	△ 3	198	—

第126表　労働金庫の主要事業勘定

(単位：億円，%)

科目＼年度(末)	1977年	対前期増加率	1978年	対前期増加率
出資金	253	10.11	300	18.78
預金	19,737	18.97	22,886	15.95
貸出金	14,481	15.61	16,002	10.50
総資産	22,150	18.99	25,775	16.36

第127表　労働金庫の年度間新規貸出および残高の使途別内訳

(単位：億円，%)

使途区分＼年度	1977年	1978年	対前期増加率	1978期末残高
生活資金	3,510	3,786	7.85	4,686
賃金手当資金	426	261	△ 38.67	74
住宅資金	4,196	5,138	22.44	10,700
福利共済資金	412	455	10.40	303
生活資金	777	712	△ 8.21	238
合計	9,321	10,353	11.06	16,002

かえに、単年度限りの臨時的収益・費用の収支率計算へのとりこみ（現象的には収支率数値が悪化し、よりきびしくなる）にあった。

しかし、一九七八年度の全国労働金庫の経営は、前述の業績の伸び悩みや、臨時費用の大幅な一挙計上にもかかわらず、剰余金では前年度の一五〇億円弱から七八年度は一九七億円強へと三二%近く増え、比較的好調な決算を記録した。しかし、この収支の好調の原因は、前年度来の公定歩合の引き下げに連動した預金金利の引き下げによる預金支払利息の減少が短期に支出減効果をもつのにたいし、これに追随した貸出金利引き下げが、貸出約定期間の長期性にもとづいて徐々にしか収入減をともなわないという預金・貸出金の回転期間差による一時的収支改善効果を生みだしたところにある。この結果、新基準による決算移行がスムーズにおこなわれたものといえる。この回転期間差効果は、一転金利引き上げへと向かう七九年度以降は、逆のかたちで現象し、労働金庫収支を圧迫することが懸念されている。

労金法改正へ向かう

経営指導基準改正など通達改正事項とは別に、前掲三者協議で約束された労働金庫法の改正については、金融制度調査会における銀行法改正審議の過程において、三月九日の第一四回総会で、臨時委員の宝樹文彦氏が質問し、佐々木同審議会会長、徳田銀行局長から、普通銀行法改正答申（その後一九七九年六月におこなわれた）後の中小金融制度改正審議とあわせ労金法改正を準備する旨の答弁がおこなわれ、早ければ一九七九年度中にも、改正法の国会提出が見込まれることとなった。

会員推進機構代表者集会で初の集会アッピール採択

一九七八年度の全国労働金庫推進機構代表者集会は、前年度までの「交流」の二文字をはずして一九七九年一月～三月、全国五ブロック（大分、香川、岐阜、秋田、静岡）で開催された。参加者は全体で七八三名と前年を一〇五名上回る盛況を示したが、初参加者が多く、経験交流が大勢を占め、この第四回集会を特徴づけるテーマがしぼりきれなかったとはいえ、労金の社会的機能の拡充のための政策、方針、計画樹立への参加と、自主的・自発的活動の地域、職場への定着を確認しあう集会アッピールを初めて採択した。

一方、七八年六月に中央に設置された「労働金庫運動連絡懇談会」は、中央労働四団体による代表世話人会を八回、諸単産をふくむ世話人会を二回開催し、サラ金対策、退職者、未組織労働者組織対策、労働金庫出資金の取扱い基準についてなど具体的テーマにもとづく懇談と意見交換を軌道にのせはじめた。もっともサラ金規制は、国会運営をめぐる紛糾のなかで、実質的に棚上げされ、労働金庫の実践としては、スライド等による会員教宣と地方自治体との提携によるサラ金被害者の救済融資の拡大にとどまり、根本的な社会的規制力をつくり出すにいたらなかった。

国鉄財形で二〇万余件結集

一九七八年度の財形分野で注目を浴びた最大の話題は、官公署で最後まで未実施で残されていた、かつまたもっとも大手の国鉄における財形制度の導入実施であった。それだけに国鉄財形には二百三十余の金融機関が指定算入し、契約獲得競争の熾烈な展開が予想されていた。労働金庫では連合会財形部を中心に、国鉄財形のもつ特徴、全

第128表　財形貯蓄実施状況

（1979年5月末分）（単位：千人，百万円，千カ所，%）

機関＼項目	契約者数	前年比	シェアー	貯蓄残高	前年比	シェアー	事業所数
		%	%		%	%	
都市銀行	2,357	30.8	24.5	542,818	54.2	19.6	294.2
地方銀行	1,100	35.5	11.4	187,395	56.4	6.8	130.8
信託銀行	1,843	4.8	19.2	919,432	32.0	33.3	69.5
長期信用銀行	315	8.5	3.3	187,920	50.5	6.8	4.2
相互銀行	525	37.6	5.5	60,968	59.7	2.2	94.6
信用金庫	156	62.3	1.6	21,782	111.3	0.8	35.5
商中	205	16.4	2.1	36,226	45.5	1.3	16.5
信用組合	35	22.5	0.4	14,222	76.1	0.5	2.0
労働金庫	1,153	40.4	12.0	219,527	40.3	7.9	12.2
農中	31	8.8	0.3	11,254	56.7	0.4	2.4
農協貯金	22	22.6	0.2	4,902	46.9	0.2	*
農協共済	1	2.4	0.0	234	95.9	0.0	0.0
生命保険会社	223	69.8	2.3	36,116	136.7	1.3	40.1
証券会社	1,271	△ 7.2	13.2	474,145	19.2	17.2	111.2
郵便局	378	34.5	3.9	47,556	84.8	1.7	61.4
貯金	372	35.2	3.9	46,378	84.9	1.7	59.7
簡易保険	6	15.4	0.1	1,178	80.7	0.0	1.7
その他	0.05	0.0	0.0	29	47.2	0.0	*
合計	9,615	20.3	100.0	2,764,526	39.6	100.0	874.6
参考 対前月増減(△)数	120			39,842			17.5

参考
1. 信用金庫、信用組合については、1979年3月末現在
2. 農協貯金，その他については，1978年9月末現在

前月比（契約者数 1.3%／貯蓄残高 1.5%／事業所数 2.0%）

〔備考〕 1) 信託銀行には、都市銀行の信託勘定分をふくめている。
2) 生命保険の残高は責任準備金・配当金の合計である。
3) 前年比は，前年同月比伸び率である。
4) 事行所数は延数である。
5) 「その他」は漁協等。
6) * 印は統計資料なし。
7) 大蔵省（銀行局，証券局），郵政省調べ。

国規模でかつ分散的な多数の事務所と行政区分、したがってまた金庫区分に関係ない国鉄の業務組織機構、さらに労金の会員たる国鉄関係労働組合の分立、国労・鉄労・動労・全施労・全動労と分かれたそれぞれの組織のされ方の相異などを考慮し、すでに一九七六年以来、国鉄財形対策委員会を設置し、国鉄財形実施に備えての全国的な連帯システムを構築するとともに、国労・動労を中心に関係各労働組合とも連携して、その主体的なとりくみを要請してきていた。同年一一月、国鉄財形の第一回募集がおこなわれた結果、約三〇万人と推定される同財形加入者の約七〇%に近い二〇万六二七二件の契約が労働金庫に結集され、労組主導型財形の典型的な成功例となった。

この結果、労働金庫の財形取扱全機関中に占める契約獲得件数シェアはいっきょに二%高まり、一二%台と過去最高となった。

反面、国鉄財形以後、労組主導型財形を封じこめようとする民間企業や他の金融機関の施策が強まり、おりしも企業内福祉施策としての社内預金や住宅融資制度を財形制度と財形取扱金融機関との提携ローンに移行させていくことと関連させて、労働金庫の指定からの排除や、指定しても募集範囲や募集方法の制限が付されるなど、今後の労金への財形結集が容易ならないことをうかがわせた。

初の全国的な対応アンケート

全国労働金庫協会は、一九七八年八月～一〇月、労働金庫の対応サービスにかんする初の全国的アンケートを実施した。

アンケートは団体会員あてに五〇〇〇枚配布し、有効回収率五四%で、抽出標本、回収率とも必ずしも十分なものとはいえないが、回答は直接協会宛郵送されたものである。アンケートは窓口応対、待ち時間、相談事務、事務処理、電話応対、店内印象、職員研修など具体的項目と全体印象について設問しているが、その結果、全体印象では「よい」二一・八%、「ややよい」一九・八%と肯定的評価が「不満」二%、「やや不満」一二・三%の否定的評価を上回り、具体的設問項目で目立った特徴点は、相談事務で「よくある」一四・三%、「ときどきある」四六・九%と六割強の会員が労金に相談事項をもちこんでいること、今後の相談事項として七五・九%と圧倒的に住宅ローンがあげられ、他に住宅にからむ物件紹介やトラブルにかんすること、マル優利用、資産の運用、サラ金対策、年金、社会保険など広い範囲の知的サービスが求められている。また改善要望は事務処理面に集中して高く示された。

七八年度は、この他北海道労福協の「労働者福祉の実態と意識調査」（一一月）や和歌山労金による「労金意識調査」（九月）などの調査活動がそれぞれ一万人を対象としておこなわれ、労働金庫の足もとを確かめようとする一つの傾向として注目された。

2 労働者共済運動

意欲的制度改善課題も積み残す

全労済の一九七八年度の運動方針は、共済制度について多くの改善方針や課題を意欲的に掲げた。

既存の火災共済、生命共済の給付面の広範な改善、生命共済加入基準の一部引き締めを当面の実施課題に、また火災・生命の共済金限度額の引き上げ、希望共済（個人長期生命共済）の共済期間の多様化、傷害特約の新型の追加などを検討課題に、さらに自動車共済、震災対策、および疾病保険対策などを新制度開発課題に、このほか既存制度の運用ではあるが、新制度開発に準ずるものとして労組（活動）事故補償制度、住宅金融公庫向け質権共済制度など、きわめて広範囲にわたっていた。

一九七八年一二月、全労済は当初の方針にそい臨時総会を開催し、新制度開発課題の三種目について方針を決定した。その要点は、震災対策としては、当面火災共済の付加給付として見舞金制度を設けること、この給付基準は風水害見舞金と同様とし、その支払総額は火災共済の異常危険準備金の額を限度とすること。また疾病保険対策としては、病気入院見舞金制度を設けること、この制度への加入資格は団体生命などの傷害特約加入者とし、病気により二〇日以上入院した場合に見舞金を給付、給付額は一日二〇〇〇円を限度とするというものであった。しかし、自動車共済については、自動車共済実施の主体となる新団体などを準備するために、すでに独自に自動車共済を実施している自治労共済、日教済、単産共済連合会と全労済とによって準備委員会を設けたことなどほぼ経過報告だけにとどまった。

臨時総会後の厚生省との認可折衝では、病気入院見舞金制度についてはとくに問題はなかったが、震災見舞金制度については、掛金をとらないで給付する制度内容であること、異常危険準備金を本来の目的外に使用することになる点などの理由で認可できないとの態度が示され、再検討を余儀なくされている。

一方、住宅金融公庫との質権共済についての折衝も、公庫側より他契約の禁止をはじめとする多くの条件が提示され難行している。

こうして、当初方針に掲げられた新制度およびこれに準ずる制度としては、傷害特約の運用として認可をえた労組事故補償共済制度（実施ずみ）と病気入院見舞金制度（七九年度実施）とが実現したにとどまり、多くの課題を積み残した。

単産共済との「任意結合」問題の進展

全労済と全労済会員である単産共済との関係には苦渋にみちた調整の長い歴史がある。全国統合実現以前の労済側の基本的考え方は、労働組合が組織強化のために組織内共済をもつことについては理解をもち、労済連合会が再共済を引き受けることを是認してきたが、任意共済については労働組合が直接事業としてやるべきではないという立場にたって、労済連が再共済を引き受けることを認めてこなかった。全国統合の準備段階では、単産共済をふくむ統合が構想され、その実現によって労済と単産共済が全国統合への参加を保留決されるはずであった。しかし単産共済が全国統合へ参加した労済（全労済統合部会）の基本的考えとして、将来の全国完全統合へ前進させるものであることという理念を前提にしつつ、具体的には単産共済が任意共済制度を現状で凍結すること、労済の実績確保、結合形態の一部引き締めなどの条件が提示され難行している。

こうして、当初方針に掲げられた新制度およびこれに準ずる制度としては、傷害特約の運用として認可をえた労組事故補償共済制度（実施ずみ）と病気入院見舞金制度（七九年度実施）とが実現したにとどまり、多くの課題を積み残した。

単産共済との「任意結合」問題の進展

全労済と全労済会員である単産共済との関係には苦渋にみちた調整の長い歴史がある。全国統合実現以前の労済側の基本的考え方は、労働組合が組織強化のために組織内共済をもつことについては理解をもち、労済連合会が再共済を引き受けることを是認してきたが、任意共済については労働組合が直接事業としてやるべきではないという立場にたって、労済連が再共済を引き受けることを認めてこなかった。全国統合の準備段階では、単産共済をふくむ統合が構想され、その実現によって労済と単産共済が全国統合への参加を保留決されるはずであった。しかし単産共済が全国統合へ参加した労済（全労済統合部会）の基本的考えとして、将来の全国完全統合へ前進させるものであることという理念を前提にしつつ、具体的には単産共済が任意共済制度を現状で凍結すること、労済の実績確保、結合形

第129表　全労済加入状況

（単位：千件，億円）

共済種類 ＼ 事業年度末			1978年5月	1979年5月	増加率(%)
火災共済		件数	5,850	6,012	2.8
		契約高	215,323	243,747	13.2
生命共済	積立金付	件数	65	46	△29.2
		契約高	79	62	△21.5
	団体定期(特約含)	件数	3,123	3,635	16.4
		契約高	91,443	118,296	29.4
	個人長期(特約含)	件数	149	160	7.4
		契約高	6,693	7,777	16.2
総合共済		件数	3,519	3,615	2.7
		契約高	5,543	9,009	62.5
交通災害共済		件数	3,439	3,780	9.9
		契約高	42,969	50,872	18.4
合計		件数	16,143	17,248	6.8
		契約高	362,050	429,763	18.7

第130表　全労済給付状況

（単位：千円）

共済種類 ＼ 期間	1977年6月～1978年5月	1978年6月～1979年5月	前年比増加率(%)
火災共済	7,224,758	7,733,354	7.0
生命共済			
積立金付	761,517	821,304	7.9
団体定期(特約含)	10,400,936	14,101,107	35.6
個人長期(特約含)	738,903	1,040,263	40.8
総合共済	1,200,924	1,238,207	3.1
交通災害共済	1,147,519	1,363,711	18.8
合計	21,474,557	26,297,946	22.5

態は原則として地域結合であることを条件として提携しようとするものであった。しかし専門委員会の場を中心にすすめられた具体的調整の結果、まず全専売共済、全林野共済について全労済の火災共済と団体生命共済について本部一括加入方式での結合が決定された。さらにひきつづき自治労共済提携が先議され、加入口数の増加分について、労済と自治労共済とで折半することを条件に労済側が業務受託するという「折半方式」で結着をみた。さらに残された単産共済との関係調整は七九年度に持ち込み、ひきつづきすすめられている。

このように七八年度は、単産共済との「任意結合」問題の進展はみたとはいえ、共済側が期待した全的統合への展望に結びつく可能性はうすく、また単産共済の任意認は不明のままで今後に問題を残したとみられる。

「県民共済」拡大の動きと全労済の反対運動

数年前、埼玉・神奈川両県下に県民共済生協を名のる組織が現われ、死亡で一〇〇万円までの保障の「県民共済」の新聞広告や折込チラシなどを大々的に使って売り出したことがあった。しかし死亡保障一〇〇〇万円のうち当該共済生協が事業認可を得ているのはわずか一〇〇万円であり、大部分の九〇〇万円は保険会社の生命保険契約であった。つまり保険会社が共済生協を悪用し、保険商品を共済制度に偽装して販売したものであった。これにたいし現地、とくに埼玉県の労済組織が強い抗議と批判の運動をつづけてきたが、七八年度に入って、保険会社をバックにした「県民共済」設立の動きが宮崎、沖縄、山梨で明らかになり、全労済としても反対運動にのり出した。全労済本部は厚生省にたいして「県民共済」の名称や保険代理業務を事業とする共済生協の設立を認可しないよう求めるとともに、各県本部でも県にたいする同様申し入れをおこなった。一方、労済には、労働組合員だけでなく、未組織労働者や一般勤労市民も加入できる旨の宣伝を全国的に強めた。こうした運動の結果、とくに厚生省の行政指導により前記各県での認可を遅れさせたが、その後も名称を同和共済生協に変え、保険の代理業務を定款の事業からひっこめるなど手なおしを加え、ひきつづき認可申請がおこなわれている。

「県民共済」が問題にされなければならないのは、その本体が営利保険商品であるにもかかわらず共済制度であるかのようにみせかけている点、またあたかも地方自治体である県がバックになっていると一般に錯覚させるような宣伝など欺瞞的であること、営利保険と共済との区別をあいまいにし、保険行政の一元化という政府の共済規制措置への口実になりかねないことなどによる。

埼玉、神奈川両県下では、いまなお「県民共済」がはげしい宣伝をくりひろげ、加入者を拡大しており、ひきつづき批判を強めることが課題となっている。

業績のいっそう低率化で問われる主体的条件整備

全国労済の加入実績は第129表のとおり全種目合計で一七二五万件、契約高約四三兆円となったが、対前年増加率は、前年七七年度の実績伸それぞれ六・八%、一八・七%にとどまり、張率の低下傾向がさらにひきつづくかたちとなった。このように二年間連続して伸張率が低下したことは、一面では社会経済情勢、とりわけ労働者の生活をめぐる困難な条件が反映したものであろうが、同時に労済運動の主体的条件についてのきびしい検討を問われ

ているともみられる。制度面でのたち遅れの克服、組織運営の改善・整備、職場・地域での活動家による推進体制確立など、内部専従者の役割の自覚などが課題とされてきている。

3　生活協同組合運動

生協規制で伸び悩む事業
組合員の参加活動は前進

一九七八年度は、大手チェーンストアやローカルスーパーとの競合、生協規制のひろがり、賃金抑制と高物価による可処分所得の減少、共働き家庭の増加など、消費者が生協へ結集するための条件はいっそうきびしさを増し、かつ複雑になった。

大手チェーンストアやローカルスーパーは、従来どおり急速な出店をつづけつつ、生協と同じような顧客組織化競争を強め、地域社会に密着する経営戦略を打ち出してきている。店施設内にコミュニティゾーン制度や生活学級の組織化につとめ、多様な文化活動などを併用し、地域購買力を根こそぎ吸収し、寡占化をいっそう促進しつつある。こうした資本による地域再編成をつうじ、スーパー出店を認めるが生協の出店は認めないという不当な生協規制が次つぎと現れたのも特徴であった。

一九七八年度、生協の組合員の増加は二七万人にとどまり、対前年増加率は四・六％と増加率の低下をみた。これは組合員を組織す

第131表　1978年度全国生協総合概況

項目	単位	1976年度		1977年度		1978年度	
		数値	前年比	数値	前年比	数値	前年比
会員生協数	生協	652	105.3	661	101.4	672	101.4
組合員数	千人	5,440	107.9	5,863	107.8	6,133	104.6
出資金	百万円	32,572	119.7	41,607	127.7	45,685	109.8
組合員1人当り出資金	円	5,987	110.8	7,097	118.5	7,449	106.7
組合員借入金	百万円	34,359	129.4	45,520	132.5	46,900	103.0
供給高	百万円	617,143	119.2	694,069	112.5	747,461	107.7
利用高	百万円	63,069	121.5	83,859	133.0	93,503	111.5
総事業高	百万円	680,212	119.4	777,928	114.3	840,964	108.1
組合員1人当り月利用高	円	10,711		11,471	107.1	11,684	101.9
日生協共同仕入高	百万円	47,227	126.1	56,645	119.9	65,892	116.3
結集率	%	9.0		9.6		10.4	
CO-OP商品仕入高	百万円	35,310	130.2	42,669	120.8	49,255	115.4
店舗数	店	1,790	104.6	1,832	102.3		
売場面積	3.3m²	181,732	106.3	197,764	108.8		
正規役職員数	人	31,700	108.2	32,851	103.6		

〔備考〕　会員数は登録単協と3号会員の合計。

る拠点である出店が前年度より落ちこみ、一方、雇用調整を反映した職域生協での組合員の減少が主要な原因となっていて、地域生協での組合員数は七八年度も着実な増加を示している。

七八年度の総供給高は七四七四億円で対前年比伸び率は七・七%、その他の事業をふくむ総事業高では八四〇九億円、八・一%の伸び率にとどまった。これはほぼ、デパートや大手チェーン・ストアの伸張率と同じ水準にあり、生協としては伸び悩みとみられる。

しかし、地域生協のなかには、専従職員といっしょになった組合員による、組合員拡大の運動が、全戸訪問や、未加入者の紹介加入活動をとおしてすすめられ、地域における生協の比重と影響力を高めている。

また「くらしに役立つ班会」という方針が強調され、CO-OP商品の点検、選択をつうじて管理価格や不良・有害商品に反対する生協の商品政策を鮮明にする等、組合員の組織化にも大きな力を発揮している。生協家計簿も一二万部まで普及し、家計簿活動をつうじ、生活必需品をつかみ生協の業務活動に反映させたり、生活見直し運動をすすめ、これらを集約したかたちで主婦の手による民間版生活白書ともいうべき「家計簿からみた私たちのくらし」も発刊されるにいたった。

中期計画運動と単協間連帯で大きく前進

一九七八年度の日生協総会では、地域社会の期待にこたえる生協強化のための中期計画づくりを全国的運動として展開することを決めた。その後の一年の経過のなかで、県連段階で中期計画を実践的に具体化された県あるいは進行中の県は二二、討議中でまだ方針の具体化にいたらない県一八、着手できていない県七となっている。内容的には、社会的に責任をになえる自立した拠点生協づくり、それをめざした単協間連帯ないし合併の推進、連帯の中心となる県連体制の強化、消団連を中心とした地域共闘組織の強化などを中心としている。

単協間連帯・合併では、北海道における市民生協、道中央市民生協、函館市民生協の合併、京都における京都生協と洛南生協の合併、神奈川におけるかながわ生協、神奈川みなみ生協、西湘市民生協の三生協合併と浦賀生協、海員生協、富士フィルム生協、さがみ生協との業務提携、埼玉市民生協と埼玉南部市民生協の合併、宮城県民生協と宮城学校生協の統一商品部発足、東京における三多摩市民生協、東京西部市民生協、北多摩市民生協の業務提携などが実現している。また群馬、静岡、千葉、福岡などの各県の共同購入生協が、共同購入システムと商品政策を統一し、単協間連帯を大きく前進させた。

七八年度の生協強化月間では、数単協共催による生協まつり、地方自治体要請の共同行動、組合員の交流や学習会などが多くの県でとりくまれ組合員段階での連帯もすすんだ。県連執行体制の強化も新潟、香川、山形、静岡、長野などの各県ではかられた。

地域消団連をはじめとした地域共闘組織強化では、神奈川県の地方自治体ごとに、組合員による「明るい町づくり運動」など、地域諸団体との協力協同関係もふくめ、とりくみが強められた。

「中期計画運動推進のために」の政策とりまとめもおこなわれ、これを軸に、日本の生協運動の将来のあり方をめぐる論議も深まりつつある。

地域生協の組合員はほぼ二五〇万人となり、年々三〇～四〇万人の増加をみつつあるが、その組合員のほとんどが主婦であり、地域社会での生協の影響力強化と地域住民運動の中心的なにない手になってきている。

円高差益還元、灯油価格引き下げの運動でもその中核の役割を果たし、電力・ガス料金の還元では、八電力について一カ月平均二七〇円、ガス三社について一カ月平均二九四円を七八年一月～七九年三月の間実現させた。灯油についても一八リットル罐につき五〇～七〇円の値下げを実現したほか、米価や牛乳代の値上げにあたって、その値上げ時期を大幅に遅れさせるなどの成果をあげた。ただ運賃法定制の廃止を許してしまった国鉄運賃では、千葉県などで乗客サービス面の改善要求を実現させるなど部分的成果にとどまり、連続的な値上げを阻止できるまでの全国的たたかいは発展しえなかった。

七九年に入ってOPEC諸国の三回にわたる原油値上げにともない、石油関連商品の値上げがつづき、時を同じくして輸入木材の価格が年初来八〇%もの値上がりを示し、またソヴィエト連邦の小麦不作を背景に小麦価格が暴騰するなど、物価情勢は、狂乱物価の再来を思わせるまでになった。生協も他の消費者団体と共闘し、生活物資の買い占め、売り惜しみ、物価つり上げを許さないたたかいを展開し、供給不足が懸念されている灯油について、価格の安定、民生優先の供給体制確立を要求して多彩な活動をおこなった。

大平内閣になって、一般消費税新設導入の動きが急速に強まったが、日本生協連では「一般消費税阻止生協対策本部」を設けるとともに「一般消費税に反対する中央連絡会」同じく各県連絡会の中心事務局をひきうけ、労働団体、商工団体等との共闘体制の確立・強化に貢献した。区市町村段階でも、地域内のすべての団体に呼びかけ地域共闘をつくることに全力をあげ、全国の地方自治体約三三〇のうち一一〇〇、つまり三分の一に当たる自治体の議会で、一般消費税反対の決議または請願の採択を実現させる原動力となった。

原水禁運動の統一など国民的運動に貢献

一九七八～七九年は核兵器廃絶、被爆者援護の運動の統一回復に向けて画期的な盛り上がりをみせた。日本生協連は、日本青年団協議会、全国地域婦人団体連絡会議、NGO日本宗教者連絡会議、日本原水爆被害者団体協議会などとともに「五・一六」合意文書で基本方針を固め、市民団体の団結を強め、長いあいだ分裂をつづけてきた原水禁運動の統一回復に積極的な努力を傾注した。こうして一九七九年の世界大会を統一した実行委員会のもとで開催する見通しをつくった。

また国家補償の精神にもとづく被爆者援護法の制定運動も、戦後三四年にしてはじめて大きな盛り上がりをつくることに貢献した。こうした日本生協連の運動エネルギーは組合員のなかでの原水禁運動に支えられている。

一九七九年は、国連の「児童権利宣言」の制定二〇周年に当たり、国際児童年と定められたが、全国の生協ではこのとりくみに大きな力を投入した。具体的には①子供を育てる母親の自覚を高め、子供のためにこうありたいと思う気持を出しあう「私の願い運動」、②子供の健康を守るための諸活動、③子供向けコマーシャルを規制する運動、④文化・教育にかかわる多彩な運動の四つの柱を中心と

している。

このほか、七八年度には、全労済と提携したCO-OP共済の発足、農漁協とともに「日本の自然にあった健康な食生活」を定着させる運動などの協同組合間協同、地域の農業を守る運動などを前進させ、地域社会に深く根をはる生協に向かって着実に歩をすすめた。

4　労働者住宅運動

公的融資拡大で勤住協事業も回復

一九七八年の政府予算は、前年にひきつづき景気浮揚のために大型予算となり、とりわけ住宅金融公庫の融資戸数は大幅な拡大をみた。計画五五万戸は、前年当初予算にくらべ一六万三〇〇〇戸増、率にして四二・一%増であった。うち四〇万戸が個人向け融資であり、個人住宅の建設促進を景気回復の柱としようとする政府の意図を示した。

一方、国土庁の発表した一九七九年一月一日付の地価公示価格によれば、一九七七年にたいして東京圏で八・七%、大阪圏で六・四%、全国平均六・三%の上昇となり、前回調査の二倍の伸びを示し、持家需要の刺激策による地価の値上がりと住宅用地供給の不足が目立ち、勤労者の住宅取得をますます困難にしつつ、一方、ミニ開発を誘発し住環境の悪化を招いているほか、都心へのUターン現象をひき起こした。

勤住協の七八年度事業計画の達成率は前年と同じ七八%にとどまったが、戸数では七〇〇戸の増、五二九七戸と伸びた。当初計画を下回った原因は用地取得交渉の遅れによる建設の次年度への繰り越しと、在庫住宅消化状況による計画の一部縮小による。七八年度財形住宅が対前年比五二%増の二六八戸とようやくとりくみの本格化をうかがわせた。

一方、ここ数年来の自主建設事業の重荷となっていた在庫住宅は七八年度末一八〇戸台に減り、年間建設戸数の三%台まで低下している。

中期事業計画を策定　懸案諸課題の解決へ

日本勤労者住宅協会は前年度(七八年三月)第二四回評議員会で当面の課題として、①中期事業計画の策定、②欠損処理の基本方針と単協委託契約の改訂、③価格変動共済基金制度による相互扶助体制の確立、④内部組織体制の整備、⑤資金問題の検討の五項目をとりあげていた。

中期事業計画策定の動機は、過去数年来の在庫土地、在庫住宅問題の発生と業務委託団体をふくむ欠損状況の顕在化のために、そのが、同時にこの機会に勤住協、住宅生処理・克服を長期の計画に求めざるをえなくなったところにもある協の役割やあり方を再認識し、現状分析のうえに立った正しい方針の確立と委託事業団体への的確な指導を確立する必要に迫られたことによる。

中期事業計画は、第一に過去五カ年間の計画と実績の分析で、一

戸建住宅の達成実績率七六%にくらべ共同住宅のそれが五二・五%と低く、首都圏、近畿圏に多い共同住宅の用地確保が、今後の事業計画遂行を左右する問題と分析し、第二に保有土地状況、委託団体の実情にそう建設基準を単年度七〇〇〇戸、三カ年で二万一〇〇〇戸と定め、第三にこの中期計画達成のための諸課題を掲げた。

この課題の一つとして、過去の欠損発生時における勤住協業務の受注団体責任と勤住協責任のあいまいさを正すことが急がれていたが、このため業務委託契約書の改訂をおこない、責任所在の明確化をはかり、同時に受託団体である住宅生協の相互扶助、連帯による価格変動共済基金を勤住協に積み立てることを確認、実施に移すことになった。また用地取得基準を明確にし用地委員会を設定して事業処理手続きのルール化もはかられた。

勤住協事業の短期借入金は七八年三月末で一二六二億円、うち労働金庫、同連合会からの借入は八〇七億円であったが、借入金の累増による金利負担が勤住協、住宅生協の事業に重くのしかかり、事業資金の長期・短期の区分化、統一金利の見直しなど労働金庫との折衝がくりかえされ、七八年五月に〇・七二%、七九年一月〇・三%の引き下げが実現したものの、七九年度に入って反転、公定歩合の引き上げにともなう金利引き上げを余儀なくされる情勢となってきている。

欠損団体と再建への動き

七八年度は勤住協委託事業団体である住宅生協等のなかで、在庫住宅の値引き処分、不良資産の譲渡等により欠損を顕在化させたケースが現れた。その再建計画の策定と推進について、勤住協、地元住宅生協、地元労福協、労働金庫の各団体間の協同したとりくみが強められ、また労金連合会を中心に住宅貸付特別的な対策の促進に大きな力をそえた。

役員討論集会を開く

一九七八年一月熱海で開催された勤住協、住宅生協の役員討論集会の討議は、①安定した事業実施目標の設定、②用地取得方法の検討、③勤住協、住宅生協間の連携の改善、④政府資金導入方法の検討、⑤全住連、勤住協の一体的運営、⑥首都圏受託団体と勤住協の提携、全住連直轄事業間の協同、⑦借入金利問題の検討、⑧住宅需要者の組織化等をめぐっておこなわれた。

公務員財形住宅問題を解決、本格化する財形へのとりくみ

財形住宅分譲制度には、従来、法的にも実態的にも不整合な問題があり事実上公務員が適用除外されてきたし、勤住協の建設する財形住宅も公務員への分譲が認められず、勤住協では従来からこの打開のための制度的整備・改善を関係方面と折衝してきた。一九七八年度に入って第三次財形法改正により、同年度から勤住協としても公務員の財形住宅分譲が可能となり、初年度融資枠も四億円と僅少ながら設定されることとなった。

こうした条件整備をふまえて、七八年七月、勤住協は、労働金庫協会、連合会や全住連との共催による「財形住宅実務者合同研修会」を開き、公務員をふくめた財形住宅建設促進のとりくみを確認した。

住宅宅地関連公共施設整備事業費の初活用

七八年より住宅宅地関連公共施設整備促進法にもとづく制度が発足し、当初予算三〇〇億円が計上され、従来この種公共施設費が開発側の負担、ひいては入居者の負担に転嫁されていた隘

路が一部改善されることになった。

勤住協の計画した大規模団地ではこの制度がはじめて活用され、宮城県の西黒松団地、神奈川県の川崎グリーンタウン、大分県の椎迫団地等に約一〇億円の補助が実現した。

【参考資料】〈労金関係〉(1)「社団法人全国労働金庫協会第40回総会議案書」、(2)「労働金庫連合会第24回総会議案書」、(3)『月刊労働金庫』〈労災関係〉(1)「全国労働者共済生活協同組合連合会第29回総会議案書」、(2)『季刊労済』、(3)『労働者の共済』(月刊)、(4)中央労災『労災だより』(月刊)

〈生協関係〉(1)「日本生活共同組合連合会第29回通常総会議案書」、(2)『生協運営資料』(季刊)、(3)『消費者運動資料』(季刊)、(4)『生協運動』(月刊)

〈住宅関係〉(1)「日本勤労者住宅協会第24回評議員会資料」、(2)「全国住宅生活協同組合連合会昭和54年度総会議案書」、(3)『月刊勤住協』

X　国際労働組合運動と日本

概要□国際労働組合組織の動向とわが国の労働組合――国際労働組合組織の諸形態／わが国労働組合の加盟／総評・中立労連の国際連帯・交流活動／同盟の国際連帯・交流活動／国際労働組合の諸会議――世界労連系の会議／国際自由労連・国際産業別組織ＩＴＳ系の会議／その他の国際労働組合会議

概　要

一、一九七八年七月～七九年六月の時期には、新たに国公労連が世界労連の公務員インタナショナルに準加盟し、全電通が国際自由労連に、観光労連が国際運輸労連に、食品労連が国際食品労連にそれぞれ加盟した。このほか自動車総連と鉄鋼労連が国際自由労連に加盟する方向で検討をはじめている。

一、総評は従来のいわゆる積極的中立政策をとりつつも、先進資本主義国労組との交流に力を注ぎ、ＡＦＬ＝ＣＩＯとの会談、ヨーロッパ駐在員の派遣、欧州労連との連携強化、ＯＥＣＤの労働組合諮問委員会ＴＵＡＣへの加盟など新たな動きを示した。また再建された中華全国総工会とも交流を再開したが、中越国境における武力衝突にさいして中華全国総工会とベトナム労働総同盟の双方に平和解決を要望したのにたいし、ベトナム側から数回にわたり返電があったが、総工会側はなんの反応も示さなかった。ソ連労組ならびに自由ドイツ労働総同盟と総評・中立労連のあいだでは例年どおり交流協定が締結された。

一、同盟は、国際自由労連の基調を支持し、構成組織のＩＴＳ加盟促進、国際活動強化のための欧州駐在員派遣の検討、国際自由労連アジア地域組織の強化などの方針をとり、ソ連におけるユダヤ人

迫害問題、ベトナム難民問題などを積極的にとりあげ、台湾・韓国・香港労組との定期会談、イスラエル労働総同盟との積極的交流推進、そのためのアジア・アメリカ自由労働協会との連携などをすすめた。またＡＦＬ＝ＣＩＯとの定期会談ではとくに「共産主義やその他の独裁主義にたいする態度を明確にし」協力をすすめることについて合意した。

一、世界労連系の主要な国際労組会議には、第六回国際センイ・衣服・皮革労働者会議（七八年九月、ブダペスト）、世界労連第一九回執行局会議（七八年一〇月、ニコシア）、第八回国際金属労働者会議（七八年一一月、ワルシャワ）、朝鮮統一のための第二回世界会議（七八年一一月、東京）、世界労連第二〇回執行局会議と第三〇回総評議会（七九年四月、ソフィア）、農林漁業インタナショナル第八回大会（七九年五月、ワルシャワ）、化学・石油インタナショナル第八回大会（七九年五月、ソフィア）などがあった。

一、国際自由労連ならびにＩＴＳ系の主要な国際会議としては、第四二回国際自由労連アジア地域組織執行委員会（七八年四月、バンコク）、国際自由労連第七〇回執行委員会（七八年五月、ハンブルグ）、国際建築木工労連第一五回世界大会（七八年八月、ウィーン）、第三回日米加金属労働組合会議（七八年八月、トロント）、国際自由労連第七一回執行委員会（七八年一一月、ブリュッセル）、第二回アジア労働首脳会議（七九年二月、シンガポール）、第四三回国際自由労連アジア地域組織執行委員会（七九年二月、シンガポール）、第三回アジア公務員労働組合会議（七九年五月、シンガポール）、国際炭鉱鉱山労働組合連盟ＭＩＦ第四三回大会（七九年六月）などがあった。

一、その他の国際労働組合会議としては、国際映画放送労働組合連盟ＦＩＳＴＡＶ第五回執行委員会（七九年六月、東京）、東京サミットに要求を反映することをねらって開催された東京労組指導者会議（七九年六月、東京）などがあった。

1　国際労働組合組織の動向と日本の労働組合

1　国際労働組合組織

国際労働組合組織の諸形態　現在、国際労働組合組織には大別してつぎの三種類のものがふくまれている。①原則として各国労働組合中央組織を国際的に結集したもの――世界労働組合連盟（略称、世界労連、ＷＦＴＵ）、国際自由労連（ＩＣＦＴＵ）、国際労働組合連合（国際労連、ＷＣＬ）、②産業別・職業別の国際労働組合――世界労連傘下の一一の産業別労働組合インタナショナル、国際自由労連の方針を認めてこれと協定を結んでいる一五の国際産業別・職業別組織（ＩＴＳ）、国際労連傘下の国際産業別諸組織、および七四年二月に新たに出現した国際映画放送労連のようにそのいずれにも所属せず、それらの枠をこえ

た国際産業別組織、③労働組合中央組織を地域別もしくは民族別に結集した組織――アラブ国際労働組合連合（ＣＡＴＵ）、アフリカ統一労働組合機構、ラテン・アメリカ労働組合統一常設会議（以上、世界労連と友好関係）、アフリカ労働組合連合（国際自由労連系）、および一九七三年二月結成の欧州労働組合連盟（欧州労連、ＥＴＵＣ）。

（注）欧州労連は欧州地域の国際自由労連傘下組合によってまず結成されたが、国際自由労連の欧州地域組織とはならず、結成後、国際労連ならびに世界労連傘下の組合を参加させている。

日本の労働組合の加盟

以上の国際労働組織のうち、日本の労働組合が組織的関係をもっているのは、世界労連、国際自由労連、これら二つの組織につながる国際産業別・職業別組織、および中立の国際産業別組織である。一九七七年六月末日現在における日本の労働組合の国際労働組合組織にたいする加盟関係は、つぎのとおりである。

【世界労連】　全建労、全自交、全日自労、運輸一般

【国際自由労連】　同盟、全逓、全鉱、炭労、都市交、日放労、全電通

【世界労連傘下の産業別組合インタナショナル】　①建築木材建築資材産業労働組合インタナショナル――全建労、全日自労、②運輸港湾漁業労働組合インタナショナル――全自交、運輸一般、③公務員関連労働者労働組合インタナショナル――国公労連（準加盟）

【国際産業別組織ＩＴＳ】　①国際金属労連ＩＭＦ――金属労協ＩＭＦ・ＪＣ、②国際運輸労連ＩＴＦ――国労、動労、全日通、都市交、海員、交通公社、全日航、日航乗務、観光労連、③国際繊維被服皮革労連ＩＦＴＧＬＷ――ゼンセン同盟、④国際化学エネルギー一般労連ＩＣＥＦ――全化同盟、紙パ総連合、ゼンセン同盟、日本ゴム労連、電力労連、合化労連、新化学、全石油、全国ガス、⑤国際郵便電信電話労連ＰＴＴＩ――全逓、全電通、国際電電、全郵政、⑥国際鉱山労連ＭＩＦ――炭労、全鉱、⑦国際食品労連ＩＵＦ――ＩＵＦ加盟組織連絡協議会ＩＵＦ・ＪＣＣ（キリンビール、食品労連、明乳、ホテル労連、一般同盟ホテルレストラン協議会）

【中立の国際産業別組織】　国際映画放送労連――民放労連、映演共闘

一九七八～七九年におけるわが国労働組合の国際組織への加盟関係の動きについて述べるならば、国公労連は七七年の大会で、世界労連公務員インター加盟の方向で検討する旨を決め、七八年八月の大会で準加盟を決定した。全電通は七八年七月の大会で国際自由労連加盟の方針を決定し、七八年一一月に加盟が実現した。

食品労連は七六年の大会でＩＵＦ加盟を決定していたが、日本のＩＵＦ加盟組織連絡協議会ＩＵＦ・ＪＣＣが難色を示し加盟が実現しないでいた。しかし七七年一一月のＩＵＦアジア地域会議が食品労連加盟促進決議を採択し、七八年四月のＩＵＦ執行委員会もこれを受けて食品労連の加盟申請を受理するにいたり、ＪＣＣは七八年九月の運営委員会で食品労連の加盟を承認し、ついに食品労連のＩＵＦ加盟が実現した。これにともない、食品労連傘下のアサヒ、サッポロの両単組は、これまでのＩＵＦ直接加盟をやめ、食品労連一括で加盟することとなった。

このほか自動車総連と鉄鋼労連がそれぞれ七八年九月の大会で国際自由労連加盟について検討するとの方針を決めている。

また、これまで世界労連、国際自由労連だけでなく、わが国に加盟組織をもたない国際労連日もそれぞれ東京事務所をもっていたが、国際自由労連は七七年二月末日をもって東京事務所を閉鎖し、これにかわって、国際自由労連一括加盟の同盟と、総評の国際自由労連加盟単産で、同年三月一日にＩＣＦＴＵ日本加盟組織連絡協議会を設置し、その事務局を開設した。協議会の目的は国際自由労連

加盟組織間の連絡調整、国際自由労連本部、同アジア地域組織との連絡、広報活動その他の業務をおこなうことにおかれている。他方、わが国の世界労連加盟組合がつくっていた世界労連日本出版協会は、七七年一二月に組織を解散して、世界労連東京事務所に合流した。

2　総評・中立労連の国際連帯・交流活動

総評の国際連帯活動方針

総評は一九七八年七月一五～一八日開催の第五七回定期大会で七八年度の国際連帯活動方針をつぎのように決めた。

【総評一九七八年度活動方針、「ために」（要旨）】

国際連帯に対する基本的な態度は次の三点とする。(1)組織的に中立の立場を堅持しながら、共通する課題について積極的な連帯行動を進める。その際相互に自主性を尊重しあい内部介入はしない。(2)国内外の資本の搾取、収奪と闘い、労働者の利益を守る。発展途上国の労働運動の強化に積極的に協力する。また、あらゆる国における労働者の権利擁護のために闘う。(3)戦争に反対し、平和を守る。帝国主義的経済侵略に反対し、民族の独立を尊重し、民主主義勢力と協力して闘う。

(一)　先進資本主義諸国労組との交流

当面する課題の共通性から言って、欧米諸国の労働者の状態や労働組合の闘いの経験は、われわれにとってきわめて重要である。この立場から、先進資本主義国の労働組合との継続的な交流をすすめる。

具体的には、①欧米主要国労組と二国間の継続的、定期的交流関係を作る。②ヨーロッパ労連（ＥＴＵＣ）との連携を強める。③ＯＥＣＤ労働組合諮問委員会（ＴＵＡＣ）に参加する。④ヨーロッパ駐在員制度を設ける。

(二)　社会主義諸国との交流

社会主義諸国労組との交流も、相互理解を深めると共に共通課題に向けての共同行動を発展させることが目的であり、現存する社会主義諸国間の対立に関わりなく、総評としての自主性を堅持して、すべての社会主義諸国労組との交流をすすめてゆく。

(三)　アジアの労働者との友好連帯

すべてのアジアの労働者との友好と連帯をかため、統一と団結をつよめることは、われわれの国際活動のかなめである。

①われわれは、アジアの平和をまもり、日本をふくむ諸大国の政治・外交上の利害関係に支配されない、アジア地域の労働者の結集と統一のために努力をつづける。②そのため、ひきつづいて二国間交流、産業別交流を発展させ、地域的結集への方向性を求めていく。③アジアの発展途上国における労働組合の役割や機能を強化することを目的とした、国別または国際労働組合組織の効果的なプロジェクトには積極的に協力。また、各国の労働研究所は、アジアの労働組合運動に関する資料や情報の収集、整備に当るとともに、「アジア労働運動資料」を継続発行するほか、調査活動の実施、アジア向けに日本の労働事情を紹介する英文資料を発行する。⑤ベトナムの労働組合との友好連帯をつよめ、ホンガイに建設中の友好労働会館を予定通り本年九月に竣工させるため、さらに努力する。⑥南朝鮮の朴政権による弾圧や日米独占の朴政権との癒着に反対してたたかう南朝鮮の労働者、人民を支持し、朝鮮の平和的自主的統一をめざす運動を強化発展させる。とくに、本年一一月東京で開催予定の「朝鮮の統一のための第二回世界会議」の成功のため精力的な努力をつづける。⑦日中平和友好条約の早期締結のための努力を強化するとともに、本年秋に予定されている中華全国総工会の復活後は、日中両国労働者の友好連帯強化のため、積極的な交流を発展させる。

(四)　ラテン・アメリカ、アフリカなど発展途上国の労働者との連帯

従来にひきつづいて、南アフリカのアパルトヘイト（人種隔離政策）に

反対する諸行動を強化する。そのため南アフリカ労働組合会議（SACTU）への支援を継続するとともに、日本政府・資本にたいし南ア政府との経済的協力関係を絶つよう要求していく。さらにチリCUTとの連帯活動、アルゼンチン、ウルグァイ、ブラジル、チュニジアなどでの労働基本権の否認や労働組合弾圧への抗議活動を展開する。また、イスラエルのレバノン軍事侵略に反対し、パレスチナ人民の闘争支援を発展させる。

(五) 産業別国際組織への加盟と協力強化

資本主義工業における産業別の労使関係については共通課題が多く、ILOの場で産業別国際組織は大きな役割をはたしている。この意味で各単産は産業別国際組織との交流を強化し、協力関係をつよめ、さらに国際加盟も積極的にすすめていく。

(六) ILO対策の強化

従来同様にILOの活動を重視し、とくに労働基本権ならびに市民的政治活動の自由はすべての国で保障されるべきであり、この目的のためにILO対策を強化する。またアメリカにILO復帰をよびかけ、日本政府にILO条約を批准し、その実効を保障するよう要求する運動をすすめる。

(七) 多国籍企業対策の強化

多国籍企業による支配と搾取はわれわれにとって重大問題となってきたので、以下のように取り組みを強化する。

①日本から進出するものをふくめ多国籍企業に対し、進出先国の労働者の権利と労働組合活動の自由をみとめ、労働法規や労働慣行を尊重するよう要求する。②日本政府・財界に対して多国籍企業の企業内容の公開を迫る。③反動的・反社会的な企業の投資や活動を規制させる。④同一多国籍企業の賃金、労働条件を平準化させ、共同行動の強化をはかる。⑤多国籍企業の攻撃とたたかっている労働組合への支援・連帯活動をつよめる。⑥国際労働組合と連携して、情報・政策・闘争経験を集約し、総評としての政策・活動を討議し、国際的には諸国際労働組合組織と連携して国際的な共同要求綱領の作成や共同行動の展開に努める。

東南アジア・太平洋地域諸労組との交流

総評は一九七八年七月～七九年六月の期間に、オーストラリア労働組合評議会ACTU、フィリピン労働組合会議TUCP、マレーシア労働組合会議MTUC、全インド労働組合会議AITUC、ヒンド・マズドゥール・サバHMS、インド労働組合会議CITUなどの諸組織とのあいだにメッセージの交換その他の交流をもったほか、一九七九年三月七～一〇日に「アジア諸国における団体交渉の諸経験」をテーマに、ニューデリーで開催された、AITUC主催第六回アジア労働組合セミナーにアジア労働研究所の新井力を出席させた。同セミナーにはアジア一三国の代表のほか世界労連とILOから合計四三名が参加し、各代表が意見を述べ、討論した結果、要旨つぎのような結論を採択した。

①労働組合権はあらゆるレベルで安全に保障されなければならない。②労働者を代表する労働組合は民主的経済・社会政策に自由に参加する権利をもつべきである。③労働組合はILOと一層の協力関係をうちたてる必要がある。

日本・ベトナム友好労働会館の竣工

一九七三年の総評第四五回臨時大会で一億円のベトナム復興カンパを決議していらい、これを基金にベトナムのホンガイに建設されていた日本ベトナム友好労働会館は、一九七八年八月三一日に竣工し、竣工式には槇枝総評議長を団長とし中立労連竪山議長を副団長とする総評・中立労連訪ベトナム代表団一〇名が出席した。

ベトナム労働総同盟はその答礼として、七九年五月八～一七日に総同盟グエン・ヴァン・リン議長を団長とする五名の代表団を訪日させ、総評、中立労連、その他いくつかの単産や社共両党などを訪問した。

中華全国総工会との交流

七八年一〇月に中国労働組合第九回全国代表大会が開かれ、中華全国総工会の組織が再建されたことをみきわめると、総評は一一月七日に総工会倪志福主席にたいして書簡を送り、今後の日中両国労働組合の交流について協議する目的で総工会代表団を招待したい旨申し出たが、総工会側は一二月にその準備がととのわないということで辞退した。その後七九年五月一四～二九日に全国金属の招待で総工会副主席の王崇倫を団長とする中国の機械工代表団（一〇名）が訪日したが、そのさい王崇倫が総評本部を訪問し、さきの総評の提案にたいして、①七九年秋に総工会代表団を訪日させたい、②日本からは総評、公労協、県評の各代表団を招待したい、との回答をもたらした。

中越国境における武力衝突と総評

一九七九年二月一七日に中越国境で大規模な武力衝突がおこると、総評は二月一九日に中華全国総工会とベトナム労働総同盟に打電し、「二つのアジアの社会主義国間の武力紛争」の発生を遺憾とし、これをただちに中止して「両国が他国への内政不干渉、主権尊重という基本原則に立ち」問題の平和的解決をはかるよう要望した。これにたいしベトナム労働総同盟からは数回にわたって返電がよせられたが、中華全国総工会からはなんの回答もなかった。なおベトナム側の返電は、中国側が慎重な計算と準備のもとに五〇万の兵力でベトナム領を侵略し、「膨張主義的 覇権主義的政策」を遂行していると述べ、中国の侵略戦争の即時中止と中国軍の無条件撤退を要求し、ベトナム支援の運動をおこすことを訴えている。

朝鮮職業総同盟との交流

総評は七八年九月九日の朝鮮民主主義人民共和国創建三〇周年記念式典に招待され、高山勘司総評副議長を団長とする三名の代表を派遣し、また同年九月一九～二〇日にシリアのダマスカスで開催された「祖国の自主的平和統一をめざす朝鮮人民の正義の闘争を支援するシリア連帯集会」にたいし友好の挨拶を送った。他方、朝鮮職業総同盟は七八年の一〇・二一国際反戦中央集会あてに連帯のメッセージをよせた。

総評代表団のAFL＝CIO訪問

総評は七八年七月の総評第五七回定期大会にAFL＝CIO代表を招待したが、ミーニー会長代理として来日したA・シャンカー副会長と打ち合わせた結果、槇枝議長を団長とする総評代表団が一〇月二～三日にワシントンのAFL＝CIO本部を訪問し、ミーニー会長以下一一名のAFL＝CIO側の出席のもとに会談した。

会談の内容は、両者の合意により、①自由な労働組合運動、②通商・貿易問題、③多国籍企業、④ストライキ権、⑤平和と軍縮の五点にしぼられ、双方が終始なごやかな雰囲気のもとに率直な意見を述べあった。会談ののち発表されたコミュニケはつぎのように述べている。

【コミュニケ(要旨)】

会談は一三年来とだえていた両組織の交流関係を復活する初めての会談で、以下の課題について論議がかわされた。①自由な労働運動については社会体制のいかんにかかわらず労働組合は政府、経営者、政党の支配から独立性を維持すべきであるという基本原則が確認された。政治的自由が認められていないおそれのある地域の労働者組織との交流については参加者は基本的な意見の不一致があることに注目した。②通商と貿易については

両国の貿易不均衡とアメリカの経済ならびに労働者が不公正な貿易構造によってこうむっている被害に論議が集中した。われわれは両国の経済活動が不公正な貿易競争のために破壊されるのを黙認できないことに同意した。③多国籍企業は本国の雇用機会をせばめ、進出国では労働者を搾取し労働組合の権利を侵害している場合が多い。本国の労働組合がこうした企業行動に影響を与えるとともに労働者の国際連帯と進出国労働者の生活と権利を守る闘いを強める必要がある。④民間官公部門を問わずストライキ権は労働者固有の権利であり、この権利は法律や条例で禁止されるものではない。必要な場合には労働者が固有のストライキ権を行使するのは当然であることに意見の一致をみた。⑤世界の平和と軍縮について双方は世界の核兵器を含む軍拡と発展途上国の軍備増強の危険に重大な関心を示した。したがって明白で確実な軍縮と終局的な核兵器廃絶に向って努力することの必要性が確認された。

このあと総評は七八年一〇月二一日付書簡をAFL＝CIOに送り、七八年にひきつづき七九年にも同様の会談を東京で実現するよう申し入れたが、AFL＝CIO側は、同盟との特別の関係があり、総評とのあいだに定期会談を考慮する条件は未成熟だとして、これを拒否した。

ロッキード・ダグラス・グラマン問題にかんする総評訪米調査団

総評は「大企業の商取引きにおける不正行為の規制」をテーマとする調査団の受入れをAFL＝CIOに要請し、七九年三月一二～一八日に鈴木和美総評副議長ほか二名からなる調査団をアメリカにおくった。調査団はAFL＝CIO本部、国際機械工組合IMA、全米自動車労組UAW、全米食品タバコ労組その他を訪問、帰国にさいして、企業の腐敗・不正問題を克服するためには国内での努力とともに「国際的協力、ことに労組間の協力が不可欠」であり、こんご「今回のような情報交換をさらに積み重ねながら、実質的協力が発展していくことが有益」であり、「以上の点についてはAFL＝CIOとしても確認する」との新聞発表をおこなった。

総評代表団のDGB訪問

総評は七八年七月の第五七回定期大会にドイツ労働総同盟DGB代表（G・シュミット）を招待したが、そのさい予備的な打ち合わせをおこなったのち、七八年一一月六～一〇日に富塚三夫総評事務局長を団長とする代表団を訪独させ、DGBフェッター会長らと会談した。これは総評とDGBとのあいだでおこなわれた初めての本格的な接触で、会談では資本の国際競争激化にたいする労働者の連帯の重要性、時間短縮の実現などによる雇用の確保、世界平和への努力などについて多くの意見の一致がみられたが、見解のちがいについても今後ひきつづき議論を継続することが確認され、今回の訪問を契機にして継続的な二組織間交流をつづけることが約束され、DGB代表団が七九年後半に来日することになった。

TUCと総評の会談

総評は七八年七月の第五七回定期大会にイギリスの労働組合会議の代表団を招待したが、「緊急の仕事がある」との理由で招待は実現しなかった。そのご七九年三月一八～二四日にTUCマレー書記長らが日本労働協会の招待で来日したさい、総評槇枝議長、富塚事務局長ら総評首脳とTUC代表団との会談が実現し、日本の輸出問題、雇用拡大の問題などのほか、こんごのTUC代表団招待について日程を調整しあうことなどが話しあわれた。

CGT代表団の訪日

一九七九年一月一八～二五日にはフランス労働総同盟CGTのセギー書記長を団長と

する代表団が総評の招待で訪日し、総評執行部とのあいだで、日仏両国間の労働運動の当面の問題、国際経済と労働組合との関係、平和と軍縮、国際労働運動などの問題について突込んだ話しあいがおこなわれた。双方はスタグフレーション下の両国労働運動が同じような課題に当面していることを確認し、またCGTは、総評がイニァシチヴをとっている軍縮のためのたたかいに全面的に参加することと、適当な時期に総評代表団を招待したいとの意向を表明した。またCGT代表団は、滞在中に中立労連本部を訪問した。

CFDT大会への総評代表派遣

フランス民主労働者連合CFDTから七九年五月八～一二日開催の大会に槇枝総評議長を招待したいとの申し入れがあったが、日程の都合により総評ヨーロッパ事務所の田中光男を代理として出席させた。

ポルトガル・スペイン訪問代表団の派遣

総評はポルトガル・インターサンジカルの招待を受けて七九年二月二六日～三月二日にポルトガルに宝田経済局長と小川国際局書記の二名からなる代表団を派遣したが、代表団はポルトガル訪問ののち三月六～七日にはスペインの主要なナショナル・センターであるUGT（国際自由労連加盟）とCCOOの両組織を訪問した。代表団はそれぞれの組織と情報交換をおこない、インターサンジカルからは八〇年一月開催の大会に総評代表団を招待したい旨の、そしてCCOOたUGTからは両組織間の交流に賛成である旨の、そしてCCOOからは情報交換にとどまらず共同行動を発展させたい旨の意見表明がおこなわれた。

総評のTUAC加盟

総評は第五七回定期大会でOECD労組諮問委員会TUACの方針を決めたが、七八年一一月一五日パリ開催のTUACに加盟し、七九年一月一日から正式加盟組織となった。なお同盟は以前からTUACに加盟しており、槇枝総評議長は七八年四月いらい天池同盟会長に総評のTUAC加盟希望を述べ、天池会長もこれに賛成して推薦状を書くことを約束したが、その後同盟内に反対意見が台頭、天池会長はこの約束を果たせないでいたが、七八年一〇月二四日になって、同盟は、総評のTUAC加盟条件として、①民間単産から代表をだす、②総評と同盟との責任ある窓口を設けるの二点を申し入れ、総評もこれを了としたうえで、天池氏の推薦状が書かれた。

全ソ労働組合中央評議会代表団の来日

一九七八年一〇月二五日～一一月四日にはプロホロフ副議長を団長とする全ソ労働組合中央評議会代表団が総評と中立労連の招待で訪日し、総評、中立労連と数回にわたる会談をおこなった。ソ連側代表団はソ連の経済建設その他の国内情勢について説明したあと、日中平和条約、北方領土などの問題について全ソ労評の見解を述べ、総評側もこれらの問題にかんして態度表明をおこなった。全ソ労評側は日中条約調印を、ソ連を敵視する非友好的行為と評価し、また北方領土返還運動に総評が参加したことは遺憾であるとの態度を明らかにした。これにたいして総評側は、日中平和条約の締結は日本国民にとっての長年の課題であり、条文からみて必ずしもソ連を敵視するものではなく、日本の保守党内閣のとる社会主義国敵視の政策こそむしろこの条約の精神に反するものであること、北方領土は本来日本の固有の領土で、話しあいによる返還がおこなわれてしかるべきで、総評はソ連を仮想敵国としてすすめられる軍拡政策

にはあくまで反対であるとの態度を表明した。

第一三回日ソ労働組合交流委員会

一九七八年一二月一八～二四日にモスクワで、シバエフ全ソ労評議長以下ソ連側代表と高橋武総評副議長ならびに岡村恵中立労連事務局長をそれぞれ団長とする総評ならびに中立労連代表団とのあいだに、日ソ労働組合交流委員会の定例会議が開かれた。委員会が発表した共同声明によると、双方の労働組合は、「国連が世界軍縮会議を早期に招集することを主張し」、また「軍縮の社会的・経済的側面にかんする」幅広い「世界労働組合会議」の開催に努力すること、インドシナ地域にたいする外部勢力のいかなる挑発にも反対すること、アメリカ軍の朝鮮撤退を要求し、朝鮮の自主的・平和的統一をめざす朝鮮人民と世界の諸国民の闘争を支持すること、日ソ友好と平和のためのつぎの労働組合集会を七九年に東京で開くことなどを明らかにしている。また委員会で調印された議定書では、日ソ友好と平和のための労働組合集会と全国センター、単産および地方労働組合評議会の交流とについて具体的なとりきめをおこなっている。

FDGB代表団の来日

一九七八年九月二四～二八日には総評のBのティッシュ議長を団長とする代表団が来日し、総評・中立労連と会談した。会談後発表された共同声明によれば、双方はそれぞれの当面の闘争について報告しあったのち、軍縮、核兵器の禁止、アパルトヘイト反対、朝鮮の自主的・平和的統一などの問題について意見の一致をみた。また総評はFDGBの招待に応じて七九年に総評代表団をドイツ民主共和国に派遣することを約束した。七九年度の総評とFDGBの交流計画は前年度と同様に文書による連絡で合意をみたが、総評代表団の訪独のほか、双方の単産レベルでの交流、七九年度のドイツ民主共和国への総評推薦による留学生の問題などについてとりきめている。

チェコスロバキアとハンガリーの各労働組合中央評議会代表団の来日

総評の招待により七九年二月五～一一日にはチェコスロバキアの、四月一六～二四日にはハンガリーの各労働組合中央評議会の代表団が来日し、総評ならびに中立労連の幹部と会談した。

総評代表団の東欧五ヵ国訪問

総評の内山達四郎副事務局長ほか一名はチェコスロバキア、ハンガリー、ルーマニア、ユーゴスラビア、ブルガリアの各労働組合中央評議会の招待で七八年一〇月二～一六日にこれら五カ国を公式訪問し、とりわけブルガリアの労働組合中央評議会とのあいだには、七九年度および八〇年度の交流計画についてとりきめをおこなった。

総評ヨーロッパ事務所開設

第五七回総評定期大会で総評ヨーロッパ事務所の設置が決定されたが、同事務所は七八年一一月一五日にパリに開設された。事務所長は富塚総評事務局長があたり、一人の常駐所員がおかれ、①ヨーロッパの労働・経済・政治にかんする情報の収集、②ヨーロッパのナショナルセンター、国際労働組織や国際機関（ILOやTUAC）との接触と会議への出席、③総評国際局への定期的報告などにあたることになっている。

3　同盟の国際連帯・交流活動

同盟の国際連帯活動方針

同盟は七八年一月一八～二〇日開催の第一四回定期全国大会で採択された一九七八・七九年運動方針のなかで、国際活動の方針をつぎのように決めた。

【国際活動の強化、同盟一九七八・七九年運動方針、第二部のX(要旨)】
(全文は本年鑑七九年版三八六～三八七ページにある)

一、積極的な国際連帯の活動を通じて、民主的国際労働運動を発展させる。このため①国際自由労連の基調を支持し②国際自由労連と密接な関係にある国際産業別組織への構成組織の加盟を促進し③ＡＦＬ＝ＣＩＯの国際自由労連復帰を期待するとともに友好関係をつよめ、とくにアジアにおける協力を促進し④民主主義勢力の一翼を担う西欧労組との友好関係を一層強化する。

二、ＯＥＣＤ、同労組諮問委員会ＴＵＡＣの活動に積極的に参加する。

三、同盟の国際活動を強化するため、欧州駐在員の派遣について検討をすすめる。

四、アジアにおける同盟の行動を強化するため①国際自由労連アジア地域組織ＡＲＯの事務局の国際化・運営改善、体質強化をはかり②ＡＲＯ教育企画局の企画、運営に協力し③アジア地域組織の連帯基金に協力し④アジア各国の恵まれない人びとへの救援活動を推進し⑤教育・調査活動について援助・協力し⑥協同組合活動を援助し、⑦技能者養成、海外技術協力について援助・協力し⑧進出企業の実情把握につとめ、経済進出、経済協力をめぐる諸問題についての対策活動を進める。

五、ＩＬＯの支持活動をつよめる。このため①アメリカのＩＬＯ復帰の条件づくりに努力し②ＩＬＯを紛争処理の提訴機関とする誤った取り組みを排し③次期理事選挙に候補者を擁立する。

六、援助・協力活動の推進のため「基金財団」の具体化について検討する。

七、国際広報活動を強化する。

ソ連のユダヤ人迫害問題

同盟は、イスラエル労働総同盟より、ソ連邦居住ユダヤ人のイスラエル移住権にたいするソ連当局の迫害に関連し、これらユダヤ人にたいする援助活動を求める七八年八月三日付声明を、また国際自由労連本部からも同趣旨の書簡を受け取り、一〇月二七日に国際自由労連加盟協議会として、同問題解決のため適切な措置をとるよう日本政府に申し入れた。

インドシナ難民問題

同盟は国際自由労連の要請にもとづいて、七八年一〇月二七日、人道的見地からインドシナ難民をできるだけ救済する措置を講ずるよう国際自由労連加盟協議会として日本政府に申し入れた。

チュニジア労組指導者弾圧問題

同盟は国際自由労連の要請にもとづいて、ストライキを指導したため逮捕されているチュニジア労働組合幹部の即時釈放と基本的労働組合権の遵守を求めるよう、チュニジア政府にたいし日本政府が適切な措置をとることを、国際自由労連加盟協議会として七八年一〇月二七日に政府に申し入れた。

国際自由労連ならびに同アジア地域組織への醵金

同盟はかねてからの要請に応じて、国際自由労連本部連帯基金とアジア地域組織の連帯基金にそれぞれ一万ドルを

同盟の連帯活動基金から拠出した。

台湾・韓国・香港労組との定期会談

同盟、中華民国全国総工会ＣＦＬ、韓国労働組合総聯盟ＦＫＴＵ、香港・九竜労働組合評議会ＨＫＴＵＣの第二回定期会談が一九七九年二月二日に東京で開催され、同盟からは三役をはじめ副書記長、関係局長が出席した。会談は、宇佐美副会長を議長に、各国報告のち、政治経済情勢の変化と労働組合、首脳会議と労働組合、について討論をおこなった。国際情勢の変化のなかにあって関係労組の変わらぬ連帯・協力と、国際経済では、保護貿易主義を排して秩序ある自由貿易体制を確立することで意見が一致した。

イスラエル労働総同盟代表団との会談

天池会長を団長とする同盟代表団とＹ・メシエル書記長を団長とするイスラエル労働総同盟代表団は、七九年二月一二日にシンガポールで会談し、つぎの合意に達した。①同盟とイスラエル労働総同盟は、天池会長とメシエル書記長とのあいだで、今後の共同協議のための会談を始める。②第一回の会談は、天池会長を団長とする同盟代表団が、七九年後半、テルアビブ訪問の際おこない、次回の会合は東京でおこなう。③議題は、両者の提案した関心事を包含するものとして協議して決める。④会談の決定事項実現のため、共同チームを設置する。⑤アジアにおける協力の可能性を検討するため、双方の会談の一つにアジア・アメリカ自由労働協会（注）を招待する。

（注）アジア・アメリカ自由労働協会は、国際自由労連を脱退したアメリカのＡＦＬ＝ＣＩＯがアジア対策のためにつくっている組織。

ＡＦＬ＝ＣＩＯとの第一一回定期会談

同盟・ＡＦＬ＝ＣＩＯの第一一回定期会談が一九七九年五月二一～二五日にワシントンで開かれた。議題は、①世界経済・政治の変化と自由な労働組合、②日米経済関係と両労組の役割、③アジアおよび他地域における自由な労働組合の協力、④東京サミットへの労働組合からの提言などで、同盟からは、天池会長、塩路・橋本・田中各副会長、上西副書記長、相原国際局長、貝原国際対策委員が出席した。会談後発表された共同声明は要旨つぎのとおり。

【同盟・ＡＦＬ＝ＣＩＯの共同声明（要旨）】

一、政治的変化と労働組合

昨年三月初め定期会談を行って以降、日中友好平和条約、米中国交正常化、カンボジア、ベトナム、中国など共産政権間の紛争、イランにおける情勢変化など、世界の政治情勢に影響をあたえる動きがあいついだ。

われわれは、アジアおよびその地域における自由な労働者に対する共産主義の脅威や、多くの政府による人権の侵害、労働組合の自由の抑圧、国際諸機関における目的や原則の歪曲等について討議を行った。

東南アジアにおける難民の窮状について論議が行われ、ＡＦＬ－ＣＩＯと同盟の両組織は、彼等を救済することが自由世界にとって重要であることに合意した。

会議は、ＩＬＯ等の国際機関における政治的偏重、目的の歪曲、普遍性の欠如を遺憾とした。

ＡＦＬ－ＣＩＯは好ましい条件が近い将来に満たされることを希望した。同盟は米国のＩＬＯへの早期復帰を要望し、現状の是正に最善の努力をすることを表明した。

同盟は、自由な国際労働運動強化のためにＡＦＬ－ＣＩＯがＩＣＦＴＵに復帰することを希望した。

二、経済変化と労働組合

われわれは、両国において労働者が直面している失業問題、深刻な世界貿易の不均衡、多国間貿易交渉を通じて貿易不均衡問題に取り組むことの困難性、労働者の生活に直接影響をおよぼす物価上昇の脅威、その他重要問題として多国籍企業問題や南北問題等を論議した。これらの諸問題の解決は、国際的・国内的努力によって見い出されなければならない。

両組織は、失業が社会的問題の原因となっていること、そして時間短縮は新しい雇用をつくりだすうえで望ましいものであることを確認した。われわれは、国際的活動を、まず失業問題の解決に集中すべきであると信ずる。

先進工業国における高い失業と経済成長の停滞は発展途上国にも影響をあたえ、南北間の格差は拡大しよう。真の開発は、労働者が彼等の労働の成果の正当な配分をうけ、国内市場が拡大されることによって実現されるべきことが強調された。右記開発の過程において、自由な労働組合の果すべき役割は不可欠なものであるにもかかわらず、輸出指向開発に偏重するためにこの事実はしばしば無視されている。失業と貧困は排除されなければならない。また、他国に移転されるべきでない。

三、貿易問題

会議では、日米間の不均衡貿易問題に注目した。

公正な貿易の強力かつ秩序ある制度を維持するためには、国際協力と各国政府によって確立された法規、法制の遵守と、さらには公正労働基準の適用が必要である。

両国の経済関係について同盟とＡＦＬ－ＣＩＯは、ナショナルセンターレベルおよび各産別レベル間の相互の情報交換を行い、危機的段階に到る前に事前の協議によって解決するため、一層の努力を行うことに合意した。

われわれは、日米政府間で行われた共同声明の内容が十分に実施され、両国の経済発展と労働者の生活福祉の向上が実現されるよう両国の政府に働きかける。

四、エネルギー

われわれは原子力の平和利用と安全性の確保について、国際的協力体制の確立と新しいエネルギー資源の開発のための国際的共同努力の必要性を強調した。

五、多国籍企業

われわれは多国籍企業の行動が自国における雇用や出先国における労働者の諸権利に影響をあたえることを考慮しなければならない。同盟とＡＦＬ－ＣＩＯは利益のみを追求し、労働者の人権を無視するような行動にでる多国籍企業に対し、労働者の国際的連帯をもって対抗措置をとることを確認する。

六、サミットと労働組合

今回の会議の両代表は、会談の中で来たる東京サミットについて話し合った。会議は、各国首脳会談の議題に労組の見解が含まれる必要性および経済首脳会談における決定と合意に、これら労組の見解が反映されるべき重要性について合意した。

七、アジアにおける協力

会議は、アジアにおける自由な労働運動が政治的・経済的にきわめて困難な状況に直面していることに留意した。とくにＷＦＴＵがハノイにアジア事務所を開設して、近隣諸国労組にその影響をあたえようとしていることに注目した。

両組織は、共産主義やその他の独裁主義に対する態度を明確にし、彼等の意図から自由な労働運動を守るために力をつくさなければならない。

八、北方領土

ＡＦＬ－ＣＩＯは同盟の北方領土返還運動を支持する。会議は、日本に返還されるべきこれらの島々の不法占拠を止めることをソ連に要求した。

九、会　談

変化する情勢に対応し、われわれは、必要に応じて小委員会を開催することを同意した。次回定期会談は、一九八〇年東京で開催する。

2　国際労働組合の諸会議

1　世界労連系の会議

第六回国際センイ・衣服・皮革・毛皮産業労働者会議

一九七八年九月四～八日にブダペストで開催され、六三カ国、八五組織、一一〇〇万の労働者を代表する二二五人の代議員と来賓が参加し、日本からは繊維労連副書記長中島道治を団長に、全皮労連委員長松重大二、全靴労連事務局次長渡辺裕正の三名で構成される代表団が出席した。会議での討論は、事前に参加団体に配布されていた「政策と行動に関する文書」に、資本主義国でも発展途上国でもますますこれらの産業部門で重要な役割を演じている多国籍企業の有害な政策に反対するセンイ・衣服・皮革・毛皮産業労働者の「要求と行動の綱領」の二つの文書をもとにすすめられた。文書にもられた労働者の主要な要求は、①雇用と所得の保障、②購買力の擁護・拡大、③労働条件の改善、④賃金切り下げなしの時間短縮と老齢年金支給年齢の引き下げ、⑤同一労働同一賃金、⑥労働格付の正しい適用と職業訓練、全の改善、⑧労働組合権と民主主義的権利の保障と拡大、⑨平和の維持、完全かつ全般的な軍縮、核・化学・細菌兵器の全面禁止、であり、文書の主要テーマは国際労働組合運動の統一の強化におかれていたが、会議は全会一致で政治的・経済的独立をもとめ植民地主義、新植民地主義、ファシズム体制の残りかすとたたかっている労働者との連帯の拡大・強化を強調した。会議はこれらの文書を承認するとともに「センイ・衣服・皮革・毛皮産業労働者への呼びかけ」と「帝国主義、植民地主義、新植民地主義、ファシズムならびに反動に反対し、平和・軍縮・民主主義ならびに社会進歩のためにたたかっている労働者・国民との連帯決議」を採択した。

世界労連第一九回執行局会議

第九回世界労働組合大会（一九七八年四月）以後の最初の執行局会議はキプロスのニコシアで七八年一〇月一八～二〇日に開催された。開会の前日にはキプロスへの連帯のための特別会議が開かれ、キプロス大統領からのメッセージが会議にたいし送られるとともに、会議はキプロスにかんする決議を採択し、世界労連がスパール議長、パストリーノ書記長らがこれを大統領に手交した。執行局会議は第九回世界労働組合大会の成果とそこから生まれる任務について討議するとともに、七九年四月開催の次期総評議会で討議される「一九七八～八一年の期間の活動指針」案を検討した。会議は、第九回世界労働組合大会が世界労連内にとどまらず国際労働組合運動の統一の展望にも大きな影響を与えたことを全員一致で確認するとともに、反帝・民族解放運動が激化し、そのなかで労働組合と労働者が大きな役割を演じているアフリカの労働組合運動について大きな関心をむ

けた。会議は「キプロスにかんする特別決議」のほか、「軍縮のための行動週間にかんするアピール」「ベトナムにかんする決議」「朝鮮にかんする決議」「イランにかんする決議」「イラン労働者のストライキにかんする声明」などを採択した。このうち「軍縮のための行動週間にかんするアピール」は軍拡競争をやめ、軍縮をおこなうことは現代におけるもっともさし迫った問題であると述べ、軍縮にかんする国連特別総会が採択した最終文書を支持し、七八年一〇月二四～三一日の「軍縮のための行動週間」のたたかいをすすめるよう訴え、とりわけ全世界の労働者と労働組合にたいして、①中性子爆弾の製造禁止、②国家間における武力行使放棄のための有効な協定、③核・細菌・化学兵器の即時禁止、④全面的で完全な軍備撤廃をめざす漸進的軍縮、⑤軍事ブロックの同時解体に必要なあらゆる措置、⑥軍縮のための国連特別総会の諸決議採決の実施、とりわけ世界軍縮会議の開催を求めて、その力と行動を結集し、集会や会議を開き、マス・メディアを用い、政府と接触するなどあらゆる適切な形でその意志を表明することを訴えている。

第八回国際金属労働者会議

一九七八年一一月一九～二三日にワルシャワで開催され、四九カ国から七〇組織を代表する一七五名の代表ならびに来賓が参加し、日本からは中央金属労協より平沢栄一中央金属労協議長・全国金属書記長を団長とする五名の代表団（全国金属常任書記後藤実、全国金属中執安田忠宜、全電線田代幸雄、全造船機械中村豊）が出席した。会議にさいしては、事前に基本文書「資本主義の危機の破壊的影響、多国籍企業による支配に反対し、購買力の引き上げ、雇用の増大、生活・労働条件の向上、労働組合の自由の拡大、企業と社会における参加の権利の拡大をめざす金属産業労働者と労働組合の統一行動」が参加者に配布され、金属インタナショナルのP・バギ書記長が基調報告をおこない、これらをもとに討議がおこなわれた結果、基本文書は若干の修正を加えて採択された（採択された基本文書は中央金属労協「反独占の統一行動の強化をめざして――第八回国際金属労働者会議」をみよ）。このほか、①ウルグァイにかんする決議、②国連特別機関における金属インタナショナルの活動にかんする決議、③カナダの「インタナショナル・ニッケル」労働者との連帯決議、④朝鮮にかんする決議、⑤トルコの民主的権利にかんする決議、⑥イランの労働者・人民との連帯にかんする決議、⑦キプロスにかんする決議、⑧南アフリカ人民の闘争支援にかんする決議、⑨インド労働者との連帯にかんする決議、⑩ベトナムにかんする決議、⑪中東にかんする決議、⑫キューバにかんする決議、⑬チリにかんする決議、⑭バングラデシュ労働者との連帯の決議、⑮プエルト・リコにかんする決議が採択された。また会議では金属インタナショナルの規約改正がおこなわれ、准加盟制度が新たにもうけられた。会議で新役員が選出されたが、名誉議長はロザリオ・ピエトラロイア（ウルグァイ）、議長はR・ゾンカル（ドイツ民主共和国）、書記長はP・バギ（フランス）、副議長はA・サンジョン（フランス）、ナレシュ・チャニラ・ドウッタ（インド）、イワン・コスチュコフ（ソ連）の三名である。

朝鮮統一のための第二回世界会議

七七年二月にブリュッセルで開催された第一回世界会議につづく朝鮮統一のための第二回世界会議は、七八年一一月二七～二九日に東

京で開催された。会議開催のための日本準備委員会幹事会は社会党、共産党、総評、中立労連、新日本婦人の会、日本婦人会議、日朝国交正常化国民会議、日朝協会、朝鮮の自主的平和統一支持日本委員会、朝鮮民族の統一を支持する会、東京推進委員会、国際連絡委員会で構成された。世界会議には五九ヵ国の政府、政党、労働組合、社会・宗教団体、統一支持組織、世界労連をふくむ一一の国際組織などの代表五〇四名が参加し、国際連絡委員会レリオ・バッソの報告ののち、同事務局長ジャン・ドーリ、日本準備委員会代表市川誠（元総評議長）その他多数の代表が発言した。これらの報告と発言にもとづいて参加者は全体会議と二つの分科会においてつぎの四点について討議した。①二つの朝鮮論反対、朝鮮半島における新たな戦争の危険の排除と、平和の擁護について、②南朝鮮における人権侵害糾弾と、民主化の促進について、③南朝鮮からの米軍完全撤退と朝鮮の自主的平和統一運動の支持について、④日韓癒着反対、日本政府の朝鮮政策の根本的転換をめざす日本の諸勢力への支持。

会議は「決議」と「各国政府、政党、社会団体組織、並びに世界機構、世界中の人々へのアピール」を採択したが、「決議」の要旨はつぎのとおりである。

【決議（要旨）】

第二回世界会議は、朝鮮分断政策をやめさせることが緊急な任務であると考え、―「二つの朝鮮」論に反対し、自国の自主的平和統一をめざす朝鮮人民の闘争への積極的な支持を表明する。

朝鮮人民の権利を尊重し、戦争の危険を取り除き、平和的解決を実現するために、会議は、①在韓米軍と核兵器を含む、一切の兵器の完全無条件撤収を要求する。②第三〇回国連総会決議にもとづいて、在韓国連軍指令部の解体を要求する。③交戦状態に終止符を打つ、朝鮮民主主義人民共和国と、アメリカとの間の平和協定締結のためのイニシアティブを支持する。④南北朝鮮の「国連同時加盟」および「クロス承認」の主張は「二つの朝鮮」につながるものであり、朝鮮半島を中心とする、アジアの平和と安全に反するものとして「二つの朝鮮」の策動を、きびしく糾弾する。⑤祖国統一、人民の民主的権利の回復のために活動している、すべての南朝鮮人民に対する抑圧の中止、およびすべての政治犯の釈放を要求し、KCIAの活動および、その対外工作機関である勝共連合を糾弾する。⑥在外朝鮮人が在住する国で祖国の統一のための政治活動ができるようにし、民族的・民主的権利を保証することを要求する。⑦アメリカとその同盟諸国による軍事一体化と南朝鮮の軍事力増強をやめるよう要求する。⑦多国籍企業・大資本の南朝鮮への新植民地主義的進出に反対する。

会議は朝鮮統一が外部からの干渉なしに解決されるべき朝鮮民族自身の問題であると考え、一九七二年七月四日の共同声明において表明されているように、自主・平和・民族大団結の三大原則にもとづいて実現されるべきものであると表明する。

世界労連第二〇回執行局会議と第三〇回世界評議会

日ソ執行局会議は一九七九年四月九日にソフィアで、ついで四月一〇～一三日に総評議会が開催され、日本から更にかんする案が検討された。

総評議会の第一日目はベトナムへの連帯の特別総会にあてられ、世界労連ガスパール議長、ベトナム労働組合連盟議長グエン・ヴァン・リンその他の発言ののち、「ベトナムの独立を擁護し、中国の侵略に反対し、ベトナムの再建を援助するための連帯決議」が採択された。このあと総評議会は、執行局会議で起草された「一九七九

～八一年の期間における世界労連の活動指針」を承認し、①中東にかんする決議、②レバノンにかんする決議、③帝国主義とアパルトヘイトに反対する南アフリカ諸国民の闘争にかんする決議、④チリとニカラグアの独裁にたいするボイコット決議、③声明「失業を終わらせ、すべてのものに就職を！」を採択した。

総評議会はまた、執行局の拡大ならびに執行局と総評議会の構成の変更にかんする執行局の提案にもとづく一連の決定をおこない、また第一九回執行局会議で決定された世界労連規約変更案起草委員会の設置を承認するとともに、働く婦人の第四回世界会議を七九年秋に開催すること、第三一回総評議会を一九八〇年一〇月に世界労連創立三五周年記念行事とあわせて開催することを決定した。

なお、執行局の拡大と構成の変化にともない日本から初めて全日自労委員長中西五州が正執行局員に選出された。

世界労連産業別労働組合インタナショナルの諸会議

五月九～一七日には農林漁業インターの第八回大会がワルシャワで、五月二二～二六日には化学石油インターナショナルの第八回大会がソフィアで開催された。化学石油インターナショナル第八回大会には紙パ労連神谷幸副委員長と巴川労組四之宮昌幸委員長が出席したが、詳細は次号年鑑に収録する。

2　国際自由労連・国際産業別組織ＩＴＳ系の会議

第四二回国際自由労連アジア地域組織ＡＲＯ執行委員会

一九七八年四月二五～二七日にバンコクで開催され、日本からは塩路一郎(同盟)、加藤和夫(全逓)が執行委員として、相原正雄、貝原尚武、井河武雄（以上同盟）が来賓として出席した。またこのほか、小原淑国際自由労連日本加盟組織連絡協議会事務局員と田総哲(加藤の随員)、藤沢ゆく子（井河の随員）も出席した。

執行委員会は亡くなったロベルト・Ｓ・オカにかわってＤ・Ｓ・メンドーサ(フィリピン労働組合会議)を正執行委員とＡＲＯ副会長に選出した。会議は地域書記長提出の一九七七年一～一二月間の活動報告について討議し、①インドネシアに実情視察団を送ること、②関係ＩＴＳが連絡担当役を任命することと、③タイの農村労働者の組織化プロジェクトについて実現可能性を検討すること、④セイロン労働者会議ＣＷＣの基盤拡大とＡＲＯの新しいアプローチを幹部に知らせる目的で七八年八～九月にスリランカでシンポジウムを開催すること、⑤ＣＷＣの要請に応じＡ・アギンとＳ・セリアをスリランカに派遣し社会経済政策の策定面でＣＷＣを援助すること。また執行委員会は、教育委員会の勧告どおり七八・七九年の教育計画を承認し、アジア労働大学の機構再編ならびにＡＲＯとの統合にかんす

る委員会報告をも承認した。執行委員会は日本の全逓および公務部門のその他の労働組合の闘争について報告を受けたが、この問題はまずＩＣＦＴＵ日本加盟組織連絡協議会で討議されるべきだとされた。次期執行委員会の開催期日は七九年八月上旬頃ということに決まった。

国際自由労連第七〇回執行委員会

七八年五月一二～一九日にハンブルグで開催され、日本からは同盟の塩路一郎副会長、貝原尚武自動車労連国際局次長が出席した。会議は、雇用の創出ならびに基本的ニーズの充足を目標とした新しい国際的・国内的開発戦略を求める国際自由労連の新開発憲章「新経済社会秩序の確立をめざして」を公式承認するとともに、つぎの諸決議を採択した。①失業は左・右の活動強化を利するだけであり、七八年七月一六～一七日にボンで開催される先進国首脳会議はその ことを考慮すべきだとする「世界的な失業の危機にかんする決議」②「ガットの多角的貿易交渉にかんする決議」③全加盟組織にたいして、南アフリカに投資している会社に黒人労働者差別をやめさせるよう圧力をかけることを求めた「南アフリカにかんする決議」④チリの独裁政権にたいする国際的圧力の継続を加盟組織に要請した「チリにかんする決議」⑤チュニジアにおける労働組合幹部の迫害に反対し、被弾圧者救援に一万五〇〇〇ドルを支出することを決めた「チュニジアにかんする決議」⑥「レバノン問題にかんする決議」。執行委員会はまた「婦人を労働組合に統合するための活動計画」を承認し、ソ連とポーランドで「国内の公式な労働組合機構の外に自由な労働組合をつくりあげようとした労働者が迫害されている」ことについて、ＩＬＯに提訴する権限を書記局に与えた。

国際建築木工労連第一五回世界大会

国際建築木工労連ＩＦＢＷＷの第一五回世界大会は、雇用開発援助、人権問題を主要議題にして、七八年八月二一～二四日にウィーンで開催された。日本からは同盟建設関係職・労組連絡協議会（同盟建設労協）から鈴木芳雄議長、池端英雄事務局長の三名がはじめてオブザーバーとして参加した。大会が採択した諸決議は、建設投資で住宅建設を最重視すること、職業訓練改善の必要性、開発途上国にインフラストラクチュアーをともなうよう多くの援助を与える必要などを強調している。大会はまたアフリカ、アジア、南アフリカの多くの国ぐにと東欧諸国における人権ならびに労働組合権の侵害に抗議した。

第三回日米加金属労働組合会議

一九七八年八月一七～一八日にカナダのトロントで開かれ、日本からは金属労協の宮田議長、竪山、宮野両副議長、高橋造船重機労連書記長、榎本自動車総連調査局長、瀬戸鉄鋼労組ＵＳＷＡ、全米自動車労組ＵＡＷ、全米電機ラジオ労組ＩＡＭ、ＡＦＬ＝ＣＩＯ、国際金属労連の会長、副会長、書記長らが出席し、アメリカとカナダからは全米機械工労組ＩＵＥ、全米金属労連の会長、副会長、書記長らが出席した。会議では日米加三国の経済情勢と金属労組の協力関係について

話し合われた。採択された宣言は、多国籍企業の力の乱用を規制するために国際労働運動が協力し、OECDや国連が設定した国際行動基準を各国政府が採択するよう要請するとともに、造船部門についてOECDが提起している、「通商慣行を監視する国際的な場を通じて不公平な投資を回避する」ことを目的とした鉄鋼部門協定を強力に支援するとしている。

このほか宣言は、アメリカやカナダで日本の自動車、テレビを生産するための日本の投資を促進することに合意すると述べているが、これにかんしては日本の雇用問題に深いかかわりをもつところから日本国内での労使協議や関係国労働組合間の協議が前提であることが討議で確認されている。なお次回の会議は七九年に日本で開催されることに決まった。

国際電信電話労連PTTI第二三回世界大会

七八年一〇月一六～二〇日にワシントンで開催され、七七カ国一二八加盟組織、七二〇人の代議員・傍聴者が参加し、日本は、全逓から石井委員長、保坂書記長、武部国際担当中執ほか六地本の代表、電通共闘から全電通及川委員長、山岸書記長をふくむ一〇名、国際電電山田委員長ほか二名、電通共闘部門衛藤副議長ほか二名の、総計二六名が出席した。大会はニジンスキー書記長の報告、それにもとづく各国代表の討論、①産業民主主義と、②懲戒規程・手続きにかんする委員会討論ののち、①郵電事業における産業民主主義、②懲戒規程と手続き、③労働組合の教育活動、④平和と民主主義、⑤労働組合と権利、⑥ILOの活動、⑦世界の経済情勢、⑧PTTI労働者の国際連帯の八つの決議が採択された。このうち「労働組合の権利にかんする決議」は、「郵便電気通信労働者をふくむすべての労働者が、政府、公社もしくは民間企業に雇用されているかどうかにかかわらず、完全な労働組合の自由と権利をもつものであることを再確認し、すべてのPTTI労働者にとって全面的な労働組合の権利を獲得することがPTTIの基本的目的である」と述べている。

役員改選では、レデッシュ前会長（ニュージーランド）の退任にともない、ブライト（西ドイツ）が会長に就任、書記長にはニジンスキーが再選され、日本からは全逓石井委員長が執行委員に、同第一予備委員に全電通及川委員長が選出された。

国際自由労連第七一回執行委員会

一九七八年一一月二九日～一二月一日にブリュッセルで開催され、日本からは貝原自動車労連国際局次長が出席した。

執行委員会は、経済問題にかんしては、①世界経済情勢分析のなかで主要工業国政府が「現行の経済成長率と失業率を正常なものと認めてもらおうとしている」と批判し、現状改善のための短期、長期の政策について総合的な提案をおこない、②また週三五時間の要求をかかげてストライキ中の西ドイツ鉄鋼労働者に連帯を表明する決議を採択した。政治問題にかんしては、①来年自由選挙を実施するというボリビア新政府の公約に留意し、②チリのビノチェット政権の労働組合弾圧政策を非難し、加盟組織にたいして、ボイコットをふくむあらゆる連帯行動によってチリ労働組合運動を支援するよう要請し、③チェコスロバキア政府にたいしては憲章七七に署名したことを理由に解雇されている労働者の復職を要請するとともに、もし政府がこの要請にしたがわなければILOが同国に調査団を派遣すべきだとの態度を表明し、④グァテマラ政府の労働組合弾圧に

抗議する電報を打ち、⑤ナミビアで総選挙を実施するという南アフリカ共和国の一方的な決定を非難し、⑥ニカラグアのソモサ一家の独裁政権を非難し、⑦逮捕されたチュニジアの労働組合活動家の釈放のための活動を継続するよう加盟組織に要請し、⑧南アフリカの黒人労働者の組合活動をひきつづき支援することを決めた。組織問題では、①日本の全電通労組の加盟を承認するとともに、②マドリードで開催される次回の国際自由労連世界大会の期日を七〇回執行委員会の決定よりも約五〇日延期して、七九年一一月一九～二三日とすることを決めた。

第二回アジア労働首脳会議

国際自由労連アジア地域組織ＡＲＯは第二回アジア労働首脳会議を七九年二月一二～一四日にシンガポールで開催した。会議には一四カ国の労組指導者とＩＴＳ、ＩＬＯ、国際自由労連本部の代表など六〇人が出席した。日本からは、同盟から天池会長以下五名、全逓から石井平治以下四名、日放労から佐々木潤、全電通から及川一夫以下三名その他合計一六名が参加した。会議は「国際自由労連開発憲章」「一九七九年度国際自由労連世界経済情勢分析」「世界経済情勢――アジアの目から見て」の三文書について検討、ここでの議論内容を声明文にまとめて発表する予定であった。その目的は七九年六月に東京で開かれる先進国首脳会議に提出する文書にその展望を織りこむことと、七九年一一月の国際自由労連大会に提出される「開発憲章」にアジア加盟組織の見解を反映させることにあった。だが声明文は会議終了日には採択されず、ひきつづき開かれたＡＲＯ執行委員会に付託され、そこで採択された（声明文は「自由労連通信」七九年三月一五日号を見よ）。

第四三回国際自由労連アジア地域組織ＡＲＯ執行委員会

ＡＲＯの機能について、国際自由労連の原則の枠内でＡＲＯの①機能の自主性を確立し、②予算上の管理をおこなう可能性についての検討委員会を設け、第一二回世界大会直前に招集されるＡＲＯ特別執行委員会に勧告書を提出するよう指示した。執行委員会の重要議事はＡＲＯ書記長提出の七八年度活動報告で、それはアジア地域の動向を概括し、とくにイランとインドシナにおける事態およびこれらがアジアの情勢におよぼす影響に焦点をあてたものであった。

第三回アジア公務員労働組合会議

一九七九年五月二二～二六日にシンガポールで開催された。会議は国際公務員連盟ＰＳＩ、国際郵便電信電話労連ＰＴＴＩ、国際自由教員連盟ＩＦＦＴＵの三団体の主催のもとに、国際運輸労連ＩＴＦの賛同をえて開催されたもので、日本からは総評が傘下の各関係組織――全農林、全電通、都市交、国労、全逓、自治労、日教組、公労協など――の代表を一括して、江田虎臣全農林委員長を団長に、及川一夫全電通委員長と飯村実都市交委員長を副団長、山崎俊一総評企画室長を事務局長とする一六名の代表を出席させた。会議の主要議題は、アジア地域における労働組合権、ことにその最近の進展および現状の検討とＩＬＯ第一五一号条約の採択に照らして定義される労働組合の将来の闘争目的であった。会議は四日間にわたる討論の結果、①アジア地域における官公労働者の労働組合の権利にかんする決議、②ＩＬＯ第一五一号条約の批准を求めるアピー

ル、③先進七カ国東京サミット会議にたいするアピールを採択して閉会した（詳細は総評「第三回アジア公務員労組会議報告書」参照）。

国際炭鉱・鉱山労働組合連盟第四三回大会　一九七九年六月四～七日にマドリッドで開催され、日本からは炭労森田久雄委員長、全鉱岡新一委員長、同高木副委員長が代議員として、炭労鈴木ふみがオブザーバーとして出席した。大会は「石炭エネルギー政策委員会」「組織委員会」「鉱物委員会」の各委員会報告を採択するとともに、①「石炭・エネルギー政策にかんする一般決議」、②発展途上国の組合活動援助についての「海外援助にかんする決議」、③「職業病にかんする決議」、④「スペインにかんする決議」、⑤「チュニジアにかんする決議」などを採択した。大会は規約を改正し、従来終身職であった書記長を四年に一度の大会ごとに他の役員と同様選挙で選ぶこととした。大会が選出した新役員はつぎのとおりであった。議長アドルフ・シュミット（西ドイツ・再選）、副議長ロレンス・ディリー（イギリス、新）、アーノルド・ミラー（アメリカ、元）、カンチ・メータ（インド、再選）、書記長ピーター・テイト（イギリス、新）。

3　その他の国際労働組合会議

国際映画放送労働組合連盟FISTAV第五回執行委員会　一九七九年六月一二～一五日に東京で開催され、イギリス、ポーランド、フランス、ソ連、ドイツ民主共和国、フィンランド、イラクから執行委員ならびに来賓が出席、日本からはFISTAV副議長隅井孝雄（民放労連）、秋元彰（映演共闘）、間島三樹夫（映演共闘）のほか、招待メンバーとして浜坂日演協委員長（国際音楽家連盟FIM代表）ほか五名が日本俳優連合、日本芸能実演家団体協議会などから参加した。

議題は、①FISTAV第二回大会以後の活動状況報告、②諸会議の開催について、③映画とテレビは共存できるか――その相互関係について、④テレビの自主制作擁護のたたかい、⑤国内映画産業の防衛とたたかい、⑥テレビの児童に与える影響の七つで、各国の状況と諸問題についてそれぞれ報告があり、討論の結果、①映画とテレビにかんする影響にかんする決議、②子どもに与えるテレビの影響にかんする決議、③日本におけるアメリカ映画配給会社の一方的な人員整理に抗議する決議、④核兵器の完全禁止についての日本労組のアピールを支持する決議、⑤日本フィル労組の闘争を支持し、日フィル再建を実現するための要請決議、⑥フランス公共テレビ製作会社SPPの人員整理反対、自主番組増大のたたかいを支持する決議が採択されたほか、①現像労働者のための国際会議を一九八〇年にロンドンで開き、同時にFISTAV執行委員会を開催する、②一九八一年にポーランドで映画の諸問題にかんする国際会議を開き、同時に執行委員会を開催する、③一九八二年に第三回FISTAV総会をドイツで開くことをドイツ民主共和国文化労組に検討してもらう、④婦人労働者にかんする国際会議を八二年の総会後のできるだけ早い機会に開催することなどが決まった。

執行委員会と並行して、六月一四日には、映演共闘、民放労連、日演協、日俳連の共催、FISTAV、国際音楽家連盟FIM、国際

俳優連合ＦＩＡの協力・後援により「俳優・音楽家・演技者の権利とマスメディア産業」にかんする国際シンポジウムがおこなわれ、①日本の映画・放送産業における著作権の現状と問題点（間島映演共闘副議長）、②日本の実演家の著作隣接権の権利の侵害されている著作権について（浜坂ユニオン日演協委員長）、③俳優・演技者の権利についての国際的アプローチ（デラームＦＩＡ議長）、④日本俳優連盟の権利確立のための活動について（二谷英明日本俳優連盟専務理事）の四つの報告があり、これをもとに討論した結果、①国際的レベルで保護されるべき著作者と実演家の権利について、②ローマ条約への批准・加入について、の二つの決議がＦＩＳＴＡＶ、ＦＩＡ、ＦＩＭ、日本民放労連、映演共闘、職能労働組合日演協、日俳連、日演協の八者により採択され、翌一五日文化庁に手交された。

東京労組指導者会議

先進国首脳会議、いわゆる東京サミットにあわせて、一九七九年六月二二日に東京で開催され、会議にはＡＦＬ＝ＣＩＯ、イギリス労働組合会議ＴＵＣ、カナダ労働会議ＣＬＣ、フランス民主労働者連合ＣＦＤＴ、ドイツ労働総同盟ＤＧＢ、イタリア労働組合連盟ＣＩＳＬ、イタリア労働同盟ＵＩＬ、国際自由労連ＩＣＦＴＵ、国際自由労連アジア地域組織ＡＲＯ、国際労連ＷＣＬ、ＯＥＣＤ労働組合諮問委員会ＴＵＡＣ、欧州労働組合連盟ＥＴＵＣ、同盟、総評の一五組織から三三名が参加した（同盟は天池会長以下五名、総評は槇枝議長以下五名）。

会議の準備委員会は総評と同盟で構成されたが、招待組織の範囲について総評と同盟の意見のくいちがいが目立ち、フランスの最大組織でＣＩＳＬならびにＵＩＬと統一指導部をもちＥＴＵＣにも加盟しているイタリア労働総同盟さえ、ＥＴＵＣ、ＣＩＳＬ、ＵＩＬからの招待要請があったにもかかわらず、また総評がその招待を主張したにもかかわらず見送られ、招待の範囲はＩＣＦＴＵおよびＴＵＡＣ加盟組織にしぼられた。会議ではエネルギー問題、難民救済問題、雇用問題などが討議され、「国家元首・政府首脳東京会議にたいする労働組合声明」が採択された。このあと代表は大平首相と会見し、この声明を各国首脳に手渡し、東京サミットの正式議題にとりあげるよう要請した（声明全文は「週刊労働ニュース」七九年六月二五日付、もしくは第五九回総評定期大会各局報告書一一四～一一九ページに掲載されている）。

【参考資料】(1)世界労連東京事務所『世界労働組合運動』、(2)WFTU, Flashes From Trade Unions、(3)WFTU, Asian Workers、(4)ＩＣＦＴＵ日本加盟組織連絡協議会『自由労連通信』、(5)ICFTU, International Trade Union News、(6)中央金属労協『第八回国際金属労働者会議』、(7)総評第五九回定期大会資料・各局報告書、(8)同盟第一四・第一五回全国大会資料、(9)同盟第四三回中央評議会資料、(10)民放労連・映演共闘『国際映画放送労働組合連盟第五回執行委員会（東京）報告書』、(11)『週刊労働ニュース』、(12)『総評新聞』、(13)『同盟新聞』、(14)『全電通』、(15)『全逓』

XI 農民運動

概要□農業情勢と農民運動の動向──農業情勢と農政の動向／農民運動の大勢／**主要な農民運動**──七九農民春闘／食管制度をめぐる運動：米・麦価闘争／米の生産調整反対運動／葉たばこ価格・乳価その他の運動／農畜産物輸入反対運動／農地増税反対運動／三里塚（成田）：空港廃港闘争／公害反対その他の運動／出稼ぎ農民・農村労働者の運動／**農民団体その他**──全日本農民組合連合会／全国農民総連盟／全日本開拓者連盟／全国出稼組合連合会／農村労働組合連合会／中央労農会議

概要

一、一九七九年の農民春闘は、全日農・中央労農会議など中央組織七団体と地方組織によって結成された七九農民春闘委員会によって推進された。農民春闘は三月の農民春闘総決起大会にはじまり、米・麦価要求運動まで展開された。

一、食管制度をめぐる運動はなによりも米価闘争に象徴されるが、七九年度の米闘は過剰米の堆積、米の売買逆ザヤ解消路線と食管制度見直し論の台頭のもとに、これまでにない消極的要請運動に終始した。また農民団体共闘会議の実質的解消にともなう農民団体の不統一がその盛り上がりをそぐ一因ともなった。この結果、生産者米価は昨年にひきつづき据え置かれ、しかも新たに実質的な米価の切り下げを意味する米の品質格差導入された。生産者麦価だけが平均二・四%程度アップされたに止まった。

一、食管制度を守る運動の第二は米の生産調整反対運動にみられた。全日農はこれを運動の主要な柱として提起したが、具体的運動にまで推進させることはできなかった。むしろ全中など農業団体が逆に政府の生産調整に積極的に協力したこともあり、約一一九%の高い達成率をもたらした。

一、農畜産物価格運動も米・麦価運動同様低調な要請運動に終始

し、ほとんどの政策価格が据え置かれた。七八年産葉たばこ価格が三・六%アップ、同甘味資源等は注目されるが、なかには豚価のように引き下げられたものもある。畑作物価格が一・九%アップしたの

一、農畜産物輸入反対運動は日米農産物貿易交渉の過程で盛り上がりをみせ、一時的にはその効果がみられたが、これまた要請運動の域をでないものであった。最終的には柑橘・果汁・牛肉の輸入枠拡大を許し、輸入農畜産物関税の大幅引き下げを許すことになった。

一、農地課税反対運動は固定資産の評価替えの時期をまえに三大都市圏を中心に全国的にひろまる傾向をみせた。数次にわたる農民・農業団体の中央行動も展開された。この結果、政府原案を修正させ、宅地なみ課税強化案の撤回と現行制度の三年間凍結をかちとった。

一、三里塚空港反対運動は地元反対同盟の農民を中心に一三年間にわたり展開されている。七八年五月の開港以後も、反対同盟は空港撤廃をスローガンに数次にわたる百日闘争を展開し、第二期工事の着工を阻止している。開港から一年余を経過した現在、三里塚国際空港は滑走路一本だけの「欠陥空港」にとどめられている。

一、反公害その他の運動は原発反対・ダム開発反対・地域開発反対運動として、主に漁民を中心とした地域住民運動として展開された。とくに米国のスリーマイル島の原発事故以来、原発反対闘争は急速に全国的な運動に拡大しつつある。

一、出稼ぎ農民と農村労働者の運動は出稼組合と農村労組の二系統の組織に分かれ展開されている。不況下の賃金不払い対策・振動病対策・労働災害の多発と労災制度の適用など問題は山積している。

1　農業情勢と農民運動の動向

1　農業情勢と農政の動向

農産物過剰と農業保護政策批判

一九七八年から七九年にかけて日本経済の対外関係は、これまでのドル安＝円高基調から脱してようやく円安基調に転換しつつある。日本経済は大量の国債増発のもとでの借金財政と公共事業の拡大、通貨増発、在庫調整と企業の減量経営などがようやく効果をあらわしはじめ、景気上昇気運に向かいつつあるとみられたが、七九年六月の原油価格の高騰を契機にインフレーションの再燃が必至となり、政府は公定歩合の引き上げにふみ切ったが、インフレか総需要抑制かの二つの政策をめぐって政財界の混迷が深まっている。以下、この間の日本農業の情勢の特徴をみよう。

まず第一に、農産物過剰のもとでの輸入自由化論の台頭である。すなわち米国・ＥＣの輸入圧力のもとで、国内の財界・一部労働界

からの過保護農政批判である。農産物の過剰は、その多くが過剰輸入のもとでの生産過剰である。米・温州みかん・牛乳・葉たばこ・鶏卵その他の生産過剰であるが、温州みかんについていえば、すでに数年前から過剰生産による価格暴落がつづき、生産調整が進行中である。農林水産省の七八年度農産物価指数（概算）によると、この結果出荷量が十数％減少したことにより前年度比三四％高になり、農産物価をおしあげる（対前年度比四・六％）要因になった。なお、七九年度もひきつづきみかん園転換などの生産調整を実施中である。牛乳・乳製品の生産過剰は、七八年度の加工原料乳がその限度数量一八三万トンを二一万トン超過している点、飲用牛乳は数年前より需要停滞のもとにあること、バター・脱脂粉乳等乳製品の在庫過剰等にみられる。このため農業団体は緊急生乳需給調整対策のもとに生乳の自主的生産調整にとりくまざるをえなくなった。葉たばこはすでに減反を実施してきたが、前年にひきつづき耕作面積の減反が決定された。鶏卵も過剰状態にあり増羽抑制策がとられている。輸入液卵増加の影響も大きい。なお鶏卵価格は前年度一四％減で、農産物価格下落率では最高であった。農畜産物の輸入増加と消費低迷を主因とする農畜産物の過剰のもとで、肉畜価格は三年連続低下し、七八年度は前年度比四％減を示した。そのうち肉豚は七％、ブロイラーは一〇％の減であった。

米の過剰、これは昨年来新聞紙上をにぎわしてきた。米の過剰のもとで、肉畜価格は三年連続はずであった。七八年度から三年間の政府の減反目標は三九万一〇〇haであったが、一年目はそれを大幅に超え一一三％の達成率であった。しかし七八年度の過剰米は五三〇万トンになり、さらに農水省は七九年一〇月には六三〇万トンを超える古米在庫をかかえると予想している。このように日本農業の主要農産物はほとんどが過剰状態にあるが、これに加え米国の農産物輸入圧力のもとにさらに過剰圧力が強化されたのである。すなわち、日米農産物貿易交渉での米国のオレンジ・牛肉などの自由化時期の明示要求、あるいはニュージーランドからの牛肉輸入拡大要求とリンゴ輸入解禁要求がそれである。結局、七九年一二月五日、中川農相とマンスフィールド駐日大使の交渉で日本側は柑橘・オレンジジュース・牛肉等の輸入枠拡大をのまされ、さらに輸入農産物の関税率をほぼ二分の一に引き下げることを認めさせられた。

またこれらの外圧と併行して、七八年秋以来、鉄鋼労連や自動車連盟等で組織している「政策推進労組会議」、あるいは同盟などの労組が、農産物輸入自由化と食管制度改変により農産物価格を引き下げよという食糧政策を提言、国際分業論に立脚する経済合理主義を主張しはじめた。これは、これまでしばしば経済同友会・日経連・経団連等によって提言されてきた工業優先の国際分業論による低農産物・低賃金の論理と同一であるとして、農業・農民団体のはげしい反発をひきおこした。いずれにしろ農業・農民と同盟すべき労働組合が、賃上げ抑制の資本攻勢の前で、農業過保護論批判を主張したのは今期の特徴的事例であった。

総合農政と地域主義農政の展開

農水省は七九年度予算案の編成方針のなかでその重点施策として「地域農業生産体制の総合整備」をトップにかかげ、昨年基本に据えられた「需要の動向に応じた農業生産の振興」をつぎの項目に位置づけた。その意義づけとして、米等の生産過剰にたいし、麦・大豆・飼料作物の過少生産を特徴とする生産構造を再編成する必要があるという

前提のもとに、「水田利用再編対策、農用地利用の高度化と麦、大豆、飼料作物の生産拡大を計画的に行う地域農業生産総合振興事業、新農業構造改善事業等を実施するとともに農地流動化を促進する対策を強化する」と述べている。ここでは、さしあたり新たに実施される地域農業生産総合振興事業を中心にみておこう。それは、農業生産の再編成のためには地域の実態に即してその自主性を生かし地方自治体の自主性により地域農業を再編しようとするものである。この振興事業の積極的な運用により二年目に入った水田利用再編対策（昨年と同じく転作目標面積三九万一〇〇〇ha）における転作のいっそうの定着化を予定しているのである。

また、この事業を効果的にするためには中核的農家の土地利用の集積が必要であるとして、新たに地域農政特別対策事業の一環として農用地高度利用促進事業を実施する等々である。すなわち地域農業生産体制の総合整備のためには、①地域農業生産総合振興事業の発足、②地域農政特別対策事業の拡充、③水田利用再編対策の推進、④新農業構造改善事業の本格的展開、⑤農協系統組織による需給安定活動の推進、などの総合的有機的連関をもった施策を必要としているわけである。このような農水省の施策について、農業・農民団体から食管制度の破壊につながる、農民追い出し策であるという批判がおこなわれているが、従来の官僚主導型農政の基本的構造が変わらないかぎり、中央指導型地域主義農政に帰着するのではないかとみられている。

最後に、第八七回国会に提出された政府の「昭和五四年度において講じようとする農業施策」の重点項目をかかげておこう。すなわち①今後の農業発展のための地域農業生産体制の総合整備、②需要の動向に即応した農業生産の振興、③農業生産力向上のための農業生産基盤の整備、④住みよい農村の建設と農業者の福祉の向上、⑤農産物の価格の安定、⑥農産物の消費拡大、流通加工の合理化と消費者対策の充実、⑦技術の開発と普及事業の拡充、⑧輸入農産物の安定確保と備蓄の実施等、⑨災害、公害対策の実施、⑩その他農政の推進に必要な措置、の一〇項目である。

2　農民運動の大勢

農民団体共闘会議の解体と七九農民春闘

一九七八年後半から七九年前半にかけての農民運動は、対外的な農産物輸入圧力と農畜産物の構造的過剰を背景に農業団体の官民一体路線の定着がすすむなかで、これまでにない苦しいたたかいを強いられた。農民団体と農業団体の行動の恒常的不統一はいうまでもなく、農民団体の統一行動も分断された。

全日農・全農総連を主軸とする農民五団体によって結成され常設機関化してきた農民団体共闘会議は一九七八年末事実上解体し、新たに同じメンバーによって農民団体連絡会議がつくられた。共闘会議の命脈は結成以来二年で終わった。これは各団体間の主義・主張、路線上の対立によるものであり、本年鑑（七九年版四〇一～四〇

二ページ）で指摘したように、前年の米闘において対立が表面化し、共闘会議とはいえ事実上共同闘争は空洞化していたのである。しかしこの共闘会議の解体が農民運動にプラスとなるかどうかの判断はにわかには下しえない。しかし、すくなくとも従来の形式的な共闘の弱点が克服され、農民団体の雄である全日農は自らの運動方針のもとに独自のたたかいを推進できることになったことは事実である。そのため七九年農民春闘での一連の行動は前年とくらべはるかに主体的な運動として展開された。

全日農は、七九年はじめ出稼連・乳価共闘・葉たばこ共闘・甘味共闘・林政共闘・中央労農会議など業態別中央組織と地方組織に呼びかけて、七九農民春闘委員会を結成、米・麦価、農畜産物価格闘争を中心に米の生産調整反対運動にとりくんだ。他のそれぞれの業態別組織も独自のたたかいをすすめながら同時に農民春闘委のメンバーとして春闘の中心要求を基礎に政府にたいし要請行動を展開した。乳価共闘の乳価要求を基本にした畜産審議会行動、葉たばこ共闘の専売公社民営化反対価格引き上げ要求・減反反対のたたかい、甘味共闘のサトウキビなど甘味等畑作作物価格運動、出稼連の出稼者の事故・労災対策、林政共闘の林業労働者対策運動等々、多種多様なかたちで展開された。結果的に米価はじめ農畜産物価格のほとんどが二年連続据え置きにされたとはいえ、農民春闘委構成団体はそれなりに単なる陳情運動の域を超える農政運動を試みた。

このような農民春闘委の共闘にくらべ、全農総連など農協系統その他の農民団体のそれは低調であった。陳情・要請そのものに埋没した農政運動であった。ただ例外的に北海道農民連盟代表の活動はきわだっていた。

農業団体の農政運動

農業団体の運動という場合、普通、全国農協中央会系統の大会・陳情・ボス交渉方式の運動をいう。全中はあらゆる農畜産物価格運動にプラスとなるかどうかの判断はにわかには下しえない。しかし、すくなくとも従来の形式的な共闘交渉もするが裏面におけるトップ会談に終わる場合が多い。その陳情運動は地元国会議員への要請が多く、大衆団交形式をとることはまれである。農民団体の要求と一致することもあるが、多くの場合質的に差があり統一行動にまで進展しない。農業団体の米価要求運動についていえば、本年度のそれは基本農政確立要求の一環として展開された。米価算定方式は昨年と同じく平均生産費方式をとり、政府の路線に一歩近づいた。また本年度の最大の特徴は、米の生産調整政策に消極的協力をした昨年にくらべ、政府の減反目標にさらに一割積み上げる特別運動を展開し、まさに官民一体の協力姿勢を打ち出した点にある。なお農地課税反対運動では一年にわたる下からの積み上げ運動を展開し、宅地並み課税にかんする地方税法の特例措置を三年間凍結させるという効果をあげた。

地方における農民運動

農畜産物価格運動にかんするかぎり中央組織の運動形態とほとんど変わらず、地方自治体要請運動が普通である。これにたいし三里塚空港廃港闘争においては反対同盟を中心に全国各地の住民団体・労組・学生団体がそれを支援し、第二期工事建設を阻止している。反対同盟結成以来一三年間の長期にわたるたたかいである。また漁民および住民運動による原発反対運動は、アメリカの原発事故発生を契機に全国的な運動にひろがりつつある。

2　主要な農民運動

1　七九農民春闘

七九農民春闘委員会の結成

農民団体は、七六年以来農民五団体で構成する「農民団体共闘会議」を中心に米価闘争や食管制度を守る運動を展開してきたが、七八年一二月二五日、この共闘会議は実質的に解消され、新たに「農民団体連絡会議」として再出発することになった。同時に春の価格要求行動もそれぞれの団体が独自にとりくむことになった。全日農（全国農と労農会議の地方組織代表が東京の家の光ビルで「七九農民春闘委員会結成総会」を開き、正式に「七九農民春闘委員会」（略称・農民春闘委、委員長足鹿覚全日農会長）を発足させた。この農民春闘委の組織は全日農・全国出稼組合連合会・全国乳価共闘会議・全国葉たばこ対策共闘会議食管制度を守る全国連絡会議・甘味資源を守る全国共闘会議・中央労農会議の中央八団体と各都道府県段階の労農会議と新潟県の「福島潟に稲作を植える会」の参加が決定した。同組織はさらに多様な地域農民組織の参加をよびかける方針をとっている。農民春闘委の結成意義はつぎの「農民春闘宣言」にみるとおりである。

【農民春闘宣言】

政府がすすめてきた大資本本位の重化学工業優先政策は、大多数の農家を賃労働にたよらなければ生活ができない兼業農家に追込むとともに、農民の生産意欲を奪いとり、農業の後継者さえ育たぬ農業危機を生みだしてきた。そして、外国農畜産物の輸入拡大とともに、わが国の食糧自給率は、先進工業国に例をみないほど低下される事態を招いている。とくに、食糧の基本ともいうべき穀物自給率は、三七%に低下し、穀物は外国まかせという状況がつくりだされていることは、厳しく追及されなければならない。

こうしたもとで、わが国の食品関連産業にしても、原料供給ばかりか、加工輸入までがすすめられ、対外依存が深まり、日本農業との結びつきがますます弱められている。

政府は、いま、水田利用再編対策による不法、不当な米の第二次減反政策を強行している。何んの価格保障もなく、〝他作物へ転作しろ〟という。そして、ことしの春からは、「地域農業生産総合振興事業」などを発足させ、〝米減らし〟と零細農の土地離れを主軸に地域農業の再編成を強権的にすすめようとしている。これは、さいきん、大資本などが強調している「国際的視野に立つ日本農業の見直し」と固く結んだもので、農畜産物の輸入拡大と低農畜産物価格政策徹底のための日本農業の縮小合理化にほかならない。

林業にしても、その状態は農業とおなじで、紙・パルプ独占による乱伐

の強行と、造林の手抜きなどによる山荒しがつづき、山村は荒廃し、国有林野事業では人減らしと機構縮小の合理化攻撃が強められている。私たちは、本日ここに、七九農民春闘委員会を正式に発足させ、たたかう方針を満場一致で確認した。農民春闘をとりまく情勢が、文字通り厳しいなかで、私たちは「国民に食糧など生活資源を安定的に供給できる農業・林業にすること、そのため自給率の引上げをはかること」「農畜産物価格の自家労働は、社会的に正当な一人前の労賃で決定すること」の二つを国民的課題として取りくむことにした。

私たちは、いまこそ農民春闘に結集したすべての農民と農民組織・業態別組織がより一層団結を固め、たたかうことこそ真の農業政策を確立することであると内外に宣言する。（全日農機関紙『農民新聞』一九七九年二月二五日号）

三・一六農民春闘総決起大会

農民春闘委は三月一六日、東京のニッショーホールで「三・一六農民春闘総決起大会」を開催した。大会には全国の農民・労働者五〇〇人が参加、七九農民春闘委要求と実行活動にかんする件を確認したあと、各業態別組織による渡辺農相・畜産局・農蚕園芸局・食糧庁・大蔵省など関係省庁への要請行動が展開された。

農民春闘の中心要求は「国民に食糧など生活資源を安定的に供給できる農業・林業を確立すること、このため、自給率の引上げをはかること」「農畜産物価格の自家労働は、社会的に正当な一人前の労賃で決定すること」の二本柱であり、主要要求は、①米の減反と強権的地域農業再編合理化・食管制度破壊・宅地なみ課税反対、農畜産物の輸入削減と買い入れ制限中止などで農業総生産を拡大すること、②すべての農畜産物価格は売り手と買い手の話し合いで決定すること、③全生乳を価格対象とし、都市労働者なみの賃金を補償して、生産者乳価を大幅に引き上げること、自給飼料生産労働費に格差は絶対につけないことのほか、葉たばこ耕作農民にかんする要求、出稼ぎ者にかんする要求、甘味資源労働者にかんする要求など一四項目であった。

農民春闘委は一九七九年二月から一〇月までの間存続することになっており、米価その他の農畜産物価格運動を展開した。

2　食管制度をめぐる運動

(1)　米・麦価闘争

全日農と農民春闘委の米闘

七九年の米闘は米の慢性的過剰、食管赤字の増大、米価の売買逆ザヤ解消路線、過保護農政批判の一般的風潮に抗する困難なたたかいであった。全日農は五月八日の中央常任委と五月一八日の食管特別委員会で七九年度の米闘方針と要求米価を正式に決定した。それによると米闘の基本方向については、①制度政策要求を結合し米価要求闘争を強める、②米価闘争のもつ意味を正しくとらえ農政の反動的再編に打撃を、③分断攻撃にたいし統一闘争と独自闘争を強めることにあるとし、要求米価は従来と同じ、「生産費所得補償方式」により六〇キロ当たり二万五八〇〇円を、家族労働費は一時間当たり一五七六円の要求であった。全日農は独自の要求をだしつつ、その米闘は農民春闘委の決定と方針のもとで展開した。

五月一九日に開かれた農民春闘委幹事会は、「全日農の要求米価

を理解、支持し、農民の米作りの手間賃は一日(八時間)一万二六〇〇円」とすることを決め、ついで同月二九日、臨時総会で当面する米麦価闘争方針を最終的に決定するとともに、米闘一万人集結行動には全日農の方針を主体に労農会議、食管連など春闘委加盟団体が動員体制に協力することを申し合わせた。また、ここで確認された中心要求は、①要求米・麦価実現、生産者米価据え置き・引き下げ打破、②二重米価の堅持、買入制度の強化と生産者米価への品質格差導入反対、③米の減反と農民の首切り反対、農畜産物輸入削減と価格保障で日本農業の再建、の三点であり、主要要求は、①価格決定の民主化、②(農民の寸法に合った)土地基盤整備の実施、③食管制度の対象に主要穀物をふくめること、④米麦相対価格の是正、⑤米飯学校給食の拡大、の五点であった。

米の品質格差導入・米価据え置き抗議行動

農水省は七月四日から二日間、東京・九段の分庁舎で七九年産生産者米価の基本方向を決めるため「予備米審」(米価審議会の事前審議)を開き、従来の銘柄米奨励金の廃止、米の品質格差を設ける方針を明らかにした。この予備米審にむけて全日農・全農総連・労農会議代表約四〇〇人が米審会場前に集結、「品質格差導入は食管制度を崩し、実質的米価切下げ」になると抗議、渡辺農相との青空交渉、沢辺食糧庁長官との交渉を展開した。

七月一二・一三の両日、農水省は生産者米価を審議する米審を同じ農水省分庁舎で開き、「必要生産費方式」による七九年度米価据え置き(六〇キロ当たり基本米価一万七二七九円)と米の品質格差導入にかんする諮問をおこなった。この日、農民春闘委は東京の日比谷野外音楽堂に全国の農民代表と支援労働者八一〇〇人余を結集し、「要求米価実現・減反反対・外国農畜産物輸入削減 全国農民総決起大会」を開き、①要求米価実現・食管制度要求にかんする決議、②減反反対・外国農畜産物輸入削減・農政転換にかんする決議を満場一致で採択した。大会終了後、参加者全員により国会請願デモがおこなわれた。翌一三日には約一〇〇〇人の農民代表が米審会場に集結し、諮問案撤回を要求して食糧庁長官交渉を続行した。なお、米審開催前日の一一日、全日農青対部独自の米価据え置き・減反・農産物輸入拡大に抗議する農水省正門前座りこみ抗議行動がおこなわれた。

また、全農総連・全農同・全開連は七月一日、東京の九段会館で「要求米価貫徹・農業危機突破全国農民総決起大会」(一五〇〇人)を開き、①生産者米価六〇キロ当たり一万九三八二円以上、②基本農政確立要求、③農畜産物価格政策の統合・一元化について決議したあと、自民党本部要請および農水省前での座りこみ行動をおこなった。

農業団体の米価要求運動

全中(全国農協中央会)は五月一四日以来、農水省幹部と米穀問題や農畜産物輸入問題について事前協議をつづける一方、五月一八日、七九年産要求基本米価を昨年と同じ「平均生産費方式」により六〇キロ当たり一万九三八二円(前年要求価格比〇・五%アップ)と決定した。全国農業会議所も同一歩調をとった。

六月一八日、全中は東京・北の丸公園の日本武道館に一万人を超す農協代表の参加により「農業の長期展望と食管制度を守る全国農協代表者大会」を開催した。農業団体の本年度の運動の特徴は、大会名称にも明らかなように、従来の米価要求中心主義が変更された

ことであった。すでに昨年の要求米価のなかで政府方式に本質的に共通する平均生産費方式をとり、政府と同じ土俵のうえでの要求と批判され、さらに本年は米需給均衡による食管制度の維持という、政府の意図と同じ基本路線での要求となった。この大会のあと政府および自民党へのブロック別要請を、ついで七月二日以降、東京・平河町の全共連ビルを本拠に農業基本政策確立のための要請行動をつづけた。

全国農協青年組織協議会と同婦人組織協議会は全国消費者団体連合会と共催(東京都消団連と都食管連協力参加)で七月一一日、「食糧問題シンポジウム」を東京・千代田区の東条会館で開催した。これはいわゆる「民間米審」といわれ、政府の米審に意見を反映させるために実施されたものであった。

据え置き米価と米の品質格差導入決定

米審は七月一三日、政府諮問案賛成の多数意見と生産者団体代表による反対意見を両案併記のかたちで、しかも実質的には「品質格差の導入および米価の据え置き」を認める答申をおこなった。以後、おきまりの政府・自民党の政治折衝にもちこまれ政治加算をめぐっての攻防のすえ、一五日未明、基本米価二年連続据え置き、米の品質格差導入、銘柄米奨励金の廃止が決定された。ただし、①品質格差導入による激変緩和措置として七九年度にかぎり八二億円の特別支出金のほか、②転作協力農家と地域農業再編のために三〇五億円の水田利用再編推進等特別交付金を市町村に交付するという政治加算がついた。この政府案決定まで農業団体の代表は自民党本部前に座りこみ要請をつづけたが、基本的に要求は無視された。

麦価要求運動

農民春闘委は米闘第一波の中央行動として、六月二〇日早朝から麦価米審集結行動をおこなった。七九年生産者麦価を審議する米審は同日、東京・九段の農水省分庁舎で開かれ、パリティ方式による諮問価格（平均前年比二・四%アップ）を審議した。全日農・全農総連の農民代表約二〇〇人は審議会場前で「輸入麦拡大阻止」「生産費・所得補償方式による麦価大幅引き上げ」を要求して米審委員に要請、全体集会を開いて低麦価諮問価格に抗議した。また、農民春闘委代表は農畜産物輸入拡大阻止をめざして「先進国首脳会議にむけての声明」を発表、アメリカ大使と内閣官房長官に要請した。また麦価米審の前日、全中は東京・平河町の全共連ビルで「麦・なたね対策全国農協代表者集会」(三〇〇人)を開き、国会議員中心の要請行動をおこなった。

米審は同日、小麦六〇キロ当たり九二三円、大麦五〇キロ当たり七五一三円、裸麦六〇キロ当たり一万二二四円の七九年産政府買入麦類諮問価格について「諮問通り決定して差しつかえない」と答申した。なお、「麦作の生産奨励を推進すること」という意見が付記された。

(2)　米の生産調整反対運動

全日農の米生産調整反対運動

全日農は一九七〇年に政府の生産調整構想が公表されて以来、それは政府みずからが政策的に生みだした米過剰を農民の犠牲によって解消せんとするものであり、農民切り捨てによる農業再編成にほかならないとし、反対闘争推進会議や集会を開き、抗議行動を展開してきた。

七八年一二月に開催された全日農第一八回定期大会で確認された七九年の闘争課題のうち、もっとも重視されているのが、米価・食管闘争の一環として位置づけられた米の新生産調整反対闘争であった。また、七九農民春闘委の主要要求の第一に「米の減反と強権的地域農業再編合理化反対」が打ち出された。同じ農民春闘委による七月の米価要求総決起大会の名称にも要求米価とならんで「減反反対」が打ち出され、対政府抗議行動がおこなわれた。

しかし、米の過剰圧力と食管会計赤字縮小路線そして減反不協力農家にたいするペナルティという分断攻撃が強まるなかで、総じて生産調整反対の運動は弱められた。七八年から七九年にかけて、生産調整反対にかんする要請は個々的にはみられたものの、独自の抗議集会ないし抗議行動はみられなかった。なお全農総連は生産調整反対の方針さえも打ち出すことはできなかったし、農協など農業団体は食管制度を守るという名目のもとに生産調整に積極的に協力する態度をとった。この結果、七九年六月三〇日現在の農水省調査による水田転作実施面積は目標を上回る一一九%の四六万六〇〇〇haとなった。

地方の米生産調整反対運動

秋田県大潟村農民による生産調整反対運動がみられたが、七八年から七九年にかけて新潟県の福島潟干拓地農民や日農新潟県連、半から七九年には注目すべき運動はみられなかった。

日農新潟県連は七八年八月一八日の第二一回定期大会で「食糧自給の確立、新生産調整粉砕」を確認、その一環としてひきつづき福島潟農民の生産調整反対運動に協力している。七八年度の全国の米生産調整達成率が一一三%に達するなかで、新潟県では一二市町村におよぶ未達成地域がでた。それは日農新潟県連とその翼下の三市中蒲原農民（新津市・白根市・五泉市・村松町・亀田町・小須戸町・横越村）などの反対運動の結果であった。七九年三月七日、日農新潟県連は新潟県にたいし、県当局が二月八日指示した「生産調整未達成市町村に対するペナルティ」（生産調整面積の上乗せ）は法的根拠がなく違法行為であると抗議、中止要請行動をおこなうとともに、県農協中央会が全中決定の転作目標一〇%上積み方針を承認したことにたいし撤回を要求した。

同県豊栄市の国営干拓地福島潟の生産調整反対紛争は七八年三月農民側と国・県が和解し、農家に干拓地が配分された（本年鑑七九年版四〇七ページ参照）。その後も「生産調整反対・福島潟干拓地に稲作を推進する会」は消極的にせよ生産調整反対行動をつづけている。県当局は一一月九日、五戸の農家が県の指導する干拓地以外で稲作をおこなったという理由で五人の農民にたいし土地売買契約解除を通告、干拓地返上を求め、ついで七九年一月新潟地裁に「仮登記に基づく所有権移転登記抹消登記手続き」等請求の民事訴訟をおこした。五人の農民はこれを拒否、同時に二月一日、県農業公社を相手に反訴状を新潟地裁に提出した。それによると「県の訴訟提起はいわれない理由に基づくもので濫訴に当たる。これによって原告らは名誉と信用を傷つけられたので、県農業公社は原告一人につき一〇〇万円の損害賠償をする義務がある」というもの。再び福島潟で生産調整をめぐる訴訟闘争が開始された。

3　葉たばこ価格・乳価その他の運動

葉たばこ対策共闘会議の運動

七八年葉たばこ収納価格と七九年の耕作面積を決める「たばこ耕作審議会」は七八年八月二二日から東京・港区の葵会館で開かれた。専売公社は昨年にひきつづく減反諮問六万三六〇ha（前年比三・六%減）、収納価格前年比〇・九四%アップの全種類平均キロ当たり一四七六円八四銭の諮問案を提示した。

全国葉たばこ対策共闘会議はこの前日、東京・千代田区の社会文化会館大ホールに約一〇〇〇人の耕作農民を集め「専売制度を守り、葉たばこ価格引上げを要求する全国農民大会」を開催し、①一〇アール当たり六〇万円以上とする「葉たばこ価格の引上げと面積確保に関する決議」、②専売制度民営化と消費税制導入に反対する「たばこ専売制度を守り、消費税制導入反対に関する決議」、③価格保証制度の確立要求を柱とする「農民の生活と権利を守り食糧自給を確立する農政転換に関する決議」を満場一致で採択した。大会終了後、大会交渉団は専売公社で泉総裁と大衆団交をする一方、中川農相および大蔵・自治両省にむけて要請をおこなった。耕作審の開かれた二二日以降、共闘会議代表団は泉総裁はじめ川野耕作審会長など関係者に「諮問案撤回」と再諮問を要求、同時に①価格の大幅引き上げ、減反政策の見直し、②外葉輸入削減、③共闘会議代表もふくむ耕作審の構成、④専売公社の民営化反対など大会決議を前提に要請行動を展開した。

耕作審は会期を一日延長し、八月二五日、収納価格全種類平均前年比三・七%アップ、キロ当たり一五一七円一二銭、耕作面積前年比一・七%減の六万五五〇haを答申した。これについて共闘会議はなお、算定方式に問題が残っているが製造業賃金による家族労働評価に前進がみられたこと、諮問価格をアップさせ減反幅を縮小させたことなどを運動の成果であると評価した。

共闘会議第一八回定期総会は七九年三月一五日、東京港区の日本女子会館で開かれ、①葉たばこ価格引き上げと面積確保を実現するたたかい、②納付金率引き上げ・製造たばこ値上げ反対、③第二次生産対策にたいするたたかいと耕作農民保護育成、④専売制度を守るたたかい、⑤税金闘争、⑥組織強化と拡大のため要求の多面的発展、⑦自治体地方局交渉重視、⑧関係団体との共闘強化などをふくむ七九年度の運動方針が決定された。なお、共闘会議は農民春闘委の構成メンバーとして七九農民春闘に参加した。

農業団体の葉たばこ価格運動

七八年八月はじめ以降全国たばこ耕作組合中央会は、①葉たばこ全作業の都市労賃評価、所得補償方式完全実施、②輸入削減、面積安定確保の要求をかかげ、署名運動とはがき要請運動をおこなってきたが、耕作審の開催当日の二二日、東京・霞ガ関の久保講堂で「全国たばこ耕作者大会」（一一〇〇人）を開き、①米価賃金との格差解消をはかる収納価格の決定、②葉たばこ自給率の向上と耕作面積の確保、③たばこ事業の民営化阻止などの要請事項を決議した。大会終了後、諮問案の算定価格改悪抗議と要請のため泉専売公社総裁と自民党に要請した。同中央会も答申のでた八月二五日、算定方式改悪諮

問を阻止できた点を評価したうえ、運動体制をといた。

農民団体の畜産物価格運動

全国乳価共闘会議は七九年二月二日、東京で代表者会議を開き、当面の対策を協議したあと、農水省の杉山畜産局長にたいし酪農振興政策について交渉した。その要求内容は、①加工原料乳限度数量（一八三万トン）を改訂し全量補給金の対象とする、②乳製品輸入削減、とくに擬装乳製品の輸入規制措置を早急に実施する、③純粋な牛乳の普及と国内自給の拡大、④低乳価による農家負債の解消対策などであった。同共闘会議はひきつづき二月二二日、三月一二日・一六日・二二日・二七日と農水省など関係当局にむけ「現行の用途別乳価廃止、全国一体乳価キロ当たり一二二円（乳質改善奨励金を含めると現行乳価比三四・六%アップ）」の要求を中心に要請した。

農水省は三月二八日、畜産審議会食肉部会、翌二九日、同酪農部会を東京・九段の農水省分庁舎で開催し、豚肉安定基準価格引き下げ諮問（前年比四・一%引き下げキロ六〇一円）、加工原料乳保証価格の据え置き（キロ八八円八七銭など）を諮問した。共闘会議をはじめとする農業・農民団体の低諮問・据え置き諮問抗議座りこみ対審議会要請行動が展開された。三月二八日、同共闘会議は東京・霞ガ関の全日通会館で「乳価要求実現全国酪農民総決起大会」（三〇〇人）を開き、①要求乳価キロ一二二円、七九年度乳価要求にかんする決議、②加工原料乳限度数量の大幅拡大と乳製品・牛肉の輸入規制強化にかんする決議を採択したのち、農水省要請を、翌二九日の酪農部会にたいしては北海道農民連盟・開拓連（全日本開拓者連盟）とともに乳製品の輸入削減、「輸入を含めた需給計画、生産計画の確立」の検討などについての大衆団交をおこなった。

しかし酪農部会は二九日、実質的に据え置きを認める答申をおこなった。このあと政府・自民党の政治折衝のあと三一日、政府試算通り正式に乳価の据え置きが決定された。加工原料乳限度数量超過分の全量補給金対象交付、乳質改善奨励金廃止にともなう同額の需給調整対策費を認めさせたが、「七九年度以降限度数量超過分には名目のいかんを問わず何らの措置も講じない」との条件をつけられ今後のたたかいの方向に大きな問題を残すことになった。また豚肉等については全日農・全農総連・開拓連を中心に要請行動がなされたが、同じく政府試算通り三一日、引き下げが決定された。農畜産物価格をめぐる運動も農民春闘の一環として展開されたのであるが、輸入量の増加と過剰生産、財政赤字などの壁にはばまれ盛り上がりを欠いた。

農業団体の畜産物価格要請運動

全中理事会は七九年三月六日、①畜産物輸入抑制など畜産・酪農の政策要求、②加工原料乳保証価格キロ当たり九八円八三銭、七八年加工原料乳限度数量超過分の補給金交付要求などの七九年度畜産物政策価格要求を決定した。日本酪農政治連盟は三月五日、東京・平河町の砂防会館で「牛乳・牛肉政府指定価格引上げ全国酪農民総決起大会」（一〇〇〇人）を開き、①加工向け原料乳・牛肉価格対策、②牛乳・乳製品需給拡大対策、③乳製品・牛肉輸入阻止対策、④生乳需給調整全国ボード確立・整備の四項目を決議のうえ、農水・大蔵・外務・通産の各省、国会・自民党・畜産審委員に要請した。また二九日の畜産審にたいしては東京の海運ビルで「牛乳・牛肉政策価格引上げ全国酪農民代表者大会」を開くとともに、保証価格キロ九八円八三銭、加工原料乳全量補給金対象を要求して対審議会要請をお

こなった。

養鶏をめぐる農業団体の運動

全中・全農・日本養鶏協会・全鶏連共催の「養鶏危機突破全国生産者団体代表者集会」（三〇〇人）が七八年八月二二日、東京・平河町の日本都市センターで開かれ、①生産調整の徹底、鶏卵需給調整協議会の機能強化、無断増羽抑制の具体的措置、②卵価安定基金にたいする国庫助成額の増加、③低利経営基金制度の確立、④輸入液卵の関税引き下げの具体的措置と輸入抑制などを決議し、農水省と地元選出国会議員に要請した。また、七九年三月二九日、日本養鶏協会は東京・平和島の東京流通センターで「養鶏危機突破全国大会」（九〇〇人）を開き、鶏卵の生産調整強化、価格回復の具体的措置、鶏卵・鶏肉の輸入抑制、融資制度の充実、養鶏安定法の制度化などの要請事項を確認し、関係当局に要請した。

金ケ崎の企業養豚進出反対運動

岩手県金ケ崎町に企業養豚大手の「曽我の屋グループ」（本社神奈川県平塚市）が年間出荷頭数一万七〇〇〇頭の計画をたて、七八年一〇月二日付で岩手県に土地売買届出書と事業計画書を提出した。これにたいし地元の農協青年部を中心に企業養豚絶対反対のたたかいが盛り上がり、一二月一〇日「曽我の屋養豚の金ケ崎進出に反対する会」が結成され、一六日、町議会に請願書を提出、二〇日、総力をあげて陳情署名運動を展開することを決定した。同日、金ケ崎農協も町当局に町の農業振興を阻害するとの意見書を提出した。反対運動の高揚の結果、「曽我の屋」グループは七九年一月一五日、計画の取り下げを決定した。

畑作物価格要請運動

全中は七八年九月二七日、甘味資源等畑作物要求価格について協議、本年度は価格の実額は示さず「所得を補償し、再生産ができる価格」として要求することなどを決定し、要請行動を開始、ついで一〇月四日、東京の都市センターで「甘味資源作物等価格政策要求主産道県農協代表者集会」（二五〇人）を開き、①政策価格引き上げ要求、②テンサイ・サトウキビの生産奨励金引き上げと全額基本価格に組み入れることなどの重点要請項目と価格決定時まで甘味資源特別運動としてことなどを決めた。政府は一〇月六日、パリティ方式により甘藷・馬鈴薯・大豆・テンサイ等の基準価格を前年比一・九%アップで決定した。

4　農畜産物輸入反対運動

農民団体の農畜産物輸入拡大政策反対運動

東京ラウンドの日米農産物貿易交渉は七八年一月の合意（本年鑑七九年版四一二ページ参照）のあとをひきつづいており、これにたいする農民団体の反対運動は七七年に変わらない農畜産物輸入反対運動を継続した。

はじめに農民団体についていえば、これまで農民団体共闘会議のもとで実施されてきた独自の反対運動は組織解体以降みられない

が、全日農はこれを農民運動の基本方針、とくに麦価・農畜産物価格保障のたたかいの一環として位置づけてきた。また、七九農民春闘では中心要求として自給率の引き上げを、主要要求としては農畜産物の輸入削減、乳製品輸入の削減、外葉輸入大幅削減をとり入れている（この点これまで述べてきた農民春闘および農畜産物価格要求の項を参照）。

農業団体の農畜産物輸入拡大反対運動

日園連と全果連は七八年九月一日、東京の九段会館で「オレンジ・果汁自由化・枠拡大阻止全国生産者大会」（一三〇〇人）を開き、重ねて日米農産物交渉にかんする農相への要望を確認、農水省、地元選出国会議員へ陳情した。このほか、地方でも関係地区で農畜産物輸入拡大反対の動きがみられた。しかし、農畜産物通商交渉二日目の一二月五日、柑橘・牛肉等の輸入枠大幅譲歩、関税率大幅引き下げのもとに日米両国の合意がなされた。

結局、合意に達せず物別れに終わり今後も継続することになった。

九月の日米会談決裂後、一〇月、一一月とジュネーブで事務レベルの交渉が再開、継続された。全中は一二月一日、農業危機突破、基本農政確立をスローガンに東京の東条会館で「オレンジ果汁・牛肉等輸入自由化・枠拡大・関税引き下げ反対全国農協代表者集会」を開き、重ねて日米農産物交渉にかんする農相への要望を確認、農水省、地元選出国会議員へ陳情した。また日園連など関係団体共催の「第二六回全国柑橘研究大会」は九月六日愛媛県松山市民会館で開かれたが、このあと「生産者大会」（二〇〇〇人）にきりかえられ、「オレンジ・果汁の自由化、枠拡大の絶対阻止」など五項目が決議された。他方、全中は九月の農産物日米交渉を前に農水省幹部と会談し、米国の輸入拡大要求にこれ以上譲歩しないよう要請するとともに、九月一九日にはアメリカの訪日農業団体代表モンデール副大統領と交渉、アメリカ政府が農畜産物の自由化・枠拡大の要求を差しひかえるようとの伝言を依頼した。これより前の八月二日、全中は東京・麹町の東条会館で「オレンジ・果汁・牛肉等輸入自由化・枠拡大反対全国代表者集会」（三〇〇人）で中川農相への要請事項を確認、日園連代表と「これ以上の農畜産物の輸入自由化拡大は断固拒否してほしい」と陳情した。全中は九月四日にも訪米前の農相に重ねて要請した。九月五日から開かれたアメリカ会談は

5　農地増税反対運動

農民団体の農地課税反対運動

市街化区域農地にたいする固定資産税の宅地なみ課税は七三年度以降、三大都市圏市部のA・B農地で実施されているが、政府は七九年度の固定資産税の評価替えの時期にあたり、一般農地の増税および三大都市圏市街化区域のC農地に宅地なみ課税を実施する意向を固めた。この政府の意向にたいし農民・農業団体は七七年末から七八年末にかけ反対運動を展開した。

全日農は七八年九月二六日から三日間、鳥取県の大山で全日農西日本研究集会を開き、宅地なみ課税反対運動を主要議題とした検討結果を集約した。それによると、宅地なみ課税は都市農業を破壊す

るものであるとの前提のもとに大衆宣伝強化の必要性を確認、①同時に宅地並み課税の全廃（地方税法の改正）、②相続税等の宅地なみ評価による課税廃止、③一般農地課税の据え置き等の要求、三大都市圏内外での組織づくりの推進と強化についてまとめた。

一〇月四日、全日農は全農総連と共催で第一次中央行動として「宅地なみ課税撤廃、一般農地の固定資産税据置き要求全国農民代表者会議」を開いた。会議は要求事項として、①市街化区域内農地にたいする固定資産税や相続税等の宅地なみ課税は全廃すること、②一般農地にたいする固定資産税の税額を据え置くこと、③農業生産施設用地の固定資産税は農地なみとすること、の三点を採択、野党と関係省庁に要請をおこなった。このあと会議は三大都市圏以外での運動、宣伝活動の強化、地域の労働者・住民との共闘、国会議員への働きかけの強化等を確認した。なお、農民団体と農業団体との要求の根本的相違は、前者が現状維持要求ではなく宅地なみ課税全廃の方針をとっている点であった。全日農と全農総連の共闘による第二次中央行動は一二月七日実施され、野党および自治省・建設省・国土庁へ要請がなされた。

一二月二六日、自民党税制調査会は宅地なみ課税の三年間凍結、農業地帯での急激な増税緩和措置などを骨子とする税制大綱を決定した。この決定以降、農業団体の運動は急速に停滞したが、全日農と全農総連は七九年三月の国会審議にむけ、農民春闘の一環としてひきつづき要請行動を展開した。地方では全日農大阪府連が七九年二月二四日、大阪・東区の国民会館で一〇〇〇人規模の「宅地なみ課税撤廃都市農業を守る大集会」を開き地方自治体にたいする運動を強化した。ちなみに大阪府では地方税法にもとづく市条例による

A・B農地固定資産税が一〇〇%減額されているところが二七市におよんでいる（一九七八年度）。

農業団体の農地課税対策運動

農業団体の農地の固定資産税対策運動は七七年末以来、三大都市圏の各地区の農政推進協議会や農政対策委員会を中心に署名運動やはがき要請運動が、また七八年中旬にいたり地区大会とデモが展開された。中央段階の運動では七八年五月以降本格的にとりくみを開始、代表による要請行動、ついで全国代表者大会とつづき一二月末には終了している。

全中と全国農業会議所は七八年九月二八日、日比谷野外音楽堂で「農地固定資産税増税反対・宅地並み課税粉砕全国農協・農委代表者大会」（六〇〇〇人）を開き、要請事項と大会宣言を確認、ブロック別に関係省庁と各政党に陳情行動をおこなった。大会スローガンは「一般農地固定資産税据え置き貫徹」「不当な宅地なみ課税粉砕」「緑と生鮮食料を供給する都市農業を確立しよう」「無秩序な線引きに反対し農地を守ろう」であった。一一月二日、「関東甲信地区農協・農委代表者大会」が東京の九段会館（一五〇〇人）で、ついで一二月四日、「農地固定資産税対策全国農協・農委統一代表者集会」（六五〇人）が東京・有楽町の第一生命ホールで開かれ、自治省と自民党にむけて陳情行動がおこなわれた。農協と農委組織は一二月九日から東京・平河町の全共連ビルに前線本部を設置し特別要請行動に入ったものの、自民党税制大綱の決定した一二月二六日「宅地なみ課税の現状継続」の実現を評価して解散した。なお、神奈川・長野・茨城などの一部農業団体はこれに反発し七九年一月の予算要求運動、国会審議にむけてひきつづき宅地なみ課税撤廃、一般農地の

固定資産税据え置き運動を続行することにした。

6　三里塚（成田）空港廃港闘争

成田空港廃港百日闘争（続）

千葉県成田市の成田空港建設反対闘争は三里塚・芝山連合空港反対同盟に結集する農民とそれを支援する全国の学生・労組・住民組織によって一三年間にわたりつづけられている。七八年五月二〇日、新東京国際空港はA滑走路のみの〝欠陥空港・片肺空港〟として開港されたが、反対同盟と支援グループは六月五日以降を廃港百日闘争として位置づけ徹底抗戦をつづけた。

七八年九月一七日、反対同盟は百日闘争の締めくくりと二期工事実力阻止を目的に「九・一七強行開港粉砕百日闘争貫徹・二期工事実力阻止全国総決起集会」を成田市の三里塚公園で開催した。集会には反対派農民をはじめ支援住民団体・労組代表一万八七〇〇人（県警調べ七一五〇人）が結集、政府の対話路線を拒否し、二期工事実力阻止闘争をめざし「一七日からあらたに百日闘争に突入する」との宣言を採択した。集会には横浜新貨物線建設反対同盟や関西新空港反対同盟の代表、ジェット機騒音に反対する周辺住民二三〇人も参加した。集会後、反対同盟の農民を先頭にムシロ旗をかかげてデモをおこなった。この集会前日の一六日にも反対同盟農民や支援労働者・学生一〇〇〇人による集会と「たいまつデモ」がおこなわれ、あらたな廃港百日闘争の確認をしている。この第一次百日闘争の終了を前に新東京国際空港公団は千葉・鹿島両ルートのジェット燃料輸送を三日間中止を余儀なくされ、警察庁は一万二〇〇〇人の機動隊による厳戒体制をとった。百日闘争の期間中、東京シティエアターミナル襲撃事件（八月二日）、箱根レーダー襲撃事件（八月三〇日）、電話回線切断事件（九月七日）、東京・江東区の警視庁深川射撃場と千葉市の警察学校の時限爆弾事件（九月四日）、鹿島臨海鉄道生コン列車妨害事件（九月一二日）、警視庁第五方面本部と千葉県警第一機動隊舎火炎車事件（九月一四日）、航空機無線標識襲撃（九月一六日）等々のゲリラ闘争が連続しておこった。

二期工事阻止、開港阻止全国総決起大会

廃港百日闘争は第二次、第三次と続行され、この間全国各地でゲリラ闘争が展開された。廃港闘争は森山運輸相が七九年三月六日、同空港のB・C滑走路を中心とする二期工事の年内着工の意向を明らかにしたことにより激化した。これより先きの二月二五日、反対同盟は成田新法の適用による使用禁止中の横堀第二要塞で集会を開き、運輸相を相手に「成田新法適用取り消し」行政訴訟と同法の執行停止の申し立てを千葉地裁におこなうことを決定した。

反対同盟は管制塔襲撃事件一周年にあたる三月二五日、二期工事阻止、開港阻止闘争一周年をスローガンに三里塚公園で「総決起集会」を開催した。集会には一万七五〇〇人（六一〇〇人）が結集し、「二期工事実力阻止、廃港実現」を確認、集会後、同公園から岩山闘争記念館を経由するデモに入った。デモ隊の一部はデモコース沿いの枯れ草に放火したり道路上に古タイヤを積みガソリンをぶちまけ放火するなど一時混乱がみられた。また滑走路南側の山林からアドバルーンや大型花火が打ち上げられ、航空機発着の妨害行為も発

生した。

五・二〇開港阻止闘争一周年総決起大会

反対同盟は五月一七日、二期工事阻止をめざし同区域内の反対派所有地の「一坪共有地再登記」作業を開始した。これは同空港計画決定直後の一九六一年に一坪運動として登記された一三七四人の共有地主の確認と再登記をすることにより工事着工を遅らせるところにその意義がみられる。

五月二〇日、反対同盟は芝山町朝倉の反対派農民所有地に八七八五人(四三〇〇人)を結集し、「五・二〇開港阻止闘争一周年現地総決起集会」を開催した。集会のスローガンは二期工事粉砕であり、東京サミット粉砕であった。また、廃港にむけ「今後も多様なゲリラを強力に展開しよう」との宣言をおこなった。この集会の間、滑走路南側の山林から飛行妨害気球四個、風船数百個が断続的にあげられた。なお当日、警察庁は七〇〇〇人の機動隊を出動させ警戒体制をとった。このように成田空港廃港闘争は間断なくつづけられている。空港公団・新東京空港署調べによると開港一年間の飛行妨害件数は四二件、反対派ゲリラは八五件にのぼると報告されている(『毎日新聞』一九七九年五月二〇日付)。

成田空港は開港して一年経過したとはいえ、反対同盟による二期工事阻止闘争、ジェット燃料の慢性的不足、騒音対策問題、地元に公約した補償問題と関連施設等々の難問をかかえ、いぜんとして欠陥空港の域をでないものとされている。七月一九日に二期工事区域内の反対派農家一七戸のうち二戸が土地を売却し脱落していることが明らかにされたが、反対同盟は七月二二日、支援労働者や学生とともに二期工事区域内に二期工事阻止のシンボルとして「灌漑用の風車塔付き井戸」の組み立て作業を終了するなど、国家権力にたいする徹底抗戦の姿勢は崩していない。

7　公害反対その他の運動

原子力船「むつ」母港化反対運動

長崎県漁連は七八年七月六日、佐世保重工救済という地域振興の名のもとに原子力船「むつ」の修理受け入れの結論をだした(一部本年鑑七九年版に既述、四一七～四一八ページ)。原子力船「むつ」は一〇月一一日、青森県むつ市の大湊港を出港、一六日、長崎県の佐世保港に入港した。総評・社会党などで組織する「原子力船むつ佐世保入港阻止全国指導委員会」や地元の「むつ母港化阻止県民共闘会議」は前日から「むつ廃船、入港阻止」闘争を展開、入港当日はボートや漁船二十数隻を繰り出し海上封鎖作戦をとった。陸上でも市内各所で抗議集会やデモがおこなわれた。この抗議行動に参加した数は約五〇〇〇人といわれた。また当日の警備陣は機動隊四〇〇〇人、巡視艇四四隻、航空機四機で、六八年の米空母エンタプライズ入港阻止闘争時なみの厳戒体制であった。

一二月四日、日本原子力船開発事業公団と科学技術庁は「むつ」の新母港の候補地として鹿児島県坊津町・同県甑島里村・同県奄美大島瀬戸内町・宮崎県日南市・同県南郷町・和歌山県日高町・熊本県三角町など全国一二カ所のリストアップを終了したが、これら新母港の候補地での反対運動が盛り上がろうとしている。原子力船

「むつ」は佐世保港での修理・点検（三年間）後、新母港に回航することが長崎県漁連と科学技術庁などの五者協定によって義務づけられている。

女川原発建設反対運動

宮城県牡鹿郡女川町の東北電力第一号原発建設計画は、六七年の公表以来一一年にわたる反対運動によって阻止されてきた。反対運動は女川・牡鹿・雄勝の三町の漁民を主力とする「原発設置反対期成同盟」であった。七七年一一月の女川町漁協臨時総会では原発建設誘置は同意されたが、特別議決である「漁業権消滅」は規定の三分の二を得られず否決された（本年鑑七九年版四一八ページ参照）。

七八年八月二八日、女川町漁協は県警機動隊六〇〇人の厳戒体制のもとに臨時総会を開き、原発建設にともなう「漁業権消滅」案を賛成四五四票、反対一二四票でかろうじて可決した。反対期成同盟の漁民は議場内で強硬な反対行動をとり、外部では一〇〇〇人におよぶ支援団体員とともに反対集会を開き抗議行動をおこなった。七九年五月末、反対期成同盟は東北電力を相手に「女川原発差し止め請求訴訟」を仙台地裁に提出することを決定した。原発反対運動は世界的な動きでもあるが、七九年三月二八日の米国ペンシルバニアのスリーマイルアイランドの原発事故の影響で全国的な盛り上がりをみせている。

七尾火力発電所建設反対運動

石川県七尾市の北陸電力七尾火力発電所予定地の七尾湾埋め立て作業は七八年四月に阻止されて以来中断していたが、七九年一月八日以来再開。同日、北電の作業船は海上保安庁の巡視艇一二隻に護衛され予定海域のトクサ湾に接近し作業を開始したが、反対派漁民の抗議行動により中断された。当日、反対派漁民は四〇隻の漁船に分乗しピケラインをはり侵入阻止行動を展開、陸上では石川県評・七尾地区労の労働者八〇〇人が海上での海上封鎖作戦の支援行動をおこなった。この阻止行動は一一日までの三日間つづけられ、ついに作業中止においこんだ。

川辺川ダム建設反対運動

建設省は六六年七月、熊本県球摩郡五木村に「川辺川ダム」建設計画を公表したが反対運動にあい一三年間にわたり延期されている。ダム建設反対は、村議会の反対決議をはじめ全村あげてのものであったが、当局の切り崩しのもとで条件賛成派が力を得つつある。反対派農民は七六年六月、建設省を相手に「基本計画の取消しを求める行政訴訟」を熊本地裁に提訴、ついで七八年一二月、熊本地裁の「民主的話し合いによる解決」を要望する和解勧告案が出された。七九年五月現在、絶対反対派として五木村水没者地権者協議会（七五世帯）と相良村水没者地権者協議会（一七世帯）が活動している。

八ツ場ダム建設反対運動

建設省が五二年五月公表した、群馬県吾妻郡の「八ツ場ダム」計画は二七年後の現在いぜんとして難航している。反対派住民は「八ツ場ダム反対期成同盟」に結集して建設計画に難色を示しており、とくに建設省や群馬県当局の生活再建案を机上プランにすぎぬとして反対をつづけている。

新大隅開発計画反対運動

鹿児島県の大隅開発計画は反対運動にあい大幅に計画を縮小され、現在新たな構想のもとで再提示されている。現地関係農・漁民と住民はそれぞれ多様な反対組織のもとで反対行動を展開、七八年一一月一二

日、同県曽於郡志布志町の大浜海岸に五五〇〇人を結集し、「新大隅開発計画粉砕志布志新港拡張反対大集会」を開催した。この大集会は志布志湾を守る漁民会議・志布志湾の自然を守る会・志布志湾の公害を防ぐ会・志布志湾公害反対連絡協議会・串間市（宮崎県）志布志湾公害反対期成同盟会・鹿児島県・宮崎県新大隅開発計画反対共闘会議の六団体の共催であった。

8　出稼ぎ農民・農村労働者の運動

出稼連の運動

全国出稼組合連合会（出稼連）は結成以来出稼ぎ中の労災問題を主要課題とした運動を展開してきたが、一九七八年から七九年における運動も事故の調査、労災認定訴訟、労災損害賠償請求に焦点がおかれた。また既述のように、農民春闘委員会の主要メンバーとして米価をはじめ農畜産物価格要求運動に参加した。

出稼連は七八年一一月二八日、拡大幹事会を開き、出稼ぎ基本問題専門検討機関の設置、雇入通知書の発行の徹底化、雇用保険法の改正、出稼者にたいする労災保険の適用拡大など八項目にわたる労働省申し入れ事項および農村地域定住促進事業にかかわる出稼ぎ農民の要求、農産物価格保障と食糧の自給体制確立など農水省にたいする要求事項を確認のうえ、関係省庁に要請した。

七九年三月四日、出稼連は東京・永田町の社会文化会館に東北や関東地区の出稼者約五〇〇人の参加のもとに「第一五回全国出稼者大会」（東日本大会）を開催した。大会は、①出稼者の諸要求を守る決議、②出稼者の雇用安定にかんする決議、③農林漁業政策の確立にかんする決議、④建設業における労働災害・賃金不払いの一掃と出稼ぎ労災闘争の勝利をかちとる決議を採択した。また労災裁判闘争の実情報告、前日おこなわれた対政府要請行動の報告のあと「賃金宣言の実行に関する決議」および大会宣言を確認して終了した。この大会の前日、出稼連は「第九回定期大会」を開き、七九年度の運動方針・予算案・新役員を決定、同時に、最低賃金を要求する「賃金宣言」を採択し、労働省・農水省・建設省交渉をおこなった。

「第一五回全国出稼者西日本大会」は三月一一日、大阪のＰＬＰ会館で開催された。この大会には主に西日本の出稼者や労組代表二〇〇人が参加、特別決議として「柳井建設宿舎焼失十二人殉職者・遺族全面支援、補償問題の早期勝利をかちとる件」と「フジタ工業不当配転とたたかう会支援、会社に反省を求める件」を採択した。翌一二日、大会代表による大阪府・市・大阪労働基準局にたいする交渉がおこなわれた。

農村労連の活動

農村労働組合連合会（農村労連）は七八年一一月一一日、全日本民主医療機関連合会協賛による「振動病対策全国研究集会」を愛媛県新居浜市で開催し、振動病にかかわる諸問題を協議した。翌一二日は振動病対策を主要議題とした「全体集会」（約四〇〇人）を開き振動病および退職問題にかかわる農村労組の意義を確認した。なお当地は住友別子銅山労働者九二人が農村労組支援のもとに住友を相手に振動病訴訟をおこしているところである。また農村労連は一二月二九・三〇日の両日、第一

六回中央委を開き、春におこなわれた第一四回定期大会以降の運動総括と大会決定である組織拡大目標推進方針を確認、同時に重点方針として、①山林・石材・鉱山労働者の振動病対策、②建設・林業労働者の退職金制度の適用、三省協定なみの賃金要求、地方における大型農村労組の設立運動などを決定した。なお、三省協定賃金とは建設・農水・運輸の三省が決める公共事業の設計労務費単価のこと。

七九年二月四日、「第一四回出稼ぎ者が力を合わせて要求を獲得する大集会」は同実行委員会主催、農村労連協力のもとに東京・八丁堀の都立勤労福祉会館で開催された。集会にはおもに東北地方の出稼者約二〇〇人が参加、賃金未払いや三省協定以下の賃金を打破するため「団結して就労改善など要求」をかちとることを確認した。またこの前日おこなわれた同実行委による農水・建設・労働の各省交渉報告もなされた。四月二九・三〇日の両日、農村労連は「第一五回定期大会」を静岡県伊豆長岡の観光会館で開催し、一九七八年度の成果を確認するとともに七九年度の運動方針を決定した。それによると組織拡大、全国で五〇〇〇人の患者の労災認定、愛媛県下の住友金属鉱山にたいする企業責任追及裁判闘争の推進等の成果に立って、①三省協定なみの賃金、②振動病対策、③建設業・林業にたいする退職金制度の適用、④組合員一〇万人をめざす五カ年計画の推進等、「いのちと健康を守る運動」を重点方針とするものであった。

山林労働者の運動

農山村の林業労働者で組織している全国林業研究グループ連絡協議会は七九年三月七日、東京・虎ノ門のニッショーホールで組織結成以来はじめて「全国林業後継者総決起大会」を開催した。大会には五〇〇人の林業労働者が参加、①山林の振興策、②秩序ある外材輸入、③相続税の改善などのスローガンを政府要請事項として決議した。大会後、農水省および地元選出国会議員に要請行動をおこなった。

林政民主化共闘会議・全国山林労組・全国山村労組協議会は七九年五月一四日から一六日にかけ全国から林業労働者一二〇名を集め「雇用安定・振動病絶滅中央行動」を展開、林野庁と労働省に交渉した。この中央行動は農民春闘の一環として展開されたものであり、おもな要請事項は、①振動病の予防、②治療、③医療、④健康診断、⑤雇用安定などであった。なお林政民主化共闘会議は農民春闘委員会のメンバーとして農民団体と共闘した。

3 農民団体その他

(1) 全日本農民組合連合会(全日農)

【役員】 会長 足鹿覚、副会長 亀田得治、松沢俊昭、書記長 谷本たかし、財務委員長 栗原俊夫、統制委員長 鈴木吉次郎、中央常任委員 金野茂、鈴木清、宮腰誠、石川重一郎、阿部昭吾、飯野栄儒、日野市朗、横田健男、八百板正、渡部行雄、高橋勇、上原義信、加瀬包男、加瀬勉、下山田虎之介、早川定一、村上康也、鶴

巻辰次郎、石塚光雄、末松隆、山中高吉、小池昭吾、宮尾重信、野坂浩賢、湯山勇、岡田厚美、小川洵、高野啓吾、三浦光雄
会計監査　新妻忠直、阿部助哉、荻原貞一
統制委員　中沢厳、佐藤末吉、米山繁男、矢後嘉蔵、池谷昭二、日下博、小山永久、渡辺慎一、田中積
顧問　上林与市郎、清沢俊英、三宅正一、黒田寿男、石田宥全
（一九七八年一二月五・六日、第一八回定期全国大会で選任）
【機関誌】『農民新聞』（月三回刊）、『農民運動資料』（月刊）

(2)　全国農民総連盟（全農総連）

【役員】　中央委員長　小林慧文、副委員長　永松重教、紺野富夫、熊野（脱）→西谷語、中村吉次郎、書記長　梶原壮
監査委員　土田弘、三橋彪一郎、福満寿雄（一九七八年六月九日、第一六回代議員総会で選任）
【機関誌】『全農総連情報』（週刊）

(3)　全日本開拓者連盟（開拓連）

【役員】　委員長　小野栄太郎、副委員長　望月新一、常任委員　原七郎、吉野正太郎、大橋浩蔵、尾田美供、志田健夫、青柳喜好、大森節、上田誠和、武蔵誠作、監事　沢田仁雄、松原輝治（一九七九年五月一七日、第三四回通常総会で改選）
【機関誌】『開拓情報』（月刊）

(4)　全国出稼組合連合会（出稼連）

【役員】　会長　栗原三郎、副会長　和田広弥、野坂浩賢、対島幸且、事務局長　坂口建夫、事務局次長　落合二郎（一九七九年三月三日、第九回定期大会で選任）
【機関紙】『出稼通信』

(5)　農村労働組合連合会（農村労連）

【役員】　中央執行委員長　丸山富治、副中央執行委員長　森田幸彦、書記長　藤ノ木利一（一九七九年四月二九・三〇日、第一五回定期大会で選任）
【機関紙】『農村労働者』（月二回刊）

(6)　中央労農会議

【役員】　議長　鈴木和美、副議長　栗林三郎、蛯谷武弘、熱田早苗、後藤英雄、大河原照太郎、事務局長　高野啓吾、事務局次長　金敷孝之

【参考資料】　(1)全日本農民組合連合会機関誌『農民運動資料』、(2)同『農民新聞』、(3)全国農民総連盟機関誌『全農総連情報』、(4)全日本開拓者連盟機関誌『開拓情報』、(5)全国出稼組合連合会機関紙『出稼通信』、(6)農村労働組合連合会機関紙『農村労働者』、(7)全国新聞情報農業協同組合連合会『日本農業新聞』、(8)新日本出版社『あすの農村』、(9)全国農業会議所『全国農業新聞』、(10)日本共産党機関紙『赤旗』、(11)日本社会党機関紙『社会新報』、(12)農民運動史研究会『農民運動研究』

XII 人権擁護運動

概要□再審事件──米谷事件／財田川事件／職場の自由と民主主義を守る運動──沖電気指名解雇反対闘争──指名解雇にいたる経過／沖電気の不当解雇を撤回させる会／弁護人ぬき法案反対運動──各地の運動／日弁連の運動／廃案へ／国民救援会

概　要

一、冤罪で苦しむ人たちの救済を要求する再審裁判の運動は、確実に前進している。米谷事件の再審無罪の判決と、財田川事件の再審開始の動きがそれを示している。とくに財田川事件は、死刑が確定したまま在獄してきた人の再審請求に曙光がみえた点で、新しい特徴を示している。再審法改正によって、誤判の救済を容易にしようとする立法運動にたいしてもよい影響を与えるものと予測される。

一、沖電気の大量の整理解雇は、けっして不況業種とはいえない通信機メーカーの大企業でおこなわれたこと、三井三池以来、実際上おこなわれることのなかった指名解雇の強行という手法がとられたこと、労働組合が雇用確保の分野で有効な戦術がとられなかったこと、などの諸点で注目されたのであるが、とりわけ、指名解雇が思想・信条を理由とする職場活動家の排除をねらったとみられる点で、職場の自由と民主主義の確立を要求する運動にとっても重要な意味をもっている。指名解雇された人たちは、周囲に支援を求めながら困難な裁判闘争のみちを選んだ。

一、職場の自由と民主主義を守る全国交流集会は、第三回目を迎

えた。この運動はようやく力をつけはじめている。沖電気の解雇反対闘争がこの運動と結びついていることはいうまでもない。

一、弁護人ぬき裁判法案に反対する運動は、一九七九年六月の法案廃案によって、ようやく成功のうちに終わった。一九七八年夏から有事立法策定の動きが伝えられる状勢のなかで、弁護人ぬき法案反対の運動は有事立法反対の運動と結びつき、その一環となって発展した。とくに一九七八年秋から一九七九年春にかけて、全国各地で反対運動がくりひろげられた。日弁連の柔軟な対応とあいまって、法案はついに廃案となった。この間、各地の弁護士会や弁護士が、ひろく国民にむかって法案反対を訴えた力は大きかった。

一、国民救援会は創立五〇周年を迎えた。人権擁護運動をおこなう団体として、五〇年の歴史をもつ団体は貴重である。組織として も全国で会員一万四五〇〇名に達した。

1　再審事件

米谷事件

弘前大教授夫人殺し事件について那須隆氏にたいしておこなわれた仙台高裁の一九七七年二月一五日の再審無罪判決、加藤老事件について加藤新一氏にたいしておこなわれた広島高裁の一九七七年七月七日の再審無罪判決にひきつづき、米谷事件についても青森地裁は一九七八年七月三一日、米谷四郎氏にたいして再審無罪の判決を言い渡した。事件は一九五二年二月五日、青森県下におこった強姦殺人事件である懲役一〇年の判決が確定して服役・出所ののちに、長内芳春がこの事件の真犯人であると名乗り出て詳細な自白をおこない、東京地検は長内をこの事件で東京地裁に起訴した。東京地裁は一九六八年七月二日、長内にたいし無罪判決をおこない検事控訴による東京高裁の審理中に長内は自殺してしまった。

他方、米谷四郎氏は日弁連の支援をえて再審を申し立て、仙台高裁は一九七六年一〇月三〇日に再審開始を決定し、青森地裁において再審の審理がつづけられていた。この事件では一つの事件をめぐって、青森地検、仙台高検は米谷氏有罪の訴訟活動をおこない、東京地検、東京高検は長内有罪の訴訟活動をおこなうという分裂がみられたのである。

こういう複雑な経過をたどったのちに、青森地裁は、現場に残された体液と米谷氏の血液型とが一致するという証拠がない、目撃証言は信じがたい、自白の信用性に疑問があり、むしろ長内の自白の方に信用性が高い、という理由で、事件発生以来二六年ぶりに、米谷氏に無罪を言い渡したのであった。青森地検は八月一四日に控訴の断念を表明し、無罪判決は確定した。

財田川事件

一九七九年六月七日、高松地裁は財田川事件について谷口繁義氏にたいして再審開始の決定をし、同時に死刑の執行を停止した。事件は一九五〇年二月二八日、香川県三豊郡財田村でおこった強盗殺人事件で、四月一日に谷口氏が逮捕された。逮捕後約四カ月をへて、谷口氏は自白した。

高松地裁丸亀支部における一審審理の過程で、古畑種基氏の鑑定

書が提出され、被告人の着衣であった上衣には血痕反応なし、ズボンには微量の人血痕があって、これが被害者と同型のO型である、とされ、これが犯行と被告人を結びつける唯一の証拠となって、一九五二年一月二五日、死刑の判決がくだされ、この判決は一九五七年二月に確定した。

谷口氏はつよく無実を主張しつづけたが、その訴えはみとられず、いつ処刑されるかわからない地位にたたされた。一九五七年三月に第一回の再審請求をおこなったがただちに棄却された。一九六四年に、正式の再審請求の形式をとらずに私信の形式で、事件の調べなおしを訴えた手紙を裁判所に出したが、これが一九六九年に当時の矢野伊吉裁判長の目にとまり、裁判所はこの私信を正式の再審請求として受理して審理をはじめた。矢野裁判長はその過程で谷口氏の無実を確信するにいたったが、他の陪席裁判官の反対があってついに再審開始にいたらぬまま退官し、あらたに谷口氏の弁護人となって弁護活動を開始した。

後任の越知伝裁判長は七二年九月に再審請求を棄却したが、その決定のなかで「財田川よ、心あれば真実を教えて欲しい」と書いていた。この棄却決定にたいする抗告について、高松高裁は一九七四年一二月に抗告棄却したが、最高裁は一九七六年一〇月に抗告をみとめて高松地裁に再審開始の可否について再審理するように命じて差し戻したのである。

この頃から日弁連人権擁護委員会は谷口氏の訴えにもとづいて弁護活動に加わった。

最高裁の決定は「確定判決の挙示する証拠だけでは申立人を強盗殺人の犯人と断定することは早計に失する」として、証拠上の疑問をくわしく指摘していた。

高松地裁はこの差戻し決定をうけて審理をすすめた結果、古畑鑑定などをしりぞけて前記の再審開始決定をおこなったのであった。検察側はこの決定に抗告したので、再審はいまだ開始されるにいたっていないが、しかしこの決定は、在獄中の死刑囚にたいする再審開始決定として、従来その例をみないものであろうと評価されている。またこの事件の経過は再審法改正運動にはずみをつけるものとみられている。

谷口氏は死刑確定後二二年にして、この決定をえたのであるが、その間に刑が執行されていたならば、とりかえしのつかない司法上の過誤をおかしたことになるからである。

その他　この間、広島高裁松江支部では、一九七九年三月九日に、江津事件についての再審請求が棄却され、東京高裁では一九七九年五月二二日に帝銀事件についての再審請求が棄却されている。また仙台地裁では松山事件の再審請求にかんする審理が終わり、近く決定がまたれている。

2　職場の自由と民主主義を守る運動

一九七九年二月一〇日から三日間、「職場の自由と民主主義を守る中央連絡会議」の主催で、第三回「職場の自由と民主主義を守る

全国交流集会」が静岡県伊東市で開かれた。全国二三都道府県の電力、金融、金属、造船重機、運輸一般、化学、国鉄、電機などの職場から二〇三名が集まり、坂根茂事務局長の基調報告「政治反動、『合理化』の新しい段階と職場の自由と民主主義」ののちに、中部電力、石川島播磨、沖電気の職場からの特別報告がおこなわれ、参加者の経験交流の発言がつづいた。

坂根事務局長から、職場の自由と民主主義を守る中央連絡会議の決定として「職場の自由と民主主義を守るための七つのあい言葉」が発表された。これは一九七八年二月の第二回全国交流集会で事務局長の提案した「七つのあい言葉」をもとに、さらに一年間の運動をふまえて、その内容を豊富にし、表現を正確にしたものであった。

代表委員引間博愛氏はこの「七つのあい言葉」について、「職場の自由と民主主義を守る運動発展のための中心テーマをずばり一言でいいあらわし、その内容の精髄を簡潔にのべたものです」と説明した。それはつぎのとおりである。

【七つのあい言葉】

一、労働者は労働力は売っても魂と生命は売らない。労働者は人間である。労働者は生産と社会進歩の担い手であり、その生命と自由は尊重されなければならない。

二、職場からいっさいの暴力を追放し、労働者の人間としての尊厳を。労働者の人格は尊重されなければならない。人間の尊厳を冒瀆する暴力や「職場八分」は許されない。

三、思想・信条・良心・表現の自由を守れ。内心の自由と表現の自由は、人間の尊厳の核心であり、全面的に保障されなければならない。

四、思想・性別・組合活動などを理由にするいっさいの差別を許すな。差別は基本的人権を侵害し、人間の連帯を破壊する。差別を武器にして労働者を支配することは許されない。

五、職場の政治活動の自由を守れ。政治活動の自由は国民の基本的権利である。職場の政治活動の自由なくして国の民主主義の発展はありえない。

六、職場の組合活動の自由を守れ。労働者の統一と団結こそが要求を前進させる。労働者の自主的な組合活動の自由なくして労働組合の階級的、民主的強化はありえない。

七　すべての職場に憲法を。憲法は国の最高法規であり、職場は治外法権ではない。基本的人権を保障する日本国憲法はすべての職場に適用される。

二月一二日には、参加者の報告、討論を集約して、「職場の自由と民主主義を守る運動発展のための提言」を発表した。この提言は、従来の運動の成果を確認したのちに、つぎの五項について、ひろく労働者に訴えている。

【職場の自由と民主主義を守る運動発展のための提言】

わたしたちは全国の労働者へ、つぎのように提言する。

一、沖電気をはじめとする指名解雇を粉砕するための全国的な連帯行動をいっそう大規模に展開しよう。この指名解雇は生存権までも奪う思想差別であるとともに、労働者の資本への隷属を強制するものであり、これを粉砕するたたかいは、職場の自由を守るたたかいの今日の焦点となっている。

二、石川島播磨をはじめ軍需生産がおこなわれている企業、職場ですすめられているファッショ的な抑圧体制の具体的事実を社会的に告発し、糾弾する行動を組織しよう。

三、〝減量営経〟の名による首切り、人べらし、過密労働など過酷な「合理化」を人間の尊厳を破壊するものとして社会的に糾弾し、これと職場の自由擁護のたたかいを結合させよう。そのために、職場・地域でいろいろな形態の運動を創造的に発展させよう。

四、一カ月後に迫ったいっせい地方選挙を前にして、露骨にすすめられている〝企業ぐるみ選挙〟を糾弾し、国民主権の試金石である投票の自由を守る運動を全国的につよめよう。

五、有事立法の策動、日米共同作戦態勢の強化、元号法制化、弁護人抜き裁判法のたくらみなどの政治反動に反対する民主勢力の積極的な統一行動を前進させよう。

一九七九年二月一二日

職場の自由と民主主義を守る第三回全国交流集会

3　沖電気指名解雇反対闘争

指名解雇にいたる経過

通信機メーカーのなかでも大手の沖電気工業では、一九七八年一〇月一一日に電機労連沖電気工業労組にたいし、従業員の一割強にあたる一五〇〇人の整理解雇を中心とする合理化の提案をおこなった。その骨子は、①一五〇〇人の希望退職の募集をおこない、これに達しないときは指名解雇をおこなう（一〇月一七日に一三五〇名に減員）、②品川事業所の閉鎖、③年末一時金を支給しない、その他労働条件の切り下げの三点にあった。

この合理化案は、不況のなかにあっても将来の成長の期待される通信機業界の大手企業から提案されたことと、一九五九年から六〇年にかけておこなわれた三井三池の争議以来、大企業においてはおこなわれることのなかった指名解雇の強行をふくむ点において注目されたのである。会社側の理由とするところは、一九七八年三月末の決算で、一三億円余の税引前利益を計上しつつも、経常損益で四億六〇〇〇万円の赤字を出したこと、売り上げの伸び悩み、生産性の低下、とくにそれらの原因が人員過剰にある、というにあった。

労組ではこの合理化提案にたいしてただちに反対の態度を明らかにして、同月四日に実施したスト権投票の結果を開票し、賛成八六・六%の高率でスト権を確立した。そして一〇月一七日から三〇日にいたる間、一〇波にわたるストライキをおこなって、合理化案の撤回を迫った。しかし、会社側は提案と同時に、退職勧奨対象者にたいしていっせいに個別の退職勧奨をおこない、これは連日はげしくつづけられた。組合は職場を中心にこの勧奨に反対する行動をつづけたが及ばず、ストライキを重ねる過程と並行して勧奨に応ずる者が増加して、一〇月三〇日には一〇六四名に達したのである。そして翌一〇月三一日には指名解雇者二八六名の指名をおこない、一一月六日までは退職申出があれば希望退職扱いにして希望退職者と同一条件の退職金を支給し、期限までに退職に応じない場合は、一一月二〇日付で解雇する、という通告書を郵送した。

組合は一〇月一一日に確立されたスト権の効力は指名解雇強行のちには及ばないという見解のもとに、あらためてスト権投票をおこなうという方針を出した。

この第二回の投票は一一月四日と六日におこなわれ、八日にその開票結果が発表されたが、その結果は賛成二五・四%、反対七二・二%となり、スト権は不成立に終わったのである。この間、二八六名の指名解雇者のうち、一一月六日までに二〇八名が退職に応じ、残る七八名が指名解雇の対象となることが決まった。このときから

事態は一変し、組合は「これ以上首切り撤回のための闘いを組織しえない」という中間声明を発表し、一一月一三日の臨時大会には退職条件改善のための運動を提案して可決された。一一月一七日には「反合理化闘争の終結にあたって」と題する中闘声明を発表し、闘争の終結を宣言したのであった。

沖電気の不当解雇を撤回させる会

指名解雇をうけた七八名は一一月二〇日に解雇されるとともに組合員資格をも失い、組合のそとで「沖電気の不当解雇を撤回させる会」などを結成し、裁判闘争その他の方法による解雇撤回の闘争をつづけることになった。「撤回させる会」六四名が、一九七九年二月一三日に、東京、八王子、前橋、熊谷などで提起した訴訟では、労働協約による解雇制限条項違反、協議条項違反、解雇権の乱用および信義則違反などを主張して解雇の無効を争っている。

この指名解雇強行の過程では、会社があらかじめつくった退職勧奨対象者のリストによる個別の退職勧奨を短期間のあいだに集中的におこなったことに特色がある。この勧奨は、もしこれに応じないときは指名解雇することを明示していたから、とうてい希望退職の募集とはいえないのであって、あらかじめ特定の従業員の企業外への排除を企図したものであった。

そして、退職勧奨を公然とおこなうことによって、職場内に退職させられる者と残留するものとの対立を生みだし、残留するものの安堵感を組織することによって短期のうちに組合の方針を転換させたのであった。

会社は退職勧奨の基準として、つぎの六項目をあげていた。「勤務成績不良の人」「勤務状況に問題のある人」「会社の諸施策に対し、協力度合の少ない人」「退職し易い人」「今後の厳しい会社諸施策に耐える覚悟のできない人」「会社に貢献する度合の少ない人」。これらの基準は勧奨の基準であったが、同時に指名解雇の基準としての実質をもっていた。

訴状では、勧奨基準にかくされた解雇強行の意図として、つぎの三点を指摘していた。①労働組合における積極的活動分子の排除、②革新政党その他民主的諸活動の活動家の排除、③結婚をし、子を生んでも職場に残って働こうとする婦人の排除。

訴状はその最後をつぎのように結んでいる。

「既に述べたとおり現在でも会社は休日出勤が相次ぐ、盛況の大企業である。不況の中でもなお高利潤、高蓄積をはたしてき、またはたしてゆくことができる大企業の会社が、この不況の中で労働者を裸で放り出し、人員を削減しながら生産をふやし、売上高をのばし、ますます利潤のみを高めていくことは企業の社会的責任として許されない。ここに整理解雇における生存権保障の要請からする制限法理が働かなくて、どこに働く余地があるであろうか。まして会社は私企業とはいえ、国民の血税である政府資金をえて利益をあげてきた会社であり、それだけ労働者の生存権を確保し、やたらと首を切らない企業の社会的義務をまっとうしなければならない立場にあるはずである。原告らはこのような不法かつ横暴なる解雇を許すことができないので会社によるその撤回を求めて闘ってきているが会社はなお撤回しようとしない。よって本訴請求に及んだ。」

「撤回させる会」の周囲には、労組、民主団体などによって、「指名解雇された沖電気の仲間を支援する会」がつくられ、この解雇反対闘争を支援している。

また「撤回させる会」のほかに「沖電気指名解雇撤回闘争支援共闘会議」（提訴者二名）、八王子事業所を中心にした「沖電気指名解雇を撤回させる対象者の会」などが解雇撤回闘争をつづけている。

4　弁護人ぬき法案反対運動

各地の運動

弁護人ぬき法案に反対する運動は、一九七八年秋に、有事立法や元号法制化に反対する運動と結びついて、いっそう大きな発展をみた。「司法の独立と民主主義を守る国民連絡会議」は、社会党、共産党、労働組合、民主団体などの反対運動を集約し、全国的に反対署名を集めて、一九七八年四月七日から一九七九年六月五日までに一九次にわたる国会請願の統一行動を組織した。

このときまでに集約された個人署名は四五万〇四五三名、団体署名七七三九団体に達した。連絡会議は一九七八年九月二七日、一九七九年二月一五日には東京で中央決起集会を開いた。この運動をすすめるあたって、各地の弁護士会をはじめ、自由法曹団の支部や法律事務所の果たした役割は大きかった。開催された市民集会、県民集会、地域集会、シンポジウムなどの参加者の数を列記すると、つぎのとおりであった。一九七八年九月二八日、東京大田区二〇〇名、九月二九日仙台四〇〇名、一〇月一四日京都四〇〇名、一〇月一九日大阪三〇〇名、同日大阪六〇〇名、一一月九日大阪五二〇名、一一月二三日長野県上田市一〇〇名、一二月一日神奈川県川崎市一〇〇〇名、一二月一九日神戸九〇名、一九七九年一月二六日三重県四日市市一六〇名、二月九日山口県下関市一四〇名、二月二三日東京板橋区一〇一五〇名、四月一二日金沢一〇〇名、一二日千葉二三〇名。

この間に、概数としてビラ三五万枚、ニュース一九万部、ステッカー二万枚、署名用紙二一万枚、集会用チラシ七〇万枚、パンフレット一万部が運用された。

日弁連の運動

日弁連では、一九七九年二月二六日、日弁連会館三階講堂において、弁護人ぬき特例法案に反対する国会要請統一集会を開催した。集会には全国の五二弁護士会中、五〇会から会員七〇〇名が参集し、法案の廃案を求める要請決議を採択し、三〇〇名を超える弁護士が国会に向けて要請行動に参加した。弁護士側の廃案要請の面談に応じた国会議員は二一一名にのぼり、他方議員会館では各党の国会議員を招いて集団的な要請がおこなわれた。

さらに日弁連は、一九七八年一一月二五日、「弁護士自治の問題に関する答申書」を発表した。この答申書は日弁連内部に設けられていた「弁護人ぬき裁判」特例法案阻止対策本部の日弁連会長にたいする答申書の形式をとっていたが、同時に日弁連の「執行部が会の内外における活動の指針として活用することを承認し、その内容

を全会員に周知し、これにもとづく会内論議を一層深めていくことを確認した」（日弁連「本答申書の経過について」）とされる文書であった。

日弁連は、すでに一九七八年三月四日付で『弁護人抜き裁判』に関する見解と提案」を発表し、そのなかで「弁護士会の責務」について言及していたが、法案反対運動がすすむ過程でしだいに論議が弁護士自治の問題に集中してきた状勢に応じて、とくに弁護士自治の問題にしぼってその基本的見解をとりまとめたのがこの答申書であった。答申書はつぎの目次をもっていた。

Ⅰ、基本的な観点　一、日弁連の「見解と提案」について、二、弁護士自治の問題のとらえ方について、三、訴訟指揮と弁護活動のあり方について、四、弁護士会の指導・援助と相互批判について、五、懲戒について。

Ⅱ、具体的な方策の提案　一、弁護士会の指導、二、刑訴規則三〇三条二項の処置請求を受けた場合の指導監督について、三、綱紀、懲戒制度の改善についての提案、四、日弁連諮問機関の設置。

答申書は「弁護士自治は弁護士が国民の人権をまもる重大な使命を達成していくための担保であり、人権擁護活動の源泉である」とし、同時に「弁護士と弁護士会の諸活動は、常に国民の正当な批判に耐えるものであり、ひろく国民の支持を得ることのできるものでなければならない。そのために弁護士と弁護士会は、自らの力で、たえず弁護士自治のあり方を自覚し、磨き上げていかなければならない。自治には重い責任が伴うことは当然である」とした。そして裁判所の誤った訴訟指揮を正す活動の重要性を強調しつつ、同時に「誤った弁護活動」への批判を加え、「審理そのものを拒否したり、実質的に弁護権を放棄することにつながる行為、あるいは、前述したような刑事裁判の基本理念、基本構造を否定して客観的にはかえって被告人の権利と権益を損うような行為に出ることは許されない」としたのである。

この答申書にもられた見解と方針は新聞紙上で好感をもって迎えられ、法務省、最高裁にたいして日弁連と協調して事態の解決にあたれ、とする社説も現れた。

廃案へ

他方で、弁護人ぬき法案は、最高裁、法務省、日弁連の三者による事前の協議なくして国会に上程されたもので、司法制度の改正については国会上程前に三者による協議をおこなって意見の調整をはかれ、という三回にわたる国会の決議を無視していたので、日弁連はかねてこの点をついて三者協議の再開を申し入れていた。一九七九年にはいってから、急速に三者協議による事態解決の気運が盛り上がり、頻繁に協議がおこなわれた結果、三月三〇日に意見の一致をみるにいたり、「協議結果」と「協議結果付属諒解事項」の二つの文書が発表された。「協議結果」はつぎのとおりであった。

【協議結果】

法曹三者会議においては、刑事裁判をめぐる当面の問題に対処する方策について協議を重ねてきたが、差し当たり法曹三者において次のような措置をとることに意見の一致をみた。なお、更に協議を続行し、これらの措置の早急かつ具体的な実施を図ることとする。

一　弁護士会は、裁判所から特別案件（通常の推薦手続によることが困難又は不相当な事件）について国選弁護人の推薦依頼を受けたときは、責任をもって速やかに推薦する。そのため、弁護士会は、特別案件の国選弁護人を受任する意思がある相当数の弁護士を登載した受任候補者名簿を作成する。

二　日本弁護士連合会及び各弁護士会は、弁護人が不当な訴訟活動を行ったときは、当該弁護士に対する懲戒を公正迅速に行うものとし、そのた

め会則等の規定を整備する。

三　裁判所及び検察庁は、右一及び二の日本弁護士連合会及び各弁護士会の措置の円滑な実施に資するため、できる限り協力する。

四　裁判所は、受訴裁判所が特別案件の国選弁護人に対し、相当額の報酬を支給するのに支障を来すことがないよう、予算上の措置について努力する。

五　法務省は、国選弁護人がその職務に関して生命・身体等に危害を加えられた場合の補償について、その実現方法を検討する。

同日、日弁連会長北尻得五郎氏は「日弁連は、今後、この協議のなかで日弁連が示した諸方策を早急に実現するための手続を進める所存であるが、今日、この協議の成立によって、『弁護人ぬき裁判』特例法の必要性はますますなくなったと確信する」旨の談話を発表した。この協議結果の具体化として、日弁連は五月二六日、六月二三日の両日に総会を開き、倫理規定、懲戒手続、懲戒委員会規則などの制定、改正をおこなった。

国会では日弁連の努力をみまもりながら、事実上法案の審議を見送ってきたが、法案は第八七国会が六月一四日に会期を終えるとともに廃案となり、ここに約一年半にわたっておこなわれた弁護人ぬき法案反対運動は成功のうちに終わった。

5　国民救援会

国民救援会の創立五〇周年を記念する第三三回全国大会は、一九七八年七月二一日から三日間にわたり、群馬県水上町で開かれた。大会には、全国四〇都道府県本部、中央加盟団体から三〇〇名が出席した。中央常任委員会から「報告と提案」がおこなわれ、討議ののち、一号議案「一年間の運動のまとめ」、二号議案「一九七八年度運動方針」、第三号議案「規約の一部改正」を承認、可決し、「大会宣言」と「大須、芦別事件の緊急の訴え」を採択したのち、会長岡崎一夫、副会長青柳盛雄、岡本光雄、斎藤喜作、村上国治、渡辺信義、事務局長金川三郎ほか常任委員二六名、会計監査三名の新役員を選出した。

三三回全国大会までの一年間に、岩手、新潟、沖縄、栃木、鳥取、三重に県本部が、山形、茨城、奈良に支部がつくられ、会員は一万四五〇〇名、常任者は中央本部八名をはじめ全国で三八名となり、創立以来、最大の組織をもつにいたった。五〇周年記念事業として映画「嵐に抗して」のほかに、五〇年史『嵐に抗して』が一九七九年一二月に発刊された。

一九七八年度運動方針の目次はつぎのとおりであった。

【運動方針目次】
一、救援運動をめぐる情勢の特徴
二、運動の課題と方針、1、選挙弾圧・日常的な弾圧など一切の弾圧、干渉を許さぬ闘い、2、大須、芦別事件の勝利をかちとる闘い、3、思想弾圧に反対し、労働運動の自由を守る闘いと争議団への支援、4、集団暴力との闘い、5、再審と冤罪事件裁判のとりくみ、6、司法の反動化を阻止し諸法規の改悪に反対する闘い、7、救援運動の国際連帯、8、七八年度年末統一カンパについて、9、第三二回三・一八合葬追悼会について
三、組織の拡大強化についての方針
四、財政活動の改善と前進を

なお、大須事件については、一九七八年九月四日、最高裁第二小法廷は、口頭弁論を開くことなく、上告棄却の決定をおこない、実刑の確定した芝野一三氏ほか四名はこの年の一〇月三〇日から暮にかけて、事件発生以来二六年余をへて下獄した。これらの犠牲者については早期釈放要求の運動がつづけられ、まず芝野氏の釈放が一九七九年七月一九日に実現した。

芦別事件について、一九七八年一〇月二〇日、最高裁第二小法廷は国家賠償請求を斥けた上告棄却の判決をおこない、この事件についても無実の事件で苦しい闘争を強いられた犠牲者の賠償請求はみとめられなかった。

【参考資料】(1)日弁連編『再審』(日本評論社)、(2)「職場からの証言」第三集(学習の友社)、(3)「沖電気と住友重機の『指名解雇』を追う」(『労政時報』二四五五号)、(4)「低成長下の産業再編と沖電気合理化」(『賃金と社会保障』七七二号以下)、(5)日弁連『自由と正義』三〇巻三号、五号、(6)国民救援会『嵐に抗して』

XIII 政治的大衆行動と平和運動

概要□第五〇回メーデー／原水爆禁止運動＝'78核兵器完全禁止・被爆者援護世界大会／被爆三三周年原水爆禁止世界大会／第一回国連軍縮週間／一九七九年三・一ビキニデー／原水爆禁止運動の統一問題／一〇・二一全国統一行動＝安保廃棄・基地撤去・日米韓軍事一体化反対の運動＝78秋全国をつなぐ日本平和大会／全国反基地集会／核基地撤去・非核三原則法制化・安保条約廃棄沖縄集会／元号法制化・有事立法反対の運動＝「有事立法」反対の運動／二・一〇全国統一行動／五・一七全国統一行動／六・五全国統一行動／国際児童年子どもの人権を守る連絡会議

概要

一、日本のメーデーは、一九三六年から四五年にいたる一〇年間、戦争によってメーデーが禁止された期間をのぞいて、一九二〇年以来つづけられ、今年で第五〇回を迎え、記念すべきメーデーとなった。

一、七七年原水爆禁止世界大会以後、原水爆禁止運動は、「国連に核兵器完全禁止を要請する署名運動」「NGO（国連非政府組織）軍縮会議」と「国連軍縮特別総会」への国民代表の派遣など、多くの成果をあげ、国内外で運動の新たな段階を画したが、七八年の原水爆禁止世界大会は、とどまるところを知らない核軍拡、核脅迫政策との厳しい対決の状態のなかで、こうした成果をふまえ、新しい段階にふさわしい今後の運動方針を十分に打ち出すことができず、また、この世界大会は七七年の世界大会が決定した「真の統一した大会」として実現することができず、市民五団体のよびかけによる実行委員会方式による大会となった。

一、七七年の「五・一九統一合意」と「六・一三申し合わせ」にもとづく新たな国民的規模での原水爆禁止運動と組織の統一の実現という課題については、運動のひろがりと真の被爆者援護法の制定、非核三原則の法制化、核基地撤去など統一した国民的要求の明

確化の反面で、原水爆禁止運動と組織の統一をめぐるさまざまな潮流のなかで、実現することができず、後退した現象さえ見受けられた。こうしたなかで開かれた七九年三・一ビキニデーは七八年の統一集会から後退した集会になったとはいえ、当面する運動の課題を明確にし、その課題追求のための共同の具体的な行動方針を決定し、原水爆禁止運動と組織の国民的な統一について、再度、「被爆国民の大義」として位置づけた。

一、七八年五月の日米首脳会談後、日米防衛協力小委員会は七六年以降すすめてきた日米共同作戦体制確立のための「日米防衛協力指針」策定作業を積極的にすすめ、一一月末に合意をみた。この「指針」の具体化にともない、わが国へのアメリカの核兵器もちこみ、核基地化が急速にすすめられ、日米安保条約＝日米軍事同盟がいっそう侵略的に強化されはじめた。こうした方向にたいして、核基地撤去・非核三原則法制化・安保条約廃棄をめざす運動が、78年秋全国をつなぐ平和大会、全国反基地集会などにみられるように、基地とその周辺、軍事産業などの現場から証言・実態調査などによって明らかにしながら、さまざまなかたちでとりくまれているが、しかし、国民的な規模での運動の高揚とそれにふさわしい組織と運動の統一を実現するにいたっていない。

一、「日米防衛協力指針」策定作業のなかで、「有事立法」問題が公然と提起され、七八年八月以降、福田内閣は「有事立法」の制定に公然とのりだした。こうした「有事立法」の問題と関連して、天皇・首相の靖国神社公式参拝や「教育勅語」礼賛、「君が代」国歌化をはじめ、「元号法制化」問題が大きな焦点となった。「有事立法」に反対するたたかいは、七八年の一〇・二一行動を契機に新たなたかまりを迎えたかにみえたが、七八年後半においては統一行動が実現しなかった。

一、七九年二月「元号法案」が国会に提案された。「元号法案」をめぐって、野党のなかで民社党、公明党、新自由クが賛成するなど複雑な政治状況に加えて、「元号法制化実現国民会議」が地方議会における決議を要請するなど、法制化促進を展開した。こうしたなかで、社会党、共産党、総評など中央八団体は、「有事立法」「元号法制化」反対の要求に加えて、グラマン等金権腐敗自民党政治糾弾、航空機疑獄徹底糾弾、金大中氏原状回復などの要求をかかげて、二・一〇、五・一七、六・五と三次にわたる全国統一行動を国会情勢にあわせて組織した。

一、一九七五年国際婦人年につづいて、国連は一九七九年を国際児童年に決定し、各国でさまざまなとりくみがなされているが、日本では政府関係によるとりくみとは別個に、民間分野で独自のとりくみがなされた。

1　第五〇回メーデー

一九七九年の第五〇回メーデーは、中央統一メーデーの四〇万人をはじめ、全国一一二三会場で五五〇万人が参加し、「生活向上をめざす賃金の引き上げ、雇用の安定、週休二日制の実現、社会保障

制度の拡充を柱とし、内需の拡大によって不況を打開し、日本経済の国民生活優先型への転換をめざしつつ、保守政治体制の終結と政治革新をかちとろう」とのスローガンのもとに開かれた。

一九二〇年、「治安警察法第一七条の撤廃」「失業の防止」「人間としての生活を保護する最低賃銀法の設定」「八時間労働制」などのスローガンをかかげて第一回メーデーが開かれて以来、一九三五年の第一六回メーデーを最後に、第二次世界大戦によって一〇年間にわたって禁止されていたメーデーは、大戦後の一九四六年に第一七回メーデーとして復活した。これ以後、メーデーはその時どきの客観的な諸情勢、労働運動の状況、世相を反映して展開されていくが、同時に、六〇年代後半からメーデーの性格論争がつづき、それを契機に多くの地方で分裂メーデーも増大している。

今年の第五〇回メーデーを記念して、中央メーデー実行委員会は、新メーデー歌の募集、「メーデーの歩み」の発刊にとりくみ、一九四七年の第一八回メーデーを記念して募集されたメーデー歌「世界をつなげ花の輪に」にかわって、新メーデー歌「国のすみずみから」(浜島康弘作詞)が今年のメーデーからうたわれるようになった。第五〇回中央メーデー実行委員会の企画・協力のもと、大原社会問題研究所が編集した『写真で見るメーデーの歴史』(労働旬報社刊)が写真集として発刊された。また、四月二七日には、「第五〇回メーデー記念祝賀パーティー」が開かれた。

東京・代々木公園で開かれた第五〇回中央メーデーでは、天池清次同盟会長が開会の挨拶をおこない、八〇年代を展望して労働戦線の統一を成功させることの決意を表明、そのあと議長団を代表して竪山利文中立労連議長、主催者団体を代表して槇枝元文総評議長がそれぞれあいさつした。つづいて、日本経済党副委員長、佐々木民社党委員長、新たに参加した田社会民主連合代表が祝辞を述べ、最後に「メーデー宣言」を採択、六コースにわかれてデモ行進をおこなった。

【第五〇回メーデー宣言(一部省略)】

われわれは本日第五〇回メーデーという栄える日を迎えた。

それは五九年前、厳しい弾圧のなかで、勇気ある先輩達が自らの血と汗をもって築き上げた礎石の上に開花したものである。今日労働運動と共に、ゆるぎなく定着したメーデーの盛大な姿を前にし、全参加者の名において偉大なる先輩諸兄に対し、心から感謝の言葉を捧げる次第である。

大企業は低迷を続けた深刻な不況局面を脱け出し、企業の収支が好転してきたとはいえ、これは資本による無制限な首切り、賃金抑制をめざす「減量経営」の結果であり、三〇〇万人以上にものぼる失業、半失業者や多くの労働者の犠牲の上に成り立っていることをきびしく認識しなくてはならない。

自民党政府の誤った経済政策は、依然軌道修正の兆しもみられず、大企業優先政策を固く守り、社会的不公平な諸制度は改善されず、福祉政策は遅々として進まず、逆にインフレの昂進、公共料金をはじめ諸物価の軒なみ高騰、健保など負担の増大、税制など大衆収奪強化の道をひた走っており、政府は財政危機のシワヨセをすべて働くものの生活に転嫁する政策を打ち出している。

われわれの前には、こうした生活上の不安感に加えて、賃金の抑圧、労働強化と首切り合理化、雇用不安の嵐が依然として吹き荒れており、労働運動全体としてその存在をいま問われている。

日本経済の将来は、一刻も早く大企業優先型の諸施策から脱皮し、国民生活改善、個人消費拡大に基盤を置いた福祉型政策に転換しなければならないことは、いまや誰の眼にも明らかである。また、この路線をとらない限り、諸外国からの圧力も増大することは必至であり、展望を見出すことも不可能である。

われわれは、そのための全労働者の共通目標として一〇項目の「要求と行動目標」を設定した。それはスローガンに掲げた四つの課題を中心目標として、全国一律最賃制の実現、首切り合理化反対、労働基本権確立、政府・資本の意図する労働基準法改悪を阻止し、婦人の労働権確立などわれわれが主体的に取り組む課題、大衆収奪をめざす新税制反対、年金・医療保障の抜本改善、物価値上げ反対など国民生活擁護の課題、憲法改悪反対、核兵器の完全禁止、非核三原則の立法化、金権腐敗政治糾弾、司法・教育・文化の反動化阻止など、平和と民主主義を守る課題などであり、これらを全労働団体を貫く目標として、中小・未組織労働者をはじめ、農・漁民・市民など広汎な人々と提携して、運動を大きく昂めることがどうしても必要であると考えたからである。

いまや、働く者すべての関心事である雇用、老後生活、教育、住宅、生活環境など、どれをとっても今日の自民党政治のもとでは基本的に解決は不可能であると考える。グラマン・ロッキードなどの汚職も政・財界をつなぐ構造的、体質的なものでありその根絶は不可能である。大衆を疎外したこのような政治の底知れぬ腐敗は、正に保守政治体制衰退の象徴である。政治を革新させ得る条件は充分にある。明らかに国民多数の合意である国民生活・福祉優先路線に則り、われわれが、そのもてる総力を結集し、一致して努力を傾注することができればその条件は一層早まるであろう。

幾多先輩の苦闘を基礎として、労働運動の裾野は拡大し、メーデーもまた壮大な行事として定着したものの、第一回メーデーで掲げられた「失業の防止」「最低賃金法の制定」「公費教育の実現」など、運動の内実は決して先輩に誇り得るものではないことを、この第五〇回メーデーを機としてきびしく想起しなければならない。

いまこそ労働運動のあり方をあらゆる面から謙虚に総点検し、情勢はいかに厳しくとも、政治・経済あらゆる分野で、日本の未来を切りひらいてゆくものは、われわれ労働者を先頭とする広汎な勢力の結集した運動の拡大以外にないことを確認し、メーデー・スローガンと行動目標を、すべての労働者、労働組合の共通の課題とし、職場から地域から、その英知と行動力を着実に積み上げてゆこう。

【中心スローガン】

生活向上をめざす賃金の引上げ、雇用の安定、週休二日制の実現、社会保障制度の拡充を柱とし、内需の拡大によって不況を打開し、日本経済の国民生活優先型への転換をめざしつつ、保守政治体制の終結と政治の革新をかちとろう。

【要求と行動目標】

・実質賃金の引き上げ、最低賃金制の確立。
・雇用保障・失業対策の強化、首切り合理化と労働強化反対。
・定年延長、労働時間短縮、週休二日制の実現。
・労働基本権回復、スト規制法の撤廃、働く婦人の地位向上と権利の確立。
・健保改悪反対、年金・医療保障の抜本改善、社会保障制度の大幅拡充、公共住宅の大量建設。
・不公平税制の是正、勤労所得税の大幅軽減、大衆収奪をめざす税制反対。
・インフレ・物価値上げ反対、独禁法の強化、公害・労働災害の絶滅。
・受験地獄の解消、教育費の父母負担軽減、地方財政の確立、地域住民の健康と福祉向上。
・中小・未組織労働者との連帯、農・漁民をはじめ働く国民諸階層との提携強化。
・憲法改悪反対、核兵器の完全禁止、非核三原則の立法化、保守政治体制の終結と政治の革新。

2　原水爆禁止運動

'78核兵器完全禁止・被爆者援護世界大会

一四年ぶりに統一世界大会として開かれた一九七七年原水爆禁止世界大会は七八年の原水爆禁止世界大会について「核兵器廃絶を願う全世界の人々の世論と運動をさらに大きく結集し、広範な人々の参加を求め、真の統一した大会として成功させるため、全力をあげて努力すること」を決定し、その後、国連に核兵器完全禁止を要請する三五〇〇万署名運動と国連軍縮特別総会にむけて国連要請国民代表団派遣運動が大きく展開され、七八年世界大会にむけて、原水爆禁止運動の統一と組織の統一の努力がなされてきた（本年鑑七九年版四三四～四四一頁参照）。しかし、七八年世界大会を前にして統一は実現せず、七八年六月三〇日に、「NGOシンポ推進団体連絡会議」「署名推進連絡会議」が合同総会を開いて、それぞれ両団体の解散を決定するとともに、統一世界大会の開催にむけ、二三人による〝懇談会〟を開き今後の問題を討議することを決めた。〝二三人懇談会〟と〝小委員会〟の討議のなかで、世界大会について、地婦連、日青協、生協連など市民団体による開催のよびかけと世界大会構想が提案され、七月五日、地婦連、日青協、宗教NGO、日本生協連、日本被団協による「核兵器完全禁止・被爆者援護をめざす国際的な大会を開催するためのよびかけ」がなされ、七月一〇日に、前記五団体の提唱による「'78核兵器完全禁止・被爆者援護世界大会実行委員会」が発足し、世界大会が開かれることになった。しかし、当初、長崎では統一大会の開催があやぶまれ、八月一日には市川房枝ら一六氏によって、つぎのような「緊急の訴え」が発表され、関係者の努力によって、統一世界大会が開かれることになった。

【緊急の訴え（一部省略）】

核兵器完全禁止・被爆者援護世界大会が開催されているいま、被爆地長崎での大会開催の見通しがすべての関係者の誠実で献身的な努力にもかかわらず重大な困難に直面しているのにかんがみ、私たちは緊急に以下のことを訴えます。

一　東京での国際会議、広島大会、長崎大会は一体・不可分であり、そのいずれを欠いても世界大会の成功は保証しがたいものと考えます。ことに昨年世界大会を開催しえなかった被爆地長崎において大会を実現することは、何ものにもまして緊急の重大な課題であり、国際的要請でもあります。

二　全国および長崎のすべての関係団体・個人が思想信条をこえ、これまでのゆきがかりを乗りこえ、小異をすてて大同につくよう訴えます。そのため、長崎の市民五団体の積極的イニシアティブにこたえて、核兵器完全禁止・被爆者援護をめざす現存諸団体をふくむあらゆる団体、個人がそれぞれの立場で参加し協力して、この緊急の課題の実現のため全力をあげてくださるように要望いたします。

三　東京、広島とともに長崎大会の成功は、たんに被爆地長崎の人びとの切なる願望に応えるのみならず、原爆の犠牲となって亡くなられた数十万の人びと、いまなおあらゆる面で苦んでおられる数十万の被爆者の熱望に応え、さらに核兵器完全禁止、被爆者援護の二千万署名に代表される国民多数の声に応えるための崇高な任務であり、ひいては

地球上から核兵器を廃絶して人類の生存を約束する道への着実な第一歩として、日本国民の重大な国際的責務であると信じます。

統一世界大会は、①国連要請行動をふまえて核兵器完全禁止をめざす今後の国際・国内行動、②国際連帯行動の発表、③被爆者の実情の世界的普及・被爆者援護法の実現、の三つの課題をかかげ、八月一日から二日間、東京で国際会議、八月六・七の両日広島大会、八月九日に長崎大会が開かれ、八日には関連行事として、〝被爆の実相の普及・被爆者援護法実現のための集会〟が長崎で開かれた。

国際会議は、一〇国際組織、一〇カ国四〇名の海外代表と五五六名の日本側代表の参加のもとに開かれ、「被爆者の援護と被爆の実相・後遺の普及のために」「軍拡競争をとどめ、人類の生存を守るために」「核兵器完全禁止のために」の三つの分科会に分かれ討論をおこない、「選択行動の提起」と「国際会議の宣言」を採択した。広島大会では、五日の折鶴平和行進につづいて大会関連行事として世界大会の実行委員会参加の各団体主催による問題別・階層別集会が二三会場、岩国・呉の基地調査、少年・少女のつどい（似島）が開かれた。六日の広島集会には八三〇〇人が参加し、「広島アピール」を採択した。九日の長崎大会は海外代表一八人、全国から五二〇〇人の代表が参加して開かれ、「長崎アピール」を採択した。国際会議が採択した宣言は、七八年原水禁世界大会が「史上初の国連軍縮特別総会が成果をあげた後に最初に開かれた大きな国際会議」であることを明確にし、新たな核軍拡競争の激化と核兵器使用の危険性が増大している状況のなかで、国際的な統一行動を強化するよう、つぎのように訴えている。

【国際会議（東京）宣言（一部省略）】

現在日本には、三七万人を数える被爆者が、核兵器の非人道性の生き証人として、全般的完全軍縮をめざして、核軍拡競争に反対する世界の運動に貴重な貢献をしている。被爆者の団体は原爆被害者援護法を要求している。これは、被爆に対する国の責任を明らかにした国家補償法の要求であるとともに、再び広島・長崎・ビキニをくり返さない保証を求めているものである。われわれは、この被爆者の要求が正しい要求であることを理解し、これが一日も早く実現することを心から望んでいる。全世界の平和を愛する人々は、被爆者を援護する行動を、今後一層強化すべきである。

被爆者は、日本国内にだけいるのではない。広島・長崎で被爆した多数の朝鮮人被爆者をはじめとする外国人被爆者、外国に移住した日本人被爆者、ビキニ環礁及び世界の各地で行なわれた核爆発実験で被爆したミクロネシアの島民、その他の被爆者などについての実情は、まだ十分に明らかにされていない。また科学者は、全世界的降灰によっても、全世界の人口の中に、ある一定の比率で放射線障害が増加していると推定している。もしも核戦争が起こったならば、これらの被爆者の苦しみは、全人類の運命となるばかりでなく、人類そのものの生存にかかわる問題となる。

それにもかかわらず、新しい核軍拡競争は、とどまるところを知らぬ勢いで続けられている。国連軍縮特別総会で採択された最終文書は、「核兵器によって人類と文明の存続は非常な危険に直面している。核兵器を用いる戦争の危険をなくすには、核軍拡競争をすべての面で終結させ、逆転させることが必要である。この問題の最終目標は核兵器の完全な廃絶である」と述べている。われわれはこれに完全に同意する。

また、核軍拡競争は、われわれの生活を脅かしている。われわれは、国連軍縮特別総会最終文書が「こうした軍拡競争が発展途上国にも先進国にも大きな負担を負わしているために、本来は経済的及び社会的開発のために向けられるべきである膨大な物的・人的資源が、非生産的で無駄な軍拡競争に浪費されている」と指摘していることにも同意する。

このようなとどまるところを知らない核軍拡競争を終わらせるには、核兵器の完全禁止・使用禁止の国際条約を締結する以外に道はないとわれわれは考える。

われわれは、今日、核兵器が使用される危険性が大きくなっていることを深く憂慮し、国際パグウォッシュ会議の提唱している核兵器使用禁止国際条約討議案や、日本の国際法学者たちの提唱している核兵器使用禁止国際条約討議案に深い関心を払い、これらの条約が国連その他の国際的討論の場でさらに検討され、一日も早く条約として実現することを強く期待する。

核兵器を完全に禁止し、世界の平和を築き上げる真の力は、全世界で平和のために活動している人々や諸勢力の意志と行動によってつくり出されるとわれわれは考える。そして核兵器完全禁止、被爆者援護の行動に全世界の人々を結集するには、人々が真実を知ることが重要である。特に来年は国際児童年であり、核兵器完全禁止の運動がわれわれの子供たちのために健康で明るい社会をつくるために重要なものであることを一層徹底させるべきである。

本年五～六月に開かれた国連軍縮特別総会は、核兵器廃絶を求めてわれわれがおしすすめてきた国際的世論と運動の大きな高まりと、非同盟諸国の努力により、軍縮問題だけを課題として開かれた国連史上最初の会議であった。この軍縮特別総会にむけての広汎な全世界の人々の平和を求める力強い行動や世論を喚起させる行動は、大きな役割を果たし、全世界の人々の声を国連に反映させる上で一歩前進したことを、われわれは高く評価する。また日本の核兵器廃絶と世界の平和を願う多くの組織と個人が二〇〇〇万人の署名を携えた統一代表団を送り、国連に要請行動を行なったことは高く評価さるべきである。

日本国民代表団は、国連軍縮特別総会で八月六日を核兵器廃絶の日とすることを要求したが、最終文書では一〇月二四日からの一週間が軍縮のための週間と決定された。われわれは、全世界の人々が、この週間に大きな国際連帯の行動を起こすことができるように、直ちに準備を始めることを提唱する。

軍縮特別総会の最終文書は「国際関係での力の行使を放棄し、軍縮による安全保障を求めるときがきている」と述べている。また「永続的平和とは、不安定な抑止力の均衡や戦略的優位のドクトリンによって維持することもできない」と述べており、すべての軍事同盟と軍事ブロックの廃止は、われわれの運動にとっても重要な関連をもつものである。

核兵器をつくり、配備し、使用するのは人間である。そうであればこそ、われわれは、核兵器廃絶のかたい決意をもって、核軍拡をすすめる勢力とそれに協力する勢力に反対し、全世界の平和を求める人々の間でわれわれの要求を世界の圧倒的世論とし、われわれの運動を国際的な統一行動に発展させなければならない。

七八年原水爆禁止世界大会について、日本原水協は九月一四、一五日の第一二四回常任理事会において総括をおこない、今後の課題について、つぎのような「今後の運動方針ととりくみ」を決定した。

【今後の運動方針ととりくみ(1)基本方向(一部抜すい)】

③ 国内では、わが国の原水爆禁止運動が、世界で最も強力な核軍拡、核脅迫政策と厳しい対決の状態にあり、この激しい攻防を通じて、日本政府の核政策を核兵器完全禁止、使用禁止の方向に転換させることを基本とする。このため、77世界大会、78世界大会を通じて形成されている国民的合意による運動の基盤をいっそうひろげる大衆的運動の強化をはかること、政府に対する被爆者援護法制定と非核三原則立法化、核基地撤去の国民的要求闘争を前進させることを重視する。国民的統一をめざす運動の発展の中で、日本政府は「国家補償にもとづく援護法」を口にしつつ、現行二法の一本化で名称だけを変える方策で真の援護法制定を避けようとしている。この策動の中で野党五党案が撤回されている経過もあり、真の被爆者援護法をめざし、運動を理論的にも実践的にも強化することが必要である。

⑤ 原水爆禁止の大衆運動の前進と統一強化のために原水協の運動、組織の強化は決定的に重要な意義をもつものとなっている。とくに78世界大会が今後の運動方針を決めていない状況のなかで、また、各団体、各地方に多面的な原水爆禁止の要求と運動がすすめられる条件があるなかで今日まで、内外の運動方向をきりひらいてきた原水協が、質量伴った大

衆的運動の発展を通じて、国民的運動の政策と方針を提起し、広く影響をひろげることが必要である。これなくしては、77大会、78大会の成果の前進も、国民的統一への展望も生まれない。原水協に結集する平和民主勢力、とくに地方原水協はきわめて大きな任務を果すとともに、日本原水協の方針上の部分的な錯誤と不十分さも加わって過重な困難をも背負ってきた。しかし、〝正念場〟を迎えている今日、さらに団結をかため、確信をもって前進しよう。

また、総評は、九月六日の主要単産国民運動部長会議につぎのような「原水禁大会の総括と今後の課題」（国民運動局）を提示したが、その後の各ブロックにおける会議で合意をえることができず、九月二二日の原水禁国民会議全国委員会は、七七年五月一九日の〝五・一九合意〟について「非現実的」で、組織統一は原水禁国民会議にとって「重大なマイナス」との決定をおこなった。

【原水禁大会の総括と今後の課題（一九七八年九月六日、総評国民運動局）（一部抜すい）】

(3)今後の課題

七八世界大会は被爆者の切なる願いによって統一とその成功をかちとることができた。しかしながら真の統一への道は平たんとはいえない。世界大会は核兵器廃絶と被爆者援護にしぼって日本の原水禁運動を内外に宣言したが、具体的闘いや行動は決定されなかった。自衛隊、安保とか、原発やむつ問題では対立をさけるためにほとんど討論をしないで終っている。これらの具体的な闘争目標がどのように消化され、共同の行動として積上げられていくのか、それによってしっかりした運動の統一が達成されていくに違いない。昨年末のジュネーブにおけるNGO軍縮会議において、日本の代表団が八月六日を世界軍縮デーにしようとの提案は、国連特別総会では一〇月二四日からの週間となって実現した。この一〇月二四日からの週間でどのような国内の運動がとりくめるのか、労働四団体を含む広範な団体個人による、NGO懇談会が結成されており、これがどのような統一した原水禁運動にとりくめるのか総評はこの懇談会を重視してとりくみを強化したい。ゆるぎない統一を実現するためには、一致できる課題、共通の目標をかかげ大胆に共同行動を積み重ねながら、相互の信頼を高めてゆくことが必要である。単純に、共同行動の積み重ねを〝連合統一〟に結びつけてみたり、逆に、共同行動そのものに二の足を踏んだりすることは、運動の統一を前進させ、原水禁運動を国民的規模に発展させるための姿勢ではない。とくに、組織統一を優先させ、運動の統一は二の次というようでは、組織統一への道は遠いといわざるを得ない。

したがって来年は被爆三県や関係団体の話し合いを前提としつつ、次のように対処する。

①核兵器完全禁止と被爆者援護を共通の課題とした統一した世界大会を過去二回の教訓をふまえ、一本で開催し、原水禁国民会議主催の大会は行なわないようにすべきである。

②統一した世界大会で消化できない課題、例えば反原発・反むつなどについてはこれを追求し、運動を発展させるために独自に積極的に取り組みを強化する。

被爆三三周年原水爆禁止世界大会

原水禁国民会議主催の被爆三三周年原水爆禁止世界大会は統一世界大会とならんで独自に開かれた。大会は、①生きつづけるために核廃棄を実現しよう、②核実験による環境破壊と核開発にともなう被ばく者の実態を究明しよう、③「日本非核武装宣言」を実現し、アジア・太平洋を非核地帯にしよう、④放射能公害と核拡散につながる原発・再処理工場計画を中止させよう、⑤国家補償の精神による「被爆者援護法」をかちとろう、⑥原爆体験の風化を許さず、平和教育を徹底しよう、⑦反核運動の国際連帯を強め核全廃の運動を拡大しよう、⑧原水禁の主体性を強め、「原水禁統一テーゼ」に基づく、運動の統一をさらに前進させよう、との八項目のスローガンを

かかげて開かれた。

八月三日から四日にかけて大阪で開かれた「生存のための国際会議」を皮切りに、八月五日から三日間、広島大会が開かれ、「核軍縮と国際運動」「核戦争と核軍拡競争」など一〇分科会にわかれて討論をおこない、「広島アピール」を採択した。長崎大会は、七日から三日間にわたって開かれ、九月一一日から四日間にわたって沖縄大会が開かれた。

「生存のための国際会議」が採択した「アピール」をうけて、広島大会が採択した「広島アピール」は「切迫した人類破壊の危機を克服し、人間としての尊さと英知にふさわしい明るく健康な世界を生きつづけるために」、つぎのように述べている。

【広島アピール(一部省略)】

核兵器による世界戦争勃発は、四〇億をこえる人類を何百回も皆殺しにして、地球全体を無意味な死の惑星へと化してしまうでありましょう。

しかし、いま、私達が注目しなければならないのは、ボタンを押された核兵器が一〇分間で地球を破壊しつくす核戦争の危機だけではありません。核大国は、その核開発のための実験を、大気内あるいは地下壕でくりかえし、その死の灰は地球の生命と環境のすべてを汚染し、いまやヒマラヤも極地も放射能汚染からのがれることができないのです。ネバダでの核実験はアメリカの民衆、とりわけ子供たちを放射能でおかし、ビキニ、エニウェトクでの核実験はミクロネシアの住民をおかし、第五福竜丸を汚染しました。しかし、その死の灰は、さらに、実験に従事したアメリカ軍兵士達自身を放射能で汚染し、ヒロシマ・ナガサキ・ミクロネシアの被ばく者と同じ犠牲者としました。これと全く同じことが、ソ連、イギリス、フランス、中国、インドの核実験でもおこっています。権力は被ばくの実態をひたかくし、多くの民衆は何も知らされないまま、そのいたましい犠牲となって、放射能障害特有の苦しみからいつまでものがれることができないのです。問題はこれで尽きるのでありません。ナガサキに投下した原爆の製造過程に使われた原子炉が、いわゆる「核の平和利用」という美名のもとに、原子力発電と原子力船に使われ、日常的に地球の生態系を汚染しつづけているのです。

にもかかわらず、世界中の権力は、原発と再処理工場の建設と稼動を推進してやまず、原発輸出国と輸入国の商取引は、単なる経済関係をこえて、政治的軍事的同盟と支配服従の関係を形成しています。原子力の「平和利用」は、核兵器原料の製造そのものにほかならず、原発の輸出は核兵器のおそるべき拡散であり、再処理工場は兵器原料生産の仕上げであります。

精密化した大陸間弾道弾が十分間で地球の四分の一を飛びこえ、カナダに墜落したソ連の衛星の如き軍事衛星数千個が軌道を飛び廻っているこの地球という小さな星は、恐怖すべき核によって埋めつくされ、権力に奉仕する技術革新と生命破壊の文明という愚かな物質主義にとりつかれた軍産学複合体制は、ひたすら人類抹殺への道をばく進しているのです。

こうして、切迫した人類破壊の危機を克服し、人間としての尊さと英知にふさわしい明るく健康な世界を生きつづけるために、いまこそ、反核のため世界中でほうはいとしてたち上っている民衆が連帯し、核のない世界をつくるべく全力を尽そうではありませんか。権力のもつ核が私達を滅ぼす前に、私達人類大衆が核を滅ぼさなければなりません。その時はいまなのです。

第一回国連軍縮週間

一〇月二四日からはじまった第一回国連軍縮週間において、「核兵器完全禁止、被爆者援護をめざす国民(NGO)懇談会」が主催する「国連軍縮セミナー」(二四日)と「国連軍縮週間のつどい」(三〇日)が開かれ、「つどい」では、つぎのような「アピール」が採択された。

【軍縮週間アピール(一部抜すい)】

一〇月二四日から三〇日までの一週間は、国連の「軍縮週間」です。本年五~六月、国連史上はじめてひらかれた国連軍縮特別総会が、この一週

間を全面軍縮の諸目的を促進するための週間にすることを決定したからです。

世界で最初の被爆国国民である私たちは、ヒロシマ、ナガサキ、ビキニの犠牲を決してくりかえさせない決意のもとに、全国三十数万の被爆者とともに、核兵器完全禁止、被爆者援護を世界に訴えつづけていく責任があります。そして私たちは、この一年、核兵器完全禁止、使用禁止条約の締結、被爆の実相の普及を訴える国民的署名運動にとりくみ、二〇一六万八四五三名の署名を集約しました。そしてこの署名をたずさえて国連軍縮特別総会に五〇〇名をこえる国民代表団をおくり、私たちの願いを国連や各国に力いっぱい訴えてきたのです。

そして二、三年後に開かれる次の国連軍縮特別総会が、さらに具体的な成果をあげ、核兵器の撤廃と全面軍縮への前進をいっそう力づよくきりひらくことができるように、核兵器完全禁止と被爆者援護をねがうあらゆる人々が、いっそう運動をひろげ、力をつくすように訴えます。

また、日本原水協は、「国連軍縮特別総会」にあたり、全国各地で宣伝・集会・写真展などの活動にとりくみ、二五日から三〇日の六日間にわたって、軍縮特別総会の成果と今後の課題、非核三原則の立法化、核軍拡競争の現状、軍縮と非同盟、平和に生きる権利、被爆者援護法の制定、をテーマに「第一回国連軍縮週間記念連続講座」を開いた。

ビキニ被災二五周年一九七九年三・一ビキニデー

核兵器完全禁止、使用禁止、核基地撤去、被爆者援護など当面する諸課題の実現をめざす運動とこれら活動への国民の大多数を結集することがつよく求められているなかで、七九年三・一ビキニデーは、原水禁国民会議の反対により「中央集会」にはならなかったが、大友よふ地婦連会長など各界著名一六氏の支持アピールのもと、「原水爆禁止運動の統一をめざす静岡県民準備会」の主催で開かれた。

二月二八日の「講演と文化のつどい」で幕をあけた三・一ビキニデーは、三月一日に①核兵器完全禁止の世論提起、②核兵器使用禁止の措置の実現と非核三原則の厳守と立法化、③被爆者援護法の制定・援護連帯運動、④ビキニ被災をはじめ核実験、核演習の解明と普及、⑤原水爆禁止運動と原子力開発、の五つのテーマで課題別学習交流集会を開き、①東富士・沼津今沢基地、②浜岡原発の二つのコースによる動く学習交流集会が開かれた。そして、二五〇〇人が参加した全体集会では、「集会文書」「アピール」が採択された。「アピール」は当面する運動の共通の課題をつぎのように明らかにしている。

【アピール（一部省略）】

一九七五年以来、この国民運動のゆかりの地には、新しい国民的な運動・組織の一体的統一を実現するための統一促進アピール運動がくりひろげられてきました。この運動を基礎に、一九七七年中央における「五・一九統一合意」と「六・一三申し合せ」に呼応して「原水爆禁止運動の統一をめざす静岡県民準備会」が結成されました。

そのうったえにこたえてわたしたちは核兵器完全禁止・被爆者援護という運動の基本目標を達成してゆくうえで当面の中心的な環となる運動の課題を的確に位置づけ、その課題を追求してゆく共同の具体的な行動計画を衆知を集めて練りあげ、核兵器絶対否定への道のけわしさにめげずにこの道をともに踏破する決意を新たにしました。

㈠　文化・芸術・教育運動と手をたずさえ、あらゆるマスコミ、ミニコミと教育機関を活かし、被爆の実相、被爆者の実情をひろめることを基礎に、核兵器廃絶の世論を草の根から国じゅうに、世界じゅうにまきおこす運動を、いっそう推し進めましょう。

㈡　人類の生存のために、核兵器廃絶へむけて世界諸国民を総動員する

先頭に立つことは、被爆国民の人類史的使命です。非核三原則の法制化・厳守、核兵器持込み・通過・貯蔵の禁止、核基地撤去・核部隊の撤退を要求する署名・決議などの大運動を、全国に、あらゆる自治体にひろげましょう。アジア・太平洋はじめ世界の非核化を要求する国際連帯運動を統一的に発展させましょう。

㈢　日本被団協とともにたちあがった市民諸団体と手をたずさえ、被爆者援護法制定二千万署名運動の波を津々浦々にひろげ、あらゆる階層・分野からの国会と政府への働きかけを具体的に強めましょう。

㈣　核実験、核演習によって、ミクロネシアのビキニに、エニウェトクに、南太平洋のムルロワに、そしてアメリカ本土のネバダに被害者が生み出されつつあることが、つぎつぎに明らかにされて来ています。ビキニ事件が教えているように、核軍拡競争がつづくかぎり、〝平時〟においても人類は平和のうちに生存することができません。広島・長崎の被爆者と核実験・核演習による被爆者との正しい連帯をひろめ、これらの原水爆犠牲者にたいする人道と国際法に即した補償、救済、再発防止の諸措置を要求する国際・国内運動を推進しましょう。核兵器完全禁止をめざし、核兵器使用・製造・貯蔵・配備展開の禁止と一体に核実験・核演習の全面禁止を実現しましょう。〝ビキニをくりかえさせるな！〟の被爆国民の決意の証しとして、第五福竜丸記念事業をいっそう豊かに発展させましょう。

㈤　原子力開発の現状は、原水爆禁止運動が見過ごしてはいられない憂慮すべき危険な段階に入りつつあります。①原子力の開発・利用の将来展望については、ともに調査・研究・討論をすすめ、一致点を拡大してゆきましょう。②原子力発電など現行の原子力の開発・利用にともなう放射能被曝、環境汚染、核兵器拡散を防止するための緊急かつ根本的な措置を要求して運動しましょう。原子力発電の操業、放射性廃棄物の処理、増設などが安全を無視し、自主・民主・公開の原子力平和利用三原則をじゅうりんして強行されていることにたいする監視を強め、その厳重な規制措置を要求する運動を強めましょう。③核兵器の製造、蓄積の全過程においてヒバクシャがうみだされている事実に目を向け、その監視・告発の運動をおこしましょう。

核兵器の廃絶は全人類の大義であり、この大義を実現するうえの必須条件である被爆国日本の原水爆禁止運動の運動・組織一体の国民的統一の実現は被爆国民の大義です。

久保山愛吉さんの遺言を守りぬく決意を固め、八月六日広島、八月九日長崎の日にむけて、行動につぐ行動にたちあがりましょう。

原水爆禁止運動の統一問題

原水爆禁止運動の統一と七九年の統一世界大会のとりくみは、七八年の世界大会後、七八年七月に結成された「核兵器完全禁止・被爆者援護をめざす国民（ＮＧＯ）懇談会」を舞台にすすめられた。なかでも、総評はこの懇談会を舞台とする七九年の原水禁世界大会の開催について、つぎのような方針でのぞんだ。

【一九七九年原水禁世界大会について（七九年一月一三日、主要単産書記長会議・確認）】

①　昨年、一昨年と開かれた統一世界大会を基礎に、本年も三・一ビキニデーから始まる原水禁大会を統一して開く。

②　特に昨年の世界大会は、労働四団体をはじめ、地婦連などの婦人団体、日青協、生協、宗教などの市民団体、及び原水禁、原水協などの関係団体や個人（学者文化人など）が広く参加して、国民的な規模で開催されているので、これを発展させる立場から世界大会を開きその成功をかちとる。

③　世界大会は被爆者援護、核兵器の全廃、軍備全廃など一致する共通の課題をめざすとともに、あくまでも世界大会は一つであるという立場で進める。そのために、大会組織委員会（実行委員会）を原水爆禁止運動にたずさわっている広はんな団体、個人によって組織する。

④　労働四団体、日青協、地婦連、被団協を初め広汎な勢力を結集して被爆者援護法制定をめざす。

国民（ＮＧＯ）懇談会作業部会での討議では、世界大会をめぐり①懇談会が直接主催すればよい、②懇談会をベースに実行委員会を

つくる、③懇談会は行動の場ではないので別に実行委員会を組織すべきだ、との意見がわかれ、五月一六日の懇談会総会において、懇談会をベースに実行委員会をつくり、世界大会を主催することを集約し、これにもとづき、六月二九日に七九年原水爆禁止世界大会実行委員会が同盟会議も参加して結成された。

また、五月一六日には市川房枝、新村猛、草野信男、竪山利文、槇枝元文など二二氏によって、つぎのような「原水爆禁止運動の前進のために」と題するよびかけが発表された。

【原水爆禁止運動の前進のために(全文)】

一　原水爆禁止運動は人類生存のため核兵器廃絶をめざして、すべての国民がその目的達成のため努力するものである。核兵器廃絶の任務は人類すべてが協力して追求することにより、はじめて達成することのできる課題であって、特に被爆国日本では平和を守り核兵器廃絶を願う国民ひとりひとりが本来運動の中心であり、主体であるべきである。

二　上記の目的達成のため、広汎な各界各層の参加を得て、真に国民を総結集する統一的な国民組織をできるかぎり早くつくる。そのために誠実に話し合いをつづけ、遅くとも次の国連軍縮特別総会をめざし、その実現に努力する。

三　当面、下記の任務と構成をもった原水爆禁止七九年世界大会実行委員会をつくる。

①原水爆禁止七九年世界大会を主催し、その諸決議を実行する。②実行委員会の構成は七七年の被爆問題国際シンポジウム以来原水爆禁止運動をすすめてきた団体及び個人、さらに広汎な国民各界各層の参加を得るものとする。

四　七九年世界大会にむけての共通課題は次のようなものとする。

①核兵器廃絶、核兵器完全禁止国際条約および核兵器使用禁止国際協定の締結。②「持たず、造らず、持ち込ませず」の非核三原則の実現及び非核武装地帯の設定。③被爆の実相と後遺の実情とを世界に普及。④広島、長崎、ビキニの被爆者及び核実験による世界各地の被爆者の援護、実現、日本における国家補償にもとづく被爆者援護法の制定。⑤原子力開発をめぐる諸問題。⑥核軍縮をめぐる政治、社会、経済などの国際的諸問題。⑦核兵器廃絶、被爆者援護、人類生存のための国内及び国際連帯活動。

3　一〇・二一全国統一行動

アメリカの核兵器使用態勢を軸とする米日「韓」軍事一体化と日米共同作戦体制の強化が促進され、これに対応して、日本政府が軍国主義体制の構築をはかるために、有事立法をはじめとして元号法制化、靖国神社国営化、教育勅語礼賛、〝君が代〟国歌化など、政治反動の攻撃をつよめるなかで、七八年一〇・二一全国統一行動がたたかわれた。

社会党、共産党、総評、中立労連、平和委員会、科学者会議など中央一四団体の実行委員会主催による「『有事立法』反対・安保条約廃棄・朝鮮の自主的平和的統一支持・国民生活防衛一〇・二一全国統一行動中央集会」が、二一日午後一時から東京・明治公園で四万一〇〇〇人（主催者発表）が参加して開かれた。東京以外では、北海道、秋田、岩手、山形、宮城、福島、茨城、埼玉、山梨、新潟、富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、滋賀、和歌山、鳥取、岡山、島根、広島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、

大分、熊本、宮崎、鹿児島の三三道県で、県段階の社会党、共産党、県評などの統一行動がおこなわれ、全国五三五カ所で八八万六五〇〇人（主催者発表）が一〇・二一全国統一行動に参加した。

中央集会では、ロッキード事件、日韓ゆ着の真相を覆いかくし、日米「韓」軍事一体化をすすめ、「有事立法」の制定を強行しようとしている福田内閣にたいする「抗議決議」、朝鮮人民の自主的平和的な統一の念願をふみにじり、アジアにおける侵略態勢強化と戦争挑発をおこなっているアメリカ政府への「抗議決議」を採択し、最後に、「きょうをあらたな出発点として、有事立法反対の世論と行動を国民的規模に拡げていく決意」を示した、つぎのような「宣言」を採択し、三つのコースに分かれてデモ行進をおこなった。

【宣言（一部省略）】

いま、わが国の平和と民主主義、国民生活をめぐる情勢は、きわめて重大な局面を迎えている。福田自民党内閣がくわだてている有事立法すなわち戦時立法制定の策謀は、安保条約のもとでの日米共同作戦態勢強化のための自衛隊参戦をめざすものであり、さらには国民から自由と民主主義的諸権利を奪いとり、わが国に軍国主義的ファッショ的支配の確立をはかるきわめて危険な策謀にほかならない。福田首相は、「有事のための自衛隊が有事にいかにあるべきかを検討するのは義務だ」とのべさらに、「秘密保護法を検討する」とまで開き直った答弁をおこなっている。しかし、そもそも自衛隊は、いっさいの戦力の保持を禁止している憲法第九条に違反し、アメリカのアジア戦略のもとで創設された軍隊である。さらには治安出動などを名目として、民主的な運動の弾圧をねらった軍隊であることは明白である。

このような自衛隊を、「有事のために」と称して、それを口実に国民を侵略戦争にひきずりこみ、自由と民主主義を奪いとろうとする秘密保護法など有事立法制定をくわだてる福田内閣を、われわれは断じて許すことはできない。福田内閣はまた、元号法制化、靖国神社国営化法の制定、教育勅語礼賛、「君が代」の国歌化、〝弁護人ぬき〟裁判法のくわだてなど一連の政治反動攻撃をおしすすめてきている。さらに、福田内閣は、国民を苦しめる・円高・インフレ進行の中で、大資本本位、低賃金・低福祉の政策をいささかも改めようとしていない。

まさに、いま、われわれは、わが国の平和と民主主義の根本にかかわり、国民の生活と運命を将来にわたって左右する重大な局面に直面している。「有事立法反対、安保条約廃棄、朝鮮の自主的平和的統一支持、国民生活擁護一〇・二一全国統一行動中央集会」に結集したわれわれは、きょうをあらたな出発点として、有事立法反対の世論と行動を国民的規模に拡げていく決意をかためている。われわれは、六〇年安保闘争の教訓、小選挙区制反対闘争の経験を生かし、ひきつづき全国民的なたたかいを発展させることをここに宣言する。

4　安保廃棄、基地撤去、日米韓軍事一体化反対の運動

78年秋全国をつなぐ日本平和大会

日米共同作戦体制確立のための「日米防衛協力のための指針」が閣議で了承され、福田内閣が「有事立法」の制定に公然とのりだしている状況のなかで、「許すまい！有事立法、なくそう！安保条約、実現しよう！核兵器完全禁止」のスローガンをかかげ、日本平和委員会のよびかけによる「78秋全国をつなぐ日本平和大会」が、全国

各地における米軍基地や自衛隊の実態、国民生活への影響や被害の実情を明らかにすること、核基地の実態を告発し、非核三原則の立法化、被爆者援護法の制定と核兵器完全禁止の実現をめざす国民的運動をひろげること、を目的に開かれた。

大会は一一月一一～一二日の鳥取県境港市における「西日本集会」をはじめとして、一一月一八～一九日の横須賀市における「東日本集会」、一一月二二～二三日の北九州市における「九州集会」、一一月二五～二六日の名古屋市における「中日本集会」と全国四カ所で開かれ、それぞれの地域における実態調査をおこない、討論のうえで、それぞれ地域ぐるみ、自治体ぐるみの運動を発展させようとよびかけた「アピール」が採択された。「東日本集会」では、つぎのような「アピール」が採択された。

【東日本集会・アピール(要旨)】

いま私たちが、監視と告発のまなこを一層とぎすまさなければならないことは、これらの攻撃、危険な動きが、横田、百里、入間、横須賀、厚木、座間、木更津、下総をはじめとする関東基地群など全国の基地において、日米安保条約にもとづき、日米の軍事一体化が大きく強化されていることです。米軍基地・自衛隊の強化は、基地と住民との矛盾をますます深め、地域住民のいのちとくらし、平和に生きる権利を侵害し、被害をいっそうひろげています。これらの被害に対し、横田公害訴訟、横浜の「被災者を支援する会」、館野鉄工所米軍機墜落事件の「館野正盛さんを支援する会」、百里裁判、立川基地跡地の住民本位の利用を要求する運動をはじめ、被害者を中心とする地域住民のいのちとくらし、権利を守る運動が幅広くひろがり、監視・告発・証言とあわせ、あらたな基地撤去・安保廃棄のたたかいをひろげる強い土台をつくりだしつつあります。

有事立法をはじめとする反動法案を決して許さないために、学習・宣伝・署名・デモなどのたゆみない行動を幅広くひろげ、それを土台にして持続的な共闘・統一を実現してゆきましょう。安保廃棄のたたかいを一層大きくしてゆきましょう。日米共同作戦の強化による基地の強化の調査・告発と、基地被害者の総団結を中心に、地域ぐるみ自治体ぐるみの運動を大きく発展させましょう。

全国反基地集会

総評、反安保全国実行委員会、社会党主催の「『有事体制』粉砕、日本原闘争支援、基地撤去、自衛隊反対、安保廃棄全国集会」が七九年五月二六、二七の両日、岡山県津山市で全国から七〇〇人の参加のもとに開かれた。

集会は各地における基地闘争の報告を受け、今後の反戦平和運動の課題として、①憲法の平和主義（非武装中立政策）の徹底と核兵器全廃、完全軍縮を達成する活動、②「有事体制」粉砕、軍国主義、国家主義への策動に反対する活動、③非武装宣言要求、安保廃棄、日米共同作戦指針に反対する活動、④自衛隊反対、基地用地、住民の生活と権利をまもる活動、⑤地域や職場における反戦平和運動の強化、が強調され、六月二三日を反安保統一行動日として、この日にむけて全国の主要な基地を結ぶ全国連鎖集会を各ブロックごとにおこなうことを確認した。最後に集会は、「私たちは日本の平和と安全、国民の生活と権利を守るために、力強く運動を前進させ、反動自民党大平政権を打倒して、平和な日本を実現するために全力をあげて闘い抜こう」という旨の決議を採択した。

この集会後、「安保廃棄、非武装宣言要求、日米共同作戦指針反対、有事立法粉砕全国連鎖行動」が、六月九日の青森・三沢市を皮切りにはじまり、一二日に横須賀市、一三日に小松市、一四日に姫路市、一五日に岩国市、一七日に佐世保市、二二日に沖縄でおこな

われ、六月二三日には反安保全国統一行動日として、全国各地で集会、デモがおこなわれた。

核基地撤去・非核三原則法制化・安保条約廃棄沖縄集会

七八年一一月末の日米安保協議委員会における「日米防衛協力のための指針」の合意と七九年三月におこなわれた「チーム・スピリット79」など、日本の核基地化、日米軍事同盟がより侵略的に強化されている情勢のもと、その攻撃が集中的に強められている沖縄で、七九年六月一四日から一七日まで、日本平和委員会、日本原水協、安保破棄諸要求貫徹中央実行委員会、沖縄県実行委員会主催の「核基地撤去、非核三原則法制化、安保条約廃棄沖縄集会」が全国各地から五〇〇名が参加して、那覇市で開かれた。集会は沖縄の各地区で基地の実態調査をおこなうとともに、交流集会、分散会、全体集会を開いて討論をかさね、沖縄のたたかいと本土のたたかいを一つのものとしていっそう強化することの重要性を確認した。

集会は、最後に、つぎのような「沖縄集会宣言」を採択して散会した。

【沖縄集会宣言（一部抜すい）】

いま、アメリカのカーター政権は、核先制使用態勢を前提として、その〝力の政策〟をより危険なかたちで展開してきています。アジアでは、日本を最大の根拠地にして、核攻撃力をもつ〝即応準備力〟を維持・強化し、侵略と戦争の政策をすすめています。こうしたなかで、日本の全土は、嘉手納基地での核装てん訓練や核攻撃訓練、横田基地での核災害訓練の実施、岩国基地への核兵器要員の配置などにみられるように、アメリカの核戦略にしっかりとくみこまれるにいたっています。しかも、アメリカに追随、協力する日本政府は、「日米防衛協力指針」にもとづいて、アメリカの「核抑止力」の展開を公然と容認し、昨年の国連総会では、「核兵器持ち込み禁止」決議に反対するなど、非核三原則をふみにじる態度をとっています。私たちは、被爆国日本の国民として、日本がアメリカのたくらむ核戦争の攻撃拠点となり、核戦争にまきこまれることを断じて許すわけにはいきません。また、アメリカの核攻撃部隊と自衛隊の合同演習が強化され、アメリカの核戦略にますます深くくみこまれた自衛隊が増強されていることなど、「日米防衛協力指針」の具体化がすすめられています。これは、日米安保条約を実質的に改悪するものです。しかも、有事立法にみられる軍国主義復活や元号法など政治の反動化も急速にすすめられています。私たちは、これらの行動をきびしく糾弾するものです。

沖縄集会に結集した私たちは、この美しい国土を侵略の拠点から平和の砦にかえ、核も基地もない明るい日本を実現するため、今回の沖縄集会をあらたな出発点として、核基地撤去、非核三原則法制化、安保条約廃棄をめざす壮大な国民的運動の先頭に立ってたたかうことを宣言します。

5　元号法制化、有事立法反対の運動

「有事立法」反対の運動

七八年五月におこなわれた日米首脳会談後、日米防衛協力小委員会は両国の共同作戦体制確立のための「指針（ガイドライン）」策定作業をおしすすめた。この「指針」策定作業の進行するなかから、「有事立法」問題が公然と提起されて七月には、福田首相が、「統合防衛作戦研

究」「有事立法研究」「民間防衛研究」の三つの指示をおこない、次期通常国会に法案を提出する旨言明した。そして、九月末から開かれた臨時国会において福田首相は有事立法制定をあくまで促進することを言明していた。こうした有事立法の制定とならんで、天皇・首相の靖国神社公式参拝や「教育勅語」礼賛や「君が代」国歌化をはじめ、「元号法制化」問題が大きな焦点となった。

七八年八月、福田首相は、七月に結成された「元号法制化実現国民会議」に「昭和」のあとの元号問題は「法制化による存続」の意向を表明し、臨時国会に提出するよう準備を指示した。ことに、「元号法制化実現国民会議」は民社党、同盟を加えて結成され、全国的に「県民会議」を結成し、地方議会において法制化実現の決議運動を展開し、また国会内においては自民党、新自由クラブ、民社党、公明党によって「元号法制化促進議員連盟」がつくられ、法制化促進を展開した。

八月二一日、総評は全単産委員長会議を開き、つぎのような「特別決議」をあげて、「有事立法」阻止のため、秋闘のなかで積極的に行動を展開し、広範な民主団体に共闘をよびかけた。

【総評単産委員長会議の特別決議(一部省略)】

2、「有事立法」に関連しての最大の問題は「有事」に名をかりて「表現の自由」の規制ばかりでなく「結社、集会」の制限、「食糧の統制」など憲法で保障された国民の権利を抑圧し、日常生活そのものの統制をはかろうとするものである。同時に「不況からの脱却」として軍需生産、とりわけ兵器生産を大規模につめよることを目的としているものである。

3、総評は、このような危険な「有事立法化」の動きに対して強く反対し、この動きの阻止のため秋闘の中で積極的な行動を展開するものである。とくに、一〇・二一（国際反戦デー）から一〇・二四（軍縮週間）にかけて大衆行動を組織していく。また、革新政党はじめ広範な民主団体に対し、速やかに共闘を呼びかけていくものである。

こうしたよびかけにもかかわらず、「有事立法」反対の要求にもとづく統一行動は、一〇・二一全国統一行動をのぞいてはなかった。総評、中立労連、新産別をはじめ、総評加盟三六単産、中立労連加盟三単産、純中立一六単産が反対決議の機関決定（一〇月一八日現在）し、平和・民主団体、文化団体、科学者団体などがそれぞれの団体の立場から反対の決議をおこない、パンフレットをはじめ、プレート、ステッカー、かべ新聞、署名用紙などを大量に活用し、全国的に宣伝・啓蒙活動を展開し、運動の前進にそれぞれ努力をつくした。

総評は社会党とともに、九月九日「有事立法粉砕全国共闘会議」を結成して、たたかいをすすめ、安保破棄・諸要求貫徹中央実行委員会は一〇月一日に「有事立法と日米安保条約反対・生活と権利をまもる一〇・一全国代表者集会」を東京・明治公園で一万三〇〇〇人の参加のもとに開き、つぎのような「決議」を採択し七つの行動方針を具体的に示した。

【中央実行委員会一〇・一集会決議㈡（抜すい）】

有事立法と安保条約反対、国民生活擁護のたたかいをいっそう発展させるため、次の行動を全国的に展開することをここに決議する。

一、われわれは、まず、広範な人びとに、有事立法の危険な内容と政府・自民党のねらい、その背後にある日米軍事同盟と自衛隊の反国民的役割を具体的にあきらかにした宣伝活動を精力的、系統的に展開する。同時に、さまざまな形態の学習活動、討論集会などを地域、職場、農村、学園を基礎に組織し、また、街頭宣伝、ポスター、ステッカー、ビラ、職場・地域新聞など、創意をこらした運動をさらに強化する。

一、われわれは、職場、地域、学園での宣伝、学習活動とあいまって、それぞれの条件に応じた形態での集会、デモ、職場交流など、新たな行動を組織し、世論と運動の輪をひろげる。それぞれの団体は、独自にまたは共同して政府にたいする抗議の行動や、意思表示を積極的に組織する。

一、われわれは、都道府県、地域、地区、職場、学園に「実行委員会」などを確立し、継続的、組織的な運動を展開する。

一、われわれは、安保闘争の偉大な経験を生かし、有事立法反対の広範な民主勢力の持続的共闘体制の確立をめざし中央・地方をつうじて積極的な活動を展開する。

一、われわれは、政府にたいする有事立法反対の署名運動を全国のすみずみまで精力的に展開する。

一、われわれは、有事立法反対のたたかいを元号法制化、「弁護人抜き裁判」特例法、靖国神社法、教育勅語礼賛、「君が代」国歌化など一連の政治反動に反対する課題を結合して発展させる。

一、われわれは、有事立法反対の課題と経済危機突破、国民生活擁護の諸課題とかたく結合し、そのたたかいを前進させる。

二・一〇全国統一行動

福田内閣にかわって登場した大平内閣は、七九年二月一〇日、社・共両党、総評など中央八団体による「『有事立法』粉砕、元号法制化反対、グラマン等金権腐敗自民党政治糾弾全国統一行動」がおこなわれた。中央では、東京・明治公園で一万八〇〇〇名が参加して、中央集会が開かれ、「元号法制化、『弁護人抜き裁判』特例法案に反対し、民主主義を擁護するための決議」「『有事立法』制定、『日米防衛協力指針』、自衛隊強化に反対し、安保条約廃棄を要求する決議」と、つぎのような「宣言」を採択し、デモ行進をおこなった。

【宣言（一部抜すい）】

大平内閣成立後二カ月間の経過は、この内閣が保守反動の本流内閣であり、大企業奉仕、対米協力・加担の政策を押しすすめる危険な政権であることを事実をもって明らかにした。とりわけ重要なことは、大平内閣が国民多数の意思に反して「元号法案」を開会早々の国会に提出したことである。これが、戦時立法、君が代国歌化、教育勅語復活、靖国神社問題、弁護人ぬき裁判法などとともに、日米安保体制下の日本軍国主義復活の路線にたった重大な政治、思想反動攻撃の一環をなすものであることは明白であり、今国会でその強行突破がはかられようとしている事態はきわめて重大である。われわれは、国民主権と文化と進歩に逆行し、「有事立法」とともに戦後民主主義の根幹を破壊しようとする「元号法制化」とその使用強制の企てにたいし、断固反対の意思を明らかにするとともに、広範な国民の世論と力を結集して、その廃案のたたかいを力強く展開する決意をここにあきらかにするものである。

さらに大平内閣は、稀代の悪税、大衆収奪の一般消費税の導入を決定し、矢つぎばやに一連の公共料金の値上げをするとともに、大企業の「首切り」「合理化」になんら手を打とうとせず雇用、失業問題を重大化させ、不況とインフレに苦しむ国民生活にいっそう深刻な脅威を与えている。また、ロッキード疑獄につづき、国民的糾弾をあびているダグラス、グラマンの軍用機購入をめぐる疑惑は、自民党政治の金権性、腐敗性をふたたび白日のもとにさらけだした。このような事態の根源は日米安保体制にあり、安保条約廃棄のたたかいはいっそう重要となっている。われわれは、自民党大平内閣の国民生活破壊の一連の施策に断固反対するとともに、これら疑獄事件の徹底解明と、疑惑のE2C機の予算計上の即時撤回をつよく要求するものである。

五・一七全国統一行動

二・一〇全国統一行動後、元号法制化反対のたたかいは学者、文化人、宗教者などのたたかいをのぞいて、春季闘争と統一地方選挙闘争の関係で独自の行動として展開されないままでいたが、元号法制化をめぐる国

会の動きが緊迫化するなかで、四月一六日、総評、平和委員会の呼びかけで「元号法制化反対緊急各界代表者会議」が開かれ、「『元号法制化』は日本国憲法が保障する主権在民・民主主義の原則をふみにじるものです。政府・自民党は『元号法制化』を憲法改悪・天皇元首化へ一里塚として推進しようとしていますが、圧倒的な国民世論はこの法制化につよく反対しています。私たちは『元号法制化』に反対する大きな国民運動をひきつづき発展させる決意を表明します」との決議を採択し、政府、国会に採決反対の申し入れをおこなった。しかし、二〇日未明、衆院内閣委員会は元号法案を可決し、四月二七日には参議院に送付された。

五月三日の憲法記念日に各地で憲法擁護、「元号法制化」反対の宣伝活動がくりひろげられた。連休明けの五月一〇日、二・一〇統一行動を組織した中央八団体によって、「『元号』法制化反対、航空機疑獄徹底糾弾各界代表者集会」が四五団体、八五名の代表の参加のもと開かれ、「憲法の主権在民・民主主義の原則をふみにじる元号法制化に国民の圧倒的多数は反対している。国民の声を政府・国会はよく聞き、地方公聴会、連合審査などを必ず開き、廃案にせよ、黒色・灰色の政府高官は即時、国会に喚問せよ」との決議を採択し、政府・国会に申し入れるとともに、法案採決が予定される五月一七日を全国統一行動日とし統一行動を展開することを決めた。

五・一七全国統一行動日、東京では、昼間、社会党、護憲連合、中立労連、総評の主催による中央集会が二〇〇〇名の参加のもと開かれ、国会請願デモをおこない、夜には、中央八団体主催による『元号』法制化反対、航空機疑獄徹底糾弾全国統一行動中央集会」が八〇〇〇人の参加のもとに開かれ、「『元号法案』廃案を要求する決議」「航空機疑獄の徹底究明を要求する決議」を採択、首相官邸・国会への請願デモ行進をおこなった。

六・五全国統一行動

政府、自民党は航空機疑獄による岸・松野の国会証人喚問拒否に端を発した国会の空転を利用して、五月一九日、自民、民社、新自由クの賛成により衆院本会議で六月一四日まで会期延長を決定し、「元号法案」をめぐる参院の審議は二五日からはじまり、六月八日に本会議で議決される情勢となってきた。

六月五日、中央八団体による「『元号』法制化反対・航空機疑獄糾弾、金大中氏原状回復要求中央集会」が八〇〇〇人参加のもとに開かれ、つぎのような「『元号法案』の廃案を要求する決議」を採択し、国会請願デモをおこなった。

【「元号法案」の廃案を要求する決議（一部省略）】

政府・自民党は一部野党とともに国会会期の延長を強行し、この一両日中にも、参議院内閣委員会及び本会議において「元号法案」の採決を強行しようとしています。私たちは、広範な国民の反対を無視したまま、「元号法案」を強行に成立させようとする政府・自民党の暴挙をきびしく糾弾し、これに断固反対します。政府・自民党は「元号法案」によって、元号使用を国民に強制するものではないと強弁してきました。しかしこれまでの国会審議を通じて、公務員の職務上の元号使用強制、教科書での元号使用強制など「元号法案」は国民主権を定めた憲法に違反し、国民の権利を規制するなどのさまざまな問題があることが明らかになっています。「教育勅語」や軍人勅諭の礼賛、東条元首相らA級戦犯一四人が合祀された靖国神社への首相参拝などとともに、元号法制化は憲法改悪と軍国主義復活、民主主義抑圧の危険な道につながるものであります。私たちは、参議院での「元号法案」採決強行に断固反対し、強く抗議するとともに、あくまで元号法案を廃案とするよう要求します。

「元号は政令で定める、元号は皇位の継承があった場合に限り改める」という「元号法案」は六月六日、参院本会議で可決成立し、六月一二日公布された。公布に先立つ六月一一日、総評は幹事会でつぎのような「元号法に対する今後の運動」について決定した。

【総評・元号法に対する今後の運動(抜すい)】

元号法制化をめぐる攻防は、むしろ「中道勢力」をたくみにだきこんだ政府自民党側のいち早い国民運動の展開に軍配をあげざるを得ない。自民党の大量党員獲得運動の中で入党を余儀なくされた地方保守系無所属議員が、生長の家などの反動勢力のすさまじい圧力により短時間に各級議会での促進決議をまとめ、これをもって圧倒的な国民が法制化を求めているという口実をつくらせた。政府は国会で「強制はしない」と言う一方、今後の元号制度の運用については「(国民や公務員に)協力を求めるかもしれないが、厳重に(政府の意図から外れないよう)注意していく」と強弁しており、官公庁の文書は予め元号が印刷され、その使用を求められてゆくことは必至とみなければならない。

従って総評は、元号法制化を阻止しきれなかった我々自体の非力を反省しつつ、むしろ今後の「元号法」の形骸化のため次のような運動を強力に展開してゆく。

〈今後の運動〉

一、「元号を絶対強制させない」「我々は元号を使わない」国民運動を提唱する。

二、元号法制化に反対した諸勢力を中心に広汎な各界、各層によびかけ「元号の強制を許させない国民連絡会議」(仮称)を早急に発足させる。

五、元号をめぐっての公務員への権力支配と圧力が当然強まって来ようが、総評は直接矢面に立つ公務員労働者の最大の抵抗に期待し、公務員労働者を孤立させることなく、全労働者の闘いとして強くこれを支えてゆく。

6 国際児童年子どもの人権を守る連絡会議

一九七五年の国際婦人年につづいて、国連は児童権利宣言が採択された一九五九年から二〇年がたった一九七九年を国際児童年、三年後には国際障害者年と決定し、この決定にもとづき、世界一〇三カ国(七九年一月現在)で国際児童年国内委員会が発足し、日本においても七八年六月、政府が国際児童年事業推進会議を発足させ、それぞれの事業にとりくむことになった。

民間の分野においては、〝国際児童年京都会議〟の発足をはじめとして、全国各地でさまざまなとりくみがなされていたが、七八年一一月二〇日、羽仁説子、槇枝元文、櫛田ふき三氏のよびかけにより、総評、日教組、自治労、マスコミ共闘、子どもを守る会、民主教育をすすめる国民連合など三四団体が参加して、「国際児童年子どもの人権を守る連絡会議」が結成された。連絡会議は子どもの健康・福祉・文化・教育・世界平和を重点課題に、七九年一一月に日本大会を開くことを目標に、五月の子どもの月間、八月の夏休みを節に子どもの人権、権利を保障する運動をすすめ、七九年一月には首相宛てにつぎの「要請書(一部省略)」を手交した。

「要請書(一部省略)」

国連は「児童の権利に関する宣言」制定二十周年にあたる今年を国際児童年と決め「宣言」実行の促進を各国政府にもとめています。児童権利宣言には、「人類は児童に対し最善のものを与える義務を負う」と明記されています。わが国は、国連の児童権利宣言にさきがけて、日本国憲法の精神にしたがって児童憲章をもち「児童は人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は、よい環境のなかで育てられる」とうたっています。また、今年三十年目をむかえた世界人権宣言にも「何人も生存、自由および身体の安全を享受する権利を有する」と定めています。しかし、いま日本の子どもたちがおかれている現状は誠に憂うべきものがあります。長期にわたる不況、インフレのもとでの生活苦、家庭破壊や差別・選別教育などの進行により、子どもたちの全面発達は大きく阻害されています。これは、長年にわたり児童権利宣言や児童憲章を空文化してきた行政の結果といえます。

私たちは、昨年十一月二十日「国際児童年子どもの人権を守る連絡会議」を広範な団体の結集によって結成しゆがめられた子どもたちのしあわせをとりもどし、真に実現させる国民的大運動にとりくんでおり、本年十一月二十日の児童権利宣言制定二十周年記念日には、運動の総結集として「子どもを守る日本大会」(仮称)を用意しています。私たちは、政府が国際児童年を単にお祭りさわぎに終らせることなく、日本の未来を背負う子どもたちの、安全としあわせのための画期的な施策を講ぜられるよう、つぎのことをつよく要請します。

一、政策による児童権利宣言の具体的実現をはかること

一、国際児童年を国連は児童権利宣言の条約化の年として決議（一九七八年三月八日、国連人権委員会）して、次期三十五回国連総会に提案することになっています。日本政府も、これを積極的に支持し、今年を「宣言」の点検の年として行政化をはかること。

一、児童権利宣言と児童憲章の宣伝普及につとめること。

一、五四年度予算案で、国際児童年関係予算が大幅にけずられたことは、まことに遺憾であり、直にこれを修正し、大幅な予算増を実現すること。

【参考資料】　(1)日本労働組合総評議会『総評』（週刊）、「第五九回定期大会・各局報告書」、拡大評議員会資料、教宣局『労働ニュース』など、(2)日本社会党『社会新報』（週二回刊）、『月刊社会党』など、(3)日本共産党『赤旗』（日刊）、『前衛』など、(4)原水爆禁止日本協議会『原水協通信』など、(5)原水爆禁止日本国民会議『原水禁ニュース』、(6)日本平和委員会『平和新聞』（旬刊）、(7)日本子どもを守る会『子どもを守る』（月刊）、(8)日本母親大会連絡会『母親しんぶん』（月刊）

XIV 政党

概要

概要□国会と各党の動向──統一地方選と共闘問題──都知事選をめぐる各党の動き／選挙──中間地方選挙／第九回統一地方選／日本社会党──概況／組織・機関紙・財政／大会・中央委員会／政策・方針／労働組合との関係／主要な活動／公明党──概況／組織・機関紙・財政／大会・中央委員会／政策・方針／労働組合との関係／諸活動／民社党──概況／組織・機関紙・財政／大会・中央委員会／政策・方針／諸活動／日本共産党──概況／組織・機関紙・財政／中央委員会総会／政策・方針／諸活動

一、国際政治は激動の一年であったのは中国で、国内では文化大革命の見直しを急ピッチですすめる一方、国際的には日中平和条約に調印し、アメリカとの国交回復をはかり、中ソ同盟条約の廃棄通告をおこなった。また、ベトナムに対しては大規模な正規軍を動員して国境を越えて侵攻し、〝制裁〟を加えた。カンボジアではポル・ポト政権が事実上崩壊し、ベトナムの支援でヘン・サムリン政権が成立した。イランでは王制が打倒され、イギリスでは五年ぶりに保守党が政権の座についた。

一、日本国内でも政権交替があった。一五〇万人の党員による初の自民党総裁予備選挙は、一般の予想をくつがえして大平正芳氏が現職の福田赳夫氏を破って第一位となり、七八年一二月、大平内閣が誕生した。

一、この一年間の政治の争点は、七八年七月の〝栗栖発言〟を機に急速に動き出した「有事立法」問題、元号法制化問題、不況・雇用対策、財政再建と関連しての一般消費税の導入問題などであった。またロッキードにつづきグラマンでも〝黒い金〟が動いた事実が判明し、全日空の航空機売りこみをめぐって、岸元首相の証人喚問、松野元防衛庁長官の偽証告発が重大な政治問題となった。

一、七九年四月の統一地方選は大平内閣のもとでの最初の全国規模の選挙であり、八〇年代の政治の動向をうらなうものとして注目された。首長選では注目の東京都、大阪府の知事選で革新が敗れ、全般に「保守・中道」の進出が目立った。各級議員選では自民党は長期低落に歯どめをかけ、社会党は大幅に後退、公明党横ばい、民社党、共産党は善戦した。

一、社会党は飛鳥田委員長のもとで二年目に入った。はげしかった党内抗争はいちおう治まったが、〝党再生〟の決め手として提起された「百万党建設」はようやく論議を終えた段階で、その成否は今後の問題である。統一地方選での不振、総評の社会党一党支持見直しなど社会党をとりまく情況はいぜんとしてきびしい。

一、結党一五年を迎えた公明党は「新しい革新」の名のもとに〝現実的選択〟を強調した。建前としての「社公民路線」は維持されてはいるが、国会審議や地方選の共闘でも〝社会党離れ〟が目立ち、事実上の「保守・中道連合路線」をすすめている。池田創価学会会長の辞任（七九年四月）が公明党の今後に及ぼす影響が注目される。

一、民社党は「五五年体制打破」を当面の最大の目標にかかげ、公明党との提携を軸に中道勢力の結束をはかり、自民党が過半数を割ったのちの「保守・中道連合政権」への道を追求している。この一年間、同盟系労組の積極的な協力を得て党勢拡大運動に力を入れ、民社党は結党以来はじめて党員数で社会党を追い抜いた。

一、七六年総選挙、七七年参院選で議席を半減させ、公明党、民社党に抜かれて野党第四党に落ちた共産党は、中間地方選、統一地方選では善戦し、後退に歯どめをかけたとみられる。一五年間対立をつづけてきたソビエト共産党とは関係正常化で合意に達したが、中国共産党とはいぜんとしてきびしい対立関係にある。

1　国会と各党の動向

第八五臨時国会

第八五臨時国会は、七八年九月一八日に召集され、一〇月二〇日、三四日間の会期を一日残して、事実上閉幕した。この国会は、歳出追加七一五〇億円の昭和五三年度補正予算、日中平和友好条約の承認などが主要案件であった。また栗栖統合幕僚会議議長が「自衛隊は有事の際、超法規的行動をとりうる」と発言して（七月一九日）解任された際（同二八日）、福田首相が〝有事立法〟の研究を指示し、防衛庁がこの問題にたいする基本見解を九月二一日に発表したことから、〝有事立法〟問題がいっきょに本国会での重大な政治的争点となった。

補正予算に関連し、野党各党は一兆円規模の減税を要求し、社公民三党は共同で、共産党は単独で補正予算の組み替え動議を提出した。これにたいし、政府は修正を拒否し、特定不況地域の増加などを条件に新自由クの賛成をとりつけ、一〇月一二日、政府原案どおり成立した。日中平和条約の承認は、共産党の態度が注目されたが「国会審議を通じて政府の公的解釈として『反覇権』は特定の第三国を指したものでなく、この条約で日中の共同行動が義務づけられな

い、また日本の外交が中国の路線に拘束されず、日中あるいは日米中の同盟につながるものでない」ことが明らかにされたとして賛成の態度を決めた。その結果、同条約の批准は全党の賛成で承認された。〝有事立法〟問題については社会、共産両党は、元号法制化、靖国神社国家護持など一連の反動的な企てで、憲法改悪、軍事ファシズムへつながる動きとして強く反対し、国会の内外で、これを阻止する運動を展開した。一方、民社党は「奇襲に対処する自衛隊の行動基準を明確化し、シビリアン・コントロールに抜け穴がないようにしておく体制が必要だ」として、国会に防衛委員会を設けることなどを主張した。公明党も当初は、①現行憲法の範囲内で、②シビリアン・コントロールの確保という二条件をつけながらも〝有事立法〟は必要との態度を表明していた（八月一六日党見解）。しかし九月六日にいたって〝自民党的有事立法〟には反対との方針を打ち出した。

第八六臨時国会 大平首相を指名

第八六臨時国会は七八年一二月六日から一二日まで開かれた。この国会は、一二月一日の自民党大会で、福田赳夫氏にかわって大平正芳氏が総裁に選出されたことにともない、新首相を指名するためのものであった。通常、召集当日におこなわれる指名は、幹事長のポストをめぐる自民党内の対立から一日延期され、七日に実施された。投票の結果はつぎのとおりで、衆参両院とも一回で大平氏が過半数をとり、六八代目の首相になった。

【衆院】 大平正芳 二五四票、下平正一 一一六票、竹入義勝 五八票、佐々木良作 二五票、宮本顕治 一九票、河野洋平 一九票

【参院】 大平正芳 一二六票、下平正一 五二票、竹入義勝 三一票、宮本顕治 一六票、佐々木良作 一九票、河野洋平 四票、白票 四票。

なお、この投票で社民連は公明党の竹入委員長に投票した。

第八七通常国会

第八七通常国会は七八年一二月二二日、七九年五月二〇日までの会期で召集された。この国会は、自民党初の総裁公選によって誕生した大平内閣のもとでの最初の通常国会で、景気・雇用対策などを織りこんだ昭和五四年度予算案の審議を重点とするものであった。それと同時に、アメリカの航空機メーカー ダグラス社が航空機売りこみに関連して日本の政府高官に不正支払いをした疑いがあり、さらにグラマン社からも空中警戒・管制機E2Cの売りこみに関連して日本政府高官に〝黒い金〟が渡った疑いがあることが、ともに米国証券取引委員会（SEC）の調査によって明らかとなり、ロッキードにつぐ第二の航空機疑惑として重大な政治問題となった。このほか、「元号法案」も焦点の一つであった。

予算案をめぐる各党の動き

政府予算案にたいして野党各党は、①減税 ②福祉年金の引き上げ ③雇用対策の充実 ④グラマン社のE2C機購入予算の削除または凍結、など共通する要求をもっていた。しかし、減税額やその財源、雇用対策の重点、E2C予算を削除か凍結かなど、相違点も少なくなかった。社会党などは野党共同の修正案作成をくわだて、二党間、四党間、五党間など、さまざまな組み合わせで政策担当責任者や国会対策委員長の話し合いがおこなわれた。しかし、二月二〇日に新自由クラブが社共とはいっしょにやれないとして、自民党と単独で交渉する方針を打ち出し、全野党の共闘は不成立に終わった。さらに、E2C予算をめぐり、①その執行を保留し、②凍結解除の

第132表　衆参両院の勢力分野

（78年12月21日現在）

	衆　院	参　院	計
自　　民	253	125	378
社　　会	118	53	171
公　　明	56	28	84
民　　社	27	11	38
共　　産	19	16	35
新自由クラブ	17	5	22
社民連	3	3	6
二院クラブ	—	5	5
無所属	6	4	10
欠　　員	12	2	14
計	511	252	763

〔備考〕 衆院の「公明」「共産」参院の「自民」はそれぞれ院内交渉団体「公明党・国民会議」「共産党・革新共同」「自民党・自由国民会議」の略

時期は「議長の判断するところによる」、との自民党提案にたいし、社、公、民、新自の四党はこれを受けいれたが、共産党はあくまで、E2C予算の削除を要求した。ついで、公、民両党は自民党が修正要求に応じた場合、予算案に賛成するとの態度を打ち出したのにたいし、社会党は、統一要求がとおっても、とても原案には賛成できないとして三党間の共闘も不成立に終わった。結局、社、共、新自の各党は独自に予算修正要求を提出、公、民両党が統一要求を提出した。これにたいし、自民党は政府原案賛成を前提とする公民両党の要求を減税をのぞき大幅に受けいれ、かつてない公明党の本予算への賛成という事態が生まれるかにみえた。しかし、公民両党が主張した〝予算書の書きかえ〟を政府・自民党がどたん場で拒否したため、最終的には公民両党も反対にまわった。また新自クも〝医師優遇税制〟の是正要求がいれられなかったため、予算案は三月七日の衆院予算委で野党五党の反対により否決、本会議で〝逆転可決〟という異例の事態となった。四月三日、参議院は二票差で可決、一般会計三八兆六〇〇一億円の昭和五四年度政府予算案が成立した。

航空機疑惑の審議

航空機疑惑をめぐって、野党各党はアメリカに調査団を派遣するとともに、二月には衆参両院の与野党議員一五人からなる調査団をアメリカに送り調査にあたった。さらに、各野党はそろって事件の関係者を国会に証人として喚問すること、疑惑の焦点であるE2C機購入予算の削除、また予算は凍結を要求した。証人喚問は二月一四、一五の両日衆院予算委で、三月一九日、二二日、三一日は参院予算委で日商岩井の植田社長、海部副社長、有森元航空機課長、郷元ダグラス社コンサルタントらにたいしておこなわれた。これと並行して捜査をすすめていた東京地検は、四月二日日商岩井の海部前副社長を外国替為法違反容疑で逮捕し、さらに同二四日には国会での偽証容疑で再逮捕した。この過程で、事件に関与した疑いの濃い日本政府高官は、岸信介元首相、松野頼三元防衛庁長官であることが明らかとなり、この二人の証人喚問が与野党間の争点となった。はじめ自民党は二人の喚問には全面的に拒否の姿勢をとったため、終盤国会は全面的に審議がストップした。結局、五月一八日の与野党国会対策委員長会談で、①松野氏を証人として喚問する　②岸氏については引きつづき協議することで合意が成立した。翌一九日は五月二〇日までであった会期を六月一四日まで二五日間延期することを決定した。

松野氏にたいする証人喚問の航空機輸入調査特別委でおこなわれた。松野氏は各党議員の質問に日商岩井から五億円を受領したことは認めたものの、その趣旨は政治献金であったと主張したと主張して告発を要求し、また岸元首相を証人として喚問することを強く主張したが自民党はこれを拒否し、国会は空転をつづけた。その結果、たばこ料金値上げ法案やスモン患者救済のための薬事二法案など多数の法案が審議未了で廃案になるといった異例の幕切れとなった。

元号法成立　元号法案は政府が第八七国会での最重点法案として成立を急いだものであった。自民党ばかりでなく民社党、新自由クもこの法案の成立を積極的に推進し、公明党もまた賛成の態度をとった。これにたいし、社会、共産両党それに社民連も強く反対したが、四月二四日に衆院を通過し、六月六日、参院で可決成立した。

2　統一地方選と共闘問題

1　都知事選をめぐる各党の動き

太田出馬表明と社会党　第九回統一地方選における最大の焦点は東京都知事選であった。美濃部知事は早くから四選不出馬を表明していたから、候補者の選考は各党にとって重大関心事であり、各党間の共闘問題ともからんで複雑な動きを示した。

こうしたなかで、いち早く出馬を表明したのは太田薫合化労連委員長で、七八年二月一六日の合化労連の中央委で立候補の決意を明らかにした。合化労連も総評指導部もこれを支持し、七八年七月の総評第五七回大会は太田擁立を正式に決定するとともに、社会党にたいし太田氏を候補者として認めるよう、たびたび要請した。

これにたいし、社会党の飛鳥田委員長は、太田氏では〝幅広い支持〟を得ることが困難であるだけでなく、社会党員である太田氏が党機関との相談なしに出馬表明をおこない、既成事実を積み重ね、党が主体的に候補者を選考することを困難にしているとして批判的

であった。そして社会党としては都留重人一橋大名誉教授に再三の出馬要請をおこなうとともに、一二月一四日、太田氏へは問題を「党に白紙一任」することを要請した。しかし、太田氏は合化労連や総評の決定をタテに、これに難色を示した。これにたいし、飛鳥田委員長は、場合によっては委員長辞任あるいは委員長自身の立候補もありうるとの「重大決意」で太田氏を拒否する方針を固めたと報じられ（『朝日新聞』一二月一七日付）、事実、七九年一月六日には太田氏を名ざしで批判し、これを拒否する委員長見解、いわゆる「飛鳥田メモ」を公表した。

社・公・美濃部三者会談

一九六七年に美濃部革新都政を成立させて以来、社会党とともに都議会与党を構成してきた共産党は、候補者問題を「明るい革新都政をつくる会」で検討するよう主張し、社会党にも党首会談を開くようたびたび申し入れた。しかし社会党は公明党との提携を重視して、これには容易に応じなかった。一方、七八年四月二七日には美濃部知事の呼びかけで社公両党委員長と美濃部都知事のあいだで「三者会談」が開かれ、候補者問題が検討された。この「三者会談」は七月二〇日にも再度開かれた。この席で竹入委員長は三者会談にたいする公明党の方針をつぎのように述べた。①総評の太田擁立決定は都民不在、組合先行の決定で、三者会談に障害を持ち込んだ　②社会党が三者会談に相談なく都留氏に出馬要請したのはルール無視だ　③共産党をふくむ共闘は考慮外であり、その事態になれば三者会談は御破算であることを三者会談の条件として言明してきたが、社会党の確約は得られていない　④現状では三者会談は実効がないのでしばらく凍結した方がよい　⑤公明党として新たな次元で候補者選考の方法を模索したい　⑥ただし、三者会談ルールの提案者である美濃部都知事との話し合いは継続する　⑦社会党との共闘を断念したわけではなく、今後もその努力を払う。これにたいし社会党の飛鳥田委員長は、①太田、都留両氏も有力な候補の一人である　②三者会談の結論はあくまでも尊重する、などの見解を提示した。結局、三者は、①次の会談は秋口に開く　②それまでの間、両党は独自性と主体性をもって党内意見を調整し、模索する　③三者が絶えず連絡を取り合う、で合意するにとどまった。

中道四党と候補者選考

これより先、七八年五月二三日、七月一一日の二度にわたって公明、民社、新自由ク、社民連の中道四党は党首会談を開いて、当面する政治課題について意見を交換した。第二回の会談では、都知事選の候補者選びが主要テーマになり、民社、新自由ク、社民連の三党は中道四党で候補者の選考をすすめることを主張したが、九日後に第二回の「三者会談」をひかえていた公明党は「承るだけ」と即答を避けた。しかし「三者会談」後の九月八日に開かれた三回目の中道四党首会談では、公明党は中道四党で都知事選の候補者の選考にあたることに積極的な姿勢を示し、四党は九月中にも統一候補を決めることなどで合意した。だが、実際には中道四党の足なみは容易にそろわず、四党の選対委員長会談および都本部レベルの会談が一回ずつ開かれただけで年を越してしまった。

太田氏で社共共闘成立

太田氏とともに社会党が「有力候補の一人」として名をあげていた都留重人氏は、社会党都本部を中心とする出馬要請を固辞しつづけた。さらに、七八年一二月九日には飛鳥田委員長が直接都留氏に会って説得

したが承諾は得られなかった。さらに一二月二六日には都留氏が記者会見で正式に不出馬を表明したことによって、飛鳥田委員長らの〝太田おろし〟は頓挫した。かわって登場したのが後藤喜八郎武蔵野市長であった。すなわち、七九年一月五日、社会党武蔵野総支部は都本部三役の要請で都知事選候補者として後藤氏の擁立を決め、これをうけて後藤氏も正式に出馬を表明した。前述の〝飛鳥田メモ〟が公表されたのは翌六日のことであった。

一月八日、これまで候補者問題については「明るい革新都政をつくる会」で政策問題とあわせて検討すべきであると、一般原則を主張するにとどまっていた共産党が、事実上太田支持の態度を明らかにした。ただし、無条件ではなく「社会党員である太田氏が党籍を名実ともに離脱して革新無所属となるならば、革新統一勢力の共同の候補者の一人として検討できる」というものであった。さらに一月一二日には総評、中立労連、新産別の労働三団体も太田支持で一致し、社会党に党大会前に決着をつけるよう申し入れた。

一方、翌一三日の社会党東京都本部の執行委員会は後藤擁立を決定し、党中央に上申した。ただし、一部に太田支持があったことも併記され、党中央で候補者の一本化をはかるよう求め、中央の決定に従うことを誓っていた。

一月一六日、太田氏は槇枝総評議長立ち会いのもとで多賀谷書記長に会い〝飛鳥田メモ〟の批判にこたえて、一方的な出馬声明などを陳謝し、①党の主体性を守る　②党イメージに影響を与えたことを認め、参加、分権、自治の都市デモクラシーの再生に努める　③美濃部都政の継承発展へ努力し、今後の処理は党機関の決定に一任する、の三点を約束した文書を提出した。同日、後藤氏も多賀谷書記長らに会い、出馬の意思を伝えるとともに、最終的には党の決定に従うとの意向を表明した。こうして翌一七日の社会党臨時中執委は太田氏の推薦を正式に決定し、ろうじて大会前に、長期間の紛糾に決着をつけた。二月五日、太田氏は社会党を離党。同八日、共産党は太田推薦を正式に決定した。同一三日、「明るい革新都政をつくる会」の幹事会は太田氏を推薦し、同候補の確認団体となることを決定した。

自民・公明・民社で鈴木擁立

中道四党による候補者選考は、新自由クラブが早くから牛尾治朗ウシオ電機社長を推していたが、他党の同調は得られないまま時間が経過した。ただ、この間に中道四党と自民党との話し合いが都議会レベルで進行し、七八年一二月一六日には統一候補擁立の大筋で合意をみた。問題は具体的な人選で、永井道雄元文相、高木文雄国鉄総裁、磯村光雄都副知事、鈴木俊一元都副知事、それに牛尾治朗氏らの名があがったが、調整は難行した。そうしたなかで一月八日、公明、民社両党が都連段階で鈴木俊一公営企業金融公庫総裁を推薦することで合意し、自民党もこれに同調したことで、大勢は決した。新自由クラブは牛尾擁立に固執したが、自民党の支持も得られず、逆に大平首相まで乗り出して鈴木支持の説得工作を受け、結局、牛尾氏の出馬断念によって幕となった。こうして最終的には、東京都知事選は自民、公明、民社三党の推す鈴木俊一氏、社会、共産両党と革自連の推す太田薫氏、それに「無党派」を標榜して立った麻生良方氏の三つ巴の争いとなった。

2　大阪府知事選をめぐる各党の動き

反黒田で社公民と自民のブリッジ共闘

七一年四月、社共共闘によって革新府政を誕生させた大阪では、同和行政をめぐる社共両党の対立が深刻化し、前回は、共産党による三つ巴の争いとなった。その結果は共産党単独支持の黒田氏が再選された。このため、現地では早くから、黒田府政打倒のため、社・公・民三党だけでなく、自民党も加えた〝保革連合〟の企てが進行していた。先行したのは労働組合で、七七年九月には大阪総評、大阪同盟、電機労連大阪地協の労働三団体が「黒田府政打倒」で知事選での共闘を決め、社公民三党によびかけた。その結果、七八年一月には社公民三党の大阪府本部、府連、さらに新産別も加わった労働四団体で「新しい大阪をつくる革新府民連合」が結成された。翌二月には、統一候補として自治省出身で、黒田知事のもとで副知事をつとめた岸昌氏を決定した。七八年八月には自民党大阪府連も岸氏の推薦を決め、社公民三党と自民党のブリッジ共闘が成立した。

社会党、岸氏の〝革新性〟を確認

しかし、「反自民、反独占」の立場をとる総評は、中央は、岸推薦に〝待った〟をかけ、大阪総評にたいし、「大阪府知事選については、岸推薦を討したい」とのただし書きつきで、いちおうの了承を与えた。大阪総評大会は激論のすえ、岸推薦をふくむ七八年度運動方針を賛成三二〇、反対一一三、保留四〇で決定した。

一方、社会党中央も岸氏の推薦にはきわめて慎重な態度をとりつづけた。七八年三月に府本部から岸氏の推薦について申請された社会党中央は、岸氏が「反自民、反独占の立場からたたかいうる人かどうか」即断できない。また岸氏が自衛隊の後援団体と関係があると報道されていることについても問題視し、容易にこれを決定しなかった。しかし、選挙戦が迫った七九年二月八日、社会党の中央執行委員会は、岸氏と社会党大阪府本部との確認、岸氏から飛鳥田委員長あての手紙（ともに『社会新報』七九年二月一三日付参照）で、岸氏の革新性がはっきりし、また「大阪防衛協会」の会員、「自衛隊を知る大阪の会」顧問は「新しい大阪をつくる革新府民連合」から推薦を受けた段階でやめたことが明らかになった、として同氏の推薦を正式に決定した。また新自由クラブ、社民連も岸氏を推薦した。

黒田知事、三選出馬

七九年一月二〇日、大阪府の黒田了一知事は「明るい革新大阪府政をつくる会」および「革新大阪府政をすすめる各界連絡会」とのあいだで「第三期革新府政の政策大綱」について合意し、三選への出馬を表明した。なお、革新自由連合は黒田支持にまわった。

3 選挙

1 中間地方選挙

知事選　七八年七月以降、七九年四月の統一地方選に先だって、一二の県で知事選がおこなわれた。当選者の政党支持関係別の内訳はつぎのとおり。自民党公認四（愛媛、青森、石川、熊本）。保守・中道連合五。このうち自・公・民・新自・社民の五党連合二（兵庫、愛知）、自・民・新自の三党連合二（栃木、沖縄）、自民・民社連合一（奈良）であった。他は、七党全部の相乗り（滋賀）、社・共・公・民の革新・中道連合一（香川）、保守陣営が分裂し、その一方を社会党が推したケース一（山梨）である。現職が圧倒的な強味を示し、出馬した九県で全員当選した。

前回にくらべ公明党の社会党離れが目立った。すなわち、公明が社会党と手を組んだのは香川、滋賀の両現職だけで、前回五県で成立した社公あるいは社・共・公共闘は今回は一つもなかった。これまで一二県のうち、香川、滋賀、沖縄の三県が革新県政であったが、今回は滋賀は自民党、新自由クラ、社民連も現職支持にまわり、全国初の保革七党相乗りとなり、沖縄では社・共・社大推薦の革新候補が破れ、革新県政を維持したのは香川だけであった。

市長選　統一地方選をのぞき七八年七月から七九年六月までの一年間に実施された市長選は、京都、北九州の二つの政令指定都市をふくむ一四六であった。目についたのは、対立候補がなく無投票当選となるケースが増えたことで、一四六のうち四三と約三〇％が無投票であった。保守の固い地盤を前にして革新側の共闘が成立せず、立候補を見送る場合が少なくなかった。また前回の京都市長選でみられたように、革新の現職に保守も相乗りするケースが増え、全体として〝勝ち馬に乗る〟傾向が強い。金沢（石川）では七党がオール与党という市長が生まれている。

また、二期、三期あるいはそれ以上つづいた革新市政が保守・中道連合の前に敗退したことも目立った傾向である。すなわち、七八年七月　調布（東京）、平良（沖縄）、八月　大宮（埼玉）、石川（沖縄）、鎌倉（神奈川）、九月　飯山（長野）、一一月　旭川（北海道）、七九年一月　亀岡（京都）、二月　舞鶴（京都）などである。一方、新たに革新市政となったのは、柏（千葉）、東久留米（東京）、江刺（岩手）など、革新市政を維持したのは、松原（大阪）、尼崎（兵庫）、高知、いわき（福島）、富山、山形などである。

2 第九回統一地方選

概　況　七九年四月、戦後九回目の統一地方選があった。八日には一五の都道府県知事、一二政令指定都市の市長、東

第133表　各党別議員当選者数の前回比

	道府県議	政令市議	一般市議	区　議	町村議
自　民	＋ 15	－ 3	＋ 84	－ 27	＋ 53
社　会	－ 43	＋ 3	－ 49	－ 15	－ 47
公　明	－ 1	－ 3	± 0	± 0	－ 44
民　社	＋ 3	＋ 6	＋ 59	＋ 11	－ 6
共　産	＋ 27	＋ 6	＋ 137	－ 3	＋ 55

〔備考〕 数字は朝日新聞社調べ。ただし町村議の前回分は自治省調べで，これには補選がふくまれている。

京、茨城、沖縄をのぞく四四道府県議、北九州市をのぞく八大政令指定都市の市議選の投票が、ついで二二日には、市町村長、市町村議員、東京特別区の区長および区議選の投票がおこなわれた。

この選挙は大平内閣が成立してから最初に実施された全国規模の選挙で、一九八〇年代の政治の動向をうらなうものとして、各党ともこれを重視した。

前々回の第七回統一地方選(七一年四月)では、東京、大阪をはじめとする五都道府県知事選、川崎など三三の市長選で社共共闘が成立し、しかもかなりの好成績をあげて注目された。また前回、七五年四月の第八回統一地方選では、知事選だけでも社共公民四、社共公三、社公民二、自社公民、社共など、共闘の形態が多様化しただけでなく、公明が必ず社会と手を組んだ点に特色があった。これにたいし、今回は、公明党が社会党と共闘するより自民党と手を結んだケースが多く、前回から目立っていた自民・民社共闘のいっそうの増加とあいまって、「保守・中道」連合が数多く成立し、また高い当選率を示した。

各級議員選では、社会党が政令指定都市の市議会で微増したほか、道府県議、一般市議、区議、町村議のいずれでも大幅に議席を減らした。公明党は一般市議、区議で増減なし、道府県議、政令市議では微減、町村議で四四議席減であった。民社党は町村議で六議席を減らしただけで、他では議席増となった。共産党は区議で三議席減、他は道府県議をはじめ各級議員選でかなりの伸びをみせた。

なお、今回の選挙は全体に投票率がきわめて低く、統一地方選史上の最低を記録した。すなわち、知事選の平均が六四・〇八%、道府県議選が六九・二四%、一般市長選七五・三五%などとなっている。ちなみに、これまでの最低は一九六七年で、知事選が六八・七〇%、道府県議選七一・三一%、市長選七六・〇九%である。

また、無投票当選も史上最高で、道府県議選は定数二六四五人中四八五人(一八・三%)が無投票、市長選は一五三人中五〇人(三二・七%)が無投票であった。

知事選　知事選の焦点は「革新自治体」の二大拠点ともいうべき東京、大阪であった。東京では、今回の選挙の象徴ともいえる自・公・民三党連合の鈴木俊一候補と社・共両党と革新自由連合が推した太田薫候補の対決となり、三五万票の差で鈴木氏が当選した。大阪では自・社・公・民・新自由クラブ・社民連

第134表　知事選の共闘形態別当落

当選		落選（得票順）
＊無保(自・民・自ク)	北海道	無革(社・公・共・社民・革自)
自	岩手	無革(社・共・社民・革自) ＊無保(民)
無保(自・公・民・自ク)	秋田	無革(社) 共
＊無保(自・公・民・自ク)	茨城	共
＊無保(自・民・自ク)	千葉	共
無（自・公・民）	東京	無革（社・共・革自） 無
＊無革(自・社・公・民・共・自ク・社民)	神奈川	諸
＊無保(自・公・民)	長野	共
＊無(自・社・公・民)	福井	共
無(自・社・公・民・自ク・社民)	大阪	＊無革（共・革自）
＊無(自・社・公・民・自ク)	島根	共
＊無保(自・民・自ク)	福岡	無革（社・共）
無保	佐賀	無保 無保 共
無保(自・民・自ク)	大分	共
＊無保(自)	宮崎	無保(社) 無保 無保 無革(共)

〔備考〕 1)　＊印は現職。
2)　『朝日新聞』79年4月9日付夕刊による。

の六党連合の岸昌候補と現職で共産党、革自連の推す黒田了一候補の一騎打ちとなり、一二万票差で岸氏が当選した。一五都道府県知事のうち革新が勝利したのは神奈川だけであるが、これとて自民党が独自候補を立てず、現職支持にまわったことを考えると、厳密には革新といえない。この結果、四年前の統一地方選が終わった段階では一〇を数えた都道府県レベルの革新自治体は、わずかに埼玉、香川の二県を残すだけとなった。

道府県議選

道府県議選の結果は第135・135表のとおりである。自民党は一九六三年をピークに毎回議席を減らしてきたが、今回は一五議席増と低落傾向に歯どめをかけた。社会党は前回六二議席を減らし、前回四九議席を減少させたのにつづいて、今回も四三議席減と後退した。とくに埼玉、千葉、神奈川、愛知、京都など大都市および周辺県での後退傾向がいちじるしい。公明党は、前回いっきょに七三議席増の一六七議席を獲得して注目されたが、今回はマイナスの一六六議席とほぼ横ばいであった。民社党は三議席増であった。愛知では社会党を抜いて第二党になったが、議席ゼロの道県も非改選の茨城をふくめ一三あり、地域的なバラツキがいちじるしい。共産党は、前回、七七〇人もの候補者を立て積極的な攻めの選挙をおこなったのが裏目に出て一〇議席減と後退した。今回は候補者を三〇三人、前回の四〇％強と大幅にしぼり、二

第135表　道府県議選挙得票数・得票率推移

党派＼回	第9回（1979年4月）		第8回（1975年4月）		第7回（1971年4月）	
	得票数	率	得票数	率	得票数	率
自民	16,719,043	43.1%	19,244,768	42.4%	18,876,521	46.9%
社会	6,517,076	16.8	8,317,682	18.3	7,846,503	19.5
公明	2,501,562	6.5	2,976,305	6.6	1,538,257	3.8
民社	1,883,798	4.9	1,969,439	4.3	1,995,305	5.0
共産	2,767,478	7.1	4,354,819	9.6	3,039,367	7.5
新自ク	676,932	1.7	—	—	—	—
社民連	122,207	0.3	—	—	—	—
諸派	531,575	1.4	657,708	1.4	468,938	1.2
無所属	7,033,934	18.2	7,900,516	17.4	6,513,498	16.1
合計	38,753,605	100.0	45,421,237	100.0	40,278,389	100.0

第136表　道府県議選挙候補者数・当選者数推移

党派＼回	第9回		第8回		第7回	
	候補者数	当選者数	候補者数	当選者数	候補者数	当選者数
自民	1,653人	1,406人	1,640人	1,391人	1,873人	1,418人
社会	623	379	778	422	705	471
公明	183	166	224	167	120	94
民社	143	106	160	103	159	96
共産	303	122	770	95	444	105
新自ク	65	27	—	—	—	—
社民連	20	6	—	—	—	—
諸派	58	43	71	40	49	26
無所属	866	390*	1,033	391*	935	347
合計	3,919	2,645	4,682	2,609	4,285	2,557

	（保守系）	（革新系）	（その他）
*9回	314	41	35
8回	286	53	52

〔備考〕 第7回，第8回は自治省調べ，第9回の数値は，朝日新聞社集計による。（『朝日新聞』4月10日付朝刊）

第137表 「政令指定都市」市議選得票数・得票率推移

党派＼回	第9回（1979年4月）		第8回（1975年4月）		第7回（1971年4月）	
	得票数	率	得票数	率	得票数	率
自民	1,597,541	30.3%	1,768,985	30.5%	1,235,411	30.8%
社会	913,192	17.3	1,107,456	19.1	852,850	21.3
公明	896,195	17.0	960,679	16.6	537,627	13.4
民社	541,458	10.3	559,081	9.6	529,449	13.2
共産	744,583	14.1	821,590	14.2	547,773	14.3
新自ク	120,017	2.3	—	—	—	—
社民連	17,379	0.3	—	—	—	—
諸派	61,773	1.2	24,387	0.4	29,244	0.7
無所属	388,098	7.4	555,496	9.6	249,694	6.3
合計	5,280,236	100.0	5,797,674	100.0	4,009,050	100.0

第138表 「政令指定都市」市議選候補者数・当選者数推移

党派＼回	第9回		第8回		第7回	
	候補者数	当選者数	候補者数	当選者数	候補者数	当選者数
自民	231人	193人	238人	196人	187人	129人
社会	141	101	164	98	113	87
公明	118	108	125	111	64	60
民社	83	61	81	55	72	50
共産	123	87	137	81	84	52
新自ク	27	9	—	—	—	—
社民連	11	0	—	—	—	—
諸派	10	8	7	0	5	2
無所属	95	40*	152	45*	76	10
合計	839	607	904	586	601	390

	（保守系）	（革新系）	（その他）
*第9回	34	3	3
8回	38	5	2

〔備考〕 1） 第7回は，五都市（横浜，名古屋，京都，大阪，神戸）の合計。
2） 第8回，第9回は，八都市（上記に札幌，川崎，福岡）の合計。
3） 第9回については『朝日新聞』4月10日付朝刊の数字による。

第139表　一般市議選の党派別候補者数・当選者数

	第9回（1979年4月）		第8回（1975年4月）		第7回（1971年4月）	
	候補者数	当選者数	候補者数	当選者数	候補者数	当選者数
自　　民	1,382	1,227	1,339	1,143	1,959	1,575
社　　会	1,450	1,298	1,623	1,347	1,463	1,243
公　　明	1,136	1,117	1,153	1,117	877	869
民　　社	450	413	439	354	404	341
共　　産	1,024	930	1,100	793	803	705
新自クラブ	45	28	—	—	—	—
社民連	38	15	—	—	—	—
諸　　派	32	27	17	8	9	6
無所属	8,743	7,269	9,709	7,472	9,809	7,259
合　　計	14,300	12,324	15,380	12,234	15,324	11,998

七議席増の一二二議席を獲得、これまでの最高を記録した。また栃木、佐賀で初議席を獲得し議席ゼロの「空白県」はこれまでの七県から二県（秋田、福井）に減少した。社民連は山形四、愛知、岐阜の各一で、神奈川、長崎で議席を失った。新自由クラブは二七議席のうち半数以上の一六議席を神奈川で獲得した。

八大市議選　八大政令指定都市の市議会議員選挙の結果は第138表のとおりである。新自由クラブがゼロから九議席をとり、民社、共産の両党が前回比、各六議席増、社会党が他の議会選挙では軒なみ議席を減らしたが、ここでは踏みとどまって三議席増、自民、公明両党が各三議席の減であった。

一般市議選　一般市の市議会議員選挙は三八五市で実施された。その結果は第139表のとおりで、共産党が前回比で一三七議席増、自民党が八四議席増、民社党が五九議席増、公明党変わらず、社会党のみ四九議席の減であった。

市長選　札幌、川崎の二政令指定都市の市長選はともに現職候補が三選された。札幌は、前回、自民・民社連合で当選した板垣武四氏が、今回は公明、新自由ク、社民連の支持も得て社共共闘候補を大差で破った。川崎は前々回は社共、前回は社共公三党の支持で当選した伊藤三郎氏が、今回は民社、社民連の支持も得て楽勝した。

一般市では一五三の市長が統一地方選で改選された。うち五〇市は無投票であった。共闘パターン別でみると、知事選と同様、「自民・民社」「自民・公明・民社」といった「保守・中道」型が数多く成立し、また高い当選率をあげた。一方「社・共」共闘は福島で自・公連合の現職を破ったが、室蘭、国立、小金井などで現職が自

第140表　市長選共闘形態別当落

	当選	落選
自・民型	19	3
自・公型	2	2
自・公・民型	12	3
保革連合型	10	1
大連合型	2	0
社会・中道型	7	1
社・共型	8	20
その他	5	2

〔備考〕『朝日新聞』1979年4月24日付による。

公民連合の新人に破れた。

区長選　前回から復活した東京特別区の区長選は、葛飾をのぞく二二区でおこなわれた。このうち一九区で現職が再出馬し、全員が当選した。新人同士の対決となった三区では社・共・社民連一、自民一、自・公・民・自ク・社民連一が当選した。七党の相乗りとなった世田谷、練馬をはじめ、共産党をのぞく六党支持（港、品川、大田、足立）、社、共をのぞく五党の支持（千代田、文京、江東、板橋）、新自由クあるいは社民連をのぞく五党など多党相乗りが目立った。社共共闘は革自連などの支持も得て新宿、江東、中野、北、荒川、板橋の五区で成立したが、当選は中野だけであった。共産党は一一区で独自候補を推したが当選はゼロであった。

区議選　東京二三区の区議選は、各党とも候補者をしぼった少数激戦となり、このために無所属が五〇議席とこれまでの最低を記録した。党別では公明が一七九人の公認候補が全員当選、民社が前回を一一上回る五一議席、初参加の新自由クも現有一二を三五と、中道勢力が好調であった。ただし社民連は現有を一減らし一一となった。大幅に後退したのは自民と社会で、それぞれ前回比二七、一五の減であった。共産も三人減となった。

町村議　町村議は一三〇四の自治体で二万三一八〇人が改選された。いぜんとして無所属が九〇・六％と圧倒的多数を占めている。政党別では共産、自民両党がそれぞれ五五、五三議席の増、社会、公明、民社三党が四七、四四、六議席減と後退した。

第141表　町村議党派別数

	候補者数	当選者数
自民	222	209
社会	623	546
公明	660	638
民社	57	47
共産	914	744
新自ク	4	2
社民連	0	0
諸派	7	5
無所属	23,910	20,989
合計	26,397	23,180

〔備考〕『朝日新聞』1979年4月21日付，同4月24日付による。

4 日本社会党

1 概　況

百万党建設構想

一九七七年一二月、半年余の激烈な党内抗争のすえ、ようやく誕生した飛鳥田体制も二年目を迎えた。全党員の八三%を超える信任を得た新委員長が、社会党再生の〝決め手〟として提起したのは「百万の党建設」の構想であった。この「百万党建設構想」にたいしては、社会主義協会系の党員からは「社会党の水まし」「社会党の改良主義化」などの批判的意見（たとえば『社会主義』七八年一一月増刊、あるいは『社会通信』号外「社会党『百万党建設の基本構想』批判」七八年八月参照）も少なくなかった。しかし、第四二回大会（七八年三月）で「百万党建設構想」の検討をふくむ運動方針が承認され、以後一年近く、社会党内ではこの問題をめぐっての討論がつづけられた。その中心となったのは中央執行委員会の諮問機関として設けられた「百万党建設委員会」で、第四三回大会までのあいだに四回の会合を重ねて問題点を検討、整理した。この間、七八年七月には各都道府県ごとに党員討論集会がおこなわれたほか、同九月には、「百万党建設」問題を中心議題の一つとした中央委員会が開かれた。さらに、一二月には「社会党・総評・地評党員代表者会議」が開かれるなど、階層別の集会も開催された。その結果、ようやく第四三回大会で、①党費の軽減（別項参照）②画一的任務付与の改善　③班長制度の採用　④集団加入制の採用、などの具体策をふくむ「百万党建設の基本構想」が決定された。「基本構想」は「当面の目標」として「一九七九年に必ず、党員を倍増する。この成果の上に二年目以降の年次計画を作成する」ことをうたっていた。しかし、現実には、この直後に、統一地方選がおこなわれたこともあって党員の拡大はすすまず、七九年四月現在で約四万三〇〇〇人と七七年末にくらべてもわずかではあるが減少したままである。

統一地方選で後退

しかも、この間におこなわれた統一地方選で、社会党は首長選、議員選を通じて、大きく後退した。とくに東京都知事選の候補者選考をめぐっては、飛鳥田委員長が総評の推す太田薫氏をいったんは文書まで公表して拒否しながら、最終的にはこれを受けいれる結果となった。これは選挙にマイナスの影響を及ぼしただけでなく、委員長の指導性が問われる事態となった。

革新のカナメとしての社会党を中心に全野党共闘をすすめるという、これまでの基本方針も、民社・公明両党の社会党離れ、「保守・中道」連合路線への転換によって、国会内でも、あるいは選挙闘争においても行き詰まりをみせている。しかも、社会党最大の支持母体である総評においても、富塚事務局長が、「社会党一党支持の見直し」を提唱するなど、社会党をとりまく情勢はきびしい。

役　員

社会党の役員の任期は二年である。現在の役員は七七年一二月の第四一回大会続開大会で選出されたもので、つぎのとおりである。

▽中央執行委員長　飛鳥田一雄（無派閥）、▽中央執行副委員長　下平正一（旧佐々木派）、北山愛郎（旧佐々木派）、阿具根登（無派閥）、▽書記長　多賀谷真稔（無派閥）、▽組織局長　森永栄悦（旧江田派）、▽労働局長　笠原昭男（旧佐々木派）、▽農漁民局長　山口太郎（旧佐々木派）、▽中小企業局長　長谷川正三（旧勝間田派）、▽地方政治局長　小山一平（旧流れの会）、▽婦人局長　渡辺道子（旧佐々木派）、▽国民運動局長　館林千里（旧勝間田派）、▽教宣局長　上田哲（無派閥）、▽国際局長　河上民雄（旧江田派）、▽機関紙局長　山本政弘（旧三月会）、▽総務局長　森下昭司（旧佐々木派）、▽青少年局長　深田肇（旧佐々木派）、▽国民生活局長　横山泰治（無派閥）、▽企画担当中執　曽我祐次（旧佐々木派）、大塚俊雄（旧三月会）、▽政審会長　武藤山治（旧勝間田派）、▽財務委員長　村山喜一（旧勝間田派）、▽選対委員長　田辺誠（旧江田派）、▽国対委員長　宮之原貞光（旧勝間田派）、▽委員長指名による無任所中執　山花貞夫（無派閥）、船橋成幸（無派閥）

成田前委員長死去

七九年三月九日、成田知巳前委員長が急性白血病のため死去した。六六歳であった。成田氏は一九六二年から五年間河上、佐々木両委員長のもとで書記長をつとめ、六八年一〇月の第三一回大会で第六代委員長に就任、七七年一二月の第四一回大会で飛鳥田委員長に引きつぐまで九年二カ月在任した。成田氏の強い遺志によって党葬はおこなわれず、これにかわる「故成田前委員長とお別れの会」が三月一三日に開かれた。

また七八年八月二二日には党顧問、元左派社会党書記長の野溝勝氏が、同九月二七日には同じく党顧問で芦田内閣の労働大臣をつとめた加藤勘十氏が、同一二月二日には前高知市長、前革新市長会会長、坂本昭氏が死去した。

2　組織・機関紙・財政

党員数

社会党の党員数は七七年一二月末現在で四万三九一八人であった（都道府県別の数は本年鑑一九七九年版四八四ページ参照）。〝百万党の建設〟は飛鳥田委員長が打ち出した「党再生」の最重要課題であるが、実際には党員の拡大はすすまず、若干減少している模様である。すなわち、七八年九月の五五中委における多賀谷書記長の報告によれば「本年前半の党勢は、一月から五月まで党員の減少が続きましたが、しかし六月に入って増勢に転じ、減少傾向に歯止めをかけることができ、それ以後月に五〇名前後の増加を続けています」という。また、第四三回大会の党務報告では、「六月以降わずかではありますが党員の拡大が続いています」と報告されているが、年間の総計ではまだ若干の減少となっています」と報告されている。党員の正確な実数は明らかではないが、七九年四月現在で約四万三〇〇〇人とみられる（『社会新報』七九年七月一三日付、「記者席」欄参照）。なお政治資金規正法によって社会党が自治省に届け出た七八年中の収支報告書には「党費・会費」の納入人員は五万〇八六二人と記されている。七七年は五万〇六九五人であったから、一六七人の増ということになる。

機関紙

『社会新報』の部数は公表されていないので明らかではないが、七三年二月の第三六回大会当時は一三

万五〇〇〇部であったものが、その後一年半のあいだに急増し、七五年九月末には約二七万部に達したとみられる。その後は伸び悩みながらも増加傾向はつづき、七七年二月の第四〇回大会当時には三〇万台に乗ったと推定された（本年鑑一九七八年版四九七ページ参照）。しかし、その後の党内紛争の過程で減紙傾向に転じ、三〇万部を大きく割りこんだ。七八年三月の第四二回大会は、『社会新報』日刊化準備の初年度の目標として「三〇万新報の達成」を掲げたほどである。その後も、何回かの拡大運動にもかかわらず、減紙あるいは停滞傾向はつづいているとみられる。その根拠は第四三回大会（七九年一月）に『社会新報』日刊化準備委員会から提出された議案「いつでも隔日化・日刊化できる準備を」で、つぎのように記しているのである。

「昨年度の機関紙拡大運動が辛うじて減紙傾向にハドメをかけることにとどまった」「この間（七六年一〇月～七八年一〇月の二年間）の部数上の減紙・停滞という表面上の動向とはうらはらに、機関紙活動の質的側面では、むしろ着実な前進を示している」。

党費の軽減

社会党の党費は各政党のなかでももっとも高く、一般党員で収入の一・四％（党費一％、加算金〇・二％）、闘争積立金〇・二％、闘争積立金二％）であった。この党費負担の重さが、党員拡大の大きな障害になっているとして、第四三回大会は、「百万党建設の基本構想」において、つぎのような党費の軽減措置を決定した。

【第四三回大会の党費の軽減措置】

党費は、あくまでも応能主義に立ち、現在の負担率を軽減する。党内の義務カンパは原則としてなくす。これに伴う減収の補塡は、党の財政活動の追求によって処理する方法をとるほかない。

明年中は、党員の倍増を前提に

〈一般党員の党費〉

①一九七八年一二月末在籍の党員は月収の一・四％とする。

②一九七九年一月以降入党した者の党費は、月収の〇・七％とする。

③前の①②の項に該当する党員のうち、生計を一にする同一世帯の中で、一人の党員以外の家族党員（妻、夫、子、父、母）の党費は月額二百円とする。

〈議員党費〉

①国会、都道府県会、県都および政令指定都市の市会の議員の党費は、議員報酬月額の十三％とする。

②上記以外の市町村議会議員の党費は、つぎのとおりとする。(イ)議員報酬月額が十五万円以上の議員は報酬額の十二％とする。(ロ)議員報酬月額が十五万円未満の議員は、報酬額の七％とする。(ハ)議員報酬月額が未満の議員は、報酬額の三％とする。

一九七八年十二月末在籍の党員の党費は、一年後（一九八〇年）党員倍増時点から収入の〇・七％に減額する。

財　政

七九年七月二八日付の官報号外で自治省が公表した一九七八年分の政治資金収支報告書によれば、社会党の七八年中の収入は四〇億六四一九万〇二五四円で、前年より六四六万円余の増であった。収入のうち最大のものは『社会新報』の発行によるもので一四億六五四六万円余、また『月刊社会党』やその他の出版、資料頒布による収入が三億四八八五万円あり、機関紙誌関係の収入総額は一八億一四三一万円で総収入の四四・六％強に達している。他党にくらべ社会党の収入構造の特徴の一つは、党費・会費の比重が高いことで、『社会新報』の収入に匹敵する一四億三七四六万七〇八四円、三五・四％と総収入の三分の一を超えている。

支出の総額は三四億八八〇万円弱で、機関紙誌の発行事業費八億二二六一万余、人件費三億九一四六万円余、組織活動費一億二〇五一万円余などが主である。最大の支出費目は一七億四九七九万円に達する寄付・交付金であるが、これは各都道府県本部などにたいするものが主であろう。

定期刊行物　社会党が発行している定期刊行物はつぎのとおりである。

①中央機関紙『社会新報』（八ページ建、週二回刊　火・金曜日発行）定価　一カ月四〇〇円
②中央理論誌『月刊社会党』（月刊）定価　一部三五〇円
③『政策資料』（月刊）定価　一部二〇〇円

3　大会・中央委員会

第四三回大会

日本社会党第四三回定期全国大会は七九年一月一八日から二〇日までの三日間、東京・一ツ橋の日本教育会館で開かれた。この大会は党役員人事はなく、七九年度運動方針、中期経済政策、それと飛鳥田委員長が党再生の基本として打ち出した「百万党」建設の三つが主要議題であった。

大会第一日、まず、飛鳥田委員長が要旨つぎのようにあいさつした。

【飛鳥田委員長あいさつ（要旨）】

①この一年間は、党内論争で重病に苦しんだ直後の「基礎固め」の年であった　②大平内閣の基本性格は福田内閣と変らない、ハト派のポーズに惑って対決姿勢を崩してはならない　③連合時代の内実は保守支配の補完にすぎず中道各党は自民党政治の延命役を果している　④国民の積極的政治参加をよびおこすため、大胆で新鮮な政策、運動を創りだす必要がある　⑤社会党の「非武装、中立」路線は正しいが、問題はそれを具体化することだ　⑥中ソ対立をはじめとする深刻な矛盾の底には「社会主義国家イコール平和勢力」という図式では解けぬ現実がある。連帯の基礎に、自らの主体の確立が必要だ　⑦「百万党」の建設はわが党が勤労国民に依拠した政権政党としての実態を備えるのに不可欠で、理論・政策・運動・組織の全般にわたる党改革と不離一体である。いいかえれば、社会党のヘゲモニー、実践的指導性を高める以外に「百万党」への道はない。

なお、当初の委員長あいさつの原稿では、これにつづいて「党がこれまで堅持してきた全野党共闘路線を左翼と中道派との共同闘争として位置づけ、党はまず強い求心力をもつ革新の主体を確立することによって、広範な戦線結集のカギを手にするという観点を貫くべきだ」と記されていたが、大会当日の朝、会場で開かれた中執委で、「左翼と中道の共同闘争と位置づけ」の部分につき多賀谷書記長から、①中道勢力を認知したととられ、②社共中軸路線という誤解を招く、との意見が出され、協議の結果、問題の部分は削除されることになった（『朝日新聞』一月一八日付夕刊）。速記録および『社会新報』一月二三日付によれば、この部分は「党はこれまでの全野党共闘を堅持するとともに、まず強い求心力を……」となっている。ただし、『月刊社会党』一九七九年三月臨時増刊に収録された「委員長あいさつ」では、この部分は削除されていない。

「委員長あいさつ」をはさんで、槇枝総評議長、竪山中立労連議長、小方新産別委員長、上杉部落解放同盟書記長、作曲家の林光氏ら一三人が来賓としてあいさつした。このうちの一人は三カ月後に

退任する美濃部東京都知事で「過去一二年間の社会党の協力に感謝し、社会党のルネッサンスを強く待望する」とあいさつした。

このあと多賀谷書記長の一般党務報告、村山財務委員長の財務委員会報告、七八年度一般会計および特別会計中間報告、島上中央統制委員長の中央統制委員会報告がおこなわれ、質疑ののち諸報告は拍手で承認された。つづいて書記長から一九七九年度運動方針の提案があり、第一日目は終了した。

二日目は小委員会審議で、「運動方針」「中期経済政策」「百万党建設」の三つの小委員会にわかれて論議がかわされた。

三日目は、前日の小委員会審議の結果が各小委員長から報告され、それぞれ拍手で承認された。つづいて機関紙表彰がおこなわれたのち、諸決議に移り、つぎの八つの決議が採択された。

【大会決議】

①中央統制委員長・統制委員・会計監査の任期　②東京都知事選必勝　③米国ダグラス・グラマン・ボーイング三社の海外支払いと日本政府高官の干渉についての疑惑の解明　④七九国民春闘　⑤郵政マル生粉砕闘争の強化　⑥「元号」法制化反対　⑦故浅沼稲次郎元委員長殉難二〇周年記念行事　⑧宅地開発等指導要綱訴訟に関する後藤武蔵野市長支援

このあと、大会前日に都知事候補に推薦された太田薫氏のあいさつ、石井全逓委員長の反マル生闘争の報告があり、最後に大会宣言を採択して閉会した。

主要な大会論議

党務報告にたいする質疑や運動方針小委での審議を通じて、論議が集中したのは、①カンボジア情勢の評価　②中国の日米安保条約是認問題　③太平内閣にたいする姿勢　④中道勢力にたいする評価、などであった。また中期経済政策小委では①中期経済政策と政権構想との関係　②労働者の経営参加問題、など多様な問題がとりあげられた。百万党建設小委員会では、地方議員の党費減額にともなう地方党組織の収入減対策が中心テーマとなった。

〔カンボジア情勢の評価〕　この問題については対立する二つの見解が出された。一方は、カンボジア問題はベトナムによるカンボジア侵略だとの立場から社会党の明確な態度表明を求めた（愛知・東山代議員、千葉・谷木代議員、東京・清宮代議員）のにたいし、他方は、人民を虐殺したポル・ポト政権は倒れるべくして倒れたのであり、この問題とベトナム側が自衛権を行使した国境紛争とは区別すべきだとのベトナム側の見解を紹介して、一方的な情報によらず事実の正確な把握を求めた（社青同・山崎代議員）。この問題について執行部は「カンボジア情勢は流動的で即断できない」としながらも、党としての判断を示すために、運動方針に「カンボジア人民が、すべての外部勢力の介入を排して民族自決を貫き、平和五原則にもとづく恒久平和を確立することを期待」するとの追加提案をおこなった。

〔中国の安保是認問題〕　来日した中国の鄧小平副主席が日米安保条約を肯定し、自衛隊の増強発言をしたのに、社会党が反論しなかったが、これでは有事立法反対闘争に力が入らない（岩手・川原代議員）、中国の見解にふれずに日中条約賛成だけ語るのはおかしい（愛知・東山代議員）、中国は数次の社会党との共同声明で安保廃棄のたたかいを評価してきたのに、いまやその態度を変えている。国際的信義の問題としても社会党の見解を明らかにすべきである（東京・高沢代議員）。これにたいし多賀谷書記長は、党の非武装・平和中立政策は不動であり、非武装問題ではかねてから中国と意見が対立

してきた。安保では明らかに中国の態度は変わったが、社会党を名指しでいっているわけではないので反発する必要もない、と答弁した。

〔大平内閣への対応〕　運動方針案が「大平内閣の〝田園都市構想〟に対決ではなく、党の中期経済政策を提示して、その実行を迫る」としているのは従来の方針と異なる（社青同・山崎代議員）とただしたのに、執行部は、〝田園都市構想〟は〝列島改造論〟の焼き直しであり、三全総と同じである。その正体をはっきりさせ、中期経済政策や自治体綱領にもとづく政策をもって対決し、その実行を迫る、という意味だと説明した。

〔中道勢力の評価〕　公明党はじめ新自由クなど中道勢力の評価、対処の仕方を明確にしてほしい（東京・高山代議員）。これについて多賀谷書記長は「中道のなかにも革新的な部分と保守的な部分がある。革新的な部分を拡大してわれわれの方に引きつけることは必要だ。ただ中道は路線がはっきりしない面があり、決定的な段階で大きな過ちを犯す危険性がある。社会党がイニシアをとりながら、これをまとめて保守と対決する姿勢が必要だ」と答えた。

〔中期経済政策〕　前年度の大会で総論部分を第一次草案として検討したのにつづいて、最終案「日本経済の改造計画」が審議された。代議員から出されたおもな意見はつぎのとおりである。①この政策はどのような政権の下で実施されるのか明確でない（埼玉・山田代議員）　②労働者の首切りを認めるような表現があるのは問題だ。社会党は、どんな場合にでも労働者の首切りは絶対認めるべきではない（千葉・大木代議員）　③企業別組合の下で労働者の経営参加は危険である（大阪・三浦代議員）。

これにたいし武藤政審会長は、①どういう政権ができたらこれが実現できるのか私にもわからない。しかしこの政策は自民党の政策にたいするアンチテーゼで、中期政策は国民の多数の支持を得たたかう土台を作るものだ。政権構想は党の社会主義理論センターで検討する　②社会党は首切りは認めない。しかし現実問題として失業の予防と発生した失業者にたいする政策を示すのは政党の任務だ　③労働者の経営参加は、資本の側に取りこまれる危険性があるので、それぞれの組合の力量、歴史、力関係をふまえてやりなさいといっている、と答えた。

〔百万党建設構想〕　百万党建設小委員会は非公開でおこなわれ、その討論は『日本社会党第43回定期全国大会速記録』（あたご速記・印刷株式会社発行）にも収録されていない。しかし『社会新報』七九年一月二六日付には個々の代議員と下平副委員長、森永組織局長らの討論がかなり詳しく報道されている。討論では構想の基本にたいする疑問、たとえば「班長制度は規約にふれるのではないか」「党の基本方針を承認するものは、だれでも入党できるとするのは、綱領・規約の軽視ではないか」といった質問が出された。これにたいし森永組織局長から「班長制度は支部機関を援助するもので、新入党員の受け入れ体制をつくるために必要で、規約にふれるものではない」「入党条件でいう基本方針とは、綱領・規約、政策、諸決議の総称である」と答弁した。

論議の的となったのは、市町村議員の党費が、これまで国会議員、道府県議等と同じ一率一三%であったものを、歳費の月額に応じ一二%、七%、三%と減額することにともなう地方党組織の収入減対策であった。これについては、北海道、新潟など党勢が町村レ

ベルに及んでいる道県を中心に強い不安が表明された。執行部は、当初県段階の減収部分の三〇%を中央本部から補填する方針だったがこれを七〇%に増額し、残りの三〇%は党員拡大を実現することで解決するとの態度を表明した。

第五五回中央委　日本社会党第五五回中央委員会は七八年九月一三日、一四の両日、東京・一ツ橋の日本教育会館で開かれた。冒頭あいさつに立った飛鳥田委員長は、①有事立法阻止にむけ不退転の決意を固め、安保闘争を上回る闘争を組織すること　②これら大衆闘争を通じて百万党の建設をすすめること、をよびかけた。このあと多賀谷書記長が「当面の政局とわが党の態度」と題し、党務報告をかねた政治報告を、宮之原選対委員長が総選挙および統一自治体選挙闘争方針を、さらに武藤政審会長が「中期経済政策についての中間報告」をそれぞれ提案、質疑ののち、いずれも原案どおり承認した。二日目は下平副委員長（百万党建設委員会事務局長）が「百万党建設の基本構想」についての中間報告を提案した。この報告をめぐって九八人の中央委員のうち二二人が発言し、六時間にわたって論議がかわされた。基本構想に批判的な立場からは、①党員百万人は非現実的だ。党友もふくめた百万党にすべきだ　②集団入党制は党の労組依存を強める　③入党の障害は高い党費や画一的任務付与にあるのでなく、党体質や魅力のなさにある、といった見解が提出された。これにたいし執行部は、①本隊（党員）の拡大に百万党論の精髄があり、党の大衆化が必要である　②労働組合の現況をみても労働組合からの自立を追求しなくてはならない　③いままでのやり方では成功しない　④党友制度は現行どおりすすめてもよい　⑤集団入党は労組だけでなく、農民、中小企業者など階層別に広範に結集し、活動する場を保障することだ、と答えた。これを受け、最後に飛鳥田委員長が「大綱として執行部原案を了承してもらい、組織技術上の問題は、皆さんの意見で補強し、さらに討議して党大会で成案を得たい」と集約し、これを満場一致で採択した。中央委は最後に、「有事立法は戦時ファッショ立法であり、粉砕のため全力をあげてたたかう」との決議を採択して閉会した。討論の詳細などは『社会新報』九月一九日付、諸議案の全文は『月刊社会党』七八年一一月号または『政策資料』七八年一〇月号にある。

4　政策・方針

一九七九年度運動方針　第四三回大会で決定された一九七九年度運動方針は、飛鳥田執行部になって二度目の運動方針であった。「国民とともに、八〇年代革新の再生をになう、百万党を」と題されたこの方針は、第一部　基本方針、第二部　各局活動方針、の二部構成をとり、第一部は①はじめに——大会の意義と任務　②内外情勢の特徴　③政策課題と運動の重点　④百万党を築こう　⑤むすび——統一自治体選、総選挙に勝利しよう、の五章からなり、第二部は執行部を構成する一三の部局ごとの活動方針からなっていた。

この方針の重点である第一部③の「たたかいの目標」では、七九年度を「中期経済政策」実行の初年度と位置づけ、本年度の政策課

題と運動の重点をつぎの三項目においていた。①雇用の確保、生活の安定、格差と不平等を是正し、不況克服をめざそう　②反動化を阻止し、分権、自治、参加の民主主義社会を築こう　③安保廃棄、軍事基地撤去、自衛隊増強に反対し、非同盟・中立の日本を築こう。

この重点三項目のうち、最大の柱である雇用問題では、七〇万人雇用創出の運動をすすめるとして、つぎのような方針が打ち出されていた。

【七〇万雇用創出運動――日本社会党一九七八年運動方針より】

党は総合的な雇用対策をかちとるため、雇用闘争を今年度の運動の中で最重点にすえ、七九国民春闘と結合し、院内外で強大かつねばり強い闘いを展開します。党は当面、次の緊急対策の実現をせまり、二兆円の雇用予算、七〇万人雇用の創出をめざします。地方自治体の二〇万人雇用創出の運動をすすめ、財源の保障、民間企業の雇用拡大を誘導する中高年齢者雇用奨励金の引上げ、身障者雇用の拡大、失業多発地帯における特定地域開発就労事業の拡大、教職員、公立病院の看護婦等の増員などで新規に雇用をふやします。また、失業防止のため、解雇規制法の制定、週休二日制・週四〇時間労働制の実現、「年齢差別制限法」を制定します。失業者の生活保障をはかるため、失業給付日数の延長と給付率の引上げ、中高年齢失業者に対する失業手当制度の新設を行ないます。このため「七〇万雇用創出運動本部」（仮称）を設置し、労働団体との連携、全国的運動の展開にあたるとともに、野党を結集し強力な国会闘争を展開します。党は、県本部・総支部段階にも中央に準じた闘争本部を設置し、生活・地域闘争、議会闘争のつみあげを通じて雇用問題を統一自治体選挙闘争の争点にしていきます。とくに雇用不安をかかえる中高年齢層にとって厳しい実態をふまえ、退職者組織などの運動をもりあげ、定年の延長、最低保障年金制度（六〇歳からすべて雇用者は最低保障年金を無条件で受給できる制度）、各種年金の改善をせまり雇用闘争の幅を広げます。また、未組織労働者対策をつよめ最賃闘争とあわせ、パートタイマーなど不安定雇用者の労働条件改善にとりくみます。

中期経済政策

社会党は第四三回大会で、一九八〇年代を展望した中・長期にわたる政策を体系的にまとめた中期経済政策を決定した。『日本経済の改造計画――経済民主化と社会化をめざして――』と題されたこの政策の策定には、社会党の政策審議会だけでなく、同党の外郭団体である平和経済計画会議に学者・専門家委員と社会党代表委員とで構成する「社会党中期経済政策研究会」（主査・大内力東大教授）が設置されてこれにあたり、七八年の第四二回大会で総論部分を審議したのをはじめ、下部での討論集会、中央委員会、全国政策審議会長会議等一年余の討論を経て完成したものであった。

中期経済政策は「資本主義体制の枠内で実現すべきもの」という性格をもち、さまざまな国民の生活不安の解決をはかりながら経済構造上の矛盾の解消をはかるため、日本経済を「福祉型成長」に転換することを目標にしている。この政策の全文はA5判六〇〇ページの単行書『日本経済の改造計画』として社会党機関紙局から発行された。また『月刊社会党』七八年七月号に「革新にとっての中期経済政策」と題する特集があり、第四三回大会に提出された最終案は『政策資料』七九年一月号に収録されている。

地方自治の基本構想

社会党はこの一年間、中期経済政策とともに、同党の地方自治にかんする基本政策の策定に力を入れた。すなわち、七八年七月二四日から三日間、北九州市で開かれた同党の自治体政策研究第一三回全国集会に「自治体綱領草案骨子」を提出して討議を求めたのを皮切りに、同年八月の

全国革新市長会総会でも「革新自治体綱領」の策定を最重点課題として位置づけた。その後、党の綱領は一つであるべきで、部門別にいくつもの綱領ができるのは問題だということで、最終的には「地方自治の基本構想」として第四三回大会に提出、採択された。この「基本構想」は〝分権自治の時代をめざして〟という副題が示すように、「分権自治」を地方自治政策の基本として打ち出し、①住民の政治参加を推進する制度的な保障をはじめ、②税制など財政面での具体策、③地域開発の課題と原則などが提案されている。なお、「自治体綱領草案骨子」は『政策資料』七八年九月号、「地方自治の基本構想」は同七九年二月号にある。

その他の政策　以上のほか、社会党が七八年七月以降の一年間に作成・発表した政策の主なものはつぎのとおりである。特記したほかはいずれも『政策資料』に収録されている。カッコ内がその号数および発行年月である。

①公共事業にかかわる下請企業の保護、地元雇用促進対策について（一四五号＜復刊四〇号＞七八年九月）　②八〇年代を展望する教育改革――あらたな教育の創造をめざして（一四七号、七八年一一月）　③「多極化時代」の非武装・平和中立と日本の平和保障政策＜第一次試案＞（一四八号七八年一二月）　④雇用対策委員会法案要綱　⑤定年制及び中高年齢者の雇入れ拒否の制限等に関する法律案（以上一五一号、七九年三月）　⑥再審法改正案（一五二号、七九年四月）　⑦戦時災害援護法案　⑧最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正案　⑨最高裁判所裁判官任命諮問委員会設置法案（以上一五三号、七九年五月）　⑩サラ金規制三法案　⑪失業手当法案　⑫住民の生活を守る自治体消防強化のための基本政策（以上一五四号、七九年六月）　⑬「男女雇用平等法案」など婦人政策（『月刊社会党』七九年四月号）　⑭79春闘にのぞむ党の政策（『社会新報』活動版七九年二月二〇日号）　⑮汚職防止三法案（『月刊社会党』七九年七月号）。

党声明・党見解　社会党がこの一年間に発表した党声明、党見解はつぎのとおりである。ただし、統一地方選関係のものについては別項参照。

①七八・八・三「有事立法」をめぐる福田内閣の危険な姿勢とわが党の見解（『政策資料』七八年九月号）　②同八・一二　日中平和条約調印に関する党声明（『政策資料』七八年一〇月号）　③同一二・七〔大平内閣の発足に対し〕党声明（『社会新報』一二月一二日付）　④七九・二・二「元号法案」をめぐる大平内閣の政治的ねらいとわが党の見解（『月刊社会党』七九年五月号）　⑤同三・八　中越紛争およびカンボジア情勢について（『月刊社会党』七九年五月号）　⑥同四・二八〔全逓マル生処分にたいする〕抗議声明（『社会新報』七九年五月四日付）。

5　労働組合との関係

総評への提言　七八年七月一一日付の『社会新報』は「総評への党の提言」を発表した。これは総評側が第五七回大会に提出する運動方針案のとりまとめにあたって、社・共・公三党や民主団体に意見を求めてきたのにこたえたものであった。この「提言」で、社会党は、①反独占、反自民の国民春闘路線をすすめる　②中期を展望した経済改革の政策を作成し、労働組合と一体となって生活・制度闘争をすすめる　③生活闘争を反戦・平和、民主主義擁護の政治課題と結合してたたかう　④国会闘争、地方議会闘争と大衆運動の結合をはかる　⑤産業別統一闘争の強化とともに、

地域闘争の強化に向け、党は労働組合と一体となってたたかう、などの基本方針を打ち出していた。提言は最後に、「党と総評との連帯強化を」で総評が「野党結束のカナメとなるわが党との支持・協力を深められることを切望し、わが党の主体性確立についての緊急の協力を期待する」と述べている。なお、提言の全文は『月刊社会党』七八年一一月号に再録されている。

総評と予算要求で統一行動

予算編成が大詰めを迎えた七八年一二月一四日、社会党は総評との統一行動として「12・14予算要求中央行動」を一三省庁にたいしておこなった。この統一行動には社会党の国会議員、県本部、地方議員代表、総評傘下の単産、県評代表など約三〇〇人が参加し、社会党と総評の統一要求書をもとに各省要求をおこなった。社会党と総評の統一要求書は「雇用の確保と安定、国民生活の防衛」を最重点課題に、①二兆円規模の雇用対策による五〇万人の雇用創出　②学級定数減による教員の六万人増、完全看護体制確立のため二万人の看護職員増など、社会的生活施設と公共サービスの拡充と、それにともなう安定的な雇用増　③年金の大幅引き上げなど社会保障の拡充　④公共賃貸住宅の増　⑤不公平税制の是正　⑥軍備予算の縮小、などを内容としていた。なお要求書の全文は『政策資料』一四八号（七八年一二月）にある。

社会党春闘方針

社会党は七九年二月二三日付の『社会新報』で「七九国民春闘にのぞむ党の方針」を発表した。この春闘方針は、党員が職場・地域で生活防衛闘争の先頭に立ってたたかい、指導性を発揮して日本労働運動の再構築をはかること、その闘争の過程で党員が党の労働政策を労働者・勤労国民に訴えながら四月の統一自治体選と春闘を結合し、一万党の建設を追求することをよびかけてい

いる」と述べ（『朝日新聞』七九年六月三日付）、社会党と総評首脳とのあいだで委員会を設けて、この問題を検討することを明らかにした。この「社会党・総評協議委員会」（通称・五人委員会）は、六月一九日に第一回会合を開き、〝八〇年代革新の政治戦略〟の樹立を前提にした「党と総評との新たな関係」について協議し、総選挙、参院選など当面の課題で、総評も社会党の必勝に全力をあげることで合意した。

6　主要な活動

(1)　選挙活動

統一地方選準備　社会党は、七八年七月の自治体政策研究全国集会、八月の全国革新市長会につづいて、九月には第五五回中央委員会を開いて、有事立法反対闘争方針、百万党建設構想を討議するとともに、次回総選挙対策とあわせて半年後に迫った第九回統一地方選にたいするとりくみを検討した。さらに七九年一月の第四三回大会においては、社会党の自治体政策の基本となる「地方自治の基本構想」を採択すると同時に、統一地方選闘争と総選挙闘争とを一体化した方針を決定した。そこでは、まず基本方針として、①選挙戦は、日常の諸闘争の集積であり、総力戦であることの確認にたって、国会闘争、有事立法を頂点とする護憲、平和のたたかい、生活諸要求闘争を始めとする諸闘争を全党的にとりくみながら選挙態勢づくりを常に一体的におしすすめる　②総選挙と統一自治体選挙とのそれぞれの候補者を具体的にくみあわせた一体的な選挙体制を市町村選対にいたるまで早急に整備する　③総選挙、統一自治体選挙ともども空白選挙区の完全解消に全力をあげる。とくに四七市（ただし統一選では二七市）の空白区と婦人議員の空白区解消に力をそそぐ、などを打ち出していた。

なお、社会党の統一地方選準備において重要な意味をもった問題に東京、大阪の知事選の候補者の選考、決定がある。しかし、これについてはとくに別項を設けてとりあつかったので、ここでは省略する。

統一地方選政策　第九回統一地方選にむけての社会党の選挙政策は第四三回大会に議案としてではなく、資料として提出された。この地方選政策は、三大目標として、①社会的生活施設やサービスを倍増し、生活と失業の不安をなくそう　②地方行政財政を確立し、格差・差別のない行政をすすめよう　③新たな反動攻勢から自治体を守ろう、を掲げ、つぎの八大政策を示していた。①雇用の確保と物価の安定　②社会的生活手段の拡充　③都市再開発と魅力ある地域社会づくり　④差別をなくす政策　⑤地域産業の振興　⑥教育の改革と文化・スポーツの振興　⑦エネルギーの安定確保、軍事基地撤去　⑧地方行財政改革とコミュニティづくり。

このほかにも、社会党は選挙戦の進展に応じ、党見解や声明、あるいは党幹部の談話や政府への申し入れのかたちで統一地方選にむけての諸政策を提起した。これらは『政策資料』七九年五月号に特集されている。

選挙総括　選挙の結果は、首長選、議員選ともに、社会党にとってきわめてきびしいものとなった。社会党は七九年五月二二日に全国書記長会議を、同七月九日に第五六回中央委員会を開いて、この選挙闘争の総括をおこなった。「総括」は、①社会党主導の首長選が前回に比しいちじるしく減少し、また知事選では「党主導の革新統一候補（四）は全面的に敗退した」　②道府県議選は前々回以降、四七一→四二二→三七九と長期低落の傾向をたどっている。他の議員選も政令指定都市の市議をのぞき後退した　③当選者数だけでなく、立候補者数、得票率も低下し、当選順位も下位当選者が多かった、などの事実をあげたうえで、つぎのような反省をしていた。①大阪など自民との相乗りを認めた事例が少なくなく、党の革新性のイメージ・ダウンにつながった　②候補者見送りの克服も急を要する　③党員数の差がそのまま選挙結果に反映した。百万党の建設が急務である　④党内抗争、不団結が選挙に悪影響を及ぼした。

なお、選挙総括の第一次草案の全文は『月刊社会党』七九年七月号の特集「春闘・統一自治体選挙闘争総括」のなかにある。

(2) その他

国際活動　日本社会党の国際活動は、主として社会主義諸国の共産党・労働党との交流と社会主義インターに加わっている資本主義諸国の社会民主主義政党との交流からなっている。代表団の派遣、招待の数からいえば、社会主義国の共産党との交流がより頻繁である。とくにソ連共産党とのあいだでは、中央レベルだけでなく、地方あるいは党内の部局単位で交流がおこなわれている。すなわち、七八年の後半だけでも広島県本部訪ソ団（七月）、北海道本部サハリン州友好親善代表団（八月）、日ソ問題特別委訪ソ団（八月）、ソ連友好訪問団（九月）、機関紙局訪ソ団（九月）、第一〇次訪ソ活動家代表団（九月）、理論センター訪ソ団（一一月）と七つの訪問団がソビエトを訪れ、最後に、飛鳥田委員長を団長とする日本社会党第六次訪ソ代表団が一二月一七日から二一日にかけてモスクワを訪問しているのである。この飛鳥田訪ソ団は社会党の中央レベルの代表団としては一九七四年の石橋書記長を団長とする第五次訪ソ団以来四年ぶりであり、委員長の訪ソとしては一九七〇年以来八年ぶりであった。代表団はスースロフ政治局員を団長とするソ連共産党中央委員会代表団と二回にわたって会談した（詳細は『社会新報』一二月二六日付および『月刊社会党』七九年三月号参照）。

一方、ソ連からはソ連共産党活動家代表団（七八年一〇月）、同理論活動家代表団（一二月）、コムソモール代表団（七九年五月）が日本社会党の招待で訪日した。

このほか七八年一二月には下平副委員長を団長とする代表団が朝鮮労働党の招きで平壌を訪れ金日成主席らと会談し、七九年六月にはヒョン朝鮮労働党中央委員を団長とする朝鮮親善代表団が社会党の招きで来日した。また、七九年五月にはルーマニア共産党代表団が社会党の招待で来日した。

一方、社会主義インター関係では、七八年一一月三日から三日間、カナダのバンクーバーで開かれた第一四回大会に飛鳥田委員長を団長とする一三人の代表団が参加した。この大会の役員選挙で、

飛鳥田委員長が副議長に選出された。副議長は一七人の多数であるが、飛鳥田氏はアジアからは初の副議長である（社会主義インター第一四回大会についての詳細は『月刊社会党』七九年六月二九日、『社会新報』の主催で開かれた。その詳細は『月刊社会党』七八年一二月号および『政策資料』七八年一一月号参照。なお、七九年七月、理論センターの機関誌『現代社会主義研究』（月刊）が創刊された。

朝鮮問題シンポジウム　七九年六月二九日、『社会新報』の主催で「朝鮮問題シンポジウム'79」が東京・千代田区の日本海運クラブで開かれた。シンポジウムの目的は、①日米韓軍事同盟の動向　②人権抑圧、民主主義弾圧に抗する韓国の民衆運動　③朝鮮民主主義人民共和国の自主的平和統一運動、などの動向を分析しながら、韓国の民主化闘争に連帯し、南北朝鮮の自主的平和統一を支持する日本の運動強化の方向をさぐることにあった。シンポジウムには党外の学者、専門家もパネラーとして参加したほか、二五〇人の一般参加者があった。シンポジウムの詳細は『社会新報』七九年七月三日、同六日、同一〇日付参照。

社会主義理論センターの活動　七八年五月、従来大会ごとにその決定で設けられていた社会主義理論委員会が改組され、中央執行委員会に直属する恒常的機関として「社会主義理論センター」が設置された。所長には勝間田元委員長、事務局長に嶋崎代議士が就任した。理論センターの中心的任務は、一九六四年に確認された社会党の綱領的文書である「日本における社会主義への道」を、その後の内外情勢の変化に応じて豊富にし、結党時に制定された綱領と矛盾する点があれば統一し、将来の日本における社会主義社会の構想をつくる、というものである。ただ実際には、当面はその課題のための基礎的な調査研究活動をおこなっている。その一つとして、七八年九月三〇日と一〇月二日の二日間、「教育改革と民主主義」と題する国際シンポジウムが理論センターの主催で開かれた。その詳細は『月刊社会党』七八年一二月号および『政策資料』七八年一一月号参照。なお、七九年七月、理論センターの機関誌『現代社会主義研究』（月刊）が創刊された。

福島県本部の統一　社会党福島県本部は、社会主義協会派と反社会主義協会派の対立から七七年一二月に分裂し、二つの県本部が存在するという異常な状態がつづいていた（本年鑑一九七九年版四八七ページ参照）。このため党中央は多賀谷書記長を中心に双方の調停にあたり、曲折のすえ、ようやく七九年二月一〇日に統一大会が開かれ、一年ぶりに統一が回復した。なお、多賀谷書記長の提示した調停案の全文は『社会新報』七八年一二月八日付にある。

5 公明党

1 概況

池田辞任問題と公明党　一九六四年一一月に結成された公明党は一九七九年をもって結党一五周年を迎えた。実際には創価学会が政治に乗り出したのは一九五五年四月の第

三回統一地方選のことであり、公明党の前身である公明政治連盟の結成は一九六一年一一月であるから、実質的にはすでに二五年近い歴史をもっているわけである。

この一年間において公明党にとってもっとも重大な出来事は、七九年四月二四日に発表された池田大作氏の創価学会会長の辞任問題であろう。池田氏は公明党の実質的な創立者であり、竹入・矢野体制も池田会長の指名によるものであったことなどを考えると、池田辞任は単にこの一年というだけでなく公明党一五年の歴史のなかでも「言論妨害事件」と、これにともなう創価学会と公明党の分離問題とならぶ、あるいはそれ以上に重要な意味をもつものといえよう。池田辞任の背景には日連正宗の信徒団体である創価学会と本山大石寺とのあいだで教義解釈をめぐる対立があり、それと関連して会員の幹部批判や脱退会員による公然たる創価学会批判の動きがあったといわれる。しかし、池田会長辞任の理由は必ずしも明らかではない。さらに池田辞任が公明党にどのような影響を及ぼすかは今後の問題である。

〃社会党離れ〃

公明党は七六年総選挙での躍進を機に、民社党との提携をいっそう強め、中道勢力の結集によって、自民党が過半数を割ったのちの「連合政権」時代の〃受け皿〃をつくることに努めている。この一年間で目立ったのは、いわゆる〃社会党離れ〃の傾向である。たとえば第一五回大会の運動方針では社会党を「革新勢力結集のカナメ」と評価していたものが、七九年の第一六回大会では「自社両党が五五年体制の存続に、分業的な形をもって事実上協力し合っている」と述べられている。また、国会でも予算案や元号問題で社共両党とは異なる対応をしめし、さらに地方選では、社会党と組むよりは、はるかに自民・民社両党と連合する場合がふえている。

2 組織・機関紙・財政

党員数

公明党の党員数は『公明新聞』七八年一一月二四日付に発表された第一六回全国大会にむけての「党務報告(案)」によれば、一六万六千余人である。第一五回大会の時点では一四万余人であったから、一年足らずのあいだに二万六〇〇〇人の増となったわけである。なお政治資金規正法によって公明党が自治省に届け出た七八年中の収支報告では、「党費・会費」の納入人員は一六万五九七九人で、前年より二万三九五七人の増となっている。

各級議員数

第三一中委での党務報告(『公明新聞』七九年五月一七日付)によれば、七九年四月三〇日現在の公明党所属の各級議員数はつぎのとおり。

国会議員	八三人
都道府県会議員	一九七人
東京特別区会議員	一七九人
政令指定都市市会議員	一一七人
一般市市会議員	一六四八人
町村会議員	一二二九人
合計	三四五三人

機関紙誌　公明党が発行している定期刊行物はつぎのとおりである。

①中央機関紙『公明新聞』（日刊、八ページ建）一部四〇円、一カ月九〇〇円
②『公明新聞日曜版』（週刊　八ページ建）一部四〇円、一カ月一五〇円
③『公明グラフ』（月刊、B4変型判）一部八〇円
④党政治理論誌『公明』（月刊）一部二二〇円
⑤『公明月報』（月刊）
⑥『公明新聞縮刷版』（月刊）

財　政　政治資金規正法により公明党が自治省に提出した一九七八年中の収支によれば、同党の七八年中の収入総額のうち前年からの繰越を差し引いた純収入は七一億五七五六万五二一六円で前年にくらべ約三一一六万円の増であった。公明党の収入のうちもっとも大きなものは『公明新聞』『同日曜版』をはじめとする機関紙誌や出版物関係の収入で約五九億三二四二万円で総収入の八二・九％に達している。その他では、党費、会費が主で一一億二五八八万六一六〇円、総収入の一五・七％である。公明党の収入構造の特徴は他党でかなりの比重を占める寄付がまったくないことである。

支出総額は六八億四八八万円余で、内訳では、機関紙誌の発行事業費四二億三二二五万円余が最大で、総支出の六一・八％を占めている。つぎが人件費の一七億五八五二万円弱で二五・七％である。

3　大会・中央委員会

(1)　第一六回全国大会

〝現実的選択〟を強調　公明党第一六回全国大会は七九年一月一七日から三日間、東京・九段会館で開かれた。前年の第一五回大会は、冒頭の委員長あいさつで、自衛隊認知など同党の基本政策とも異なる「現実主義路線」を打ち出して大きな反響をよんだが、本大会はこの〝竹入提言〟を正式に運動方針に織り込むとともに、従来の社公民路線を新自由クや社民連までひろげる一方、社会党にたいして批判的姿勢を強めたことが注目された。

大会冒頭、あいさつに立った竹入委員長は、まず前年の大会で政治資金、防衛問題など五つの重要な政策課題についてタブー視せず、現実的な論議を展開することを提言したことにふれ、今後とも検討をつづけることを訴えた。ついで当面の政局の特徴を①六年ごしの不況下で国民は政治の変化を期待している　②野党はこの期待にこたえられなかった　③自民党の挙党体制は瓦解の一歩手前まできた、の三点に要約し、この三点に「今日における全ての政治課題、すなわち政策も路線問題も集約されている」として、この三つの問題についての「所感」を述べて「活動方針案をより現実的たらしめ」たい、とつぎのような見解を表明した。①〝雇用対策〟が本

年の重大・緊急な政策であり、党の全力をあげてとりくむ　②野党は〝なんでも反対〟の無責任な姿勢、イデオロギー一色の論議はやめ、国民と共通する認識、意識をもたねばならない。公明党もこの二、三年来、国民の共感を得られるようなたたかいに若干欠けるところがあった。八〇年代は〝行動する党〟に徹し、調査活動にとりくみ、その結果にもとづいて提案し、たたかうことで国民の共感を得たい　③政局は流動的で、八〇年代は「連合政権」の時代となる。政治転換をめざし、社会、民社、新自由ク、社民連との連携をいっそう深めたい。

労組関係者の大会出席

このあと佐々木民社党委員長、及川一夫総評副議長、福井秀政同盟副会長、岡村富田弘隆新産別書記長、橋本孝一郎政策推進労組会議代表世話人、美濃部都知事の来賓あいさつがあり、つづいて①党務報告　②活動方針　③七九年基本政策　④昭和五三年度決算　⑤昭和五四年度予算、の五議案の提案説明があった。なお、前記のほか、つぎの一九労働団体から二四人の代表が大会に出席した。総評、鉄鋼労連、全国金属、合化労連、全日通、全逓(二人)、国労、全電通、政労協、自動車労連、ゼンセン同盟、造船重機労連(二人)、海員組合、鉄労(二人)、国税会議、全施労(三人)、商業労連、日高教、政策推進労組会議。

公明党と労組との関係についての質疑

大会一一日目は分科会討議で、党務報告と活動方針を審議する第一分科会、のこりの三議案を審議する第二分科会にわかれて討議がおこなわれた。第一分科会では都知事選、選挙協力、共同政府綱領、有事立法問題などが、第二分科会では景気・雇用対策や赤字国債問題、原子力発電、元号問題などが論議された。ここでは、公明党と労働組合との関係についての質疑を紹介しよう。なお、委員長あいさつの全文、来賓あいさつの要旨、大会質疑の模様は『公明』七九年三月号にある。

〔厚地璽代議員(鹿児島)〕　中道革新ブロック形成について、第十五回党全国大会では労組に対する取り組みに積極的な姿勢が感じられたが、今回の活動方針（案）では第三者的にふれられているにすぎない。一歩後退したのではないか。また、総評との話し合いは相互信頼の上に立って積極的に進めるべきだ。

〔三木忠雄労働局長〕　活動方針（案）に一行しか書いてないからといって労組との関係を軽視しているということでは毛頭ない。一層、拡充強化していこうと考えている。活動方針（案）が膨大になるから、昨年と重複する部分は割愛したまでだ。

公明党は働くものの味方として総評であろうと、同盟であろうと、中立労連であろうと、新産別であろうと、同盟であろうと、あるいはこうしたナショナル・センターに所属をしない組合とも連携強化を図っていきたいと考えている。昨年ふれられていたような問題はすでに通り越している。労組の代表が、公明党の大会に多数出席すること自体、機関決定を必要とするなど、さまざまな垣根があるが、それを乗り越えて多数の方が出席されていることは労組との関係が大きく前進している証拠だ。

〔矢野書記長〕　労働界と公明党との関係は決して弱くなったり、薄くなったということはない。より一層緊密になっている。党務報告（案）にある通りだ。公明党、社会党の関係も、反自民という立場から公明党は社会党を選挙で応援してきた。こうした中で公明党から応援してもらうばかりでなく、公明党に対しても応援すべきだという声が労働組合の中に出てきたことは事実であり大切にしていきたい。公明党はこれまで、考え方の違いなど相違点は極力タナ上げし、できるだけ労組の要求を素直に吸い上げてきたという面が多かった。労組の要求も正しいものが多く、今後ともこうした協力を続けていく。同時に、それはそれとして、ぼつぼつお互いの考

え方の違いを相互啓発的に論議すべき段階にきているのではないか、とも思う。でなければ、真に対等、平等のより深い関係というものは築けないのではないか。そうした一つの表れとして、昨年の日教組大会における槇枝議長の発言に対する党国会対策委員会の反発があった。今後、労組との関係について、一面ではいい意味での相互批判もあっていいのではないか、と思う。そうした意味で、結果として現在においても公明党は選択的に、ある労組とはより一層緊密になり、総評に代表される労組については若干ぎくしゃくしたものが残っている、という面もあるのではないか。いずれにせよ、今年は労組ともっと深い関係、深いきずなを築いていきたい。

大会決議　大会最終日の一月一九日は、活動方針など五議案を原案どおり、賛成多数で可決したのち、党本部役員の選出に入ったが、どのポストも無競争のため投票を省略し、起立によって信任を問うた。その結果七選の竹入委員長、矢野書記長をはじめ全員が信任された。大会は最後につぎの六決議と大会宣言を採択して閉会した（大会宣言の全文は『公明新聞』一月二〇日付、諸決議の全文は同一五日付にある）。

【大会決議】

①統一地方選の大勝利をめざす決議　②景気回復、雇用安定並びに中小零細企業の経営危機打開に関する決議　③一般消費税導入に反対する決議　④地方自治体の財政危機克服に関する決議　⑤国際児童年を成功させる決議　⑥福祉経済社会建設に関する決議。

新役員　公明党第一六回大会で選出された本部役員と大会直後の中央執行委員会で決定した各局長はつぎのとおり。

▽中央執行委員長　竹入義勝、▽中央執行副委員長　二宮文造、浅井美幸、多田省吾、▽書記長　矢野絢也、▽副書記長　石田幸四郎、鈴木一弘、田代富士男、渡部一郎、▽総務局長　長田武士、▽組織局長　田代富士男、▽議会局長　鈴木一弘、▽宣伝局長　矢追秀彦、▽広報局長　坂井弘一、▽機関紙局長　市川雄一、▽青年局長　大久保直彦、▽婦人局長　＊柏原ヤス、▽国際局長　黒柳明、▽労働局長　三木忠雄、▽文化局長　多田省吾、▽教育局長　浅井美幸、▽中小企業局長　＊松本忠助、▽農林水産局長　＊瀬野栄次郎、▽国民生活局長　＊渡部通子、▽政策審議会長　正木良明、▽財務委員長　＊山田太郎、▽国会対策委員長　大久保直彦、▽選挙対策委員長　大野潔、▽選挙対策事務局長　大川清幸、▽国民運動本部長　石田幸四郎、▽公害対策本部長　＊小平芳平、▽中央執行委員　笠間肆、寺島秀幸、伏木和雄、藤井富雄、藤原行正、二見伸明（以上中央委員。＊印は非中執）

▽中央統制委員長　小泉隆、▽副委員長　龍年光、▽委員　白木義一郎、星野義雄、宮崎正義

▽会計監査委員　沖本泰幸、藤原房雄、松尾正吉

(2)　中央委員会

二九中委　公明党第二九回中央委員会は一九七八年九月二八日、東京新宿区南元町の公明会館で中央委員会は半年後に迫った統一地方選にむけて党の態勢固めをはかることを主たる目的とするものであった。冒頭のあいさつで竹入委員長は、福田内閣の経済失政を批判するとともに、不況脱出のため野党側の減税要求を認めるよう要求した。また国会の解散について「景気回復の大事な時期に政治的、経済的空白をもたらす」として反対した。このほか、日中条約の調印を歓迎し、公明党の等距離中立外交に自信をもって今後は対ソ、対東南アジアの友好促進に努めることを表明した。ついで統一地方選準備にふれ、最後に「有事立法」問題で賛成から反対に方

針を急転換させたことについて「舌足らずで若干混乱が生じた」と弁明した。中央委は、このあと矢野書記長の「党務報告」、長田総務局長の「補正予算」の説明を受け、質疑ののち両案を可決し、午前中で終了した。

三〇中委　この中央委員会は第一六回大会で承認された新中央委員会の議長、副議長を選出するためのものであった。大会終了直後の一月一九日に九段会館で開かれ、議長に古寺宏、副議長に林孝矩、鈴木仁の各氏を選出した。なお、各都道府県本部大会で選出され、第一六回大会で承認された中央委員は六二人で、内訳は東京六、大阪四、北海道、埼玉、千葉、神奈川、愛知、兵庫、福岡各二、他府県各一で、前年に比し、東京が一名減、他は同じであった。

三一中委　第三一回中央委員会は七九年五月一五日、公明会館に中央委員五二人が出席して開かれた。この中央委は、統一地方選の総括を中心に一年後の参院選、次期衆院選の準備などを目的とするものであった。竹入委員長は冒頭のあいさつで、①統一地方選では着実な前進をとげた　②池田創価学会会長の勇退で公明党の路線、人事が変わるものではない　③中道勢力は八〇年代の政治を左右する立場に立った。いわゆる「保守・中道の時代」という見方は正しくない。「新しい革新・中道革新」の立場からの「現実的選択」は国民から評価されている　④衆院解散の大義名分はなく、政治空白をつくる余裕はないが、常在戦場の決意で〝行動する党〟に徹してたたかおう、と述べた。中央委は矢野書記長の党務報告を受けたあと、小泉隆中央統制委員長の辞任にともなう後任・補充人事があり、中央統制委員長に白木義一郎、中央統制委員に北側義一氏が選任された。最後に質疑ののち党務報告を可決し、午前中に閉会した。

4　政策・方針

第一六回大会活動方針　七九年一月の公明党第一六回大会で決定された活動方針は、前年の大会で竹入委員長の〝個人的見解〟として表明した、自衛隊認知や、従来「衆参両院とも現行選挙制度を維持」としている方針を参院全国区の改革に応じること、などの「竹入提言」を党の正式の方針に織りこんだ点が注目された。また、七八年五月の第二八回中央委で竹入委員長が提起した「新しい革新」論（詳細は本年鑑一九七九年版四九五～四九六ページ参照）を、「二八中委見解」と呼び、公明党の政策、路線の原理・原点となるものであることを強調した。なお、第一五回大会の活動方針では、公明党の「連合政権」構想において、労働組合が「政権の主体」としての「中道国民戦線」で重要な位置を占めることがうたわれていた（本年鑑一九七九年版四九六～四九八ページ参照）。しかし今回の活動方針では、労働運動については、「党活動の課題」のなかで、つぎのように簡単にふれているだけである。

【公明党第16回大会活動方針のうち、労働運動に関する部分】

長期化する経済の不況は、労働者の生活のうえに重圧を加え、大きなシワ寄せがなされています。そして、こうした勤労大衆の政治に対する要求は、いっそう多様化、深刻化して雇用、減税、社会保障など各種の制度

要求に現れています。わが党は三千七百万の労働者のもつ社会的、政治的エネルギーを政治に生かすとともに、これら勤労大衆と、その家族の抱える切実な要求を実現することが政党としての責務であると考えます。また価値観が多元化し、労働者の意識が多様化するとともに、政治的には「連合」時代を迎えている今日、政党と労働組合の間には協力関係が不可欠になっております。このような状況にあって、労働組合の政党支持関係は複数政党支持の方向へ向かっていることは疑いありません。わが党が、このような趨勢の中で、組織労働者、未組織労働者を問わず、労働者の各種の政治的要求に応えて全力をあげて取り組むことは極めて重要であります。そのために、各労働団体、単産、単組、協議体等の活動に協力し、その活動の前進を図ることをめざすものであります。

さらに、個人の労働相談をはじめ、キメ細かな対応をいっそう活発化するとともに、完全失業者が昭和五十二年一月いらい一年九カ月も連続して百万人を上回っている現状から、中高年齢者や身障者、寡婦の雇用促進をはじめとする雇用確保に全力を尽してまいります。また臨時工、パート・タイマー、出稼ぎ労働者等の労働条件改善の問題に対しても力を入れてまいります。次に党員に対する労働関係の学習会として、全国的に行われ効果をあげてきた労働講座をいっそう充実させ、党員の資質向上を図ってまいります。

なお、活動方針（案）の全文は『公明新聞』七八年一一月二〇日付にある。

5　労働組合との関係

総評などとの定期協議

公明党は一九六七年一一月、「公明党支持の新しい労働組合」を組織する方針を打ち出して注目された。しかし、この方針は実行には移されず、最近は既存の労働組合との提携・協力関係を強化することに努めている。また、労働組合側も政策・制度要求の比重が増大するにつれ、公明党と接触を求めるケースがふえている。とくにこの一年間で目立つのは、政策推進労組会議との関係で、七八年七月、八月に減税・雇用問題あるいは補正予算をめぐって意見交換をおこなったのにつづいて、一一月からは、両者のあいだで定期協議が始まった。以後、七九年一月、三月、四月と定期協議はつづけられている。七六年九月に始まった総評との定期協議も七八年七月、九月とおこなわれた。また、七九年一月には同盟と、同二月には総評・中立労連・新産別の労働三団体と雇用問題をめぐって意見交換をおこなった。

ただし、総評との関係は総評議長である槇枝日教組委員長が、七八年六月の日教組大会で、公明党の「中道路線」を「右寄り」と批判したこと、公明党が拒否した太田薫氏を総評が都知事候補に擁立したことなどもあって、必ずしも友好的ではない。この点に関連して、矢野書記長は第一六回大会における質疑のなかでつぎのように述べている。

> 総評と公明党は中央レベルで定期協議会があり、これを地方レベルまでに拡大してはどうかという話が総評からあったが、公明党は正式に断った。理由は総評との関係に一致点もあるが一致しない点がまだ多く残っているからである。今のところ中央だけで十分である。しかし、県民が参集し、その他大勢の一員として公明党も参加する形で「県民会議」ができるのならば大変結構なことである。総評と公明党が包括的、無限定的に地方レベルで共闘会議を持つことはまだその時期ではなく賛成できないが、限定的、個別的テーマについて話し合い、限定的、個別的に共闘を推進することはなんらさしつかえない。

公明党代表が出席した労組大会

七八年七月以降の一年間に、公明党が代表を出席させた労働団体の大会や集会などはつぎのとおりである。

動労34回大会（78・7・3）、国労40回大会（7・4）、全逓37回大会（7・4）、全建総連決起集会（7・11）、公務員共闘第四次統一行動中央集会（7・12）、総評57回大会（7・15）、全施労9回大会（7・20）、政策推進労組会議中央総決起集会（7・21）、全国金属29回大会（7・24）、松下労組33回大会（7・26）、合化労連60回大会（7・27）、全国セメント33回大会（8・1）、鉄労と意見交換（8・10）、政労協「要求実現集会」（8・31）自動車総連7回大会（9・6）、中立労連5回大会（9・12）、全トヨタ労連大会（9・14）、政策推進労組会議要請集会（9・19）、ゼンセン同盟34回大会（9・26）、自動車労連14回大会（10・12）、全日海38回大会（11・7）、電力労連と意見交換（11・16）、政策推進労組会議中央討論集会（12・1）

政策推進労組会議「不公正税制を糾弾する集会」（79・1・23）、同盟15回大会（1・30）、総評58回大会（2・1）、電機労連65回中央委（2・15）、政労協42回大会（2・23）、全施労16回中央委、鉄鋼労連60回大会（2・27）、全国労働組合総連合結成記念レセプション（3・9）、全施労東京西地方本部「高齢者会議」（3・14）、全建総連「建設諸資材価格安定要求中央集会」（3・15）、政策推進労組会議「不安を解消し、公正な政治を求める中央集会」（3・22）、京都民労協「79賃金闘争決起集会」（3・30）、第50回メーデー（5・1）、全施労中央決起集会（6・5）

総評への提言

七八年六月二二日、公明党は総評との定期協議の席上で「総評の運動に対する公明党の提言」を手渡した。これは、総評が第五七回大会を前に、総評にたいする要望、意見を社、公、共三党などに求めたのにこたえて、まとめられたものであった。「提言」は、総評二八年の歴史を高く評価し、「国民春闘」「制度・政策要求」を支持することを表明したうえで、つぎのような提言をおこなっていた（要旨）。

①わが国経済、社会をめぐる変化は大きく、問題は複合的である。それゆえ対応すべき選択の幅は小さい。総評の運動が既成観念のみにとらわれることなく〝新しい選択〟の思考を内包されることを望む　②不況・雇用不安のもとで春闘も現実を踏まえ、効果的な闘いで実質的に前進した結果を出さねばならない。争議は社会的、経済的影響を考慮し、目的達成の手段として効果的で必然性のあるもので〝空打ちスト〟の批判を避けるべきである。また、政策要求、地域活動は通年闘争の形で取り組まざるを得ない③労働者も家に帰れば消費者、住民である。組織労働者が企業内要求とともに政治的、社会的課題に取り組み、労働運動が市民運動と呼吸を合わせることが要請されている。争議は大衆の理解を得ることが重要で、主婦、中小零細経営者、未組織労働者などを味方にした幅広い運動を望む　④中小企業労働者、未組織労働者に対し、大企業の組織労働者が手を差しのべてほしい。⑤労働者相互に雇用機会を分かち合う感覚が必要である　⑥一部の中小企業労組では過大な要求、過激な闘いの結果、企業が倒産し労働者が路頭に迷う例がある。力の弱い中小企業労働者の信頼される味方になって戦われることを切望する（「提言」の全文は『公明新聞』七八年六月二三日付にある）。

6　諸活動

(1)　選挙活動

統一地方選準備

前回の統一地方選で躍進した公明党は、七八年六月には第九回統一地方選の公認候補を決定したのにつづいて、七月に第二次、九月はじめに第三次公認候補を決

定した。その後の若干の公認候補が追加され、最終的には各級議員選で公認が二二七七人、推薦が四一人となった。前回、改選議席を八五〇人上回る候補を立てたのにくらべ、今回は〝当選第一主義〟で改選数を若干上回るにとどまった。また首長選では前回社会党との共闘を重視したのに比し今回は「公明党は〝勝ち馬〟に乗った」と評されたように、保守といっしょに現職を推すケースが目立った。

七八年九月二八日、公明党は竹入委員長を本部長とする「統一地方選挙対本部」を設置するとともに、同日第二九回中央委員会を開いて選挙闘争のスタートを切った。ついで一〇月には全国各地で党の政治学校を開き、①統一地方選の意義と情勢　②地方自治の改革の方向　③公明党地方議員の実績をはじめ、「新しい革新論」などについて学習をおこなった。さらに一二月には、全国大会に向け、各都道府県大会を開いて統一地方選へのとりくみを強化し、七九年一月の第一六回大会で最終的な態勢固めをはかった。とくに執行部は、最近の中間地方選挙で議席減、得票減が生じていることを指摘して、ひきしめをはかった。

統一地方選政策

公明党は七八年一二月一九日、「清潔・公平・自由な新しい政治――住民本位の地方自治めざして」と題する統一地方選にむけての基本政策を発表した。同政策はメイン・スローガンとして、①不況の打開、雇用の確保、安定したくらしを　②住宅・年金・医療・教育・災害――五つの不安に挑戦する公明党　③市民相談一〇〇〇万件の実績――行動の党、の三つを掲げ、さらにつぎの一〇項目の政策スローガンのもとに具体的な政策を展開していた。

①住民参加で地方自治の確立　②国民優先の生活関連公共投資で不況を克服　③公共優先の土地利用と地価の安定で住宅建設の促進　④家計を守り、安心できる消費生活を　⑤失業をなくし、働く者が安心できる生活の実現　⑥ゆたかで生きがいのある社会福祉の充実　⑦中小企業の仕事を増やし経営を安定　⑧ゆたかな人間教育、うるおいある文化とスポーツ　⑨農林漁業を立て直し、生産とくらしを守る　⑩太陽と緑ゆたかな人間優先の都市と〝ふるさと〟をつくる（政策の全文は『公明新聞』七八年一二月二一日付にある）。

統一地方選総括

選挙の結果、首長選では公明党が推薦または支持した都道府県知事候補九のうち北海道をのぞく八人が当選した。また市長、東京特別区議では七二人を推薦または支持し、六二人が当選するという好成績であった。しかし、議員選では道府県議、市議ではほぼ前回当選数を確保したにとどまり、町村議では前回比四四議席の減となった。この結果を、公明党は公明党にとってきびしい情勢下で前回の躍進を定着させたもので「着実な前進」であったと高く評価した。また、この選挙の特徴として、①「旧い革新」「旧い保守」による不毛の政治対決が色あせ、現実的路線が国民から強く求められた　②その結果、現実をきびしく受けとめ、その課題にとりくむ公明党など「中道勢力」が八〇年代の政治を左右する重要な位置を占めた　③知事選で自民党は単独で候補者を立てられない状況になり「中道候補」の台頭が強まった　④保守復調といわれているが自民党の凋落傾向に基本的な変化はなく、同時に社会党の衰退もつづいている、と述べた（三一中委における竹入委員長あいさつ）。

(2) 国際活動

公明党には国際的な友党と呼ぶべきものはない。したがって、その国際活動は党の方針である「等距離完全中立外交政策」にもとづく「国民外交」が主である。

とくに注目されるのは、この数年来、中国と積極的な交流を重ねていることである。この一年間にも、竹入委員長を団長とする代表団が二回にわたって訪中している。すなわち、七八年一一月二七日から同一二月五日にかけては竹入委員長、二宮、浅井両副委員長ら六人の「公明党第七次訪中団」が、また七九年六月二六日から同七月九日にかけては、竹入委員長以下衆参両院議員二六人をふくむ三二人もの大型の「公明党第八次訪中団」が北京をはじめ中国各地を訪問した。このほか、七九年一月七日から同一三日には多田副委員長をはじめとする「公明党第三次訪ソ団」の一行六人はモスクワを訪れ、シチコフ ソ連邦最高会議連邦会議議長らと会談した。また同五月二一日から同二九日にかけ「公明党第三次青年訪ソ団」がコムソモールの招待で訪ソした。

また七九年六月一五日から同二三日にかけては矢野書記長を団長とする「公明党第二次東南アジア訪問団」がインドネシア、マレーシア、シンガポール、タイの四カ国を歴訪し、各国首脳と会談した。

6 民社党

1 概況

七七年一〇月、春日委員長は辞任し、翌月の第二二回臨時党大会で佐々木副委員長が後任に選出された。しかし、春日氏は常任顧問として常任中執委の一員であり、総選挙対策の責任者として国会議員候補の発掘などに力を注ぎ、いぜんとして党内で大きな影響力を有している。

〝保守・中道〟連合路線

春日前委員長は辞任直前に、従来の「社公民路線」に見切りをつけ、公明党との提携を軸に社民連、さらには新自由クラブまでふくむ「保革連合路線」を打ち出していた。佐々木新委員長のもとでは、再び「社公民路線」への軌道修正もありうるとの一部の予測に反して、「保革連合路線」は七八年四月の第三回大会で〝責任野党勢力の総結集〟として運動方針に明記された。この路線の〝右寄り〟転換は、その後さらに一歩すすめられ、七九年五月の第二四回大会では、事実上、自民党との連立政権への参加に道を開く方針を決定して注目された。民社党の目標は、長期的には「建設的な革新連合

政権」の樹立にあるが、さし当たっての重点は、自民、社会両党によって維持されてきた「五五年体制」の打破に置かれており、「保守・中道連合政権」は一九八〇年の参院選後にも現実化する可能性がある課題として強調されている。なお、こうした党の方針にたいして、同盟の指導部は、党の主体性強化こそ要重であるとして批判的である（『同盟』一九七九年六月号の「民社党大会の成果と教訓を生かそう」参照）。

党の主体性強化という点では、佐々木新委員長のもとで、民社党は党勢の拡大に力を入れ、かなりの成果をあげた。すなわち、同党の党員数は七三年に実施された名目党員の整理によって、それまで公称四万三〇〇〇人であったものが二万人と半減し、その直後の党勢拡大運動で三万人台には達したものの、伸びなやみ状態がつづいていた。しかし、七八年秋以降、同盟系労組の積極的なとりくみによって増勢に転じ、七九年三月末には四万四五九四人に達し、民社党は結党以来はじめて党員数で社会党を上回った。

2　組織・機関紙・財政

党員数

民社党の党員数は、これまで公称数あるいは概数しか発表されてこなかったが、七九年二月二日付、同四月一三日付の『週刊民社』は月別の党員数の推移を発表し、これによってその実数が明らかになった。第142表がそれである。本年鑑一九七九年版で「民社党の公称党員数は四万数千人であるが、七七年中の党費納入党員数は三万二七四二人であることが政治資金報告書に記載されている」事実を記録しておいた（五〇六～五〇七ページ）。今回発表された党員数の月別推移によって、七八年一月末現在の党員数は三万二八八七人で、従来の公称数にはかなりの水増しがあったことが明らかとなった。

しかし、民社党がこのような党員数の実数の月別推移の公表にふみ切った背景には、同党が党勢拡大に力を入れ、成果をあげた事実がある。とくに、統一地方選をひかえた七九年二月、三月の第三次党勢拡大月間では、一万人の新党員獲得を目標に、「社会党に追いつき、追いこせ」を合言葉に運動を展開した。その結果、目標の一万人には達しなかったが、二カ月間で四一八六人の増となり、民社党は結党以来はじめて、党員数で社会党を上回った。なお、第一次党勢拡大運動は七七年一〇、一一月、第二次は七八年五、六月である（詳しくは本年鑑七九年版五〇六ページ参照）。

第142表　民社党員数推移

	党員数	前月比増
	人	人
78年1月	32,887	—
2	32,998	111
3	33,266	268
4	34,037	771
5	34,452	415
6	35,167	715
7	35,872	705
8	36,357	485
9	37,235	878
10	39,148	1,913
11	39,682	534
12	40,246	564
79年1月	40,408	162
2	42,691	2,283
3	44,594	1,903

〔備考〕『週刊民社』79年4月13日付による。

党勢拡大運動と同盟傘下の労組

民社党の党勢拡大運動では、同盟傘下の労働組合の果たした役割が大きい。『週刊民社』七九年一月一九日付によれば、「党員増の主力は同盟傘下の労組員であり、東北電、中電、関電、中国の各電力労連、全金同盟、ゼンセン、鉄労などの組合員の入党が目立っている」という。『同盟新聞』七九年二月一六日付によれば、民社党員のうち同盟系労組員は二万八〇〇〇人を超えているという。七九年一月現在の民社党員数は四万余であるから、民社党員の七割近くは同盟系の労組員である。産別ごとの正確な数字は不明だが、最大はゼンセン同盟で七八年九月には一万人を超えている(『週刊民社』七八年一一月二四日付)。増加がいちじるしいのは佐々木委員長の出身団体である電力労連で、七八年一月に二七〇一人であったものが、七九年一月には六〇〇〇人と一年間で約二・二倍になった。また、全化同盟は、全化政治連盟を結成して民社党に団体加入しているが、その会員すなわち民社党員は五六〇〇人で、組合員二〇人に一人は民社党員である(以上『週刊民社』七九年三月九日付)。このほかでは、七八年九月現在で全金同盟三〇〇〇人、自動車労連二五〇〇人(『週刊民社』九月二九日付)、造船重機労連が七八年一一月現在で三〇〇〇人(『週刊民社』七八年一二月一五日付)、などとなっている。ただ問題は、以上党員数がわかっている六単産の合計だけですでに三万人を超えており、しかも電力労連、全化政連以外は第三次党勢拡大月間以前の数字である。この点を考慮すると、この産別ごとの数字は若干割り引きしてみる必要があるようである。

婦人党員

第二四回大会には、これまでになく婦人代議員の出席が目立ち、しばしば婦人対策が問題となった。しかし、実態は「四万五千の党員中、婦人党員は千数百名」「こんどの選挙(統一地方選)で当選した千五百二十八名の地方議員のうち、婦人議員は十二名、わずか〇・八%しかいない」という(『週刊民社』七九年五月二五日付)。

青年隊

民社党の青年組織である民社党青年隊は、七八年三月現在、一八九組織、七七〇〇人であったが、一年間に二七組織、六五〇人を増して、七九年五月現在、二一六隊、八三五〇人となった(『改革の炎』七九年五月一日付)。

各級議員数

七九年四月の統一地方選後における民社党所属の各級議員数はつぎのとおりである。なお、これには公認だけでなく推薦者もふくまれている。

国会議員	三九人
都道府県会議員	一六二人
政令指定都市市会議員	七四人
東京特別区会議員	一七人
一般市市会議員	八六八人
町村会議員	三七三人
計	一五三三人

機関紙誌

民社党の中央機関紙『週刊民社』はタブロイド版八ページ(月一回は一二ページ)で一部四〇円、一カ月二二五円であったが、七八年一〇月六日付から毎週一二ページ建てとなり、料金も一部七五円、月三〇〇円に引き上げられた。部数は、一九七〇年に『民社新聞』から『週刊民社』に改題し、紙面を大幅に刷新した際、三万部から一〇万部近くまで伸びたのち、横ばい状態をつづけていた。しかし、この一年間で約二万部を増し、有料購読が一二万部を超えた(第二四回大会における西田機関紙局長発言、『週刊

民社』七九年五月二五日付)。第二四回大会の運動方針、および組織活動方針では、『週刊民社』二〇万、『革新』三万の目標を決定した。

このほか、民社党はつぎのような定期刊行物を発行している。

①中央理論誌『革新』月刊　一部三五〇円、年四二〇〇円
②『政策と討論』月刊　一部二五〇円、年三〇〇〇円
③『自治レポート』月刊、一部一五〇円、年一八〇〇円
④青年隊機関紙『改革の炎』月刊　一部一〇〇円、年一二〇〇円

財　政　政治資金規正法により民社党が自治省に提出した七八年中の収支報告によれば、同党の七八年中の収入は一四億〇六五八万八一三四円で前年比三一五五万九九二〇円増であった。収入のうち寄付が八億一七九五万円余で総収入の五八・二%を占めている。そのうち六億四一〇八万円は同党の政治資金団体である政和協会などからのもの、一億五三九一万円余が同盟などの労働組合を主とする団体からのもの、個人の寄付は二二九六万円余である。その他では『週刊民社』の収入が一億一四六八万円余、『革新』が五五九万円余、出版物収入が一二三九万円弱で、以上機関紙誌関係の収入小計は約一億八三〇五万円、総収入の一三・〇%である。党費・会費は一億二七六七万円弱、九・一%である。また立法調査費が一億八六八〇万円、一三・三%とかなり高い比重を占めている。民社党にあって、社、公、共三党にはみられない収入源は政和協会を通じての企業献金(前出)とパーティ開催による収入(八四五九万円弱)である。収入構造からみると民社党は自民党に一番近い。

支出面では総額一一億〇五七二万七〇一一円のうち、人件費が二億七七五〇万円(二五・一%)と最大である。他党で大きな比重を占める機関紙誌の発行事業費は一億五一七三万円余(一三・七%)と低い。人件費について高いのは寄付・交士金二億四六二一万円弱(二二・三%)である。あとは、その他経費一億五〇〇〇万円(一三・六%)、組織活動費七二九五万円弱(六・六%)、選挙関係費五一一〇万円弱(四・六%)などとなっている。

3　大会・中央委員会

(1)　第二四回定期全国大会

自民・中道連合構想　民社党第二四回定期全国大会は、一九七九年五月九日から三日間、東京都千代田区の九段会館に代議員三四五人を集めて開かれた。この大会は党役員の選出、七九年度の運動方針、組織活動方針、政策大綱などを決めるためのものであったが、役員については事前に佐々木委員長ら党三役の留任が決まっていたため、大会の論議は自民党との連立政権への参加問題を提起した運動方針に集まった。

大会冒頭の委員長あいさつでも、この〝保守・中道連立政権問題〟が主としてとりあげられ、この問題にたいする執行部の積極的な姿勢が注目された。佐々木委員長あいさつの要旨はつぎのとおり(全文は『週刊民社』七九年五月一八日付、または『革新』七九年六月号にある)。

【佐々木委員長の第二四回大会でのあいさつ(要旨)】

①統一地方選では東京・大阪など首長選で完勝に近い勝利をおさめ、地方議員選でも議席数、得票数とも新記録の成果をあげたことを喜び合いた

い。②内外情勢は一段と深刻化し、政治構造の面でも「五五年体制」は急速に崩壊しつつある。③私の基本的な考え方は二つある。一つは今後の政治転換の主役はわれわれ自身であるとの自覚にたって、党の拡大強化と責任野党勢力の結集にあたらねばならないことである。第二は、是々非々の現実路線に立って連合時代のあり方に大胆な検討を行うことである。④連合形態は多様であり、中道連合や政権党との保革連合も考えられる。また共通政策の幅によって小さな部分連合も、閣外協力的大幅連合も、保革連合政権もありうる。⑤ただし、この考えは従来の革新連合政権構想を修正するものではない。その過渡的段階における政権として位置づけるべきである。⑥近い将来、自民党単独政権が行き詰り、にもかかわらず自民党の比較第一党の地位は揺がず、責任野党勢力はこれに及ばない状態が来ることは不可避的である。その時期における政権対応は責任野党として避け得ない問題である。この場合、完全野党の道だけでなく、閣外協力の政策連合や、更に連合政権への参加もあり得ることを明らかにして国民の批判を求める。⑦政治の流れは明らかに変り、立党二十年ようやくチャンスが訪れてきた。先輩の苦闘で綴られたわが党の歴史に転機がきた。党運を傾けてこのチャンスに挑戦しよう。新しい政治の流れを確定的にするため総選挙と参議院選挙に勝利しよう。

一方来賓としてあいさつに立った天池同盟会長は、連合政権問題にかんし、つぎのような消極的見解を述べた。①革新政権樹立のためには連合時代をどう過ごすかがカギを握っている　②連立政権か部分連合かはあらかじめ予見できない問題だ。そのときの主体的、客観的条件を考えねばならない　③自民との連合といっても西独のような大連合にはならない。この不安的政権が失敗したときは、自民党の長期低落にまき込まれる恐れがある　④革新政権の樹立に向けて、民社党の主体性を大事にしなければならない。

また、前年から、相互の大会に委員長を送ってエールを交換している公明党の〝保・中連立問題〟にたいする見解が注目されたが、竹入委員長は来賓あいさつで「政治改革への訴えに深い感銘を覚える。高い見識であると拝聴した」と述べただけで、具体的な評価はさけた。

大会経過

大会には、このほか鈴木俊一東京都知事、関嘉彦民社研議長、竪山利文総連合議長、橋本孝一郎政策推進労組会議代表世話人、森田弥一全国中小企業団体中央会組織委員長が来賓として出席し、あいさつした。この後、党務報告、国会活動報告、統一地方選報告、決算報告、会計監査報告、統制委員会報告があり、満場一致承認された。つづいて議事に入り、一九七九年度運動方針をはじめとする諸議案の提案説明があり、質疑の後、役員選考委員会および三つの分科会に付託された。

第二日は分科会討議で、①運動方針　②組織活動方針、予算　③政策の三分科会にわかれて議案の審議がおこなわれた。

第三日、各分科会の報告をうけ質疑ののちに各議案とも本部原案どおり可決された。ついで一九八〇年一月の結党二〇周年にむけて「民社党結党二十周年記念事業特別委員会」の設置が本部提案どおり決定された。さらに党員表彰、①一般消費税導入に反対する決議、②雇用不安解消・完全雇用の実現に関する決議、の二決議の採択、衆・参両院議員候補の紹介とつづいた。つぎの役員選挙では「各役職とも、定数通りの立候補者なので、信任投票をはぶき、そのまま信任したい」との役員選挙委員長の提案が拍手で承認された。最後に大会宣言を採択して閉会した。

主要な大会論議

大会論議の焦点となったのは、自民党政権への参加をふくめた連合政権構想であった。代議員からは、自民主導の連合政権参加にたいして「不安」「理解しにく

い」「具体性に欠ける」といった意見が相つぎ、連合より党の主体性強化が先決だとする声が多かった。これにたいし、佐々木委員長は、つぎのように説明した。「民社党の最終目標は民主社会主義政権であり、連合時代では革新連合国民政権である。来年夏の参院選後に予想される政治状況は、自民党の単独政権は行き詰まるが、比較第一党であり、しかも責任野党勢力がなお自民党に及ばないという状況だ。その場合、野党全体で政権をとるか、自民党を含めて政権をつくるかの二者択一を迫られる。革命勢力と政権をともにすることは党是に反するから、現実には過渡的な政権として自民党を含めた政権を考えざるを得ない。そのようなことは、その時考えればよいという議論もあるが、それは責任野党として無責任な態度である。」「国民は自民党をつぶした後を不安に思っている。そこに自民党がつぶれない原因の一つがある。だからこそ自民党を含めた連合も考えなければならない。」「(保革連立政権は)われわれの要求する政策を実現させるとともに、自民党を変質させることが大きなねらいだ。そのためにも何よりも民社党が大きくなることがカギだ。」「主体性の強化とは、排他性とは別の問題だ。主体性強化のためにまず民社党の自前の候補者をつくってほしい、候補者がいない場合は民社党に近い人、まず公明党あるいは中道四党、それに社会党の一部も考えればいい。公明党との共闘が困るという考えは五五年体制にすでに引きずりこまれているからだ。」

また、七九年三月はじめに民社、公明両党の首脳間で「新党結成」を協議したと新聞で報道された問題について、佐々木委員長は「公民新党については、心からおわびをする。予算審議でゴタついたあとの酒席で、はずんだ話が報道陣に洩れてしまった」と陳謝・釈明した。

新役員

第二四回大会で選出され、大会後の第一回中央執行委員会で選任された新役員は後記のとおりである。

三役はすべて留任したが、局長などは一二ポストのうち九人が交替した。また、三人の副委員長がそれぞれ財政、組織、選挙対策を分担することになった。なお、常任中央執行委員会のメムバーは、三役、局・委員長のほか、安里統制委員長、春日常任顧問、曽禰顧問、小川泰中執(同盟政治局長)の二一人である。

▽中央執行委員長　佐々木良作、▽副中央執行委員長　(財政担当)小平忠、(組織担当)中村正雄、(選挙担当)向井長年、▽書記長　塚本三郎、▽副書記長　河村勝、▽総務局長　柳沢錬造、▽渡辺武三、▽組織局長　西田八郎(留任)、▽国際局長　渡辺教宣局長　和田春生、▽機関紙局長　朗、▽政策審議会長　大内啓伍、▽国会対策委員長　永末英一(留任)、▽選挙対策委員長　藤井恒男、▽市民団体対策委員長　田淵哲也、▽青年婦人対策委員長　木島則夫、▽政権ビジョン委員長　竹本孫一(留任)

赤木省三、小川泰、小沢貞孝、柄谷道一、栗林卓司、三治重信、中沢いと子、中村弘、西村章三、本田広市、宮田早苗、山本悌二郎、吉田之久、和田耕作

▽統制委員長　安里積千代、▽統制委員　井上計、加藤正蔵、高橋高望、戸部卯吉、中村利次、橋詰又一郎、村上源一、山田勝、米沢隆、和田一仁

▽会計監査　伊藤茂夫、岡田助雄、神田厚、小林利、中井洽

▽常任顧問　国会議員選挙対策委員長　春日一幸、▽顧問　西尾末広、稲富稜人、受田新吉、曽禰益、滝田実、中地熊造、村尾重雄、門司亮

▽組織局・青婦対委員会内の各対策委員長――地方議会対策委員長　吉田之久、労働対策委員長　宮田早苗、農林漁業対策委員長　稲富稜人、中小企業対策委員長　井上計、国民運動委員長　米沢隆、学生対策委員長　中野寛成、婦人対策委員長　中沢いと子

(2) 第一五回中央委員会

総選挙・統一地方選への態勢固め　民社党第一五回中央委員会は一九七八年九月一五日、東京・虎ノ門の共済会館に全国から一一四人の中央委員が参加して開かれた。この中央委員会は、年内解散の可能性が高いとの情勢判断にたって、総選挙と七九年春の統一地方選への態勢固めをはかるものであった。佐々木委員長は、冒頭のあいさつのなかで、有事立法問題にたいする社会、共産両党の態度を「党利党略的とりくみ」として批判し、「自衛隊をあいまいな存在にしておく方がかえって危険である」とし、シビリアンコントロール体制整備のため、奇襲にたいする対処方法や法的根拠を検討する必要性を強調した。

つづいて塚本書記長の党務・国会活動報告、河村政審会長から中期経済計画の報告があった。この後、中央委は総選挙政策と統一地方選挙政策大綱を決定し、「総選挙と統一地方選に向かって全党火の玉となって戦い続ける」との宣言を採択して閉会した。なお、委員長あいさつの全文、総選挙政策、地方選挙政策大綱は『革新』七八年一一月号にある。

4　政策・方針

七九年度運動方針　民社党第二四回大会で決定された七九年度運動方針は、党の主体性強化を強調する一方、「政策中心の連合政権づくり」をうたい、そこでは自民党との連立の可能性が提起された点が注目される。従来、〝社公民路線〟をとってきた民社党は七八年度の運動方針では、〝責任野党勢力の総結集〟を打ち出し、社会党と一線を画した反面、新自由クラブをふくめた〝保・革連合路線〟を明確に打ち出した。七九年度はさらに一歩をすすめて「建設的な革新政党を中心とした政権づくりに至る過程」という過渡的なステップとしてではあるが、事実上、自民党との連立政権に道を開く方針を決定したのである。

運動方針はつぎの三部からなっている。①われわれをとりまく諸課題と当面の活動　②新しい政治転換を求めて――五五年体制の打破と民社党の主体性強化――　③党の主体性強化と近代化の促進。運動方針の最重点である第二部の五「政策中心の連合政権づくり」の要旨はつぎのとおり。なお運動方針の全文は『革新』七九年六月号にある。

【政策中心の連合政権づくり（要旨）】

責任野党の結集と党の主体性強化は、要素であるが、連合の態様の予測には現段階では不確定要素が多過ぎる。今後の連合政権づくりは、単なる政党の組み合わせ論でなく、①腐敗を一

掃した清潔な政府　②「政策中心」の連合による能率と有言実行の政府をつくることが基本である。

連合政府は広範で具体的な政策協定が必要で、連合に結集する政治勢力は最低限、次の基本政策について合意が要求される。①混合経済の立場で、失業とインフレのない安定成長を実現する中期経済計画をつくり、とくに雇用安定計画を確立する　②老齢化時代に対応する社会保障中期計画の策定　③行政改革と行財政分担の根本的見直し、地方財源の充実　④自衛隊、日米安保条約に対する現実的位置づけの明確化　⑤国際経済摩擦、南北問題の解決に努める　⑥原子力をふくむ新規エネルギーの開発に積極的に取り組む。

自民党が次の総選挙で過半数を失えば、連合政権問題はただちに現実化する。そうでなくとも参院の過半数喪失が決定的となれば自民党は連合政権問題と真剣に取り組まざるをえなくなる。わが党は、これまでの政権構想で建設的な革新政党を中心とした政権づくりを提起し、そこに至る過程で保守党との間に政権問題を検討する必要性を指摘してきた。社会党が容共体質から抜けきれず、責任野党勢力がただちに過半数を獲得しえない現状では、その可能性を十分予測しておく必要がある。

われわれが目標とする政治構造は、保守党と責任野党が政権を交替する状況をつくりだすことにあるが、そこにいたる過程を軽視し、それへの現実的対応に背を向けてはならない。

なお、運動方針のもう一つの柱である「党の主体性強化」では、一〇万党員、機関紙『週刊民社』二〇万、理論誌『革新』三万、という拡大目標を掲げた。

七九年度政策大綱

民社党第二四回大会は一九七九年度政策大綱を決定した。この政策大綱は七八年四月の第二三回大会、同九月に開かれた第一五回中央委員会で審議のうえ、公表された中期経済計画をうけて、とくに強調する要のある「当面の外交・防衛政策」と、中期経済政策で詳述しえなかった項目および「当面の重点政策」を加えたものであった。政策大綱にとりあげられたのは、つぎの九項目である。

【七九年度政策大綱項目】

①景気回復、物価安定の両立をめざす当面の対策、②完全雇用をめざす積極的雇用保障政策の推進（付　雇用創出の推進に関する法律案要綱）　③財政再建対策と一般消費税に対する態度　④海外不正取引再発防止対策　⑤地価抑制と宅地供給拡大対策　⑥地方分権と行政改革の推進　⑦健康保険制度の抜本改正　⑧将来展望を開く農政改革　⑨当面の外交・防衛政策（なお、全文は『革新』七九年六月号にある）。

その他の政策

以上のほか民社党が第二三回大会（七八年四月）後に作成、発表した政策の主なものはつぎのとおりである。いずれも民社党政策審議会編『政策と討論』に発表されている。カッコ内はその号数および年月である。

①母性保障基本法案（一八六号、七八年五月）　②同和対策事業特別措置法に対する党の見解　③元号の法制化問題に対するわが党の考え方（以上一八七号、七八年六月）　④特定不況地域対策臨時措置法（一八八号、七八年七・八月）　⑤健保改正案に対するわが党の態度（一九一号、七八年一一月）　⑥当面の景気対策と昭和五十四年度予算編成に対するわが党の態度――「雇用最優先型景気回復予算」の提唱（一九二号、七八年一二月）　⑦総合的雇用保障政策の展開（一九三号、七九年一月）　⑧年齢による雇用差別禁止法の制定について（一九四号、七九年二月）　⑨雇用の積極的な創出についての政策提案（一九五号、七九年三月）

5 諸活動

(1) 選挙活動

統一地方選準備　民社党は七八年九月二五日の第一五回中央委員会で、統一地方選の第一次公認候補を決定するとともに、統一地方選挙政策大綱を決定し、統一地方選にむけて本格的なとりくみを開始した。さらに同年一一月二七、二八の両日には静岡県熱海市に全国の地方議員、同候補など二〇〇人を集めて第一〇回地方議員団全国会議を開き、統一地方選対策などを協議し、前回の統一地方選（七五年四月）に先立って七四年二月の第一八回党大会で決定した「地方議員三〇〇〇名計画」の達成へ向けて前進することを確認した。

さらに七九年一月九日の中執委で統一地方選挙対策本部の設置と統一地方選挙闘争方針を決定（同方針の全文は『週刊民社』一月二六日付参照）したのにつづいて、二月八日の中執委で統一地方選挙政策をはじめ、首長選推薦候補、県議などの第二次公認・推薦候補を決定した。

統一地方選挙政策は、①財政危機を打開し、健全自治を確立しよう　②自立的に発展する地域社会を建設しよう　③保革のわくを超えた住民合意の政治を　④豊かで希望ある市民生活を築こう――の四つのアピールと五大主張、一九の政策からなっていた（全文は『政策と討論』七九年二月号にある）。

また二月九日から三日間、静岡県御殿場の富士政治大学校で、第八五期中央党学校「選挙参謀研修会」を開いた。

さらに二月一九、二〇日の両日には、東京・池ノ端文化センターに県連、区連、支持団体、さらには総支部の代表者など二二四人を集めて全国組織代表者会議を開いた。この会議は、結党以来はじめての試みで、統一地方選に向けての態勢固めをはかり、第三次党勢拡大運動を各級組織に滲透させるためのものであった（会議の詳細は『週刊民社』七九年三月二日付参照）。

地方選の結果　統一地方選において、民社党が推薦した知事候補一三人のうち、岩手をのぞく一二都道府県で勝利したのをはじめ、市長選でも政令指定都市の札幌をはじめ五一市で当選（推薦六三人中）、東京特別区長は推薦二〇人中一九人が当選するという好成績であった。各級議員選でも町村議で六人減となったほかは、いずれも議席をふやした。民社党の場合には、公認以外に推薦がかなり多く、道府県議では七九人推薦して五三人当選、政令指定都市の市議で四人推薦し全員当選、一般市議で一四九人推薦し一四三人当選、町村議は三二〇人推薦し二七九人が当選している。なお区議では推薦候補はなく、すべて公認であった。

選挙総括　第二四回大会で、民社党統一地方選挙対策本部は〝この勝勢を党拡大と総選挙勝利のために〟と題する選挙総括を発表した。この総括は、今回の統一地方選の最大の特徴は「いわゆる中道勢力の比重が、選挙結果を決定的に支配し、これを土台とした保守・中道提携が社共勢力を圧倒したところにある」と述べた。また「東京、大阪の勝利は、今回の統一地方選挙の

すべてを象徴していたといっても過言ではない。これは、保守・中道提携が、左翼勢力を圧倒したというにとどまらず、この勝利は、今後の日本の政治に新しい流れを形成する重要な契機となるであろう」と位置づけ、さらに「今回の選挙を通じて、国民は保革の対決といった空虚なイデオロギーを排し、堅実な地方政治の発展を選択したことは、きわめて建設的な方向であった」と評価した。

同総括はまた、各級議員選挙の結果を「結党以来、最高の議席増による勝利」とする一方で、「地方議員三〇〇〇名計画」の目標からみれば「満足できるものではない」と述べ、とくに「候補者擁立の決定的不足」を克服しなければならない点として指摘している（全文は『革新』七九年六月号参照）。

(2) その他

国際活動　七八年七月以降の一年間に民社党が海外に派遣した代表団は、つぎの二つである。

(1) 七八年一一月三日～五日、カナダのバンクーバーで開かれた社会主義インター第一四回大会に、佐々木委員長を団長に、永末国際局長、相原正雄同盟国際局長ら六人の代表団が参加した。なお、この大会で曽禰益顧問が一四人の名誉議長の一人に選ばれた（詳しくは『革新』七八年一二月号参照）。

(2) 一九七八年一一月二三日から同二九日、佐々木委員長を団長とする民社党第二次訪中団一行七人が北京を訪問し、鄧副総理と会談し、また張香山副会長ら中日友好協会の代表と二回の政治会談をおこなった（詳しくは『革新』七九年一月号参照）。

街頭行動　民社党が展開した国民運動について、第二四回大会における党務報告は、つぎのように記している。

「党勢拡大と相まって、全国的な国民運動――街頭行動――が積極的に行なわれた。主なるものをあげると、『不況克服・雇用拡大全国キャンペーン』を一カ月以上の日程で二度にわたって行った他、『樺太抑留韓国人帰国促進運動』『北方領土返還要求運動』『違法ストをやめさせる街頭集会』『米価闘争』『郵便業務正常化対策』などの国民的課題を解決する運動を全国的にくり拡げた。これらの運動には全国に国会議員を派遣した他、週刊民社号外約四〇〇万部配布、本部宣伝カーの走行延一五〇日余に達した。」

7 日本共産党

1 概　況

統一地方選で善戦　六〇年代から七〇年代前半にかけて躍進をつづけてきた共産党は、七五年四月の統一地方選で伸び悩み、七六年総選挙、七七年参院選ではともに議席を半減させるという手痛い敗北を喫した。しかも、この二つの国政選挙で

共産党を追い抜いた公明、民社両党は「中道革新」の名のもとに提携関係を強化し、国政レベル、地方レベルを問わず共産党を排除し、むしろ自民党と結ぶケースがふえた。加えて、社会党が党内対立のため混乱・停滞したこともあって、これまで社共共闘を軸に前進してきた革新自治体は退潮をつづけた。七八年中には京都府、横浜市、沖縄県、七九年の統一地方選では東京都、大阪府という拠点的な革新自治体が保守・中道連合に敗れるという事態があいついだ。しかも横浜、大阪では社会党も保守・中道連合の側につき、共産党は政党レベルでは単独で（革自連の支持はあったが）たたかったのである。

共産党は、こうした困難な状況を、党員、機関紙の量的拡大と同時に、党内教育によって質的強化をはかることによって乗り切ろうとしている。その成否は次期総選挙の結果にかかっているとみられるが、その前哨戦ともいうべき七九年の統一地方選では、共産党の予想以上の善戦が目立ち、各級議員選でかなりの議席増を果たした。

また一五年間にわたって対立してきたソビエト共産党と、関係正常化についての話し合いがすすみ、あとは公式会談を残すだけとなっている。中越紛争ではベトナムを支持し、中国を「侵略者」としてきびしく非難した。

役　員　第一四回大会一中総（七七年一〇月）で選出された役員はつぎのとおり。

▽中央委員会議長　野坂参三、▽幹部会委員長　宮本顕治、▽同委員長代理・書記局長　不破哲三、▽同副委員長　上田耕一郎、瀬長亀次郎、西沢富夫、浜武司、不破哲三、宮本忠人、村上弘（以上常任幹部会委員）、阿部泰、荒堀広、井田誠、茨木良和、上田均、大村進次郎、小笠原貞子、春日正一、河田賢治、木津力松、工藤晃、桑原信夫、下司順吉、小島優、紺野純一、紺野与次郎（死亡）、榊利夫、定免政雄、白石芳朗、立木洋、中島武敏、韮沢忠雄、古堅実吉、星野力、安井真造、若林暹▽統制委員会　責任者　戎谷春松、委員　飯田七三、鈴木善蔵、高島信敏、津村悦夫、吉積清、渡辺武利

▽監査委員会　責任者　春日正一、委員　加藤進、杉本ハマ、中沢清作

七七年一一月一五日の幹部会で決定された書記局の機構はつぎのとおりである。

▽書記局長　不破哲三、書記局次長　市川正一、金子満広、宮本忠人、書記局員　緋田吉郎、小林栄三、荒堀広、小島優、韮沢忠雄、新原昭治、藤井貞治、松本善明

2　組織・機関紙・財政

党員数　共産党の党員数は七六年七月の第一三回大会の時点で三八万余、七七年一〇月の第一四回大会では「四〇万に近い規模に達した」と発表された。その後も党員数は「ほぼ四〇万」（『赤旗』七九年六月八日付）といわれているが、実際には三五万人台にまで落ちたのではないかとみられる。その根拠は七九年六月一日から二四日までのあいだに七三〇〇人を超える入党者があり、これが「全党的にいって、党員の拡大率は二パーセント強」と報告されているからである。なお、政治資金規正法により共産党中

央本部が自治省に届け出た七八年中の「党費・会費」の納入人員は、納入延べ人員で三四五万九三六四人となっている。これは一カ月平均では二八万八〇〇人強である。七七年中の「党費・会費」の納入延べ人員は三四七万八五六二人であったから、延べ人員で一万九一九八人の減、一カ月平均では一六〇〇人弱の減である。

しかし、七九年七月三〇日に開かれた全国都道府県委員長、選対部長会議における宮本委員長のあいさつによれば、同年六月、七月の党員拡大を重点とした「躍進月間」の入党者は四万一〇〇〇人を超えたという（『赤旗』七月三一日付）。

機関紙　機関紙『赤旗』の部数は、拡大月間を設けて集中的に拡大しながらではあるが長期的には増加傾向がつづいている。すなわち、拡大直後のピーク時の数字だけをみると、七三年一一月の第一二回大会時点で、日刊紙が六十数万、日曜版が二二〇万の計二百八〇万、七四年一二月に三〇六万、七五年一一月に三百十数万、七七年一〇月に三二五万九三五四となっている。ただし、七七年八月末では約二五四万部にまで落ちこんでいたことが示すように、ピーク時と減少時の幅はかなり大きい。

その後の実部数は公表されていないので不明だが、七九年六月二日の『赤旗まつり』での宮本委員長の演説によれば三〇〇万以上とされている。なお、ほぼ同時点で発表された「七中総決議」によれば、七六年一二月の総選挙時とくらべ、日刊紙は一〇〇%で変動なく、日曜版は一〇九%である。七七年一年間にくらべ七八年中の機関紙の有料部数が減少したことは確かである。すなわち、政治資金規正法により共産党が自治省へ届け出た収支報告によれば、七七年は一三九億七六六八万円余であった新聞関係の事業収入が七八年では一二七億六九二四万円余と一二億円以上も減っているのである。ただし、書籍関係の事業収入は四億二六七二万円の増となっている。これは主として〝袴田反共毒素一掃クリーン作戦〟として大々的におこなわれたパンフレット販売によるものであろう。

定期刊行物　共産党が発行している定期刊行物はつぎのとおりである。

①中央機関紙『赤旗』（日刊、一六ページ建）一部四〇円　一カ月一一〇〇円
②同『赤旗日曜版』（週刊、二〇ページ）一部八〇円　一カ月三三〇円
③同『赤旗』学習・党活動版（週刊、タブロイド八ページ）一部三〇円、一カ月一〇〇円
④同『赤旗』評論特集版（週刊、B5三二ページ）一部五〇円、一カ月二〇〇円
⑤中央委員会理論政治誌『前衛』（月刊）一部三六〇円
⑥『理論政策』（月刊）定価不定
⑦『議会と自治体』（月刊）一部三五〇円
⑧『月刊学習』（月刊）一部二〇〇円
⑨『世界政治資料』（月二回刊）一部二〇〇円　一カ月一三〇円
⑩『学生新聞』（週刊、六頁）一部四〇〇円、一カ月六〇円
⑪『点字赤旗』（月刊）一部二〇〇円
⑫『赤旗縮刷版』（月刊）一部二九〇〇円
⑬『赤旗』写真ニュース（旬刊）一部二〇円、
⑭『ブレティン』（英文広報誌）

なお、七九年二月（三月号）に、新たに女性向けの月刊誌『女性のひろば』（一部二〇〇円）が創刊された。

財　政

政治資金規正法により共産党が自治省に提出した収支報告によれば、日本共産党中央本部の一九七八年中における収入は一六七億一三一〇万三〇三七円で四年間連続して他政党を抜いて第一位であったが、前年比では約六億四一七五万円の減となった。収入の内訳では『赤旗』など新聞の紙代が一二七億六九二四万余で収入総額の七六・四%を占めている。ついで書籍関係の収入が二〇億九九六万円余（一二・六%）、雑誌関係が六億一三三万円弱（三・七%）で、以上の機関紙誌出版関係の収入だけで全収入の九二・六%をまかなっている。個人の党費・会費の収入は八億四五五一万三八〇四円（五・一%）で、絶対額でも社会党や公明党より少ない。各人の収入の一%という党費額や党員数（納入延べ人員三四五万九三六四人、一カ月平均で二八万八二八〇人）からみて非常に少ないのは、社会党が党費全額を中央に集中しているのにたいし、共産党の場合は党費の一部だけを中央に上納していることによるものである。一九七五年に共産党が党本部財政の収支を公開した際の説明によれば全党費の一五%が中央の収入となるとされていた。この比率に変化がないとすれば、党費総額は五六億を超えていることになる。その他では個人の寄付が一億九四九六万円余（一・二%）ある。

支出は総額一五九億七七一九万五九四六円で、機関紙誌の発行事業費が一二三億強で総額の七七・〇%を占めている。ついで人件費の一七億〇五六一万円余（一〇・七%）、寄付・交付金の八億六〇七九万円弱（五・四%）、事務所費の四億二二二六万円弱（二・六%）、宣伝事業費三億三三六八万円弱（二・一%）などとなっている。

3　中央委員会総会

共産党の大会は他党のように毎年一回ではなく「三年以内に一回ひらかれる」ことに決められている。「党大会から党大会までのあいだ、党大会の決議を実行し、党の全活動を指導する」のは中央委員会でその総会は「年二回以上」開かれることになっている。最近の党大会は七七年一〇月に開かれた第一四回大会で、その内容はすでに本年鑑七九年版でとりあげた（五一〇～五一二ページ）ので、別項の役員の氏名のほかは省略する。

この一年間に開かれた中央委員会総会は第五回から第七回までの三回である（回数は第一四回大会以降の通算）。これらの総会は、いずれも党本部で開かれ、第一四回大会で選出された中央委員一四一人、准中央委員五四人が出席した。

五中総は七八年九月、有事立法が政治問題化し、国会の年内解散もありうるとみられた情勢のもとで開かれ総選挙と地方選の選挙準備を中心に、機関紙誌の拡大、入党者教育、組織、財政などの諸問題が検討された。

六中総は七九年二月に開かれた。この総会は統一地方選を前にして態勢固めをはかると同時に、元号問題その他、新たに成立した「大平内閣の反動的政策」にたいする反対闘争の展開をよびかけた。また、中越国境紛争、カンボジア問題にかんし、中国の態度をきびしく批判した。

七中総は七九年五月に開かれ、統一地方選の総括をおこなうと同時に、総選挙と八〇年参院選にむけて、党員や機関紙の拡大、パンフの普及、後援会の確立拡大をよびかけ、六月、七月を「総選挙勝利をめざす躍進月間」に設定した。

各総会の開催日、主な議題と報告者はつぎのとおりである。諸報告、決議の詳細は『理論政策』の第一二九号(七八年一〇月)、同一三四号(七九年三月)、同一三七号(七九年六月)に収録されている。

五中総(七九年九月一四日～一七日)
①党務報告(不破書記局長)　②選挙準備活動について(緋田選対局長)　③計画的拡大と定着活動の新しい前進のために(宮本機関紙誌局長)　④新入党者教育をはじめとする〝義務教育〟遂行による党建設の問題について(小林教育局長)　⑤党生活の整備、確立について(浜組織局長)　⑥財政活動の強化について(藤井財務局次長)　⑦地方政治の革新、自治体活動の強化のために(下司自治体局長)。

六中総(七九年二月六日、七日)
①党務報告および幹部会決定の説明(不破書記局長)　②当面する国際問題について(西沢副委員長)　③決議「大平内閣の反動的政策にたいする政治的反撃の先頭に立とう」　④声明「国民主権と文化に逆行する元号法制化」　⑤監査委員の交替。

七中総(七九年五月二三日～二五日)
①ソ連共産党との予備会談の経過と結果(西沢副委員長)　②特別決議「『資格争訟』の名による議会制民主主義否定の暴挙を糾弾する」　③第九回いっせい地方選挙の総括についての報告(緋田選対局長)　④第七回中央委員会決議と党務報告(不破書記局長)。

4　政策・方針

労働戦線にかんする方針

日本共産党は大会ごとにつぎの大会までの基本方針を「大会決議」として採択している。七七年一〇月の「第一四回大会決議」についてはすでに本年鑑七九年版でとりあげた(五一四～五一六ページ、全文は『前衛』七七年一二月臨時増刊参照)ので省略する。

ここでは、統一地方選後の七九年五月に開かれた七中総で採択された「第七回中央委員会総会決議」のなかから、労働戦線にかんする部分を紹介しておこう。なお、この決議の提案説明にあたった不破書記局長は、「今日、労働戦線に重要な変化や新しい動向が生まれて」いることに「注目すべき」であると述べている。

【七中総決議のうち労働戦線に関する部分】

労働戦線では、「減量経営」をはじめ、経済危機を背景とした独占資本の搾取強化の攻撃のもとで、賃上げ、時間短縮、過密労働反対、雇用確保など労働者の生活と権利を守る要求がきわめて切実なものとなり、真に独占資本と対決する力をもった労働組合運動の階級的強化と前進の方向が、広く求められている。また、反共労資協調主義の潮流が、反共「中道」諸党との結合を強めつつ、資本主義体制を「組織をあげて」守るというむきだしの現体制擁護路線をとなえ、「減量経営」の名による首切り「合理化」に協力するなど、労働者の利益との矛盾を客観的にいよいよ鋭くしているみられたように、社会民主主義的組合幹部のなかに社会党の動揺や矛盾をのりこえて、革新統一を志向する有力

な前進的動向が広がっているなど、いくつかの注目すべき動きがあらわれている。こういう状況のもとで、党が、「革新統一戦線こそ労働組合前進の道」のスローガンをさらに高くかかげつつ、労働組合運動へのとりくみを強化することは、日本の大衆運動全体の前進にとっても、ますます重要になっている。

労働戦線の真の統一実現のためには、労働組合の「資本からの独立」、「政党からの独立」という初歩的原則を名実ともに確立し、反共イデオロギーを前提とせず、搾取と抑圧に反対し、生活と権利を守る労働者、労働組合の大衆的な共同行動を促進することが、なによりも必要であり、そのことを広範な労働者と労働組合のあいだで明らかにする活動を強化しなければならない。また、労働者階級の三分の二以上、とくに中小企業労働者の圧倒的部分が未組織のままに残されている現状をそのままにして、労働戦線の真に階級的な統一のありえないことも明白である。この見地から、統一戦線支持労組との協力をいっそう強めつつ、未組織労働者の組織化の仕事を強力に前進させることは、ひきつづきわが党に課せられた重大な課題である。

総評への提言

七八年六月一七日、共産党は総評にたいし「革新の大義と労働組合運動」と題する提言をおこなった。これは、総評側から、総評第五七回大会に提出する運動方針案の作成にあたって「総評の運動のあり方について、注文・要望など、意見を提出してほしい」との要請をうけたのにこたえておこなわれたものであった。「提言」は、七八春闘が成果をあげえなかったのは、「日本の支配勢力全体が本格的に力を集中して攻撃した時、これを打ち破るだけの力量が発揮されなかった点にある」とし、「個々の企業や産業で力を結集すると同時に全国的に、また国民的な規模での力関係を労働者の側に有利に変革していくという」点で、七八春闘はこれまでより後退したと指摘したうえで、つぎの諸点を提言していた。①賃上げなど労働者の直接の利益の追求だけでなく、全国民生活の擁護者として国民諸階層との連帯を強めること②革新統一戦線の結成で、支配勢力を政治的にも大きく包囲すること ③国民生活擁護の闘争を安保廃棄など当面の政治的諸課題の闘争と結合してたたかうこと、とくに10・21全国統一行動を重視し、これを一日共闘に終わらせず、持続的な統一行動として発展させること。「提言」の全文は『赤旗』七八年六月一八日付に発表され、『理論政策』七八年七月にも掲載された。

政策提言

この一年間に共産党が発表した主な政策提言はつぎのとおりである。

①沖縄県への国鉄導入の早期実現のために県民運動の新たな発展をよびかける――「沖縄縦貫鉄道整備等特別措置法」についての日本共産党の提案（『赤旗』七八・七・二一） ②震災予防対策強化のための日本共産党の提言（『赤旗』七八・九・二） ③経済危機の現局面と当面の経済政策――円高・長期不況打開のために（『赤旗』七八・九・二〇～二一） ④共産党が提示した補正予算の撤回、編成替えを求める動議（『赤旗』七八・一〇・五） ⑤第九回全国いっせい地方選挙にのぞむ日本共産党の基本政策（中央委員会『赤旗』七八・一二・一二～一三） ⑥大都市圏自治体の財政危機打開のために（『赤旗』七九・三・二〇） ⑦住民本位の市町村行政にするために（『赤旗』七九・四・一二） ⑧住民参加による地域医療、地域福祉の新たな前進のために（『赤旗』七九・四・一四） ⑨下水道を早くつくるために（『赤旗』七九・四・一四）。

以上の諸政策の全文は、いずれも『理論政策』に再録されている。

声明

この一年間に共産党は種々の問題にかんし、中央委員会声明、幹部会声明、常任幹部会声明、あるいは『赤旗』主張、党幹部の談話、申し入れなどのかたちで、その見解を表

明した。それらの多くは、まず『赤旗』に発表され、その翌月の『理論政策』に再録されている。この一年間に共産党が発表した主な声明は、つぎのとおりである。

①有事立法による軍事ファシズムへの道を阻止するため、いまこそ民主勢力は国民的闘争に決起しよう（常任幹部会『赤旗』七八・九・九）②最悪の大衆課税――一般消費税の導入に反対する（党見解・『赤旗』七八・九・一〇）③日中平和友好条約の衆議院審議終了にあたって（常任幹部会・『赤旗』七八・一〇・一六）④いっせい地方選挙をめざして、党活動の決定的強化を――政局の新しい展開のもとで――（幹部会・『赤旗』七八・一二・三）⑤住民奉仕をつらぬく自治体へ、地方政治革新の新しいうねりを――第九回全国いっせい地方選挙にのぞんで訴える（中央委員会・『赤旗』七八・一二・一一）⑥国民主権と文化に逆行する元号法制化（六中総声明・『赤旗』七九・二・七）⑦大平内閣の反動的政策にたいする政治的反撃の先頭に立とう（六中総決議・『赤旗』七九・二・八）⑧中国はベトナムにたいする侵略行動をただちに中止せよ（常任幹部会声明・『赤旗』七九・二・一九）⑨日本共産党の前進、革新統一勢力の勝利で地方政治革新の新しいうねりを――いっせい地方選挙開始にあたって国民のみなさんに訴えます（中央委員会・『赤旗』七九・三・一四）⑩「ポル・ポト＝イエン・サリ政権」の虐殺と破壊のあと、民族の自決と幸福のため困難の中で国づくりを進めているカンボジア人民への連帯と支援をよびかける（常任幹部会・『赤旗』七九・六・二三）。

論　文

この一年間に共産党が発表した論文のうち、主なものだけをあげておこう。

①住民とともに考え、住民とともにたたかう真の自治体へ――革新自治体の歴史的使命を達成するために――（『赤旗』七八・八・二七）②危機打開をめぐる二つの道の対決と七九年春闘（七八・一二・二七～二八）③科学的社会主義か「多元主義」か――田口理論の批判的研究――（不破哲三・『前衛』七九年一月号）④革新都政十二年の評価と前進への課題――日本共産党の見解（『赤旗』七九・二・一四）⑤革新裏切った美濃部氏の決算（『赤旗』七九・四・二六）。

以上のほか『前衛』七九年四月号から七月号にかけ連続四回「八〇年代の労働組合運動の課題と展望」と題する特集が組まれ、九本の論文が掲載された。

5　諸活動

(1)　選挙活動

統一地方選準備　共産党は、前回七五年四月の統一地方選において、首長選ではかなりの成果をあげたものの、各級議員選では予想外に苦戦した。とくに道府県議選では一〇議席を減らし、七六年総選挙、七七年参院選の敗北へとつらなった。このため、第一四回大会では地方選について「現有議席の確実な防衛をまず重点とし、議席増加をめざすさいにも、とくに複数選挙では、力関係の冷静な評価にもとづいて立候補者を決める」との方針を決め、また県議や重要都市での「空白克服」を最優先課題に位置づけた。また、首長選では、東京、大阪など革新自治体の防衛を重視した。

そして七八年九月の五中総で、選挙の準備活動について検討したのを皮切りに、一一月九日には全国都道府県委員長会議、一二月一

三日から一五日にかけては全国都道府県委員長・地区委員長会議を、七九年二月には六中総、さらに三月四日にも都道府県委員長会議を開いて、機関紙拡大、パンフレット普及などとあわせて統一地方選へのとりくみを強化した。また二月一六日には、宮本委員長を本部長とする「いっせい地方選挙闘争本部」を設置した。

統一地方選政策

この間、一二月一一日には中央委員会名で「住民奉仕をつらぬく自治体へ　地方政治革新の新しいうねりを」と題する訴えを出し、さらに翌一二日には「第九回全国いっせい地方選挙にのぞむ日本共産党の基本政策」を発表した。その後も、サラ金規制、大都市圏自治体の財政危機打開策、地域医療・福祉政策などの諸政策を発表した。これらの諸政策や選挙戦において共産党が出した声明、談話などは『議会と自治体』二四八号、七九年六月臨時増刊に共産党を中心とした選挙結果にかんする諸統計とともに特集されている。

選挙総括

選挙の結果、共産党は首長選では東京、大阪という二大拠点を失った。これについて統一地方選を総括した「七中総決議」はつぎのように述べている。「これは、自民党単独の勝利ではなく、自民党とこれに追随する諸党の反革新的連携によるものであり、さらには大阪での社会党の裏切り、東京での美濃部前知事の変節と一年間におよぶ社会党の動揺など革新陣営内部の弱点もくわわってもたらされた結果であるが、自民党・反動勢力への攻撃の新たな拠点を手中にした事実を軽視することは、ゆるされない。」

同決議は、これにつづけて「同時に重要なことは、前半戦における東京、大阪での敗北にかかわらず、わが党や革新統一勢力の奮闘によって、わが党を与党とする革新自治体の数は、後半戦では二百七から二百十四にふえ、その住民の数は約三千四百万、人口の約三〇パーセントをしめており、革新自治体は、依然としてわが国の地方政治の有力な潮流を代表している」ことを強調した。

一方、議員選では、共産党は他党に比しかなりの好成績で、最重点にした道府県議選では前回比二七議席増となり、空白県も七県から二県に減少したほか、全体で前回比二七議席を増し、地方議員の総数では三五五人となった。

七中総は、これを「貴重な前進」であり、「共産党の追いおとしを主目標として追求した自民党・反動勢力の策動に一定の打撃をあたえ、また今後の政治革新の事業にとって新しい出発点となる重要な意義をもつ」と高く評価した。しかし、同時に、①自民党の「〝復元力〟の根深さ」を軽視するわけにいかないこと　②共産党は議席面では前進したが、得票数、得票率で後退したこと、とくに大都市での得票減の大きさ、の二点を指摘し、この「前進に安住することは許されない」と強調した。

(2)　国際活動

各国共産党との関係

日本共産党は、国際共産主義運動における「自主独立」の立場をとっている。したがって、各国共産党との関係においても「自主・独立」路線をとる党と密接な間柄にある。すなわち、社会主義国の党のなかではベトナム、ルーマニア、ユーゴとは相互に交流している。とくにベトナム

共産党との関係は親密で、ハノイには日本共産党の代表が常駐している（七八年二月以降、宮本太郎中央委員）。また、七〇年代に入ってからは、発達した資本主義国の共産党との連帯を重視する方針を打ち出し、イタリア、フランス、スペインなどの党との交流が活発化している。

一方、中国共産党との関係は、いわゆる「四人組」追放後も変化せず、きびしい対立関係にある。とくに七九年二月の中越国境紛争に際しては、中国を侵略者としてはげしく非難し、軍隊の撤退と話し合いによる解決を主張した。他方、ソ連共産党との関係も、一九六四年以降、断絶状態にある。両党関係断絶の発端となったのは部分的核実験停止条約の批准に際し党決定に反し除名された志賀義雄氏らをソ連共産党が支援したことによるものであった。その後、何回も両党間で関係正常化のための会談が開かれたが、最終的な合意をみるにはいたらなかった。

日ソ両共産党関係正常化で合意

しかし一九七九年二月に東京で、四月にモスクワで開かれた両党代表による関係正常化のための予備会談の結果、両党は最終的に合意に達し、あとは七九年秋にも予想される両党首脳による公式会談を残すだけとなった。

四月一四日、この問題にかんする合意文書が発表されたが、その主要点はつぎのとおりである。①ソ連共産党は、日本共産党を日本の共産主義運動を代表する唯一の党とみなし、元党員、各種のグループが共産主義運動の名でおこなういかなる策動も反党活動として、ソ連側のこの種のグループと関係をもたない　②日本共産党は、ソ連共産党が表明した過去の両党関係の問題にたいする建設的態度を肯定的に評価した　③双方は、各国共産党間の相互関係にかんする公認の諸原則、すなわち、自主・独立の尊重、同権、内部問題相互不干渉、国際連帯の諸原則にもとづいて、両党関係が確立されなければならないことを強調した。

なお、②でいうソ連共産党の「建設的態度」とは、二月の会談で、ソ連側が、かつて志賀義雄氏らを支持する論文を『プラウダ』に掲載したことは「正しくなかった」と表明したことをさしているという。「合意文書」の全文および、この予備会談にかんする主張は『理論政策』七九年五月号にある。

代表団派遣

この一年間に日本共産党が海外に派遣した代表はつぎのとおりである。

▽七八年六月二五日～七月一二日　宮本委員長、上田副委員長らユーゴスラビア、ルーマニアを訪問。ユーゴには六月二五日から七月五日まで滞在し、チトー共産主義者同盟議長と会談し、共同声明を発表。ルーマニアには七月五日から一一日まで滞在し、チャウシェスク共産党書記長と四回の会談をおこない、共同宣言を発表した。

▽七九年三月三〇日から四月三日までローマで開かれたイタリア共産党第一五回大会に西沢副委員長ら出席。同代表団はフランス、ユーゴ、ソビエトも訪問し、モスクワでは日ソ両党関係正常化のための予備会談をおこなった。

▽七九年五月六日～一五日、西沢副委員長ら日ソ両党の公式会談準備のためモスクワ訪問。

▽七九年五月九日より一三日までパリ郊外で開かれたフランス共産党第二三回大会に村上副委員長ら出席。

▽七九年五月三一日より六月三日までリスボンで開かれたポルトガル共産党第九回大会に、プラハ駐在の鵜飼中央委員を派遣。

▽七九年六月一五日からシドニーで開かれたオーストラリア共産党第二六回大会に荒堀幹部会委員らを派遣。

▽七九年六月二九日～七月一〇日、野坂議長を団長とし、西沢、村上両副委員長を副団長とする代表団がベトナム、カンボジア、ラオス三国を訪問し、ベトナム共産党、カンボジア救国民族統一戦線、ラオス人民革命党の各代表団と会談した。はじめ、このインドシナ三国訪問には宮本委員長が団長となる予定であったが、同氏の健康上の理由から野坂議長にかわった。

一方、外国からスウェーデン左翼党議長が来日（七八年一一月四日）して共産党首脳と会談したほか、七九年六月の〝赤旗まつり〟にはフランス、メキシコ両共産党の代表が出席した。

(3) その他

有事立法・元号法制化反対闘争

共産党は、政府・自民党が「有事立法」制定の動きをしめしたことを重視し、国会で政府を追及するとともに、『赤旗』は連日この問題を報道して「有事立法」反対のキャンペーンを展開した。また、九月一日には上田副委員長を責任者とする「有事立法・統合作戦研究対策委員会」を設置、ついで同八日には「有事立法による軍事ファシズムへの道を阻止するため、いまこそ民主勢力は国民的闘争に決起しよう」と題する常任幹部会声明を発表するとともに、宮本委員長を責任者に「有事立法反対闘争本部」を設置して、国会の内外で活発な運動をおこなった。

さらに一一月二日には、有事立法だけでなく、元号法制化、靖国神社国営化、教育、司法での反動化など一連の動きにたいする闘争を強化するため、有事立法反対闘争本部を「有事立法・元号法制化等反対闘争本部」と改称し、本部員も増強した。有事立法等の反対闘争の詳細は『前衛』七八年一一月号～七九年二月号、とくに一二月号の特集「民主主義かファシズムか」参照。

国民生活防衛闘争

有事立法反対とならんで共産党が力を入れたのは、一般消費税反対や雇用・失業問題などの「国民生活防衛の闘争」であった。生活防衛闘争では、大衆運動としてこれにとりくんだだけでなく、生活相談所を通じて、サラリーマン金融の被害の解決、下請け業者にたいする不払い代金の回収などに努めたことであった。共産党日常活動局の集約によれば、七九年一月から六月に、同党の生活相談（連絡、取次）所は一一九〇カ所ふえ、全国で一万四五〇二カ所となり、受けつけた相談件数は二五万二九五六件でその七〇％を解決したという。また、サラ金被害などの相談活動による解決額は七八年一年間で五三億六七九二万円、七九年一月から六月で四〇億七八九〇万円に達したという（『赤旗』七九年七月一五日付）。

婦人活動家会議

七八年一一月一八、一九の両日、共産党は党本部で初の全国婦人活動家会議を開いた。会議には、都道府県委員会の婦人部長をはじめ、地方議員、支部や新日本婦人の会などの活動家一五六人が参加した。会議の目的は、全党員のなかで三五％を占める婦人党員が機関紙拡大など「全党的な一般的諸課題の実践と、婦人運動分野での諸課題とを結びつけて、いっ

そう広範な婦人のなかで活発に活動して、党の影響を広げ、発展させることにあった」。

【参考資料】〈日本社会党関係〉(1)日本社会党中央本部機関紙局『社会新報』（週二回刊）、(2)同『月刊社会党』、(3)日本社会党政策審議会『政策資料』、(4)「日本社会党第43回定期全国大会速記録」、(5)社会主義協会（向坂派）『社会主義』（月刊、ただし七八年一一月、七九年六月に臨時増刊号発行）、(6)社会主義協会（太田派）『社会主義』（月刊）、(7)労働社会問題研究センター『社会労働評論』（月刊）、(8)社会通信社『旬刊社会通信』
〈公明党関係〉(1)公明党機関紙局『公明新聞』（日刊）、(2)同『公明』（月刊）
〈民社党関係〉(1)民社党本部『週刊民社』、(2)同『革新』（月刊）、(3)民社党政策審議会『政策と討論』（月刊）、(4)全日本労働総同盟『同盟』（月刊）、(5)民主社会主義研究会議『改革者』（月刊）
〈日本共産党関係〉(1)日本共産党中央委員会『赤旗』（日刊）、(2)同『理論政策』（月刊）、(3)同『前衛』（月刊）、(4)同『議会と自治体』（月刊）
以上のほか『朝日新聞』、『読売新聞』、『毎日新聞』、『世界』、『エコノミスト』を利用した。なお、月刊誌だけでなく一般週刊誌までカバーした政党関係の雑誌記事のリストとして、日本共産党『赤旗・評論特集版』（週刊）に毎号掲載される「雑誌記事」がある。

【補正】　その後社会党および共産党の党員数にかんし、新たな数字が発表されたので追記する。

(1)日本社会党の党員数は一九七九年八月二九日現在で四万九一七七人となった。これは同年一月にくらべ五五六五人の増である（『朝日新聞』七九年八月三一日付による）。

(2)日本共産党の党員数を七九年五月現在で三五万人台と推定したが、実際は三六万五〇〇〇人前後であった。すなわち『朝日新聞』七九年八月二一日付によれば、同年六月、七月の「躍進月間」中に「四万四千人が入党、約四十一万人になった」という。